

奈良文化財研究所学報 第87冊

日韓文化財論集Ⅱ

独立行政法人 国立文化財機構
奈良文化財研究所

大韓民国国立文化財研究所

奈良文化財研究所学報 第87冊

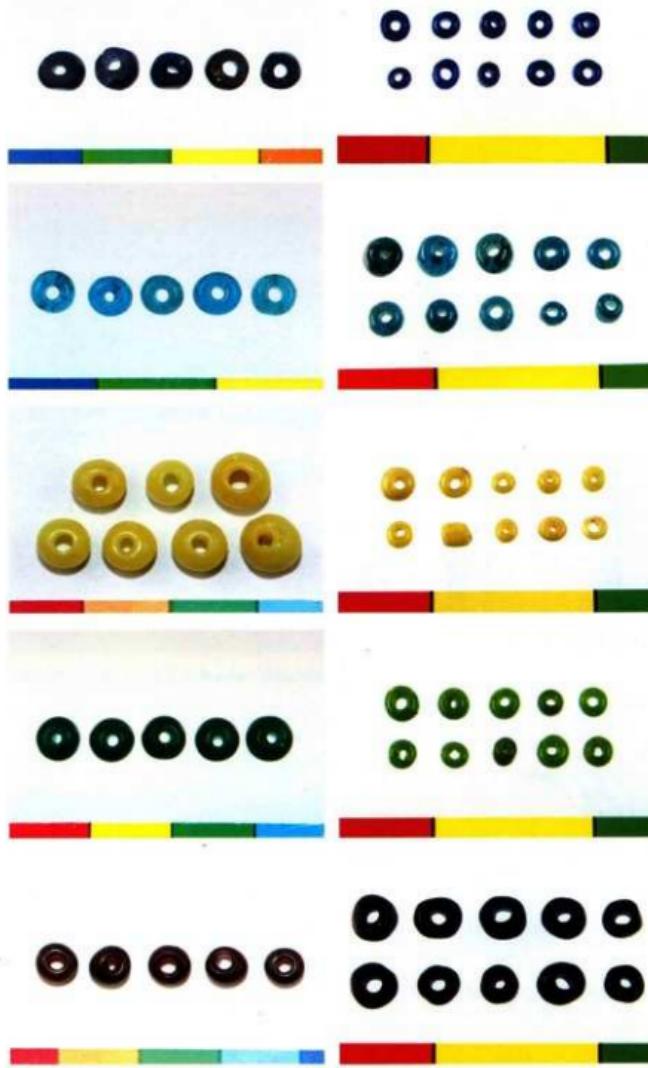
日韓文化財論集Ⅱ

独立行政法人 国立文化財機構
奈良文化財研究所

大韓民国国立文化財研究所



狭義の飛鳥の地を南東上空より望む（小澤論文参照）



扶余王興寺（左列）・公州武寧王陵（右列）出土ガラス玉（轉論文参照）
(上から、緋青色、碧色、黄色、緑色、紫色)

序

奈良文化財研究所と大韓民国国立文化財研究所との共同研究がはじまって10年が過ぎました。この間、成果を提示しあう研究交流にとどまらず、実際の発掘現場に研究者を互いに参加させ、データを構築する基礎的な段階からの交流も深めてきました。これらは、日韓双方の研究状況や研究手法の共通性と相違を具体的に認識できる場となっており、今後の両国の研究の進展に大きな意義を持つものと思います。また、これらを通じてとくに若手研究者が大きな刺激を受け合っていることも重要です。

ところで、2005年からは、テーマを「日本の古代都城並びに韓国古代王京の形成と発展過程に関する共同研究」として進めていますが、これに関連する具体的な成果を日韓研究者の個別論文集の形でまとめることとしました。その最初の成果は、「日韓文化財論集Ⅰ」として2007年に刊行しました。このたび刊行する論集は、これに続くもので、両研究所あわせて17名の中堅、若手研究者が論考を寄せました。考古、建築、歴史の多分野の論考が集まりました。両研究所の共同研究は、都城・王京の研究テーマを核に少しずつ広がっており、建築、歴史、考古など各分野それぞれに独自のテーマをもった研究も進展し始めています。今論集をご覧いただければ、その傾向をご理解いただけると思います。

両研究所の共同研究は、上記分野にとどまらず、庭園、遺跡整備、復原、そして保存科学などを加えた多岐にわたる分野にまたがっています。今後ともこれら多角的な共同研究の成果が、こうした論集の形で結実することを期待するとともに、こうしたことを通じて文化財保存への両国の取り組みが互いに進展することを祈念するものです。

2010年11月

独立行政法人国立文化財機構
奈良文化財研究所長
田辺征夫

발간사

우리연구소와 일본 나라문화재연구소는 「한·국 고대왕경 및 일본 고대도성의 형성과 발전에 대한 공동연구」라는 주제로 2005년부터 다양한 사업을 추진하여 왔습니다. 본 연구는 이제까지의 단편적인 인적교류를 뛰어넘어 '고대도성' 이란 분명한 주제를 바탕으로 이루어졌다는 데에 그 의미가 있다고 할 수 있습니다. 특히 연구의 성과물인 『한일문화재논집』은 공동연구를 통해 얻어진 한·일의 노성체와 도성에 포함되는 다양한 연구주제를 다루고 있어 학술적 가치가 높다고 할 수 있습니다.

이번에 발간하는 『한일문화재논집Ⅱ』는 지난 2007년에 발간된 『한일문화재논집Ⅰ』에 이은 한·일 공동연구의 성과물로서 양국 두 기관 총 17명의 연구자가 작성한 논문을 엮은 것입니다. 논문집은 고대도성의 형성과 발전에 대한 다양한 시각의 연구와 유적의 보존·정비에 관한 주제로 이루어져 있어 내용면에서도 문화재를 보호하는 양국 두 기관의 역할에 걸맞다고 생각됩니다.

이러한 공동연구는 한·일 양 연구소의 학술적 잠재력을 증진시키기 위한 촉매제로서 앞으로 지속적으로 발전되어 나아가야 할 것입니다. 또한 우리연구소는 일본 나라문화재연구소와 지속적인 공동연구의 추진을 통해 연구 범위의 확대와 질적 수준의 향상을 이루어야 할 것입니다. 바쁜 업무에도 불구하고 연구논문을 제출한 양 기관의 연구원들에게 감사의 말씀을 전합니다.

2010년 12월

국립문화재연구소장

김 영 원

発刊の辞

私たち国立文化財研究所と日本の奈良文化財研究所は、「韓国古代王京並びに日本の古代都城の形成と発展過程に関する共同研究」という主題で、2005年から多様な事業を推進してきました。本研究は、それまでの断片的な人的交流を越え、「古代都城」という明確な主題のもとに行われたという点にその意義があると言えます。特に研究の成果物である「日韓文化財論集」は、共同研究を通じて得られた日韓の都城制と、都城に含まれる多様な研究主題を扱っており、学術的価値が高いものと言えるでしょう。

今回刊行する『日韓文化財論集Ⅱ』は、2007年に刊行された『日韓文化財論集Ⅰ』に続く日韓共同研究の成果物であり、両国の二機関から合計17名の研究者が作成した論文を盛り込んだものです。論文集は、古代都城の形成と発展についての多様な視角による研究と、遺跡の保存・整備に関する主題とで構成されており、内容の面でも文化財を保護する両機関の役割にふさわしいものであると考えます。

このような共同研究は、日韓両研究所の学術的潜在力を高めるための触媒として、今後持続的に発展させていくべきものであります。また私たち国立文化財研究所は、奈良文化財研究所との持続的な共同研究の推進を通じて、研究範囲の拡大と質的水準の向上を成し遂げなくてはならないでしょう。多忙な業務にも関わらず、研究論文を提出してくださった両機関の研究者に、感謝の言葉を捧げます。

2010年12月

大韓民国国立文化財研究所長
金 英 媛

例　　言

- 1 独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所（当時）と大韓民国国立文化財研究所は、2005年12月20日に、「日本の古代都城並びに韓国古代王京の形成と発展過程に関する共同研究」という題名で、日韓共同研究合意書を取り交わした。本書は、2010年度までの共同研究の成果を論文集として取りまとめたものである。
- 2 本共同研究では以下の4項目をあげ、本書にはこの課題に則した論考17篇を収録した。
 - (1) 日韓都城制の比較研究と遺構の研究
 - (2) 都城・寺院における出土遺物の研究
 - (3) 古建築の構法・技法に関する復原的研究
 - (4) 遺跡の整備・復元手法に関する研究
- 3 本論文集は、日韓同時出版とし、韓国語版は『韓日文化財論集Ⅱ』として、大韓民国国立文化財研究所より出版されている。本書とあわせてお読みいただきたい。
- 4 韓国語論文の翻訳にあたっては、松永悦枝氏（大韓民国慶北大学校博物館）・村松洋介氏（大韓民国釜山大学大学院）・石丸あゆみ氏（東京大学大学院）の多大なご協力をいただいた。翻訳に際し、原文に忠実に訳すことを心がけたが、一部意訳したところがある。誤解および誤訳があれば編集者の責に帰するものである。
- 5 本書に使用した写真・図面の掲載にあたり、以下の関係各機関よりご高配を得た。
大韓民国国立文化財研究所、国立伽耶文化財研究所、国立羅州文化財研究所、国立慶州文化財研究所、大韓民国国立中央博物館、国立扶余博物館、国立慶州博物館、崇師寺、興福寺、法隆寺、室生寺、醍醐寺、一乘寺、淨瑠璃寺、海住山寺、明通寺、靈山寺、長福寺、西明寺、石手寺、大法寺、百濟寺、明星院、安楽寺、圓城寺、出羽三山神社、宝福寺、如意寺、談山神社、京都大学考古学研究室、宮城県教育委員会、川崎市民ミュージアム、堺市教育委員会、宇治市教育委員会、八幡市教育委員会、（財）京都市埋蔵文化財研究所、京都市、九州歴史資料館、福岡市埋蔵文化財センター、太宰府市教育委員会、春日市教育委員会、大野城市教育委員会、小学校、淡交社（順不同・敬称略）
- 6 本書の編集は都城発掘調査部が担当し、深澤芳樹の指導のもと、次山淳・庄田慎矢・諫早直人・高田貫太（現・国立歴史民俗博物館）がおこない、英文要旨の作成には石村智（企画調整部国際遺跡研究室）・Edwards Walter 氏（文化遺産部客員研究員）の助力を得た。

目 次

巻頭図版

序

i

例 言

iv

目 次

v

7世紀の日本都城と百濟・新羅王京	小澤 誠	1
新羅王京の整備における基準線と尺度	黄 仁 篤	23
日韓古代火葬墓の比較研究－日本古代火葬墓の系譜をめぐって－	小田裕樹	53
古代韓半島における唐代腰帶の受容	中川あや	101
古代木製食器の組成と特徴に関する検討	鄭 修 鑑	125
日韓における6～7世紀の瓦の関連性についての検討－平瓦を中心として－	李 仁 誠	147
日韓両地域における寺院の造瓦体制の比較研究－8世紀を中心に－	林 正憲	183
新羅における短板叩き平瓦の出現と意味 －弧状叩きと横向方向叩きの区分と特徴－	車 順 善	209
古代日韓における技術文化の変遷過程－日韓出土の埴輪を中心いて－	田 嶋 吾	239
6～7世紀 遺跡出土ガラス玉の特徴 －扶余王興寺址、公州武寧王陵出土ガラス玉の分析資料を中心に－	韓 松 伊	313
韓国における古代都城の高級織物生産と使用 －服飾制度成立期を中心に－	安 宝 迹	329
百濟の地方制度と日本	浅野啓介	355
木簡の作法と100年の理由	馬場 基	365
日本からみた韓半島の古代木塔址	箱崎和久	381
日本の木塔における地重木の支持構造について	卓 京 柏	411
日韓遺跡整備の現状－特に建物復元と施設配置について－	栗野 隆	451
韓国における文化財政策の変化と史跡整備に関する研究	金 哲 主	469
韓国語目次		485
英文目次		486

7世紀の日本都城と百濟・新羅王京

小澤 級

1. はじめに
2. 飛鳥・近江の諸宮と百濟王京
3. 藤原京と新羅王京
4. おわりに

要旨 白村江の敗戦後、日本が唐・新羅の侵攻の脅威にさらされるなかでおこなわれた北部九州や瀬戸内の防衛強化には、亡命百済人が大きく関与した。そうした状況は、宮都であった飛鳥や近江についても同様であり、王宮を囲む籠城的な施設や烽、山城など局地的な防衛体制の構築には、亡命百済人の技術が用いられたと推定される。したがって、彼らが知悉していた百濟王京——潤井都城の形態や防衛体制が大きな影響を与えたことは疑いない。一方、藤原京は、日本が平島情勢への介入を放棄し、唐との通交も避け、律令国家の建設に専心する過程で造営された。これには、従来のような局地的な防衛施設はともなはず、天皇を頂点とした律令国家の権力を誇示する機能が付与される。その構想から近宮、遷都にいたる期間は、日本と新羅が緊密な外交関係を維持した時期に合致するもの、新羅王京と藤原京は、形態や設計原理のうえでも異なる点が多く、両者の間に直接的な影響関係は認められない。新羅が日本に積極的な通交を求めたのは、対唐政策上の理由からであったが、それは新羅を従属国とみる対外観を形成し、日本はみずからを「小中華」とする華夷秩序の構築を図る。したがって、その威容を内外に誇示する舞台装置でもあった都城の建設にさいして、新羅王京を模倣したとは考えがたい。日本が範とし、国内で実現をめざしたのは、あくまでも中国の都城であったとみるべきである。

キーワード 白村江 飛鳥 近江 防衛体制 藤原京 都城 唐 百済 新羅 王京

1. はじめに

6世紀末にはじまる飛鳥時代に、日本（倭国）では、奈良盆地の南端近くに土宮が継続的に営まれた。推古朝の豊浦宮（592～603年）と小槿田宮（603～628年）、舒明朝以降の飛鳥岡不宮（630～636年）、飛鳥板蓋宮（643～655年）、後飛鳥岡本宮（656～672年）、飛鳥淨御原宮（672～694年）、そして持統朝以降の藤原京（691～710年）である。

これらは、天皇（大王）の代替わりごとに宮を移すという、いわゆる歴代遷宮の段階を脱して、宮室の位置の実質的な固定化、さらには恒久的な律令制都城の成立にいたる過程でもあり、宮都の歴史上、きわめて重要な位置を占めている。そして、それが東アジアにおける国際情勢と不可分の関係にあったことも疑いない。

では、飛鳥や藤原京など7世紀のわが国の都城¹に、当時密接な交流をもっていた百済や新羅のモ京などの程度の影響を与えたのだろうか。また、影響があったとすれば、どのようなものだったのだろうか。以下、はなはだ不充分ではあるが、この点について若干の私見を述べることにしたい。

2. 飛鳥・近江の諸宮と百済王京

飛鳥諸宮とその防衛施設 当時、飛鳥とよばれたのはさほど広い範囲ではなく、平地部分にかぎれば、南北1.6km、東西0.8kmほどの空間にすぎない。その北側は小槿田、南側は橋とよばれた地域であり²、小槿田には小槿田宮、橋には鷦宮が営まれた。また、飛鳥川をはさんだ対岸（西岸）には豊浦宮が存在したが、蘇我氏の邸宅を利用したと推定されるため、不備な部分も多かったらしい。600年に隋との戦争が開始され、両国の間を使者が往還するようになると、推古はほどなく小槿田宮を造営して、603年10月にはそこへ移っている。これは、外国からの使者を迎えるのにふさわしい宮殿が必要となったとともに、豊浦宮はその条件を満たしていなかったことを示すものであろう。

一方、舒明朝以降の飛鳥諸宮は、宮号に「飛鳥」を冠するように、狭義の飛鳥の地に建設された。それらの宮殿の位置については論争があったが、1959年以来継続している発掘調査で、大きく3時期（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）に区分される宮殿遺構を確認し、飛鳥寺南方のほぼ同地に重複して存在したことが明らかとなっている。すなわち、出土する土器や木簡の年代からみて、Ⅰ期が飛鳥岡本宮、Ⅱ期が飛鳥板蓋宮、Ⅲ期が後飛鳥岡本宮と飛鳥淨御原宮に相当し、飛鳥淨御原宮は、後飛鳥岡本宮を継承・整備した宮殿と考えられる³。

こうした状況は、当時の宮殿がすでに天皇一代かぎりのものではなく、より長い年月にわたって維持されていたことをものがたる。実際、飛鳥板蓋宮は草薙・齊明の二代の大皇、後飛鳥岡本宮は齊明・天智・天武の三代の大皇、飛鳥淨御原宮は天武・持統の二代の大皇

が使用しており、7世紀中葉以降の大和の王宮は、火災によって一時的に移動した場合を除くと、実質上、この場所に固定していたといえるのである。

また、これらの東方の丘陵では、断片的ではあるが、尾根筋に設けた掘立柱塀が確認されており（酒船石遺跡向イ山地区・八鈎マキト遺跡）、飛鳥の中権部を守る羅城的施設としての性格が想定される。そして、当時の主要交通路のひとつであった紀路沿いで確認された「烽」（のろし台）の施設（森ガシ谷遺跡）や、飛鳥周辺およびその西方に広がる「ヒブリ山」の地名⁴などとあわせて、飛鳥地域をとりまく防衛体制が構築されていたことがうかがえる⁵。

ただし、王宮の位置がほぼ固定し、周囲に寺院や宮殿関係施設が累積していくことで、飛鳥の中心部は一種の都市的空間を形成していたとはいえ、それを囲む羅城のような施設が構築されたのは、以下に述べるように、後飛鳥岡本宮以降のことと考えられる。飛鳥岡本宮や飛鳥板蓋宮の段階には、造構や史料のうえでも、そうした施設の存在をうかがわせる徵証は認められない。

両櫛宮と「宮の東の山」の石垣 王宮の外に、羅城や山城にかかる可能性がある「垣」を建設したことを記す著名な史料が、「日本書紀」齊明2年（656）足鹿条である（以下、とくに典拠を示さない場合は「日本書紀」による）。すなわち、後飛鳥岡本宮の造営記事につづけて、田身嶺（多武峰）の頂上に垣をめぐらせ、嶺の上に両櫛宮を营んだことがみえる。そして、香山の西より石上山にいたる渠を掘らせたこと、200隻の舟に石上山の石を積み、「宮の東の山」に運んで、石を重ねた垣をつくったこと、時の人が勝って「狂心渠」とよんだことが記される。

これらの記事に関しては、信憑性を疑う説もあったが、1992年に、飛鳥諸宮の東に位置する酒船石遺跡の丘陵で、壁面に砂岩切石を積みかさねた大規模な版築土塁の存在が確認され、それらの砂岩切石は、大理市の石上・豊田周辺で切り出されたことが判明している⁶。さらに1997年には、その丘陵の西側から飛鳥寺の寺域東側にかけて、自然の谷川を人工的に改修した大規模な流路が存在することも明らかとなった⁷。この流路は、奥山庵寺（小室田寺）の南から文武朝大官大寺の南辺および西辺をへて、香具山の西麓を北流する現在の「中の川」にほぼ踏襲されていると判断できる⁸。「中の川」は、現状では小川にすぎないが、もとは幅25mほどの流路であったことがわかつており⁹、これが「狂心渠」にあたるのは確実といえる。齐明記は事実を伝えていたのである。

ここで問題となるのは、両櫛宮と「宮の東の山」の関係および、それぞれの性格であろう。けれども、本条における両櫛宮の記事と、「宮の東の山」にかかる記事は、明確に区別されており、両者を同一視することはできない。「嶺の上」つまり多武峰の稜線上にあった両櫛宮を、酒船石遺跡の丘陵上に想定する説は成立しないと思う。



第1図 飛鳥地域の防衛施設の復元

また、関連して、田身瀬の頂上に垣をめぐらせたという記事を、酒船石遺跡の丘陵まで包摶した大規模な山城の構築とする見解も示されているが¹⁰、発掘された土塁が山城の城壁としての体をなしていない¹¹こととあわせて、これをそのまま山城の造営に結びつけるのは無理がある。多武峰の稜線上の両櫓宮を頂で囲み、酒船石遺跡の丘陵をめぐる垣（版築土塁）を築造したのは事実と考えてよいが、相互の位置関係からみても、それらは一連のものではなく、別個の施設と判断すべきであろう。とすれば、規模の点でも、本格的な山城造営とみるのはむずかしい。

そもそも、次に述べる 660 年の百濟滅亡や 663 年の白村江の敗戦後はともかく、656 年のこの時点で、わが国にそういう山城を構築するほどの危機感が存在したとは考えがたいのではなかろうか。

白村江の敗戦と危機意識 ところが、660 年 7 月、日本が長年にわたり親交を結んでいた百濟は、唐と結んだ新羅によって滅ぼされてしまう。齊明はすぐさま、百濟救援（復興）のために軍備を整え、みずからも筑紫へ赴くが、661 年 7 月にそこで死去する。そして 663 年 8 月、日本は白村江で唐・新羅連合軍と戦い、壊滅的な敗北を喫した。これによって、わが国は未所有の困難に直面することになる。唐や新羅による直接的な侵攻が、いまや現実の脅威となつたのである。

翌 664 年には、唐の百濟鎮将劉仁願によって、郭務悰が日本に派遣されてくる。朝廷は、皇帝の正使でないことを理由に入京を拒否したが、さらに 665 年、劉仁願と郭務悰らが唐の高宗の使節として派遣されると、入京を認めざるをえず、日本からも唐へ使節を派遣することとなつた。この遣唐使には、翌年正月に高宗が泰山でおこなつた封禅の儀に参加させること目的があつたとみられる。唐の侵攻を恐れる朝廷が、関係の修復にむけてとつた措置であろう。

そして 668 年 9 月には、ついに高句麗が唐・新羅連合軍によって滅ぼされる（「印唐書」、「三国史記」高句麗本紀ほか）。それは、日本にとって最後の防波堤の崩壊を意味しており、いつ侵攻を受けても不思議ではないという状況におかれることとなつた。実際、「三国史記」によれば、唐は倭国を征伐するためと称して、船舶を修理しているのである（新羅本紀文武王 11 年 7 月 26 日条）。これは、尖のところ新羅を攻撃するためと噂されたようだが、唐が本当に日本を攻撃しようとしていたかはともかくとして、この情報に接した朝廷が恐怖にかられたことは想像にかたくない。

こうした情勢のもとで、中大兄皇子は、668 年正月の即位まで皇太子のまま政務をとり（天智称制）、防衛体制の整備に邁進する。その施策とは、北部九州から瀬戸内をへて畿内へいたる長大な防衛ラインの強化であった。まず 664 年には、対馬、壱岐、筑紫に防人と烽をおき、筑紫に水城を築く。また、翌 665 年 8 月には、亡命百濟人を派遣して、長門に 1 城、筑紫

に大野と他の2城を築いた(ただし、この記事は670年にも重出)。さらに、667年11月には、大和に高安城、讃岐に屋嶋城、対馬に金田城を築いている。そして、一連の防衛強化策が遂行されているさなかの667年3月、都も近江大津宮へと移されることになった。この遷都については、いくつかの理由が推定されているが、前後の状況からみても、これらの施策と無関係ではない。最大の要因が、防衛上の問題にあったことは間違いないだろう。当時の朝廷は、それだけの危機感をもっていたのである。

なお、上記以外のものも含めて、北部九州から瀬戸内にかけての地域では、数多くの朝鮮式山城が構築されている。それらには、軍事技術の専門家であった亡命百濟人の関与が想定され、とくに大宰府をめぐる防衛施設の存在形態は、百濟の泗沘都城と共通した様相をみせる¹¹。亡命百濟人の協力なしには、こうした防衛体制の整備はなしえなかつた¹²。

飛鳥の防衛体制 一方、近江遷都以前の大和でも、高安城以外に、飛鳥を中心とする防衛が構築・整備されたことは容易に想像される。結果的に近江への遷都が決断されたとはいえ、それまでの間、防衛強化に向けた一連の施策が実行に移されていくなかで、王権の中核であった飛鳥の防衛が等閑視されたとは考えがたいからである。ちなみに、近江遷都以前の天智称制年間の宮室について『日本書紀』にはとくに記述がないが、『扶桑略記』や『帝王編年記』が伝えるごとく、後飛鳥岡本宮が使用されたとみてよい¹³。したがって、飛鳥のなかでも、守るべき対象は、まず第一に後飛鳥岡本宮であったはずである。

そのように考えると、この宮の東方の丘陵上に設けられた掘立柱厨などの施設の意味があらためて注目される。不定形ではあるが、これらを、後飛鳥岡本宮を核とした飛鳥中心部を守るために羅城的な施設とする見解は、的を射ていると思う。そして、それは、白村江の敗戦後の軍事的緊張のなかで、国家規模の防衛体制として整備された「最終的な首都防衛システム」の一環をなすものであったと考えられる¹⁴。当然、そこには烽などの監視・伝達施設も含まれていたであろうし、また、飛鳥寺をはじめ、宮のまわりに数多く配された寺院や宮殿関連の施設は、有事のさいには防衛拠点としての機能を果たすことができた¹⁵。これらが、全体として飛鳥の防衛をになったものと推定される。

ともあれ、当時の国際情勢を勘案すれば、飛鳥におけるこうした防衛体制の構築が強く希求されたのは、少なくとも光明朝前半ではなく、百濟滅亡後、なかでも白村江の敗戦後のこととを考えざるをえない。また、667年には近江遷都が実行に移され、飛鳥防衛の意義は著しく減少するので、遷都以前の大智称制年間の成立とみるのが妥当であろう。

近江の防衛体制 一方、大津宮を中心とする近江の防衛体制はどうだったのだろうか。大津宮は広大な琵琶湖に臨む西岸の狭長な平地に立地したが、この地は飛鳥にくらべるといっそ防御に適した地形条件をそなえ、防衛体制にも充分に考慮が払われていた。その西側は急峻な山塊となり、南東は瀬田川が天然の防塞となっている。また、北方には三尾城



第2図 大津宮と周辺の寺院
1. 穴太庵寺 2. 僧福寺 3. 南溫賀度寺
4. 大津宮 5. 圓城寺董身寺院

が染かれ、これは千中の乱の戦いの舞台ともなった。さらに、西方の山中に、大規模な包谷式山城の存在を想定する口綴もある¹⁷。

そして、大津宮を取り囲むように、道路沿いの要所要所には、やはり寺院が占地していた。すなわち、湖岸の平地には、北に穴太寺と南滋賀寺、南には岡城寺の前身となる寺院があり、北西の山中には、山背の北白川へ通じる古道沿いに、崇福寺が立地する。これらが、飛鳥の場合と同じく、大津宮を囲む防衛拠点としての役割を果たしていたことは確実であろう¹⁸。

一方、それを空間利用という面からみると、山中の崇福寺は別として、ほかの寺院は、ただでさえ乏しい平地を占有して造営されたことになる。とすれば、防御の強化と相反するかたちで、朝廷の諸施設をおく空間は、とうてい充分には確保できなかつたはずである。よって、この宮が飛鳥を凌駕するような施設を備えていたとは考えられない。大津宮の本質は、あくまでも防衛を第一とした仮設的な宮室であったと判断すべきである。

百濟王京の影響 このように、日本は、白村江の敗戦により、唐・新羅の侵攻という軍事的脅威にさらされたなかで、防衛体制の整備に奔走した。これには、655年の長門と筑紫の山城造営が示すように、亡命百済人がきわめて重要な役割を果たしており、多くの朝鮮式山城が彼らのもつ築城技術によるものであったことは疑いない。

とすれば、それは山城にとどまらず、宮を中心とした防衛体制全体についても同様であったと考えるのが自然であろう。飛鳥では、後飛鳥岡本宮そのものは白济滅亡以前の656年の造営にかかるが、それを囲む羅域的な施設や烽などの防衛体制の構築には、亡命白濟人の技術が用いられた蓋然性が大きいと思う。また、大津宮とその周囲の防衛体制は、白村江の敗戦後に計画されたものであり、その設計にあたって、彼らがもつ技術を積極的に活用したことは想像にかたくない。

実際、唐・新羅連合軍によって陥落した百濟最後の王京である泗沘都城は、包谷式山城である扶蘇山城の南に広がる土宮を中心として、扶蘇山城から発した羅城がとり囲んでいる。ただし、南と西は白馬江（錦江）が天然の防壁をなしており、それに面した側の羅城は存在しなかった可能性が高い。¹⁹

これと飛鳥諸宮や大津宮との比較は、彼我の地形条件の違いもあって、そのままのかたちではむずかしいが、自然地形を除く基本的な構成要素には共通する部分が多い。当時の国際情勢と両国の密接な関係を勘案すれば、酒波都城の形態が日本に大きな影響を与えたことは疑いないだろう。亡命百済人たちが知悉していた直近の防衛体制は、百濟王京のそれであったはずであり、天智称制年間の飛鳥や近江における防衛体制の構築が、その直接的な影響下におこなわれたことは確定視してよいと思う。



第3図 泗沘都城の復元

3. 藤原京と新羅王京

半島情勢の転回 ところが、670年に入って、朝鮮半島の情勢は大きな転換をみせることになる。まず、高句麗の旧将が旗に叛旗をひるがえして、平壤におかれた安東都護府を攻撃する。そして、唐の半島政策に不満を抱く新羅がそれに同調し、唐占領下の旧百済領にも侵攻して、全面的な対唐抗争にふみきった。

もっとも、新羅王を都督として半島全体を支配下に組み入れようとする唐に対して、新羅の反発はこれ以前から高まっていたらしい。高句麗滅亡の直前にあたる668年9月には、あえて調を進める使者を日本に送っており、その後も頻繁に使者を派遣して接近を図ってい

る。戦勝国でありながら、そうした貢調形式をとつてまで日本との国交回復に執着したのは、対唐抗争を控えた新羅側の戦略によるものとみてよい。強大な唐の軍事力を相手にするためには、背後の日本との結託、少なくとも日本が唐側につかないように布石を打っておくことが不可欠であったのだろう³⁰。事実、それ以後も、唐との対立的状況がつづく間は、新羅はわが國との親交関係を決して崩さうとはしなかったのである。

ともあれ、唐と新羅の抗争が、日本にとって歓迎すべきものではあったことは間違いない。これによって、半島からの侵攻の危機は回避されたうえに、新羅側からの働きかけで修交がなされたのである。また、671年には、新羅と対立する唐からも、2度にわたって使者が送られてくる。このうち、11月に筑紫に到着した郭彌悰の一行は、総勢2000人という大集団で、白村江の捕虜を送り届けたと推定されている。唐のこうした行動は、敵対関係となつた新羅への対抗上、積極的に日本との修交を図つたものとみられる。

結局、日本はいずれの国に対しても援軍を送ることはせず、傍観的立場をとる。とくに唐に対しては、これ以後、約30年間にわたりて正式な通交をおこなわず、消極的な姿勢に終始した。一方、新羅とは頻繁な使節の往還をおこない、通交関係の維持に努める。そして、676年、新羅は唐の勢力を朝鮮半島から驅逐し、半島全体の掌握をなしとげる。

飛鳥への遷都 以上のように、670年に入ると、日本は白村江の敗戦後の危機的状況からほぼ完全に脱却した。それを端的に示しているのが、同年2月に天智が湖東の蒲生郡に行幸し、宮を造営すべき地を視察した記事であろう。これは、防御を主眼とした仮設的官室である大津宮がその役目を終えたこと、すなわち、半島からの侵攻の脅威が事実上去ったことをものがたるものにはかならない。しかし、天智は翌671年12月に死去し、結果として、近江にあらたな都が造営されることにならなかった。そして、672年の壬申の乱で勝利を収めた天武は、大津宮を放棄して、飛鳥へ遷都することになる。

天武はこのとき、9月12日にいったん鳴宮に入るが、3日後に後飛鳥岡本宮に移っており、同年冬には岡本宮（後岡本宮）の南における宮室の造営と遷居が記される。これが、686年に飛鳥淨御原宮と命名された宮殿であり、既存の後飛鳥岡本宮を継承・拡充するかたちで成立したものと推定される。おそらく、近江遷都以前に、後飛鳥岡本宮を中心として構築されたさまざまな施設も、そのまま受けつがれたのであろう。

藤原京の建設 ただし、このようにして成立した飛鳥淨御原宮は、とうてい天武朝の政治機構にとって充分なものとはいえない。そこで、王宮の周囲のかぎられた空間に、必要となる施設を点在的に配する一方で、新都の探索が早い段階から開始される。そのさきがけとなったのは、676年の「新城」造都記事であり、以後、682年から684年にかけて、新都探索と巡行の記事が頗る出する。

こうした一連の動きは、684年3月の「天皇、京師を巡行して宮室の地を定む」という記

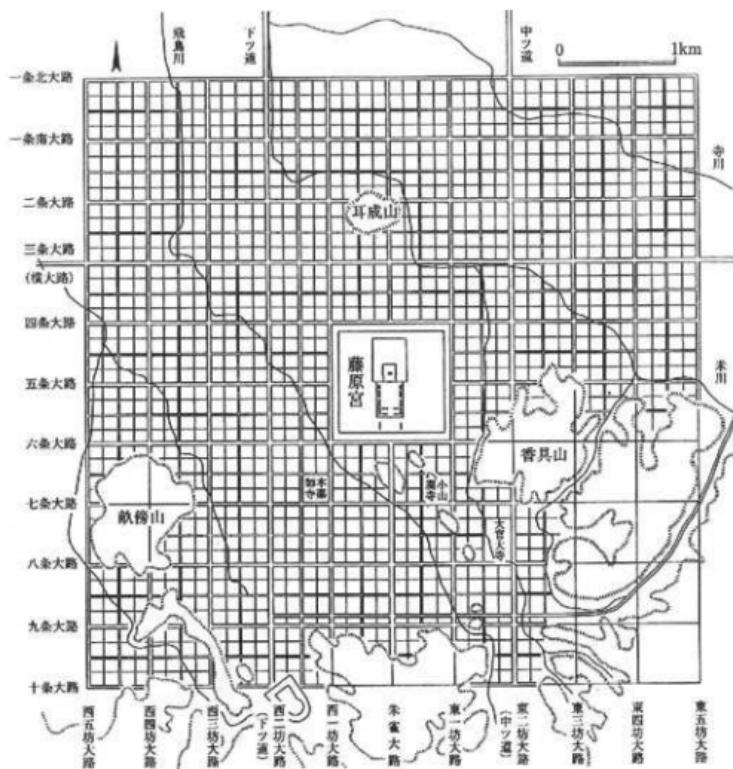
罪をもって終わりを告げるが、この最後の「宮寛」と「京師」が藤原宮・藤原京を指すことは疑いない。また、これにさきだって見える「新城」が、同じく藤原京に該当することも確実であり、「新城」は、古い京に対する新しい都城の意味と考えてよい²¹。ただし、その造営は、天武の死去（686年）と佛儀、さらには皇太子草薙の早世（689年）のため、中断を余儀なくされる。そして、持統即位後の690年10月に再開され、694年12月の遷都を迎えることになる。

ちなみに、それにさきだつ683年12月には、「都城・宮室は一處にあらず。必ず両参造らむ」という複都制の詔が出され、百官に難波で宅地をもらい受けるよう命じている。しかし、このわずか2年後の686年正月に難波宮は焼失し、天武自身も同年9月に死去してしまう。京城の整備には多くの年月を要する点を勘案すると、副都として位置づけられた難波京が、事実上、天武朝に都城として機能することはなかったであろう。実際、天武朝の難波京造営が未完におわった状況は、発掘調査でも明らかとなっている²²。日本の条坊制都城は、造営年代とそれが実質的に機能したという双方の点において、藤原京を嚆矢とみるべきである。

藤原京の形態 このように、藤原京はわが国ではじめての条坊を備えた都城として建設されたが、その京城については、1坊を4町（約265m四方）とし、南北12条（約3.2km=6里）×東西8坊（約2.1km=4里）と想定する復元案²³が、長く通説としての位置を占めてきた。しかし、1979年以降、この復元では京外にあたる部分からも、藤原京の条坊に一致する道路が次々と見つかり、宅地の状況も想定京城の内外でまったく差が認められないことが明らかとなる。

これによって、1坊が平城京以後の都城と同じく16町（約530m四方）であることは確実となり、その後、1996年の東西京極の確認で、京の東西幅は約5.3km（10里）と確定するにいたる。また、2004年には北京極とみられる道路が検出され、京の南北長もそれに近い広がりをもつこと、宮が京全体の中央か、少なくともそれに近い位置を占めることが判明している。養老令の戸令および職員令の条文²⁴や、南端の十条部分（右京十条二坊）の存在を強く示唆する「經坊」木簡の存在²⁵を考え合わせれば、藤原京城は10条×10坊（10里四方）の正方形とみるのが妥当だろう。そして、藤原宮は正しくその中央に配置されていたと推定される²⁶。

なお、この京城が坊令の人数規定に合致するという事実は、京城を12条×8坊と復元する根拠そのものの消失を意味する。よって、それは基本的に当初からの設定にかかるものとみてよく、途中での縮小や拡大といった状況を想定する必要はない。大宝官員令別記の記載とあわせて、こうした京城は沿御原令削下以来の「京」であり、701年の大宝令施行後も変化しなかったと考えるべきである²⁷。



第4図 藤原京の復元（一部の条坊は模式図、条坊呼称は便宜的に平城京に準ずる）

ちなみに、藤原京の建設時や天宝令以前の段階では、なお京城が定まっていなかったとみる説があるが、成立しがたい。676年の「新城」造営は、結局、遷都までいたらなかつたけれども、その範囲内の田は耕作されず荒廃したとみえるように、この時点でもすでに、京の範囲が明確に設定されたことは疑いないからである²⁹。

藤原京の特質と限界 以上のような藤原京の形態は、以後の日本の都城とは大きく異なっており、時期の近接する中国都城にも類例をみない。注目されるのは、それが『周礼』考工記の記述と多くの点で一致することである。藤原京のモデルは実在の中国都城ではなく、『周礼』に記されるような中国都城の理想型にあったと判断すべきであろう³⁰。

もちろん、そこには、現実の中国都城についての情報の不足が大きく関係していたこと

は想像にかたくない。遣唐使の派遣が669年から702年まで長期にわたって中断し、日本はその間、新羅を介した情報の伝播はあったものの、中国からの直接情報がほとんど得られなかで、律令国家の建設に迷走せざるをえなかった。このため、律令体制の確立に向かた諸施策を立案するさいに、都城の規範となるものはかぎられており、その中核となったのは、『周礼』および唐の永徽律令であったとみられる。藤原京の造営は、これらの机上の知識にもとづいて計画され、実行に移された可能性が高い³⁰。

そうした条坊制都城の建設は、自然地形を利用した不定形の開発施設と山城をともなう従来の都城とは大きく一線を画するものであった³¹。藤原京の外郭をとりかこむ羅城が存在しない事實はそのひとつのあらわれだが、これまでのように局地的な防衛施設に依拠するのではなく、国家全体として、より広汎な防衛が図られるとともに、その中枢である都城には、天皇を頂点とした律令支配体制の権力を誇示するという機能が付与されるようになったのである。そして、それは、唐の強大な国力を目の当たりにした日本が、中国を規範とした国家体制の整備を急ぐとともに、その権威を表徴する構造物としての都城を建設する必要に迫られた結果にはかならなかった³²。

ただし、藤原京は、それまでの正宮とは隔絶した規模と構造をそなえ、名実ともはじめての都市の成立として位置づけられるものの、さまざまな限界も存在した。たとえば、平城京以後の羅城門や朱雀大路が、対外的にも国家の威容を誇示する舞台装置としての役割を果たした³³のにくらべると、藤原京には羅城門もなく、朱雀大路も貧弱といわざるをえない。こうした問題点が明確に認識されたのは、三十数年ぶりに再開された遣唐使の帰国報告に接した時点であろう。702年6月に再出発し、704年7月に帰国した大宝度遣唐使は、久しぶりに中国についての生の情報を持ち帰り、唐の長安城に関する最新の知見をもたらした。そこで明らかになったのは、藤原京と長安城のあまりにも大きな懸隔と、都城としての藤原京の欠陥であったはずである。

そして、これが、ようやく完成を迎えた藤原京を捨て、新都の建設に向かわせることになる。710年に都となった平城京では、構造上いくつかの重要な変更がおこなわれるが、それらはいずれも唐の長安城を明確に指向しており、平城京の構造が長安城の決定的な影響を受けているのは確定である。とりわけ、羅城門から朱雀大路をへて宮城へとつなぐ都の正面性が強調されている意義は大きく、律令国家がめざした都城の姿がそこに表出されているとみてよい。日本の条坊制都城の成立は藤原京に求められるが、それが唐長安城を規範としたかたちで完成を迎えるのは、次の平城京だったのである。

新羅王京とその影響 では、藤原京に対して、当時頻繁な交流のあった新羅の王京はどの程度の影響を与えたのだろうか。

新羅は、建国から935年の滅亡にいたるまで、慶州を一貫して首都としたため、新羅王

京には多年にわたる遺構が複雑に累積している。その坊里（条坊）については、古くから遺存地割にもとづき、さまざまな復元がおこなわれてきた。また、1990年代以降は、皇龍寺近辺の対面的発掘調査の進展などとあわせて、そうした成果をとりこんだ、より実証的な復元案が提示されつつある²⁴。

それによれば、王京の坊里は單一の規格で施されたのではなく、方位や方格の大きさを異にする複数の規格が存在したことが明らかである。実際、発掘調査でも、場所によって方格の規模が異なる事実が確認されている。このほか、道路については、幅員が多様なこと、たびかさなる改修を受けていることも判明した。これらは、新羅王京が全城にわたって同時に設定されたのではなく、当初は、正宮である月城や皇龍寺付近など、中枢部のかぎられた地域が整備されるにとどまり、時間の経過とともに拡大されていった状況をものがたる。ただし、各段階の坊里の範囲や拡大の時期と回数、それぞれの方格の設定原理については、なお見解の一一致をみていないのが現状である。

一方、藤原京との比較という点でみると、藤原京が正方形の京城の中心に正方形の宮をおく、きわめて単純な求心的設計によっているのとは異なり、いずれの段階にあっても、月城の位置は王京の中心からははずれることになる。王京全体に対する月城の中心性は乏しいといわざるをえないだろう。また、かつては、月城と「北宮」に比定される城東洞遺跡の殿廊を結ぶ、中軸線としての朱雀大路が想定されていたが、そうした位置に大規模な道路は存在しないことも確認されている。

くわえて、近年の発掘成果の分析では、王京の最小行政区画を設定する坊塙と坊塙の間が、一定の間隔（「東魏尺」²⁵の60尺 = 21.3 m, 40尺 = 14.2 m, 20尺 = 7.1 m）の道路敷地として確保され、それに宅地規模をあわせた長さが基本単位となって、王京の三段階の地割体系をなしたとする見解が示されている²⁶。これは、藤原京の条坊が、道路心を条坊計画線として等間隔（375大尺 = 約133 m間隔）に設定され、道路幅員の差による宅地面積の不均等を生じているのとは、まったく状況を違えるものである。

以上のように、新羅王京の全体の形態や坊里の設定は、宮を中心とする簡明な設計原理が京城全体に貫徹していた藤原京とは異なる点が多く、両者の間に共通点は見出しがたい。そこには、新羅王京が多年におよぶ整備をへて成立したという歴緯も関係しており、かつ長期間にわたって維持されたことも、藤原京との大きな相違点であった。藤原京は、「新城」の造営着手から2度の中断をへて、遷都まで約18年を要したとはいえ、その長さは、新羅王京で皇龍寺の創建から坊里の段階的整備に費やされた年月とはくらべものにならず、しかも遷都後15年あまりの短期間しか存続しなかったのである。

とすれば、たしかに藤原京の構想から造営、そして遷都にいたる期間が、ちょうど両国間に友好関係が保たれ、交流が盛んにおこなわれた時期と合致するとしても、藤原京に新

羅王京の直接的な影響を認めることは困難であろう²²。たしかに、この時期の新羅は、対唐政策上の必要性から、あえて辞を低くして日本との積極的な通交を求め、日本もそうした関係の維持につとめた。けれども、それは、新羅ひいては朝鮮半島諸国を「蕃國」(従属国)とみる対外観の形成につながっていく。そして、日本は、新羅を唐風化の手本、情報や文化の伝達者として利用しつつも、これを朝貢国とみなし、唐を中心とした國際秩序を模して、日本を「小中華」とする華夷秩序の構築を図ることになる²³。

もちろん、それは、普遍性や客觀性を欠く、多分に主觀的な日本中心主義にすぎなかつたし、眞の帝國たる唐に対しては、朝貢というかたちでの通交を余儀なくされる。しかし、当時の日本が、新羅を一貫して従属国と位置づけようとしたことは疑いなく、こうした外交姿勢を勘案すると、「小中華」の威容を内外に誇示する舞台装置としての役割をになった都城の建設にさいして、新羅の王京を模倣したとは考えがたい²⁴。日本が範とし、国内での実現をめざした都城の姿とは、あくまでも、東アジア世界に君臨する中国のそれであったはずである。

4. おわりに

以上、7世紀の日本都城に対する、百済や新羅の王京の影響について論じてきたが、簡単に整理しておく。

白村江の敗戦後、日本が唐・新羅の侵攻の脅威にさらられるなかで、北部九州から瀬戸内をへて畿内へいたる防衛ラインが強化されるが、これには亡命百済人が大きく関与していた。そうした状況は、首都である飛鳥や近江についても同様であったと考えられる。正宮を囲む羅城的な施設や桟、山城などの局地的な防衛体制の構築には、亡命百済人の技術が用いられたとみてよい。とすれば、彼らが知悉していた百済王京——泗沘都城の形態や防衛体制が日本に大きな影響を与えたことは確実だろう。

一方、藤原京は、日本が半島情勢への介入を放棄し、唐との通交も避けて、律令国家の建設に専心する過程で造営された、はじめての条坊制都城である。これには、従来のような局地的な防衛施設はともなはず、国家全体として、より広汎な防衛が図られるとともに、天皇を頂点とした律令支配体制の権力を示す舞台装置としての機能が付与された。しかし、そのモデルは『周礼』考工記に記された中國都城の理想型にあり、そうした限界がこの都を短命に終わらせる結果となる。

藤原京の構想から造営、遷都にいたる期間は、日本と新羅が緊密な外交関係を保った時期に合致するが、新羅王京と藤原京は、形態や設計原理のうえで異なる点が多く、両者の間に直接的な影響関係を認めるのは困難である。また、対唐政策上の理由から、新羅が日本に積極的な通交を求めたことは、新羅を含む半島諸国を従属国とみる対外観の形成につな

がり、日本は、みずからを「小中華」とする華夷秩序の構築を図ることになる。したがって、その威容を内外に誇示する役割をもつた都城の建設にさいして、新羅王京を模倣したとは考えがたい。日本がめざしたのは、あくまでも、真の中華たる中国の都城であったとみるべきだろう。

白村江の戦後処理に追われた天智朝（称制期間を含む）と、藤原京の建設に着手した天武朝は、年代的には連続するものの、直面する国際情勢には大差があり、それぞれの段階で希求された都城の形態やその規範、そして役割もまったく異なっていた。これは、そのまま、日本の国家体制整備の階梯差を示すものでもあったのである。

註

- 1 本稿では、井上和人の提言にしたがって、王宮を囲む不定形の羅城（的施設）や山城が存在した段階についても、都城の範疇でとらえることとする。井上和人「日本古代都城の出現と変質」『都市と環境の歴史学』第4集、中央大学文学部東洋史学研究室、2009年。井上和人「平城京へのみちのり－平城京造営の歴史的意義－」『月刊文化財』556号、第一法規、2010年。
- 2 千田 稔「古代日本の歴史地理学的研究」岩波書店、1991年、pp.205–218（初出1986年）。
- 3 小澤 翠「日本古代宮都構造の研究」青木書店、2003年、pp.19–71（初出1988年）。
- 4 岸 俊男「日本古代宮都の研究」岩波書店、1988年、pp.119–166（初出1970年）。
- 5 相原嘉之「倭京の“守り”－古代都市 飛鳥の防衛システム構想－」『明日香村文化財調査研究紀要』第4号、明日香村教育委員会、2004年。
- 6 明日香村教育委員会「酒船石遺跡発掘調査報告書」2006年。
- 7 奈良國立文化財研究所「奈良國立文化財研究所年報 1998–II」1998年、pp.52–57。明日香村教育委員会「明日香村遺跡調査概報 平成10年度」2000年、pp.71–75。
- 8 千田 稔「古代日本の歴史地理学的研究」（前掲註2）、pp.318–332（初出1981年）。
- 9 奈良國立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査概報 16」1986年、pp.5–28。
- 10 河上邦彦「両概宮と酒船石北西の石垣について」『櫛原考古学研究所論集 第十二』吉川弘文館、1994年。
- 11 西川宏・千田朗道・林直樹・梅崎恵司「西日本古代山城をめぐる諸問題－東アジア史の視点から－」『音丘学術論集』第10集、韓国文化研究振興財團、1997年。
- 12 岸俊男「日本都城制総論」「都城の生態」日本の古代 9、中央公論社、1987年。阿部義平「日本列島における都城形成－大宰府羅城の復元を中心に－」『国立歴史民俗博物館研究報告』第36集、国立歴史民俗博物館、1991年。小川富士雄・百瀬龍津、「後期の都城制と倭－特に倭京～大宰府との関係について－」『古文化研究』第49集、九州古文化研究会、2003年。
- 13 森公章「白村江」以後－國家危機と東アジア外交－」講談社選書メチエ132、講談社、1998年、pp.167–168。森公章「倭國から日本へ」「倭國から日本へ」日本の時代史 3、吉川弘文館、2002年、pp.75–80。
- 14 小澤 翠「日本古代宮都構造の研究」（前掲註3）、pp.19–71（初出1988年）。
- 15 相原嘉之「倭京の“守り”」（前掲註5）。井上和人「日本古代都城の出現と変質」（前掲註1）。
- 16 小澤 翠「日本古代宮都構造の研究」（前掲註3）、pp.154–197。
- 17 阿部義平「日本列島における都城形成（二）－近江京の復元を中心にして－」『国立歴史民俗博物館研究報告』第45集、国立歴史民俗博物館、1992年。

- 18 古代寺院が防御拠点としての城郭的機能も有していたとする見解は数多く提示されている（安井良二「古代寺院と氏—初期寺院の城郭的性格的一面—」『日本古史研究 第五編』 堀書房、1971年。林博通『大津京』考古学ライブライ 27、ニュー・サイエンス社、1984年。小澤毅『日本古代宮都構造の研究』（前掲註3）、pp.154-197。相原嘉之「倭京の“守り”」（前掲註5）。甲斐弓子「わが国古代寺院にみられる軍事的要素の研究」雄山閣、2010年）。一方、これを否定し、寺院の城郭機能や軍事施設への転用は12世紀以前には認められないとする見方もある（上原真人「平城京・平安京時代の文化」「古代史の流れ」列島の古代史 8、岩波書店、2006年）。しかし、大津宮周辺に配置された寺院についていえば、当時の切迫した状況のなかで、かぎられた半地をさき、たんに仏教儀礼や僧侶修行の場として的一般的機能を果たすために、それらを配置するだけの余裕があったとはとうてい思われない。喫緊の課題である防禦こそが優先されたはずであり、こうした寺院には有事の際の防禦拠点としての機能も期待されていたと考えるべきだろう。
- 19 朴淳發（山本孝文訳）「百濟洞北都城の難城構造について」『古文化叢書』第45集、九州古文化研究会、2000年。小出富士雄「百濟熊津・泗沘城の都城制と倭」（前掲註12）。佐藤興治「百濟の都城 正城」『古代日本と朝鮮の都城』ミネルヴァ書房、2007年。
- 20 森公章「白村江」以後（前掲註13）、pp.206-208。森公章「倭國から日本へ」（前掲註13）、pp.84-85。
- 21 岸俊男「日本古代宮都の研究」（前掲註4）、pp.271-306（初出1975年）。なお、「新城」については、地名（大和郡市新木）と見る説や、平城京とする説もあるが、平城京を「新城」とよんだ例（『續日本紀』神武天皇3年（769）10月乙未条）のほか、大宰府を「新城」と称した例（『日本書紀』持統3年（689）9月己丑条）も存在するため、成立しがたい。
- 22 穂山洋「古代都市難波京の諸段階」『巨大都市大阪と攝河東』雄山閣出版、2000年。穂山洋「飛鳥時代の難波京をめぐって」『難波宮から大阪へ』大阪叢書 2、和泉書院、2006年。
- 23 岸 俊男「日本古代宮都の研究」（前掲註4）、pp.5-28（初出1969年）。
- 24 美老令の戸令および職員令には、4坊に1人の坊令をおく、左京職に坊令12人をおく（右京職も同じ）、という規定がある。従来は、12人という人数が京の条数を示すと理解し、それが平城京と合致しないことから、藤原京に関する大宝令の規定が残ったものとみて、12条×8坊という推定が導かれた。ところが、数のうえでは、坊令が所管する全体の坊数は $4 \times 12 \times 2 = 96$ 坊であり、10条×10坊の京城には、京職の管轄外である藤原宮の4坊が含まれるので、その分を引くと、96坊という数が得られる。つまり、坊令が必ずしも東西に並ぶ4坊を管轄したのでないとすれば、10条×10坊の京城は律令の規定と完全に一致することになる。
- 25 余良文化財研究所『飛鳥藤原京木簡 二 - 藤原京木簡一 -』奈良文化財研究所史料第82冊、2009年、p.227。
- 26 小澤 毅「日本古代宮都構造の研究」（前掲註3）、pp.201-238（初出1997年）。もっとも、上記の京城のすべてに条坊がしかれたわけではなく、大和三山をはじめ、香具山の南東に広がる丘陵地帯にも条坊は施工されなかった。すでに宮殿や寺院が集中していた飛鳥の中核部とともに、地形的な制約のある部分では、施設について現実的な対応が図られたことがうかがえる。なお、そうした条坊の存在しない部分に関して、それを管轄する坊令の存在を疑問視する意見もあるが、律令の条文の性格上、人数規定はあくまで定数（最大数）を示すと判断すべきであろう。実際には、条坊の実情にあわせた坊令配置がおこなわれたとみて支障はない。
- 27 古川真司「七世紀宮都史研究の課題－林部均『古代宮都形成過程の研究』をめぐって－」『日本史研究』第507号、日本史研究会、2004年。
- 28 鶴野和己「古代都城の成立過程」「古代都城のかたち」同成社古代史叢書3、同成社、2009年。

- 29 小澤 敏「日本古代宮都構造の研究」(前掲註3), pp.201-238 (初出 1997 年)。
- 30 これに対して、唐の情報自体は伝わっていたけれども、あえて『周礼』や伝統的な制度にこだわったとする見方もある(寺崎保広「藤原京の形成」日本史リブレット6、山川出版社、2002年、pp.87-96。佐川正敏「中國都城の発展史と古代日本への影響」「東アジアと日本の考古学」V 集落と都市、同成社、2003年)。しかし、帰國者や新羅を介して、ある程度の情報は得られたとしても、同父のない状態では、唐長安城の構造に関する詳細な情報を取得するのは、やはり限界があったのではないか。また、そう考えないと、大宝度遣唐使の帰国後、時間をおかずには都が譲せられた理由、そして平城京で構造的に変化した部分が、いずれも長安城を強く指向している理由が説明できない。
- 31 井上和人「日本古代都城の出現と変質」「平城京へのみちのり」(前掲註1)。
- 32 井上和人「日本古代都城制の研究-藤原京・平城京の史的意義-」吉川弘文館、2008年、pp.2-61。
- 33 今泉隆雄「古代宮都の研究」吉川弘文館、1993年、pp.242-257。
- 34 東 潤「新羅金京の坊里制」「条里制・古代都市研究」通巻 15 号、条里制・古代都市研究会、1999年。山田隆文「新羅金京復原試論」「古代学研究」第 159 号、古代学研究会、2002年。龜田博「日韓古代宮都の研究」学生社、2002年、pp.223-238 (初出 1993 年)、239-247 (初出 1998 年)。李恩碩「新羅王京の都市計画」「東アジアの古代都城」研究論集 14、奈良文化財研究所学報第 66 号、奈良文化財研究所、2003年。黄仁錦「新羅王京の変遷-道路を通じてみる都市計画-」「東アジアの古代文化」126 号、大和書房、2006 年。黄仁錦「新羅王京の造営計画についての一考察」「日韓文化財論集 I」奈良文化財研究所学報第 77 号、奈良文化財研究所、2008 年。
- 過去の復元案については、山田隆文が簡潔にまとめている。また、発掘成果を含めた近年の研究状況や課題に関しては、以下の整理がある。趙由典「韓國都城研究の成果と今後の方向」「東アジアの古代都城」研究論集 14、奈良文化財研究所学報第 66 号、奈良文化財研究所、2003 年。佐藤興治「新羅の都城 王京」「古代日本と朝鮮の都城」ミネルヴァ書房、2007 年。高田貴太・庄田慎矢「朝鮮半島の古代都城-研究の今-」「考古学ジャーナル」第 599 号、ニューサイエンス社、2010 年。
- 35 韓国の報告書や論文では、いわゆる高麗尺(=大室令大尺)あるいはそれにはば相当する尺として、しばしば「東魏尺」の語が用いられる。「東魏尺」は、「陥書」律曆志の「東後魏尺」「東魏後尺」の誤りを指し、「陥書」原文では、背前尺の「一尺五寸八毫」にあたるとされる尺度である。この『陥書』の数値をそのまま用いると、実長は 0.348 m と算出され、そこから「東魏尺」を高麗尺ないしその源流とみる説が生まれた。しかし、『宋史』律曆志に引くところでは、「東魏後尺」の背前尺に対する比率は「一尺三寸八毫」と記されており、この場合の実長は 0.300 m となる(齋田嘉一郎編訳注「中国古尺集録」絵芸舎、1969 年、p.27 ほか)。前後の時代における中国の尺の実長から考えても、0.348 m という長い尺が當時一般に通用したとは考えられず、『宋史』の記述に信をおおくべきであって、これが現在の中韓および日本を通じた定説となっている。したがって、「東魏尺」を高麗尺と同一視することはできない。なお、大室令大尺・小尺をそれぞれ唐大尺・唐小尺とみて、高麗尺の実在を否定する見解があるが(新井安「まほろしの古代尺-高麗尺はなかった-」吉川弘文館、1992 年)、度地にかかる範囲での大室令の大尺使用規定や、和銅 6 年(713)2 月 19 日の格によるその小尺への改定状況は、発掘遺構や現存建築のうえでも數多く確認できる。したがって、これらの規定が空文ではなく実際に遵守されたこと、大室令小尺が唐大尺であり、大室令大尺がその 12 倍のいわゆる高麗尺にあたることは動かない。(井上和人「古代都城制・条里制の実証的研究」学生社、2004 年。小澤敏「日本古代宮都構造の研究」(前掲註3))。
- 36 黄仁錦「新羅王京の変遷」「新羅王京の造営計画についての一考察」(前掲註 34)。
- 37 藤原京や「新城」に、新羅の土京である慶州の影響を想定する説があるが(山中章「古代宮都成立

- 期の都市性』『都市社会史』新体系日本史 6、山川出版社、2001年。千田 徹『古代日本の王権空間』吉川弘文館、2004年、pp.117-125（初出1991年）、成立しがたい。
- 38 森公章「『白村江』以後」（前掲註13）、pp.206-215。森公章「倭國から日本へ」（前掲註13）、pp.129-131。
- 39 小澤 敏『古代都市』『社会集団と政治組織』列島の古代史 3、岩波書店、2005年。井上和人『日本古代都城制の研究』（前掲註32）、pp.2-64。浅野光『日本古代の国家形成と都市』校倉書房、2007年、pp.296-300、335-343。

擇図出典

- 第1図 相原嘉之「倭京の“守り”」（前掲註5）、p.79 第6図。
- 第2図 大津市歴史博物館編『近江・大津になぜ都は営まれたのか－大津宮・紫香楽宮・保良宮－』サンライズ出版、2004年、p.68 図15。
- 第3図 朴淳俊（山本孝文訳）「百濟泗沘都城の羅城構造について」（前掲註19）、p.232 図面1。
- 第4図 小澤敏『日本古代官都構造の研究』（前掲註3）、p.221 第20図。

7 세기 일본 도성과 백제·신라 왕경

小澤 誠 (오자와 츠요시)

요. 지 白村江 패전 후 일본이 唐·신라의 침공 위협을 받고 있던 가운데, 북부 九州와 濱戸內 방위 강화에는 망명 백제인이 크게 관여하였다. 그러한 상황은 수도인 飛鳥와 近江에 있어서도 같았으며 王宮을 둘러싼 龍城·시신과 榆檜, 山城 등 국지적 방위 체계 구축에는 망명 백제인의 기술이 쓰였을 것으로 추정된다. 따라서 그들이 知悉하고 있었던 백제 王京 — 沖氷都城의 형태와 방위 체계가 큰 영향을 주었던 점은 의심할 바 없다. 한편 藤原京는 일본이 한반도·경세에 개입을 포기하고 唐과의 通交도 피하면서 律令國家 건설에 전력을 다하는 과정에서 걸친되었다. 여기에는 기존과 같이 국지적 방위 시설은 어울리지 않았고 天皇를 경심으로 하는 律令國家의 권력을 과시하는 기능이 부여된다. 그 구상으로부터 造營, 邊都에 이르는 기간은 일본과 신라가 견밀한 외교 관계를 유지한 시기와도 동일하지만, 신라 王京과 藤原京은 형태나 시설·원리 면에서도 다른 점이 많으며, 양자 사이에 적집적인 영향 관계는 인정되지 않는다. 신라가 일본에 적극적인 通交을 요구한 것은 封臣 정책상의 이유였으나 그것은 신라를 종속국으로 보는 對外觀을 형성시켰으며, 이후 일본은 스스로를 '小中華'로 인식하는 華夷질서의 구속을 피한다. 따라서 그 위용을 안팎에 과시하는 무대 장치이기도 한 都城의 건설에 있어서 신라 王宮을 모방했다고 생각하기는 어렵다. 따라서 일본이 본보기로 삼고 국내에서 실현을 목표로 한 것은 아니겠지만 중국의 都城이었다고 생각된다.

주제어 : 白村江 飛鳥 近江 방위체계 藤原京 都城 唐 백제 신라 上京

Walled Cities of Baekje, Silla and Japan in the Seventh Century

Ozawa Tsuyoshi

Abstract: In the wake of defeat in the battle of Baekgang, refugees from Baekje contributed significantly to the work, carried out under threat of attack from Tang China and Silla, of reinforcing the defense systems in northern Kyushu and Setouchi. Similar conditions prevailed at the capitals of Asuka and Omi, where technology of the Baekje refugees is inferred to have been used in building local defensive systems of palace walls, beacon fire stations, and hill forts. Accordingly, these refugees' thorough knowledge of the shape and defensive mechanisms of Sabi, the royal capital of Baekje, doubtless had great impact. On the other hand, the Fujiwara capital was built at a time when Japan had abandoned intervention in the Korean peninsula and severed diplomatic relations with Tang, while concentrating on the establishment of a centralized state based on the *ritsuryō* legal system. To that end the Fujiwara capital, unattended by traditional facilities for local defense, served to showcase the authority of the *ritsuryō* state with the emperor at its pinnacle. Based on this underlying concept, even though the period of its construction up to the time of the move to the Fujiwara capital coincided with one in which close diplomatic ties were maintained between Japan and Silla, the Fujiwara capital differs from the royal capital of Silla in many aspects of form and principles of design, and no relationship of direct influence can be recognized between the two. Whereas Silla eagerly sought diplomatic ties with Japan as part of its policy for resisting Tang, this fostered a Japanese view of Silla as a vassal nation, one which aimed at establishing a Chinese style *hua-yi* (tributary) system in miniature, with Japan at the center. Accordingly, in building the new capital as a stage upon which to flaunt its majesty both at home and abroad, modeling Fujiwara after the Silla capital is hard to imagine. Rather, the pattern which Japan sought to realize domestically should be understood as none other than a Chinese walled city.

Keywords: Baekgang, Asuka, Omi, defense systems, Fujiwara capital, walled cities, Tang dynasty, Baekje, Silla, royal capitals

新羅王京の整備における基準線と尺度

黃 仁 鎬

- I. はじめに
- II. 新羅王京の坊里
- III. 王京の計画都市化の過程
- IV. 都市計画の基準線と尺度
- V. おわりに

要 旨 新羅真興王代における新宮（皇龍寺）建設計画に始まる王京の計画都市化は、まず、月城および皇龍寺一帯の王京中心部において限局的に始まる。北川以北と南川以南の外郭地域にまで都市整備が段階的に及び、その完成を見るには、約200年かかった。月城であった月城は存在したが、各段階別に都市設計の基準となつた拠点施設は、皇龍寺（1段階）、北宮（2段階）と別個に存在し、拠点施設の立地選定には、すでに存在していた主要幹線道路も考慮されてゐたであろう。初期における都市計画の基準線としては、皇龍寺南門前を東西に通る幹線道路、そして月城や後の臨海殿（月池宮）一帯の王宮地区とその北東に隣接する皇龍寺地区の境となる南北道路、そして狼山西麓を南北に通過し浦項・蔚山方面へと続く南北道路などがある。皇龍寺を中心として左右対称に配置された幹線道路の間には、4つの区画（Block）が存在し、各区画の規模は、一边が1尺約35.5cmの高句麗尺で460尺（宅地400尺、道路敷地60尺）に該当する。三国時代末に府尺が導入され、用途によって高句麗尺と府尺は区別して用いられたが、市街地区画および坊場の設置など、王京整備に関しては継続して高句麗尺が使用された。二聖山城出土の物差に見られるように高句麗尺は、漢尺（約23.7cm）は無論のこと、当時の山東地域など北方地域の長尺系統とも互換が可能なように考案された漢尺の応用物差であったと考えられる。

キーワード 新羅王京 坊里制 都市計画 基準線 高句麗尺

I. はじめに

韓國古代史の一翼を担う新羅文化の中心地であった慶州は、国力と政治状況の変化によって都城を移した高句麗や百濟とは異なり、千年近い歳月、新羅の首都であった。慶州において、坊里制という一種の都市計画によって、それ以前とは大きく異なる体系的な首都整備が開始されたのは、中古期の真興王代頃であり、その完成まで、約200年もの歳月が必要であった。

当時広く盛行していた中国式の都城制は、中央集権的な支配概念を内包しており、律令国家の基礎を整え、六部中心の伝統的な権力体系を王権中心に一元化していくための制度的な装置と考えられる。このような動きは、5世紀末～6世紀前半の各分野における制度的な変化に基づいており、王京内部の行政体系の改編にとどまらない。九州五小京という拠点都市の運営にも見られるように、地方経営にも多くの影響を及ぼしており、王京内部の改編と地方経営は相互に関連していたものとみられる。

坊里名を設定したという慈悲王代の記録は、6世紀中葉の皇龍寺創建頃を上限年代とする460尺（約163.3m）単位の方格市街地の区画を整備した時期とは、約80年のずれがある。古代日本において、京城の条坊とは別に広域の土地区画制度である条里制が施行されていたように、新羅においても坊制による都市整備が本格的に実施される以前に、既存の王京六部の村落と土地を一定の形態に規格化していた可能性がある。

以後、王京の計画都市化は、月城および皇龍寺周辺一帯から始まり、北川以北や南川以南の外郭地域まで、漸進的に行われた。各段階別に、最小の行政単位区域（坊と推定）の規模や形態は多少調整され、場合によっては変則的なものも生じたが、新宮の分割方式が瓦いに連結できるように、適切に使い分けられるという特徴も確認できる。王京道路の路幅自体は、周辺の状況に応じて臨機応変に決定されたようであるが、設計当時には60尺（1段階）、40尺（2段階）、20尺（3段階）と均等に道路敷地が確定したことにも明らかにした。

以上のように、王京の整備は王城たる月城を中心に行われたが、各段階において都市設計の基準となつた拠点施設は、皇龍寺（1段階）、北宮（2段階）と月城とは別に存在した。このような拠点は、すでに存在していた主要幹線道路とも、非常に密接な関係があったといえる。

本稿においては、まず、最近の王京遺跡における発掘調査によって確認された坊里痕跡の意味と、段階別の計画都市化の過程について検討し、次に、初期の都市設計の基準線として活用されたと思われる裕知王代に整備された官道とその基準尺度について考えてみようと思う。

II. 新羅王京の坊里

新羅 20 代慈悲王 12 年（469）に京都の「坊里名」を定めたという『三国史記』卷 3 の記録は、王京の改編時期と関連して注目されるもののひとつである。ここに、行政区域の改編が 5 世紀に実際に行われたのか、それとも既存の編制の名前だけを単純に変更したのかという疑問が生じる。なぜならば、これまでのところ、この記録と符合するような同時期の坊里関連の都市遺跡に関する調査事例が、慶州にはないからである。

この点については、早い時期から行政区域であった六部のもとに、新たな行政単位である坊里が編成され、単位政治体であった六部の性格に変化が起きたとする見解が大勢を占めているようである。例えば、中衛録は、都体制の基本的な枠組みを維持していた慈悲王代に里制がまず実施されたが、これは既存の六部内部に対する効率的な統制のために、王権による一定の再編が行なわれた結果とみている。また、坊制については、人口増加など新たな単位編成の必要から、遅くとも統一新羅初期には設定され、「坊里」名と坊と里を統けて記したのは、後代の事実を遡らせて記録したためと推定した¹。全德在もまた、単に六部の諸集落を里に編制し、六部の自治権を制限しつつ各部に対する影響力を強化するきっかけを作ったという見解を提示したことがある²。

これまで、5 世紀代に慶州の都市計画が行なわれていたことを立証する考古学的資料は未確認である。よって、慈悲王代の坊里設定に関する記録は、少なくとも、王京内の市街地の整備を作り構造的行政体系の改編を意味するものではなかったと考えられる。しかし、古代日本の藤原京（新益京、694～709）や平城京（710～784）では、京城内部の市街地区画として適用された条坊制³とは別に、京城外では、租税制と関連して、方格の土地区画制度である条里制が広範囲に施工されていたことを勘案すれば、既存の王京六部の村落と土地を、日本の条里制のように、一定の面積で規格化していた可能性は少くはないであろう。

日本の場合、条坊と条里の空間的範囲は異なるのみならず、その区画の規模にも違いがある。よって、新羅の坊制と里制も異なる時期に施工されたり、施工時期が重なっていたとしても、その適用範囲が相違なっていた可能性はある。ただし、坊と里が王京の内部、または計画都市化が進行中の干京中心部など、同一の空間範囲における行政単位の上下を示す概念であった可能性も依然として排除することはできない。

新羅王京の規模と行政区域に関しては、王都の全長が 3,075 歩、幅が 3,018 歩であり、35 里 6 部が存在したという記録（『三国史記』卷 34、雜志 3、地理 1）がある。また、全盛期には、京内に 178,936 戸、1,360 坊、55 里、35 金入宅があったという記録（『三国遺事』卷 1、紀異 1、辰律）もあり、さらには 360 坊、17 万戸という記録（『三国遺事』卷 5、避隱 8、念佛師）もある。そして、市典を置いて管轄した市場については、509 年に京都に初めて東

市が設置され、695年に西市と南市を設置したという記録（『三國史記』卷4、新羅本紀4、智證麻立干12年、『三國史記』卷8、新羅本紀8、孝昭704年）がある。

以上のような記録を見ると、新羅は六部のもとに、35あるいは55の里と、360あるいは1,360の坊を置き、3つの市場を運営していたことになる。全盛期には、王京内に17万人以上が居住し、35の大邸宅が存在した。

坊里は本来、中國の西周時代から始まるもので（『考工記』「匠入』）⁴、都城制度の基本構成をなす宮城計画、廟社計画、市里計画、道路計画のなかの一つとして扱われていた。里または閭里は、都市における居住区域や周辺集落の組織単位として、古くは周代の金石文などにその用例が認められる。宮内においては、まず坊として呼び表されるようになり、『魏書』によれば、北魏平城の都市においても坊と呼ばれ、北魏洛陽の民衆の間でも、家戸が多い場合には坊と呼ばれたという⁵。

国家に火急の事態が生じた際には、百姓たちに里門（閭）を厳しく守らせたという『周礼』「鄉大夫」の記録に見られるように、里は四方に圍牆をめぐらせる形態で、里門を除いては、事実上出入りが統制されていた構造であったことがわかる。

北魏の平城と赫連夏の統萬城においては、被征服民の受容と効率的な統制、管理を通して、生産の能率を向上させていくために坊塙制が施行された。五胡十六国から北朝を経て、唐代の長安で完成する都城の形式は、中國古代から続いてきた形式とは異なる側面がある。その最たるもののが、被征服民として徙民された人々を統制するために坊塙制が出現した点であり、これこそが遊牧民族に出自をもつ王朝の都城のもっとも重要な指標とみる見解がある⁶。

新羅においても、王京中心部の「坊」と推定される居住単位区域それぞれの四方には、坊塙がめぐっており、居住民に対する一定の統制と管理が可能な構造である。しかし、外郭の坊塙に隣接する大規模な家屋の場合、門を道路側に直接設けており、坊塙制固有の統制機能は、多少弱くなっていたことがうかがえる。

新羅が王京に碁盤状の市街地と道路網を造成したことは、『周禮』考工記に基づいた当時の東アジアの伝統的な都市計画と関連があることは事実である。しかし、中国式の都城制をそのまま受容するのではなく、当時の状況に合わせて部分的に変更を加えて都市整備に適用したため、坊里の構造や規模において周辺国家の都城と比較して、様々な特徴を有することになったと考えられる。

大きな特徴としては、まず王京道路によって分割された最小の単位区域の規模が、位置によって、より明確に言えば造成時期によって異なるという点を挙げることができる。高句麗、百濟、あるいは日本のように、遷都を通じた都城の建設が行なわれなかった新羅であるが故に、王京内部の都市整備が時間差を持って段階別に行われた事実については、容易に認

めることができるであろう。しかし、各段階別に都市の構造、および地割の規模がそれぞれ異なっていたという点については、検討すべき様々な課題として残っている。

先に言及した『三国史記』と『三国遺事』において、相互に異なって記述された坊里の数もまた、王京の復元研究に大きな混乱をもたらしている。これまでの王京の構造や規模に関する諸先学の多くの研究成果が、実際の発掘調査によって確認される考古資料とあまり符合しないという現状もある。

周知のように、月城の北東、それほど遠くない場所に位置する阜龍寺址の東方地区において、最初に坊里の区画痕跡と思われる規格化された最小単位地盤が全面的に発掘調査された。以後、各所において部分的ではあるが王京遺跡が発掘調査されたことで、その構造や規模、地割の向きなどが画一的ではないという事実が知られるようになった。阜龍寺創建時期と関連のある坊里の痕跡をはじめとして、王京の市街地を格子状に区画したそれぞれの単位区域は、都市整備の時期によって、大きくいくつかの類型に区分することができる。人きいものは約26,670m²の方形、小さいものは約19,850m²と、王京の改編に伴う最小行政区画の規模と形態は、少しずつ異なっているが、文献の坊里のうちの「坊」に該当するものと考えられている。

しかし、新羅の360（または1,360）個という坊は、中国西安や日本の奈良の条坊と比較して、単位規模に大きな違いがある⁷。単純にみれば中国、日本の条坊は、むしろ新羅の35（もしくは55）個の「里」に対応すると考えるべきであろう。しかし、里が坊の上位単位であったのか、里のもとにいくつの坊が編成されていたのかについては、いまだ明確ではなく、比較が難しいのが実情である。

複雑な様相を呈してはいるが、王京の行政区画の改変と直接的に関連する都市計画の痕跡が、実際の発掘調査において確認が相次いでおり、上述の難題は今後、ある程度解決されていくのではないかと考える。ただし、ここで注意しなければならない点は、これまでのところ、6世紀以前にさかのばる坊里に関連する考古資料が確認されていないことである。すなわち、この状況と、469年（慈悲王12）に坊里名を定めたという文献記録をどのように適用させるかである。あるいは5世紀頃に、首都整備を含めた本格的な行政改編の先行事業として、慶州盆地各地に位置する既存の村落と土地を区画、整理する里制が行なわれたのではなかろうか。このような推論は、後に六部中心の既存の集落が、新たに王京中心部の計画都市の中に編入されていく過程とも、関連付けて検討していく必要があろう。

III. 王京の計画都市化の過程

皇龍寺址周辺地域における古代都市遺跡の発掘調査は、新羅王京の計画都市化の過程を考古学的に解明する出発点となったという点において、王京研究の新地平を開いた。1976

年から始まった皇龍寺の中心伽藍の発掘調査は、8年間かけて行われた。その後、寺域の境を確認するための外郭調査が行なわれたが、その調査がまさに進展中の時に、坊場の外側において寺院とは関連のない規格化された都市遺跡が確認されたのである。

皇龍寺址調査の延長として、1987年から16年間学術発掘調査が行なわれた皇龍寺址東方の王京遺跡では、「三国遺事」辰韓条と念佛師条の「坊」に該当するとみられる工点改編の最小単位区域（SIE1地区、約26,670m²）の全貌が明らかとなった⁸。続いて、北川（東川ともいう）以北の東川洞681-1、690-3番地遺跡⁹においても、坊の企画と造営尺度を復元し得る資料が確認されるなど、以後、王京遺跡における様々な発掘調査が行なわれた。その成果を通して、行政区域の改編に伴って造成された王京内の計画都市の構造とその変遷について、断片的ではあるが、検討することができるようになったのである。

慶州盆地内の各地において、井戸口状の市街地区画の痕跡が確認されるにつれて、都市空間を分割するための制度、すなわち坊里制の一定の規則性を見出す研究が進められるようになった。このような研究課題は、新たに整備された計画都市と既存の六部地域¹⁰との関係、さらには新羅王京の整備背景と当時の政治社会相を明らかにするためには、欠かすことのできないものと考えられている。

第2図は、慶州において最近までに発掘調査された主要な王京遺跡の中で、空間分析の規則性がよく反映され都市計画の標識的な遺構と評価できる王京道路や坊場の主要属性を、岡式化したものである¹¹。別宮、苑池、寺刹などの国家的施設をはじめとして、その他の公共施設や多くの家屋が並び立つ空間を、一定の形態と規模の単位区域（街区）として整然と分割するものは、道路網である。そのため、道路計画は坊里制と不可分の関係にある。

古代日本の藤原京の条坊規格について、小澤毅は、藤原京の条坊が人宝令大尺（35.4cm）によって設計されたという井上和人の研究¹²が立証されたと評価する。そして、条坊道路を側溝心々間の距離で比較すると、偶数条坊大路は45大尺（約16m）、奇数条坊大路は25大尺（約9m）、一般小路は20大尺（約7m）と、3段階の規格によって整然と設定されており、朱雀大路の場合は藤原宮外では70大尺（25m）であるが、宮内部では偶数条坊大路と同一であったことを指摘した。また、このような藤原京の条坊は、天武朝段階から京の範囲全域に施されたとみている¹³。

新羅の場合も、最小幅4m内外から最大幅20m以上までの多様な道路遺構が確認されており、大路、中路、小路（十字路）など大きく3つの規格に類型化することは可能である。よって、日本の事例のように、大路によって市街地を大きく区画した後に、これを小路（十字路）によって再度四分割することで、最小単位区域を設定する方式が採択された可能性はある。しかし、このような空間の分割方式を立証し、坊里などの分割単位との相關関係を明らかにするためには、大路や小路（十字路）などの一定規格の道路が、一定の方向と

順序に配列されなければならないが、現状では複雑な様相を呈しており、問題となっている。

この点で、筆者は道路計画を考える際に、路幅の類型化が実際の坊甲の分割単位と直接的に関連があるのか、という疑問を抱くようになり、別の角度からの解釈を試みたことがある¹¹。そこでは、道路の設計段階において道路それぞれの路幅は、分割単位と関連してさしたる意味を持たないが、それぞれの単位区域間の空間（具体的には、隣接する坊間の道路が設けられる空間）、すなわち道路敷地が、市街地を一定の単位に分割する実際の役割を果たしたと考えた。

特に、個別の道路が位置によって不規則な規模で設置されている状況とは異なり、道路を設置するためにあらかじめ確保された道路敷地が、均等な規模で割り当てられていたことを示す発掘調査の結果は、示唆するところが大きい。皇龍寺址東方に位置する最小単位区域である SOE1 地区とその南方の SIE1 地区の間、そして SIE1 地区とその南に隣接する S2E1 地区の間の道路敷地は、約 21m と一定の幅を維持している。一方で、SOE1 地区と SIE1 地区の間の道路敷地には、小幅の東西道路（幅 5.5 ~ 7.5m）が敷かれ、SIE1 地区と S2E1 地区の間には、人路（幅 12.5 ~ 15.5m）に該当する東西道路が敷かれるなど、道路の規格はまちまちである。前者の場合、道路敷地に比べて実際の幅が非常に狭く、道路の周辺に帯状の空間が長く延びる状況が生じたりもする。

要するに、道路敷地は道路の規格や改変による路幅の変化とは関係なく、均等に定めていたのである。実際に設置された東西道路の規格に違いがある理由については、閉じている皇龍寺東面坊牆へと続く小路と、通行量が非常に多い皇龍寺正門（南門）へと通じる大路という、機能の違いではないかと考える。すなわち道路の施工においては、該当区間の交通条件や物流、隣接施設などの周辺の状況と関連させて、路幅を調節したと推測され、そのため、道路敷地全体が道路として活用されずに不必要的余剰空間が生じたりもしたのであろう。

このように、均一な規格の「道路敷地」によって、まず市街地を一定の単位区域に区画し、道路の路幅を周辺の状況に合わせて調節する「均等分割方式」とでも呼ぶべき方式が、藤原京や平城京の条坊制と対比される新羅固有の空間分割方式であった可能性がある。

皇龍寺址東方の王京遺跡（SOE1・SIE1・S2E1 地区）の発掘成果によれば、王京の最小単位区域を区画する道路敷地は、他でもない高句麗尺（35.5cm）の 60 尺（約 21.3m）に該当する。また、道路敷地によって区画された方格の単位区域の一辺は 400 尺（約 142m）となる¹²。この二つを合わせた一辺 460 尺（約 163.3m）の方格区画の痕跡は、雁鶴池北方の仁旺洞 556 番地遺跡、皇龍寺西方の廢寺址遺跡、慶州博物館敷地内遺跡などでも共通して確認されたことによって、正京中心部に該当する月城と皇龍寺周辺地域における都市整備の様相をある程度把握することができるようになった¹³。

一方、新羅中古期¹⁴に始まる王京都市整備のもう一つの特徴としては、月城を基準とし

て大陵苑と東西に対称位置となる月城北東方の地域（仁旺洞、九黃洞一帯）において、まず都市計画が施行され、その後、若干の変化を見せながら外郭地域まで都市化が漸進的に拡張していったという点を挙げることができる。このようにみる根拠として、かつての慶州邑城に当たる西部洞一帯や北川以北地域など、統一期以後に追加して計画都市に編入された地域（2・3段階整備区域）では一辺460尺（約163.3m）を基本とする方格の市街地区域の痕跡が確認されていない点を挙げることができる。また、城東洞の殿廊址（推定北宮址）や九黃洞の芬皇寺一帯をはじめとする北川以南の地域（2段階区域）では、一辺400尺の方格単位区域の規模はそのまま維持されるが、道路敷地は既存の60尺から40尺（約14.2m）に修正されたとみている。よって、市街地の分割単位は既存の460尺から20尺少ない440尺（約156.2m）に縮小されたことになり、このような空間分割の痕跡が芬皇寺南方の東西道路、芬皇寺東方の大陵苑遺跡、殿廊址西方の南北道路、西部洞19番地遺跡などで確認された¹⁴。

そして、最終的に都市整備が完了する地域の一つである北川以北の東川洞や龍江洞一帯（3段階区域）では、道路敷地が既存の40尺から20尺（約7.1m）にさらに縮小され、単位区域もまた方400尺から東西430×南北330尺の東西に長い規模へ大きく修正された事実が明らかとなっている。このように、東西450尺（約159.7m）、南北350尺（約124.2m）を基本単位とする全く新しい市街地分割の痕跡が、北門路土京遺跡、東川洞681-1遺跡、東川洞690-3番地遺跡、東川洞696-2番地遺跡などで相次いで確認されている¹⁵。

460尺を基本単位とする1段階の都市計画によって整備された方格区域の範囲は、現在のところ北側と西側の境界が明らかとなっている。北側の境界は、阜龍寺北辺に隣接する東西道路（敷地）の延長線であり、西側の境界はSOW5地区の西辺に隣接する南北道路（敷地）の延長線である。この西側境界線は月城の南北中軸線と連結するので、2段階目の都市整備は、推定北宮址（殿廊址）と月城を南北に結ぶいわゆる朱雀大路推定線を基準とするのであろう。

月城を基準とみると、皇龍寺のある東北側に偏っている1段階目の計画都市は、西方側の大陵苑などの陵墓地域や魅林、瞻星台、官衙が密集する地域と東西に対置する新興の核心地域に造成されたといえる。したがって、対知王9年（487）の月城修築以後¹⁶、名実ともに正宮として位置づけられた月城が、1段階都市整備の中心にあったと見ることもできよう。しかし、筆者は各段階の都市設計の拠点施設は、これとは別にあったと考えている。

皇龍寺は宮に比する国家的な大寺院であり¹⁷、南門前には大規模な広場を備えていた。また、寺域は4つの単位区域（坊）を占める程に広大であり、周辺の計画都市と有機的な関連を有しており、1段階都市整備の拠点施設である可能性を示している。これまで明らか

となっている皇龍寺周辺に位置する都市遺跡の上限年代は、皇龍寺の創建時期にまでは遡らず、多少時期が下るが、SIEI 地区の西辺南北道路は創建初期に沿って造成されている。また、1段階目の区域に属する近隣の仁旺洞 556 番地遺跡では、短脚高杯や無瓦桶式平瓦、横骨瓦など皇龍寺創建時期にはほぼ一致する 6 世紀中・後半に位置づけられる遺物が、多数出土している。

皇龍寺の創建計画（当初は新宮の造成計画）は、律令を基礎として支配体制を改編していくこうとする試行の一環であったと考えられる。土權と貴族勢力の間の折り合いの中で、新宮ではなく皇龍寺が造営されたと見れば、王京内の都市整備が当初は月城や皇龍寺周辺に限定して小規模に推進された状況も、同様の背景の中である程度理解することはできるであろう。

以上のように、王京の中心部から始まった計画都市の建設事業は、王京全域に同一のパターンで行われたわけではなかった。少なくとも、一度にわたる拡大、改編が認められる都市計画は、以前の方式を修正、補完したものであった。2段階都市計画は、初期の計画よりも道路敷地の規模を 60 尺から 40 尺に縮小する程度の変更にとどめたが、3段階目においては道路敷地がさらに 20 尺縮小され、単位区域（宅地）もまた規模が大きく修正された。道路敷地が段階的に縮小された理由としては、当初から均一に割り振られた道路敷地の規模に比べて実際の道路幅が狭い場合に生じる不必要な空間を、最大限少なくするためと考えておきたい。

ただし、各段階の新たに修正、補完された空間分割方式が、該当地域に対して一律的に適用されたわけではなかろう。新たな道路網をすでに整備が完了した既存の道路網と有機的に連結することができるよう、新旧の方式を適宜使い分けていたものと考える。例えば、2段階目の整備区域に入る芬皇寺一帯では、440 尺を基準とする新たな分割方式が、東西南北に全て適用されたわけではなかった。すでに、南方の皇龍寺周辺地域は 460 尺単位に空間が分割されていたために、新たに 440 尺の基準を一律に適用してしまうと、二つの地域をつなぐ南北道路が境界地点で全て屈折してしまうことになる。したがって、南北道路（敷地）は既存の方式のまま 60 尺幅で設置し、既設の道路網とのつながりが問題とならない東西道路（敷地）については新たに 40 尺幅で設置したのであろう。

このような様相は、3段階整備区域において認められる。ただ、北川以北の東川洞一帯のように、河川が通り既存の地域との連結を考慮する必要がない場合には、分割方向に沿う道路敷地の規格をより自由に調整することができたであろうし、単位区域の規模や形態を実用的に変更しても、さほど問題にはならなかったと考えられる。

最終の3段階都市計画によって整備された正京の外郭地域においては、特殊な変形構造も認められるようになる。すなわち、一般的には道路や坊塙、建物等の中軸を真北方向

に描えるのに対し、この段階では軸が大きく振れた市街地区画の痕跡が相次いで確認されている²²。

この点に関しては、芬皇寺東方の苑池遺跡で確認された磁北から20°程東へと振れる8世紀代の建物址のように、小金剛山や北川などの地形の影響によって、既存の区画方向とは異なり東に振れる区画が存在したと今恩頃がすでに指摘したことがあり²³、実際にこれを裏付けるような発掘成果も確認されている。まず、2007年に発掘調査された東川洞891-10番地遺跡では、磁北から20度以上東に振れた道路遺構が約6m分確認された²⁴。また、月城南側に隣接する仁旺洞412番地遺跡においても、磁北から4度以上西に振れる道路遺構（路幅は約8.4m）と建物址が確認された²⁵。

王京内の都市整備において最終の3段階区域に入る地域において、このように変形した空間分割の痕跡が認められる理由は、必ずしも明確ではない。ただ、変形構造が確認される芬皇寺東方一帯や東川洞891-10番地一帯、仁旺洞412番地一帯は、共通して北川に隣接していたり、北川と山巒が出会い、細長く狭い平野部を形成している地域である。北川（東川）の水量や川幅は現在とは異なっていたであろうが、河川の方向は大きくは一致する。その流れの方向が、変形した市街地区域の方向と一致していたと考えられよう。また、仁旺洞412番地一帯の場合も、月城と南山北麓の間の狭い平野部を南川が東西に横切っている。軸が振れているこの地域に都市が拡張される際に、地形条件に合わせて変形させた市街地の区画が行なわれたものと考えられる。

以上のように、主に8世紀以後、3段階整備区域において確認される斜格子形態の空間分割は、地形条件に合わせて限られた土地の活用度を上げるためにものであったと考えられる。また、土京の外郭へと都市化が段階別に進行しながら、低い身分の者が居住する宅地の規模を小さくし、道路敷地の不必要的部分も最小化させようという意図と軌を一にする側面もあるといえよう²⁶。

IV. 都市計画の基準線と尺度

1. 都市計画の基準線

新羅は中古期に入り、具体的には皇龍寺創建頃から、一種の都市計画といえる坊里制を基礎として体系的な首都整備に着手した。土京六部を中心とした権力構造から脱皮し、律令国家の統治基盤を確立するための土京改編の一環であったと考えられる。月城に隣接した王京中心部から部分的に始まった計画都市化は、三国統一以後に北川以北と南川以前の外郭地域にまで段階的に拡大した。これと関連する市街地区画の痕跡は、今日においても比較的よく遺存している。

前節で概観したように、1980年代以後、都市遺跡の発掘調査が本格化し、「坊」と推定さ

れる王京の最小行政単位区域とそれを区画する道路網の設計法則を明らかにし得る端緒が、断片的ではあるが確認されるようになった。国家的施設や宅地が入る空間を同一の規模と形態に分割するためには、その基準になる原点または基準線が存在したであろうし、特定の基準線から一定の距離を計測するためには、統一の基準尺度が必要であったろう。

別如のように、新羅における都城の建設または整備における核心は、王宮たる月城である。4世紀には何らかの実体が存在したことが考古学的に立証され²⁷、487年の修築以後、政治、軍事的に求心体としての役割を担った月城は、王京内の都市計画基準の原点と定められたものと考えられる。なぜならば、月城は四方を山で囲まれた慶州盆地の中央やや南寄りに位置しており、約200年（真興王～景德王代）をかけて段階的に建設された計画都市（王京）が月城を中心に発達しており、さらには月城の南北中軸線が王京を左右に分ける重要な基準線になっているからである。

月城の中央を南北に通過する基準線は、一辻460尺の方格市街地区画が適用された1段階区域の西側境界線にあたり、2段階目の都市設計における拠点施設と思われる北宮（城東洞殿跡）から南方の月城へ直亘に連結している。北宮と推定される殿跡は月城の東北、2段階目の都市整備における事実上の境界たる北川の南側丘陵に位置する。よって、北宮の立地は日本の平城宮の立地条件を連想させ、正宮たる月城とも有機的な関係をうかがわせる。

一方で、1段階目の都市計画において中核たる月城とは別に、皇龍寺という拠点施設が存在したとみられる。王京改編と関連して、計画都市が本格的に建設され始めたのは、坊里名設定記事から80年余り過ぎた6世紀中葉、皇龍寺創建の頃であった。前節で皇龍寺址と都市遺跡との有機的な関連性に言及したが、その他にも皇龍寺創建の背景やその立地条件、周辺の幹線道路は、1段階目の都市整備において皇龍寺が占める重要性をよく物語っている。

よく知られているように、皇龍寺の創建計画については、真興王が王太后の摂政を終わらせ、新たな改革政治の意志を貫徹するために、月城に代わる新たな新宮の建設を計画したことから始まるといえる。真興王14年（553）の「春二月 王命所司 築新宮於月城東 黄龍見其地 工疑之 改爲佛寺 賦號曰皇龍」という記事（『三国史記』卷4新羅本紀4）と関連して、趙由典は新たな宮闈建設の背景として、真興王が20歳となった在位14年目に、摂政期の宮闈であった月城を脱け出し、直接に政事を管掌できる親政体制への変化を模索していたとみた。新宮の建設位置は、月城と明活城の中間位置に当たる現在の皇龍寺址である。この場所は明活山（東）、仙桃山（西）、慶州南山（南）、小金剛山（北）の頂上を線で結んだ時にその線が交差する位置にあたり、慶州盆地のほぼ中心にあたる。また、皇龍寺址の伽藍面積は約82,000m²と、宮闈を新たに築くにも十分な広さであり、位置、敷地ともに申し

分ないものであった²²。

朴方龍もまた、皇龍寺が王京の中心に位置していたとみた²³。皇龍寺創建に関連する縁起説話の、新宮を創建しようとしたが、黄龍が現れたために寺刹に変えたという内容を念頭に置き、「黄龍」の「黄」は、五方位の正中央を象徴するものと理解した。そして、皇龍寺南方に近接する狼山は新羅時代初期に中岳に比定されており²⁴、新羅人には、王京全体を仏国土とみて、その中の須弥山に該当する場所が狼山であるという観念が存在したとみた。これは、普徳女王が狼山（の南）を初利天と呼んだことと関連があるとしている。

真興王代において、王京中心部に該当する月城東北方の低湿地帯に新たに建設しようとした官閣は、皇龍寺という仏寺に変わりこそしたが、政治と宗教思想を合わせた義國寺刹の創建、それに時を合わせて造営され始めた周辺の計画都市は、中央集権体制を目指す政治的力量の表れではなかったかと考える。この政治的力量はある意味で限定的なものでもあった。

新羅は真興王代に大々的に領土を拡張し、漢江流域を占め、真興王18年（557）には高句麗の國原城が位置していた忠州に小京を設置する²⁵。その後、武王18年（678）から神文王5年（685）にかけて、北原小京（原州）、金官小京（金海）、西原小京（清州）、南原小京（南原）など、他の五小京を設置し、地方行政区域たる九州を初めて定める²⁶。景德王16年（757）には、これらを中國式名称に変更する。このように、新羅は三国統一を前後する一定期間、地方の支配体制を強化するのに併せて、都市計画に基づく首都王京の改編作業を段階的に推し進めている。6～8世紀にかけて、中央と地方に大々的に城を築き、都市を造営していくが、現在の「新行政首都」といえる世宗新都市建設を取り巻く政治、社会的な葛藤にも見られるように、当時においても工権と貴族勢力、または他の勢力との葛藤が、国策事業に大きな影響を及ぼしたものと予想される。実際に、神文王9年（689）に首都を遠句伐（今の大邱）に移そうという計画が露敷し、すでに述べたように、真興王14年（553）には、月城東北方に官閣を造営しようという計画が、皇龍寺創建事業へと変更された。そして、卓龍寺周辺に限定して、部分的に計画都市化が推進された点も、同様の脈絡で理解できるであろう。

立地の選定や寺格など、様々な状況を総合すれば、卓龍寺が1段階計画都市の建設において重要なランドマークのような性格を持つ拠点施設であったと考えられる。ただし、既存の施設、特に月城の存在を意識せざるを得なかつたために、卓龍寺の南北中軸線が1段階目における都市整備の絶対的な基準線であったとみることは多少無理がある。慶州博物館敷地内遺跡と卓龍寺西方の庵寺址遺跡で確認された南北大路は、月城の東側境界を南北につなぐ主要な幹線道路の一つである²⁷。この幹線道路は、狼山西麓を南北に通過し蔚山や浦項方面につながる現在の産業道路の下で調査されたもう一つの主要な幹線道路²⁸と、卓龍寺を中心において対称の位置にあり、注目できる。

この二つの幹線道路の間には、東西に4つの単位区画が存在し、卓龍寺はその真中の二

つの区域を占めている。皇龍寺の西側幹線道路の場合、月城と文武王代に造営された東宮たる臨海殿（月池宮、雁鴨池）一帯を包括する「東宮地区」と、その北東方に隣接する「皇龍寺地区」の境界となり、同時にこの二つの地区を最短距離で結んでいる。このように、主要な基準線の一つと考えられる。

さらに、1段階都市整備の基準となった皇龍寺周辺の幹線道路の一つとして、皇龍寺南門前を東西に通過する道路も注目する必要がある。これと関連して、イヒコンテは新羅王京に適用された車坊制の受容時期を、律令が颁布された法興王7年（520）まで遡らせて考えており、王京を里坊によって区画するに先立ち、皇龍寺南門前と興輪寺南門前を東西に通過する中心軸線を定めたとみている²⁵。

法興王代（528年）に仏教が公認された後、新羅で最初に創建された興輪寺（真興王5年（544））は、その位置が明確にはなっていない。現在の興輪寺が位置する伝興輪寺址については、文化財研究所慶州古跡発掘調査団（国立慶州文化財研究所の前身機関）によって、1970年代初頭から80年代初頭にかけて4次にわたる発掘調査が行なわれた。その結果、新羅時代の一塔式創建伽藍から統一期以後の双塔式重建伽藍への変遷が確認された。しかし、ここから「靈廟之符（もしくは寺）」「大令妙寺造瓦」などの銘文瓦が出土したために、靈廟寺址（635年創建）に比定されることが一般的であった。興輪寺の位置については、味鄒王陵が興輪寺東方に存在したという記録（『三四遺事』卷1紀異1味鄒王竹葉草条）と金橋（西川之橋）東方の大鏡林に興輪寺が建てられたという記録（『三四遺事』卷3興法3阿道基羅条）がある。金橋が現在の西川橋付近であったと見ると、西川橋と大陵苑の伝味鄒王陵を結ぶ東西の線上に興輪寺が存在したと推定する見解もある²⁶。近年、慶州工業高等学校の排水路工事中に、「□興□」、「…寺」などの銘文瓦が出土し、慶州工業高等学校一帯に興輪寺が造営された可能性が高まっている²⁷。

しかし、「金橋（西川橋）-興輪寺（慶州工高一帯）-伝味鄒王陵-皇龍寺」と連結する王京の東西中軸線が存在したのであれば、これは明らかに工京の都市計画に大きな影響を及ぼしたものと考えられる。今後、興輪寺門前の道路についての調査が行なわれれば、正確な比較研究が可能となろう。皇龍寺南門前の広場に繋がる皇龍寺東方のSIE1地区で確認された東西大路（最大幅15.5m）は、上の東西中軸線状に位置するのみならず、実際に興輪寺門前へと繋がる可能性はあると考える。近年、この道路の延長線上において、道路遺構が2ヶ所確認されている。

まず、臨海殿東方の王京遺跡²⁸で調査された7~10m幅の東西道路は、現在までの検出状況を見ると皇龍寺南門前へ続く道路であるが、この道路の存続時期は、大型建物群など雁鴨池（月池）周辺の臨海殿（月池宮）関連施設が造営される文武王14年（674）以前に限られると考えられる。すなわち、1段階都市計画によって皇龍寺創建頃に敷かれた道

路ではあるが、干宮地区が月城北方へ拡張しながら廢棄されたものとみられる。また、報告された道路の幅が、皇龍寺址東方 SIEI 地区の道路と大きく異なるが、これは前節で言及したように、高句麗尺 60 尺（約 21.3m）の軸で均等に分割された道路敷地内において、実際に道路として活用した範囲がそれぞれの地点によって異なっていたことを示す事例である。

もう一つの道路遺構は、1999 年に仁旺洞 759-2 番地遺跡で調査された 6.7m 幅の推定東西道路である。調査地域は、過去に月城路古墳群などが発掘されたこともある旧教育庁十字路周辺である。ここで、2 次にわたって造営された道路遺構が調査された。北川以北の東川洞 681-1 番地遺跡、東川洞 690-3 番地遺跡などで確認された、側溝の代わりに道路中央に暗渠式の排水路を設置した道路遺構と、この道路は類似する構造である³⁾。

この道路が設置された地域は、王族や貴族たちの墳墓が造営された陵墓地区に属しており、干京内の計画都市化が進行する以前から、一種の神聖区域として保護されていた場所である。そのため、月城の南北中軸線を境として西側に該当するこの一帯は、460 尺を分割単位とする 1 段階目の都市計画の範囲から除外されたと推定してきた。この道路遺構と関連する都市遺跡の造成時期については精密な検討が必要であるが、道路の敷設方法や規模が、3 段階目の都市整備区域の様相と類似することから見て、8 世紀以後に計画都市が外郭地域へと広がっていく頃に、干京中心部においても部分的に都市整備が追加的になされたものと考えられる。

興輪寺門前から皇龍寺南門前へ繋がる東西方向の基準線上では、1 段階目の正京改編と関連して設置された道路が一定期間機能した後に廃棄されたり、1 ～ 3 段階を通して運営されたり、あるいは最終の 3 段階目にて道路が追加的に設置、運営されたりする状況が確認されることになる。このように、坊里制に基づく干京内部の計画都市化は、遅くとも真興王代の新宮造成計画（皇龍寺創建事案）と関連して本格的に開始され、月城以外にも皇龍寺のような拠点施設を中心として、既存の主要幹線道路を都市設計の基準線として定めたものと推定される。

『三国史記』卷 3 新羅本紀 3 昭知麻立干年（487）における「春二月 置神宮於奈乙始祖初生之處也 三月 始置四方郵驛 命所司修理官道 秋七月 舊月城 冬十月 霽、十年春正月 王移居月城…」の記事のように、新羅は 5 世紀末以降に激化する三國抗争に合せて、月城を中心として内部的な結束を固める一方で、中央と地方を連結する郵驛を設置し、官道を整備するなど地方に対する統制も強化するようになる。

この記事と関連づけるのであれば、皇龍寺南門前に連結し、月城北方の干京中心部を経て金橋（西川之橋）を渡り、辛良驛を通過し西方の大邱方面へと連結する幹線道路、そして皇龍寺の東西を走る 2 本の南北方向の幹線道路、さらには月城南北中軸線の延長で北は

浦項、東南へは蔚山方面へと続く幹線道路は、昭知王代に修理された官道であったろうし、これらが初期都市計画の基準線として活用された可能性が高い。

古代日本の場合も、最初の律令制都城たる藤原京（694～709年）造営の基準となった上ツ道、中ツ道、下ツ道の3本の南北道路や、これらと直交する横大路という東西道路が、官道として整備されたのは、推古21年（613）のことである。

2. 基準尺度

都市計画の基準線に合せて、慶州市街地を一定の大きさの行政単位区域（坊里）に区画するためには、まず正確で統一された基準尺度が準備されていなければならない。古代国家の発展とともに、流通および交易が拡大し、大規模な土木、建築工事が増えるにつれて、制度的な枠組みの中で度量衡の標準化や改良が行なわれてきた。その中でも尺度は、単なる物の長さ以外にも、当時の土地や租税制度と関連のある距離、面積の概念を包括していくために、重要な役割を果してきた。

当時の度量衡の体系を明らかにする文献史料や金石文は非常に限定的であるため、残存する古代建物や遺跡発掘で抽出された一定の単位値から、基準尺度を復元しようという研究が行なわれてきた。その中で、皇龍寺址周辺の調査成果を土台として、王京道路の造営尺が高句麗尺ではなく周尺であったとする見解がある³⁰。1段階目の都市整備区域に該当する月城および皇龍寺址周辺では、多様な路幅の王京道路が調査されている。これらの道路は少い場合は1、2次、多い場合には3、4次にわたる改築工事が行なわれ、道路の中心軸も移動し、路幅の変化も3mにも至る場合も多い。このような状況を考慮すれば、王京道路自体の単位尺度を算出することには無理があるとせざるを得ない。また、これらの道路が周尺によって造営されたとしても、中国や日本の条坊区画のように、分割単位によって一定の路幅を有する道路が一定の方向とパターンで敷設されたことを立証できるかについては、現状では疑問である。

よって、坊里の区画体系を把握するためには、状況に応じて流動的な王京道路の路幅よりは、設計段階から均等に分割されたと考えられる道路敷地（隣り合う坊間の距離）と個別の単位区域の規模や、その単位尺度に主眼を置いて検討する必要があろう。

前節において、王京改編と関連する市街地整備が、初期には一辺460尺の方格区画として開始され、その後、440尺を単位とする区画に一部修正され、最終的に450尺×350尺（北川以北）、または380尺×380尺（南川以南）という区画に変更されたという過程について検討してきた。公共施設や宅地が入る空間を格子目状の道路網によって一定に区画する際に用いられた尺度は、他でもない高句麗尺であった。また、王京内の都市整備が終了する8世紀以後になっても、継続して同じ尺度が用いられたものと考えられる。三国時代末に唐尺が導入され、統一新羅時代には一般的に府大尺が流行したが³¹、王京の坊里区画については、

依然として高句麗尺が適用されていた。唐から唐大尺が導入される前までは、おむね漢尺が高句麗を中心として用いられており、その後、東魏尺とも知られる高麗尺（高句麗尺）が、高句麗は無論のこと百濟や新羅においても広く通用されたものと知られている。近年では、高句麗尺、唐尺などの実物資料が發掘調査において出土しており、当時の尺度の用い方に關する新たな見解も提示されている。

1998年忠清南道扶余郡双北里遺跡で唐大尺に該当する百濟時代の木製物差が出土した。物差は、一端が欠失し約19.2cm分のみ残存するので、正確な規格は知りえないが、14.5～15.0mm単位（0.5寸）の目盛が刻まれている。李承康は1尺の長さが29.0～29.5cmと復原される唐尺であったと推定している。また、百濟の唐尺受容時期についても、扶余外壁で出土した方形壙の大きさに、この唐尺の長さが反映されているとみて、この方形壙の年代である7世紀前半を百濟が唐尺を採用していた時点と比定している¹⁵。

一方、京畿道河南市春宮洞に位置する二聖山城のC地区貯水池からは、2点の木製物差が出土し、学界の注目を浴びた¹⁶。その中の一つは、1999年に出土したもので、全体の長さが29.8cmと、扶余双北里出土品と同様に唐大尺に該当するものである。扁平な物差の一側面に1寸単位の目盛が刻まれており、10目盛分（10寸、1尺）を構成している。

もう一つは、これまで高麗尺、あるいは東魏尺と誤って知られてきた35.6cmの高句麗の物差で、2000年に二聖山城貯水池第5文化層から4つの破片として出土した。この高句麗の物差は角材状の形態で、一端に0.5cmの間隔を空けて目盛が始まっており、物差の全長は36.1cmとなる。この物差の特異な点は、目盛の振り方にある。一般的には、10目盛分（10寸）が1尺を成すのであるが、この物差は5目盛分を一つの区間として、この区間が3つあり、計15目盛分（15寸）が一つの物差（1尺）を構成している。また、最初の区間の5目盛分には、それぞれの目盛を5分割する2分単位の細部目盛が刻まれているのに対して、2番目の区間では細部目盛は省略され、3番目の区間にになると、1寸の目盛までもが省略されてしまっている。目盛はなくとも、3番目の区間の長さは5寸で維持されている。

高句麗尺に関する研究の中で、ユテヨンは二聖山城出土品を根拠として、高句麗物差の正確な用尺は35.6001cmで、北方系長尺の影響を受けて、高句麗が独自に開発した尺度と理解した。また、5世紀頃から少なくとも渤海が滅亡する10世紀まで、中国とは全く異なる35.0～35.6cmに該当する高句麗尺が、満州、朝鮮半島、日本列島、山東半島にかけて広範囲に使用されたとみた¹⁷。

高句麗尺の内容を知ることのできる日本の文献史料としては、9世紀に作成された養老令の私撰注釈書である「令集解」がある。それまでの様々な注釈を集めたものであり、大宝令（701～757年）の内容とその前後の尺度改定の状況が詳細に紹介されている。「令集解」の中には、「令以五尺爲步者 是高麗法用爲度地令便 而尺作長大 以二百五十歩爲段者

是亦高麗術云之「即以高麗五尺 準今尺大六尺相當」という和銅6年(713)2月の尺度改定の内容があり、大宝令以前に通用していた高句麗の量田法および量地尺(高麗尺)の内容を知ることができる。すなわち、土地測量に使用された大宝令大尺は以前から通用していた高(句)麗尺に該当し、これは大宝令小尺(唐大尺)の12尺と同じで、実際の長さは35.4~35.5cm前後である¹⁵。また、高句麗尺5尺1歩は、和銅格によって尺度が小尺に改定された713年以後の6尺1歩と同じと記されている。

古代の日本においては、律令制都城の成立として知られる藤原京(新益京、694~709年)は無論のこと、大宝令の概念を実現するために唐の長安城を再現した平城京(710~784年)の建設においても、大宝令大尺を利用し市街地(条坊)を区画している。また、中国「周礼」考工記の匠人營国条に記述された都城の理想型に倣って、長方形の都城の中央に宮を置いた藤原京と、京城北端に宮を設置した平城京は、その平面名においては対照をなしているが、二つの都城の単位区画については同一である。すなわち、条坊大路によって区画される1坊の大きさは、530m(1,500大尺、1里)四方で16町からなっており、小路によって囲まれた条坊制の最小単位である1坪は、約133m(375大尺)四方で1町に該当する。

ここで、新羅王京と古代日本の藤原京、平城京において、京城を区画する単位尺度として大尺すなわち高句麗尺が用いられている点は重要で、店尺が伝來した後にも継続して高句麗尺が使用されていることを示している。新羅の場合、都市計画が段階別に少しづつ変化したことによって歩尺の数は調整されたが、坊里の区画および土地の測量において高句麗尺が一貫して用いられたと考えられる。一方で建物の築造においては、日本の場合と同様に、唐大尺へと基準尺度が転換したことは、多くの先行研究によって、確認されている。

城郭については、慶州閔門城で確認された銘文石に記された築城工事に動員された地域集団ごとの担当区間(受地距離)と、現在の閔門城の城壁長を比較して、米田美代治¹⁶が提示した29.4cmという店尺が築城に用いられた基準尺度であることを明らかにした研究がある¹⁷。ここで、第1銘文石と第2銘文石の間の距離(760cm)が、第2銘文石に記録された4步1尺8寸という受地距離と一致するためには、「唐尺6尺1歩」という条件が前提となるが、これは上述の和銅格の内容とも一致する。

尺度の単位値は、おおむね時代が下る程に徐々に長くなり、場合によっては大尺、小尺と分けて使用される。ただ、新羅の場合は、遅くとも統一期からは長尺の高句麗尺と新たに導入された唐大尺を用途や使用場所によって、使い分けていることがうかがえる。ただ、このような二つの尺度が準備されていても、国家的にもっとも重要な王京整備において各種の測量や土木工事には高句麗尺が用いられており、依然として長尺の伝統が維持されていたことがうかがえる。

王京道路や水路の建設以外にも、王京の最小行政区画を取り巻く坊牆の築造には高句麗

尺が使用された。慶州仁旺洞 556 番地遺跡で、交差路の一部と坊塙、建物址が調査されたが、坊塙の築造単位は高句麗尺の 10 尺（約 3.55m）であった。また、坊塙の角から最初の出入施設までの距離も正確に 30 尺（約 10.7m）であったことが、調査成果から確認できた⁴。

上述した「聖山城出土の高句麗物差は、口盛が刻まれた 10 尺（23.73cm）分と全く口盛がない 5 尺（11.87cm）分で構成されている。これは、漢尺（約 23.7cm）に 5 尺分を追加して長くした、漢尺の運用物差とみることもできる。よって、漢四郡を通じて朝鮮半島に伝わった漢尺を、高句麗が 10 尺単位ではなく 15 尺単位に変更して高句麗尺を開発したと想定してみることができよう。このように、高句麗によって開発された物差は、既存の漢尺と北方地域で広まっていた長尺を自在に使用することができるよう、考案されたものではないかと推定される。ともあれ、漢尺の 1.5 倍である長 35.0 ~ 35.6cm の高句麗長尺の伝統が、いつどのように始まったのかについては正確に知ることはできないが、唐との文物交流によって新たな尺度（29.4 ~ 29.8cm）が伝わった後にも、新羅や古代日本においては都城建設および首都整備において、継続して高句麗尺が活用された事実はうかがい知ることができよう。

V. おわりに

6 世紀中葉の新羅真興王代における新宮（皇龍寺）建設計画に始まる新羅王京の計画都市化は、中央集権体制および社會国家の枠組みを具備するために行なった行政体系の改編の一環であった。それに先立ち、487 年（眞知王 9）に中央と地方の結束、地方への統制を目的として王城たる月城を修築し、郵驛と官道を整備した。さらに、律令頒布（520 年）梁との通交開始（521）、仏法公認（528）など、一連の改革的な施策がなされ、王京改編のための政治、社会的基盤が準備されていった。

坊里という行政区域の編成は、慈悲王 12 年（469）にすでに存在したと記録されているが、月城や皇龍寺周辺など王京中心部において、市街地の区画、整備が実施されたのは、皇龍寺創建頃であった。360（あるいは 1,360）坊と想定される 460 尺（約 163m）を基本単位とする方格で格子目状の空間分割方式は確認されるが、藤原京の場合のように、行政単位区域と関連して 3 つの規格で道路が設定されたとみる根拠は、現状では認められない。また、古代日本において京域に限定される条坊制とは別に条里制が広く実施されたように、坊制中心の都市計画とは別の土地区分（里制）が先行して施工された可能性や、両者の空間的範囲が相異なっていた可能性がある。

坊里制を通じて、六部中心の既存集落を王京中心部の計画都市に新たに編入していく過程は、政治体の性格が強かった王京六部の伝統的な基盤を搖り動かす変革として受け止められたのであろう。そのためか、都市整備が王京中心部の一部に限定的に行なわれた後、約

200年を経過してようやく北川以北や南川以南の外郭地域まで都市化を段階別に完成させることができた。段階別に市街地区画の規模や形態が少しずつ修正され、一部には地形条件に合わせた構造的な変形も生じた。ただし、王京全体が有機的に連結するように新旧の分割方式を適切に混用していた点は、新羅王京の特徴の一つであろう。

王京の中核たる月城が存在した一方で、計画都市設計の基準となった拠点施設は別途に存在したと考える。1段階都市整備の拠点は、宮殿様式を帯びる護国寺利たる皇龍寺であった。皇龍寺は慶州盆地中心部にあたり、四方の山々の頂を結んだ時の交点付近に位置している。月城を基準として西北方の陵墓地区と東西に対称の低湿地帯に、皇龍寺は人々的に造成された。

また、拠点施設の立地選定には、既存の主要幹線道路も考慮されていたようである。487年に修理されたという官道であったか否かについては今後の検証が必要であるが、皇龍寺周辺には重要な幹線道路がいくつか存在し、これが市街地区画の基準線として活用された。まず、皇龍寺南門前の広場から西方の興輪寺前(慶州上高付近)へと続く東西道路は、金橋(西川之橋)を渡り大邱方面へと繋がっていく。また、月城と後の臨海殿(月池宮)一帯を包括する王宮地区の東側境界線たる南北道路が存在する。そして、この道路と皇龍寺を挟んで東側の対称位置にある南北道路は、狼山西麓を南北に通過し、北は浦項、東南は蔚山方面へと続いている。

2段階目における都市整備の拠点は、北宮址と推定される城東洞の殿庭址と考えられる。北宮は月城の真北に位置し、2段階区域の北端にあたる北川南辺に位置している。日本の平城宮の立地を連想させる。月城と北宮を南北に結ぶ基準線(過去に朱雀大路とみることもあった)は、1段階都市整備の西側境界線の役割も担った。

この基準線の西方地域(月城路古墳群付近)においても、一部に道路遺構が確認されているが、この道路の敷設方法は最終3段階地域の様相と類似する。よって、王京内の都市整備が終盤を迎える8世紀頃には、それまで活用されなかった神聖な区域(陵墓地区)にも部分的に都市化が及んだ可能性がある。8世紀にはいって、月城南側に隣接する場所(仁容寺址一帯)に380尺単位の多少変形した方格市街地が造成される状況と、同様の脈絡で把握することができよう。

都市計画の基準線に合せて、市街地を一定の規模の行政探知区域として区画、整備する際に用いられた基準尺度は、他でもない1尺35.0～35.6cmの高句麗尺であった。東羅尺と誤って知られましたこの高句麗の物差については、2000年河南二聖山城貯水池において、35.6cm分の目盛を備えた実物資料が確認された。一般的に10寸盛分(10寸)が(1尺)となるものとは異なり、この物差は15寸盛分(10寸)が1尺をなしている。5寸盛分の最初の区間には、2分単位の細目盛が刻まれているが、2番目の区間では細部目盛は省略されて5

目盛のみが刻まれている。そして、最後の区間では1寸の目盛までもが省略されてしまっている。ただし、区間の長さは他と変わらず5寸分を維持している。目盛が刻まれた10目盛分(10寸、23.7cm)は、高句麗尺が朝鮮半島において通用する以前に高句麗を中心に用いられた漢尺1尺(約23.7cm)に該当する。したがって、漢尺の1.5倍である高句麗尺は、既存の漢尺は無論のこと當時北方で広まっていた長尺とも互換可能なように考案された、漢尺の運用物差と見ることができる。

『令集解』には、大宝令(701~757年)の内容と、その前後の時期の尺度改定の状況、特に大宝令以前に通用していた高麗(高句麗)量出法および量地尺の内容が記されており、注目される。すなわち、土地測量に用いられた大宝令大尺は以前から通用していた高麗尺(高句麗尺)に該当し、これは大宝令小尺(唐大尺)の1.2倍で、35.4~35.5cm前後である。また、高句麗尺5尺1歩は、利銅格によって尺度が小尺に改定された713年以後には6尺1歩と同じになると記されている。日本最初の律令制都城たる藤原京(694~709年)の建設において基準となった、上ツ道、中ツ道、下ツ道の3つの南北道路それに直行する横大路は、推古21年(613)に官道としてすでに整備されていた。藤原京の後、平城京の条坊設計の基準ともなった中ツ道と下ツ道の間隔は、高(句)麗尺に準ずる律令大尺が適用されていたことが知られている。

古代日本と同様に、新羅においても計画都市の基準線となった主要幹線道路の整備には、高句麗尺が用いられたものと考えられる。特に、唐尺(約29.4~29.8cm)が伝わった後にも、用途に応じて高句麗尺と唐尺を使い分けているであろうが、土京内の市街地区画や坊塙の設置においては、都市整備が完了する8世紀に至っても継続して高句麗尺が使用されていたようである。この点については、後により詳細に分析してみようと思う。

註

- 申衡録「新羅 慈悲王代 坊里名列 設定等 乙 意味」『慶北史學』23、2000年。
- 진디제 「新羅 坊里制의 施行과 그 性格」『신라 문화재학술논문집』26、2005年。
- 「条坊制とは、人的・物的資源移動の手段である道路と、支配の拠点である宮城、支配階級および支配を支える中・下級官僚群の居所である宅地を、一定の計画性の下に配置した古代の『都市』設計法則」(山中章「日本古代都城の研究」柏書房、1997年、p.45)である。
- 春秋時代末期の齊国の官書である『周礼』考古記の社人管四条では、古代中国の伝統的な都城制度の根幹をなした西周初期の都市計画体系を、比較的詳細に記述している。
- 賀業鉢(尹正淑訳)『한국 조선제도의 이론』以文文化社、1995年。
- 朴漢濟「五胡 赫連夏國의 都城 統萬城의 遷址와 그 構造-胡族國家의 都城經營方式…」『東洋史學研究』東洋史學會、2000年。
- 養老令の内および職員令には、4坊に1名の坊令(後に条令と呼ばれる)を置く、左・右京畿にそれぞれ坊令12名を置くという規定が見える。この規定は、藤原京を12条×8坊に復元する根拠の一つと考えられてきた。しかし、小澤綾は、12名の坊令(条令)の人数がそのまま条数を示す

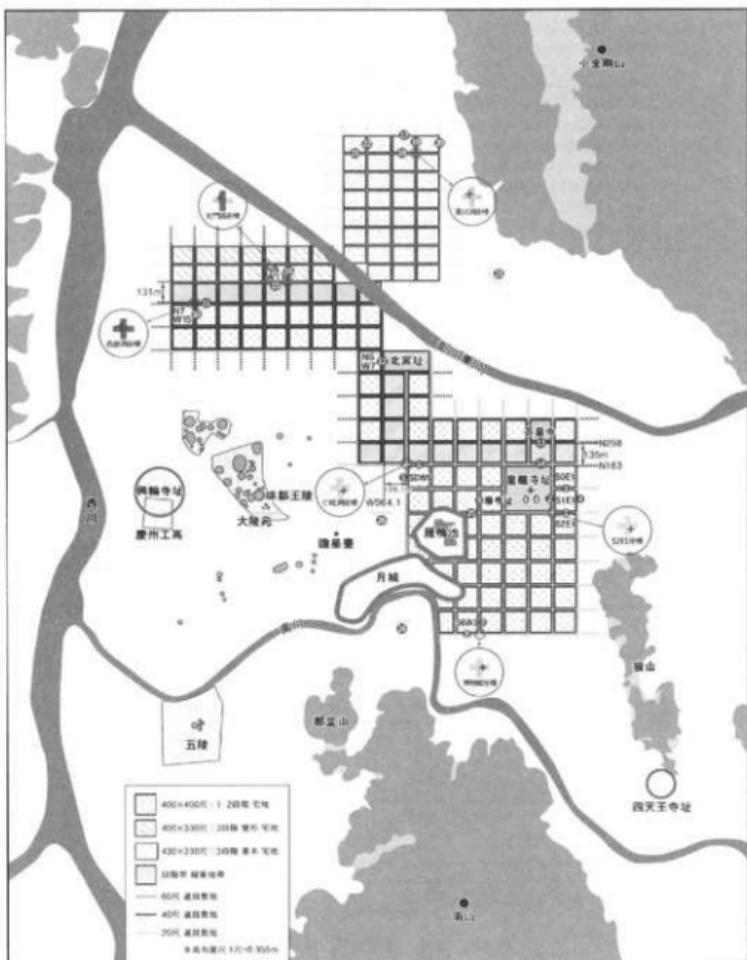
- ものではなく、1名の坊令が4坊を管轄し、その入数が左京と右京で各12名である。全体の坊数は96坊となり、京職の管轄外である藤原宮4坊を含めると、10条×10坊の京城を想定できると主張した（小澤毅『日本古代宮都構造の研究』青木書店、2003年、pp. 242-244）。この時、1坊の大きさは1500大尺（高句麗尺、約530m）四方であり、坊の1/16に該当する最小単位である1坪は375大尺（約133m）四方となる。
- 8 國立慶州文化財研究所『新羅王京 発掘調査報告書』2002年。
 - 9 東國大學校 延慶大学博物館『王京遺跡』- 隣域初等學校講堂敷地- I 2002年。東國大學校慶州河川博物館『王京遺跡』- 慶州市 東川洞 7B/L 内遺跡 - I 2005年。
 - 10 ここで「既存の六部地域」とは、国家主導による都市計画を基礎とした首都整備が施行される前半段階の、都城中心部を意味する。斯磨六村を基礎として発達したと考えられる、政治体的な性格の強い壬京六部は、都市化が進行する慶州盆地からその外郭地域にかけて分布していたと推定される。幾人かの研究者によって、その範囲や位置が比定されたことがある。また、六部の範囲と関連して、首都を示す壬京・都城、王都、工畿などの概念についての論議も行われた。その中で、工京を王都と半畿に区分して、国正と中央政府組織および上層支配勢力が居住する地域を王都とし、その外郭を王畿とする見解（李鍾旭『地方統治組織の構成』『新羅國家形成史研究』一瀬閣、1982年、pp. 237-240）があり、また、統一期以後に急激に拡大する壬京を王都と王畿地域に区分する見解もある（木村誠『統一新羅の王畿について』『東洋史研究』42、1983年、pp. 28-60）。さらには、都市計画に基づいて造成された月城を中心とする首都の核心地域を王京とみて、その外郭地域を含めた全体を都城と認識する見方（朴方龍『新羅都城研究』東亞大學校大學院博士學位論文、1997年、p. 1）もある。
 - 11 ここで紹介する資料の中で、皇龍寺址発掘調査（皇龍寺の南北中軸線が通過し、中金堂の中央仏台座から南に235m離れた地点）を基準点と定めた國立慶州文化財研究所が調査を行った諸遺跡以外の、より遠距離に位置している遺跡や、他の調査機関によって調査された遺跡の場合には、標識遺構の諸属性を正確に比較するには難しい部分もある。その場合でも、個別資料を総合し、皇龍寺座標という同一基準点に合せて換算して表示している。
 - 12 井上和人「古代都城制地割再考- 藤原京・平城京を中心として-」『研究論集Ⅷ』奈良國立文化財研究所学報第41号、1984年。
 - 13 小澤毅『日本古代宮都構造の研究』（前掲註7）、pp. 216-217。
 - 14 黃仁錫『慶州王京 道路骨 番地 及 新羅都市計画研究』東亞大學校碩士學位論文、2004年、pp. 60-61。黃仁錫『新羅王京の変遷- 道路を通じてみる都市計画-』『東アジアの古代文化』126号、大和書房、2006年。
 - 15 SITEI地区の宅地（住宅地）は当初、南に隣接するS2E1地区のように、400尺四方の方格に設計されたものと見えるが、卓能寺南東隅から始まり北流する超大型排水路（最大幅10m以上の人工河川）が設置されたために、宅地西側の一部が多少縮小した長方形の区画となっている。ただ、その縮小幅は、道路敷地幅の規格である60尺の近似値を示しており、60尺という単位が、分割単位としてよく使用されていたことを示すといえよう。
 - 16 國立慶州文化財研究所『慶州仁旺洞 556・566番地遺跡』2003年。國立慶州博物館『國立慶州博物館敷地内 発掘調査報告書』2002年。
 - 17 『三四遺事』では、新羅を上古（1～22代）、中古（23～28代）、下古（29～56代）に時代区分している。その中で、中古期は23代法興王から28代真德女王までの514～653年を指す。
 - 18 國立慶州文化財研究所『殿跡址・南吉塚 発掘調査報告書』1995年。國立慶州文化財研究所『慶州西御洞 19番地遺跡』2003年。國立慶州文化財研究所『慶州 九黃洞 皇龍寺址展示館 建立敷地内 遺

- 讀-九黃洞 灰池遺蹟-。2008年。
- 19 東國大學校 廉州캠퍼스博物館 「王京遺蹟 1-月城初等學校 講堂敷地-」 2002年。東國大學校 廉州캠퍼스博物館 「王京遺蹟Ⅱ-廉州市 東川洞 7B/L 内 遺蹟-」 2005年。韓國文化財保護財團 「廉州 北門路 七京遺蹟」 2003年。韓國文化財保護財團 「경주 동천동 공공주택 건설부지내 유적 발굴 조사- 1 차 지도위원회의 자료-」 2006年。韓國文化財保護財團 「경주 동천동 공공주택 건설부지내 유적 발굴조사- 2 차 현장설명회 자료-」 2007年。
 - 20 月城修理の記事と関連して、李相俊は王が明活城を居所とした期間の13年(475~487)を、実際に月城の修理に要した期間と把握した。また、この期間には奈乙に神宮を榮き御殿と官道を整備するなど、王京に対する大々的な工事が行なわれた。月城の修理が完成し、488年に工が月城に移った後には、月城は政治、軍事的機能を兼ね備える王城として名実ともに位置づけられることになったと見ている(李相俊『慶州 月城의 檢證過程 研究』嶽南大學碩士學位論文、1997年、pp. 9~10)。
 - 21 皇龍寺の重建金量は桁行9間(55.3m)、梁行4間(30.4m、内陣は7×2間)である。その規模や形態が藤原宮大極殿や大宮大寺金堂とよく類似する点を挙げて、宮殿形態の企業を備えた二つの寺院(皇龍寺と大宮大寺)の造営目的が、政治と宗教を同時に支配しようとした「天子即如来」という仏教思想を反映したものであると指摘した梁正録の見解は頗る信頼に値する(梁正録『新羅 皇龍寺・北魏 永寧寺 그리고 日本 大宮大寺 -5~7세기 동아시아 都城制와 建廟 하이-』;韓國史學報 9, 2000年)。梁正録『新羅 王京과 日本 藤原京』『新羅文化祭學論文集』29, 2008年、pp. 71~77)。
 - 22 王京遺跡において、道路や坊塲等の南北中心軸は、現在の地北から8~10°程度東に振れており、真北子午線に一致する場合が一般的である。
 - 23 李恩修『新羅王京の都市計画』『東アジアの古代都城』奈良文化財研究所学報第66期、2003年。
 - 24 신라문화유산조사단 「경주 동천동 891~10 번지 균민생활시설 및 단독주택 신축부지내 유적 발굴조사보고서」 2007年。
 - 25 신라문화유산조사단 「경주 인왕동 412번지 단독주택 건립부지내 문화재 발굴조사- 억보고서-」 2007年。
 - 26 工京の計画都市化の過程は、坊里制を基礎とした実質的な行政区域の改編を反映したものである。都市計画の段階的な変遷過程と最終段階の変則的な市街地構造についての細部の内容については下記の論文を参照。
 - 黄仁鎬『新羅 王京의 造營計劃에 대한 一考察』[韓日文化財論集] 국립문화재연구소 일본 나라문화재연구소, 2007年。
 - 黄仁鎬『신라 王京의 計劃都市化 과정 연구』『新羅史學報』17, 新羅史學會, 2009年。
 - 27 文化財研究所·慶州古跡發掘調査團 「月城垓子 發掘調査報告書Ⅰ」 1990年。
 - 國立慶州文化財研究所 「月城垓子 發掘調査報告書Ⅱ」 2006年。
 - 28 趙由典『皇龍寺遺蹟發掘調査報告書Ⅰ』文化財管理局·文化財研究所、1981年、pp. 23~25。
 - 朴方龍『皇龍寺와 新羅王京의 造成』『皇龍寺의 総合的 考察』新羅文化祭學論文集 22, 2001年、pp. 42~43。
 - 30 姜友邦『四大王寺址 出上 彩繪四天王浮像의 復原의 考察』『美術資料』25, 國立中央博物館, 1979年。
 - 31 「中原京 本高句麗國原城 新羅平之 慶興王置小京 文武王時築城 周二千五百九十二步 景德平改為中原京 今忠州」(『三國史記』卷35 雜誌4 地理2)。
 - 32 「…始築九州…三月置西原小京…置南原小京…」(『三國史記』卷8 新羅本紀8 神文正5年)

- 33 延州博物館敷地内遺跡で発掘された最大 23m 幅の「王京大路」は、道路左右の坊塙が確認されておらず、正確な路幅は知りえないが、60 尺 (21.3m) 幅の道路敷地を最大に活用した大路の一つと考えられる（朴方龍「新羅 都城研究」（前掲註 10）、p. 242）。
- 34 國立慶州文化財研究所『正京地區内ガムヘ寺裡設地 発掘調査報告書』1996 年。
- 35 이현태 「新羅 中古期 里坊制의 受容과 正京의 中心軸線」『先史와 古代』32、韓國古代學會、2010 年。
- 36 申昌秀「興輪寺의 發掘成果 檢討」『新羅文化』20、東國大學校新羅文化研究所、2002 年。
- 37 유흥기 「興輪寺 주경 건물지 및 銘文기자」『한국사신문』454、2009 年。
- 38 國立慶州文化財研究所では、2007 年 10 月から復元された雁鳴池の東方一帯(仁旺洞 22-2 番地周辺)についての年次ごとの学術発掘調査を進行中である。
 차준원「신라왕경 (2008) 발굴조사 보고」『慶研考古』20、국립경주문화재연구소、2009 年、p. 5。
 국립경주문화재연구소「新羅王京遺蹟 2009 年도 발굴조사 지도위원회의 자료집」2009 年、pp. 3-6。
- 39 東國大學校 慶州ampus博物館『慶州 仁旺洞 排水路 廻回 遺蹟』『慶州地域 遺蹟 試・發掘調査報告書』2002 年、p. 15。
- 40 우성호·이상태 「신라 왕경 경주의 토지 분할 척도에 대한 고찰」『전속역사연구』6-11、1997 年。
- 41 이우태 「고대 도량형제의 밀률」『강화 한국고대사』6、가락국사지개발연구원、2002 年、pp. 304-311。
- 42 李承康「백제시대의 자에 대한 연구」『한국고고학』43、2000 年、p. 205、pp. 209-210。
- 43 二聖山城の造営主体と機能していた時期については、学界において議論の対象となつたが、「戊辰」銘を持つ墨書き筒（608 年と推定）を始めとする新羅遺物の出土様相を見ると、新羅の漢江進出時期である 6 世紀中盤には築造されたと考えられている。2 点の物差も新羅人によって使用され、7 世紀頃に C 地区貯水池に廻棄されたものと推定される。新羅の領土拡張による地方經營において、広く通用していた高句麗尺と唐尺の両者を建築や建築の基準として使用していたことを示す好例と考える。
- 44 金태용 「漢江流域出土 高句麗尺의 性格에 대한 研究」(사) 고구려연구회 춘계학술대 회발표문、2005 年。
- 45 大宝令大尺・小尺をそれぞれ唐大尺（約 30cm）・唐小尺（約 25cm）と見て、高麗尺の存在を否定する見解（新井宏『まほろしの古代尺 - 高麗尺はなかった -』吉川弘文館、1992 年）がある。しかし、度地法に問わる大宝令の大尺使用規定や、和銅 6 年（713）2 月 19 日の格による小尺への改定状況が造構や現存建築のうえでも確認でき、大宝令小尺が唐大尺であり、大宝令大尺が唐大尺の 1.2 倍のいわゆる高麗尺であったとことを明らかにした研究が下記のようにある。
 井上和人「古代都城制地割再考－藤原京・平城京を中心として－」（前掲註 12）。
 小澤 稔「条坊の復元」「平城京左京三条・坊十四坪發掘調査報告」奈良國立文化財研究所、1995 年。
- 46 米田美代治「朝鮮上代建築の研究」秋田巌、1944 年、p. 213。
- 47 朴方龍「新羅 都城 研究」（前掲註 7）、pp. 122-126。
- 48 國立慶州文化財研究所『慶州 仁旺洞 556・566 番地遺蹟』（前掲註 16）、p. 41。



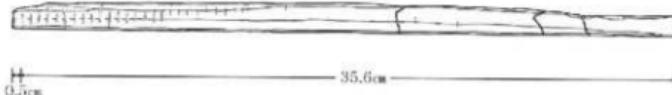
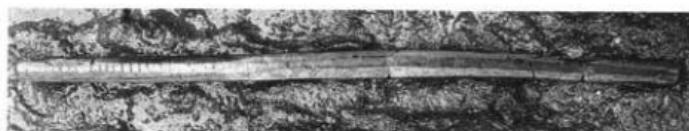
第1図 慶州地域の主要王京道路



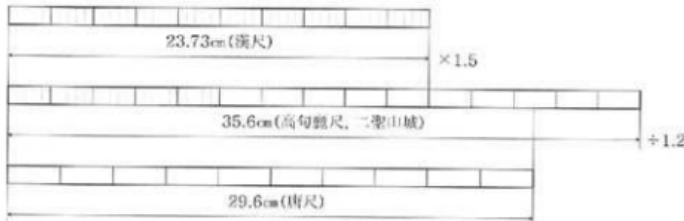
第2図 王京の段階別市街地区画に関する模式図

第2図 凡例

・0・0 基準点（卓龍寺址発掘査拂）：中企家の中央仏台座から南へ23.5m地点	
・S2E1 座標：S172.7E141.7～142.5m	・西部洞座標：N125.2W223.2m
・仁王洞座標：N165.9W35.9m	・北門洞座標：N138.3W138.3m
・博物館座標：S98.0W34.3m	・東川制座標：N226.0W72.0m
・道路①：路幅 12.5～15.5m、6次築造	・道路⑤：路幅 約 9m
・道路②：路幅 12～12.5m、4次築造	・道路⑥：路幅 約 14.5m
・道路③：路幅 5.5～7.5m、3次築造	・道路⑦：路幅 約 35m/3次築造
・道路④：路幅 5.5m内外、4次築造	・道路⑧：路幅 約 7m/3次築造
・道路⑨：路幅 10.2m、1次築造	・道路⑨～⑩：路幅 6.5m内外/3次築造
・道路⑩：路幅 8.2m、2次築造	・道路⑪：路幅 7～10m
・道路⑫：路幅 23m	・道路⑫：路幅 6～8m(最大 14～15m)
・道路⑬：路幅 15～16m	・道路⑯：路幅 約 6m、3次築造
・道路⑭：路幅 約 7m	・道路⑰：路幅 約 8.4m
・道路⑮：路幅 12.5～13m、3次築造	・道路⑱：路幅 7～10m
・道路⑯：路幅 4m内外、3～4次築造	・道路⑲：路幅 6.7m、2次築造
・道路⑳：路幅 約 13.4m	



第3図 河南二聖山城出土高句麗尺
(出典：漢陽大学校博物館『二聖山城第8次発掘調査報告書』2000年)



第4図 漢尺、高句麗尺、唐尺の関係

新羅 王京 整備의 基準線과 尺度

黃仁鎬

요지 新羅 道興王代의 新宮(皇龍寺) 건설계획에서 비롯된 王京의 計劃都市化는 月城 및 皇龍寺 일대의 王京 中心부에서 먼저 제한적으로 시작되었고, 北川과 南川 너머의 외곽지역까지 都市整備가 단계별로 완성되기 까지는 약 200년이 소요되었다. 王城이었던 月城이 존재하였지만 각 段階別 都市設計의 基準이 되었던 檜點施設은 皇龍寺(1단계), 北宮(2단계)과 같이 별도로 존재했고, 거점시설의 위치 설정에는 이전부터 존재했던 주요 幹線道路도 크게 고려되었을 것이다. 초기 도시계획의 基準線으로는 皇龍寺 南門 앞 유통으로서 광화하는 간선도로, 그리고 月城 이후 臨海殿(月池宮) 일대를 포함하는 上宮地區와 북동쪽에 연결한 皇龍寺地區를 경계 짓는 남북도로, 또한 獅山 서쪽 기슭을 남북으로 통과하며 浦項, 蔚山 방면으로 연결되는 남북도로 등이 있다. 皇龍寺를 중심에 두고 좌우에 대칭적으로 배치된 幹線道路 사이에는 네 개의 區劃(Block)이 존재하며, 각 구획의 단위규모는 1尺 약 35.5cm인 高句麗尺으로 460尺(宅地 400尺, 道路敷地 60尺)에 해당한다. 삼국시대 말에 唐尺이 유행됨에 따라 用處에 따라 高句麗尺과 唐尺을 구분하여 사용했으나, 市街地 區劃 및坊牆 설치 등 王京 整備에 있어서는 계속해서 高句麗尺이 사용되었다. 二型山城 춤보 실물 차에서 볼 수 있듯이 高句麗尺은 漢尺(약 23.7cm)을 둘뿐 당시 山東을 비롯한 북방지역의 長尺 계통과도 호환이 가능하도록 고안된 漢尺의 용용 차로 생각된다.

주제어 : 新羅王京 坊里制 都市計劃 基準線 高句麗尺

Basic Line and Measure of The Silla Capital's Road Maintenance

Hwang, In-Ho

Abstract: Wolseong, the royal palace and center of Silla's capital city, began to take on the basic trappings of a capital fortress during the late 5th century (9th year of the Mapgan Soji, 487) as its status as the kingdom's political and military center was increasingly emphasized. It was also during this period that post stations connecting the center and outlying regions were installed, administrative units were established, and local military-style governors were dispatched to strengthen the center's control over the periphery. During the 6th century, Silla undertook institutional reforms that included the reorganization of the central bureaucracy and the promulgation of administrative laws(520), reforms which were taken as part of its wider efforts to establish a state governance structure. Also, it was organized that the abandonment of the traditional urban structure based on the yukbu(six political divisions) in favor of the new concepts of a capital fortress system(Doseongje) and an institutional mechanism known as the block and village-based administrative system(Bang) designed to bring about a centralized state. However, in the case of Silla, the noble strength of the existing power group revolving around the political entities known as the yukbu(six political divisions) acted as an obstacle to efforts to construct a new palace or build a new capital city via the relocation of the existing capital. This particular power arrangement also greatly complicated attempts to reorganize the capital city. Therefore, urban organization efforts were during the early stages limited to smaller core areas such as Wolseong. It was only during its heyday that Silla was finally able to develop the features of a capital city, a process which involved several gradual expansion plans. The records contained in the *(Samguk sagi (三國史記, History of the Three Kingdoms))* which relate how the term Bang(block and village) came to be employed in the capitalcity from the 12th year of Mapgan or King Jabi(469) onwards have drawn much attention from researchers interested in the period in which Silla's capital city was reorganized. As no archaeological materials which could prove that urban planning was carried out in Gyeongju during the 5th century have to date been uncovered, the conclusion has been reached that the establishment of the ri or bangri system which occurred during the reign of King Jabi did not come about as part of a structuralized effort to reorganize the administrative system amidst a wider campaign for urban development within the capital city. The full features of such blocks were first revealed including the eastern part of the Hwangryong Temple site. Since then, subsequent excavations in various areas of the capital have revealed that normalized

structure or size existed for such administrative units, there is general agreement that this block unit was the smallest administrative unit within the capital of Silla. In this regard, this unit is believed to correspond to the 'bang' element of the bang and ri identified in historical documents. Silla's 360(or 1,360 bang) corresponds to the will of the record that are considered. From when construct(Mid 6th century), The early stage of this process saw urban development be carried out on a limited scale in the Hwangryong Temple area. That being the case, was the square grid form's spatial partition method based on Goguryeo cheok(about 33.5cm), 460 cheok(163.3m) discovered at Wolseong and Hwangryong Temple applied to the overall area of Gyeongju In the aftermath of the unification of the three kingdoms, the capital city was expanded and reorganized on at least two occasions. Such efforts to increase the scale of the capital city were motivated by factors such as the increases in the population occasioned by the growing number of subjugated kingdoms, and the natural development of the state. The first expansion of the city was stronghold the northern palace(Jeonrangjin Seongdong-dong). In Step 2, Step 1 on how the maintenance area the size of comparison road site reduced from 60 to 40 square grid form of the method is applied. Lastly, after the 8th century widely regarded as the day of Silla, reduced-scale urban areas began to expand toward the outskirts of the capital city. Simultaneously, transformed spatial partitions created in accordance with geographical conditions were in some instances employed as part of efforts to heighten land use. Here, space dissection method was applied that the basic way 450 cheok(159.75m) from east to west and 350 cheok(124.25m) from south to north.

Keywords: Silla Capital, Bangri System, Urban planning, Basic Line, Goguryeo cheok

日韓古代火葬墓の比較研究 －日本古代火葬墓の系譜をめぐって－

小田裕樹

- I. はじめに
- II. 研究史と問題の所在
- III. 分析の方法と資料
- IV. 分析－百濟・新羅火葬墓の特質－
- V. 考察－日本古代火葬墓の系譜－
- VI. まとめ

要　旨　本稿では、日本の古代火葬墓の系譜を明らかにすることを目的に、韓半島の火葬墓について墓構造・分布・時期の点から様相を整理し、日本との比較をおこなった。百濟では、骨蔵器に用いられる器種が少ない点、羅城内に火葬墓が分布する点が特徴であるが、從来考えられてきたよりも火葬は盛行していなかったとみられる。新羅では、新羅土京周辺に特殊な墓構造をもつ火葬墓が分布する点が特徴であり、地方では土京と異なる地域性がみられることを明らかにした。日本の火葬墓との関わりについて、百濟の火葬墓は時期的な連続性に問題があり、積極的な評価はできない。一方、日本と新羅との間では、支配者層の火葬墓の墓構造を比較すると、両国共に独自の骨蔵器・埋納施設を採用しており、直接的な関係は見いだしがたい。しかし、両者の様相には、「仏教思想」と「律令制度」が共通の背景として存在していたことを見いだし、その淵源は中国（唐）に求められる可能性が高いと考えた。日本の古代の火葬は、律令国家の成立期に中國からの先進文化の一つとして律令制度・仏教とともに受容し、律令国家にふさわしい葬法という位置づけで支配者層に採用されたものと考えられる。

キーワード　火葬墓　墓構造　都城の葬地　地域性　律令国家

1. はじめに

日本古代の火葬は『統日本紀』文武4年（700）の道昭の火葬記事を初現とし、その後、持統・文武天皇をはじめとする天皇・貴族が火葬され、奈良～平安時代を中心に盛行する。これは、現在までの発掘調査の成果をみても看取できる。

この日本古代の火葬墓について、黒崎高は「天皇喪葬を範として官人・貴族層が追隨した」墓制であると位置づけた¹。近年の研究では、火葬導入の意義について、律令国家成立期に新たな墓制を模索した支配者層の政治的意図と関連して評価されている²。

しかし、日本古代の支配者層がなぜ火葬を採用したのか、についての説明は従来十分におこなわれていない。日本における火葬導入の歴史的意義を明らかにすることは、律令国家の墓制に対する位置付けや国家理念など、東アジアにおける日本古代律令国家の特質を探る上で重要な手がかりになると考えられる。この問題を明らかにするためには、当該期の東アジアの中で、火葬がいかなる位置づけにあるのか、どのような過程を経て日本が受容するに至るのかについて明らかにする必要がある。

本稿では、日本の古代火葬墓について、その系譜を明らかにすることを目的とし、韓半島の火葬墓との比較をおこない、その淵源についての考察を試みる。

なお、本稿で扱う火葬とは仏教思想を背景とし、納棺→荼毘→拾骨→藏骨の一連の儀礼³を経て造墓された墓のことと言い、拾骨が認められない縄文時代の火葬やいわゆるカマド塚⁴とは区別する。

II. 研究史と問題の所在

1. 日本古代火葬墓の系譜に関する研究史

日本の火葬墓の系譜についての見解は、大きく3つの説に分けることができる。（1）百濟、（2）新羅（統一新羅）、（3）中国（唐）の3説である。

（1）百濟説

姜仁求は日本における火葬墓制度は百濟からまず伝授されたものとし、日本へ渡った百濟人によって広く流布したと考える⁵。藤沢一夫は中國からの影響を考えつつも、扶余周辺の出土例から日本の火葬墓との共通性を評価した⁶。小田富士雄は、西日本の火葬墓について、百濟の火葬墓との親近性が存在すると指摘した⁷。山本孝文は、百濟と日本の骨蔵器⁸の類似から、日本の火葬が百濟滅亡を契機とし、日本へ渡った集団が九州や近畿地方に火葬風習と骨蔵器を伝えたとした⁹。

これらの説は、日本の骨蔵器に多くみられる須恵器短頭壺（壺A）¹⁰と百濟における有蓋短頭壺の形態的類似を根拠とし、百濟系渡来人による火葬の伝播を想定する。

(2) 新羅（統一新羅）¹¹説

網干普教は火葬導入に関する先行研究を詳細に検討した上で批判を加え、新羅仏教や文武王の火葬など、新羅からの影響を考えた¹²。新羅からの影響とする説には、金子裕之も賛同する¹³。

これらの説は、文献記事や古代史側の研究動向を踏まえ、当該期の頻繁な日羅交渉の存在や、新羅仏教と日本仏教との関わり、日本古代の政治・文化への新羅の影響が明らかにされてきたことを背景とし、その一環として火葬の伝播を理解するものである。

(3) 中国説

日本の古代墳墓について先駆的な研究をおこなった森本六郎は、奈良時代の墳墓について唐朝文化の波及によるものとした¹⁴。齊藤忠は、新羅の火葬墓の様相をふまえた上で、火葬は薄券と仏教思想の浸潤によって、中国から日本に伝播したと考え、それに先んじて新羅の文武王も「西國の式」によって火葬されたものと理解した¹⁵。また、藤沢一夫は百濟と共に、中国の南朝からの影響を考え¹⁶、小田富士雄も火葬の淵源は中国にあると指摘する¹⁷。

近年も森本徹は齊藤忠の説を支持し、日本・百濟・新羅における火葬墓の出現は唐を起源とし、各地域で発展したものとし¹⁸、奥村茂輝も、当該期の仏教受容の様相を整理した上で、入唐僧による知識が契機となった可能性を考える¹⁹。

これらの説は、当該期における遣唐使や入唐僧による唐の先進文化の受容の一環として火葬を受容したものと理解する。ただし、中国では火葬が普及せず、資料的にも火葬墓が発掘調査された事例はほとんどなく、僧侶に限定された葬法²⁰と評価されること、火葬導入の時期には唐との関係悪化や、遣唐使の中止などにより直接的な交渉関係がなかったとみられることから、中国と日本の火葬における直接的な関係については明らかではない。

以上をみると、日本の古代火葬墓の系譜について、考古学的に系譜関係を検討したものは、百濟混の有蓋短頭壺と日本の壺Aとの関連のみで、古代史・仏教史の研究成果に基づく説が主であり、考古資料に則した検証が必要といえる。

2. 韓国の古代火葬墓に関する研究史

次に、本稿で検討対象とする韓国の火葬墓研究について概観する。

(1) 百済の火葬墓研究

齊藤忠は、扶余周辺で出土した有蓋短頭壺の資料紹介の中で、錢貨が副葬された事例などをもとに、これを火葬骨藏器と評価した²¹。姜仁求は扶余周辺の出土事例から、骨藏器の埋置形態や副葬品の配置など、火葬墓の構造パターンを二重巣式、心壺多盤式、単盤式、内壺外巣式、倒巣式、単壺式、外壺内壺式の7類型に分類した²²。山本孝文は、從来百済の火葬墓とされてきた中に、統一新羅期の火葬墓が含まれることを指摘した上で、姜仁求の

いう単蓋式・単椀式が百済火葬墓の典型であり、被葬者は僧侶を中心であったと評価し、泗沘都城との関係、日本の火葬墓との関係も含め、再検討をおこなった²³。

(2) 新羅の火葬墓研究

齊藤忠は、慶州周辺で収集された骨蔵器を集成し、出土状況・形態・文様の特徴についてまとめた²⁴。鄭吉子は収集資料も含めて印花文骨蔵器の分類・編年をおこない²⁵、宮川植一も印花文土器の編年研究の一環として、連結把手付骨壺の編年をおこなった²⁶。洪浩植は統一新羅の墓・墓制を概説する中で、石室墳と火葬墓との関係に言及し、火葬墓の構造については二重型・單一型に分類した²⁷。また、自身の印花文土器の編年研究をふまえ²⁸、連結把手付骨壺の編年を再検討し、火葬墓の年代を從来より大幅に新しく考える見解を提示した²⁹。龜田修一は、統一新羅の概説の中で火葬墓についてふれ、工京・地方の違いを指摘した³⁰。金銷詳は慶州錫杖洞遺跡の発掘調査をふまえ、慶州周辺の火葬墓の構造を分類し³¹、石秉哲も、発掘調査資料や文献記事をもとに、慶州周辺の火葬墓の構造を再分類し、火葬墓の展開や造営背景について考察した³²。洪浩植は、墓の構造の分類や新たな年代観をふまえ、新羅の火葬墓は、8世紀中葉以降、9世紀代を中心に盛行するとし、火葬墓の展開は舍利容器の変化と不可分で、王・貴族の舍利信仰が反映するとした³³。さらに、工京と地方の火葬墓について墓の構造の差異を見出し、工京型火葬墓と地方型火葬墓の存在を提起した³⁴。車順皓は、研究史と慶州周辺の火葬墓の整理をおこない、墓構造に階層差が現れていることを指摘し、火葬墓の展開にともなう思想的変化を指摘した³⁵。

以上のように、韓国の火葬墓研究は、収集資料に基づく基礎的研究から、発掘調査資料の蓄積を踏まえ、火葬墓の構造の分析や工京と地方など地域間比較がおこなわれている段階にある。ただし、現状では百済（扶余周辺）・新羅（慶州周辺）を中心とする個別地域を対象とする研究が主であり、洪浩植の工京・地方における火葬墓の造営層やその背景に関する研究³⁶のように、韓半島全体を視野に入れ、階層性・地域性の整理をおこなった上で火葬墓の特質を明らかにする研究が必要といえる。

3. 日韓古代火葬墓の比較に関する研究史

小田富士雄は、西日本と百済・新羅の火葬墓の様相を比較し、百済と新羅の相違や、日本において金銅製骨蔵器や墓誌が見られる点が特徴であることなど、各地域の特徴を指摘した³⁷。

また、森本徹は日韓両地域における古墳と火葬墓との併存関係に着目し、火葬墓の導入様相の比較から、從来の墓制に火葬墓が新式の墓制として加わり、両者が併存する韓半島と、古墳の築造が終了した上で新たな墓制として火葬墓が導入された日本という相違点を見出し、日本における火葬導入がより政治的な意図をもっておこなわれたものと評価した³⁸。

森本の研究は、両国の様相の比較から、古墳の終焉と火葬導入における特殊性や日本の

火葬墓の特質について論じており、注目すべき成果といえる。しかし、森本の研究では、対象とした資料数が限られていた点、古墳との併行関係に注目したため、火葬墓そのものについての検討があまりおこなわれていない点に課題が残り、近年の資料の増加をふまえて再度検討をおこなう必要がある。

4. 問題の所在

日本の古代火葬墓の系譜について、従来3つの説が提起されているが、百濟の有蓋短頭壺と日本の壺Aとの間に系譜関係を求める以外に考古学的な検討はおこなわれておらず、近年の資料の蓄積をふまえた上で考古学的に諸説の検証をおこなう必要がある。

韓国の火葬墓研究では、個別地域内を対象とした研究から、韓半島全体を対象とした墓の構造に関する研究や地域間比較がおこなわれている段階にあり、日本の火葬墓との比較研究が可能な状況にあるといえる。

本稿では、日本の古代火葬墓の系譜について諸説の検証をおこなうために、まず韓半島の火葬墓資料を集成し、韓半島における火葬墓の特質について整理をおこなう。次に、日本の古代火葬墓の様相との比較をおこない、両者の系譜関係について検討する。

III. 分析の方法と資料

1. 分析の方法

考古資料としての火葬墓は、「納棺・荼毘・捨骨・納骨などに関わる様々な葬送儀礼の最終的な痕跡」³⁹として、骨蔵器の選択や埋納方法、祭祀行為の痕跡などの諸属性の集合として把握できる。

本稿では、分析にあたり「墓構造」に関わる属性を主な対象とする。「墓構造」とは、骨蔵器および骨蔵器の外容器や埋納施設を含めた属性のあり方とその組み合わせとし、骨蔵器の選択に関わる属性と骨蔵器を埋納する施設の構築に関わる属性の同一遺構内の供伴関係として把握される。これに、火葬墓の立地・分布や他の遺跡との関係などを含めて分析を進める。

分析では、百濟・新羅それぞれの墓構造・分布・時期に関する特徴を整理する。その後、日本の古代火葬墓との比較をおこない、上記の日本古代火葬墓の系譜に関する諸説について検証したい。

なお、韓半島と日本との間には支配者層から民衆まで、様々なレベルでの交渉が想定できるが⁴⁰、本稿では、主に支配者層レベルを対象として、火葬の系譜関係について検討を進めたい。

2. 資料

分析の対象とする資料は、韓半島における6～9世紀の火葬墓資料101例である（第4

表、第10~19図）。発掘調査資料の集成に努めたが、一部発掘調査によらない資料を含めている。なお、韓半島では人骨が出土する事例が少なく、確実に墓とは判断できない資料も多い。特に、建物跡から出土する土器については、火葬墓とされてきたものが地鎮具・鎮壇具として再評価されている⁴⁴。從来火葬と評価されてきた資料の中で、地鎮具・鎮壇具と判断したものは外したが、性格比定が困難なものや、特記すべきものについては本文中で説明を加える。

また、年代的位置づけについては、李東憲の印花文土器の編年案⁴⁵に依拠する。印花文土器以外の土器の年代観については、基本的に報告書の記載に従うが、変更のある場合は文中で記述している。

IV. 分析 - 百濟・新羅火葬墓の特質 -

I. 百濟の火葬墓

百濟の火葬墓は姜仁求により報告されているが⁴⁶、扶余周辺の「百濟火葬墓」は、骨蔵器の器種が有蓋短頸壺または有蓋盒と少ない点が特徴で、特別な骨蔵器埋納施設を設けない素掘土坑が多いようである（第10図）。

なお、姜仁求が挙げた事例の中で、扶余中井里唐山遺跡など、土器の形態からみて統一新羅期に位置付けられるものがある⁴⁷。これらは、扶余上錦里遺跡・同花枝山遺跡と共に、統一新羅期における地方の火葬墓のあり方を示す事例として再評価する必要がある。

また、從来百濟の火葬墓の典型として評価されてきた事例についても、扶余双北里遺跡や同軍守里遺跡出土の有蓋短頸壺は出土状況や周辺の遺構との関係が不明であり、建物や寺院に関係する地鎮具や鎮壇具の可能性が残る。齊藤忠は扶余出土の有蓋短頸壺について、錢貨の副葬を根拠として、日本の火葬墓にみられる錢貨の副葬例との類似から、火葬墓の可能性を考えている⁴⁸。確かに、古代火葬墓から錢貨が出土する事例は多く見られるが⁴⁹、土器内に錢貨を納める例は地鎮具・鎮壇具・陶衣壺などの例があり⁵⁰、必ずしも火葬墓のみに限定できず、慎重な判断が必要である。

次に、分布をみると、火葬墓は百濟の泗沘期の都域である扶余地域周辺に集中する（第1図）。この中で、羅城内に分布する事例があり、都城と墓との関係を考える上で重要である。日本の藤原京・平城京では、都城内で確定的な墓は調査されておらず⁵¹、これは都城内の埋葬を禁じた「喪葬令」皇都条との関連で理解されている⁵²。後述の新羅でも王京外に墓地が設けられていたと判断されることから、百濟の様相は日本や新羅とは異なる可能性がある。

扶余の泗沘城では、王陵と推定される陵山里古墳群が羅城の東に立地し、隣接して陵寺（陵山里寺）が位置する。これらは、泗沘城内外の空間構成の中で、王陵と寺院が計画的



第1図 扶余周辺の火葬墓分布

に配置されていたものと理解できる。これに対し、城内に火葬墓が存在する点は特異であり、これを城内の寺院との関連をもって僧侶の火葬墓と理解する説³⁰もある。しかし、羅城内の墓地の存在は火葬墓のみならず泗沘期百濟の都城制の特質を考える上でも重要な問題となることから、火葬墓とみるか地鎮具・鎮壇具など他の性格の遺構と評価するか、慎重な判断が必要である。今後の城内での発掘調査の進展に期待したい。

また、扶余以外の地域では、羅州伏岩里3号墳17号石室内（7世紀前葉）の事例がある。これは、石室羨道内で瓦形土製品を組み合わせた間に火葬骨を置いていた。伏岩里3号墳では3世紀中葉以降、妻棺墓・横穴式石室と連続的に造墓がおこなわれており、その最終段階において火葬墓が採用されている。これは、伝統的墓制の中に新式の墓制が挿入された様相と見ることができ、百濟における火葬受容の一様態を示す事例として、注目される。なお、百濟末期と報告された全州中華山洞火葬墓は、蓋の形態からみて統一新羅期の火葬墓とする見解³¹を支持する。

以上みたように、百濟の火葬墓は從来考えられてきたよりも、確実な火葬墓と判断できる事例はごく少數であり、現在の資料状況からは百濟で火葬が盛行していたという評価は難しく、非常に限定的な範囲で受容されたものと考えられる³²。

2. 新羅の火葬墓

(1) 墓構造の分類と年代・分布

まず、墓構造の分類をおこなう。骨蔵器には、材質として施釉陶器（唐三彩・綠釉陶器・青磁）、陶質土器（印花文土器を含む）、軟質土器、木質や纖維（布）などの有機質があり、器種では短頸壺、連結把手付壺、鉢、碗、壺がある。このうち、綠釉陶器・印花文土器の短頸壺や連結把手付壺は骨蔵器専用の容器として作られた可能性が高く、碗・壺

表1-2 新疆の資源相関表

中国造物器		骨器		骨器	
造三形	骨器	骨器	骨器	骨器	骨器
石器	造站把手村量 器、制盖 外、制盖 器	井里三 山出土	花坛山 出土	花坛山2 上层壁	花坛山2 中层壁
小石室	造站把手村量 器	造站把手村量 器	造站把手村量 器	造站把手村量 器	造站把手村量 器
余造土坏	造站把手村量 器	造站把手村量 器	造站把手村量 器	造站把手村量 器	造站把手村量 器
烟 纳 施 设	造站把手村量 器	造站把手村量 器	造站把手村量 器	造站把手村量 器	造站把手村量 器
不明	造站把手村量 器	造站把手村量 器	造站把手村量 器	造站把手村量 器	造站把手村量 器

即花文士等が著書・論述把手段は専門用語で多くの資料が是つかつてゐるがその多くは専門的原が不明である。

は日常容器の転用と考えられる。また、骨蔵器をおさめる外容器として、石櫃や連結把手付壺などの専用容器と、陶質・軟質甕などの日常容器の転用がある。骨蔵器埋納施設として、小石室などを構築するものおよび素掘土坑がある。

これらの属性の組み合わせから、墓構造を分類する（第1表）。分類にあたっては、洪消植の分類⁵³をふまえ、以下のように分類した。

A1：石櫃・連結把手付壺（専用外容器）×専用容器・中国産陶磁器

A2：壺・椀（転用外容器）×日常容器類（壺・甕・椀など）

B1：小石室×日常容器類（壺・甕・椀など）

B2：素掘土坑×日常容器類（壺・甕・椀など）

A型は骨蔵器を外容器に納めるもので、洪消植の二重型、B型は単一型に該当する。洪消植が石棺形としたものはいわゆる小石室と考えた。また、B型は骨蔵器の器種により、印花文土器短頸壺（専用容器）、壺類、甕類、椀類とさらに細分可能である。

次に、火葬墓の造営年代をみると、7世紀後半から9世紀前半が主体であり、8世紀代を中心で盛行するといえる。また、慶州東川洞遺跡・昌寧友江里遺跡など一部6世紀代に遡るとされる事例がある。これらは火葬骨の出土が無く、確実な火葬墓とは言い難いものの、これを火葬墓と認めるならば、印花文土器壺や、連結把手付壺など新羅の火葬墓を特徴付ける専用容器が出現する以前から、独自の容器（盒形容器）や転用容器を用いた火葬墓が造られていたと評価できる。

分布についてみると（第2図）。新羅の王京（慶州盆地）周辺に集中する他、現状では慶尚北・南道、忠清南道に多く分布する。墓構造の各類型をみると、新羅王京周辺にA1・A2・B型が分布し、王京以外ではB2型が中心で、一部A2・B1型の分布がみられる。

以下では新羅王京周辺と王京以外の地方とに分けて記述する。

（2）新羅王京周辺の火葬墓

まず、新羅王京内⁵⁴の火葬墓とされる事例について検討する。

雁鴨池下層出土骨蔵器については、報告書では骨壺と報告し⁵⁵、鄭吉子も火葬墓として取



第2図 新羅の火葬墓分布（番号は資料番号に対応）



第3図 新羅王京周辺の火葬墓分布

り上げたほか、亀田修一も王宮以前に存在したとする天柱寺との関係で理解している⁵⁶。

一方、これらを鎮壇具とする崔恩娥の説⁵⁷がある。筆者は、月城周辺において同時期の埋葬遺構が他に見つかっていない点、近接する皇甫洞123-2番地遺跡や皇龍寺、王京S1E1地区で多数の鎮壇・地鎮遺構が見つかっていることなどから、同様の性格のものとして、雁鳴池下層出土骨蔵器を臨海殿など王宮の整備に関わる鎮壇具・地鎮具とする説を支持したい。

また、皇甫大塚の封土中から出土した統一新羅期の土器を火葬墓とする見解もある⁵⁸。これを火葬墓とみるか他の性格の遺構と理解するかについては、決定的な証拠がない。伝聞真王陵出土「元和十年」銘骨蔵器も王陵の墳丘背面に造られており、新羅では前代の王陵などの封土や近接した場所に造墓する事例が存在するようである。『三国遺事』によると、新羅には「死胎の児」を祐福な人の墓に埋めると後孫が絶えないとする習俗⁵⁹があったとみられることからも、単純に墓や祭祀遺構と性格を比定することは困難である⁶⁰。これらの例を王京内の火葬墓と認めて、居住地と墓地とが分かれていることは評価でき、基本的に王京内での埋葬例ではなく、王京周辺に造墓されたものと判断される⁶¹。

次に、王京周辺の火葬墓について検討する（第3図）。

王京東南の朝陽洞遺跡や南の南山周辺で、唐三彩や綠釉陶器・青磁を骨蔵器とするA1型火葬墓が分布する。朝陽洞遺跡の唐三彩鏡は、石櫃に入った状態で発見され、蓋として銅製皿を被せていた⁶²。唐三彩復は、文様・器形・釉調のほぼ同様のものが中国河南省貴州窯

から出土しており⁴⁰、黄治空座とみて間違いない。朝陽洞遺跡の火葬墓の被葬者を元聖王とする説⁴¹や、聖德天とする説もあるとのことであるが⁴²、銀は通常蓋をもつ器種であるのに対し、朝陽洞遺跡では銅製皿を転用して用いており、セットが不揃いな点からは、王陵と評価するには躊躇する。しかし、舶来の唐三彩を入手し得た被葬者の高い社会的地位を考えることは可能であろう。南山出土の綠釉陶器や坪里三段付近火葬墓の青磁蓋も同様に被葬者の高い経済力と社会的地位を示唆する。

A1型は専用容器や特殊な埋納施設を構築する点、王京周辺にのみ分布する点で他の類型とは異なる特徴を持つ。また、周辺の石室墳とは分布が重複せず、単独で立地する点から、ある程度の墓域を確保していたと推測できる。唐三彩や綠釉陶器を保有することから、被葬者は社会的上位層であると想定でき、特に僧侶も含めた新羅の特権階層（具体的には王京の六部人など）が推測される。

その一方で、王京西方の西岳山、松花山麓一帯や北方の臨城洞・東川洞地区ではA2・B1・B2型火葬墓が群集して分布している。これらは、統一新羅期の石室墳と分布が重複する⁴³。その状況が、明らかな例として、東国大学校慶州キャンパス内の錫杖洞古墳群が挙げられる（第13・14図）。錫杖洞古墳群は、石室墳の時期が明確ではなく、併存関係は正式報告を待って検討する必要があるが、土葬墓と火葬墓が同一墓域内に葬られている点は評価できる。墓構造をみると、学生会館敷地出土火葬墓（A2型：転用外容器+陶質上器蓋+青磁碗転用蓋）～61号墓（B1型：印花文土器蓋）～その他（B1・B2型：木櫃・転用容器）と多様なあり方がみられるが、A1型はなく、群集して立地する点からも、先述の朝陽洞遺跡や南山周辺の事例とは異なる。

石室墳が9世紀代まで存続する新羅では、王京周辺の大多数の石室墳の中に火葬墓が混在していることが予測される。これが一般的な墓制のあり方と考えられ、伝統的な墓地を統一新羅期に入ても継続的に使用し、その中に新式の火葬墓が加わったものと評価できる。

新羅王京周辺における現在の資料の状況では、王京東南方と南山周辺の火葬墓が、墓構造と立地からみて、石室墳と重複する王京西方と北方よりも優越すると思われ、王京を取り巻く葬地間に格差⁴⁴が存在するようである。新羅の王陵の分布をみると、王陵比定が完全ではない点に注意を要するが、6世紀以降の王陵は武列王陵が王城西の西岳山麓に造られるほかは、8世紀前半代までは王京東側の慶州・蔚山街道および吐含山麓に位置する点が特徴である⁴⁵。李根直は、王京の東に王陵が造営される理由として、吐含山が新羅五岳の東岳として崇拜を集めていることから、仏國土を意味する仏國寺や石仏寺の創建などと同様の脈絡で理解する⁴⁶。筆者はこれに加え、蔚山街道が所・日本から王京へ入る際の主要経路にあたることから⁴⁷、王陵が四天王寺・望德寺などの寺院と共に、外交使節に対する視覚的

効果を狙って配置・造営された可能性が高く、新羅の王陵・葬地が、王京内外の都市計画と一体で配置されたものと考える。

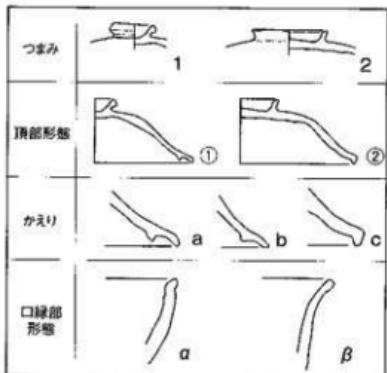
火葬墓の分布はA1型が東と南に偏っており、出土位置が把握可能な事例としては、南山周辺の検出例が多いことから、王陵よりひとつランクが下がる位置づけとして王京南方の葬地が設定されていた可能性がある。しかし、南山は新羅人にとって仏教聖地でもあり、多くの石仏・石塔などが分布していることから、南山への信仰が影響を与えた可能性も考慮する必要がある。そして、さらに下位の葬地として、王京の西・北方の伝統的な石室墳の墓域と重複する葬地が位置付けられていた可能性が高いと推測される。

この王陵・葬地の分布状況は、都城の北に皇帝陵・天皇陵を配し、東へ東南および西を重視して葬地を配置した長安城や平城京、都城の南に天皇陵を配し東西に葬地を配した藤原京⁷¹とは異なる様相であり、新羅王京と王陵・葬地の空間構成は、新羅独自の理念により配置されていたものと推測される。

(3) 新羅の地方の火葬墓

王京以外の諸地域にA1型ではなく、B2型の墓構造が圧倒的多数である点が注目される。これは、龜田修一が指摘する王京以外における規制の存在⁷²も考慮する必要がある。しかし、前述の通り、王京周辺にも錫杖洞遺跡や松花山遺跡など、A2型やB1・B2型が分布しており、単純に王京・地方で墓構造が排他的な関係にあることを示すのではない。むしろ王京周辺のみに分布するA1型と、王京周辺・地方で一般的にみられるA2・B1・B2型とが重層しており、王京周辺のA1型の存在が特徴的といえる。

新羅の地方における火葬墓のあり方として、公州艇止山遺跡と扶余周辺の火葬墓について検討する。



第4図 艇止山遺跡出土有蓋塚の属性分類

①公州艇止山遺跡の火葬墓について

公州艇止山遺跡は錦江の南岸にあたり、百濟熊津期の大規模建築物や土族の殯儀禮に関わると推定される遺構が検出されたことで著名な遺跡である。報告書では19基が統一新羅期の火葬墓として報告されており、14基の出土位置が明らかになっている⁷³（第18図）。艇止山遺跡の火葬墓群については、洪済植により既に詳細な分析がおこなわれている⁷⁴、ここでは艇止山遺跡の火葬墓群の形成過程を復元し、墓域の変遷と

いう視点から分析を試みる⁷⁵⁾。なお、遺構に伴わない遺物の中にも統一新羅期の遺物が多數あり、実際の火葬墓の数はさらに増えると考えられるが、報告された図面をもとに分析を進める。

瓶止山遺跡の火葬墓では、有蓋棺を骨蔵器とするものが主体であり、蓋のかえりの有無とつまみ・頂部の形態、文様が時期差を表しているようである。そこで、有蓋棺の属性分類をおこなう(第4図)。まず蓋をみると、つまみには小形のもの(1)と、輪状つまみ(2)がある。また、頂部形態には丸みをもつもの(①)と頂部が平坦な形態(②)がある。かえりには、しっかりとしたかえりを貼り付けるもの(a)と、小さなかえりや痕跡的な段をもつもの(b)、かえりが無く端部を折り曲げるもの(c)に分かれる。蓋の各属性は第2表-1のような相関を示すことから、 $a \times ① \times 1$ をI類、 $b \times ② \times 1$ をII類、 $c \times ② \times 2$ をIII類とする。

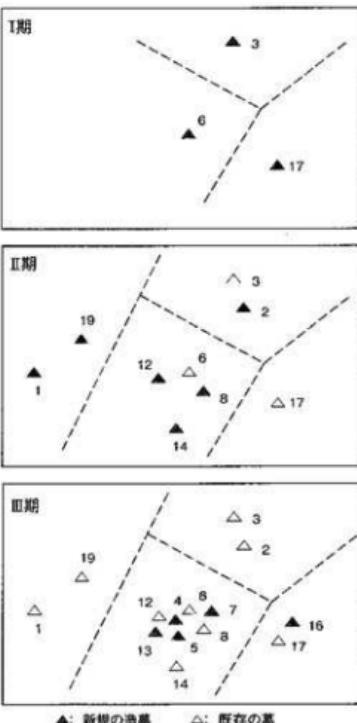
次に、棺には無高台の椀Aと高台をつける椀Bがあり、椀Bには、口縁部がやや内湾気味のもの(a)と、外反するもの(b)がある。椀Aにはほぼ直線的に立ち上がり外縁に沈線を施すものと、口縁端部を外反させるものとがある。

以上の椀形態と、先の蓋の分類と組み合わせると、第2表-2のようになる。これは蓋と椀の型式変化の方向性が相関することを示し、既存の研究成果をふまえると、I → II → IIIの型式変化が想定できる。また、文様を見ると、縱長連続文(二重円

第2表 瓶止山遺跡出土有蓋棺の属性相関表

1. 蓋の属性相関	かえり×頂部形態		
	$a \times ①$	$b \times ②$	$c \times ②$
つまみ	3-6-17	2-8-12-14-19	
	2		4-5-7-10-11-13-17-18
2. 棺と椀の属性相関			薄
		I	II
椀B	α	6-17	8-14
	β		
椀A			4-7-10
蓋		12-19	
		3(空)	13

数字は火葬墓の通番号を示す



第5図 瓶止山遺跡遺構変遷模式図

文・馬蹄形文)・多弁花文のA手法による施文(3・17号)や列点文のA手法による施文(6・14・13・17号)から、列点文のC予法の施文(7号)、波線文の施文(4号)へと漸移的に変化しており、器形変化の方向性と矛盾しない。

以上の検討により、I～III類を時期差と考え、造構変遷をみる。

まず、3・6・17号墓が最も古く(I期)、次に1・2・8・12・14・19号墓(II期)、そして4・5・7・10・11・13・15・18号墓が造られる(III期)。

第5図をみると、当初3・6・17号墓が大きな墓域を確保し、II期に1・19号墓はある程度の墓域をもって造墓し、2号墓は3号墓の前面に、6号墓周辺では8・12・14・号墓を群集して造墓する様相が見て取れる。III期にはさらに6号墓周辺に群集して造墓することがわかる。

これは、I期の段階で墓域が既に決定されており、II・III期の火葬墓が前代に造られた墓との関係性を反映し、当初の墓域に規制されて造墓が決定されていたものと解釈できる。6号墓周辺では、造墓契機となる6号墓の前面で累代的に造墓を繰り返していることから、新たに造墓や葬送行為をおこなう過程で、葬儀参加者らは常に6号墓や前代の被葬者=祖先の記憶を思い起こし、自らの帰属意識が強調される効果があったと解釈できる。3号墓・17号墓周辺でもII・III期の造墓が見られるが、密集度は低く、継続的な墓地利用ではない。これらは、鶴止山遺跡火葬墓群の被葬者が、それぞれ等質の関係ではなく、複数グループが現実の集團間関係・社会的位置を反映して造墓をおこなっていたことが想定される。

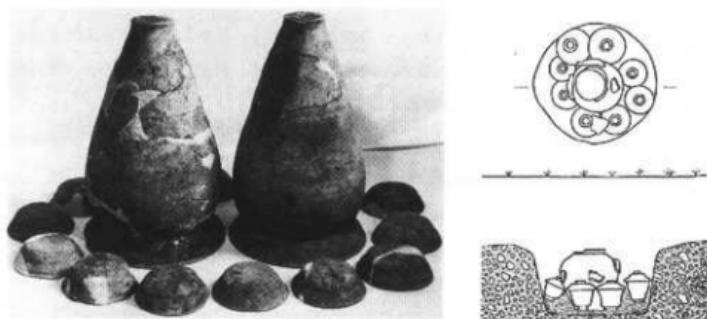
被葬者の性格を示唆する遺物の出土などが無く、被葬者の性格は不明だが、九州五小京⁷⁶の一つである熊川州の州城との関連から、王京の情報や仏教思想を介して火葬の知識を得ることのできた被葬者集団と推測する⁷⁷。

また、鶴止山遺跡では骨蔵器の器種に窓が少なく、大部分が容量の小さな碗を骨蔵器とする点は重要である。これは、王京周辺のA1型や他地域の大窓型を骨蔵器とする火葬墓と異なり、骨蔵器を選択する時点で火葬骨すべてを埋納する意図は無かったものと考えることができ、捨骨の意識自体が変容していたと解釈できる。地方における火葬墓造営における受容の一様態を示すと考える。

②扶余周辺の統一新羅期火葬墓(第19図)

扶余中井里唐山遺跡の火葬墓は、单室・二重室・心窓多室式⁷⁸とされたように、多様な埋納方法が存在するが、これは統一新羅期の地方における火葬墓の一様相として再評価する必要がある。

新羅の火葬墓では、王京周辺・地方も含めて伴出遺物が少ない点が特徴といえる。その中で、扶余周辺の火葬墓は陶質土器有蓋碗を伴う事例が多い点、埋納方法のバリエーション



第6図 川崎市宮前区有馬2466火葬墓の推定出土状況（左）と扶余中井里唐山2号墓（右）

ンが豊かな点を地域性として評価できる。中井里唐山1号墓の埋納方法（二重巻式）の類例は現在のところみられないが、中井里唐山2号墓の埋納方法（心壺多巻式）の類例は、慶州東川洞火葬墓の高杯複数埋納と慶州花谷里火葬墓の土製十二支像の埋納例が関連する可能性がある。ただし、東川洞火葬墓は火葬墓であるかが不明な点と、時期が大きく異なる点、花谷里火葬墓の十二支像に対して中井里唐山2号墓では椀が8個体と内容が異なる点に問題が残る。中井里唐山遺跡でみられるような多様な埋納方法が王京や他地域で見られるか否かは今後の資料の蓄積を見なければならぬが、地方における火葬習俗の変容を示す可能性が高い。

なお、壺の周間に小型の土器を回続する例として、日本の神奈川県川崎市宮前区有馬2466火葬墓例（9世紀前半）がある（第6図）。これは倒置した土師器長胴壺の周間に伏せた土師器杯19点が回続していたとされ、既に中井里唐山遺跡例との類似が認識されていたが⁷⁹、中井里唐山遺跡例を統一新羅期の火葬墓とみることで、新羅の地方と、日本の関東地域との関係を考えることが可能になると見える。「統日本紀」では、7世紀後半～8世紀後半にかけて、関東地域に新羅人・百濟人・高麗人を投化・帰化させた記事が多くみられる⁸⁰。川崎市宮前区は旧武藏国橋樹郡にあたり、渡来人の移配記事には出てこないが、同様の事情を示す可能性がある。関東に移配された渡来人の中に僧尼も含まれることから、宮前区有馬2466火葬墓例においても、扶余中井里唐山遺跡と同様の火葬習俗や葬送儀礼が伝えられたことを反映する可能性がある。

韓半島と日本との間には様々なレベルでの交渉が想定できるが⁸¹、これは支配者層とは異なるレベルで、地域性を表す要素が伝播した可能性を示す事例といえる。

3. 小 結

以上の分析をまとめると、百濟の火葬墓については資料上の問題があることを指摘した。

この点を踏まえた上で、百濟の火葬墓は、有蓋短頭壺と有蓋盒と骨蔵器の器種が少なく共通している点、羅城内に火葬墓が存在する点が特徴である。しかし、百濟では從来考えられてきたよりも、火葬は盛行していなかった可能性が高く、百濟の火葬墓についての評価は今後の資料の蓄積を見ながら、再評価する必要がある。

新羅の火葬墓は、墓構造をみると、王京周辺のA1型の特殊な墓構造の存在が特徴であり、A2・B1・B2型は王京と地方で共通し、地方ではB2型が圧倒的多数である。

王京周辺の分布では、基本的に王京内の居住地と墓地とは分けられており、王京外に墓地が設けられていた可能性が高い。また、王京と王陵・墓地の位置関係と、墓地間の格差などについては、日本・中国とは異なる新羅独自の理念を反映する可能性がある。

王京周辺では大多数の石室墳の中に少数の火葬墓が混在しており、伝統的な墓地が統一新羅期でも継続的に使用され、その中に火葬墓が新たに加わったものと考えられる。

地方では公州凝止山遺跡の墓地分析から、複数グループによる累代的な墓地の利用と、集團意識の再生産がおこなわれていたことを指摘した。また、地方では王京周辺の火葬墓とは拾骨の意識や埋納方法が変容し、地域性が表れていた可能性を指摘した。

V. 考察 - 日本古代火葬墓の系譜 -

1. 日本の古代火葬墓について

本節では、韓半島との比較のために、日本の古代火葬墓の概略と、墓構造の諸特徴について述べる²²。

日本の古代火葬墓の性格として、黒崎直は、古代墳墓の変遷を整理する中で、土葬・火葬の転換期が、天皇喪葬の画期と連動することを見出し、8世紀代の火葬について、天皇喪葬を範として、貴族・官人層がそれに従つたものとの理解を示した²³。この枠組みが現在でも支持されており、小林義孝は、持統天皇の火葬採用と元明天皇の遺詔にみられる薄葬の内容から、伝統的な遺体觀・靈魂觀からの脱却や律令制に基づく官僚機構の円滑な運営を目指す支配者層の火葬の導入における意図を評価し²⁴、森本徹も墓制の管理機能を想定し、火葬への転換に支配者層の政治的意図を重視する²⁵。

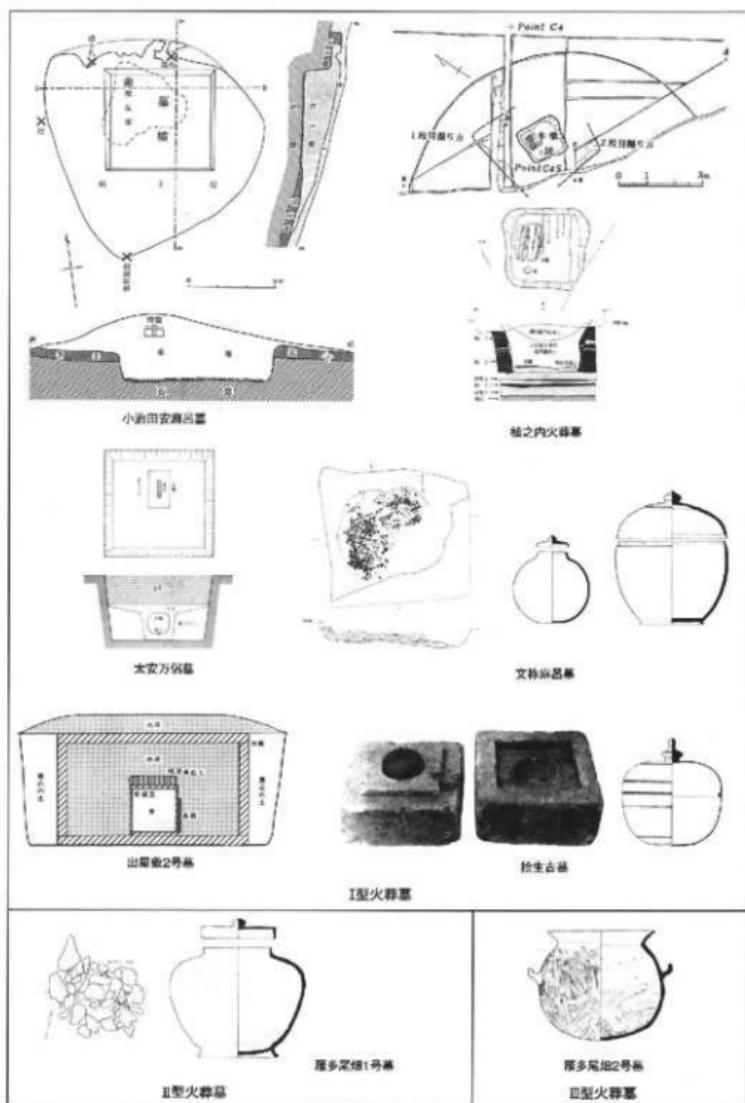
さて、筆者は、日本古代の火葬墓は墓構造から以下のように大きく3つの類型に分類できると考えている（第7図）。

I型：木槨・粘土槨・木炭槨・石櫃×専用容器（金属製・ガラス製容器、木櫃）

II型：小石室の構築と須恵器大甕・土師器甕の被覆、素掘土坑×短頭壺（寮A）

III型：素掘土坑×転用容器（煮炊具・貯蔵具・供膳具類）

このうちI型は専用の骨蔵器を木槨・粘土槨・木炭槨などの特別に構築した槨施設に納める点が特徴であり、大和盆地周辺に分布が集中し、前代の墳墓と重複しない単独立地な



第7図 日本の古代火葬墓の3類型

第3表 被葬者と墓構造から見た階層性

被葬者・墓場名	官位						骨蔵器 金銀製 木製 漆器 漆	埋納施設 石室 本體 土室	立地 墓地 野原 土丘	時期
	令第 五位 以上	五位 以下	六位 以下	七位 以下	八位 以下	九位 以下				
石川綱盛年正	●						●	●		天平宝字(676)
文藝守等4品	●	●								奈良4(707)
麻呂尾人大村	●	●								延喜4(904)
太輔佐安万宿										貞觀7(733)
小治州船長安麻呂	●	●								神武6(729)
高勞連西馬	●	●								天武2(730)
村吉跡	●	●								延喜3(784)
宇治守										慶雲2(795)
伊豫守朝臣比奈	○						?			和銅8(710)
山代忌斗真作	●	●								弘道2(728)
高麗源政人	●	●								宝曆2(730)
下道刺史細柳南依存										和銅元(704)
宿禰										和銅7(714)
信行系										天武2(730)
岐多守田1号墓	○	○								平成2
三ツ塚2号墓	○	○								平成2・3
三ツ塚3号墓	○	○								平成3
三ツ塚5A号墓	○	○								平成3
三ツ塚34号墓	○	○								平成3
岐多守田2号墓	○	○								平成3
岐多守田3号墓	○	○								平成3
岐多守田4号墓	○	○								平成3

どから、都城周辺の特殊な墓構造をもつ火葬墓と評価できる。このⅠ型は、墓誌出土墓や被葬者層の推定可能な火葬墓との検討の結果、五位以上の官位と高い相関がみられる（第3表）。そして、これは律令の「喪葬令」にみられる、官人を対象に官位に応じて葬具や葬送夫の支給をおこなう「公葬制」を意図した規定⁶⁶と関連する可能性が高いと考えられる。また、Ⅱ・Ⅲ型火葬墓は都城周辺の他、全国に広く分布しており、骨蔵器や埋納施設・祭祀行為などの地域差が大きいことが特徴である。

以上から、Ⅰ型とⅡ・Ⅲ型は被葬者の階層差を反映し、特にⅠ型については五位以上の上・中級官人層の墓であり、「喪葬令」と関連して都城周辺に造墓されたものと考えられる。本稿ではこのⅠ型火葬墓を支配者層の火葬墓と捉え、このⅠ型火葬墓の系譜関係について、検討を進める。

2. 日本古代火葬墓の系譜をめぐって

以下では、研究史でみた日本古代火葬墓の系譜に関する諸説について検討する。

(1) 百濟説の検討

まず、百濟と日本の火葬墓との系譜関係について検討する。筆者は百濟と日本の火葬墓との関係は薄いと考えている。

本稿の分析で、百濟では火葬があまり盛行していないと指摘したが、さらに、百濟と日本の火葬墓との造営年代には時期差が存在する。百濟の火葬墓は酒波期（538～660年）の造営であり、日本の火葬は道昭の火葬（700年）が始まりとされ、考古学的にも7世紀に遡る事例はわずかで、8～9世紀を中心に盛行することが追認されている。なお、北山峰生が最近、7世紀代の火葬墓の存在を積極的に評価する見解を提起したが⁶⁷、まだ確実である

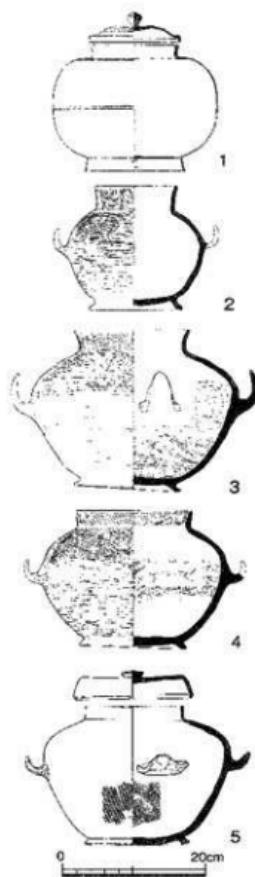
とは言い難い。たとえそれらの遺構を火葬墓として認めても、北山が出現期の火葬墓とした墓は、全て木製骨蔵器である点が注意され、百濟火葬墓の有蓋短頸壺や有蓋盒を骨蔵器とする特徴とは異なる。

また、從来、百濟と日本の火葬墓の系譜関係を認める根拠とされてきた、有蓋短頸壺と日本の短頸壺（壺A）との関係についても検討の余地がある。

日本の壺Aの祖型に関して、藤沢一夫は「百濟の扶余都城時代の遺例に近似し、その源流を察知せしめるものがある」⁸⁸とし、山本孝文も百濟の有蓋短頸壺と日本の壺Aとの関係を考える⁸⁹。一方、壺Aの蓋に残る沈線などから金銅製品を模倣したものと考えた小田富士雄⁹⁰や、銀・銅の鋳造品にそのモデルを求める矢部良明⁹¹らのように金銅器に壺Aの祖型を求める説もある。

これは、壺Aの型式分類をふまえ、最古型式と百濟有蓋短頸壺や金属製容器との形態比較により解決する必要がある。壺Aの分類・編年に関しては、藤森栄一以来、胴部最大幅の位置の下降が時間的変遷の指標となり⁹²、黒崎直による胴高指数をもちいた編年⁹³が提示されている。これらは、主に須恵器の壺Aを対象とするものであるが、ここでは土師器壺Aを素材として、壺Aの祖型について考えてみたい。

土師器壺Aは、当該期の土器の特徴である土師器・須恵器の互換性⁹⁴をもつ器種の一つであり、須恵器壺Aと同形態である。全国的に出土する須恵器壺Aに比べ、都城や寺院・火葬墓などからの出土が中心で、出土例が少なく、從来あまり注目されていない。しかし、7世紀代の中核地域である飛鳥・藤原地域では、飛鳥IV・V（7世紀後半～8世紀初頭）の遺構から出土する須恵器壺Aは少數であり、土師器壺Aの出土量の方が多い、奈良時代の平城宮・京において須恵器壺Aが主流となることから、土師器壺Aと須恵器壺Aとの間には出現時期に差があることが推測される。



第8図 壺Aの変遷

- 1: 法隆寺番水壺
- 2: 藤原宮第72次調査SE806I (飛鳥IV)
- 3: 石神遺跡SK518 (飛鳥IV-V)
- 4: 藤原京右京十条・坊西北坪 井戸 (飛鳥V)
- 5: 僧道墓須恵器骨蔵器 (714年)

この飛鳥・藤原地域出土の土師器壺Aは、口縁部が長いものからやや短いものへ、牛角状の長い把手から、三角形に近い把手を貼り付けるものへと変化する（第8図の2→3→4）。第8図4は、和銅3年（714）の墓誌を伴出した奈良県僧道樂墓の須恵器壺A（第8図5）とほぼ同形態であり、奈良時代以降主流となる須恵器壺Aにつながるものと考えられる。

土師器壺Aの形態的特徴は、胴部最大幅が体部上～中位にあり、口縁端部上面が平坦でやや肥厚する点と、外方へ踏ん張った高台を貼り付ける点である。さらに口縁部と体部外面全面に暗文ミガキを施す点も特徴であり、これは当該期の他の土師器供膳具にみられるようないくつかの光沢を表現したものと考えられる⁹⁵。これらの土師器壺Aの諸特徴は、百濟の有蓋短頸壺よりも、金属製の壺を模倣して製作された可能性が高いと考えられる。モデルとなった金属製壺については、類例が少ないものの、奈良県法隆寺宝物館銅製香水壺⁹⁶（第8図1、7世紀末～8世紀前半）が最も近い形態といえ、時期を前後する奈良県法輪寺塔金銅製舍利容器⁹⁷（7世紀後半）、奈良県東大寺金意鏡壺具銀製鍍金狩獵文小壺⁹⁸（752年）などと同様の容器と推測される。

須恵器壺Aでも、土師器壺Aと同様の形態的特徴の他、蓋に宝珠形つまみがつく例や、沈線やヘラミガキを施す例が存在することから、やはり金属製の壺を模倣して製作したものと考えることができる。

飛鳥・藤原地域以外で7世紀後半を過る壺Aがあるか否か、金属製の壺には無い把手を持つことの意味、土師器壺Aと須恵器壺Aの関係など、さらに詳細な検討が必要であるが、現時点では日本の壺Aは、金属製の壺（特に仏器として使用）を模倣して製作された器種と考える⁹⁹。

以上から、百濟と日本の火葬墓との関係は、百濟における火葬の状況に加え、從来説の根拠となっていた短頸壺の形態的類似に関しても直接的な系譜関係を持つとは評価できず、百濟の火葬墓が日本の火葬墓の源流となった可能性は薄いと考える。

（2）新羅説の検討

本稿で分析した新羅と日本の火葬墓は、骨蔵器の形態や埋納施設に直接的な系譜関係は認めがたい。それは、日本の金属製・ガラス製容器を骨蔵器とし、粘土壺・木炭壺を構築する点と、新羅の印花文で装飾した専用骨蔵器や連結把手付壺というように、それぞれ独自の骨蔵器・埋納施設を持つ点から、骨蔵器の器種選択と埋納施設の構築において、日本と新羅の火葬墓の間に、直接的な関係は薄いと考えられるためである¹⁰⁰。

しかし、両者の火葬墓には共通点がある。それは、都城・王京周辺に分布する特殊な墓構造（I型・A1型）の存在である。

この専用容器を使用し専用の外容器や埋納施設に納めるI型・A1型の墓構造は、入れ子

構造をとる点が共通する（第9図）。こうした火葬墓にみられる入れ子構造は、既に指摘されているように¹⁰¹、舍利容器を模倣したものと考えられる。

東アジアの舍利容器には、入れ子構造をとる莊嚴形式が広がっている。これは「大涅槃經」などに見える、釈迦の葬儀に際し遺体を金棺・銀棺・銅棺・鉄棺という四重の棺に安置した故事にちなむとされ¹⁰²、日韓の仏舍利容器にもみられる形式である¹⁰³。日本と新羅のI型・A1型に共通してみられる入れ子構造は、この舍利莊嚴形式を火葬墓に採用した結果と考えられる。このとき、日本ではガラス製容器や金属製容器など、より忠実に舍利容器に近づけようとしているのに対し、新羅では入れ子構造と盒形態という構造的側面を採用し、印花文土器や連結把手付壺などの専用容器を創出している点に両国の受容の相違がみられる¹⁰⁴。

そして、特殊な墓構造をもつ墓を都城・王京周辺につくる点は、律令制とくに「喪葬令」との関係が想起できる。

日本では、都城の成立と葬地の設置が不可分の関係にあると考えられ、墳墓の分布や墓構造の面からみても、都城周辺の葬地への埋葬がおこなわれていた可能性が高い¹⁰⁵。新羅の律令制度は、武烈王が654年に唐律令を繼承して律令を施行しており、その中に喪葬令規定も存在していたとされる¹⁰⁶。新羅の喪葬令における、皇都条などの条文の詳細については不明な点が多いが、武烈王以降の王陵の配置状況からみて王京と陵域が分けられていることや、本稿で分析したように基本的に王京外に葬地が分布する点に注目したい。これらはおそらく皇都条のような京内の埋葬規制が存在し、葬地を京外へ設けたことを反映すると考えられる。

以上から、日本・新羅の火葬墓間に直接的な系譜関係は認められないが、両者の墓構造の共通点からは、「仏教思想（特に仏舍利信仰）」と「律令制度」という共通する背景の存在が考えられる。



第9図 骨藏器の入れ子構造

日本と新羅では、非常に近い時期に支配者層が火葬を受容する。新羅における火葬の初現記事は慈蔵の火葬であるが、文武王が681年に「西國の式」によって火葬することを遺詔¹⁰⁷しており、中国の影響で火葬を採用したことが分かる。一方、日本では700年の道昭火葬記事を初現とし、持統天皇をはじめ天皇や貴族の火葬がおこなわれている。当時、日本は663年の白村江の敗戦以降、遣唐使を中断した一方で新羅との頻繁な交渉をおこなった時期であり、政治・法律への影響や、新羅系の考古資料の存在など両者の交流はかなり密接であった¹⁰⁸。このような時代背景をふまえ、網干善教は火葬の受容に関して、新羅仏教や文武王の火葬の情報など、新羅の火葬からの影響を強く主張する¹⁰⁹。

しかし、筆者は先に見た墓構造の差異に加え、天皇が火葬を採用する経緯に注目し、日本の火葬の導入に関しては、新羅からの直接的な影響は低かったものと考える。

文武王の火葬は天武10年（681）10月に新羅の使者により伝えられており、これをもって、日本の天皇の火葬への影響が考えられているが¹¹⁰、文武王の次の神文天（土葬）、孝昭天（土葬）の喪葬についても持統7年（693）2月、大宝3年（703）正月にそれぞれ新羅使が伝えている。これら情報を知った上で、持統天皇（703）・文武天皇（707）らが火葬されている点からは、やはり、日本の支配者層が独自の判断で火葬を採用したと評価でき、この点に積極的な意味を見出したい¹¹¹。

新羅では、計8人の王が火葬で葬られているが、文武王を除くと、新羅王の火葬は、孝成王（742）、宣德王（785）、元聖王（798）、眞聖王（897）、孝恭王（912）、神德王（917）、景明王（921）と、8世紀中頃～末、9世紀末～10世紀前半にあたる。本稿で分析したように、新羅の火葬は一部6世紀に遡り、7世紀後半～9世紀前半を中心に行なわれるが、それは王の喪葬の動向とは基本的に無関係とみられる。この点が、天皇喪葬を範として幕制の転換がみられる日本との差異といえる。

（3）中国説の検討

前節までに、百濟と日本の火葬墓は関係が薄いこと、日本・新羅の火葬墓には墓構造からみて仏教思想・律令制度という共通の背景が存在するが、直接的な系譜関係は無いと考えた。

筆者は日本における火葬の系譜は中国に求められると考えている。

中国では、管見の限り当該期の火葬墓の調査事例はなく、現状では考古学的な検討は困難である。ここでは、既存の研究成果を参考にして、火葬の導入における中国の影響について検討する。

まず、唐代において火葬は主流ではない。これは伝統的な儒教思想が根強く、死後も肉体を保存することを望み、遺体を焼失する火葬への抵抗が存在していたからであり、唐末宋初に入りようやく一般層にまで広がりがみられるという¹¹²。しかし、火葬が全くおこなわ

れていなかったわけではない。唐代の僧侶の一部に火葬の事例が知られている¹¹³。

中国の火葬と日本の火葬との関係では、玄奘の存在が注目される。玄奘は西域から新たな仏典を持ち帰り、漢訳をおこなうなど、唐代の佛教界の中で、画期的な業績を挙げた。この玄奘の元に翻訳したのが道昭である。道昭は玄奘から新訳經典・舍利を与えられ、日本に法相宗¹¹⁴を伝え、諸国を周遊し土木事業をおこなうなど、佛教界のみならず当時の社会に大きな影響を与えていた。道昭の活動は、師玄奘の影響とともに、唐の最新の佛教思想の実践としての意味を持ち、それは支配者層にとっても大きな影響を与えたと考えられる¹¹⁵。「統日本紀」文武4年(700)三月己未条の薨伝では道昭の火葬を「天下の火葬此より始まり」と記すが、この火葬記事は説話的要素が多く、道昭火葬の実行を疑問として正史の上で持統天皇の火葬を正当化するための記事とする見解もある¹¹⁶。また佛教公伝から火葬導入までの時間差をもとに、火葬導入における思想的な保守性を評価する考え方¹¹⁷もある。しかし、筆者は道昭の火葬とそれに続く天皇の火葬には、日本の支配者層における最新の中國佛教界の動向に対する敏感な反応という側面を評価すべきと考える¹¹⁸。

火葬の導入された時期は、日本の律令国家の成立期にあたり、大武・持統朝に、藤原京の造営・律令の制定など様々な施策がおこなわれている。しかし、中国でも主流ではなく、新羅王の最新の喪葬状況も知りながら、あえて天皇・支配者層に火葬が採用された背景には、日本が唐や新羅の情報を集めた上で、支配者層が律令国家の理念にふさわしい葬法という位置づけで火葬を受容した可能性が考えられる¹¹⁹。

一方、新羅でも事情は日本と同様であったと考える。当該期は文武王が「西國の式」として、中国の火葬を受け入れたのをはじめとして、新羅から多くの僧が入店し、最新の佛教思想を学んでいることや¹²⁰、韓半島の統一による中央集権体制の確立が図られ、文武王・神文王代には国家祭祀の再編成や集権政策の根本である骨品制の確立がみられる¹²¹ほか、土宮・王京の整備も進められている¹²²。このような状況下で、唐の先進文化の一つとして火葬が受容されたものとみられる。

ただし、日本と新羅では、火葬の受容様相に差異が見られる。森本徹は、火葬は単なる葬法のひとつとして、石室墳と併存して當まれた新羅と、古墳と火葬墓の時期が重ならず、火葬が新たな支配者層の墓制として採用された日本とでは、墓制に対する重みが異なっていたと指摘する¹²³。天皇・王の火葬採用や独自の骨藏器・埋納施設の採用など、火葬は、墓制に対する重み付けのほか、両国支配者層の国家理念など複雑な脈絡を反映した上で受容されたものと推測される。

VI. まとめ

本稿では、日本の古代火葬墓の系譜を探ることを目的とし、韓半島における火葬墓につ

いて分析をおこなった。その結果、以下の点を明らかにした。

- ① 百濟の火葬墓は資料上の問題があり、慎重な判断が必要だが、骨蔵器の器種が少ない点、羅城内に火葬墓が分布する点が特徴である。しかし、従来考えられてきたよりも百濟では火葬が盛行していない点を指摘した。
 - ② 新羅の火葬墓について墓構造の分類をおこない、王京周辺に特殊な墓構造が存在すること、王京と地方に共通する墓構造が存在し、これらは階層差を示す可能性があることを明らかにした。そして、地方では王京と異なる地域性が現れることを明らかにした。また、王京と王陵・葬地の位置関係と、葬地間の関係については、日本・中国とは異なる新羅独自の理念を反映する可能性があるとした。
 - ③ 従来、日本の古代火葬墓の系譜について大きく3つの説があったが、韓半島の様相と比較した結果、中国（齊）に求められる可能性が高い。日本古代の火葬は、支配者層において、律令国家成立期に中国からの先進文化の一つとして律令制度・仏教とともに受容し、律令国家にふさわしい葬法という位置づけで採用されたものと考える。
 - ④ 火葬の採用とその受容過程における、日本独自の骨蔵器・埋納施設の創出は、支配者層の国家理念や、墓に対する重み付けの差異などが関わる可能性が考えられる。
- 本稿では、現在までに入手・実見できた資料をもとに検討をおこなったが、韓国では、発掘調査の進展により、今後さらに新たな事実が明らかになる可能性が高い。今後の資料の蓄積をふまえた上で再検討を期したい。

謝 辞 本稿を成すにあたり、国立慶州文化財研究所の車順皓先生には資料収集に多大なご尽力を賜った。また、東国大学校博物館の李東憲先生からは印花文土器の観察・変遷について丁寧なご指導を賜った。深く感謝いたします。

また、以下の諸氏・諸機関から資料調査の協力と助言を得た。記して感謝申し上げます。

権在章 金洛中 金度憲 金成南 金姓旭 金有植 朴芝然 朴辰・成享美 安敏子
安宝蓮 尹龍熙 李鎔賢 田庸美 崔弘明 朱鎮玉 韓成鎭 洪鎮根 青木敬 高田貴太
次山淳 林正憲 山田隆文 国立慶州文化財研究所 国立慶州博物館 国立扶余文化財研究
所 国立扶余博物館 国立公州博物館 国立金海博物館 国立晋州博物館 東洋大学校
以上にかかわらず、多々残った誤り・欠点は全て筆者の責任に帰することを明記する。

なお、本稿の成果の一部は平成18~20年度科学研究費若手研究(B)「古代東アジアにおける火葬習俗の伝播に関する基礎的研究(課題番号18720222)」および平成21~22年度「古代東アジアにおける都城と葬送地に関する考古学的研究(課題番号21720296)」に掲
っている。

註

- 黒崎直「近畿における8・9世紀の墳墓」『研究論集VI』奈良国立文化財研究所学報第38冊、奈良国立文化財研究所、1980年。
- 小林義孝「内の年の人の故に焼き失わず」『歴史民俗学』第12号、批評社、1998年。小林義孝「古代の火葬と火葬墓」『古墳から奈良時代墳墓へ』大阪府立近つ飛鳥博物館、2004年。森本徹「韓国における初期火葬墓の研究」『杏丘学術論集』第13集 韓国文化研究振興財团、1998年。
- 小林義孝「古代墳墓研究の分析視角」『古代文化』第51卷第12号、古代学協会、1999年。
- 森浩一「大阪府泉北郡陶器土塚」『日本考古学年報』9、日本考古学協会、1961年。
- 美仁求(西内三真証)『百濟古墳研究』(日本語版)、学生社、1984年(原著は『百濟古墳研究』一志社、1977年)。
- 藤沢一夫「火葬墳墓の流布」『新版考古学講座』第6巻雄山閣出版、1979年。
- 小田富士雄「日韓火葬墓の出現-扶余と九州-」『古文化論叢』第16集、九州古文化研究会、1986年。
- 火葬骨を納める容器の名称について、研究者により骨器、骨器、骨壺など表現が異なる場合がある。本稿では、小田富士雄の指摘に従い「骨器」の名称に統一する。小田富士雄「日韓火葬墓の出現」(前掲註7)。
- 山本孝文「百濟火葬墓에 대한考察」『韓国考古学報』第50輯、韓国考古学会、2003年。
- 須恵器壺類の器種名は、奈良文化財研究所の分類を参考にした。奈良文化財研究所「平城宮発掘調査報告X VI」奈良文化財研究所学報第70冊、2004年。
- 本稿では、新羅の平島統一以降の時代を主に対象とするが、一部それよりも遅る時期も扱う。煩雑さを避けるため、「新羅」の語を使用し、必要に応じて「統一新羅」の語も用いることとする。
- 網干善教「日本上代の火葬に関する二、三の問題」『史泉』第53号、関西大学史学会、1979年。
- 金子裕之「木簡は語る」歴史発掘12、講談社、1996年。
- 森本六爾・高橋他自「墳墓」『考古学講座』第9号、國史講習會、雄山閣、1926年。(森本六爾『日本の古墳墓』木耳社、1987年所収)。
- 斎藤忠「新羅火葬骨壺考」『考古学論叢』第2輯、考古學研究會、1936年。(『新羅文化論叢』吉川弘文館、1973年所収)。
- 藤沢一夫「火葬墳墓の流布」(前掲註6)。
- 小田富士雄「日韓火葬墓の出現-扶余と九州-」(前掲註7)。
- 森本徹「韓国における初期火葬墓の研究」(前掲註2)。
- 奥村茂輝「天武・持統朝における仏教受容の一様相」『帝塚山大学考古学研究所研究報告』帝塚山大学考古学研究所、2005年。
- 三名川隆信「わが國上世における火葬の風習について」『史泉』第5号、関西大学史学会、1957年。
- 京齋忠「扶余発見の壺の一型式」『考古学雑誌』第32卷第1号、日本考古学会、1942年(『新羅文化論叢』吉川弘文館、1973年所収)。
- 美仁求『百濟古墳研究』(前掲註5)。
- 山本孝文「百濟火葬墓에 대한考察」(前掲註9)。
- 斎藤忠「新羅火葬骨壺考」(前掲註15)。
- 鄭古子「新羅骨器研究」『韓国考古学報』8、韓国考古学会、1980年。
- 宮川祐一「新羅連結把手骨壺の変遷」『古文化論叢』第20集(中)、九州古文化研究会、1989年。

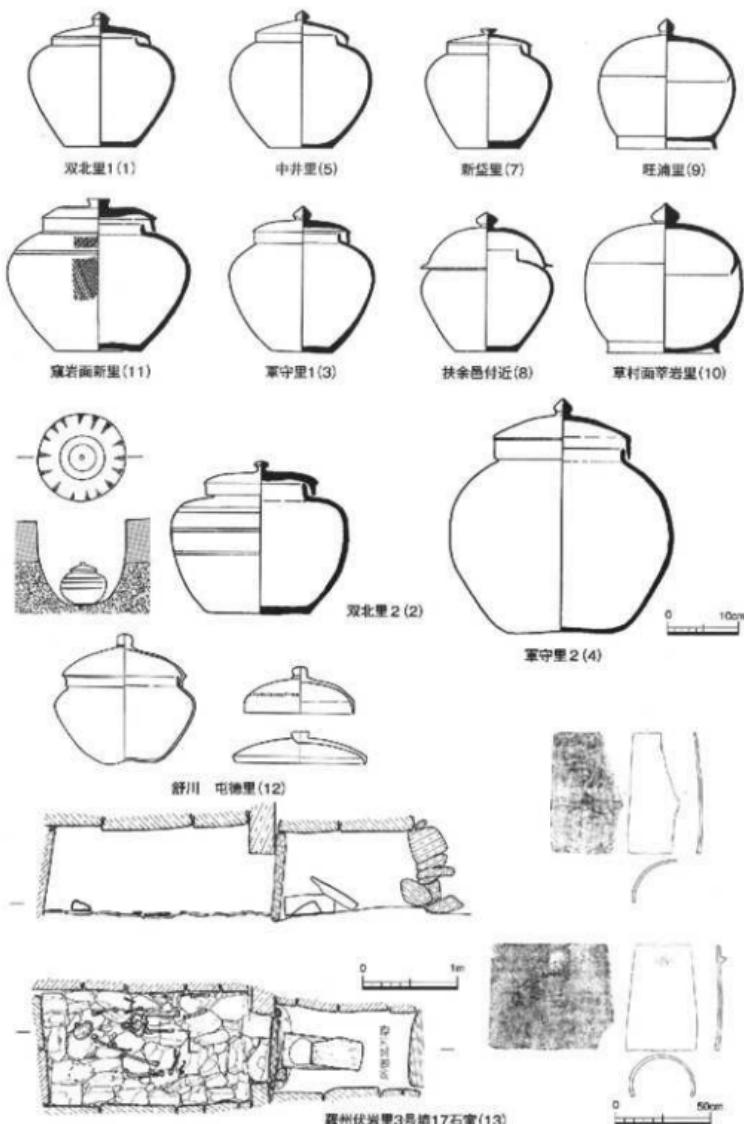
- 27 洪潤植「통일신라의 장·묘제」『통일신라시대 고고학』韓國考古學會、2004年。
- 28 洪潤植「統一新羅土器의 上限과 下限 연구사 검토를 중심으로 -」『嶺南考古學』34、嶺南考古學會、2004年。
- 29 洪潤植「통일신라 원경고리유개호의 발생과 전개」『韓國上古史學報』第50号、韓國上古史學會、2005年。
- 30 龜川修一「統一新羅의 考古學と日本」『古代を考える 日本と朝鮮』吉川弘文館、2005年。
- 31 金錦詳、金宇賢「新羅王京所在 火葬墓의 構造와 出土人骨分析」『國邑에서 都城으로』新羅文化祭學術論文集第26輯、慶州市・新羅文化宣揚會、慶州文化院、東國大學史學科、2005年。
- 32 石秉哲「統一新羅 豐州地域 火葬墓 研究」慶州大學校大學院文學碩士學位論文、2006年。石秉哲「경주지역 新羅火葬墓에 대하여」『新羅史學報』9、新羅史學會、2007年。
- 33 洪潤植「신라의 화장묘 수용과 전개」『韓國上古史學報』第58号、韓國上古史學會、2007年。
- 34 洪潤植「통일신라의 화장묘 造営層과 地方 批散」『考古廣場』創刊号、釜山考古學研究會、2007年。
- 35 車順結「통일신라시대의 화장묘 甁窯와 火葬와의 상호관련성에 대한 고찰」『文化財』41-1、國立文化財研究所、2008年。
- 36 洪潤植「통일신라의 화장묘 造営層과 地方 批散」(前掲註34)。
- 37 小田富士雄「日韓火葬墓の出現 -扶余と九州-」(前掲註7)。
- 38 森木徹「韓国における初期火葬墓の研究」(前掲註2)。
- 39 小林義孝「古代墳墓研究の分析視角」(前掲註3)。
- 40 危田修一「統一新羅의 考古學と日本」(前掲註30)。
- 41 金成泰「建物址 出土 地磚・鐵壇具의 檢討」『嶺南文化財研究』第18輯、嶺南文化財研究院、2005年。崔恩娥「경주지역 전곡지의 鎏壇具에 관한 고찰」『文物研究』第11号、(財)東アジア文物研究學術財團・(財)韓國文物研究院、2007年。
- 42 李東憲「印花文有蓋盤研究」釜山大學校大學院文學碩士學位論文、2008年。李東憲「印花文有蓋盤의 相對編年」『考古廣場』2、釜山考古學會、2008年。
- 43 姜仁求「百濟古墳研究」(前掲註5)。
- 44 山本孝文「百濟火葬墓에 대한考察」(前掲註9)。
- 45 斎藤忠「扶余発見の壺の一型式」(前掲註21)。斎藤忠「百濟の占墳・火葬墓に見られる貨銭副葬の風習」「東アジア葬・墓制の研究」第一書房、1987年。
- 46 小林義孝「火葬墓における銭貨」『出土銭貨』第2号、出土銭貨研究会、1994年。
- 47 森 都夫「古代における地磚・鐵壇具の埋納」『古代研究』18、元興寺仏教民俗資料研究所考古学研究室、1979年。水野正好「想若雜記」、奈良大学紀要第13号、奈良大学、1984年。
- 48 ただし、小兒棺と考えられる合口要指幕は除く。奈良国立文化財研究所『平城京左京七条一坊十五・十六坪発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報第56号、1997年。
- 49 和田 幸「東アジアの古代都城と葬地 -葬葬令と都条に關連して-」『古代國家の形成と展開』大阪歴史学会、1976年。金子裕之「平城京と葬地」『文化財学報』第3集、奈良大学文学部文化財学科、1984年。
- 50 森木徹「韓国における初期火葬墓の研究」(前掲註2)、山本孝文「百濟火葬墓에 대한考察」(前掲註9)。
- 51 山本孝文「百濟火葬墓에 대한考察」(前掲註9)。
- 52 従来火葬墓と報告された資料に統く、最近の調査事例を尋ねたところ、扶余副葬では火葬墓はみつかっていないことである。今後も発掘調査の進展による資料の蓄積を見守る必要がある。扶余

- 周辺の調査状況や百濟火葬墓の判解については、2009年2月の国立扶余文化財研究所での研究報告の際に、出席の諸先生方より口頭にて教示を得た。
- 53 洪浩植「*총일신라의 장·묘제*」（前掲註27）、および洪浩植「*신라의 화장묘 수용과 친개*」（前掲註33）。
- 54 工京の範囲については各説があり確定していないが、最近の発掘調査を踏まえた研究によると、当初の王京が数次にわたり拡張されているようである。王京の厳密な範囲については本稿の目的ではないが、山田隆文の復元に従い7世紀後半代の、月城を中心として南は南川北岸の段丘壁、西は崇廟寺東方の道路、東は狼山、北は北川付近までの範囲と捉えておく。黄仁輝「新羅王京の変遷」『東アジアの古代文化』126号、大和書房、2005年。山田隆文「新羅金京の形成と変遷過程」『研究紀要』第14集、山良大和古代文化研究協会、2009年。ほか
- 55 文化財管理局「*雁鷹池発掘調査報告書*」1978年。
- 56 鄭吉子「*新羅藏骨容器研究*」（前掲註25）、亀田修一「統一新羅の考古学と日本」（前掲註30）。
- 57 崇恩城「*경주자역 전골지의 鎮壇具에 관한 고찰*」（前掲註41）。
- 58 鄭吉子「*新羅藏骨容器研究*」（前掲註25）。
- 59 「三四造事」卷第4義解第5回光西學に「後有俗人兒齡死者。彼士庶云。當於有福人墓埋之。種族不絕。乃私處於墳側」とある（金思燁「*光州 三四造事*」明石書店、1997年）。
- 60 石秉哲「*統一新羅 庆州地域 火葬墓研究*」（前掲註32）。
- 61 新羅は三國時代から慶州盆地を中心地としており、その本拠地へ王京を造るという事情から、前代の墓を京内に取り込む形で王京が建設されている。日本では、藤原京建設において削平された四条古墳と、選択的に残された四条塚山古墳の例を律令期陵墓の創出と関連づける見解がある（今尾文昭「*新益京の陪冢守*」「*考古学に学ぶ—遺構と遺物—*」同志社大学考古学シリーズⅢ、同刊行会、1999年。）が、新羅王京の建設にあたり、前代の墳墓がどのように位置付けられ、居住地との境界を持ち、管理されていたのかについても興味深い課題である。
- 62 三上次男「*朝鮮半島出土の中國唐代陶磁とその史的意義*」『朝鮮学報』第87輯 朝鮮学会、1978年。
- 63 奈良文化財研究所『*慈義黃治唐三彩*』奈良文化財研究所史料第61冊、2003年。奈良文化財研究所『*黃治唐三彩窯の考古新発見*』奈良文化財研究所史料第73冊、2006年。
- 64 洪浩植「*신라의 화장묘 수용과 친개*」（前掲註33）。
- 65 小山富士夫「*慶州出土の唐三彩鏡*」「*東洋陶磁*」第1号、東洋陶磁学会、1974年。
- 66 庆州盆地における石室墳の分布については、東洲・田中俊明「*韓国の古代遺跡 1 新羅編*」中央公論社、1988年を参考にした。
- 67 金子裕之「*平城京と葬地*」（前掲註49）。なお、本稿では都城の成立とともにあって都城周辺に設定されたと考えられる墓地のことを「葬地」と呼称する。
- 68 斎藤忠「*新羅王陵伝称名に関する考古学上の考察*」「*考古学論叢*」第14輯、考古学研究会、1999年（「*新羅文化論叢*」吉川弘文館1973年に所収）。斎藤忠「*統一新羅の陵墓の考察*」「*朝鮮学報*」第119・120号、1986年。李根直「*新羅 王陵의 起源과 变遷*」嶺南大学校大学院博士学位論文、2006年。
- 69 李根直「*新羅 王陵의 起源과 变遷*」（前掲註68）。
- 70 忠の侵入を防ぐ目的で建立された四天王寺が位置すること、日本の侵入に対して毛伐城を設置する（722年）など、新羅王京へ海から入る際のルートとして王京の東のルートが重視されていたことが分かる。山田隆文もこのルートの重要性を指摘し、新羅王京の南にのみ羅城が造られていた可能性を提起している。山田隆文「*新羅金京の形成と変遷過程*」（前掲註54）。

- 71 金子裕之「平城京と葬地」（前掲註49）、金子裕之「都城における山陵・墓原・平城京と喪葬制－」『文化の多様性と比較考古学』考古学研究会、2004年。
- 72 亀田修一「統一新羅の考古学と日本」（前掲註30）。
- 73 国立公州博物館『槻止山』1999年。
- 74 洪浩楠「한인신라의 화장丘 及營墓地 方地 批散」（前掲註34）。
- 75 等者は、日本の奈良県葛城市三ツ塚古墳群・古墓群を対象に同様の分析を試みた（小田裕樹「奈良県葛城市三ツ塚古墳群・古墓群の形成過程—古代氏族墓地の基礎的研究—」『九州と東アジアの考古学』九州大学考古学研究室50周年記念論文集、同刊行会、2008年）。
- 76 朴泰祐「統一新羅時代の地方都市に対する研究」『百濟研究』第18集 忠南大学校百濟研究所、1987年。山田隆文「新羅の九州五小京城郭の構造と災厄について」『考古学論叢』第31冊、奈良県立橿原考古学研究所、2008年。
- 77 山本孝文も山城など軍事・行政施設と関連する墓域と推定する。山本孝文「百濟滅亡에 대한考古학적 接近」『百濟文化』32、公州大学校百濟文化研究所、2003年。
- 78 妙仁求「百濟古墳研究」（前掲註5）。
- 79 村田文夫・増子章二「南武藏における古代火葬骨蔵器の基礎的研究（上）－川崎市域における事例研究をふまえて－」『川崎市市民ミュージアム紀要』第2集、川崎市市民ミュージアム、1989年。村田文夫・増子章二「南武藏における古代火葬骨蔵器の基礎的研究（下）－川崎市域における事例研究をふまえて－」『川崎市市民ミュージアム紀要』第3集、川崎市市民ミュージアム、1990年。
- 80 長谷川章「古代日本の対外認識と通交」古川弘文館、1998年。
- 81 亀田修一「統一新羅の考古学と日本」（前掲註30）。
- 82 日本の古代火葬墓の墓構造の分析については、別稿を用意している。
- 83 黒崎直「近畿における8・9世紀の墳墓」（前掲註1）。
- 84 小林義孝「丙の牛の人の故に焼き失わず」、河「古代の火葬と火葬墓」（前掲註2）。
- 85 森本徹「韓国における初期火葬墓の研究」（前掲註2）、森本徹「日本における火葬墓の始まりをめぐって」『郵政考古紀要』第40号 郵政考古学会、2007年。
- 86 墓葬令の理解に関しては、福田奈津子「日本古代喪葬儀礼の特質」「史学報誌』第109編第9号、史学会、2000年。橋本義則「律令国家と喪葬・喪葬官司と喪葬氏族の行方－」「律令国家史論集』堺書房、2010年に掲載。
- 87 北山峰生「古代火葬墓の導入事情」『ヒストリア』第213号、大阪歴史学会、2009年。
- 88 藤沢一夫「土器とその性格」「世界陶磁全集－日本原始」小学館、1979年。
- 89 山本孝文「百濟火葬墓에 대한考察」（前掲註9）。
- 90 小田富士雄「大分県の火葬墓」「白潟遺跡」佐伯市教育委員会、1958年。小田富士雄「日韓火葬墓の出現－扶余と九州－」（前掲註7）。
- 91 矢部良明『唐三彩と奈良三彩』日本の美術第408号、至文堂、2000年。
- 92 藤森栄一「奈良時代の火葬骨壺」「古代文化』第12巻第3号、古代学協会、1941年。
- 93 黒崎直「近畿における8・9世紀の墳墓」（前掲註1）。
- 94 西 弘海「土器様式の成立とその背景」『考古学論考』小林行雄博士古稀記念論文集、平凡社、1982年（『土器様式の成立とその背景』真陽社、1986年所収）。
- 95 横岡正信・神谷佳明「金属器模倣と金模器指向」「研究紀要』15、群馬県埋蔵文化財調査事業団、1998年。
- 96 法隆寺昭和資料編集委員会『法隆寺の至宝』第12巻、小学館、1993年。毛利光後彦「古代東アジアの金属製容器II（朝鮮・日本編）」奈良文化財研究所史料第71冊、2005年。

- 97 町田甲一編『大和古寺大觀』第1巻、法起寺 法輪寺 中宮寺、岩波書店、1977年。奈良国立博物館「仏舍利の莊嚴」奈良国立博物館、1983年。
- 98 帝室博物館『天平地寶』、1937年。奈良六天寺大觀刊行会『奈良六天寺大觀』第9巻、東大寺一、岩波書店、1970年。
- 99 山本孝文は、北部九州の骨蔵器を主に取り上げ百濟有蓋翫頭壺との時期的続続性を認めようとする（山本孝文「百濟火葬墓と海燈考察」（前掲註9））。山本が事例として挙げた大分県宇佐市山本火葬墓群の須恵器壺Aについては、頸部の短い点・肩の張りに対し底部が小さい点などの特徴が、第8回の鏡内の壺Aよりも百濟の有蓋翫頭壺（双北11など）と形態的に類似するように見える。しかし、山本火葬墓群の壺Aの蓋にみられる沈線の表現や宝珠つまみ、同火葬墓群の近くに位置する宇佐市四日市町一鬼手出土壺Aの脚部の穿孔などは、小出富士雄が指摘するように、金屬器模倣の結果と見るべきと考える（小出富士雄「大分県の火葬墓」、同「日韓火葬墓の出現－扶余と九州－」（前掲註90））。宇佐地域の壺Aの展開は、モデルとなる金属器の差異や豊前地域における須恵器生産の脈絡などを考慮する必要がある。今後の課題としたい。
- 100 日本の火葬墓にも石櫃を外容器とする事例が存在し、筆者は、これを骨蔵器の入れ子構造と同様に舍利聖體との強い関係を示すものと考える。小林義孝・海邊博史は舍利容器との関係とともに、新羅との関連を指摘する（小林義孝・海邊博史「古代火葬墓の典型的形態」『太子町立竹内街道歴史資料館報』第6号、太子町立竹内街道歴史資料館、2000年）。この中で、小林・海邊が新羅の球形石櫃に類似する形態が畿内地域には存在せず、東京都昭島市五反田町火葬墓や群馬県新里村熊野火葬墓など関東の石櫃との類似性を指摘した点は注意される。慶州周辺の火葬墓と関東の火葬墓との直接的なつながりを示す可能性がある。
- 101 藤森栄・「奈良時代の火葬骨壺」（前掲註92）。小出富士雄「日韓火葬墓の出現－扶余と九州－」（前掲註7）ほか。
- 102 河田貞「概説」「仏舍利の莊嚴」（前掲註97）。
- 103 奈良国立博物館「仏舍利の莊嚴」（前掲註97）、通度寺聖寶博物館「佛舍利信仰と二莊嚴」2000年。
- 104 日本では骨蔵器の選択に関しては特に規制ではなく、造営者側の経済力や仏教・舍利信仰などの意識が反映している可能性が高い。第3表をみると、埋納施設が官位と相關し、喪葬令との関係が考えられるのに対し、骨蔵器と被葬者の官位・附籍とは相關が弱く、被葬者（造営者）側の意図が反映しやすいものと予測される。新羅では、入れ子構造をとるもの、舍利容器そのものを忠実に骨蔵器として再現するのではなく、印花文などで装飾された専用容器を用いていることから、骨蔵器の選択には仏舍利信仰以外の意識も強く投影されていたと理解できる。
- 105 和田翠「東アジアの古代都城と墓地－喪葬令と都条に間違して－」、金子裕之「平城京と葬地」（前掲註49）。
- 106 林紀昭「飛鳥淨御原律令に関する諸問題」『論集日本歴史2 律令国家』有精堂出版、1973年。
- 107 七月一日正露。日文式。葬臣以造吉葬東海11大石上。（中略）依西国之式。以火焼葬。」金恩煥『完証三国史記』明石書店、1997年。
- 108 古代日本における新羅の影響について論じた代表的な文献として、岡見「遠新羅使の文化史的意義」『山梨大学学芸学部研究報告』6、山梨大学学芸学部、1955年。鈴木靖民「日本律令国家と新羅・渤海」「日本律令国家と東アジア」東アジア世界における日本古代史講座第6巻 学生社、1982年。亀田修一「統一新羅の考古学と日本」（前掲註30）などがある。
- 109 細下善教「日本上代の火葬に関する二、三の問題」（前掲註12）。
- 110 細下善教「日本上代の火葬に関する二、三の問題」（前掲註12）。

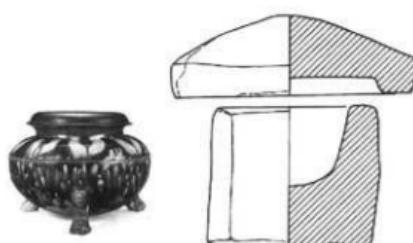
- 111 ただし、川崎市宮前区有馬2466火葬墓の事例や、註100にあげた岡東の球形石横のように、支配者層以外のレベルにおける新羅火葬墓の影響については十分にあり得る。
- 112 西脇常記『唐代の思想と文化』創文社、2000年。
- 113 三名田隆信「わが国上世における火葬の風習について」（前掲註20）、西脇常記『唐代の思想と文化』（前掲註112）、磯部ひろみ「隋唐時代における仏教の中国化の諸相」「お茶の水史学』49、お茶の水大学文学部流史会、2005年。西脇によると『宋高僧伝』にみられる唐代僧侶の火葬の割合は13.6%であったとする。
- 114 田村國澄は摂論宗を伝えたとする。田村國澄「摂論宗の伝来」「飛鳥白鳳佛教論」雄山閣出版、1975年。
- 115 道昭については、以下の文献を参考にした。藤野道生「道昭和尚の帰朝と禪院の創建」「日本佛教史」2、日本佛教史研究会、1957年。深浦正文「唯識の日本初伝と玄奘道昭の関係について」「大和文化研究」第9卷11号、大和文化研究会、1964年。中村浩「僧道昭に関する諸問題」「大和文化研究」第14卷8号、大和文化研究会、1969年。梅林久高「律令体制下における道昭の佛教思想」「仏教史學論集」二葉博士追贈記念会、1977年。石村喜美「僧道昭の火葬をめぐる諸問題」「歴史と美術」485号、史跡美術同好会、1978年。佐久間竜「日本古代僧伝の研究」吉川弘文館、1983年。
- 116 小林義孝「丙の年の人の故に焼き失わず」、同「古代の火葬と火葬墓」（前掲註2）。
- 117 森本 徹「韓国における初期火葬墓の研究」（前掲註2）、同「日本における火葬墓の始まりをめぐって」（前掲註85）。
- 118 玄奘の入寂時の遺言として、火葬が示されている。道昭は玄奘入寂時には帰因していたものの、玄奘から火葬の思想について伝わっていたと考えられる。なお、道昭は、新羅経由で帰國したと考えられることや、飛鳥寺東南禪院の瓦に新羅的要素が多く認められることなどから、新羅とのつながりも深かったものと考えられ、新羅の仏教・火葬の状況についても理解していたものと推測される。道昭火葬の背景に新羅の火葬との関係も考える必要があるが、筆者は日本の火葬の系譜に関しては、道昭の伝えた唐代仏教の情報に基づく天皇・支配者層の主体的な選択という点を評価する。道昭と新羅との関係については高田貴太氏のご教示を受けた。
- 119 「周札考工記」をモデルとした十条十坊の藤原京の平面プラン（小澤謙「古代都市「藤原京」の成立」「考古学研究」第44卷第3号、考古学研究会、1997年）や、錢貨の発行（板村忠司「出土錢貨、日本の美術第512号、至文堂、2009年」）など当該期の国家体制の整備を意図する一連の施策と同様の脈絡として理解できると考える。
- 120 田村國澄「古代朝鮮佛教と日本佛教」吉川弘文館、1980年。
- 121 李成市「新羅文武・神文平代の集權政策と骨品制」「日本史研究」500、日本史研究会、2004年。
- 122 山田隆文「新羅金京の形成と変遷過程」（前掲註54）。
- 123 森本 徹「韓国における初期火葬墓の研究」（前掲註2）。



第10図 百濟の火葬墓



慶州出土(21)



胡陵洞遺跡(15)



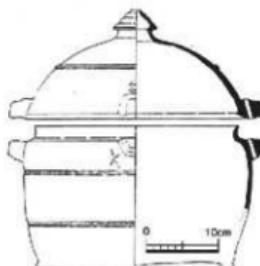
花谷里火葬墓(20)



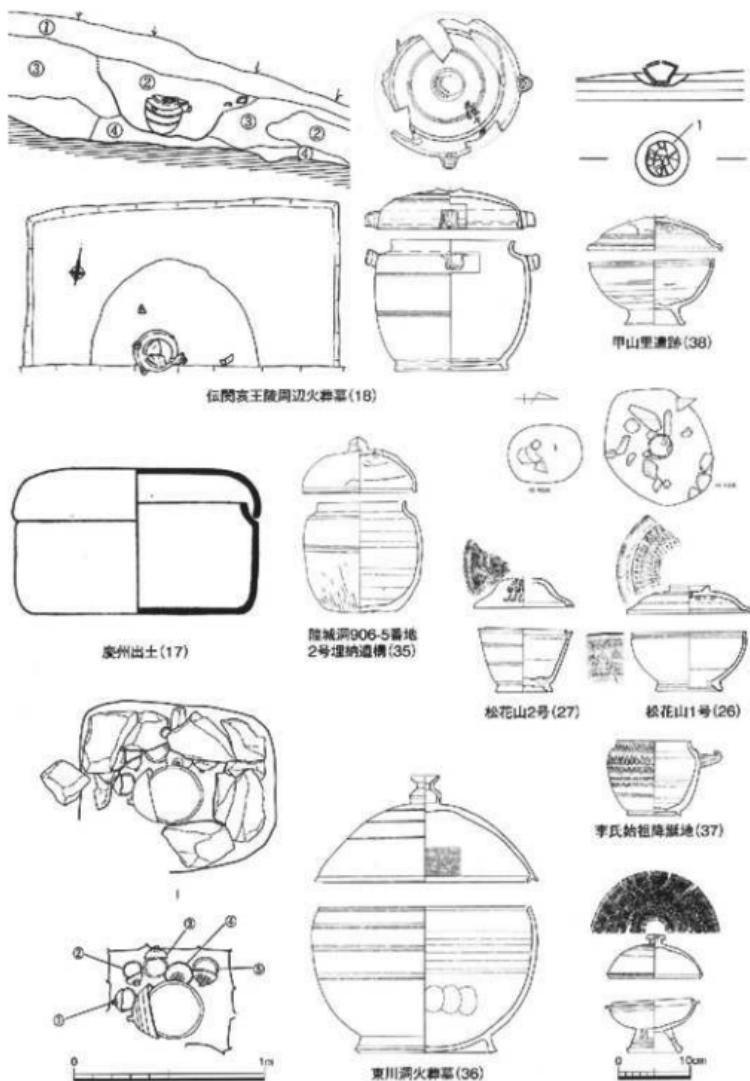
南山出土(16)



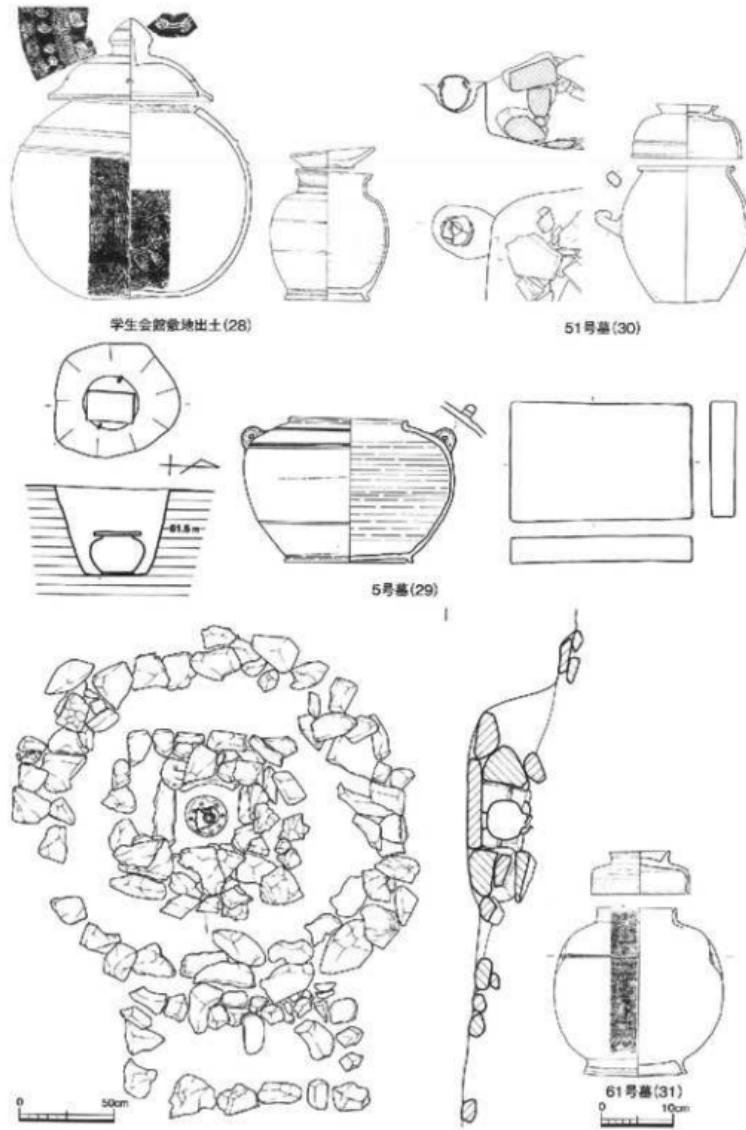
拌里三段付近(19)



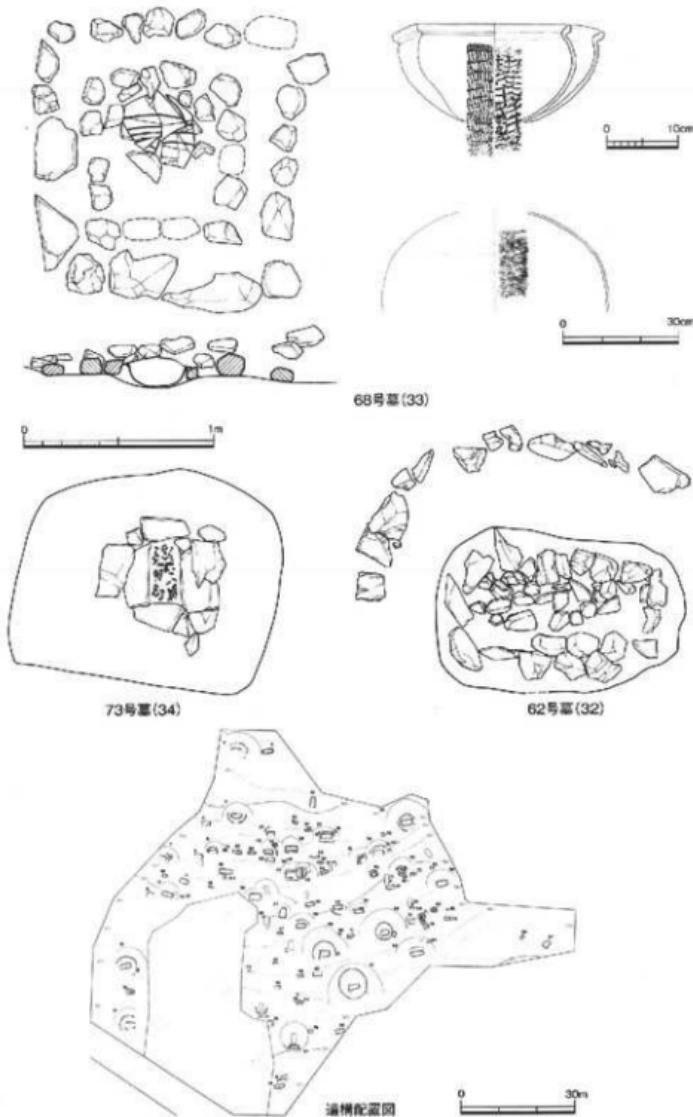
第 11 図 新羅王京周辺の火葬墓 (A1 型)



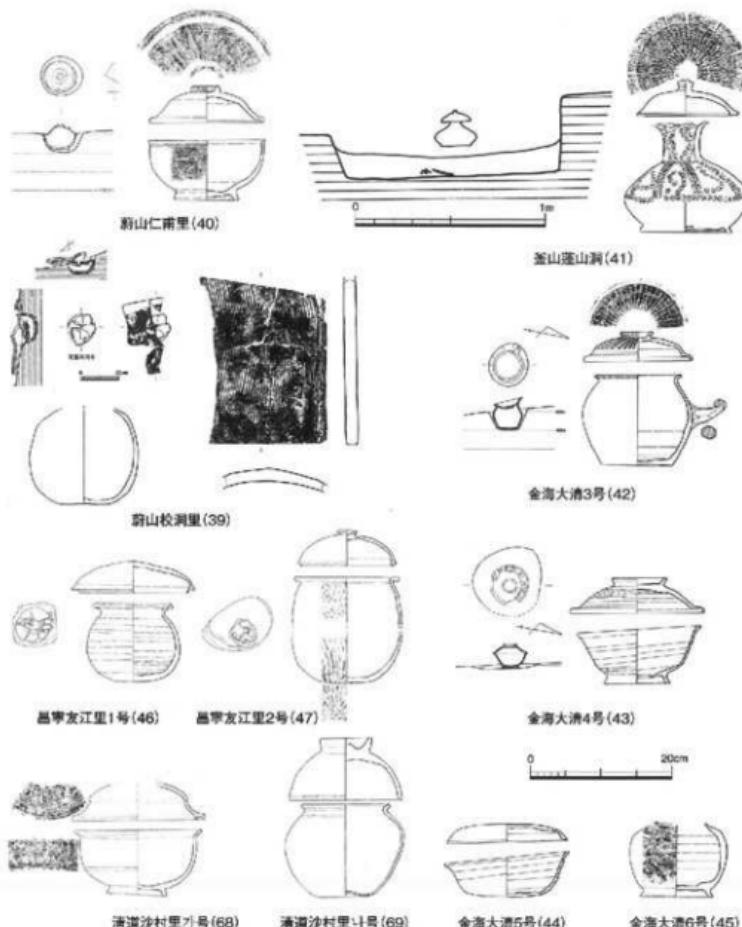
第12図 新羅王京周辺の火葬墓（B型）



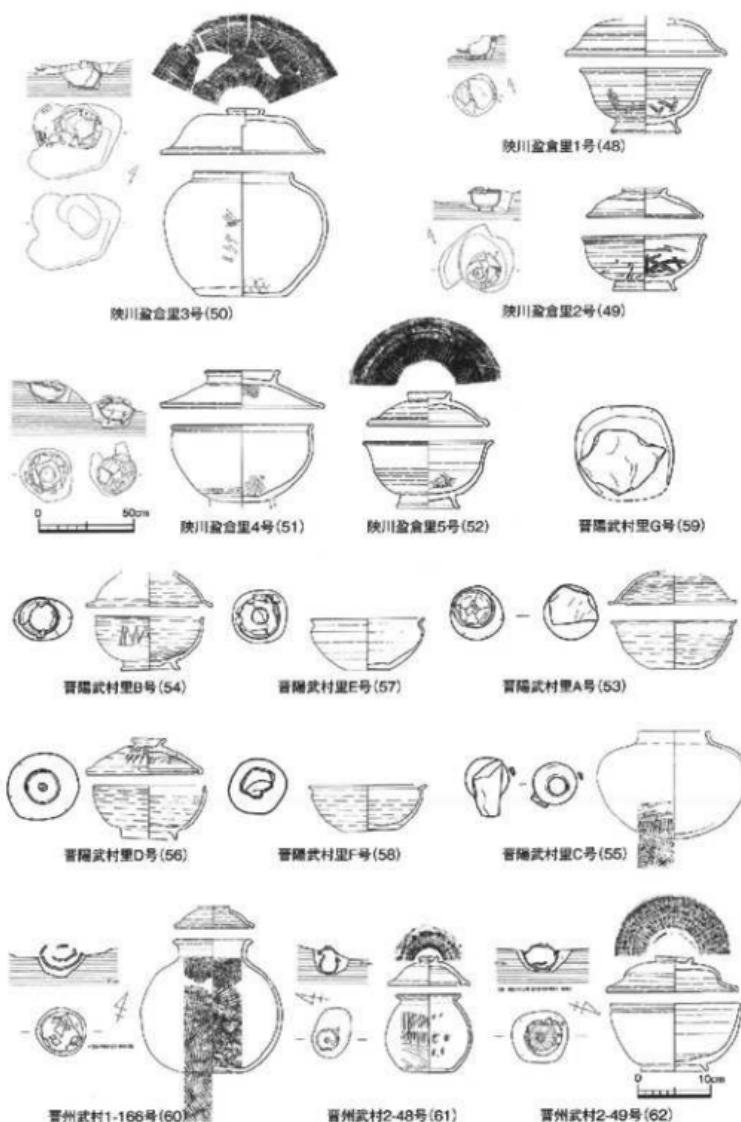
第13図 新羅王京周辺の火葬墓（錫杖洞遺跡①）



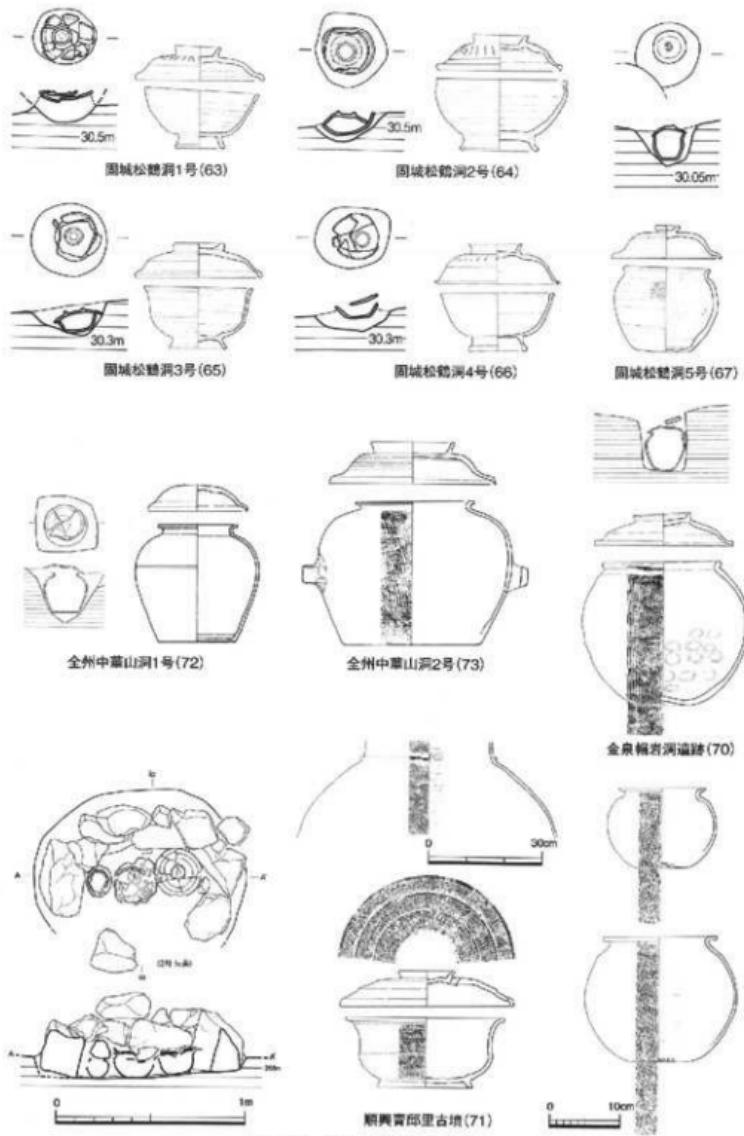
第14図 新羅王京周辺の火葬墓（錦杖洞遺跡②）



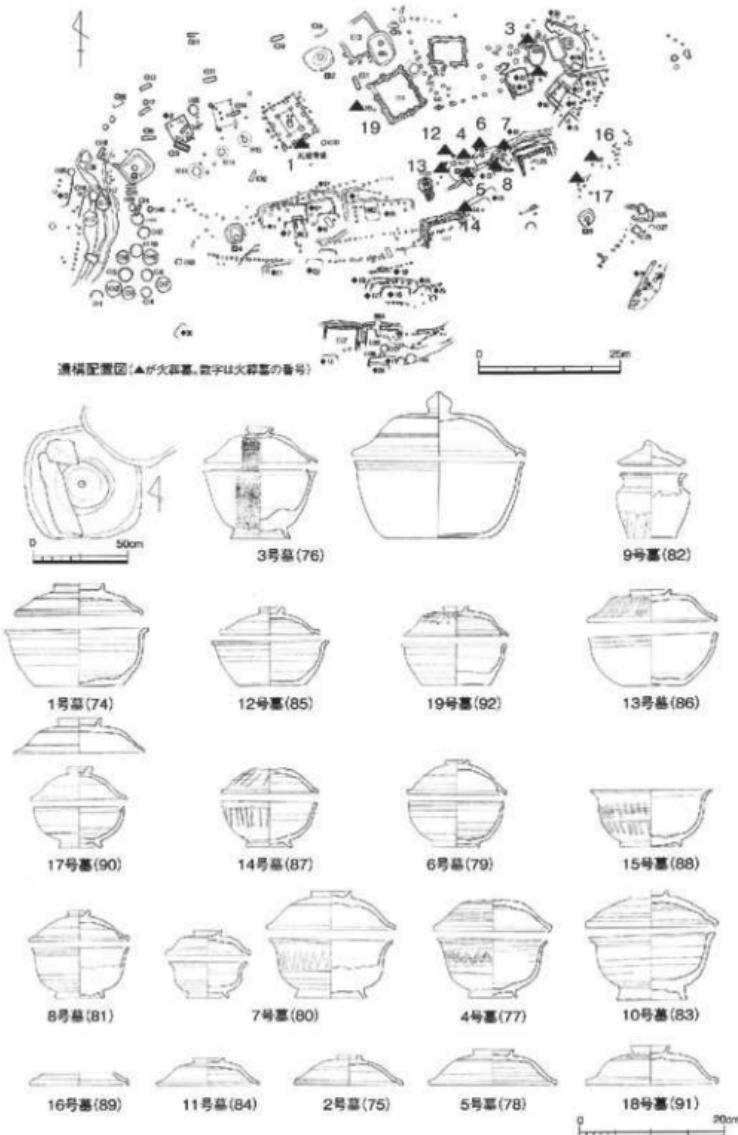
第15図 新羅の地方火葬墓①



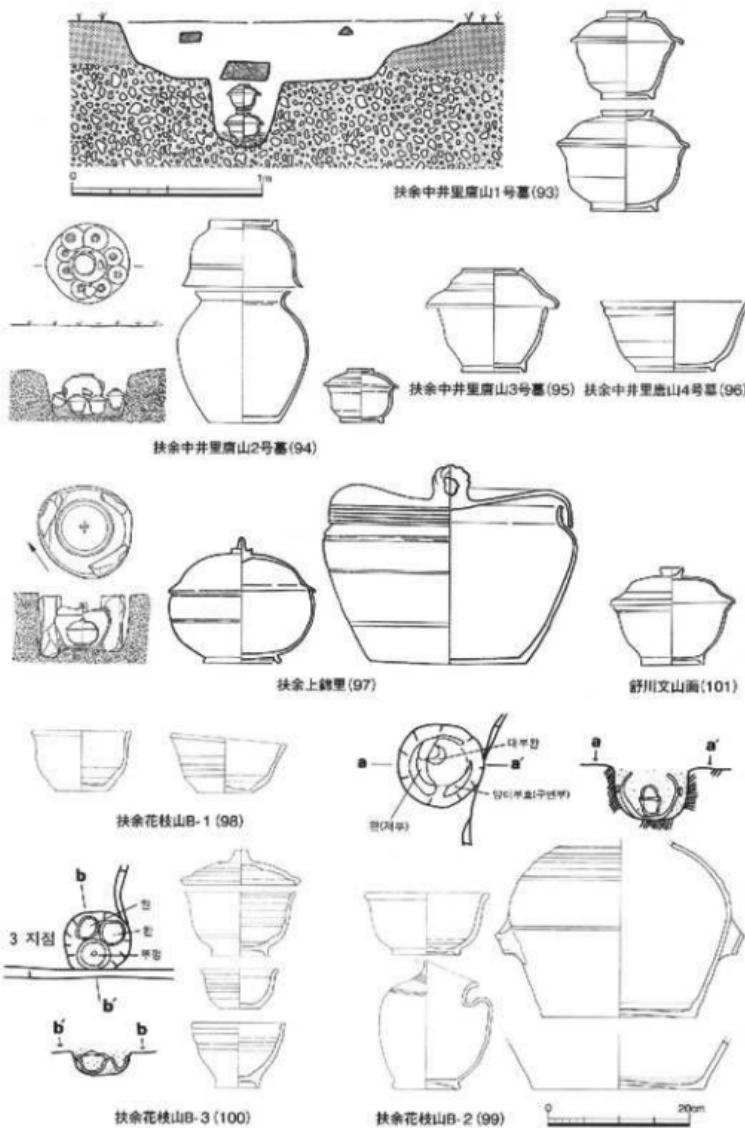
第16図 新羅の地方火葬墓②



第17図 新羅の地方火葬墓③



第18図 新羅の地方火葬墓④(公州懶止山遺跡)



第19図 新羅の地方火葬墓⑤

分析対象遺跡関係文献（第4表参照）

- 1 齊藤忠「扶余発見の壺の一型式」『考古学雑誌』第32巻第1号、1942年。
- 2 姜仁求者・閔内三真著『百濟古墳研究』（日本語版）、学生社、1984年。原著は『百濟古墳研究』一志社、1977年。
- 3 金洛中（編）『慶州伏岩里3号墳』、国立文化財研究所、2001年。
- 4 慶州文化財研究所（編）『皇南大塚II（南墳）発掘調査報告書』1993年。
- 5 上、次男「朝鮮半島出土の中国古代陶器とその歴史的意義」『朝鮮學報』第87輯、朝鮮学会、1978年。
- 6 国立慶州博物館「特別展 統一新羅」2003年。
- 7 斎藤忠「新羅火葬骨壺考」『考古學論叢』第2輯、1936年（『新羅文化論叢』吉川弘文館、1973年に所収）。
- 8 鄭良諒ほか『佛閣裏王陵周邊墓地報告』国立慶州博物館、1985年。
- 9 姜敬謙『慶州坪里出土土器骨壺小考』『三佛金元龍教授修年退任紀念論叢』1987年。
- 10 国立慶州博物館『新羅91土倉』1989年。
- 11 鄭炳三「土器」「華鶴池発掘調査報告書」1978年。
- 12 有光教一・處州忠孝里石室古墳調査報告」「昭和七年度古墳調査報告」第2回、朝鮮總督府、1937年。
- 13 单廟喆『慶州市忠孝洞松花山平女墓火葬墓緊急発掘調査報告』『文化遺跡発掘調査報告（緊急発掘調査報告IV）』国立慶州文化財研究所、2009年。
- 14 李熙濬『慶州錦杖洞東國大構内出土骨壺』『嶺南考古学』11、嶺南考古学会、1992年。
- 15 東国大学校慶州考古学博物館「錦杖洞遺跡」1996年。
- 16 東国大学校慶州考古学博物館「校内学生福祉館敷地道路I」「錦杖洞遺跡IV」「錦杖洞遺跡V」2004年。
- 17 国立慶州文化財研究所『陜城洞石室塚 906-5番地』国立慶州文化財研究所、2005年。
- 18 国立慶州博物館『慶州東川洞集落調査報告』『国立慶州博物館年報1994年度』1995年。
- 19 金鍋詳「慶州李氏始祖遷址址内検討」「慶州文化』第9号、慶州文化院、2003年。
- 20 (財)慶尚北道文化財研究院『慶州甲山里遺跡』2006年。
- 21 (財)蔚山文化財研究院『蔚山校洞里192-37遺跡』2009年。
- 22 (財)蔚山文化財研究院『蔚山仁甫里遺跡』2008年。
- 23 宋桂鉉『東萊蘿山洞古墳群收拾遺物発掘調査報告』『博物館研究論集』2、釜山直轄市立博物館、1993年。
- 24 李在賢『金海大清遺跡』釜山大学校博物館・韓国土地公社、2002年。
- 25 蔚南发展研究院歴史文化部『昌寧友江里古墳群』2004年。
- 26 (社)慶南考古学研究所『陜川欲合里無文時代集落』2002年。
- 27 姜景希「晋陽武村卑伽耶墓」「國立晋阳博物館遺跡調査報告書」第9回、晋阳博物館、1994年。
- 28 (社)慶南考古学研究所『晋阳武村III-三回時代(I)-』2004年。
- 29 沈泰謹(編)『固城松鶴洞古墳群』東国大学校博物館、2005年。
- 30 金相冕「清道沙村甲遺跡発掘調査報告」「考古学誌」第2期、韓国考古美術研究所、1990年。
- 31 (財)嶺南文化財研究院『金泉岬岩洞遺跡II』2003年。
- 32 東洋大学博物館『順興飛鳳山城周邊古墳発掘調査報告書』東洋大学校博物館、2008年。
- 33 李撰山・愈炳夏「全州中華山洞百濟火葬墓」「考古学誌」第6期、韓国考古美術研究所、1994年。
- 34 国立公州博物館『經止山』1999年。
- 35 国立扶余文化財研究所『花枝山一帯地表調査報告書』1998年。

第4表 韓國の古代火葬墓一覧表

百濟の火葬墓

No.	所在地	遺跡名	遺構名	骨蔵室	外容器	埋納施設
1	扶余	対北里	1	陶質有蓋短頭壺・漆		
2	扶余	対北里	2	陶質有蓋短頭壺・漆		素掘土坑
3	扶余	寧守里	1	陶質有蓋短頭壺・漆		
4	扶余	寧守里	2	陶質有蓋短頭壺・漆		
5	扶余	中井里		陶質有蓋短頭壺・漆		
6	扶余	佐倉里	骨格葬		陶質有蓋短頭壺・漆	
7	扶余	佐倉里			陶質有蓋短頭壺・漆	
8	扶余	扶余邑附近		陶質有蓋短頭壺・漆形壺		
9	扶余	延(延)里		陶質有蓋短頭壺		
10	扶余	大村面南新里		陶質有蓋短頭壺		
11	扶余	対岩里新里		陶質有蓋短頭壺		
12	野川	宅原里	骨格葬	陶質有蓋短頭壺		素掘土坑か?
13	野川	伏岩里古墳群	3号墳17号石室	瓦筒式石室		小石室
						壁式石室

新羅の火葬墓

No.	所在地	遺跡名	遺構名	骨蔵室	外容器	埋納施設
14	慶州	金剛山度	南頂劍土	印文有蓋短頭壺多數		斜土中
15	慶州	新垢洞出土		唐三彩・五線・青銅皿		石棺
16	慶州	南山出土		印文有蓋短頭壺		
17	慶州	南山		若杉形壺		
18	慶州	延聞宮王陵延庭		陶質通鑑手付壺		切石組合石室
19	慶州	薛里三袖付壺		青銅足耳壺・青銅瓶		素掘土坑
20	慶州	花谷里火葬墓		陶質通鑑手付壺		
21	慶州	慶州出土		胎脂香囊		石棺
22	慶州	慶州火葬下層		短瓶		球形石棺
23	慶州	北李里古塚群	(1)	鍍錫印文大底短頭壺・蓋		
24	慶州	(2)		把手付壺		
25	慶州	忠赤里古塚群	(3)	印文陶器B・蓋		
26	慶州	忠赤里古塚群	1号	印文有蓋壺・蓋		素掘土坑
27	慶州	松花山遺跡	2号	印文陶器B・蓋		素掘土坑
28	慶州	松花山遺跡		印文陶器A・蓋		
29	慶州	鶴林興盛跡	学生会館敷地出土		印文大型壺・陶瓦大壺	
30	慶州	鶴林興盛跡	5号火葬墓	陶質有蓋短頭壺・磚		石室内に埋り込む。
31	慶州	鶴林興盛跡	51号墓	陶質把手付鉢・陶質柄		素掘土坑
32	慶州	鶴林興盛跡	61号墓	印文短頭壺・蓋		小石室
33	慶州	鶴林興盛跡	62号墓	木桶		小石室
34	慶州	鶴林興盛跡	66号墓	陶質壺・大壺		石組(小石室)
35	慶州	慶州興盛跡	73号墓	木桶		小石室
36	慶州	慶州興盛跡		陶質壺・短頭壺		素掘土坑
37	慶州	東川興盛跡		陶質短頭壺		小石室
38	慶州	李氏始祖陵		印文把手付鉢		岩穴? 素掘土坑?
39	慶州	昌原城		印文把手付鉢・文蓋		集束土坑
40	蔚山	蔚山	火葬墓	陶質把手付鉢・瓦		素掘土坑
41	蔚山	蔚山	1号火葬墓	印文把手付鉢		素掘土坑
42	蔚山	蔚山	3号火葬墓	陶質把手付鉢・蓋		素掘土坑
43	蔚山	蔚山	4号火葬墓	陶質把手付鉢		素掘土坑
44	蔚山	蔚山	5号火葬墓	陶質把手付鉢・蓋		素掘土坑
45	蔚山	蔚山	6号火葬墓	陶質壺		素掘土坑
46	蔚山	蔚山	1号墓	陶質・高杯		素掘土坑
47	蔚山	蔚山	2号墓	紋章・陶質壺		素掘土坑
48	蔚山	蔚山	1号火葬墓	陶質把手付鉢・蓋		素掘土坑
49	蔚山	蔚山	2号火葬墓	陶質把手付鉢・蓋		素掘土坑
50	蔚山	蔚山	3号火葬墓	印文短頭壺・蓋		素掘土坑
51	蔚山	蔚山	4号火葬墓	陶質把手付鉢		素掘土坑
52	蔚山	蔚山	5号火葬墓	陶質把手付鉢・蓋		素掘土坑
53	蔚山	蔚山	A号火葬墓	陶質有蓋壺		素掘土坑・石室
54	蔚山	武村里勿離基	B号火葬墓	印文陶器B・蓋		素掘土坑
55	蔚山	武村里勿離基	C号火葬墓	陶質短頭壺		素掘土坑・石室
56	蔚山	武村里勿離基	D号火葬墓	印文陶器B・蓋		素掘土坑
57	蔚山	武村里勿離基	E号火葬墓	陶質壺		素掘土坑
58	蔚山	武村里勿離基	F号火葬墓	陶質壺		素掘土坑
59	蔚山	武村里勿離基	G号火葬墓	な・木盤?		素掘土坑・石室
60	蔚山	武村	I号・16号火葬墓	陶質壺・蓋		素掘土坑
61	蔚山	武村	2号・4号火葬墓	牧瓦壺・陶質壺		素掘土坑
62	蔚山	武村	25号火葬墓	印文把手付鉢		素掘土坑
63	蔚山	武村	25号火葬墓	印文把手付鉢		素掘土坑
64	蔚山	松島洞古墳	1号・4周溝1号埋納遺物	印文把手付鉢		素掘土坑
65	蔚山	松島洞古墳	1号・4周溝2号埋納遺物	印文把手付鉢		素掘土坑
66	蔚山	松島洞古墳	1号・4周溝3号埋納遺物	印文把手付鉢		素掘土坑
67	蔚山	松島洞古墳	1号・4周溝4号埋納遺物	印文把手付鉢		素掘土坑
68	済州	沙村里星野	1号	印文把手付鉢・蓋		素掘土坑
69	済州	沙村里星野	1号	印文把手付鉢・蓋		素掘土坑
70	済州	金泉		印文把手付鉢・蓋		素掘土坑・石室?
71	済州	金泉	火葬墓	陶質壺		小石室

件出遺物	埋藏方法	時期	構造類型	備考	圖	文献
五銭鎌刀	正直	6世紀後半～7世紀			10	1
開元通宝(621年初鋤)2	正直	6世紀後半～7世紀	寺址か?		10	2
		6世紀後半～7世紀			10	2
	正直	6世紀後半～7世紀	軍守重慶寺付近		10	2
		6世紀後半～7世紀			10	1
	正直	6世紀後半～7世紀	内宮外葬式、詳細不明。		-	2
		6世紀後半～7世紀			10	1
		6世紀後半～7世紀			10	1
		6世紀後半～7世紀			10	1
		6世紀後半～7世紀			10	2
開元通宝(621年初鋤)5	正直	6世紀後半～7世紀	石室裏の財物内か。		10	2
陶瓦器	正直	7世紀前半	瓦基座か?		10	2
		7世紀前半	右表裏蓋頂・山鹿泰山十		10	2

72	全州	中華山洞	1号墓	陶質土壺	無機土坑
73	全州	中華山洞	2号墓	陶質把手付壺・蓋	無機土坑か
74	公州	僧正山遺跡	1号火葬墓	陶質碗A・滑石製器	無機土坑
75	公州	僧正山遺跡	2号火葬墓	陶質蓋・有縫質?	無機土坑
76	公州	僧正山遺跡	3号火葬墓	印花文土器有縫質・蓋	無機土器有蓋板・蓋
77	公州	僧正山遺跡	4号火葬墓	陶質明・蓋	無機土坑
78	公州	僧正山遺跡	5号火葬墓	陶質蓋・有縫質?	無機土坑
79	公州	僧正山遺跡	6号火葬墓	印花文碗・蓋	無機土坑
80	公州	僧正山遺跡	7号火葬墓	印花文碗・蓋	無機土坑
81	公州	僧正山遺跡	8号火葬墓	印花文碗・蓋	無機土坑
82	公州	僧正山遺跡	9号火葬墓	陶質小口壺・滑石製蓋	無機土坑
83	公州	僧正山遺跡	10号火葬墓	陶質明B・蓋	無機土坑
84	公州	僧正山遺跡	11号火葬墓	陶質蓋・有縫質?	無機土坑
85	公州	僧正山遺跡	12号火葬墓	陶質碗A・蓋	無機土坑
86	公州	僧正山遺跡	13号火葬墓	印花文碗・蓋	無機土坑
87	公州	僧正山遺跡	14号火葬墓	印花文碗・蓋	無機土坑
88	公州	僧正山遺跡	15号火葬墓	印花文碗B	無機土坑
89	公州	僧正山遺跡	16号火葬墓	陶質蓋・有縫質?	小石室か 無機土坑
90	公州	僧正山遺跡	17号火葬墓	印花文碗B・蓋	無機土坑
91	公州	僧正山遺跡	18号火葬墓	陶質蓋・有縫質?	無機土坑
92	公州	僧正山遺跡	19号火葬墓	印花文碗A・蓋	無機土坑
93	扶余	中井里唐山遺跡	1号墳	陶質碗B・蓋	無機土坑・蓋石
94	扶余	中井里唐山遺跡	2号墳	陶質蓋・大崩	無機土坑
95	扶余	中井里唐山遺跡	3号墳	陶質碗B	無機土坑
96	扶余	中井里唐山遺跡	4号墳	陶質納石	無機土坑
97	扶余	上國裏遺跡		陶質蓋・蓋・蓋石	無機土坑
98	扶余	花枝山田点	1地盤	陶質碗A	無機土坑
99	扶余	花枝山田点	2地盤	陶質碗B	無機土坑
100	扶余	花枝山田点	3地盤	陶質碗C・蓋	無機土坑
101	磐安	文山遺跡		陶質碗B・蓋	無機土坑

挿図出典

第1図：佐藤與治「三回都城研究の現状」『古代日本と朝鮮の都城』2007年より転載。一部改変。

第2・4・5図：筆者作成

第3図：註66文献より転載。一部改変。

第6図：註79文献、註5文献より転載。

第7図：小治田安麻呂墓：角田文斎「小治田安麻呂の墓」「古代文化」第31巻7号1979年、補之内火葬墓；
 細田雅昭（編）『奈良県天理市柏之内火葬墓』埋蔵文化財天理教調査団1983年、太安萬呂墓：前
 間実知雄（編）『太安萬呂墓』奈良県立橿原考古学研究所1981年、文称麻呂墓：飛鳥資料館「日本
 古代の墓誌」1977年、京森咬「文称麻呂墓」「奈良県道跡調査概報1981年度」1983年、出屋
 敷2号墓；前坂尚志（編）『出屋敷遺跡』「五條の歴史と文化」市立五條文化博物館1996年、拾生
 古墓：帝室博物館「天平地資」1937年、膳多尾崎49支群1・2号墓；桑野一帝（編）『平尾山古
 墳群－膳多尾崎49支群発掘調査概要報告書』柏原市教育委員会1989年

第8図：1：註96毛利光文献、2：奈文研「西方官衙地区的調査 第72次調査」「飛鳥・藤原宮発掘調査
 概報24」1994年、3：奈文研「石神遺跡第3次調査」「同調査概報14」1984年、4：奈文研「右
 京下条一坊西北坪の調査」「同調査概報14」1984年、5：飛鳥資料館「日本古代の墓誌」1977年

第9図：飛鳥資料館「日本古代の墓誌」1977年、国立慶州博物館「特別展 統一新羅」2003年

第10図：註9文献、註5文献、金洛中（編）『綾州伏岩里3分墳』、国立文化財研究所2001年より転載。一部改変。

第11図：国立中央博物館「特別展 統一新羅」2003年、国立中央博物館「NATIONAL MUSEUM OF
 KOREA」2005年、註100文献、国立慶州博物館「新羅の土器」1989年、姜敬淑「慶州坪里
 出土器骨董小考」「三佛金元龍教授修年退任紀年論叢」1987年より転載。一部改変。

第12図：鄭良謀はか「海閥冥王陵周辺整備報告」国立慶州博物館1985年、(財)慶尚北道文化財研究
 院「慶州甲山里遺跡」2006年、註15文献、国立慶州文化財研究所「陰城洞石室墳906-5番地」
 国立慶州文化財研究所2005年、車順晶「慶州市忠孝洞松花山王女墓火葬墓緊急発掘調査報告」
 「文化遺跡発掘調査報告(緊急発掘調査報告IV)」、国立慶州文化財研究所2009年、金鎬詳「慶

州李氏始祖誕辰記」『慶州文化』第9号、慶州文化院 2003年、国立慶州博物館「慶州寧川洞殷弘濟墓報告」「國立慶州博物館年報 1994年度」1995年より転載。

第13図：李熙潤「慶州鶴杖洞東國大構内出土歲晉器」「嶺南考古学II」嶺南考古学会 1992年、東國大学校慶州캠퍼스博物館「鶴杖洞遺跡」1996年、東國大学校慶州캠퍼스博物館「校内学生福祉施設遺跡II」「鶴杖洞遺跡IV」2004年より転載。

第14図：東国大学校慶州캠퍼스博物館「校内学生福祉館敷地遺跡I」「錫杖洞遺跡IV」2004年より転載。
一部改変。

第15回：(財)蔚山文化財研究院「蔚山校洞里 192~37遺跡」2009年、(財)蔚山文化財研究院「蔚山仁甫里忠臣墓遺跡」2008年、宋桂鉉「東萊蓬山洞古墳群收拾遺稿發掘調查報告」「博物館研究論集」2、釜山直轄市立博物館1993年、李在賢「金海人濟遺跡」釜山大學校博物館・韓國土地公社2002年、慶南發展研究院歷史文化項目「昌寧友江里古墳群」2004年、金相冕「清道郡太田郡裴陽面裴陽洞邑福寺」「考古學誌」第2期、韓國考古學會編輯委員會1990年より転載。

第16圖：(社)慶南考古學研究所「陝川濱倉里無文時代集落」2002年、姜景希「晋陽武村里伽耶墓」、(社)慶南考古學研究所「晋州博物館遺跡調查報告書」第9回晋州博物館 1994年、(社)慶南考古學研究所「晋州武村三・四時代(1)」—2004年上九軒墓。

第17图：沈奉諱（编）“同城松柏洞古墳群”东亚大学校博物馆 2005年、李撰山·愈炳夏“全州中華山洞百濟火葬墓”《考古学誌》第6輯 载同上卷美術研究所 1994年、（财）畿南文化財研究院“金泉賴岩洞追跡”2003年、東洋大学校博物馆“順興飛鳳山城周邊古墳發掘調査報告書”东洋大学校博物馆 2008年上刊转载。

第18図：註73文獻より転載。二部改変。

第 19 圖：註 5 文獻、國立扶金文化財研究所「花枝山一帶地表調查報告書」1998 年

한일 고대火葬墓의 비교연구
-일본 고대火葬墓의 采講을 둘러싸고-

小田裕樹 (오다 유키)

요지 본고에서는 일본의 고대火葬墓 개보를 분명하게 하는 것을 목적으로 한반도의 火葬墓에 대해서 구조·분포·시기에서 양상을 정리하고 일본과의 비교를 했다. 百濟에서는 骨藏器를 사용한 기종이 적은 점과 나성 내에 火葬墓가 분포하는 점이 특징이지만 종래 생각되어온 것보다도 火葬은 성행하지 않았던 것으로 보인다. 新羅에서는 新羅王京周邊에 특수한 구조를 가지는 火葬墓가 분포하는 점이 특징이고 地方에서는 王京과 다른 지역성이 분명하게 보인다. 일본 火葬墓와의 관계에 대해서 百濟의 火葬墓는 사기적인 연속성이 끊어져 있어 적극적인 평가는 할 수 없다. 한편 일본과 新羅와의 사이에는 지배층의 火葬墓의 구조를 비교하면 양국이 모두 복자의 骨藏器와 埋納시설을 채용하고 있어 직접적인 관계를 상정하기가 어렵다. 하지만 한일 모두 무덤 구조 있어 「佛教思想」과 「律令制度」가 공통의 배경으로서 존재하고 있었던 것으로 보이며, 그 근원은 중국(唐)에서 찾을 가능성이 높다고 생각된다. 일본 고대의 火葬은 律令國家의 성립기에 중국에서 선진문화의 하나로 律令制度와 불교를 함께 수용하고 律令國家에 어울리는 般法이라는 위치를 부여해서 지배층에 채용되었을 것이라 생각된다.

주제어： 火葬墓 墓構造 25성의 葬地 지역성 律令國家

Comparative Study of Cremation Burials in Ancient Korea and Japan: A Search for the Origins of Cremation in Japan

Oda Yuki

Abstract: This contribution reviews the tomb structure, distribution, and ages of cremation burials on the Korean peninsula, and makes a comparison with Japan, in order clarify the origins of ancient Japanese cremations. Baekje is characterized by a paucity of vessel types used for cremation urns, and the placement of cremation burials within the capital, but cremation is seen to have been less commonly conducted than traditionally thought. Silla is distinguished by the distribution of cremation burials with a unique tomb structure in the vicinity of the royal capital, but outlying areas are seen to have regional characteristics differing from those of the capital. With regard to connections with Japanese cremation burials, for Baekje there is a problem of temporal continuity for its cremations, and positive assessment is not possible. On the other hand, for Silla and Japan, in comparing the tomb structure of cremation burials of the ruling classes, both countries adopted unique cremation urns and burial facilities, so a direct connection is difficult to discern. But Buddhist philosophy and the *ritsuryō* legal system can be seen as common background for both situations, and sources of these are most likely to be found in Tang China. Cremation in ancient Japan was received from China, as one element of advanced culture along with Buddhism and the *ritsuryō* system, at the time of establishment of the *ritsuryō* state, and is thought to have been adopted by the elite as a mortuary practice thought suited to a state based on formal legal codes.

Keywords: Cremation burials, tomb structure, cemeteries in capitals, regional characteristics, *ritsuryō* state

古代韓半島における唐代腰帶の受容

中川あや

I. はじめに

II. 唐代腰帶の様相

III. 韓半島出土唐式腰帶の様相

IV. 韓半島における唐代腰帶具の独自性とその背景

V. おわりに～東アジアにおける唐代腰帶の受容

要旨 唐の時代、官人の服装の一部として制度化された腰帶は、周辺諸国における唐制の受容に伴って各國で導入された。身分制度に関わる装身具のうち、現在にまで形をとどめるものは、腰帶に装着された金具（腰帶具）のみと言っても過言ではなく、唐文化の拡散の様相のみならず、衣服制度の実態や、その背景にある社会情勢を垣間見ることができる稀有な遺物である。本稿では、古代韓半島において、唐代腰帶がどのように受容されたのか明らかにすることを目的とする。基礎作業として、中國出土資料と韓半島出土資料について、表金具の構造に基づいた型式分類をおこなった。それらを比較検討した結果、古代韓半島の唐代腰帶の受容は7世紀中葉頃に始まり、当初は唐同様、銅素材を主体とした腰帶具の製作をおこなっていたが、8世紀後半以降、徐々に唐とは異なる構造・形態・構成の鉄製腰帶具が増加する、という流れを明らかにした。このような状況は、統一新羅の中央政権の崩壊化と、それに伴う国家の混乱を反映している可能性がある。また、隣国日本の状況と比較すると、ほぼ同様の時期に唐代腰帶の模倣を停滞させており、唐代腰帶具は東アジアにおける唐文化の受容と展開を考える上で、注目すべき一材料であるといえる。

キーワード 腰帶 唐 韓半島 受容

I. はじめに

唐の時代、官人の服装の一部として制度化された腰帶は、周辺諸国における唐制の受容に伴って各国で導入された。腰帶は官人とともに墳墓に副葬されるケースが多く、本体は腐敗により残らないが、腰帶に装着された金属製の飾り金具（腰帶具）は、現在出土品として目にすることができる¹。身分制度に関わる裝身具のうち、現在にまで形をとどめるものは腰帶具のみと言っても過言ではなく、唐文化の拡散の様相のみならず、衣服制度の実態や、その背景にある社会情勢を垣間見ることができる稀有な遺物である。

中国以外で唐式腰帶具²の出土が確認されているのは、韓半島、日本、ベトナムなどであるが、出土数は日本が群を抜いて多い。それゆえ、日本では腰帶具を扱った研究が盛んになされ、型式変遷や生産体制、身分表象の問題まで多岐にわたる議論が展開されている。近年、韓半島においても出土数が増加し、徐々に研究が進められてきたが、どちらかというと国内資料の検討に比重が置かれてきた。しかし、韓半島の腰帶具は中国や日本と比べて多様で、自国の資料のみでの型式分類や年代把握に困難を伴う。また、隋唐日本の腰帶は、唐代腰帶の変遷に影響をうけた展開をみせており、韓半島においても同様の可能性を考慮すべきであろう。そこで本稿では、基本となる中国出土腰帶具について詳しく検討し、それを参照しつつ、韓半島出土腰帶具の位置づけをおこなう。それを踏まえて、古代韓半島における唐代腰帶の受容がどのように行われ、展開していったのかを明らかにしたい。

II. 唐代腰帶の様相

（1）文献にみる腰帶

『旧唐書』や『新唐書』、『唐会要』によると、唐で初めて衣服制が制定されるのは武徳四年（621）のことである。ただし、腰帶に関する詳細な記事は上元元年（674）が初現である³。文武官とも三品以上は金玉帶13鈞、四品は金帶11鈞、五品は金帶10鈞、六品・七品は銀帶9鈞、八品・九品は錫石帶9鈞、庶人は銅鐵帶7鈞と定められ、腰帶具の材質・數が身分によって異なった様子がうかがえる⁴。

（2）具忠唐墓出土の腰帶具

唐の官人たちが装着していた腰帶が実際どのようなものであったのかを、唐墓出土品から復原してみたい。近年、寧夏回族自治区・具忠市西郊、北郊において、腰帶具が副葬された唐墓が多数発見され、腰帶具の出土状況や構造などが詳細に報告されている⁵。この地域は唐代の靈州と呼ばれた地域にある。中原から離れた一地方の唐墓ではあるが、これほど多数の唐代腰帶具が詳細に報告された例はこれまでになく、これらを十分に検討することで、唐代腰帶具の様相の一端を窺えると考える。また、腰帶具は、中央の規制に則っ

第1表-1 呉忠西郊唐墓出土腰帶具

古年号	材質	型式	重さ (g) (平均値)	方形金具			半方形金具			銘文	状況
				個数	幅	寸法(cm)	個数	幅	寸法(cm)		
M3	銅	I	3.0	—	—	—	1	3	2.7×1.7	○	○ ×
M5		I	3.0	1 4	3.1×2.7	○	2	3	3.1×2.1	○	× ×
M8		I	3.1	2 4	2.6×2.4	○	6	3	2.5×1.8	○	×
M20		I	3.0	1 4	3.1×2.6	○	6	4	2.9×2.1	○	○ ○
M4		II	3.5	—	—	—	4	4	2.6×2.1	○	— —
M21		II	3.0	1 4	3.2×2.6	○	43	3	2.8×2.8	○	— —
M22		II	2.3	4 4	3.2×2.8	○	11	3	2.6×2.0	○	— —
M30		II	3.3	2 4	3.2×2.8	○	7	3	3.2×2.2	○	○ ○
M98		II	—	—	—	—	1	3	3.5×2.5	—	—
M9		III	5.1	1 4	2.6×2.2	○	—	—	—	—	—
M18	鉄	III	5.0	4 4	4.5×4.6	○	薄5	3	3.4×4.4	○	— ○
M80		III	12.5	1 4	3.8×3.6	○	薄3	3	4.1×3.5	○	○ ○
M89		III	10.0	—	—	—	薄3	3	4.1×3.3	○	— ○
M12		I	—	1 4	3.2×3.0	○(銘-鉄)	曲1	3	3.7×2.7	○(銘)	○ ○
M16		I	?	2 ?	3.8×3.8	○	—	—	—	—	○ ○
M29		I	9.0	1 ?	4.2×4.0	○	薄3	3	4.6×4.0	○	— ○
M44		I	—	1 4	3.6~3.8	○(銘)	薄1	3	4.0×3.5	—	— ○
M48		I	?	1 ?	4.2×4.2	?	薄1	?	4.0×4.0	?	— —
M50		I	—	2 4	4.2×4.2	?	—	—	—	—	○ ○
M51		I	12.0	3 4	4.0×3.7	?	薄?	?	4.3×4.0	?	— —
M53		I	—	1 ?	4.9×4.8	?	—	—	—	—	○ ○
M76	銅鑄 金具	I	7.0	3 ?	4.5×3.8	○	—	—	—	— ○	○ ○
M89		I	7.0	—	—	—	薄	3	3.0×2.3	○(銘)	— ○
M92		I	8.3	2 ?	4.7×4.3	—	薄2	3	4.1×3.0	—	— —
M96		I	—	3 ?	4.8×4.5	○	薄2	3	4.6×3.9	○	○ ○
M104		I	9.3	2 4?	4.0×4.0	—	薄2	37	4.0×3.0	—	— —
M105	銅鑄 金具	I	8.0	2 4	5.0×4.8	—	薄3	3	5.0×4.0	○(銘)	— ○
M13		(銅鑄 金具)	6.0	1 ?	3.3×3.6	—	—	—	—	—	— ○
M25		(銅鑄 金具)	6.6	1 4	4.1×4.1	—	—	—	—	—	— —
M99		(銅鑄 金具)	—	1 4?	3.1×1.8~	—	—	—	—	—	— —

て製作されたものが、官人たちの移動に伴って全国に拡散したと考えられるため、陶器や俑のような地域色が現れにくいと推測される。したがって、まずは吳忠西郊・北郊唐墓出土資料の分析を行ったうえで、それらと中国全土の出土資料の様相を比較し、情報を捕った上で、唐代腰帶具の全体像を復原していきたい。

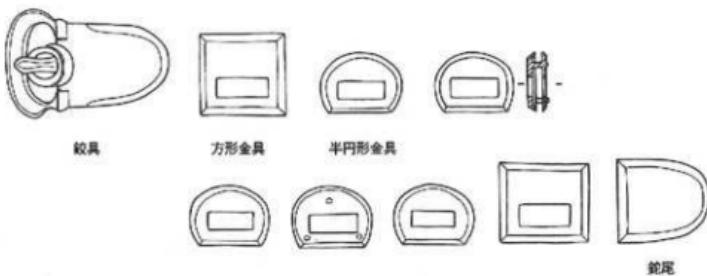
吳忠西郊・北郊唐墓はいずれも寧夏回族自治区の中部、黄河の中上流地区に位置し、いずれも東西約5キロ、南北約3キロ前後の範囲に、それぞれ唐墓120基、唐墓107基が確認された。西郊唐墓ではそのうちの30基で、北郊唐墓では同じく33基で腰帶具の出土があり（第1表）、後代の盗掘や擾乱も影響して全体的に副葬品の出土量が少ない中、陶器につ

第1表-2 呉忠西郊唐墓出土腰帶具

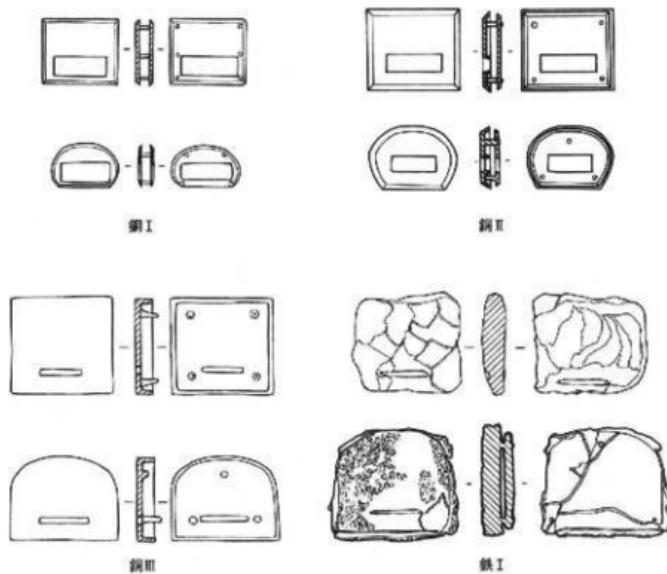
北朝型	材質	形式	年代 (年号 紀年)	方形金具			半円形金具			銘文	新規	
				個数	幅 寸法 (cm)	更年式	個数	幅 寸法 (cm)	更年式			
M2	-	I	3.0	1	4.1	3.0×2.6	○	3	3	2.7×2.0	○	- ○
M13	-	I	2.6	-	-	-	-	2	3	2.3×1.6	○	- ○
M15	-	I	2.9	-	-	-	-	1	9	2.5×1.6	-	○ ○
M57	-	I	2.6	3	4	2.6×2.4	○	4	4	2.5×2.0	○	○
M94	-	I	2.6	-	-	-	-	2	3	2.4×1.6	○	○ ○2
M95	-	I	2.8	1	4	2.6×2.3	○	5	3	2.5×1.7	○	- -
M96	-	I	3.1	2	4	2.6×2.3	○	3	3	2.4×1.2	○	- ○
M102	-	I	3.3	1	6	2.6×2.3	○	1	4	2.4×1.6	○	- ○
M120	-	I	3.3	4	4	2.6×2.4	○	2	3	2.6×1.7	○	- ○
M123	-	I	2.8	2	4	3.0×2.6	○	6	3	2.6×1.7	○	- -
M23	銅	I・II	3.0	2	2	2.7×2.1	○	-	-	-	○	
M62		I・II	2.2	2	4	3.0×2.9	○	5	3	2.8×2.2	○	○ ○
M20	銅	II	2.8	1	4	3.0×2.7	○	1・3	3	2.4×1.6	○	○ -
M59		II	3.0	-	-	-	-	2	3-4	2.8×1.8	○	○ -
M90	銅	II	3.0	4	4	3.2×2.9	○	-	-	-	○ -	
M114		II	2.7	1	4	2.6×2.4	○	1	5	2.5×2.0	○	- -
M39	銅	III	-	1	6?	3.8×3.3	○	-	-	-	-	
M48		III	8.5	4	4	3.6×3.6	○	南6	3-5	3.7×2.9	○	○ ○
M49	銅	III	8.5	-	-	-	-	南1	3	3.8×3.1	-	-
M63		III	5.5	-	-	-	-	1	17	3.3×2.5	-	-
M119-1	銅	III	6.4	19	4	3.7×3.5	○	-	-	-	○ ○	
M7		-	2.3	1	4	2.2×1.5	○	-	-	-	○	
M15	銅	I	5.1	3	4	4.5×4.4	○(銅)	南3	17	4.5×4.4	-	○
M26		I	5.4	3	49	4.8×3.8	○(銅)	南2	3	4.4×3.4	○(銅)	-
M32	銅	I	8.5	1	4	4.5×4.1	○(銅)	-	-	-	○	
M33		I	8.0	1	6	3.7×3.4	○(銅)	南1	6?	4.0×3.4	-	○ ○
M79	銅	I	-	-	-	-	-	2	9	4.8×4.2	-	○
M101		I	-	-	-	-	-	1	9	4.4×3.8	-	○
M116	銅	I	4.5	1	?	3.1×2.7	-	3	?	3.0×2.3	-	-
M71		?	?	1	?	6.4×3.2	-	-	-	-	-	
M119-2	銅 金具 (銅頭か鉄)	?	?	3	9	5.0×4.0	-	南2	9	4.7×3.3	-	-
M25		(銅頭か鉄)	7.9	-	-	-	-	南1	9	3.4×2.4	-	-
M80	金具 (銅頭か鉄)	3.0	3	5	3.0×3.2	-	-	-	-	-	-	
M83		(銅頭か鉄)	-	1	49	3.4×2.8	-	-	-	-	-	

いで腰帶具の多さが目立つ。西地区唐墓出土の腰帶具の特徴はよく似ており、それらの特徴について以下にまとめた。

- ①バックル（鉸具）、方形と半円形⁶、帶端金具（銛尾）を基本構成とする（第1図）。
- ②一本の腰帶に装着される方形金具は4個が、半円形金具は7個が最多であるが、方形金具のみ装着した腰帶もみられる。
- ③材質には銅製と鉄製がある。

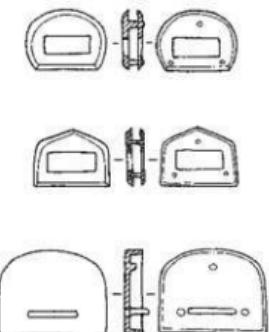


第1図 腰帶具の基本構成



第2図 兵忠出土腰帶具の型式分類 (1 : 2)

- ④腰帶具は表金具と裏金具からなり、両者で帶を挟む構造を基本とする。裏金具は表金具とほぼ同大か一回り小さい。表裏の材質は同一素材（銅-銅、鐵-鐵）を基本とするが、異素材（鐵-銅）の組み合わせもみられる。さらに、鐵製品には裏金具のないものがある。
- ⑤方形・半円形金具の下方には長方形の垂孔が設けられるが、銅製品には梢円形の垂孔も若干存在する。



第3図 半円形金具のバリエティー(1:2)

第3表 興忠出土腰帶具の年代観

墓名		型式	報告書 時期	共伴鏡 時期
北	M13	I	初～盛唐	-
北	M94	I	初～盛唐	-
西	M8	I	盛唐	-
北	M2	I	中・晚唐	-
北	M23	I・II	初～盛唐	-
北	M62	I・II	初～盛唐	I期以前
北	M59	II	初～盛唐	-
北	M90	II	中・晚唐	-
北	M49	III	初～盛唐	IV期以降
北	M48	III	中・晚唐	-
西	M18	III	中・晚唐	IV期以降
北	M61	III	-	IV期以降
西	M44	I	盛唐	-
西	M16	I	-	III期
北	M15	I	中・晚唐	-
北	M79	I	中・晚唐	-
西	M92	I	中・晚唐	-
西	M101	I	中・晚唐	-
西	M48	I	-	IV期以降

興忠西郊・北郊唐墓の時期は、初唐・盛唐と中・晚唐の二期区分しかなされておらず、墓の年代のみから腰帶具の変遷を推定するのは困難である。ただし、諸属性の相関関係（第2表・第4図）を踏まえると、銅製品はI型式からIII型式への変化の方向性を想定することができる。これを、報告書で提示された墓の年代に加え、共伴唐鏡の年代観⁷とも照

⑥腰帶具を帯に固定するための鉢には、表金具内面に設けた鉢（内鉢）と、外面から打ち付けた鉢（外鉢）がある。銅製品は内鉢を基本とするが、外鉢によって補修したものがある。鉄製品は錫化により構造がわかりにくいが、両者存在する可能性がある。

⑦表金具の構造に基づき、型式分類が可能である（第2図）

鉢I：一枚板で、0.1cm前後の厚みをもつもの

鉢II：0.2cm前後のわずかな側面をもち、前面と鉛角をなすもの

鉢III：0.5cm前後の明瞭な側面をもち、前面とほぼ直角をなすもの

鉢I：一枚板で、0.5cm前後の厚みをもつもの

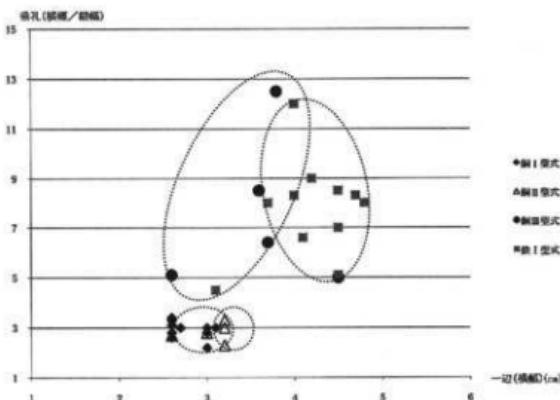
⑧長方孔の形状は、左右辺：上下辺が1対3～4前後か、1対5以上の2種類に大別できる。

⑨半円形金具の形状には、下辺のみ直線を呈するもの、下・右・左辺が直線を呈し上辺が山形に尖るもの、下・右・左辺が直線を呈し上辺のみ弧を描く蒲鉾形のものの3種類が存在する（第3図）。

⑩鉢の数は、方形金具には4本、半円形金具には3本のものが多いが、前者には6本、後者には4本、5本のものも少數存在する。

第2表 呉忠出土腰帶具各型式の属性

型式	垂孔 (横幅/深幅)	裏金具	鍔			方形	半円形	平均寸法(cm)	
			構造	方形	半円形			方形	半円形
銅	I 3~4	有 内鍔 外鍔	4~6 4 3~5	3~4	3~4~5	正	半円	2.8×2.5	2.7×1.8
	II 3~4			4~5~5	3~5		半円・山形	3.1×2.8	2.8×2.1
	III 5~			4~6	3		蒲鉾	3.7×3.5	3.8×3.3
鉄	1 5~	有(銅・鉄) 無	4~6	3	正	蒲鉾	4.5×4.3	4.3×4.0	



第4図 呉忠出土腰帶具の法量と垂孔の関係

らしあわせると（第3表）、銅I・II型式は初唐～盛唐、III型式は中唐以降におおむね位置づけることができ、想定した変遷が妥当である可能性は高い。また、鉄I型式は厚みや法量の面、蒲鉾形の半円形金具有する点で銅III型式に近いことに加え、墓・唐鏡の年代からも中唐以降に位置づけられる。したがって、吳忠唐墓出土品から推定される唐代腰帶具（方形・半円形金具）の変遷については次のように想定できる。初唐～盛唐期（唐初～8世紀前半頃）には一枚板の裏金具で大きい垂孔をもつ銅製品が製作され、徐々に側面をもち、全体の寸法も大きくなる。中唐期（特に8世紀第4四半期）以降には、より側面幅が広く、垂孔は細長く、さらに寸法が大きいものに転換する。同じころ、半円形金具の形状は左右辺が直線的になり（蒲鉾形）、それに併行して同様の法量・形態の鉄製品が出現する。鉄製品の中には、銅III型式よりもさらに法量の大きいものがみられるため、最終的に、鉄製品のみの段階が存在する可能性も考えられよう。

（3）唐代腰帶の復原

では、この吳忠唐墓資料を中国全土（渤海地域は除く）の資料と比較してみよう。これ

第4表 中国出土唐代腰带具(*は一部特殊なもの)

遺跡名	構成	材質	型式	出典
北京市「台庚史忠帶墓」	銅5・半円2・鉄3	銅・金・鉄	I*	『文物』J1991年第9期
河北省蔚縣南高頭墓	銅1・方4・半円4・鉄1	銅	III	『考古』J1967年第9期
河北省磁縣橫城武城古墓	銅飾腰帶2(2枚のみ)	銅	-	『考古』J1959年第1期
河北省雄縣越王水夫塚墓	銅1・方4・半円5・鉄1	銅	III?	『文物』J1990年第5期
河北省懷來縣寺道墓	下円2(記述のみ)	銅	-	『考古』J1993年第7期
河北省陽原侯家庄1号墓	方・半円 2・1・鉄1	銅	III	『考古』J1992年第8期
河北省蔚縣九里口墓	銅2・方6・半円10・鉄1	銅	III	『考古』J1990年第8期
江蘇省漢口墓	銅1・方3・半円3	銅・金	III	『考古』J1985年第2期
江蘇省徐州花廳M2号墓	銅1・方2	銅	-	『考古』J1997年第3期
江蘇省南京象坊村2号墓	銅帶銅5(記述のみ)	銅	-	『考古』J1966年第5期
江蘇省揚州五台山26号墓	銅帶銅2(記述のみ)	銅	-	『考古』J1964年第10期
遼寧省朝陽盆地(10点分)	銅2・方4・半円9・鉄3・鉄3	銅	I・II?	『文物資料叢刊』J6 1982
遼寧省朝陽郊外南北大沟帶墓(3基分)	銅1・方1・半円1・鉄1・鉄1	銅	I	『渤海文物』J1987年第1期
遼寧省朝陽縣腰店屯2号墳	小銅2	銅	-	『渤海文物』J1987年第1期
遼寧省瀋陽大連大街店M5	銅1・半円4・鉄1	銅	II	『遼寧文物』J1997年第1期
遼寧省本溪区3号墳	方1・鉄1	銅	I	『文物』J1997年第11期
遼寧省朝陽縣3号墳	銅1・方1・半円2・鉄2・鉄2	銅	II?	『文物』J1998年第3期
陝西省西安西苑	方11・半円4・鉄2	土	-	『考古与文物』J1990年第5期
陝西省西安東郊「鬼鍔」M37号墓	小銅14	銅	-	『文物參考資料』J1956年第8期
陝西省西安東郊店子2号墓	方1・半11	銅	-	『考古与文物』J1981年第2期
陝西省西安南部鄧家村窖藏	帶9	土	-	『文物』J1964年第2期
陝西省坊延縣板栗臺	鉄1	鉄	-	『文物』J1978年第5期
寧夏回族自治區固原市西漢墓M1	銅1・方2	銅	II	『文物』J1985年第11期
新疆自治区烏魯木齊湖古墓	帶1(方13)	銅	-	『文物』J1973年第10期
重慶市萬盛區水院子遺址	方2・半12	銅	II	『江漢考古』J2002年第3期
四川省寧南縣樂樂9号墓	方・半圓2・鉄13	銅	III	『文物』J1987年第10期
湖北省鄖陽縣石泉村唐代墓M11	銅1・方3・半円4	銅	I	『考古』J2010年第1期
湖北省荊門縣孫家村所村唐代墓M12	半円2	銅	I	『考古』J2010年第1期
湖北省武昌石首縣香爐M33	方1・半圓6・鉄1	銅	-	『江漢考古』J1985年第2期
湖北省東津木闌遺址M2	銅1・方3・半円4・鉄1	銅	II	『江漢考古』J2004年第3期
湖北省巴東縣任地M2	銅1・方1・半圓1・鉄1	銅	I	『江漢考古』J2009年第4期
湖北省襄樊樊高新区黃家村南墳4號墓	方2・半円1	鉄	-	『江漢考古』J1999年第4期
湖北省襄樊樊高漢江岸54號墓	方2・半圓4	銅	I	『江漢考古』J2000年第2期
湖北省張集杜巷窖藏M3	銅1・方3	銅	-	『江漢考古』J2009年第2期
湖南省長沙近郊25號墓	半11	銅	I	『考古』J1966年第4期
河南省上蔡縣實寶莊	銅1・半円1・鉄2	金・土	-	『文物』J1964年第2期
河南省三門峽臨潁河高唐墓M150	方1・鉄1	銅	I	河南省文物考古研究所『三門峽臨潁河高唐墓』J2006
河南省三門峽臨潁河內向墓M43	半円2	銅	I	河南省文物考古研究所『三門峽臨潁河內向墓』J2006
河南省新鄉市陳村M3	方1・鉄1	銅	III*	『華夏考古』J2004年第3期
河南省鄧州市出土墓M13	銅1・方2・半圓4・鉄1	銅	II	鄧州市文物考古研究所『鄧州芝田寶庫墓葬』J2003
山西省平定縣	銅・方・半圓・鉄 計82	銅	II?	『文物』J1981年第4期

までにおよそ40遺跡から腰帶具の出土が報告されている(第4表)。吳忠唐墓ほどまとまつた出土が見られる遺跡はなく、大体が1遺跡あたり腰帶1~2本分である。構造など詳細な部分まで不明な資料が多いが、吳忠の資料でみられた鋼I~III型式のどれもが存在し、垂孔や法量などの対応関係も共通することから、唐全体で吳忠同様の型式変遷をたどったとみてよい。相違点としては、一本の腰帶に装着される半円形金具には最多9個の

もの（陝西省西安何家村窖藏）がある点、凸形の垂孔を持つもの（河北省蔚県九官口墓）が種々存在する点などが指摘できるが、最大の相違点は材質である。中国資料を見渡したときに、鉄製品が呉忠地域以外にほとんど報告されておらず、逆に呉忠地域にはみられなかった金・銀・玉製品が陝西省、河南省を中心に出土している。これは、先にみた上元元年の衣服令から窺われるよう、上位の材質が高位の官人達に限られ、彼等が中原に集中して葬られたことを意味するのだろう。

半円形金具9個の資料が玉製で、かつ西安での出土品であることは、この想定を裏付ける。また、鉄製品が呉忠地域に偏る現象については地域性という可能性があるが、衣服令の「庶人銅鐵帶」という記載を踏まえると、鉄製腰帶が全国的に用いられていた可能性も十分にある⁸。この中唐以降にみられる鉄製腰帶具の出現が呉忠地域に限った現象なのか、全国的に敷衍できる現象であるのかは今後の資料の増加を待って判断したい。

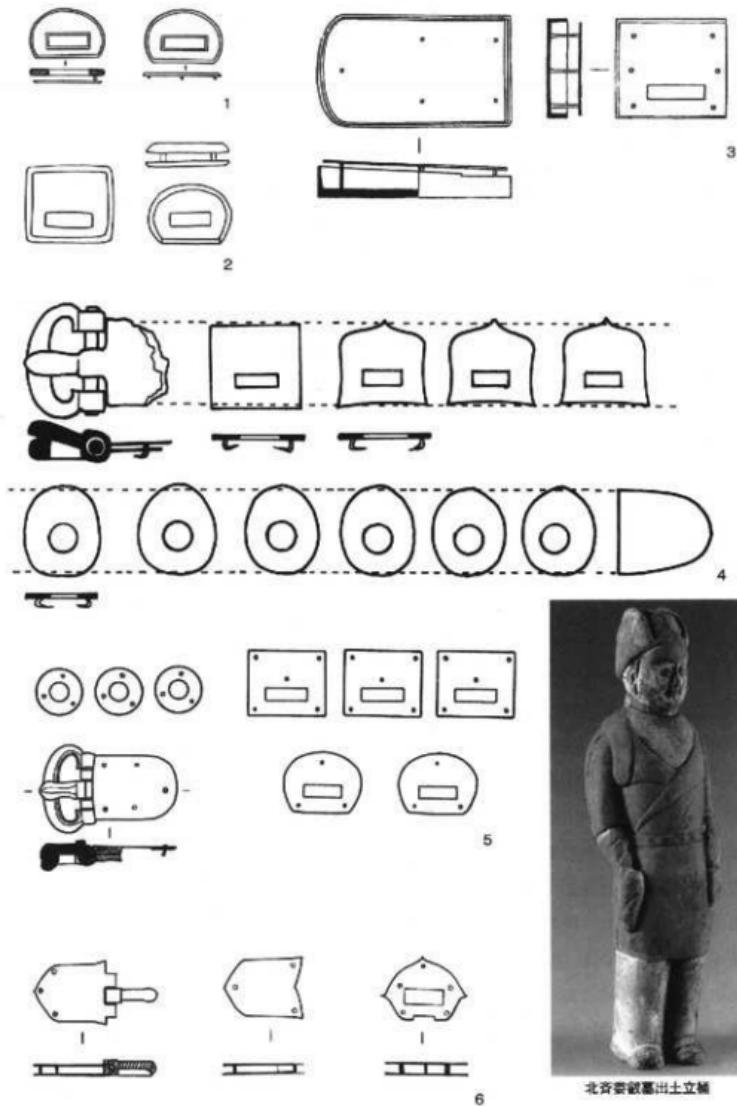
以上をまとめると、唐代の腰帶具は、呉忠地域と中原の資料を合わせることで、おむね全体像を復原することができると見える。一地域の腰帶具の形式が全土的に敷衍できるという事実は、唐代の腰帶が定型性を保って全国的に分布していたことを示していよう。

（4）唐代腰帶の粗型

ここで、唐代腰帶の粗型について考えておきたい。唐前代に位置づけられ、長方孔をもつ腰帶具の出土は数が限られる（第5表・第5図）。陝西省高陵張ト西漢墓M25⁹では、半円形金具が2点出土している。出土位置は不明であるが、追葬などの痕跡は特にみられず、墓の年代は共伴土器などから西漢初期に位置づけられている。この腰帶具も土器と一緒に副葬されたものであるならば、無文で垂孔を持つタイプの最古の出土例となる。湖北省三峽庫区宝塔河遺址六朝墓M9¹⁰では、方形金具と鉈尾があわせて12点出土している。副葬品は豊富であり、墓の年代は三国後期から西晋中期の間に位置づけられている。湖北省長陽州衙坪M1¹¹では、方形金具1点と半円形金具3点が出土している。このM1墓は盜掘にあり、兩券品がほとんど残っていないが、わずかに出土した共伴土器の年代から、興寧二年（365）紀年銘塙が出土したM12墓と同一時期とみなされている。いずれの資料も唐代腰帶具に酷似するが、例えば南北朝期に主流であったのはあくまでも有文透かし彫りで垂飾を有する腰帶具があるので、このように無文で長方孔を持つ金具を備えた腰帶がどのような位置を占めていたのかは明らかでない。

遺跡名	構成	材質	図番号
陝西省高陵張ト西漢墓M25	半円2	金	第5図1
湖北省三峽庫区宝塔河遺址六朝墓M9	方・鉈21	銀	第5図2
湖北省長陽州衙坪M1	方・半円3	銀	第5図3
陝西省安東周安食墓	方・垂9	銀	第5図4
陝西省安東周安食墓	方6・垂5	金	—
半円形金具9個	半円2・鉈3	金	第5図5
陝西省高陵張ト西漢墓M25	札・金1・鉈1	金	第5図6
陝西省西安高陵張家村M29	札3	金	—

第5表 唐前代の長方孔をもつ腰帶具



第5図 唐前代の長方孔をもつ腰帶具(1~6は1:2)

陝西省西安にある北周・安伽墓¹²では、長方孔をもつ尖頭形金具3点、長方孔をもつ方形金具1点、円孔をもつ楕円形金具6点が出土した。このほか、実物ではないが、北齊の徐顯秀墓¹³や婁叡墓¹⁴に描かれた壁画や人物像の腰帯には、垂孔をもつ金具をみてとることができる¹⁵。陝西省西安にある隋・姬威墓¹⁶では、無孔の方形金具6点、長方孔をもつ尖頭形金具1点、透かし模様をもつ方形金具1点、円孔をもつ楕円形金具2点、如意形孔をもつ円形金具が出土しているが、いずれも玉製である。寧夏回族自治区固原にあるソグド人の墓とされる隋・史射勿墓¹⁷では、長方孔を持つ方形金具3点、半円形金具2点、円孔をもつ円形金具3点、鉸具が出土している。同じく寧夏回族自治区固原の南壠隋墓M11¹⁸では、長方孔をもつ装飾的な金具5点と、鉸具、銛尾が出土している。同様の装飾的な金具は、陝西省西安鳳翔隋墓M299¹⁹でも出土している。

このように、隋前代の腰帶具の資料数は多くない。また、それらの形態も個体数の割に多様である。ここから逆にみて、定型化され、大量製作されたという点が、唐代腰帶の特徴であると捉えることができよう。

III. 韓半島出土唐式腰帶の様相

(1) 文献にみる腰帶

『三国史記』をみると、三国のなかでも新羅の衣服制については、比較的詳しい記録が残る²⁰。新羅の衣服制は法興王（6世紀初頭）の治世に初めて定められた。真德王二年（648）には金春秋が入唐して玄宗皇帝から衣帶を賜り、それ以来唐服制を採用する。文武王四年（664）には婦人の服も店制に従い、以後、衣冠は中国と同じであるという。また、興德王九年（834）には、服飾に関する禁令が出され、腰帶については、真骨は研文白玉を禁じ、六頭品は烏犀角鉄鋼を、五頭品は鉄を、四頭品は鉄鋼を、平人は銅鉄を用いるよう定められる。唐のように、身分に応じて腰帶具の数量を規定する内容はみられない。また、百濟・高句麗の衣服制については、詳細な記録がない。

(2) 先行研究

韓半島における唐式腰帶具の出土は、山本孝文氏の集成によると²¹、121本分にのぼる。出土遺跡は、統一新羅時代の墳墓が主で、他に山城や寺院址、都城などがある。これまで、韓半島の唐式腰帶に関する研究は、白杵歟²²、伊藤玄二²³、山本孝文各氏によって進められてきたが、なかでも山本氏は、出土資料の網羅的集成を土台とした総合的な分析を行い、製作技法や年代観を初めて具体的に提示した。百濟・高句麗地域において、唐式腰帶がほとんど確認されていないことや、銅製や鉄製品が大部分を占めることなど、東アジアの腰帶具を比較検討する上で重要な論点を数多く提示している。

腰帶具の年代について、山本氏は形態変遷から相対編年を組むのは難しいとし、古墳出

土器の共伴上器などを手がかりとして、①初現期（6世紀前半）、②定型・流行期（7世紀中葉～）、③定型性崩壊期（新羅末～高麗初期）という3段階の設定を行った。時代の変遷とともに変化するのは大きさと垂孔の穿ち方で、定型性崩壊期には大型化し、垂孔は鋳造時に設けておく方式から、鋳造後に切り取る方式へと変化するという。また、韓半島の唐式腰帶は中国から導入されたことは疑いないとしつつも、初現期の年代が唐代を大幅に通ること、そして初現期と定型・流行期の間に1世紀ほどの断絶が存在する（いわゆる棲岩里・皇龍寺型帶金具²³が間を埋める）ことには留意が必要で、初現期の年代は不安定であり、仮説的に提示しておくと述べる。

韓半島の腰帶具は多様であり、山本氏が述べるように形態変遷を追うことは簡単ではない。しかし、唐代腰帶受容開始の時期がはたして本当に唐代を通り得るのか、また、腰帶具の年代について形態的な変遷が追いにくい原因は何なのかなど、解決すべき問題は多い。したがって、まず、韓半島の腰帶具について改めて整理したうえで、前章で整理した中国資料の検討結果を参考しつつ、一歩踏み込んだ議論を試みたい。

（3）唐式腰帶の特徴

中国出土資料と同様に、韓半島出土腰帶具の特徴をまとめておく²⁴。

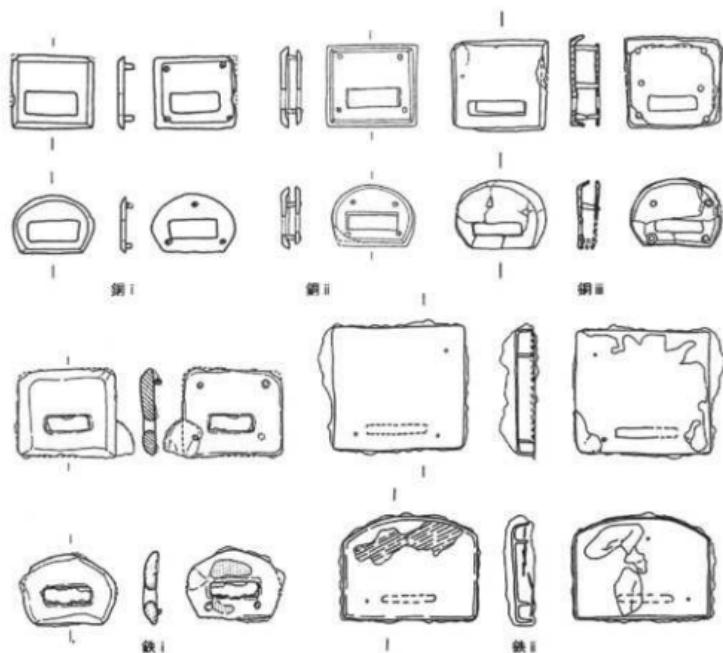
- ① パックル（鉸具）、方形と半円形、帯端金具（銃尾）を基本とする。
- ② 一本の腰帶に装着される方形金具は4個が、半円形金具は6個が最多であるが、方形のみ装着した腰帶もみられる²⁵。
- ③ 材質には銅製・鉄製があり、石製もごく少数ある。
- ④ 腰帶具は表金具と裏金具からなり、両者で帶を挟む構造を基本とする。裏金具は表金具とはほぼ同大か、一回り小さい。表裏の材質は同一素材（銅-銅、鉄-鉄）を基本とするが、異素材（銅-鉄）の組み合わせもみられる。さらに、鉄製品には裏金具を伴わないものがある。
- ⑤ 方形・半円形金具の下方には長方形の垂孔が設けられるが、銅製品には半円形の垂孔も若干存在する。
- ⑥ 腰帶具を帶に固定するための鉢には、表金具内面に設けた鉢（内鉢）と、外面から打ち付けた鉢（外鉢）がある。銅製品は内鉢を基本とするが、外鉢によって補修したものがある。鉄製品は鋳化により分かりにくいが、外鉢が基本とみられる。
- ⑦ 表金具の構造に基づき、型式分類が可能である²⁶（第6図）。

銅Ⅰ：一枚板で0.1cm前後の厚みをもつもの

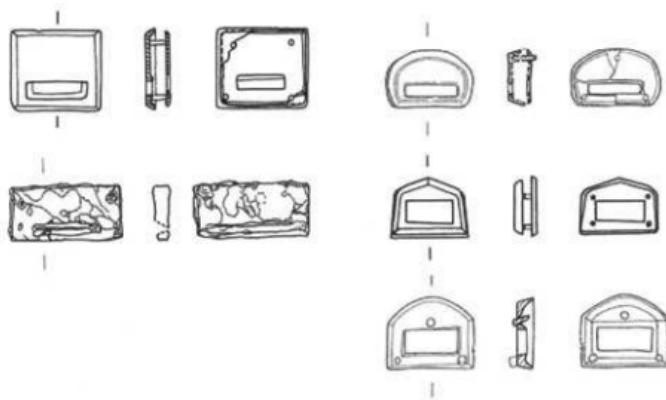
銅Ⅱ：0.2cm前後のわずかな側面をもち、前面と鈍角をなすもの

銅Ⅲ：0.5cm前後の明瞭な側面をもち、前面と鈍角をなすもの

鉄Ⅰ：一枚板で0.2~0.5cm前後の厚みをもつもの



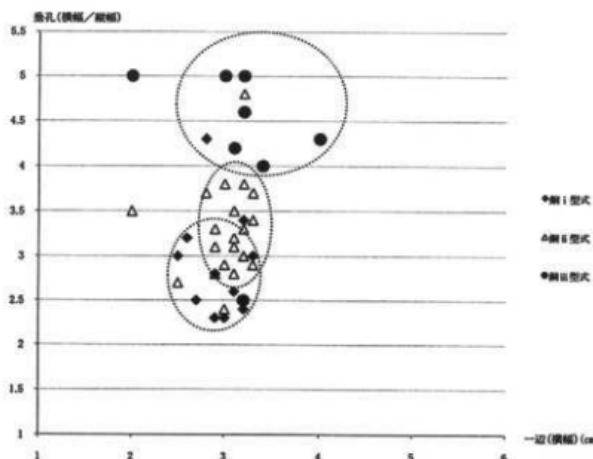
第6図 韓国出土唐式腰帶具の型式分類 (1:2)



第7図 方形・半円形金具のバラエティー (1:2)

第6表 韓國出土唐式腰帶具の型式と属性

型式	垂孔 (横幅/縦幅)	裏金具	鉢			方形	半円形	平均寸法(cm)		
			構造	方形	半円形			方形	半円形	
銅	i	2~3	有 (一部外鉢)	内鉢	4	4~6	3~4	正	半円・山形	2.9×2.4 2.6×1.8
	ii	3~4		内鉢	4	4~6	3~4	正	半円	3.0×2.6 2.6×1.9
	iii	4~5		内鉢	4	4~6	3~4	正	半円・蒲鉾	3.2×2.9 2.9×2.0
鉄	i	4~5	有・無 無?	外鉢	4	2~3~4	3	正・横	半円・蒲鉾・無	2.8×2.4 2.6×1.8
	ii	5以上		内鉢?	4	2~3~4	3	正・横	蒲鉾・無	5.2×4.0 4.0×3.5

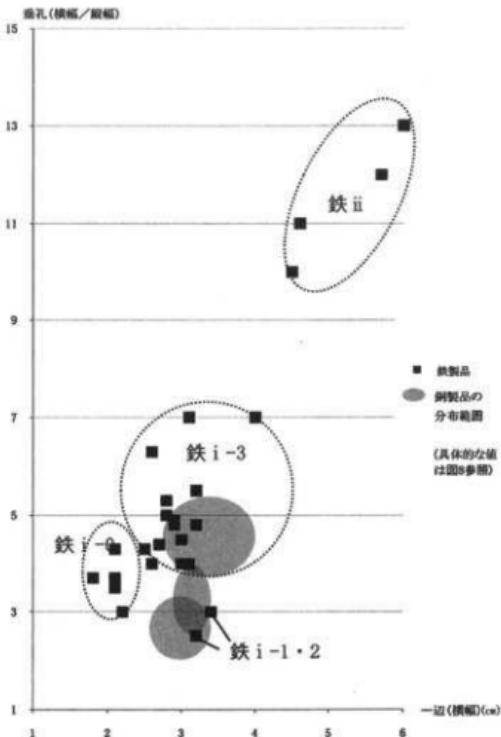


第8図 韓國出土銅製腰帶具の法量と垂孔の関係

- 鉄 ii : 0.5cm前後の明瞭な側面を持ち、前面とほぼ直角をなすもの。
- ⑧ 長方孔の形状は、左右辺：上下辺が1対2~3、1対3~4、1対4~5、1対5以上の4種類に大別できる。
 - ⑨ 方形金具の形状には、ほぼ正方形を呈するものと、横に長い長方形を呈するものの2種類が、半円形金具の形状には、下辺のみ直線を呈するもの、下・右・左辺が直線を呈し上辺が山形に尖るもの、下・右・左辺が直線を呈し上辺のみ弧を描く蒲鉾形のものの3種類が存在する（第7図）。
 - ⑩ 鉢の数は、方形金具が4本、半円形金具が3、4本のものが多いが、前者には5、6本、後者には2本、6本のものも少数存在する。

韓半島出土の腰帶具には出土状況から細かい年代を絞り込めるものが非常に少ない。ただし、諸属性の相関関係²⁸（第6表・第8図）を踏まえると、銅製品は i 型式から iii 型式へ

の変化の方向性を想定することができる。実年代については、銅Ⅱ型式に7世紀中葉～後半頃の土器と共に伴するものがあり²⁹、副葬年代の1点を示している。銅Ⅰ・銅Ⅲ型式の年代は、それぞれ銅Ⅱ型式の前・後に位置づけてよいと思われるが、具体的な手掛かりに欠ける。ただし、銅Ⅲ型式は表金具の構造や垂孔の形状が中国資料の銅Ⅲ型式に近いので、8世紀後半以降に出現した可能性が高い。また、銅Ⅰ型式も中国の銅Ⅰ型式に近いことと、先に示した『三国史記』の記事を参考にして、新羅における唐服採用時、すなわち7世紀中葉に製作が開始されたとみておく。

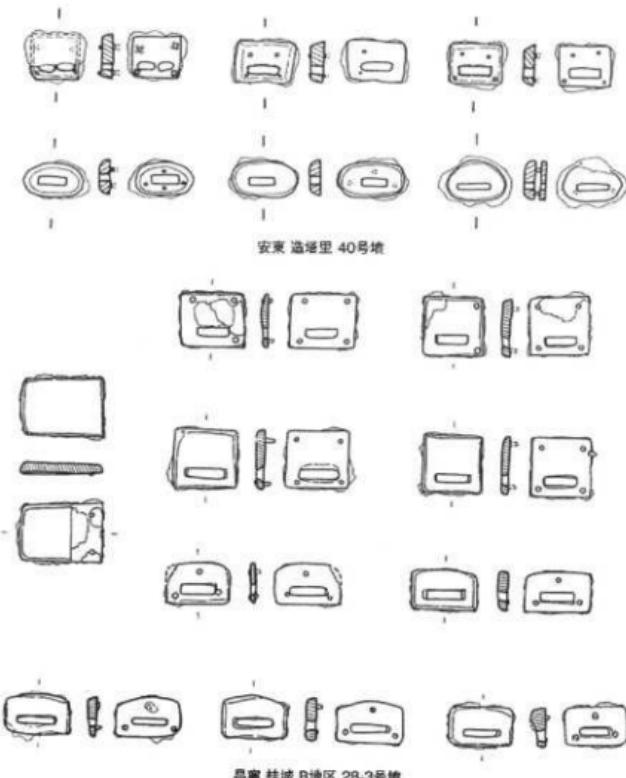


第9図 韓国出土鉄製腰帶具の法量と垂孔の関係

鉄製品は銹化の影響で本来の姿を正確に復元することが難しい。したがって、厚みや法量にバリエーションがあるにもかかわらず、それ以上の細分が容易でない。そこで、法量と垂孔に着目して銅製品の型式にあてはめるという方法をとると（第9図）、銅Ⅲ型式と近い値を示す一群（鉄Ⅲ型式とする）と、銅Ⅰ型式よりも小型の一群（鉄Ⅰ-0型式とする）に大別でき、この他に、銅Ⅰ・銅Ⅱ型式と近いもの（鉄Ⅰ-1・2型式とする）がわずかに存在するという状況がみてとれる。法量と垂孔は年代をある程度反映する属性であるので、銅Ⅰは鉄Ⅰ-1、銅Ⅱは鉄Ⅰ-2、銅Ⅲは鉄Ⅲ型式とそれぞれ併行して存在したと考えてよいだろう。

（4）小型鉄製腰帶具の位置づけ

では、銅製品と法量や形態を共有しない、鉄Ⅰ-0型式、鉄Ⅱ型式はどのように位置づけるべきであろうか。まず、鉄Ⅱ型式についてであるが、法量、垂孔の形状、表金具の構

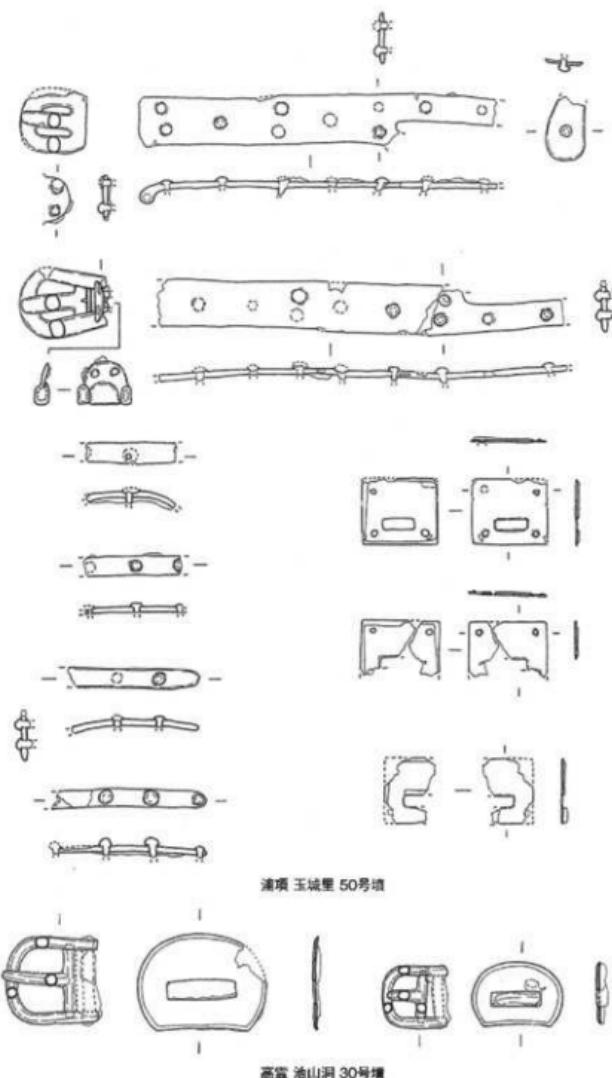


第10図 6世紀代の可能性がある鉄製腰帶具(1:2)

造、いずれの属性からも、銅Ⅲ、鉄ⅰ-3型式に後続すると位置づけて問題ないであろう。高麗時代の遺跡から出土する腰帶具には鉄ⅱ型式が目立つとも、この想定を裏付ける。

次に鉄ⅰ-0型式については、半円形金具が高さの低い蒲鉾形を呈するのを特徴とする。唐代を大幅に遡る、6世紀前半後の土器と共に伴するものが2例見られ(第10図)、これが山本氏の指摘する「初現期」腰帶の一部に相当する³⁵。果たして腰帶の開幕年代がそこまで遡るのかどうか、出土状況を再検討する余地があるのかもしれないが、そのような例が複数あることは無視できない事実である。

この鉄ⅰ-0型式を銅製腰帶具と比較すると、垂孔の形状は銅ⅱ型式に近いが、法量をみると鉄ⅰ-0型式の方が格段に小さい。したがって、属性の共有という観点から判断する



第11図 唐式腰帶具に似た形態の胡銘金具・馬具革金具 (1:2)

と、半島内の銅製品に時期的に並行する資料を見出しがたい。また中国資料をみても、法量的、半円形金具の形態的に、同様の資料は存在しない。以上の状況に共伴土器の年代を加味すると、鉄 i-0 型式の腰帶具は、唐代腰帶の受容以前に韓半島で独自に創出された可能性が高い、と結論付けるしかない。

ここで腰帶具以外の製品に目を向けて手がかりを探りたい。時期は遡るが、伽耶や新羅には店式腰帶の金具に似た形態・構造を持つ葫蘆金具や馬具の革金具が存在する（第11図）。それらを見ていると、垂孔をもつ方形・半円形金具は腰帶具に限らず、帯から何かを垂下する際に採用された、もっともシンプルな部品であった可能性が想起される。唐代腰帶の受容以前に韓半島に出現した腰帶が、長方孔をもつ方形・半円形の金具を備えたのは、そのような形態を採用する素地が国内にあったからだと理解できないだろうか。もちろん、先に見たとおり、中国の南北朝にも無文、有孔の腰帶が存在した可能性があり、それらの影響を受けた可能性も十分にあろう。したがって、多かれ少なかれ両者が融合して成立したものが、店式腰帶に似て非なる韓半島独自の小型鉄製腰帶具を備えた腰帶であったと言えないだろうか。このように考えると、この小型鉄製腰帶のうちに、樓岩寺型、皇龍寺型金具といった有文の腰帶が出現し、統いて7世紀中葉に唐代腰帶が受容される、という流れで理解することができ、山本氏も問題とした「初現期」と「定型・流行期」の1世紀ほどの断絶が解消する。今後、発掘調査の増加によって、鉄 i-0 型式の年代観が変動する可能性は十分にあるが、いずれにしても、唐式腰帶とは一線を画する可能性が高いのである。

以上をまとめると、韓半島における唐代腰帶の受容は7世紀中葉頃に始まり、当初は唐の腰帶同様、銅製品を主体とした模倣製作をおこなっていた。鉄製品も並行して少數製作されていたが、8世紀後半以降には製作数を増し、次第に銅製品を凌駕していく、という大きな流れを描くことができよう。

IV. 韓半島における唐式腰帶具の独自性とその背景

前節までにおいて、中国出土唐代腰帶具・韓半島出土唐式腰帶具の様相と、それらをめぐる状況について明らかにしてきた。双方の腰帶具を比較検討すると、構成や金具の形態、材質などが非常によく似た特徴を持つと言える。特に銅製品に関しては、中・韓いずれの資料か見分けが付かないほどである。また、垂孔や法量をはじめとする属性の変化の方向も、両国間で同様である。一方で、双方の差異の中でも特に注目されるのは、銅製腰帶具の箇数と、鉄製腰帶具の出現時期である。

まず、銅製腰帶具の箇数について、中国出土の半円形金具は3箇所を基本とするのに対し、韓半島では4箇所のものが3箇所とほぼ同数存在する。これは、帯への固定をより強

圖にしようと試みた結果とみられるが、唐代腰帶とは外見は同様であっても製作技術が異なることを意味する。換言すると、韓半島では唐代腰帶そのもの、すなわち唐製品が使用されたのではなく、半島内で模倣製作した國産品が流通していたことになる。

また、鉄製腰帶具の出現時期について、唐では中唐まで下るとみられるのに対し、韓半島では7世紀中葉と1世紀近く早い。唐代腰帶の受容開始時に、唐の材質構成までは完全に模倣せず、独自に素材の選択をおこなったのである。銅製腰帶具の表面には黒漆を塗布したもののが少なからず確認できるが、鉄製品にも同様の黒漆を塗布したとすれば、外見上区別がつかない。だからこそ、鉄を採用したのだ、とすると、その背景には、原料銅の入手が鉄よりも困難であったとか、技術的に鉄で製作した方が容易であったなどの理由が考えられよう。現時点では俄かに結論できないが、すでに6世紀前半頃、鉄製腰帶具が存在していたことを勘案すると、鉄で腰帶具を製作する技術が伝統的に存在し、それゆえ唐式腰帶の製作に際して、鉄素材の選択が比較的容易であったという可能性は考えてよいかもしない。

この他にも、鉄製腰帶具には半島独自の特徴がいくつかみられる。横に長い方形金具が存在する点（鉄i-3・鉄ii）、一枚板ではなく側面をもつ鉄製品が存在する点（鉄ii）、方形のみで半円形が伴わない腰帶が存在する点（鉄ii）などである。それぞれの特徴が出現した契機や理由については明らかにし得ないが、ここで重要なのは、これら半島独自の特徴が、特に鉄i-3・ii型式といった、鉄製品の後出型式に集中するという点である。唐代腰帶受容開始時には、材質や鉄など表面に見えにくい部分は違っても、外見的に唐のものによく似せた腰帶を作っていたが、鉄i-3・鉄ii型式が出現する段階になると、外見的にも大幅に異なる腰帶が製作されたことになる。特に、鉄ii型式は、同型式内での法量のばらつきが大きい。逆に、鉄ii型式と銅製品とを比較すると、銅製品の定型性が際立つ。

唐代腰帶の受容当初は、唐製品の模倣と、定型性が維持されていたにも関わらず、徐々に唐式からの乖離と、定型性を崩していく背景には何があったのだろうか。統一新羅では8世紀後半以降、王族内部の確執を原因とする権力闘争により、反乱の頻発、王位争奪が繰り返されたという³¹。中央政権の弱体化により、地方を舞台とする反乱もありついだ。そのような政治的な混乱が続く中、貴族達は身分秩序を越えて奢侈に耽ったようで、それを統制したものが興徳王九年（834）に出された生活全般に關わる禁令である。その令文に腰帶が含まれることは先述の通りであり、このような状勢下で、唐代腰帶の受容が続けられ、両一的な腰帶が製作されたとは到底考えにくい。韓半島における唐式腰帶の独自性は、このような国家の混乱を如実に反映した結果であると言えるだろう。腰帶具にみられる定型性の崩壊が、統一新羅政権の社会情勢を反映したものであるという解釈は、すでに

山本孝文氏によって提示されているが、本稿で試みた中国・韓半島の腰帯具の型式設定・属性比較によって、韓半島の唐式腰帯具が唐様式から乖離していく過程を具体的に描き出すことができたと考える。

V. おわりに～東アジアにおける唐代腰帯の受容

最後に、韓半島における唐代腰帯の受容について改めてまとめておく。7世紀中葉頃、唐の衣服制の受容に伴って唐式腰帯を導入し、それに装着する金具を主に銅素材によって模倣製作していた。鉄素材も選択され、銅製品と同型式の製品が製作されたが、あくまでも少数であった。8世紀後半以降には、徐々に鉄製品が主体となり、さらに唐とは異なる構造・形態・構成の腰帯具を備えた腰帯が増加する。このような状況は、統一新羅の中央政権の弱体化とそれに伴う国家の混亂を反映したものとみられる。

隣国日本でも、唐代腰帯が受容されており、その具体的な様相についてはすでに別稿で検討したことがある²⁵⁾。簡単にまとめると、8世紀初頭に唐代腰帯の受容を開始し、銅素材を用いて忠実に腰帯具の模倣製作をおこなっていたが、8世紀末以降、石製へとほぼ完全に材質転換する。材質転換した背景には、銅錢のための深刻な原料銅不足があったとみてよい。韓半島と比較すると、鉄素材の選択が積極的でなかったとみられ、唐様式から乖離する際に選択された素材が異なることは大変興味深い。

両国の様相を総括すると、ほぼ同様の時期に唐代腰帯の模倣から離れ、独自性の強い腰帯の製作を始めていると言える。それぞれの国内事情が大きく影響しているとみられるが、それに加えて、唐が安史の乱以降国力を弱めていったことも影響しているかもしれない。いずれにしても、東アジアにおける唐代腰帯の受容は8世紀後半を一つの画期として変容した、という見通しを掲げておくが、今後は渤海における唐代腰帯の様相も詳細に検討する必要があろう。さらには、腰帯という制度に関わる文物のみならず、生活、経済、宗教に関わるものなど、様々な性格の文物にまで視野を広げて、唐代文化の拡散の様相を考古学的視点から明らかにしていきたい。

謝 辞 資料の実見に際して、以下の機関の皆様のご高配を賜りました。感謝いたします。

漢陽大学校博物館、国立清州博物館、国立扶余博物館、国立公州博物館、弥勒寺遺物展示館、国立慶州文化財研究所、国立慶州博物館、東国大学校博物館、国立金海博物館。

註

- 1 腰帶には織物製や革製、飾り金具を配した革帶など様々な種類があり、日常・非日常の別や、儀式のレベルに応じて、衣服とともに取り替えられていたようである。これらのうちどこまで周辺諸国に受容されたかは不明である。本稿では、常服（官人の日常の衣服）に用いたという、長方孔をもつ金具を取り付けた革帶（環帶B。毛利光使彦「古代中国の腰帶」「文化財論叢Ⅲ」奈良文化財研究所創立50周年記念論文集、奈良文化財研究所学報第65冊、奈良文化財研究所、2002年）について着目する。
- 2 本稿において、唐で製作された腰帶は唐代腰帶、周辺諸国で唐代腰帶を模して製作されたものは唐式腰帶、と呼び分ける。
- 3 「唐会要」卷三十一章服品第「元元年八月二十一日勅」。
- 4 崇寧二年（711）には位階による材質の規定は見られるが、個数の規定がみられない（「唐会要」卷三十一「章服品第」崇寧二年四月二十四日制）。出典によっては上元元年の時点での規定がないものもあり（「旧唐書」第四十五「齊服志」）、規定の変更の記録が他にないことからも、記載漏れの可能性がある。少なくとも当初、唐が目指したもののが、材質と数による位階表示であったことは確かであるといえる。
- 5 邢夏文物考古研究所・吳忠市文物管理所「吳忠西郊唐墓」文物出版社、2006年。同「吳忠北郊北魏唐墓」文物出版社、2009年。
- 6 これまで、日本の唐式腰帶具研究においては、「後名類聚抄」腰帶解注などを根拠に、方形金具を遼方、半円形金具を九納と称してきたが、本稿で中國・韓半島資料を扱うにあたっては、当時、遼方、九納と呼ばれた腰帶具の範囲を特定することが難しいため、形態的名称を用いる。
- 7 中川あや「唐鏡の変遷」『考古学雑誌』第88巻第1号、日本考古学会、2001年。もちろん鏡は一般的の副葬品にくらべ、製作から十中に埋まるまでの伝世期間を長めに考慮する必要はあるが、上限年代は示しるのでその点で有効である。また、吳忠西郊・北郊唐墓では合葬墓が多く、腰帶具とその他の副葬品が同時埋葬でない可能性も十分にある。ただし、一つの墓からの出土遺物が少ない状況で、その可能性の検証は困難である上、後述するとおり、想定される腰帶具の型式学的変遷と共伴遺物の年代に一定の相間がみられるため、とりあえず腰帶具と他の副葬品の年代に大幅な開きはないものと判断しておく。
- 8 鋼鉄帶という規定が、銅、鐵のいずれか、というものであって、その選択に地域色が出た可能性もある。ただ、現在出土している鋼製品が、衣服令にみられる「鑑石」に相当するのか、「銅鐵」の「銅」に相当するのか判断つかないため、それ以上の結論は出せない。
- 9 陝西省考古研究所「高陵張卜秦漢唐墓」三秦出版社、2004年。
- 10 三峡湖北工作站・武汉大学考古系・巴東縣博物館「三峡庫区宝塔河遺址六朝墓葬發掘簡報」『江漢考古』2002年第1期。
- 11 湖北省清江隔河岩考古隊・湖北省文物考古研究所「伍 東漢－唐代墓葬 三 州衙坪六朝中期墓」『清江考古』科学出版社、2004年。
- 12 陝西省考古研究所「西安北周安伽墓」文物出版社、2003年。
- 13 太原市文物考古研究所「北齊徐顯秀墓」文物出版社、2005年。
- 14 太原市文物考古研究所「北齊婁寔墓」文物出版社、2004年。
- 15 一見円孔をもつ半円形金具が目立つが、長方孔をもつ半円形に見えるものもある。ただし、実態をどこまで正確に反映しているかはわからない。
- 16 陝西省文物管理委員会「西安郭家灘隋唐墓清理簡報」『文物』1959年第8期。
- 17 家夏回族自治区固原博物館「固原南郊隋唐墓地」文物出版社、1996年。

- 18 岸夏文物考古研究所『固原南塬漢唐墓地』文物出版社、2009年。
- 19 陝西省考古研究院・西北大学文博学院『陝西鳳翔隋唐墓』文物出版社、2008年。
- 20 「三国史記」卷第二十二雜志第二色服条。
- 21 山本孝文「韓國の唐式錦帶について」『古文化談叢』第52集、九州古文化研究会、2005年。
- 22 白祚 猶「韓國의 錦帶金具에 대하여」『伽倻通信』18、伽倻通信編集部、1988年。
- 23 伊藤玄三「統一新羅の錦帶金具」『伊東信雄先生追悼考古学古代史論叢』伊藤信雄先生追悼論文集刊行会、1990年。
- 24 李漢祥「6世紀代 新羅의 帶金具-「櫻岩里型」帶金具의 設定-」『韓國考古學報』35、韓國考古学会、1996年。李漢祥「7世紀 前半의 新羅 帶金具에 대한 認識」『古代研究』7、古代研究会、1999年。
- 25 出上資料の分析は、山本氏の集成と、それ以後に公表された出土資料に基づいておこなった。また、山本氏の集成のうち、高麗時代のものは嘗滅亡後のものであるので、ひとまず省いた。
- 26 撥亂などにより、蔚州時の明確な個数を推定できる資料が存在しない。
- 27 石器類については益山弥勒寺出土例しか確認されていないため、本稿では型式分類から省く。
- 28 山本氏が年代を反映するとした垂孔の穿ち方については、鋳造後に垂孔を切り取ったとみられる資料、垂孔を設けない資料がごく少数しか確認できなかったため、今後の検討課題としたい。
- 29 慶尚北道漆谷永柄里4号墳、18号墳など。慶尚北道文化財研究院・韓國道路公社「龟尾-呼瀬間京釜高速道路 漆谷區間内 文化遺蹟發掘調査報告書」2001年。
- 30 山本氏が「初期期」とした資料には、このほか蔚山早日里遺跡出土腰帶具があるが、これは内部混亂出土であるうえ、銅鋳型式に分類されるため、後代の混入と理解した方がよいだろう。
- 31 武田泰男編『朝鮮史』新版世界各國史2、山川出版社、2000年。
- 32 中川あや「金屬器の受容-唐代金属器の入手と模倣生産」「専門技能と技術」列島の古代史5、岩波書店、2006年。

図版出典

第1・2・3図：註5文献を一部改変。

第5図：註9～12・14・17・18文献を一部改変。

第6図：鋼Ⅰ 明知大學校博物館『山本地區 文遺蹟 發掘調査 報告書』1990年、鋼Ⅱ 韓國文化財保護財團『慶州市 益城洞 537-2 賃貸아파트 新築敷地 發掘調查 報告書』2001年、銅Ⅲ（財）忠清文化財研究院『大田 白雲洞、秋木洞遺蹟』2004年、鉄Ⅰ 慶尚南道・釜山大學校博物館『陜川茅浦里E地區遺蹟』1987年、鉄Ⅱ（財）湖南文化財研究院・益山地方國土管理廳『完州 葛洞遺蹟』2005年、以上を一部改変。第7図：方形 国立清州博物館・清州市『清州龍源洞古墳群 發掘調査報告書』2002年、横長 河南市・漢陽大學校博物館『二聖山城 10次發掘調査報告書』2003年、半円形・蒲鉾形 韓國文化財保護財團・大田地方國土管理廳『陰城極弓里・文村里遺蹟』2001年、山形 明知大學校博物館『山本地區文化遺蹟發掘調査報告書』1990年、以上を一部改変。第10図：慶北大學校博物館『安東 造塔里古墳群Ⅱ（'94）』1996年、釜山大學校博物館『呂寧桂城古墳群』1995年、以上を一部改変。第11図：慶尚北道文化財研究院『浦項 玉城里古墳群發掘調査報告書』2003年、社團法人嶺南裡歲文化財研究院・高靈郡『高靈池山洞30號墳』1998年、以上を一部改変。

고대 한반도에서의 唐代腰帶 受容

中川 あや (나카가와 아야)

요지 唐代에 官인의 복장 일부로서 제작된 腰帶는 주변 여러나라에서 唐制의 受容에 수반해 각국으로 도입되었다. 신분제도에 관련한 장신구 중에서 현재까지 형태를 남기고 있는 것은 腰帶에 장착된 金具(腰帶具)뿐이라 해도 과언이 아니며, 당문화의 혁신 양상뿐만 아니라 衣服制度의 실태와 그 배경에 있는 사회 정세를 엿 볼 수 있는 희유한 유물이다. 본고에서는 고대 한반도에서 唐代腰帶가 어떻게 受容되었는지 확실하게 밝히는 것을 목적으로 한다. 기초 작업으로 중국 출토자료와 한반도 출토자료를 대상으로 衣金具의 구조에 의거한 형식 분류를 했다. 그것을 비교 검토한 결과, 고대 한반도의 唐代腰帶 受容은 7세기 중엽 경에 시작되어, 당초에는 당과 같은 형식인 銅素材를 주체로 한 腰帶具의 제작을 했지만, 8세기 후반 이후 서서히 당과는 다른 구조, 형태, 구성의 鐵製腰帶具가 증가하는 현상을 분명히 했다. 이러한 상황은 통일신라의 중앙정권 약체화와 거기에 수반해 국가의 혼란을 반영하고 있을 가능성이 있다. 또 인접국인 일본의 상황과 비교하면 거의 같은 시기에 唐代腰帶의 모방이 정체했고, 唐代腰帶具는 동아시아에 있어서 당문화의 受容과 전개를 생각할 때 주목해야만 하는 하나의 재료라고 할 수 있다.

주제어： 腰帶 당 한반도 受容

The Acceptance of Buckled Belts from Tang China on the Ancient Korean Peninsula

Nakagawa Aya

Abstract: In the Tang period, buckled belts were incorporated as part of the dress code for government officials, and were introduced to neighboring countries along with the adoption of the Tang administrative system. Of personal ornaments related to the system of rank, it is no overstatement to say the only items that retain their original form are the metal fittings attached to these belts, making them rare artifacts for glimpsing not only the diffusion of Tang culture, but also the actual state of the dress code and the social conditions which stood as its background. The aim of this contribution is to clarify the manner in which Tang period buckled belts were received on the ancient Korean peninsula. As a basic task, typological classifications were conducted, based on the structure of metal fittings used on the outer surfaces of belts, for materials recovered from China and from the Korean peninsula. As a result of comparative analysis the following sequence was demonstrated: the acceptance of Tang period buckled belts on the ancient Korean peninsula began around the mid-seventh century, and at first metal fittings were made mainly of copper as in Tang China, but from the latter half of the eighth century on iron fittings, differing from Tang items in structure, form, and composition, gradually increased. This situation possibly reflects the weakening of central authority of Unified Silla, and the political turmoil that attended it. Meanwhile, comparing the situation in neighboring Japan, imitation of Tang period buckled belts was halted at nearly the same time, and thus Tang buckled belts may be called noteworthy data for considering the acceptance of Tang culture and its subsequent development in East Asia.

Keywords: Buckled belts, Tang China, Korean peninsula, acceptance of culture

古代木製食器の組成と特徴に関する検討

鄭 修 鈺

- I. はじめに
- II. 木器研究の現状と研究方法
- III. 古代木製食器の組成と特徴
- IV. 古代木製食器の変遷と両期
- V. おわりに

要旨　近年、低湿地遺跡に対する調査が活発に行われ、木質遺物が多数出土し、考古学の一分野として注目を受け始めた。その種類は、日常生活用具類や農工用具類から建築部材まで非常に多様である。本稿では、多様な木器の中でも食器類に対する検討を通して、当時の食文化を明らかにしようと試みた。木製食器類の場合、古い時期の手斧類で削って作ったものにはじまり、三国時代になると回転削りや漆塗りを施した高級な製品が生活遺跡から出土する。それらは遺跡ごとに特徴があり、製作技術や組成にも差異が認められる。特に、百濟酒批時代の中心地域であった扶余の最近の発掘調査事例を見ると、双北里等では高度な技術で製作された高杯や容器類等が出土しており、本器においても断層区分のなされていたことがわかる。製作技術の変化をみると、原三国時代までは手斧等の工具によって製作され、丸い形態よりは四角い形態の容器類が多く、全体に器壁が厚い。蓋は身部が平坦なものが大部分で、端に想いかえりのつくものが多い。漆器も出土しており、その製作技法をみると、主に黒色の漆を塗り、下地漆はほとんど施されない。三国時代になると、ロクロを利用した回転削りの技術が一般化し、胴部が丸い形態のものが主流になり、器壁也非常に薄くなる。蓋は身部が膨らんだ形態でつまみを持つ。漆器の製作技術も変化し、漆屑一朱漆屑の紙で塗られ、下地漆の使用比率が高くなり、骨粉や土粉を下地漆の材料として用いた漆器が登場する。一方、日本の木製食器類は、韓国に比べ非常に多様であり、これらとの比較検討を通して、韓国から出土した木製食器類の用途や製作技術に対する様々な答えを探すことのできる良好な比較資料を提供している。また木質遺物の中には、日本で産出する樹種が確認され、日本との交流があったことを知ることができる。このように、木製食器類の検討を通して時期ごとに差異があれば、そこから、発展のありかたや遺跡の階層化の進行の様子を知ることができ、また、当時の日本と活発な交流があったことも知ることができる。

キーワード　木製食器類　容器類　食事用　漆器　木器製作技術　食文化

国立伽耶文化財研究所

I. はじめに

木器からは、土器や石器・鉄器など他の素材の遺物と同様に、生活や社会の復元に関する多くの情報を得ることができる。例えば、日常生活で使用された農工具類・食器類・家具類・建築物だけではなく、樹皮・葉・花弁・果実類・樹液等、樹木は人間の日常生活において非常に広範囲に利用されているからである。

木製品は、そのような有用性と材料の採取や製作が容易であるという長所のために、古代、すなわち人類が道具を持ち始めた時から、石器とともに重要な道具として使用された。このため、古代人の生活、あるいは技術的側面において、木器は大きな比重を占めており、過去の物質文化の実態を把握し、生活相を具体的に研究する上で非常に重要である。しかしながら、木器という遺物の性格上、遺存状態の悪い場合が多く、低湿地のような遺跡から腐食していない良好な木器が発掘されたとしても、保存処理や保管に多くの費用を投資せねばならないという難しさもある。

石器や鉄器の場合は農具・工具・武器類等、土器の場合には容器・調理具等にその用途がある程度既定されるのに対して、木質遺物の場合、工具類・農具類から建築部材にいたるまで、非常に多様な種類のものが出土しているため、他の遺物研究と同様に個別研究資料としての研究価値が非常に高いのである。

そこで本稿では、木器の中でも食器類に分類されるものの出土事例とその特徴を検討してみることとする。また木器も、土器や鉄器等と同様に、製作技術の発展過程が観察できるため、遺跡ごとのありかたや特徴を把握することによって、古代の食卓文化の階層的・時代的な様相も合わせて明らかにしてみたい。

II. 木器研究の現状と研究方法

1. 木器研究の現状

木器は主に低湿地遺跡から多く出土しているが、これは、低湿地という遺跡の特徴として、外部の環境から腐食の進行が食い止められているためで、木器やわらじ・植物珪酸体等の遺物が良好に遺存している。そのため、低湿地遺跡や水田・水路のような遺跡の発見とともに、木器に対する研究が始まったと言っても過言ではない。低湿地遺跡の調査は、1958年に北朝鮮の平安北道做儀里（4～5世紀と推定）において、クヌギ製の席革、車輪が泥炭層から出土したことを嚆矢とする。1992年の追加発掘の結果、さらにもう1点の席革が発掘された。しかしながら、その出土量が少なく調査研究が木格化しなかったため、さほど注目されることはない。韓国では、1968年に大邱達城土城の下層泥炭層から高杯・瓦質土器・炭化木材等が発見され注目を受けた。

本格的な低湿地遺跡の発掘調査は、1975年に行われた慶州雁鶴池であり、予め低湿地であることを推測して行われた学術発掘であるという点で大きな意味を持っている。この他に昌原茶戸里、光州新昌里、務安良将里、慶山林堂、論山麻田里、扶余陵山里、咸安城山山城等においても低湿地遺跡が発見され、徐々に学界においても注目されるようになった。特に、光州新昌洞では、最古の弦楽器、縦打具、馬車付属具をはじめとして、発火具・扉・軋型・轎の柄、儀礼用木器等の多様な木器が、韓国国内において初めて出土した。これらの豊富で多様な木器の出土を契機として、韓国の先史時代文化研究において、石器・青銅器・鉄器に加えて木器が重要な研究課題となった。また、この遺跡から出土した木器について、器種分類と考古学的研究、樹種同定等の総合的な報告および研究がなされ、韓国における木器研究のひとつの基準となった。なお、最近までに木質遺物を出土した遺跡は120カ所余りに達している¹。

木器研究は、今後出土資料をさらに蓄積していく必要があるものの、土器や青銅器・鉄器と同様に個別研究を行うことが十分に可能である。実際のところ、これまで木器研究といえるものはほとんど皆無の状態であり、筆²、木製尺³など個別の遺物の説明や報告がなされる程度であった。しかし、光州新昌洞等から出土した木器に対する体系的な分類は、木器の考古学的研究に一定の基準を与えてくれた。また、2005年の湖西考古学会による「低湿地考古学」についての学術大会⁴、韓相曉・朴元圭による「百濟泗沘期 木製遺物の道具痕跡の分析」⁵、金權九の「韓半島青銅器時代の木器に対する考察」⁶など、木器の製作と利用に対する研究が行われている。最近では、牙山葛梅里で木器生産地に対する調査・報告がおこなわれたことで、木器の生産と流通に関する研究の可能性も開かれつつあるのが現状である。

2. 木器の研究方法

木器は、前述のように低湿地にある遺跡では数多く出土するものの、遺存率が低く、大部分の遺跡からは出土しないため、木器だけからその用途を推測することは非常に難しい。

したがって、用途と機能を推測する際には、① 出土状況や使用痕の観察、② 民俗事例との比較・推定、③ 模造品による使用実験、④ 出土した遺物の集成および分類などによる考古学的分析をおこなわなければならない⁷。

また、木器の製作工程の復元を通して様々な情報を得ることができる。まず、木器をその用途に応じて製作するために、それぞれに適した木材を斧で切り倒し、原木を確保しなくてはならない。一般的には、遺跡周辺に植生している樹木から原木を選択し確保する。確保した原木を製作する器種によって分けるのだが、この時点では木器各々の用途に応じた樹種の選択がおこなわれる。

各器種に用いられた樹種は、遺跡から出土した木質遺物の樹種同定を通して知ることが

でき、当時の植生を復元することも可能である。また、用途に応じて時空間的に選ばれ好みられた樹種を知ることや、さらには木材の流通状況までも類推することができる。木器の原材料は、生態系と密接に関連があり、たとえ山林資源が周辺に存在していたとしても、どこかに木材利用に適した植生が存在しなければ木器製作は不可能である。さらに、このような植生に関する情報を通して、当時の食材料・燃料・景観等といった古代人の生活相にまで様々に接近することができる。実際に出土している木器の樹種を同定してみると、器種ごとに原材料の硬さや模様が異なり、それぞれの用途ごとの特徴に合うように製作されていたことを知ることができる⁸。

個々の木器は、その用途や器種によって段階別に製作されるのだが、完成品の場合には実生活用と祭祀用に分類でき、未完成品は他の用途に転用したり、廃棄された。また、実生活品は使用後損傷すれば他の用途に用いられるか廃棄されるが、祭祀用は儀礼行為が終わった後に意図的に廃棄された。このように木器には、製作から使用、そして廃棄されるまでの多くの情報が含まれているのである。

切り出された原木は、望みの形に加工した後、さらにいくつかの段階を経るのであるが、加工段階別にみてみると、1段階は、伐採後これといった加工をせずに自然木そのまま使用するもので、杭などがあり、樹皮が残存あるいはその痕跡が残っている場合が大部分である。加工痕も端部のみに仕上げが認められ、斧で切り倒されたものがそのまま使用されるものもある。

加工2段階は、樹皮を取り除き板材や角材に単純に加工するもので、各種農工具の柄や木簡、角材、板材等がある。

加工3段階からは用途が明らかな木製品で、部材を組み合わせることにより製作することや、精密な加工が必要な木製品では穿孔・回転削り・付加的な装飾等が施される。

加工4段階は、漆を施した木製品等である。

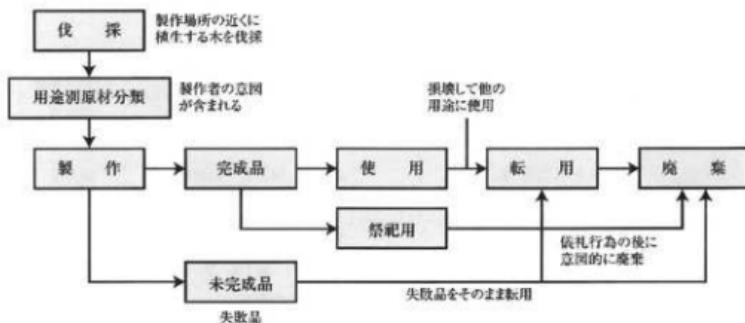
また、原木のどの部分を使用したのかについては、木製品の年輪の湾曲のありかたを観察することによって知ることができ、このことによりどのような原木のどのような部分を使用したのかを判断することができる⁹。

本稿では、多様な木器の中から食器類に対する検討を通してその種類と構造を明らかにし、さらには日常生活品と儀礼用品がどのような差異を持つのかについて見ていくこととする。

III. 古代木製食器の組成と特徴

1. 出土事例の現状

韓国国内における木器の出土事例は、前述したようにさほど多くはなく、食器類の出土



第1図 木器の製作と使用

事例もまた資料が不足気味であるため、実際のところ、時空間的な分類や分析は非常に難しい状況にある。しかしながら、最近発掘調査された遺跡やすでに調査された光州新昌洞等で出土した遺物を見てみると、遺跡ごとの特徴に応じて、分類を試みることが可能であると考えられる。

まず、これまでの出土事例をみると、初期鉄器時代から三国時代にかけて、咸安城山山城、光州新昌洞、慶山林堂、益山王宮里、扶余陵山里、釜山高村、昌寧松峴洞古墳等の遺跡から木製食器類が出土している。特に食器類の場合には、古い時期の手斧類で削ったものから、三国時代になると回転削りや漆塗りによるかなり高級な製品も生活遺跡から出土している。そして、各遺跡の特徴ごとに、製作技術や食器組成に差異がある。特に、百濟泗沘時代の中心地域である扶余における最近の発掘調査事例を見ると、扶余双北里等では高度な技術で製作された高杯や容器類等が出土しており、木器も階層区分が成されていたのではないかと考えられる。このことについては次章で取り扱うこととし、まず初期鉄器時代～三国時代における食器類の出土事例の現状を第1表および第2・3図に示す。

韓国国内において木器が出土した遺跡は、大部分が低湿地遺跡や古墳であり、これらの遺跡はいずれも木器が大きな損傷を受けにくい環境にある。また、木製食器類はその出土状況から副葬用と生活用に区分されるが、実際には器種ごとの構成の差異は大きくない。一方、日常生活で使用された木器と、副葬のために別途製作された木器のあったことが推測され、用途によって削りや漆塗り技法といった製作技法に差異のあったことがわかる。

2. 製作と使用

製作にあたってはまず、原材料の選別が行われるが、容器類の樹種の選択を詳しく見えてみると、次のとおりである。新羅時代の月城塚では、6点を分析した結果、ニレ属4点、クワ属1点、トネリコ属1点が識別された。ニレは、『三国史記』によれば、貴族が

第1表 時期別・遺跡別出土状況¹⁰

時代	遺跡名	遺物	性格
初期鉄器～原三国時代	全羅道 光州 新昌洞	皿・豆・盞等	生活用(高級)
	金海 伽耶の森遺跡	漆豆・円筒形等	副葬用
	慶尚道 巨州 栢田 札山里	漆器碗・豆等	副葬用
	昌原 茶戸里	漆器豆・四角盒・円筒形等	副葬用
	咸安 道項里	筒形木製品等	副葬用
	昌原 新方里	把手付長方形容器等	生活用
三国時代	京畿、江原 烏山 佳木洞	杓子(漆)・皿(漆)等	生活用
	原州 法泉里	环・結合漆器等	副葬用
	忠清道 扶余 宮南池	漆器・生活用品等	生活用(高級)
		さじ容器類・漆器等	生活用(高級)
		碗・皿類等	生活用
		さじ・箸・皿等	生活用
		容器類等	生活用
	扶余 双北里	盤等容器類等	生活用
	扶余 双北里 280-5番地	漆器高杯・漆器皿類等	生活用(高級)
	錦山 桜嶺山城	木製杯等	生活用
	全羅道 光州 外村	容器底部片・漆器椀片等	生活用
		漆器類等	生活用(高級)
		漆器類等	生活用(高級)
	慶尚道 延州 金領塚、鈔履塚 壺杆塚、天馬塚、皇南大塚	漆器盒・漆器小碗等	副葬用
		容器類等	生活用(高級)
		高杯・碗・漆容器等	祭祀用
		漆杯等	祭祀用
	昌寧 松峴洞 古墳群	杓子・漆器蓋・仕切り付盤	副葬用
	咸安 城山山城	漆器容器類等	生活用

家を建てる際に広く利用されていたもので、六頭品以下は家を建てる木材にニレを使用してはならないという規制があった。このようにニレは高級木材であり、月城塚から出てくる木器がすべて漆を塗っていることを見ると、一般人が使用するのは難しかったようであり、宮殿の中で実際に使用されていた貴重な木器であったことが推測される。

百濟酒波時代の出土木製容器類14点のうち、ケヤキ7点、マツ3点で、ハリギリ、トネリコ、クスギ、ハンノキ類が各1点ずつであることが明らかとなっている。ケヤキのように硬い木材に精巧な回転削りを施すためには、何よりも硬い木材を削るために刃が必要であり、こうした加工工具を製作するための高水準の技術の存在を推定することができる。

また、漆塗り木器をはじめとする容器類18点を分析した結果、ハンノキ類・ヤマザクラ類・ヤマグワ類各3点、クリ類・樹皮（推定）各2点、マシュウグルミ・ノグルミ・キリ・スルデ・アワブキが1点ずつ検出された。この中でハンノキは、材質が緻密であるが比較的柔らかく割れにくいため、容器を製作するのに適した木材である。ヤマグワ類は硬く韌性と縦曲性があるが、切削と加工が難しい樹種で、クリも硬い材質の木材であり、このような木材を加工するために木材加工技術が発達したことが推定されている¹¹。

容器類には、材質が柔らかいハンノキ類・キリ類だけではなく、ヤマグワ類・クリ類のような硬い材質の木材も利用されていたことからみて、当時の木材加工技術は相当に発達していたものと考えられる。なお、食事具類の中で、蓋や匙と箸・杓子類等に対する樹種同定の事例については、分類可能な程の報告例がないため明らかにすることができないが、容器類と同様にある程度は樹種ごとの選択性があったものと推定される。

次に製作方法について詳しく見てみると、大部分は木器を立てた時に木材の長軸方向（木が育つ方向）と木器の方向が同じになるように製作されている¹²。製作方法は、手斧等を利用して容器の内側を削りぬいた後に、刀子で仕上げたり回転削りを利用して仕上げた。回転削りは回転力をを利用して削るもので、高い熟練度が必要とされる製作技法であり、高級な容器に使用された可能性が高い。

咸安城山山城から出土した木器は、未完成品が多数を占めており、製作時の加工の痕跡がはっきりと観察できるものが多い。この事例をもとに、食事具類がどのような方法で製作されていたのかについて詳しく見ていくこととする。城山山城から出土した木器は、斧や鎌等によって原木を山から伐採した際の一次加工にともなう痕跡は観察されず、伐採した木材を整え加工する段階である二次加工の痕跡が主に観察されるため、山城内で製作されたものと考えられる。

大部分の木器の加工部位は、大きな幹や小さな枝部分を利用しているが、容器類のみは主幹部分を利用し、木目の方向に切断して加工した。道具の痕跡は、主に手斧痕が観察される。第4図①は、両側縁に鈎がつく皿状容器の内部を手斧で削りぬいた後、仕上げをせずに未完成のまま廃棄されたものである。③は皿よりも若干器高の高い容器類で、外面は手斧で全体を整え、小刀で内部を削り出して製作された未完成品である。外面に残された手斧の方の加工方向を観察することができる。容器を伏せた状態で同じ方向に整えており、刃の痕跡が3箇所観察される。④と⑤は、内外面をそれぞれ異なる方法で加工していく、④は回転削りによって、⑤は手斧や刀子などの道具類を利用して丸く削って製作している。これを見ると、容器類の仕上げ方には、2種類があったものと考えられる。②は、製作後に漆を施した皿で、鈎の上面と内面の周縁に朱漆を施すのが特徴である。これらのことから、咸安城山山城の容器類は、手斧や内側を削り出す小刀などを利用して製作さ

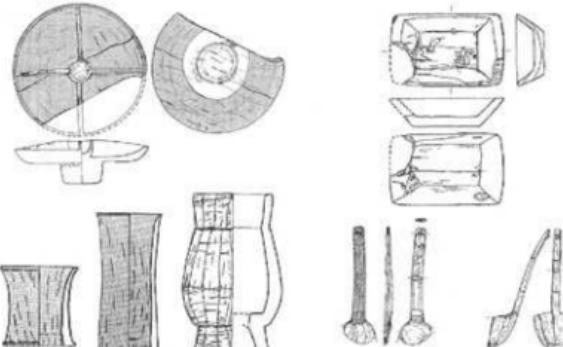
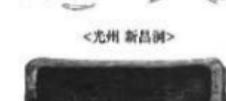
時代	兩用器
初期鉄器～ 原三国時代	 <p><呂原 茶戸里></p>
	<p>生活容器</p>  <p><九州 新昌洞></p>
	 <p><光州 新昌洞></p>  <p><呂原 新方里></p>

図2. 木器の製作と使用

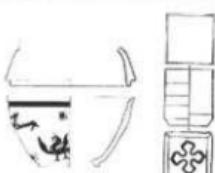
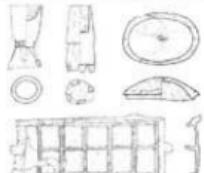
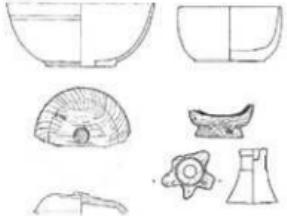
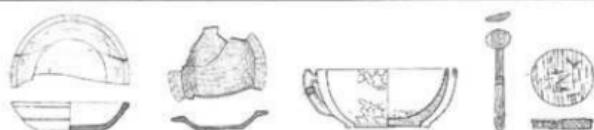
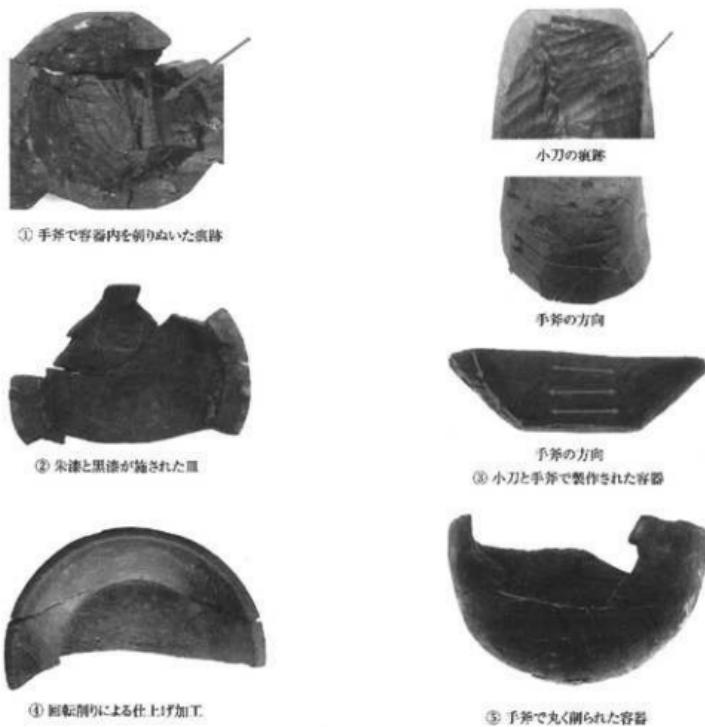
時代	副葬用
三国時代	 <p>《斐州 皇南大塚南墳》</p>  <p>《昌寧 松風洞7号墳》</p>
	生活容器（高級器種）
	 <p>《淀山 林塚》</p>  <p>《扶余 舞北里ヒョヌンドル》</p>
	 <p>《扶余 勢勒寺址》</p>  <p>《扶余 宮南池》</p>
一般生活容器	
	 <p>《咸安 城山山城》</p>

図3. 三国時代の食器類

れ、回転削りや漆塗りもなされていたことを確認することができる。

匙や杓子も出土しており、柄の部分を別作りせずに一体で製作するが、身の部分を削りだしていない失敗品や未完成品が出土しており、おおまかに元となる器形を削って完成させた後、最終段階に身を削りだしたと推定される。

以上のことから、咸安城山山城で出土した木器の製作工程において最も広範囲に使用されている道具は、手斧であったことがわかる。すなわち、不必要的木材部位を取り除く段階から、最終的な仕上げの段階まで広範囲に使用されていた。実際に工具類の出土事例を見ると、遺跡内で様々な大きさの手斧類が出土している。これ以外に容器の中には、回転削りを施すもの1点、漆を施したもの3点が出土しているものの、高度な加工技術を必要とする木器は基本的に確認されていないことからみて、山城内では水準の高い木材加工は

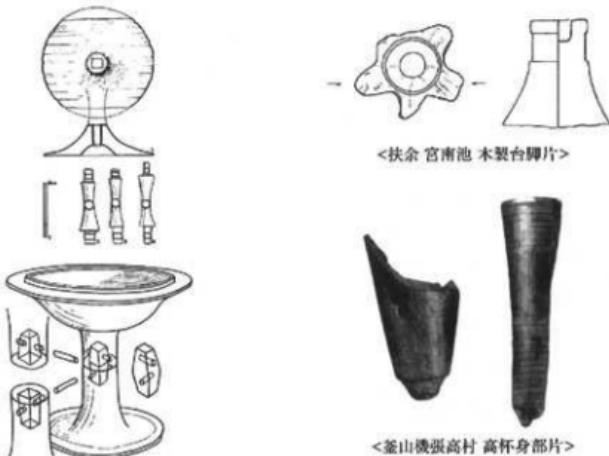


第4図 咸安城山山城出土容器類（国立伽耶文化財研究所 2008）

おこなわれなかつたと考えられる。

咸安城山山城から出土した食事具類をもとに、その製作方法を類推してみると、原材は木の主幹方向を利用して、手斧でおおまかに器形を完成させた後、容器等の内部を削り出す作業をしていたものと考えられる。さらには、ロクロのような回転力を利用した回転削りによって製作された場合があり、食器類の中では高杯類や鉢類・蓋といった器種で確認される。

また、土器と類似した形態に製作された高杯類は、その製作方法がやや特徴的で、杯部と台脚部を一体で製作する方法や、杯部と台脚部分を別々に製作して結合する方法で製作された。この相違が時期的な違いであるのかどうかはわからず、光州新昌洞から出土した漆器盤を除くと、原三国時代時代までは昌原茶戸里の高杯のように、杯部と台脚部が一体で製作されたと推定できる。三国時代に入っても二つの製作方法が共に確認され、慶山林堂や釜山機張高村から出土した高杯類のように台脚部分を別に製作し、結合する方法もさかんに行われていたものと推定できる。結合方法を模式的に示してみると、第5図のような姿であったと考えられる。第5図上にあげた模式図は、杯部と台脚部の間に付属結合具が追加されているが、台脚部の中央に溝があり、杯部の突出した凹面とかみ合わせて嵌め込むものである。扶余宮南池で出土した木製台脚部片と、釜山機張高村から出土した高杯の杯部片が、このような結合方法で製作・連結されたものと考えられる。そして、第5図の下にあげた模式図も、杯部と台脚部の間に若干異なる形態の付属結合具があるのだが、



第5図 高杯の台脚部結合模式図
(奈良国立文化財研究所 1993)

第6図 結合式高杯の出土事例

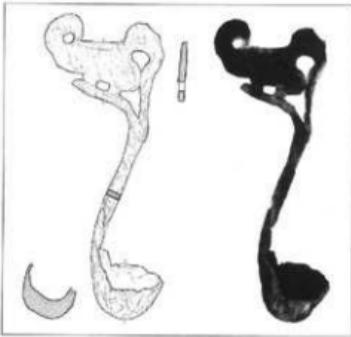
現在までの出土事例には確認することができず、今後報告される資料に期待したい。

容器類は、主に貯蔵用や食事の際に飲食物を入れる食膳用、食器類の付属具（蓋類）等として使用され、用途が祭祀用と日常用とに区分されていたこともわかる。そして木製食器類は、土器と併用されていたものと考えられる。例えば、貯蔵用や食膳用には、どちらも使用が可能であったであろうし、土器を利用して貯蔵する際に木製の蓋を使用することや、飲食物を調理する際に木製の瓶や木製の蓋と一緒に使用することもあったであろう。

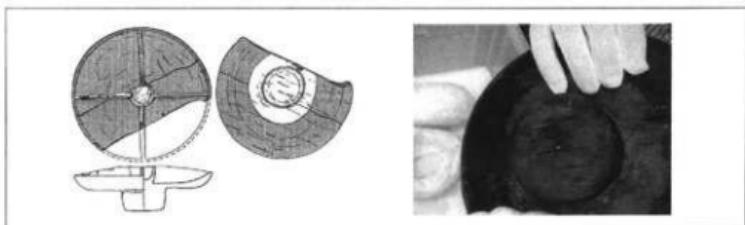
食器類の付属具である蓋類も、様々な形態のものが出土している。第2図の昌原茶戸里、光州新昌洞遺跡から出土した蓋のように、つまみのつくものもあり、第3図の扶余宮南池出土の蓋のように、土器と類似した形態のものもある。そして、慶州皇南大塚に見られるようなつまみのない盒の蓋も出土している。このような形態や製作技術の差異は、時間的そして地域的・階層的な特徴を示しているものと考えられる。本稿に示した資料だけを見ても、三国時代以前にはつまみのつく形態であったものが、その後に多様な形態が登場すると見ることもできそうである。咸安城山山城等の遺跡からもつまみのある形態の蓋が出土しており、今後より多くの資料が報告されれば、さらに時空間的な差異が明瞭になるものと期待される。

食事具は、箸や匙・杓子・しゃもし・まな板など食事や調理時に使用される道具類である。出土の状況を詳しく見てみると、光州新昌洞、牙山葛梅里、扶余宮南池、扶余陵山里、咸安城山山城等で杓子形木器・箸・匙等が出土している。特に、光州新昌洞から多様な形態の木製杓子としゃもしらが出土しており、このような例を通して、初期鉄器時代から厨房用具と共に匙が普遍的に使用されていたことが推定できる。百濟地域では扶余双北里、扶余陵山里寺址からも木製匙が箸と共に出土している。昌寧松峴洞7号墳で出土した漆塗り杓子は、柄の部分に鳥の形状をした彫刻が施されていて、副葬用に特殊に製作されたものであると考えられる（第7図）¹²。

扶余宮南池、扶余弥勒寺址などで出土した木器の中には、漆を施したもののが確認されているが、これらは上位階層によって使用されていたものと考えられる。なぜなら、ロクロによる回転削りにより精巧で器壁が薄くなるような仕上げ作業で製作されたものであり、高い水準の技術を必要とするため、一般階層には簡単に扱うことができないものであったと考えられるからである。



第7図 昌寧松峴洞7号墳出土漆器杓子



第8図 光州新昌洞出土漆器盤

漆は、堅固で丈夫な膜を形成するだけでなく、優雅な光沢とやわらかく品のある色感を持ち、防水・防腐・防虫・絶縁等の効果に優れた塗料である。漆の木から採集された漆液は、精製および加工過程を経て、木器や金属器といった耐久性を必要とする器物に装飾効果を与え、様々ななかたちで使用されてきた。

こうした漆塗り木器の製作は、漆の栽培地が限定される上に、栽培することのできる量や採集にもかなりの制約がある。またその特性上、遠距離運搬や長期間の保管が難しいため、漆器製作は特殊な集団によってなされていたと考えられている¹⁴。すなわち、専門集団によって漆器類が製作されていたと推定され、「三国史記」の記録をみると「漆典」という職官があり、国家によって直接管理されていたことが確認される¹⁵。

したがって、漆器は上位階層で使用された高級器種であったと考えられるのである。考古資料を検討してみると、副葬用や祭祀用の遺物に漆を施したもののが確認され、昌原茶戸里や慶州皇南大塚などに副葬された漆器や、祭祀用と推定される漆器を見ると、かなり華麗で精巧に製作されていたことがわかる。また、百濟の中心地であった扶余から出土した日常生活容器のうち、精巧な製作技法の遺物には漆を施すものがみられる一方で、咸安城山山城から出土した日常生活容器には、ほぼすべて漆塗りされていなかったことを確認することができる。また漆は、防湿・腐食防止・光沢等の効果に加え、接着性も持っている。本体と台脚部分を別作りで製作した木器に対しても利用されていたと推定される。ただし、光州新昌洞から出土した漆器盤の下部のように、台脚部と連結されていたと推定される部分に漆の痕跡のないことが確認される例もある（第8図）。

前述のように、食器類の中で容器は主に製作に際し木の長軸方向に製作されている。しかし、これは当時の木の利用に関連するということも考えられる。実際、容器類を木の長軸方向に直交するように切断し製作するほうが¹⁶、製作時や使用時に大きな問題がない。しかし原材から長軸方向に直交するように製作すると、削って捨てる部分が多くなる。さらに大木の主幹部分は主に建築部材や柱として利用されるため、そのような部位の使用には、ある程度制限があったものと考えられる。よって、容器類は主に柾目方向で最大限の

数を製作し、大きな容器類の場合も、高杯類のように別作りで製作し、結合する方法をとっていた可能性が高い。以上のことから、漆や大きく太い樹種の木材は、国で直接管理・供給し、製作するようにある程度制限されていたものと考えられる。

IV. 古代木製食器の変遷と画期

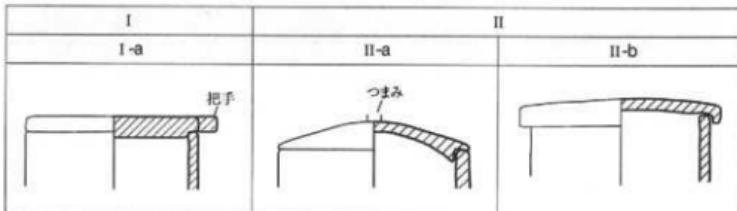
1. 木製食器の製作と組成の変遷

これまで木製食器類の出土状況、そして製作と使用に対して簡単に探ってきた。ここからは、木製食器類の製作および組成のありかたにどのような変化があったのか、土器とはどのような用途の区別をしていたのかをみていくことにしたい。まず、食器類の製作技術上の変遷を探ってみると、次のとおりである。

原三国時代までは、手斧等の工具類で製作されて、丸い形態よりは四角い形態の容器類が多い。これは回転削り技術が未発達で、工具類等で丸く製作しなければならなかったという限界のためと考えられる。全体的に器壁も厚い傾向にある。蓋は、第9図のI型式のように身部が扁平なものが大部分で、扁平なために端に把手が短く突出した形態が多い。

漆器も出土しているが、その製作技法を見てみると、主に黒漆を塗り、下地の漆はほとんど施されていなかったことがわかる。昌原茶戸里出土の漆器を分析した結果、漆に土粉を混ぜて下地漆とした後、純粋な漆を施したもののが1点あったが、大部分は下地の漆を施していなかったことが確認された。不純物が漆層に分散したものや、漆が木材組織まで浸透しているケースも確認されている¹⁷⁾。

三国時代になると、ロクロを利用した回転削りの技術が一般化し、胴部が丸い形態の器種が主流となり、器壁も非常に薄くなる。四角容器や盤容器（昌寧松峴洞、扶余双北里）も非常に精巧に製作されていて、特に原三国時代に見られたような手斧等の道具の痕跡が残っておらず、滑らかな仕上げ加工をおこない、器壁も非常に薄く製作されることが特徴である。口唇部には凹面がみられるが、やはりロクロ等の回転力を利用した仕上げ加工をしたものである。



第9図 蓋の形態と組み合せ方

また、蓋の身部が膨らみをもつ形態に変化し、つまみも認められる。第9図のⅡ型式のように蓋との組み合わせ方が変化し、以前よりも技術的に発達した凹面形態を持つことがわかる。

漆器の製作技術も変化し、漆層→朱漆層の順に塗られ、下地の漆を用いたものの占める比重が高くなり、骨粉や土粉を下地の材料に用いた漆器が登場する¹⁸。また、装飾性が増し、多様な模様を朱漆によって施すことも流行していたことがわかる。

それでは、土器とは用途のうえでどのように区分されていたのだろうか？はたして古代人にとて食器とは土器だけだったのだろうか？食器は、当時の人々の食文化・食事様式を反映しているのである。

食器類は、貯蔵具・調理具・食膳具・容器付属具・食事具等に分類できる。まず、貯蔵具は穀物・肉類・魚類等の食材を貯蔵し保管する用途もあるが、現在まで出土した資料を見ると、壺類や甕類のような土製容器が主に利用されていたということがわかる。容量が大きく容器のなかにある程度長時間貯蔵しなければならないという点から、木製貯蔵具を使用するには、制限があったと考えられる。しかしながら、三国時代になると四角容器・盒・内側に仕切りの付いた四角い器等の多様な形態の木製容器類が出土し、飲食物ばかりでなくその他にも様々なものの貯蔵用としても一部に使用されていたと考えられる。

調理具としては主に土製の炊事具が使用され、飲食物に火を通す際に調理の効率性を高めるために、木製の蓋等を利用していた可能性もある。そして現在まで、韓国国内では出土した事例がないが、木製瓶を利用していた可能性もある。韓国国内の原三国時代～三国時代の一部の遺跡では、長卵形土器の出土量に比べて瓶の出土量の比率が幾分低い場合が多いが、魚類や野菜等を蒸す際には、器高が低く広口の形態の瓶が有効であったと考えられ、実際に東南アジアのタイの一部地域では、木製と土製の瓶を併用する民俗事例がある。これを踏まえれば、木製調理具の可能性も考えておく必要がある。その他にも調理時に必要なものとして、杓子・しゃもし、細くて長い棒状木器等もある。

食膳具は、調理の前後に飲食物を盛る食器類であり、形態が最も多様で、木製・土製いずれも様々ななかたちで製作・使用されていたと考えられる。また、日常生活から儀礼・副葬等に至るまでその用途は幅広いものであったと推測され、その形態は三国時代に入ると、一層多様化した（第2・3図）。扶余弥勒寺址や扶余宮南池、扶余双北里から出土した皿・鉢・碗等の遺物は、食卓に上る食器類が多様になったことがわかる事例である。これは土器も同様であるが、三国時代の木製食膳具は、その形態が現代の茶碗やおかず皿と大きく変わらないものであることがわかる。すなわち、原三国時代から普及したカマドと、蒸すなどといった調理方法の変化とともに、食卓における飲食物も多様化し、これにともなって食膳具の形態も多様になっていったものと考えられる。

容器付属具には、調理具や貯蔵具等に使用される蓋類があり、食事具には、匙・箸等があるが、土製より木製のものが主に使用されていたと考えられる。特に食事具は、軽くて簡単に製作できる木製のものが便利だったのであろう。

2. 日本古代の木製食器との比較検討

以上、韓国で出土した木器の中でも、食器類の組成のありかた・製作技術等について簡単に見てきた。現在までに報告された出土事例をもとに分類した結果、原三国時代までは副葬品を除くと、木製食器類の形態が非常に多様であったことがわかる。特に、光州新昌洞では非常に多様な食器類が出土していることを確認することができた。そして原三国時代後期～三国時代にかけて、製作技法が非常に精巧な高級器種、あるいは皿や飲食物を入れる食器類がより多様になり、食卓文化も定着していった。

それならば、同時期の日本ではどうであったのか。日本は、韓国とは異なり木器が出土した事例が多く多様であり、木器と関連する資料集・研究論文がたえず発表されていて、少数ではあるものの研究者達が活動を継続している。日本での木器研究は、韓国と同様、1930年代に低湿地遺跡の調査を通して開始された。以降、農工具に対する研究にはじまり、次第に各器種ごとの研究が進展していき、木の材質や原材料利用のありかたに対する研究もなされている。特に1990年代になると、当時までの木器研究を足がかりにしながら、体系的な分類に基づいたしっかりとした研究の基礎が構築され、木器から社会の多様な側面を実証的に解明する方向へとまで発展するに至る¹⁹。

このような研究にもとづいて、木製食器類のありかたを見てみると、近畿地方では弥生時代中期に食器類の器種が非常に多様化し、弥生時代後期になると、高杯と鉢類は主に土製で、蓋を持つ貯蔵具や皿類は、主に木製へと器種分化が明確化した²⁰。また、木製食器類が土製食器類と併用されたことを知ることができ、調理具や貯蔵用には韓国と同様に土製のものが主に使用されており、食勝具等については、土製と木製が併用されていたことが分かる。

これは韓国の原三国時代後期から多様化していく食器類の変遷のありかたと類似しており、食器類の多様化は、調理方法や食材の多様化を意味する。このような、多様な飲食とそれに伴う食器類の発達が、食卓文化に画期をもたらしたとみることができる。

製作技法を見ると、食器類の製作方法には大きな違いはなかったように見える。多様な大きさの手斧や刀子で製作され、小枝と主幹を利用した農工具類や、主幹を利用した食器類等からみて、原材料の使用方法も大きくは違ってはいなかったことがわかる。このような木器の製作技法の中でいくつか注目される点がある。まず、高杯類の製作技法である。前章でも述べたように、杯部と台脚部を別に製作して結合する方法や、黒漆と朱漆を塗り横様の効果を出すものがみられる。そして、韓国の高杯類よりも、杯部と台脚部端部が大き

く広がる形態のものが多く発達していたことがわかる。これら日本の木器は、遺物の出土事例が少ない韓国の木器の器形や用途を理解するうえで、重要な比較対象となるものと考えられる（第5・6図）。例えば、日本の大阪府池島・福万寺遺跡から出土した漆器の高杯は、韓国国内の釜山高村から出土した漆器高杯とよく似た製作技法が用いられている。多少の時期差があるので、交流といった側面に迫るには多少資料が不足している面があり、将来多くの比較資料が出土することを期待している。

次に、製作技術の中で、回転削りについてであるが、食器類の中でも皿類の場合は何かに固定しなければ回転削りを行うのは難しい。その方法を知る糸口は、日本の奈良県平城京や大阪府大藏司遺跡から出土した皿にあった。回転削りをするために輻轂に固定していた痕跡が、皿の底部外面中央に観察でき、第10図のように十字形や菱形状に配列されているのが確認された。また、③のように不規則的な痕跡も観察されている。

以上のような製作方法は、木器製作に関わる技術のごく一部と考えられ、より多くの韓日の木器資料を観察すれば、まだまだ他の様々な製作技法を確認することができるであろう。さらに、杓子や匙や箸・しゃもじ等の食器類については、出土状態が良好でなくその形態を知ることが難しい場合も多いのだが、日本の資料との比較検討を通して用途を推定することができる。また、韓国から出土した木製の皿類に固定の痕跡を確認することはできないが、資料の調査をする際には留意して観察する必要がある。

漆工技術のひとつを詳しく見てみると、日本では木炭粉や黒炭類を漆と混ぜて塗った後、その上に純粋な漆を塗って黒く見せる方法があり、黒色の煤を漆に混ぜて塗り、その上にさらに漆を施す方法も確認されている。前者の場合には、韓国の古代漆器技法にはいまだ見つかっていないものの、中国の戦国時代初期と後漢代の樂浪墓で確認されている。後者は、韓国の昌原茶戸里から出土した漆器と類似した漆技法であることが確認された¹¹⁾。



第10図 大阪府大藏司遺跡出土皿の固定痕跡

さらに、韓國から出土した漆器の中で、日本特産のコノテガシワというヒノキの一種で製作されたものが一部確認された。現在の出土資料は、主に扶余地域で確認されており、扶余双北里跡からは漆器の箱・方形漆器・漆容器等、多様な器種が出土し、生漆・黒漆・精製漆が使用され、樹種は日本の特産種であるスギであった。さらに、食器類ではないものの、扶余宮南池では日本産のスギ材で製作された紡織具が出土している。これらの遺物は、日本との交流の過程で流入したものとみられ、当時日本との間に活発な交流があったことを知ることのできる良い資料であるといえる。

V. おわりに

以上、木製食器の組成のありかた、製作と使用等に対して簡単に探ってみた。これらを通して他の遺物と同様に、木製食器類も変化し発展してきたことを知ることができ、食卓文化の一端を不十分ながらも明らかにすることができた。

木器は、その性格上、機能や用途が明らかにならない場合が多く、完形の状態で出土しにくいため、検討には困難が伴う。また、発掘現場で出土した大部分の木器を保存処理しようとしても、物理的・時間的・経費的に困難なことも事実である。しかしながら、土器・石器・鉄器などのような遺物とは異なり、農工具類から食器類・生活用具・建築部材に至るまで、多様な用途に利用されている素材である。したがって、他の遺物研究と同様に、個別研究資料としての研究価値が非常に高いといえる。木器を観察する観点を多角的にすれば、生産・流通システムや階層化等の社会的側面、文化伝播、山林資源の活用方法の変化など、木器から解明できる範囲は広がっていくことであろう。

このような木器研究の重要性を認識し、木器自体を対象にした研究や生産・流通論等についての研究は、今後の課題といえる。そして、山林生態に関する知識をもった植物学者と発掘現場の歴史的意味を熟知している考古学者が、用語と知識を共有することで、今後より発展的な木器研究が可能になるものと期待する。

註

- 1 国立伽倻文化財研究所『韓国古代木器』国立伽倻文化財研究所研究資料集第41集、2008年。
- 2 李健茂「茶戸里遺跡出土吳(竿)에 대하여」『考古学誌』第4期、韓國考古美術研究所、1992年。
- 3 李康承「百濟時代의 자에 대한 연구 -扶余·双北里遺跡出土 자를 중심으로-」『韓國考古學報』第43集、韓國考古学会、2000年。
- 4 湖西考古学会『低湿地考古学』2005年。
- 5 朴昌立·呂昌吉「百濟·濟州期 木製遺物의 遺存痕跡 分析」『韓國考古學報』55、2005年。
- 6 金權九「韓半島 青銅器時代 木器에 대한 考察」『韓國考古學報』第67集、韓國考古学会、2008年。
- 7 奈良國立文化財研究所『木器集成圖錄－近畿原始篇－』奈良國立文化財研究所史料第36輯、1993年、p.3。
- 8 国立伽倻文化財研究所『韓国古代木器』(前掲註1)。
- 9 国立伽倻文化財研究所『韓国古代木器』(前掲註1)。
- 10 現在までに発見された報告書及び現場説明会資料集にもとづいており、現在発掘調査中の遺跡やまだ未報告の遺物があるため、今後資料は増加することが期待される。
- 11 国立伽倻文化財研究所『韓国古代木器』(前掲註1)。
- 12 麗山林堂洞低湿地から出土した容器類の様に、これとは異なり長軸方向と直交する横方向に製作された事例もある。ただし、大部分の場合には長軸方向に製作されている。
- 13 昌寧松原洞7号墳から出土した漆器杓子に彫刻された鳥模様が注目され、鳥は古代から地と天、人間と神を連結する役割をしたとみられている。このため鳥を形象化した鳥形木器は儀礼用に用いられたと推定される。これまで咸安山城、牙山葛梅里、扶余宮南城、論山麻田里、河南二聖山城などで出土しており、木路、井戸、農耕などと関連した遺構で主に儀礼用として使用されていたことがわかっている。
- 14 国立中央博物館『古代韓·今·ナラ·茶戸里』2008年。
- 15 「漆典·景德王改為飾器房 後復古(漆典は景德王代に改めて飾器房としたが、後に旧称に復した)」『三国史記』卷第三十九、雜志第八職官中
古代から漆は重要で特に取り扱われ、統一新羅時代には漆典という職官があって、景德王代には飾器房と呼ばれ、高麗時代にも軍器監に漆匠、中尚署に螺鈿匠と漆匠を配置している。朝鮮時代には工曹の山澤司が漆器を掌管し、漆匠と螺鈿匠を工曹の尚衣院におき、軍器寺に漆匠を配置し、地方官衙においては郡邑の機間に漆匠を配置した。また高麗文宗10年には各地方官に漆を徵用するようになされ、宜宗5年には漆稅として漆を徵収する制度を定めました。その用途としては各種武器類及び弓矢などに最も多く用いられ、朝鮮時代には楽器類、祭器、国家の儀礼用品、衣装、建造物、食器、装飾品などに使用範囲が広がった。
- 16 麗山林堂洞低湿地で木の長軸方向と直交する方向に製作された事例が確認されているが、これは小さい容器であるために、太い木で製作された可能性もある。
- 17 李龍熙「茶戸里遺跡出土漆器遺物의 漆技法 特徴研究」『茶戸里遺跡発掘成果와 課題-茶戸里遺跡発掘20周年 国際学術シンポジウム』国立中央博物館、2008年。
- 18 李龍熙「茶戸里遺跡出土漆器遺物의 漆技法 特徴研究」(前掲註16)。
- 19 国立伽倻文化財研究所『韓国古代木器』(前掲註1)。
- 20 長友朋子「弥生時代の食器組成の変化と食器生産」『木·ひと·文化~出土木器研究会論集~』出土木器研究会、2009年。
- 21 李龍熙「茶戸里遺跡出土漆器遺物의 漆技法 特徴研究」(前掲註16)。

参考文献

【韓国語】

- 高麗人学校考古環境研究所『牙山 萬梅里(Ⅲ区域)遺跡』2007年。
- 国立慶州文化財研究所『月城城子 発掘調査報告書Ⅱ』2004年。
- 国立慶州文化財研究所『月城城子 発掘調査報告書Ⅲ－考察－』2006年。
- 国立扶余文化財研究所『王宮里発掘調査報告V』2006年。
- 国立扶余文化財研究所『宮南池 発掘調査報告書』1999年。
- 国立扶余文化財研究所『宮南池Ⅱ－現宮南池 西北辺一帯－』2001年。
- 国立扶余文化財研究所『宮南池Ⅲ 南辺一帯 発掘調査報告書』2007年。
- 国立扶余博物館『宮南池』2007年。
- 国立昌原文化財研究所『昌寧 松峨洞古墳群6・7号墳 発掘調査概報』2006年。
- 国立昌原文化財研究所『咸安 城山山城』1998年。
- 国立昌原文化財研究所『咸安 城山山城Ⅱ』2004年。
- 国立昌原文化財研究所『咸安 城山山城Ⅲ』2006年。
- 文化公報部 文化管理局『羅鷺池発掘調査報告書』1978年。
- 文化財管理局 文化財研究所『皇南大塚 南坡発掘調査報告書』1994年。
- 文化財管理局 文化財研究所『皇南大塚 北坡発掘調査報告書』1985年。
- 文化財研究所・慶州古墳発掘調査団『月城城字発掘調査報告書Ⅰ』1990年。
- 東亞細亞文化財研究所『釜山高村 宅地開発事業地区内文化遺跡発掘調査現場説明会』2008年。
- 東亞細亞文化財研究所『昌原 芳里遺跡』2009年。
- 嶺南考古学会「発掘調査現状－慶山 林堂 低湿地遺跡 発掘調査」『嶺南考古学』第21集、1997年。
- 李健茂 他「昌原茶戸里遺跡発掘調査進展報告（Ⅰ）」『考古学誌』第1輯、韓國考古美術研究所、1989年。
- 李健茂 他「昌原茶戸里遺跡発掘調査進展報告（Ⅱ）－第3・4次発掘調査概報－」『考古学誌』第3輯、韓國考古美術研究所、1991年。
- 李健茂 他「昌原 茶戸里遺跡発掘調査進展報告（Ⅲ）－第5次発掘調査概報－」『考古学誌』第5輯、韓國考古美術研究所、1993年。
- 趙現鏞 他「光州 新昌洞 低湿地遺跡」Ⅰ、国立光州博物館、1992年。
- 趙現鏞 他「光州 新昌洞 低湿地遺跡」Ⅱ、国立光州博物館、2001年。
- 趙現鏞 他「光州 新昌洞 低湿地遺跡」Ⅳ、国立光州博物館、2002年。

【日本語】

- 奈良国立文化財研究所『木器集成図録－近畿古代篇－』奈良国立文化財研究所史料第27冊、1984年。
- 出土木器研究会「木・ひと・文化～出土木器研究会論集～」2009年。
- 滋賀県立安土城考古博物館『王様と木製威信具－革張なる古代木匠の世界－』2005年。
- 聖蔵文化財研究会・第39回研究集会実行委員会「古代の木製食器－弥生期から平安期にかけての木製食器－」1996年。

古代 木製 食器의 組成과 特徴에 대한 檢討

정 수 옥

요지 최근 저술자유적에 대한 조사가 활발히 이루어지면서 목기유물이 많이 출토되면서 고고학에서 한 분야로 주목받기 시작했다. 그 종류는 일상생활구류나 농공구류부터 전속부채들까지 매우 다양하다. 이에 본고에서는 다양한 목기유물 중에서 식기류에 대한 검토를 통해서 당대의 식탁문화에 대해 살펴보고자 하였다. 목제 식기류의 경우, 이론 시기의 자귀류의 깎기 방식에서 삼국시대에 이르면 돌려깎기나 웅침 등 상당히 고급화된 기종들이 생활유적에서 출토되고 있다. 그리고 유적별 특징에 따라서 제작기술이나 식기 조성에서 차이점이 나타나고 있다. 특히 백제 사비서대 중심지역인 부여의 최근 발굴조사 사례를 보면 부여 쌍복리 등에서는 고급화된 기술로 제작된 고배나 용기류 등이 출토되고 있어 목기유물에서도 계층별 구분이 이루어졌던 것으로 보인다. 제작기술의 변화양상을 살펴보면 원삼국시대까지 자귀 등의 공구류로 제작하고 있으나, 동근 형태보다는 사각형태의 용기류가 많고, 전체적으로 기박이 뚜꺼운 편이다. 푸껑은 배신부가 평평한 것이 대부문이고 가장자리에 손잡이가 짧게 둘둘된 형태가 많다. 칠기도 출토되었는데, 그 제작 기법을 살펴보면, 주로 흑색 칠을 발랐으며, 바탕칠은 거의 이루어지지 않았다. 이후 삼국시대에 들어서면서 녹도를 이용한 돌려깎기 기술이 잇박화되어 통체부가 둥근형태의 기종이 주류를 이루며, 기박도 매우 알아진다. 푸껑은 배신부가 불룩하게 둘린 형태이고, 푸껑의 짜지가 있다. 칠기의 제작기술도 변화된 형태가 나타나는데, 웅침증-주침증 순으로 발랐으며, 바탕칠이 차지하는 비중이 높아지고 값분이나 토분이 바탕칠의 재료로 사용된 칠기가 등장하고 있다. 한번 일본의 목제 식기류들은 우리나라에 비해서 매우 다양하게 출토되고 있음을 알 수 있는데, 이러한 다양한 목제식기류의 비교검토를 통해 우리나라에서 출토되고 있는 목기유물들의 용도나 제작기술에 대한 해답을 찾을 수 있는 좋은 비교자료를 제공하고 있다. 또한 유물들 중에서는 일본 특산수종이 확인되어 일본과의 교류가 있었음을 알 수 있는 좋은 자료이다. 이와 같이 목제 식기류의 검토를 통해서 시기별로 차이가 있으나, 그 안에서 발전양상이나 유적별 위계화가 이루어졌음을 알 수 있었으며, 당시 일본과의 활발한 교류가 있었음을 알 수 있다.

주제어 : 목제 식기류 용기류 식사구 칠기 목기제작기술 식탁문화

Examination of assemblage and features of ancient wooden dishes

Jung, Su-Ock

Abstract: This study took examination for ancient wooden dishes. Having been unearthed from ancient living sites, high qualified-spinnig cut, lacquered-wooden dishes are getting more attention in these days. Making techniques and assemblage sets seem diverse according to each sites. Based on the case of excavation in Ssangbukri, Buyeo where had been centre region of Baekje, wooden dished seemed to got hierarchical rules in production. Wooden dished produced until proto-three kingdom age got early features involving adz using, rectangle shape, thick body, flat cover, and short knobs. Lacquered dishes were also produced in the way of painting black lacquer having no foundation coating. After that, round shape, thin body caused by using wheels in making process appcared in three kingdom age. Cover dishes have round body and knob. Lacquered wooden dishes had changed in making techniques; painting black-red order, rising ratio of foundation painting using bone or earth. In the case of Japan, ancient Wooden dishes known until now are more various than that of Korea and this could help in examining wooden ware unearthed from Korean peninsular. Wooden dishes that are made of exclusive tree species of Japanese were also excavated in Korea. That could make study about interaction between Korcan peninsular and Japanese archipelago. Through the examining of wooden dishes, it could be suggested that there were diachronic transition in making techniques, hierarchical rules in production, and also interaction between Korean peninsular and Japanese archipelago.

Keywords: Wooden eating utensils, Wooden containers, Eating tools, lacquerware, Wooden tool making technique, Table manners

日韓における6～7世紀の瓦の関連性についての検討 －平瓦を中心として－

李 仁 淑

I. 序 言

II. 韓半島の6～7世紀における平瓦研究史

III. 日本遺跡出土の6～7世紀における瓦

IV. 日韓瓦の関連性

V. 結 語

要 旨 百済の瓦博士によって成立した日本の飛鳥時代における初期瓦の技術は、九州地域や関東地域に影響を及ぼし、この時期から、瓦製作技術は日本各地に展開し、ある程度変容していった。そこには明らかに韓半島の造瓦技術が反映されていたであろう。本稿は瓦博士の渡来時期である588年を基準とし、日本で造瓦技術が完全に上若化する前段階である6～7世紀の近畿地域と九州地域の瓦窯跡出土瓦に反映される高句麗、百済、新羅の平瓦製作技法の把握を試みた。その結果、韓半島と日本の平瓦の属性が完全に一致する遺跡はみられなかった。ただ、近畿の半野山瓦窯、栗栖野瓦窯では、百済や高句麗と色調、素地、瓦桶、分割界線の粗細など、4つ以上の属性が共通しており、それぞれ百済、高句麗の平瓦製作技術との関連性がうかがえる。また、九州の神ノ前2号窯跡をはじめとした7世紀前半の遺跡から出土する瓦は、平行叩き、格子叩きが多くみられ、粘土絹作りと粘土板作りの両者、瓦桶を用いて製作するものと瓦桶を用いずに製作するもの両者がそれぞれ確認されており、同時期の新羅平瓦の様相と最も類似する。一方で、幡枝元福荷瓦窯と隼上り瓦窯出土平瓦は高句麗や百済、新羅と同一の属性がすべて1、2点に限られるため、現状ではいずれの国とも関連付けることは難しい。本稿では、古代日韓における瓦の関連性について平瓦を中心に検討を試みたが、多くの限界と問題が浮き彫りになった。韓半島と日本の初期瓦に対する筆者の理解不足もあり、本文では韓国内で断片的に紹介されてきた日本初期の軒丸瓦と平瓦を一括遺物として紹介することに重点を置いた。現状では、平瓦のみから韓半島と日本との造瓦技術の影響関係を検討するには多くの限界がある。これを解決するためには、高句麗、百済、新羅の瓦を遺跡別、地域別に細密に検討する必要がある。また、瓦製作技術の影響関係を把握するために有効な属性がどのようなものであるかに対する、真摯な検討が要求される。

キーワード 韓半島 日本 軒瓦 平瓦 関連性

I. 序 言

『山本書紀』には、百濟から派遣された「瓦博士」などが飛鳥寺を創建したという記録がある。この記録にみられる両国間の瓦の影響関係に対する研究は、百濟と日本の初期軒丸瓦の文様と製作技法などの比較を通してすでに立証されている。ところで、飛鳥寺軒丸瓦の文様のなかには、単純に百濟の影響を受けたもののみが出土したのではなく、新羅、高句麗の影響を受けたものもある。高句麗の文様モチーフを有する軒丸瓦の場合には、高句麗系なのか、新羅系なのか、あるいは高句麗の影響を受けた百濟系であるのか、その判断が困難なものもある。

韓国における初期瓦についての研究は瓦当文様を中心として行われてきたが、最近では平瓦の製作技法に対する研究へと転換している。瓦当文様は、高句麗、百濟、新羅の文様がそれぞれ定義されているが、新羅の場合、高句麗や百濟の影響を受けたもの、新羅で独自に発生したものなど、多少複雑である。平瓦の製作技法に関しては各國の技法が定義されているが、高句麗、百濟、新羅のいくつかの遺跡で多様な様相が確認されており、三国における瓦の特徴をそれぞれ明確に定義することは困難な状況にある。

ところで、日本の瓦生産体系は百濟からのシステム導入によって形成された¹と考えられている。そうであれば、明らかに日本の初期瓦は瓦当のみならず、半瓦においても百濟的な要素を確認することができるであろう。また、前述したように、日本に高句麗系や新羅系の瓦当があるとすれば、そのような半瓦も存在する可能性があるであろう。にもかかわらず、日本では瓦当に比べて出土量が多い平瓦に対する報告や議論は不足している。

よって、ここでは、日本で瓦製作技術が導入される6世紀中葉から、韓半島で三国が統一される7世紀中葉までの軒瓦と半瓦を主な検討対象とする。ただし、新羅瓦の開始年代に対する議論と、三国統一後にも存在した三国の瓦製作技術の期間を考慮し、対象時期を6～7世紀とした。地域としては、韓半島の影響を受けた初期瓦が現れる近畿地帯と九州地域に限定した。日韓間の造瓦技術の影響関係を検討するには、多様性が存在する消費地より、多様性が少なく使用期間が短い生産地の資料が適切であると判断し、主に日本の瓦窯から出土した瓦を対象とした。

本稿では、まず韓国における平瓦研究の成果を整理して、三国の平瓦の特徴を確認する。その後、日本の各遺跡から出土した軒瓦と半瓦の特徴を詳しくみていくこととする。このような過程を通して、三国と日本の半瓦の属性を比較し、日本の初期瓦出土遺跡が、三国のうちどの国と関係があるのかを検討することとする。最後に、以上の内容を簡単に要約し、今後の課題について言及する。

II. 韓半島の6～7世紀における平瓦研究史

1. 高句麗の平瓦

韓半島南部の高句麗瓦は、瓠蓋古墳、堂捕城、阿末城など主に臨津江流域を中心とし、紅蓮峰などの漢江流域からも出土している。中国や北朝鮮から出土した瓦は、最近図録や報告書などに紹介されているが、資料観察の限界上、高句麗瓦研究は韓半島南部地域出土品に偏っている。シムダングンジュや白種伍、崔孟植の研究が代表的である²。

6世紀以後の高句麗瓦をみると、平壤城期には赤色系統が大部分であり、黄褐色と灰青色もある。平瓦は隅丸のものが一般的で、丸瓦は行基式である。凸面文様は丸瓦は無文、平瓦は繩文が多く、これ以外に格子文、鉛垂文などがある。凸面の叩き調整は短板、または中板叩き板を利用した横方向の叩き方法を採用した。丸瓦の模骨は主に円筒形で、平瓦の桶は模骨桶である。模骨の幅は1.5～2.8cmであるが、1.7～2.2cm幅の模骨の使用頻度が最も高い。凹面は模骨による凹凸が著しく、模骨の連結痕跡がほとんどみられないのが特徴的である。粘土素材は主に粘土紐を用いる。側面を二次調整するため、分割界線の痕跡はほとんど確認できないが、分割界線と推定できる紐の痕跡を残すものが少量確認される。凹面には布目痕跡が観察されるが、堂捕城、無等里1号墳、阿末城など、臨津江一帯の高句麗遺跡から出土する平瓦の凹面には、布目痕跡の上に再度横方向に繩目叩きを施したものもある。

一方、「朝鮮瓦塊図譜Ⅱ 高句麗」³に紹介された平壤城期の平瓦は、模骨桶に長板叩き板で叩き調整しているなど、上述の製作技法とは違いがみられる。したがって、今後北朝鮮や中国の資料紹介が充実されれば、高句麗瓦の製作技法はより多様となる可能性がある。

2. 百濟の平瓦

熊津・泗沘期に該当する時期である。熊津期の遺跡はほとんど確認されていない。泗沘期の遺跡から出土した瓦については、崔孟植の研究が代表的である⁴。

凸面文様は線文（平行叩き）が代表的で、格子文と繩文もある。叩き調整は短板叩き板を利用した弧状、または横方向の叩きである。丸瓦の模骨は円筒形、平瓦の桶は模骨桶と円筒桶の2種類がある。模骨の幅は3.5～5cmのものが最も多いが、幅広のものは6～7cm、幅狭のものは2.5cm程度である。模骨の連結方法については、模骨に穿った穴の配置やその穴を利用して編む方法によって多様である。丸瓦は玉縁式と行基式の両方がある。粘土素材は粘土紐、粘土板の2種類である。側面には紐や棒などを利用した分割界線、釘などを利用した分割界点などが確認される。半截時に瓦刃を当てる方向は、丸瓦においては両側面いずれも凹面側からのもの、両側面いずれも凸面側からのもの、そして一方が凸面側でもう一方は凹面側からのものの大きく3種類が観察される。

瓦内面には主に布目痕跡が残っているが、公州艇止山や扶余扶蘇山城、大田月坪洞遺跡、順天劍丹山城、河東故蘇城、光陽馬老山城などでは、布のかわりに縄や竿を編んで作った「簾」を使用している。

3. 新羅

最初の瓦生産は553年、皇龍寺創建時点と考えられており、一般的に新羅瓦の製作は百濟製作技術の導入によるものとみている。金基民や趙成允、崔孟植の研究が代表的である⁵。この時期の瓦としては、土器窯および堅穴造構内から瓦と土器が共伴して出土する慶州勿川里遺跡出土資料や皇龍寺址出土の初期瓦などがある。

文様は、格子文と線文（平行叩き）が主に確認される。叩き調整は、短板叩き板を利用した弧状叩きである。桶は円筒桶、模骨桶の両者が確認され、桶を用いて製作した平瓦もある。円筒桶の使用時期は瓦が最初に生産される6世紀中葉頃で、模骨桶とともに使用されたとみている。模骨桶で製作される平瓦では、一部に模骨連結痕が確認されることもある。粘土素材は、粘土板と粘土紐の2種類である。丸瓦は行基式と正縁式の両者が確認される。丸瓦半截時に瓦刃を当てる方向は、両側面ともに凸面側のものが最も多く、一方が凹面側でもう一方は凸面側のものもある。側面は破断面を二次調整したものもあるが、大部分は未調整である。

一方、加耶園域に該当する地域でも、6世紀中頃以降に新羅領域に編入される金海府院洞遺跡や高蓋池山洞伝工宮址からも、無瓦桶の平瓦が出土している。いずれも、平瓦以外の共伴遺物が確認されず、編年やどの国で製作されたものかについては議論の余地がある。

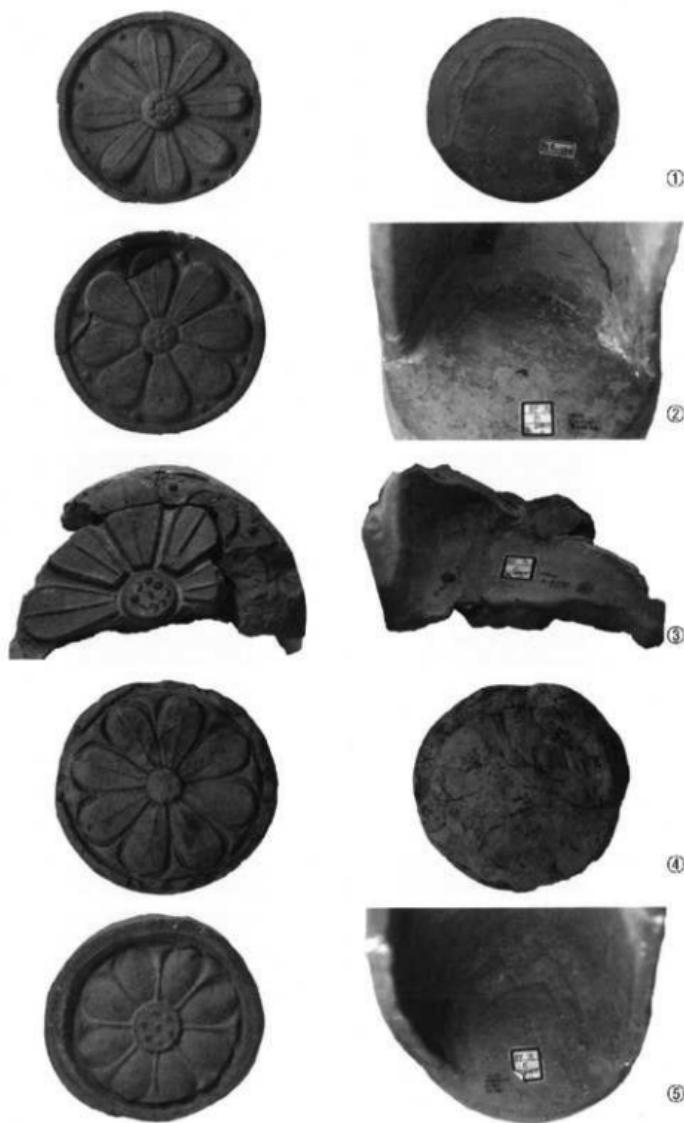
III. 日本遺跡出土の6～7世紀における瓦

1. 近畿地域

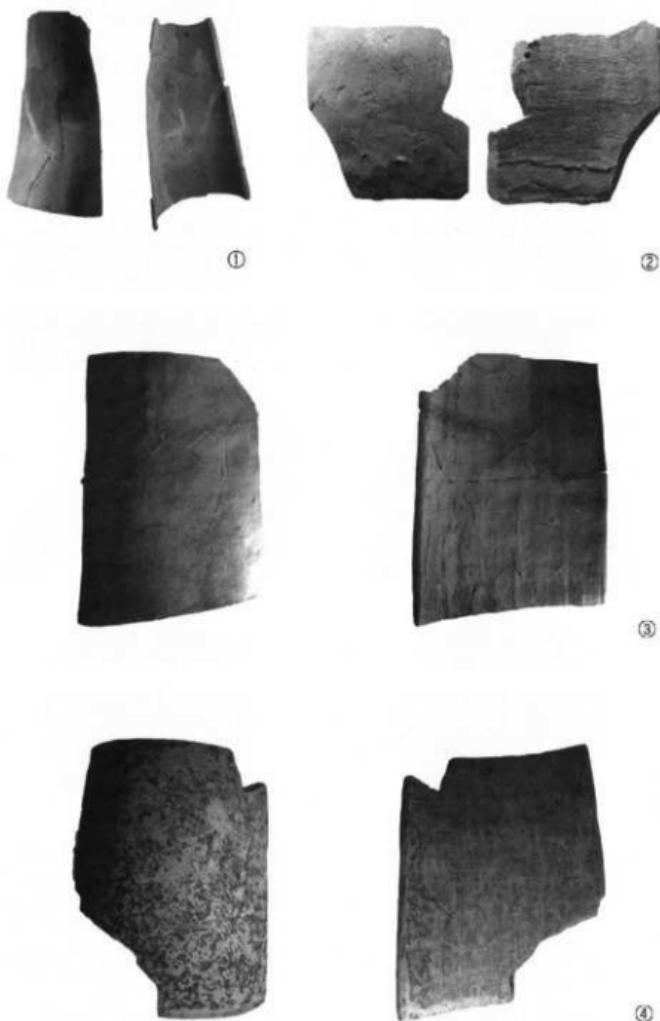
1) 単上り瓦窯⁶（第1・2図）

瓦は、軒平瓦、丸瓦、平瓦などが出土した。軒丸瓦は、すべて単弁八葉蓮華文である。蓮弁間に珠文を配置したり、間弁が楔形である高句麗様式の蓮華文軒丸瓦4種類（第1図①～④）と、弁端が隆起する百濟様式の蓮華文軒丸瓦1種類（第1図⑤）が確認された。このうち、高句麗系の1種類（第1図④）を除外した残りの4種類は、創建に関する文献記録が残る豊浦寺出土軒丸瓦と同範であることが確認されている。高句麗系軒丸瓦の裏面には、不定方向のナデ調整痕が観察される。

平瓦は硬質で灰青色を呈するものが多いが、赤褐色を呈するものもあり、これは硬・軟質の両者がある。凸面全面にナデ調整が施され、叩き痕がほぼ消されているが、格子文が少量確認される。叩き板の長さは短板である。粘土素材は大部分が粘土板で、凹面に糸切



第1図 墓上り瓦窯出土軒丸瓦



第2図 集上り瓦窯出土丸・平瓦

り痕が確認できる。ただし、一部の丸瓦には粘土紐によって製作されたものもある。

丸瓦はすべて行基式である。粘土円筒半截時に瓦刀を当てる方向は、両側面ともに凸面側である。破断面や側面の凹面側などを3、4回程丁寧にケズリ調整を施している。平瓦の平面形態は上狭下広の台形状である。模骨桶を用いて製作しており、模骨幅は3.2cm程度である。模骨連結痕は認められない。

この窯跡から出土した瓦は、共伴した須恵器の年代観や豊浦寺創建に関する文献に基づいて、605~635年前後の7世紀前半として編年されている。

2) 輪枝元福荷瓦窯⁷ (第3・4図)

瓦は、軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦などが出土した。軒丸瓦は弁端が反転する百濟系の素弁八弁蓮華文軒丸瓦が2種類（第3図②～③）と、蓮弁内に稜を有し、弁端が鋭く突出した高句麗系の単弁八弁蓮華文軒丸瓦が1種類（第3図①）ある。前者の裏面には指オサエ痕と無秩序なナデが認められ、後者の裏面には丸瓦の接合部をヘラ状工具で調整した痕跡が残っている。

色調と焼成は灰青色で硬質のもの、赤褐色で硬質あるいは軟質などがあり、多様である。半瓦の粘土素材はいずれも粘土板である。丸瓦は無文の行基式。半截時に瓦刀を当てる方向は両側面とともに凹面内側からで、側面は破断面をそのまま残したものが多い。

平瓦の平面形態は台形状である。模骨桶を使用しており、模骨板の形態は細長の台形で、上辺が4.3cm、下辺が4.9cmである。模骨の連結痕は確認されない。叩き板の長さは短版で、文様は格子文が3種類あり最も多く、線文（平行叩き）、無文は少ない。側面は丸瓦と同様に、両側面とともに凹面側から瓦刀を当てて分割した後に、破断面や側面の凹凸両面側をケズリ調整している。ただし、破断面をそのまま残す資料も少数確認される。分割界線が残るものもあるが、その種類は棒と推定される。端部については、ナデ調整を施すもの、ヘラ状工具で調整するもの、1回ヘラケズリを施すもの、数回ヘラケズリを施すものなど、多様である。また、端部付近凹凸面について、同心円文当て具と無文叩き板を利用して補足の叩き締め⁸を行ったものがいくつか観察される。

この窯址は瓦陶兼業窯であり、瓦の年代は7世紀前半頃に比定されている。

3) 平野山瓦窯⁹ (第5図)

ここでは、実見した京都府八幡市教育委員会所蔵資料に限定して記述する。瓦は、軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、鶴尾などが出土した。軒丸瓦は素弁八弁蓮華文が2種類出土した。弁端が丸味を帯びながら隆起するもの（法隆寺若草伽藍4A、四天王寺と同範）と、弁端が鋭く突出しながら隆起するものである（奥山庵寺II Dと同範）。瓦当裏面は、回転ナデ調整を施す。軒平瓦は無額の三重弧文である。

灰青色、または灰白色を呈し硬質のものが多く、赤褐色で硬質のものも少數ある。平瓦



①



②

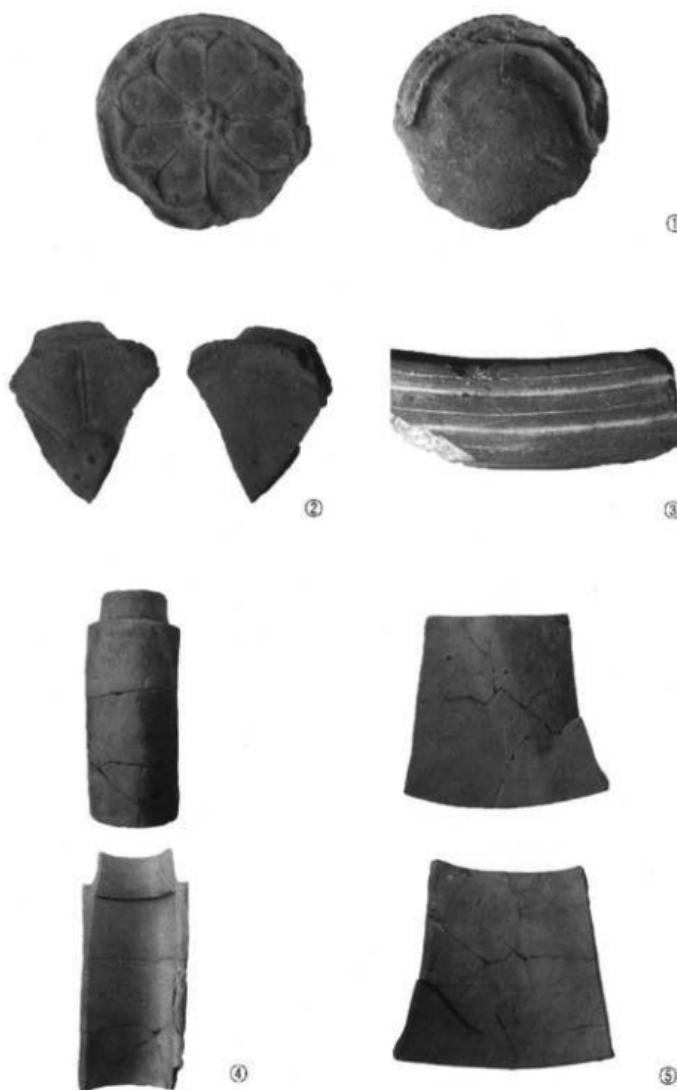


③

第3圖 輻枝元種荷瓦窯出土軒瓦



第4図 幅枝元種荷瓦窯出土丸・平瓦



第5図 平野山瓦窯出土軒瓦および丸・平瓦

は凸面全面をナデ調整し大部分のタタキ痕が消されているが、無文叩き板や平行叩き板を使用したものが少數確認された。粘土素材はすべて粘土板で、凹面に粘土板の合わせ目と糸切り痕が観察される。

丸瓦はすべて玉縁式。模骨は円筒形で玉縁部までは及ばないものと、玉縁部を若干細く彫り出したものの2種類が確認できる。側面を二次調整するため、粘土円筒半截時の瓦刀を当てた方向は不明であるが、側面の一方は凹面側でもう一方が凸面側と考えられる資料がある。筒部凸面の上半はナデ調整、下半は未調整かケズリ調整である。

平瓦の平面形態は台形状である。模骨桶を使用し、側板の幅は3.8~7.2cmである。模骨連結痕はほとんどみられないが、模骨連結の可能性がある痕跡が少數確認できた。分割時の瓦刀を当てる方向は両側面とともに凹面側からであるが、破断面と側面凹面側をハラケズリしている。側面には分割界点、あるいは紐による分割界線が観察される。凹面の調整については両端部付近に横方向のナデ調整や粘土板合わせ目のナデ消しが確認でき、模骨痕跡が大きく突出してしまった部分を縦方向に強くナデ消した資料もある。両端部はハラケズリの後にナデを施している。

この窯址から出土した瓦は、共伴した須恵器と瓦当文様、平瓦製作技法をもとに7世紀初~中葉に編年されている。

4) 栗栖野5・6号瓦窯¹⁰ (第6図)

瓦窯2基が確認されたが、瓦は丸瓦、平瓦のみ出土した。すべて赤褐色を呈し硬質である。粘土素材は粘土板であるが、丸瓦では粘土紐を用いたものも確認される。

丸瓦は行基式。凸面は縦方向のナデによって、叩き痕が大部分消されているが、一部に鋸歯文叩きが観察される。半截時に瓦刀を当てる方向は、両側面とともに凹面側で、側面は3、4回にわたるハラケズリが施される。平瓦の平面形態は台形状である。一部に玉縁を形象化したような特殊な形態のものも少量ある。叩き板の長さは短版で6.7~9.1cmを測る。凸面の叩き痕は鋸歯文状のものが3種類が確認された。叩き方向は広端を下にした場合に右下から左上へ向かう弧状を呈する。製作には模骨桶を使用し、模骨板の形態は細長の台形で、板の幅については、短いものは2.7cm、長いものは6.3cmを測る。模骨連結痕はみられない。分割時に瓦刀を当てる方向は、両側面いずれも凹面側からで、側面には数度にわたるハラケズリが施される。側面近くには紐による分割界線が確認される資料がある。両端はハラケズリを施す。

この窯址は瓦陶兼業窯として、瓦の年代は7世紀後半に編年されている。

2. 九州地域

6世紀末から7世紀後半に編年される瓦を出土した遺跡は多く、その様相は、遺跡別に整理されて報告されている¹¹。瓦陶兼業窯から主に出土するが、製作技法が相互に類似す



②



①

③



④

第6図 栗栖野5・6号瓦窯出土丸・平瓦

る。ここでは、各遺跡出土の瓦を6世紀末から7世紀前半¹²と7世紀後半に分け、その様相を検討する。

1) 6世紀末~7世紀前半

該当する遺跡としては、福岡県太宰府市神ノ前2号窯跡、大野城市野添13号窯跡、同牛頸口ノ浦遺跡17号住居跡、同月ノ浦1号窯跡、同小田浦窯跡群28地点、春日市惣利西遺跡2・4号住居跡、福岡市那珂遺跡などがある¹³。

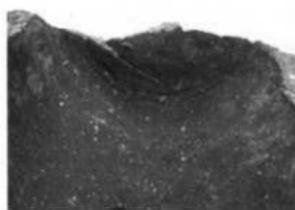
① 軒丸瓦(第7~10図)

瓦当面が無文の軒丸瓦をはじめとして、多様な種類の軒丸瓦が出土した。無文軒丸瓦は神ノ前2号窯址(第7図①)、惣利西遺跡2号住居跡(第7図②)、那珂遺跡23次SD44、SX04(第7図③・④)から出土した。瓦筋を使用せず、円形粘土板をそのまま利用して製作した瓦当部の裏面上に、粘土紐を巻き上げて丸瓦部を成形した後、不必要的部分を切り取り完成させている。

蓮華文軒丸瓦については、多様な文様と製作技法が確認されている。月ノ浦1号窯跡、那珂遺跡から出土した。月ノ浦1号窯跡出土の蓮華文軒丸瓦は2種類で、弁端が丸みを帯びる素弁九弁蓮華文軒丸瓦(第8図①)と、蓮弁が菱形を呈する素弁八弁蓮華文軒丸瓦(第8図②)である。これらの軒丸瓦は、文様部分が浮き彫りされた瓦筋を利用して瓦当文様を作り、瓦当裏面に粘土紐を巻き上げて丸瓦部を作った後、不必要的部分を切り取って完成させた。瓦当裏面には2点とも指オサエ痕とナデが確認できる。那珂遺跡22次包含層からは、月ノ浦1号窯跡出土の蓮弁が菱形を呈する素弁蓮華文軒丸瓦と同瓦の軒丸瓦(第8図③)が出土した。

他にも那珂遺跡では、竪穴住居跡、井戸、那珂八幡古墳周濠などから軒丸瓦が出土している。上述の神ノ前2号窯跡や月ノ浦1号窯跡などのように、泥條盤築技法で丸瓦部を製作する軒丸瓦以外にも、多様な種類の軒丸瓦が認められる。7世紀中頃のいわゆる「百濟系單弁軒丸瓦」である弁端が隆起する素弁八弁蓮華文軒丸瓦は、同瓦3点が那珂遺跡井戸53から出土した(第9図①・②)。瓦当裏面は無秩序なナデ調整、または叩き調整後ナデ調整が行われた。また、那珂八幡古墳周濠から出土した素弁蓮華文軒丸瓦片は、竹状模骨丸瓦と接合する(第9図③)。

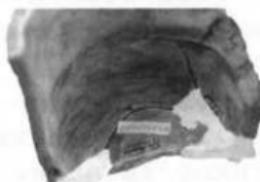
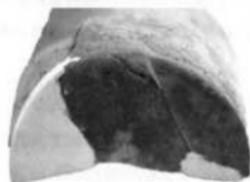
次に、素弁七弁蓮華文軒丸瓦は、那珂八幡古墳周濠(第10図①)と那珂遺跡SC3014(第10図②)から同瓦のものが2点出土した。後者は、竹状模骨痕が瓦当部下半の突唇凹面に残り、両者ともに竹状模骨痕を有する丸瓦が共伴している。瓦当面中央がへこんでいるが、これは他の軒丸瓦と瓦当と異なり、完成了した行基式丸瓦の狭縫を上に置き、その上から瓦当部を接合したためと考えられる。狭縫部を上になるように置いたためか、切り取った丸瓦が下方へ行くほど広がる形態である。この素弁七弁蓮華文軒丸瓦を模倣して蓮華文



①



②



③



④

第7図 九州の無文軒丸瓦



①



②



③

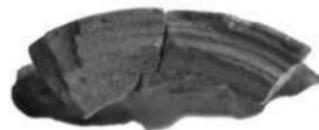
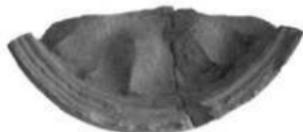
第8図 九州の蓮華文軒瓦1



①



②

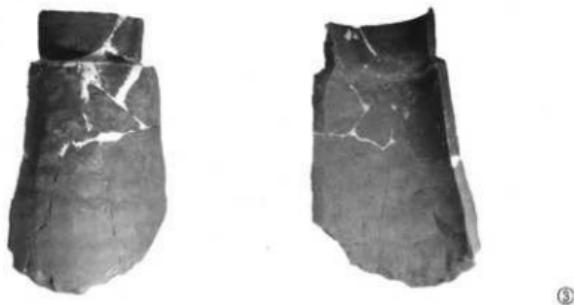
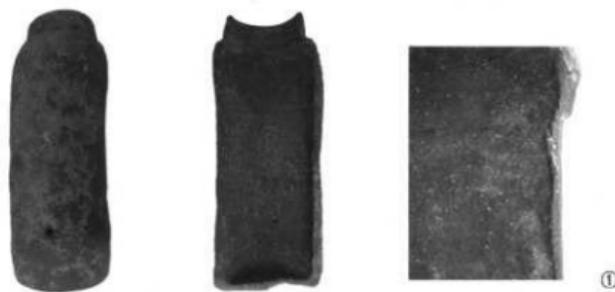


③

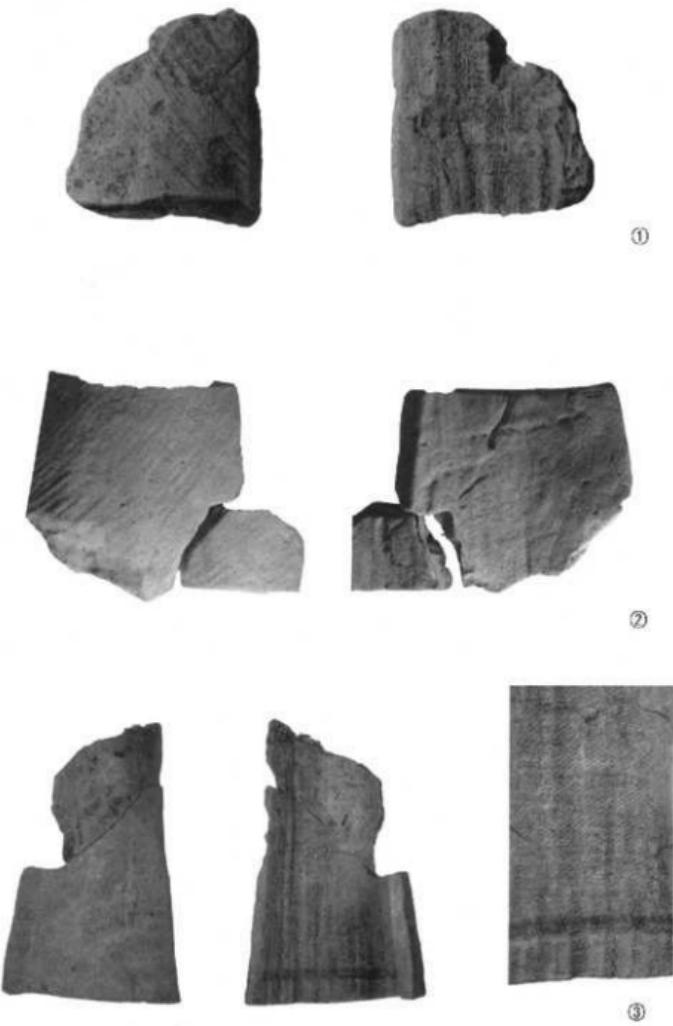
第9図 九州の蓮華文軒丸瓦2



第10図 九州の蓮華文軒丸瓦3



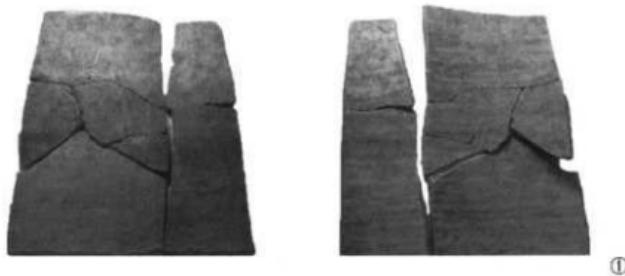
第11図 九州の丸瓦1（無瓦桶）



第12図 九州の丸瓦2（竹状模骨）



第13図 九州の丸瓦3（板状模骨、円筒形瓦桶）



①



②

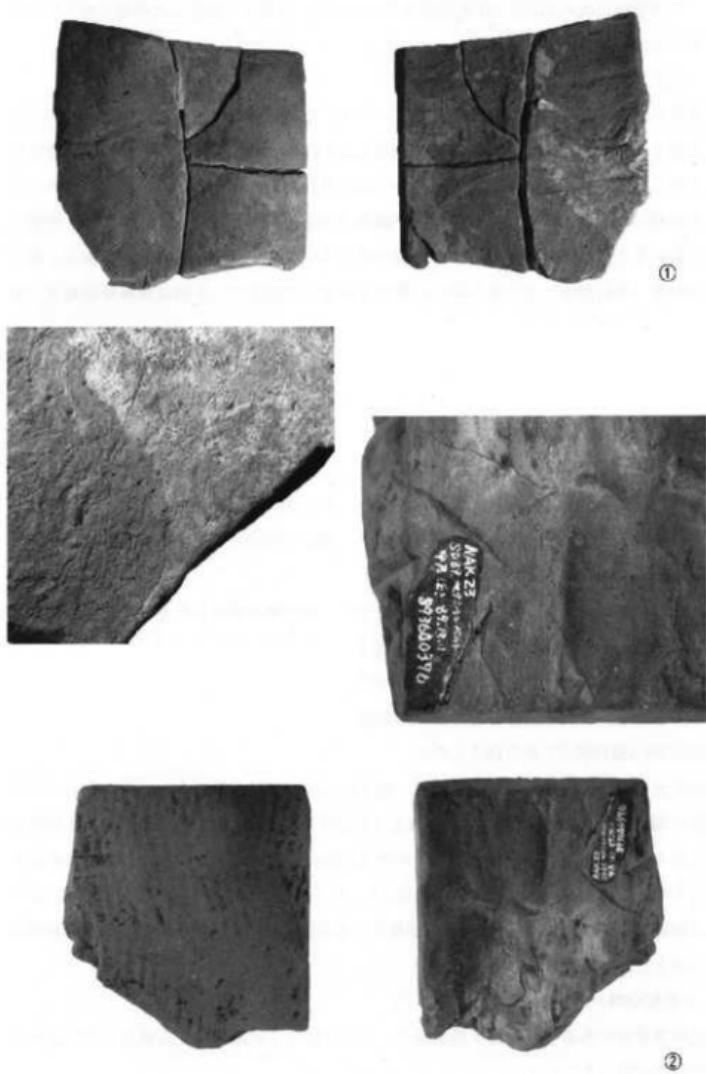


③

第14図 九州の平瓦1（無瓦桶）



第15図 九州の平瓦2（補足の叩き締め）



第16図 九州の平瓦3（補足の叩き締め）

を線刻し瓦当文様を作った資料も、那珂八幡古墳周濠から出土している（第10図③）。また、那珂遺跡13次SC215からは瓦当部と考えられる、樹枝文を線刻した赤褐色硬質の円形粘土板が出土した（第10図④）。

② 丸瓦（第11～13図）

模骨の種類によって、模骨を使用しないもの、竹状模骨を使用したもの、側板を連結した模骨を使用したもの、円筒形模骨を使用したもの4種類に区分される。模骨を用いずに製作した丸瓦は玉縁式で粘土紐を用いて成形された。凸面をみると、横方向にヘラ状工具で調整したもの、線文（平行叩き）や網格子文などが確認できるものがある。凹面には布目痕がなく、回転ナデ痕がみられ、部分的に当て具痕が確認されるものもある。神ノ前2号窯跡（第11図①・②）からはこの種の丸瓦が主に出土し、小田浦窯跡群28地点（第11図③）からも出土した。

竹状模骨桶を使用した丸瓦は、凸面に線文（平行叩き）や格子文が確認でき、凹面に竹状模骨連結痕が残っている。月ノ浦1号窯跡（第12図①）、野添13号窯跡（第12図②）、那珂遺跡23次SD89（第12図③）から出土した。側板を連結した模骨を使用した丸瓦の文様は、線文（平行叩き）と格子文などである。月ノ浦1号窯跡（第13図①）、惣利西遺跡4号住居跡（第13図②）から出土した。円筒形の模骨を使用した丸瓦は、玉縁式丸瓦である。惣利西遺跡2号住居址（第13図③）、月ノ浦1号窯跡（第13図④）から出土した。

③ 平瓦（第14～16図）

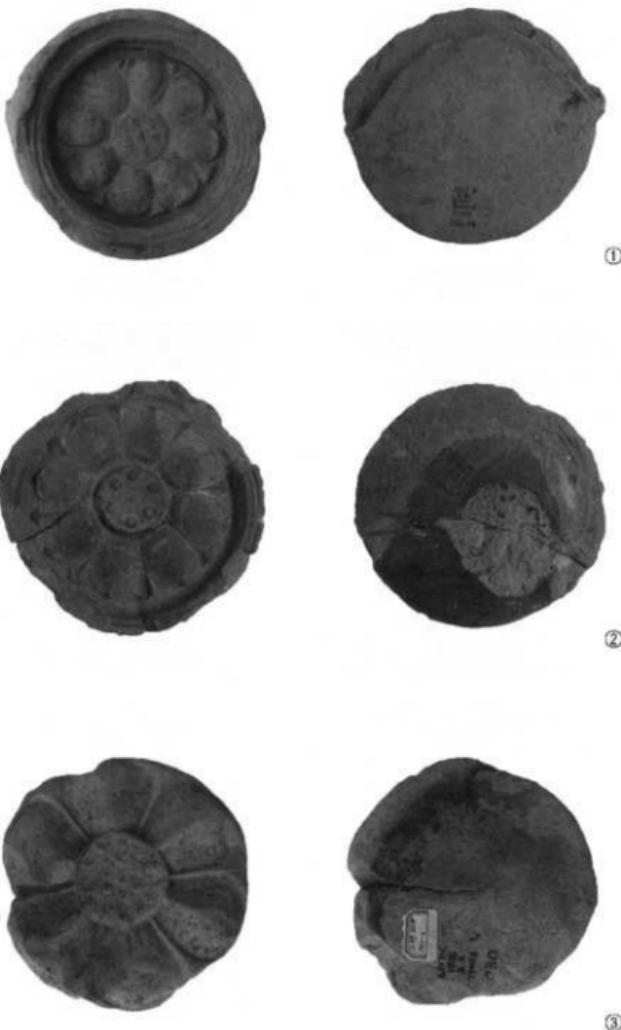
瓦桶の種類によって、瓦桶を使用しないもの、模骨桶を使用したものの2種類に区分される。瓦桶を用いずに製作した平瓦は、基本的に粘土紐で成形される¹⁴。文様は丸瓦と同様、無文、線文（平行叩き）、格子文などがある。土器の口縁部のように端部を丸く処理したものもある。小田浦窯跡群28地点（第14図①）、神ノ前2号窯跡（第14図②）、那珂遺跡23次SD89（第14図③）から出土した。

模骨桶を使用した平瓦には、粘土紐、粘土板の両者が粘土素材として用いられている。模骨の幅は1.5～3.4cmである。文様は線文（平行叩き）や格子文で、分割界線たる紐痕が観察される資料もある。内面には、補足の叩き縮めによる同心円文や無文の当て具痕がみられるものもある。野添13号窯跡（第15図①）、日ノ浦遺跡17号住居跡（第15図②）、月ノ浦1号窯跡（第15図③）、小田浦窯跡群28地点（第16図①）、那珂遺跡23次SD89（第16図②）から出土した。

2) 7世紀中頃～後半

瓦陶兼業窯である春日市浦ノ原窯跡と、大宰府政府1段階建物から出土した軒丸瓦が、この時期に該当する。

① 軒丸瓦（第17・18図）



第17図 大宰府の軒丸瓦



第18図 大宰府の軒丸瓦および夢村土城・三成洞土城出土軒丸瓦



第19図 九州における7世紀後半の丸・平瓦

大宰府政府一段階建物をはじめとして、大宰府市一帯に位置する觀世音寺、大野城などから同文の軒丸瓦が出土した。この時期の軒丸瓦は韓半島系の単弁蓮華文が主流をなし、軒平瓦は原則的に存在しない。軒丸瓦の製作技法は瓦当文様によって異なるが、丸瓦下端部に蓮華文瓦当を差し入れたもの、蓮華文周囲に粘土紐をまわして周縁をつくり、丸瓦を付けたものなどがある。丸瓦のなかには、竹状模骨を使用したもののが確認されることもある¹⁵。

020A¹⁶（第17図①）は弁端隆起形単弁八弁蓮華文軒丸瓦で、周縁部は三重弧文をめぐらせる。瓦当裏面は、ナデ調整。瓦当裏面の丸瓦接合部には指オサエ痕、または棒状工具痕が確認できる。020Ba（第17図②）は、弁端隆起形単弁八弁蓮華文軒丸瓦で、周縁部は三重弧文をめぐらせた。裏面はナデ調整。瓦当裏面と丸瓦との接合が容易となるように丸瓦に施した、クシ状工具によるキザミが、瓦当部側の接合面に転写されている。030（第17図③）は単弁六弁蓮華文軒丸瓦で、蓮弁には後を有し、蓮弁と間弁が連結している。瓦当裏面はナデ調整し、下側面はヘラケズリ痕が残る。丸瓦端部に蓮華文瓦当を差し込む、いわゆる「嵌めこみ式」の接合技法と考えられる。033（第18図①）は弁端隆起形単弁八弁蓮華文軒丸瓦で、弁端は丸く三角形状に隆起する。蓮弁中央に後を有し、蓮弁と間弁が連結する。瓦当裏面には指オサエ痕が残っている。020Bb¹⁷（第18図②）は弁端尖形単弁蓮華文軒丸瓦で、蓮弁間に珠点状を呈する間弁があり、中房周囲は突出している。瓦当裏面はナデ調整。瓦当裏面に加工していない丸瓦を差し込んでいる。032（第18図③）は弁端隆起形単弁八弁蓮華文軒丸瓦で、蓮弁内部に後を有し、蓮弁と間弁が連結している。瓦当裏面はナデ調整。

② 丸瓦（第19図①）

浦ノ原窯跡から出土した¹⁸。側板を連結した側板を用いて製作した玉縁式丸瓦である。

③ 平瓦（第19図②）

浦ノ原窯跡から出土した。模骨桶を使用しており、側板の幅は2~2.9cmである。粘土素材は粘土絆、粘土板の2種類で、凸面には線文（平行叩き）と格子文が確認できる。内面に「補足の叩き締め」による同心円文と無文當て具痕が残るものもある。

IV. 日韓瓦の関連性

日本の瓦が、韓半島の瓦製作技術の影響を受けて成立したとみる場合、軒瓦の瓦当文様や製作技法上の共通性と同じように、両地域間の平瓦においても何らかの共通点が観察されるはずである。先行研究における代表的な成果は、飛鳥寺創建に関与した瓦工入集団である「花組」と「岸組」の源流を明らかにした研究で¹⁹、それぞれ韓半島の扶余龍井里寺址下層金堂址や旧衙里遺跡に比定されたことがある。このような成果は、軒丸瓦とともに

第1表 6~7世紀における三国時代の平瓦の特徴

	高句麗	百濟	新羅
色調	赤褐色>灰青色	灰青色	灰青色
叩き文様	繩文>格子文>鈍歯文	線文>格子文、繩文	線文>格子文
叩き方向	横方向	横方向、弧状	弧状
素地の形態	粘土紐	粘土板>粘土紐	粘土板>粘土紐
分割界線の種類	紐	紐、棒、釘(界点)	?
側面二次整面の有無	有	無>有	無>有
丸瓦の種類	行基式丸瓦	行基式丸瓦、玉縁式丸瓦	行基式丸瓦、玉縁式丸瓦
平瓦桶の種類	模骨桶	模骨桶>円筒桶	円筒桶>模骨桶、無瓦桶
模骨	側板平均幅 2~3cm	4~6cm	6~8cm
	連結痕 の有無	有、無	無>有

平瓦の叩き痕、側面調整、分割界点または分割界線の種類、軒半瓦の模骨連結法、そして丸瓦の種類などの属性比較を通して明らかとなった事実であり、主に平瓦の分析が基礎となっている。

前章で詳細に述べた6~7世紀に該当する日本の遺跡出土瓦を、以上の属性を参考しながら、平瓦の色調、瓦桶の種類、模骨側板の幅などを追加して整理すれば、第2表のとおりである。この表を、韓半島三国時代の平瓦の特徴を整理した第1表と比較してみよう。

その結果、韓半島と日本の平瓦の属性が完全に一致する遺跡はみられない。ただし、平野山瓦窯と栗柄野瓦窯出土平瓦は、百濟や高句麗の平瓦とそれぞれ4つ以上の属性が一致している。まず、平野山瓦窯の場合、軒丸瓦の文様も百濟的であるが、平瓦も素材が粘土板である点、模骨桶の使用、分割界点の存在、分割界線として紐を採用した点、模骨連結痕の可能性がある痕跡が確認される点など、百濟泗沘期の平瓦と同一とみてとることができる。

栗柄野瓦窯では軒丸瓦は出土していないが、平瓦の色調が赤褐色である点、鋸歯文叩き、模骨幅が多少状い模骨桶を用いる点、そして模骨連結痕が確認されない点など、高句麗の平瓦と類似する。

幡枝元福荷瓦窯と隼上り瓦窯出土の平瓦は、高句麗、百濟、新羅それぞれと共に通する属性が1、2点ずつある。幡枝元福荷瓦窯では粘土板を素材とし模骨桶を使用しており、隼上り瓦窯では粘土板が基本で粘土紐も少量確認でき、模骨桶を使用している。粘土紐を素材として用いない、あるいは少量である点は高句麗の平瓦とは異なる。一方で、平瓦の瓦桶が模骨桶であることは、高句麗、百濟、新羅の平瓦とすべて共通する属性である。以上のような要素のために、幡枝元福荷瓦窯と隼上り瓦窯は三国のうち、ある一定地域と関連があったとみるのは困難である。両遺跡では、ともに百濟系と高句麗系軒丸瓦が共存するという特徴がある。

第2表 6~7世紀における日本近畿地域と九州地域の瓦の特徴

遺跡名	隼上り瓦窯	近畿地域		九州地域	
		筋枝元積瓦 窯	平野川瓦窯	柴栖野瓦窯	神ノ前2号窯 跡など
時期	7世紀前半	7世紀前半	7世紀初~中期	7世紀後半	6世紀末~7世紀前半
軒丸瓦文様	蓮華文	蓮華文	蓮華文	無文、蓮華文、樹枝文	蓮華文
軒丸瓦の系統	高句麗系> 百濟系	百濟系>高句 麗系	古濟系	×	?
色調	灰青色> 赤褐色	灰青色、赤褐色 など	灰青色> 赤褐色	赤褐色	赤褐色多い?
叩き文様	格子文	格子文> 線文(平行印)	無文 ²⁹ 、線文	無文	線文、格子文
製造の形態	粘土板> 粘土板	粘土板	粘土板	粘土板、粘土板	粘土板、粘土板
分割界線 の種類	紐	棒	紐、分割界点	紐	紐
側面二次斬面 の有無	有	有、無	有>無	有	
丸瓦の種類	行基式丸瓦	行基式丸瓦	土継式丸瓦	行基式丸瓦	行基式丸瓦、土 継式丸瓦
平瓦桶の種類	模骨桶	模骨桶	模骨桶	模骨桶	模骨桶
接合	間板1枚の平 均幅	3.2cm	4.3~4.9cm	3.8~7.2cm?	3.3cm
連結痕 の有無	無	無	無>有?	無	無
丸瓦模骨の種 類				無瓦桶、竹状模 骨、板状模骨、 円柱形模骨	竹状模骨
補足の叩き繕 めの有無		有(下端部)		無	有

九州地域においてこの時期の瓦が出土する遺跡としては、神ノ前2号窯跡、野添13号窯跡、日ノ浦遺跡17号住居跡、月ノ浦I号窯跡、小田浦窯跡群28地点、惣利西遺跡2・4号住居跡、那珂遺跡、浦ノ原窯跡、大宰府政府1段階建物などがある。軒丸瓦の瓦当文様は、無文や蓮華文である。丸瓦や平瓦の製作においては、模骨や瓦桶を用いないものと模骨や模骨桶を用いるものがある。また、粘土素材には粘土板と粘土紐の両者が確認できる。これらの遺跡のうち、那珂遺跡、大宰府政府1段階建物から出土した、いわゆる「百濟系單弁軒丸瓦」と呼ばれる蓮華文軒丸瓦は、早くに韓半島との関連性が指摘されたが、他の遺跡の蓮華文、無文軒丸瓦は韓半島に源流を探すのは困難である。

蓮弁が、菱形あるいは滴水形に陰刻された月ノ浦I号窯跡出土の軒丸瓦は、韓半島から同文の資料を見出すことはできない。この軒丸瓦丸瓦部を泥條盤築技法で成形した後に、不必要な丸瓦部分を切り取って完成させたものである。月ノ浦I号窯跡出土品の類例をえて韓半島で探そうとすれば、時期的な差異はあるが、ソウル夢村十城(第18図④)や同三成洞土城出土の蓮華文軒丸瓦(第18図⑤)を挙げることができる。このうち後者は、隼上り瓦窯出土の高句麗系軒丸瓦の源流として比定されている遺物で、隼上り瓦窯が7世紀前半であるという点から、「高句麗新羅系瓦」と呼ばれている³⁰。

瓦缶を用いず、粘土板をそのまま瓦当面として利用した九州地域の無文軒丸瓦もまた、無文の瓦当へあらかじめ半裁した丸瓦を差し入れる技法の扶余地域の瓦とは異なる。九州の最も早い時期の瓦生産地である神ノ前2号瓦窯跡では、瓦缶を使用しない無文軒丸瓦と、模骨を用いずに粘土錆で成形した五線式丸瓦、瓦桶を用いずに粘土錆や粘土板で成形した平瓦が共存している。よって、神ノ前2号窯跡の瓦製作技法は、百濟を含めた韓半島、日本畿内地域のそれとは異なり、瓦工ではない在地土器工人によって生産されたと推定される。ただし、この遺跡の瓦編年は須恵器の年代観をもとに決定（6世紀末～7世紀初以前）されているため、今後、比較できる資料が増加すれば瓦年代が修正される可能性があり、それによって瓦の源流もまた変わりうる。瓦の製作時期が飛鳥守創期または創建期よりも遅及するならばその源流は韓半島に、飛鳥寺創建期よりも遅いのであれば韓半島と日本畿内地域のうちのどちらか、と考えられている²²。

那珂遺跡から出土した樹枝文を線刻した粘土板は、漢城百濟のものと文様面でのみ若干の類似性がみられる。また、迷弁が三角形を呈する蓮華文軒丸瓦は、同一の文様、製作技法のものを韓半島でみつけることができない。この瓦は瓦当面が内側にへこみ、他の瓦当製作技法とは異なり、分割する前の竹状模骨丸瓦を、狭端が上に向くように置き、瓦当粘土を上から接合した後、不必要な丸瓦部分は切り取るという方式をとっている。

一方で、九州地域では、泥状整築によって製作された丸・平瓦以外にも、模骨桶を用いて粘土板を粘土素材として製作された丸・平瓦が存在し、これらの資料の中には當具痕跡が確認されるものもある。それも近畿の輪枝元稻荷瓦窯の瓦のように、端部付近のみを叩き調整するのではなく、ほぼ全面にわたって補足の叩き締めがなされている。前者の技法は、河東放蘇城や光陽馬老山城などで確認される技法と類似し、後者は堂浦城、無等里1号墳、阿未城など、高句麗山城でみられる内面繩文叩き技法とも多少類似する。

九州地域における初期瓦の様相がこのように多様なのは、畿内地域とは異なり、大規模な仏教寺院建立を目的としていたためと考えられる。九州では既往の須恵器生産窯内で瓦生産を開始したため、当初は須恵器とともに少量の瓦を生産するシステムの下で須恵器の製作技法にならったが、徐々に本格的な瓦製作技法が適用される。これに対して畿内では、瓦が百濟地域と共に生産を有しながら須恵器窯とは完全に異なる構造、別途の場所で飛鳥守の屋根全体を覆う目的のもとに大規模な生産が行われた²³。

本稿で検討した日本の6～7世紀の瓦には、円筒桶を使用した瓦がない。そのため、一見すれば新羅との関連性は全くないようである。しかしながら、九州地域の平瓦の凸面には繩文（平行叩き）や格子文が多くみられ、粘土錆、粘土板の両者が粘土素材として確認されている。また、模骨や瓦桶を用いて製作された丸・平瓦も存在する。その多様性においては、むしろ同時期の新羅平瓦の様相と最も類似しているとみることもできる。

以上、韓半島と日本の平瓦を中心に諸属性を比較して、日本の遺跡から出土する平瓦が韓半島のどの地域と関連性がみられるかを検討した。検討を通して、平野山瓦窯は百濟、栗栖野瓦窯は高句麗、神ノ前2号窯跡をはじめとした7世紀前半の遺跡から出土した瓦は、新羅と関連があるものと考えた。

しかし、平瓦のどの属性を、瓦技術の直接的な導入と関連付けることができるのかについては、依然として困難な問題として残る。瓦当文様ほどに確実な属性を見出しえないという悩みに陥ることもあるが、かといって韓半島と日本の瓦当文様が完全に同一なわけでもない。韓半島の影響を受けた日本の平瓦製作技法は、韓半島と完全に同一ではない可能性が大きく、瓦当文様と同様に、多少変形した姿として現れた場合なども考える必要がある。一方では、日韓各地域において瓦製作技術が最初に導入される際には、泥條盤築技法で製作した瓦が確認されるなど、共通性が強く現れる。泥條盤築技法は日本の初期瓦のみならず、漢城百濟の瓦、新羅の初期瓦でも認められるものであり、瓦製作に土器工人が関与したことによるものと考えられる。

V. 結語

韓半島の瓦工人の渡米により、日本の飛鳥時代において初期の瓦が製作され、九州地域や関東地域に影響を及ぼす際には、このような瓦製作技術が多少変容したとしても、そこには明らかに韓半島の技術が反映されているであろう。このような前提のもとで本稿では、瓦博士の伝来時期である588年を基準とし、瓦製作技術が、日本在地土器工人たちの技術と結合するなどして完全に土着化する以前の6～7世紀の日本の瓦を対象として、高句麗、百濟、新羅の平瓦技術との関連性の把握を試みた。しかしながら、古代の日韓における瓦の関連性を平瓦を中心に検討し、既往の軒瓦研究の不足部分を埋めるには、多くの限界と問題が浮き彫りになった。韓半島と日本の初期瓦に対する筆者の理解不足もあり、ここでは韓国国内ですでに断片的に紹介してきた日本の初期の軒丸瓦と平瓦を総体的に紹介することに重点を置いた。

現段階で、平瓦を通して韓半島と日本の間の瓦製作技術の関連性を扱うには、未だ多くの限界がある。これを解決するためには、まず両国間の瓦の類似した現象が、工人の移動に起因するのか、瓦製作道具の移動に起因するのか、それとも造瓦技術や瓦製作道具を模倣したことに起因するのかなどに対する真摯な検討が必要である。そして、このような前提が成立したならば、そこでは瓦のどの属性が問題を解決するのに有効となりうるのかに対する検討が要求される。

同時に、これまで遺跡別に平瓦を分析する際の有効な属性として考えてきた瓦種の構造、分割界線の種類や分割方法などの属性を詳細に観察しながら、これらをさらに緻密に

検討しなければならないであろう。遺跡ごとの研究成果が蓄積され、地域別の瓦の特徴が明らかとなり、さらには高句麗と百濟、新羅の瓦の特徴が明確になるであろう。また、高句麗、百濟の影響下に成立したと認識されている、新羅瓦に対する具体的なアプローチも試みることができるであろう。このような過程を通して、今後日韓間の瓦製作技術の影響関係を客観的に検討できるようになることを期待する。

註

- 清水昭博「기와의 전래 - 백제와 일본의 초기 기와생산체계의 비교-」『百濟研究』第41輯、忠南大学校百濟研究所、2005年。
- 심광주「고구려·백제·평기와의 제작기법 비교·제작의 생산과 기술」 백제학회 2009년 춘계학술대회、2009年。
- 白種伍「高句麗· 기와 研究」檀國大学大学院博士学位論文、2005年。
- 崔孟植「高句麗기와의 特性」『고구려발해연구』 고구려발해학회、2001年。
- 井内古文化研究室編『朝鮮瓦磚図鑑Ⅱ 高句麗』1976年。
- 崔孟植『百濟 평기와 製作技法 新研究』韓元出版社、1999年。
- 金基民「新羅 기와 製作法에 관한 研究 -慶州勿川里出土 기와를 중심으로-」東亞大学大学院碩士学位論文、2001年。
- 趙成允「慶州出土 新羅 평기와의 編年 試案」慶州大学大学院碩士学位論文、2000年。
- 崔孟植「高句麗기와의 特性」『고구려발해연구』 고구려발해학회、2001年。
- 宇治市教育委員会『牛上り瓦窯跡発掘調査概報』1983年。宇治市教育委員会『史跡 牛上り瓦窯跡』1989年。
- 京都大学考古学研究会『岩倉古窯跡群』1992年、pp.141~147。佐原真「轄枝窯跡の瓦」『史林』第90巻第3号、史学研究会、2007年。
- 瓦を補から取り外した後に、瓦の一部分または全面にわたり叩き調整を行うもので、日本では「補足の叩き詰め」としている。
- 八幡市教育委員会『平野山瓦窯跡発掘調査概報』1985年。八幡市教育委員会『補足平野山窯跡(第2次)発掘調査概報』1992年。
- 京都市文化観光局・(財)京都市埋蔵文化財研究所『栗栖野瓦窯跡発掘調査概報 昭和60年度』1986年。京都大学考古学研究会『岩倉古窯跡群』(前掲註7)、pp.162~164。
- 比嘉えりか「初期瓦窯の現状と課題-筑前地域を中心に-」『七隈史学』第9号、2008年。
- 大野城市教育委員会『牛頭月ノ浦窯跡群』1993年、pp.32~41。
- 共伴した須恵器によって瓦の年代を決定しているが、報告書にはおおかた須恵器0期というように表記されている。『牛頭月ノ浦窯跡群』報告書によれば、神ノ前2号窯址はⅢA~ⅣA期として600年を廻る、大浦2号窯址はⅣB~V期で6世紀末から7世紀前半とする。したがって、須恵器ⅢA~Ⅳ期までを6世紀末~7世紀前半と比定することができる(大野城市教育委員会『牛頭月ノ浦窯跡群』(前掲註11))。
- 以下に述べる瓦の様相は、直接観察した資料に根拠し、8世紀以後の瓦も出土した遺跡の場合は、6世紀末から7世紀前半に該当する資料のみ扱った。各資料の関連報告書は以下のとおりである。神ノ前2号窯跡: 大宰府町教育委員会『神ノ前窯跡』1979年。野添13号窯跡: 大野城市教育委員会『野添窯跡群』1987年。日ノ浦遺跡17号住居跡: 大野城市教育委員会『牛頭月ノ浦窯跡群』1994年。

- 年。月ノ浦1号窯跡：大野城市教育委員会「牛頭月ノ浦窯跡群」1993年。小田浦28地点：大野城市教育委員会「牛頭月ノ浦窯跡群」1993年。恵利西遺跡：春日市教育委員会「春日地区遺跡群Ⅲ」1985年。那珂遺跡13次：福岡市教育委員会「那珂2」1990年。那珂遺跡22次：福岡市教育委員会「那珂遺跡3」1991年。那珂遺跡23次：福岡市教育委員会「那珂遺跡4」1992年。那珂遺跡32・34次：福岡市教育委員会「那珂10」1994年。
- 14 神ノ前2号窯跡の粘土板作りの半瓦の場合、内面を強くナゲ調整しており、布目痕や横骨(側板)の痕跡が確認できない。瓦様使用の有無を判断するのは困難である。
 - 15 九州歴史資料館『大宰府復元』1998年、pp.58-59。
 - 16 以下では、九州歴史資料館から発行された「大宰府史跡出土軒瓦・叩打痕文字瓦型式一覧」の瓦番号にしたがうこととする（九州歴史資料館『大宰府史跡出土軒瓦・叩打痕文字瓦型式一覧』2000年）。
 - 17 九州歴史資料館『大宰府復元』（前掲註15）の図面には提示されていない資料であるが、九州歴史資料館所蔵の他の資料とは特徴が相違する資料としてこの段階に編年し、ともに提示した。
 - 18 春日市教育委員会「浦ノ原窯跡群」1981年。
 - 19 李仁淑「百濟瓦博士考」『湖南考古学報』第20集、湖南考古学会、2004年。
 - 20 ナゲ調整によって叩き文様が消えた無文は除外し、叩き板自体に文様が刻まれていないものを意味する。
 - 21 亀川修一「日本古代瓦の研究」吉川弘文館、2006年、p.478。
 - 22 李仁淑「百濟瓦博士考」（前掲註18）。
 - 23 比嘉えりか「初期瓦研究の現状と課題－筑前地域を中心に－」（前掲註11）。

参考文献

- 百济文化開発研究会「百濟瓦塙図録」1983年。
国立慶州博物館「新羅瓦塙」2000年。

本稿に掲載した写真図版は、筆者が木共同研究において日本国内で行った実地調査の際に、各関係機関のご高配により撮影させていただいたものである。記して感謝の意を表します。各資料の所蔵・保管は以下のとおりである。

牛上り瓦窯：宇治市教育委員会、櫛枝元輔荷瓦窯：京都大学考古学研究所、平野山瓦窯：八幡市教育委員会、栗柄町瓦窯：(財)京都市埋蔵文化財研究所、神ノ前2号窯跡：太宰府市教育委員会、野添13号窯跡・牛頭月ノ浦遺跡17号住居跡・月ノ浦1号窯跡・小田浦28地点：大野城市教育委員会、恵利西遺跡・浦ノ原窯跡：春日市教育委員会、那珂遺跡：福岡市埋蔵文化財センター、大宰府史跡：九州歴史資料館

한일 6~7세기 기와의 관련성 검토
-평기와를 중심으로-

이 인숙

요. 자 백제 와바사에 의해 성립된 일본의 飛鳥時代 초기 기와 기술은 이후 九州 지역이나 越東 지역에 영향을 미쳤다. 따라서 九州나 越東 지역의 기와가 飛鳥時代 기와와는 나소 차이가 있다는데 것은 당연하다. 그렇지만 거기에는 분명 한반도 조와 기술이 반영되어 있을 것이다. 이러한 전제 하에 본고는 와바사의 도래 시기인 553년을 기준으로 일본에서 조와 기술이 완전히 토착화되기 이전 단계인 6~7세기 近畿 지역과 九州 지역의 와요지 출토 기와에 반영되어 있는 고구려, 백제, 신라 평기와 제작 기법을 파악하고자 하였다. 그 결과, 한반도와 일본 평기와의 속성이 완전히 일치하는 유적은 보이지 않는다. 그러나 近畿의 平野山 瓦窯, 桐柄野 瓦窯는 백제, 고구려와 세조, 소지, 와통, 분한계선의 종류 등 4가지 이상의 속성이 일치하고 있어서 각각 백제, 고구려 평기와 기술과의 관련성이 보인다. 또 九州의 神ノ前2호 요지를 비롯한 7세기 전반의 유적 출토 기와들은 선문, 저자문이 많이 보이고 점토띠, 절토관형 소자가 모두 확인되면서 무와통, 모글와통으로 세작한 것 또한 관찰되고 있어서 동시기 신라 평기와 양상과 가장 유사하다. 반면에 幅棱元稻荷 瓦窯과 墓上り 瓦窯 출토 평기와는 고구려나 백제, 신라와 동일한 속성이 모두 한 두 가지 존재하므로 어느 국가와도 연관시키기 곤란하다. 본고는 고대 한일 기와의 관련성을 평기와를 중심으로 살펴보았으나 많은 한계와 문제가 드러났다. 예전에는 무엇보다 한반도와 일본의 초기 기와에 대한 필자의 이해 부족이 가장 큰 문제로 작용하였고 국내 연구와 보고 자료의 미흡도 한 몇을 하였다. 이에 이 글은 기왕에 국내에 단편적으로 소개되어 온 일본 초기 막새와 평기와를 일괄 유물로서 소개하는 데 의의를 두고자 한다. 역시 지금까지의 연구로는 평기와를 통해서 한반도와 일본 간 기와 기술의 영향 관계를 짚보하는 데는 많은 학제가 있다. 이를 해결하기 위해서는 고구려, 백제, 신라 기와를 유적별, 지역별로 면밀히 짚보해 볼 필요가 있다. 이에 앞서 기와 기술의 영향 관계를 파악하는데 유효한 속성이 어떤 것인가에 대한 적지학 고민이 요구된다.

주제어 : 한반도 일본 백제 평기와 관련성

A study on relations of roof tiles between Korean peninsular and Japanese archipelago in the 6th-7th century

Yi In-suk

Abstract: The making techniques of roof tiles in early time of Asaka period in Japan established by craftsmen who was sent from Baekje had influenced Kyushu or Kanto region. There seems to have been somewhat minor alterations in making technique of roof tiles by this time. It seems like that the making techniques of roof tiles originated from Korean peninsular should be related to that of Japanese. Based on this perception, this paper intends to reveal the making roof tiles techniques of Kinki and Kyushu region in the 6th-7th century that had not been naturalized yet. There is no ancient site in Japan which completely matches between Korean peninsular and Japanese in attributes of making plain roof tiles. But some ancient roof tile kiln sites of Kinki region show a little common attributes such like clay, mold, mark lines by stick or string which divide roofing tile. So, it might be mentioned that making plain roof tile techniques that were related to those region Baekje, Gogurye. However, some other attributes in plain roof tile like clay coil, clay slab, or non-mold, assembly mold that shows influences of Silla. There have been no obvious persuasive assumption in consequence. Thus, there should be constants work examining data of each region to solve those problems and also should be serious discussion that which attributes imply relation of making techniques.

Keywords: Korean peninsular, Japanese archipelago, convex tile, plain tile, making techniques of roof tile, influence

日韓両地域における寺院の造瓦体制の比較研究 - 8世紀を中心に -

林 正憲

- 1.はじめに
- 2.奈良時代における寺院の造瓦体制
- 3.慶州地域における寺院の造瓦体制
- 4.まとめ
- 5.おわりに

要旨 日本列島の寺院は官寺の成立と共に、造寺司なる寺院造営の専属組織が設置される。この造寺司の活動は各寺院の歴史的背景とその展開に応じて異なるが、概して平城宮の造瓦体制とは一定の距離を置き、独自性を持って展開していた姿が窺える。しかし、奈良時代後半に造東大寺司が成立すると、その影響は各寺院のみならず、長岡京や平安京にまで及んでいたことが明らかとなった。一方、朝鮮半島における寺院では、日本に比して多種多様な瓦を用いると共に、日本では一般的な軒丸のセット関係がみられないという状況が確認できる。しかし、これが8世紀後半になると、セット関係がみられる寺院が出現し、造瓦体制に何らかの変化が生じたことが指摘できる。また金文里瓦窯の状況においても、やはり多様性が指摘でき、日本の瓦窯のあり方と異なることがわかる。そして両地域の比較を通じて、彼我の地域においてこのような差違が生じた原因として、日本列島では官寺成立以前の状況に大きく影響を受けていること、また慶州地域でもその造瓦体制の源流たる百濟の造瓦体制の影響が強いことを指摘した。その結果、建物における軒瓦の文様の統一性などに対する意識についても、両地域で大きく異なる状況に至ったのである。

キーワード 造寺司 瓦窯 セット関係 複数瓦窯複数寺院群

1. はじめに

古代東アジアにおいて、国際宗教たる仏教の広がりとともに、その布教拠点とでも言べき寺院が東アジア各地において無数に造営された。それは、今回取り上げる日本列島と朝鮮半島においても例外ではない。特に日本列島の場合、寺院の初現である飛鳥寺が百濟の技術を導入することによって造営がおこなわれた経緯もあり、朝鮮半島との関係が極めて深い。それは、同時に導入された造瓦技術においても同様のことが指摘できよう。

ただし、その後の日本列島と朝鮮半島において、寺院の造営や造瓦技術が独自の発展を見せるにつれて、彼我の地域差は次第に大きくなっていた。そして今回検討の対象とする8世紀、すなわち日本列島では平城京の時代であり、朝鮮半島では統一新羅の時代になると、寺院造営をとりまく環境は大きく異なっていたと考えられる。

しかし、これまでの研究を振り返ってみても、両地域の寺院造営がどのように異なるか、その比較研究は驚くほど少ない。そこで本稿では、寺院造営の状況を克明に反映していると考えられる寺院の造瓦体制に焦点を当て、そこから両地域の造瓦体制を比較するとともに、その共通点と相違点を明らかにしながら、その原因となった背景について、論じることにしたい。

2. 奈良時代における寺院の造瓦体制

(1) 奈良時代以前の状況

初期寺院の造瓦体制 それではまず、奈良時代以前の寺院と瓦窯の関連について概観しておきたい。

日本に瓦生産が導入された6世紀末から7世紀前半における寺院と瓦窯の状況については、既に上原真人が整理をおこなっている¹。それによると、瓦生産は「消費地近接型」と「遠隔地型」の2つの類型に分類できる。前者の近接型は飛鳥寺など、瓦窯が寺院地に近接した位置に営まれるもので、主に瓦専業窯に見られるものである。一方、遠隔地型は豊浦寺と隼上り瓦窯（京都府）や、四天王寺と楠葉平野山瓦窯（京都府・大阪府）の関係のように、瓦窯と寺院地が遠く離れて営まれるものである。この類型は一般的に瓦陶兼業窯に見られることが多く、しかも須恵器生産地で瓦生産が開始されるケースは比較的少なく、むしろ瓦生産と須恵器生産が同時に開始されることが多いようである。

この状況が大きく変化を見せるのは、7世紀後半における「官守」の成立以降である。この段階の官守としては元興寺（飛鳥寺）、川原寺、大官大寺、本來師寺があげられるが、これらは朝廷の直営事業として造営されるため、いずれも「造寺司」が設けられた上で、それらの所管となる瓦窯にて所用瓦が生産されるようになる。この場合、瓦窯は近接型と遠隔地

型が混在しているようである。

宮都の瓦 7世紀末、藤原宮における瓦の導入は、瓦が寺院のような宗教施設のみならず、公的な建造物にも用いられるようになった点で、大きな画期といえよう。この段階の瓦生産は、官中枢部に関しては瓦窯が近接地に営まれ、集中的に供給される体制をとっている。しかし、それだけでは生産が追いつかなかったせいか、大垣などの宮縁辺部の瓦は遠隔地において生産されている。

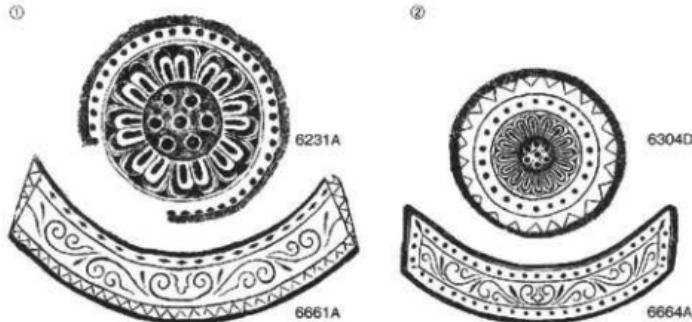
これと比較すると、平城宮における瓦の生産体制は極めて集中的な生産体制へと転換している。すなわち、平城宮の北方5kmに位置する平城山瓦窯群において生産・供給されるようになるのである。これらの瓦窯は造宮職や宮内省木工寮などによって管理されていたと考えられ、後には皇后宮職や修理司なども所管瓦窯を有するにいたる²。

(2) 平城京内寺院の瓦生産

寺院の成立事情 平城京における寺院の成立事情は一様ではない。そして、この成立事情に応じて瓦の生産体制がそれぞれ異なる様相を見せてている。それらを概観すると、概ね3つの類型に分類することができる。すなわち、① 藤原京内寺院との関連性が深いもの、② 平城京において新造されるもの、③ 奈良時代後半における造東大寺司の影響下のもとで成立するもの、である。このうち①に相当する寺院として大安寺、元興寺、薬師寺が、②には興福寺、法華寺、③には東大寺、西大寺、西隆寺があげられる。それでは以下、各寺院の成立状況について簡単にまとめていきたい³。

① 藤原京と関連の深い寺院

大安寺 大安寺は聖龜二年（716）、藤原京より移建するかたちで平城京に造営された。これは、和銅四年（711）に藤原京において造営途中であった大官大寺が焼亡してしまったことによる。そのため、創建当初の大安寺の所用瓦としては、大官大寺からもたらされた



第1図 大安寺所用瓦① (1:6)



第2図 大安寺所用瓦②(1:6)

郊から多く出土し、6664Aは第一次大極殿院などから多く出土する。ただし、大安寺出土のこのセットは『大安寺伽藍縁起并流記資材帳』に記された造大安寺司所管の「棚倉瓦屋」と目される、石橋瓦窯（京都府）で生産されたことがわかっている。したがって、平城宮における瓦生産体制が造大安寺司に移植され、その結果として平城宮式軒瓦が補足瓦として用いられるようになった状況が窺える。その背景としては、やはり大官大寺から大安寺の移建に伴い、充分な瓦の供給体制を整えることを急務としたため、新たに平城京において瓦窯を備える必要が出てきたためと言えよう。

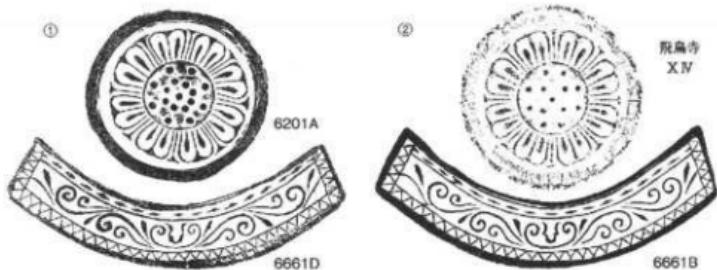
これが奈良時代後半になると、6138C-6712Aからなる、いわゆる「大安寺式軒瓦」が成立する（第2図）。この大安寺式軒瓦の成立時期に関してはいくつかの説があるが、中井公の整理によると、概ね749~757年の成立と推定される⁴。この大安寺式軒瓦は伽藍に近接する杉山瓦窯で生産され、僧坊の建て替え時に使用されたものと考えられる。この大安寺式軒瓦は、6304D-6664Aとは異なり、平城宮からは出土しない。このことから、奈良時代後半においては造大安寺司が独自に造瓦体制を整備していた状況が窺える。

元興寺 元興寺は養老二年（718）創建の寺院である。『続日本紀』などでは藤原京に存在した法興寺（飛鳥寺）を移建した、との記述もあるが、実際には飛鳥寺は藤原京で存続し続けていることから、基本的には新造されたと判断して差し支えない。その元興寺創建時の所用瓦であるのが6201A-6661Dである（第3図①）。これらは平城宮式軒瓦ではなく、元興寺独自の瓦として製作されたものであるが、その瓦窯については不明である。

ただし、この6201A-6661Dのモデルとなったであろう軒瓦が飛鳥寺に存在する。それが飛鳥寺X IV-6661Bである（第3図②）。これを見ると、両セットが非常に類似していることがわかる。また、興味深い事実として6201A-6661Dが飛鳥寺からも出土する点が指摘できる。これらのことから勘案すると、瓦窯の状況こそ明らかでないものの、飛鳥寺と元興寺の瓦窯体制はほぼ同一のものと考えられ、その結果、類似した軒瓦のセットが両寺院から出土することになったのである。

6231A-6661Aのセットが用いられることになる（第1図①）。このことから、大官大寺の造営に携わっていた造大官大寺司が、そのまま大安寺の造営に携わっていたことが伺える。ただし、現状では6231A-6661Aを生産した瓦窯は明らかになっていない。

さらに大安寺では、創建当初の補足瓦として6304D-6661Aも確認できる（第1図②）。これは典型的な平城宮式軒瓦であり、6304Dは内裏東外

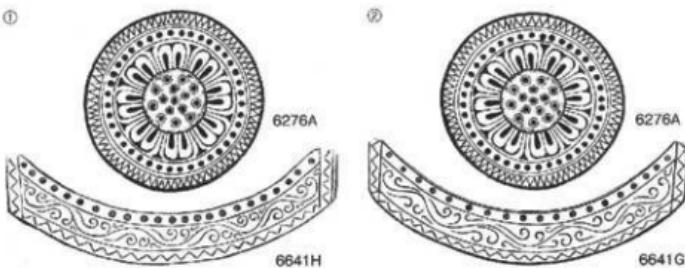


第3図 元興寺（左）と飛鳥寺（右）の瓦（1：6）

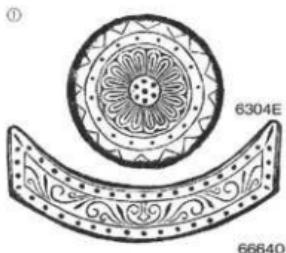
薬師寺 「続日本紀」によると、養老三年（719）に「始めて造薬師寺司を置く」との記載がある。したがって、その年に平城宮における薬師寺の造営が開始されたことがわかるが、この薬師寺が新造であるか、あるいは藤原京における本薬師寺の移建であるか、本尊の薬師如来の美術様式の問題なども巻き込んで、長年論争が闘わされてきた。

しかし本薬師寺の発掘調査が進展し、出土瓦の状況も明らかになってくると、その論争も概ね決着を見ることとなった⁵。具体的に説明すると、本薬師寺の所用瓦である6276A-6641H（第4図①）であるが、これが薬師寺の創建期においては6276A-6641G（第4図②）となり、軒丸瓦は共通するものの、軒平瓦においては新たな型式が生み出されている。そして、薬師寺の6276A-6641Gのセットで、さらに範例の進んだものが本薬師寺の西塔周辺から出土していることがわかった。以上のことから、薬師寺造営に併行するように本薬師寺の西塔の建造がおこなわれていることから、本薬師寺からの移建は想定し得ず、平城京の薬師寺は新造であることが明らかとなったのである。

さらに、6276A-6641Gが薬師寺と本薬師寺の両方から出土していることは、両寺院の造瓦体制が基本的には同一であったことを示している。本薬師寺の瓦窯としては奈良県南部に位置する牧代瓦窯が知られているが、薬師寺の瓦も基本的には牧代瓦窯からもたらされたも



第4図 本薬師寺（左）と薬師寺（右）の瓦（1：6）



第5図 薬師寺所用瓦（1：6）

は、造薬師寺司が平城宮の造瓦体制と関連性をもちつつも、基本的には別個に活動していた様子が窺える。なお、このセットを生産していた瓦窯については不明であるが、製作技法なども6276A-6641Gとは大きく異なることから、牧代瓦窯とは異なる瓦窯で生産されていた可能性が高い。

② 平城京で新たに造られる寺院

興福寺 興福寺は和銅三年（710）に創建された藤原氏の氏寺であり、藤原京に存在していたと思われる腰坂寺からの移建とされている。ただし、考古学的には腰坂寺の状況も不明であるため、移建の事実は確認されていない。興福寺で興味深いのは、藤原氏の氏寺であるにもかかわらず、養老四年（720）に藤原不比等が死去すると、「造興福寺仏殿司」が置かれて「官」による造寺体制が整えられる点である。これは当時の藤原氏の権勢を反映しているとはいえ、平城京においては唯一の事例であることから、極めて異例といえる。

その興福寺の創建期の軒瓦として、6301A-6671Aがあげられる（第6図①）。これは、平城山丘陵に位置する梅谷瓦窯（京都府）において生産されたことが明らかとなっている。この瓦には布目押圧技法など、藤原宮式軒瓦などにも認められる製作技法が用いられているが、文様自身は過去に系譜を引くものではなく、興福寺において新たに採用された独自の文



第6図 興福寺（左）と平城宮（右）の瓦（1：6）

のと考えられる。

一方、創建期の薬師寺においては平城宮式軒瓦も使用されている。それが6304E-66640である（第5図）。これらは僧坊などの周辺施設から出土していることから、補足用として用いられていたようである。ただし、これらのセットは平城宮からは出土していない。すなわち、文様自身は平城宮式軒瓦に系譜が認められるものであるが、あくまで薬師寺においてのみ使用されていた瓦なのである。このこと

様と位置づけられよう⁶。

一方、平城宮式軒瓦においてはこの興福寺所用瓦と極めて類似した軒瓦が存在する。それが6301Bと6671Bである（第6図②）。6301Bは内裏周辺から、6671Bは東方官衙地区からそれぞれ出土しているため、セットではなかったようであるが、興福寺の影響を受けて成立する平城宮式軒瓦が存在していることは注目すべきである。前出の薬師寺や大安寺のように、平城宮式軒瓦が寺院所用軒瓦に影響を与えていたケースは少なくないが、興福寺のように、寺院所用軒瓦が平城宮式軒瓦に影響を与えるケースは、後に触れる東大寺式軒瓦も含め、きわめて希なことと言える。このように、興福寺の造瓦体制は限定的ではあるが、平城宮の造瓦体制にも影響を与えていたことが指摘できよう。

法華寺 法華寺は、天平十三年（741）に「法華滅罪之寺」として總國分尼寺に任せられる大寺院であるが、極めて複雑な歴史的展開を経ている。そこで、まずは法華寺の成立過程とその後の展開について整理し、その後に各時期の軒瓦の様相についてまとめてみることとする。

まず、法華寺成立以前、平城遷都の際に当該地に営まれたのが藤原不比等邸である。そして養老四年（720）に藤原不比等が亡くなると、その地を娘である光明子が伝領したものと考えられる。そして天平元年（729）に光明子が皇后に冊立された際には、この地には皇后宮殿が営まれたようである。そして天平十七年（745）の平城遷都の後、皇后宮は「宮寺」なる寺院に改築される。既に天平十三年（741）には總國分尼寺である「法華滅罪之寺」なる呼称は存在するようだが、天平十八年（746）までは「宮寺」としてしか文献には登場せず（『官寺三綱牒』など）、「法華寺」の初見は天平十九年（747）まで待たねばならない（『正倉院文書』など）。とはいえ、平城遷都以降には寺院として機能し始めたことには間違いない。

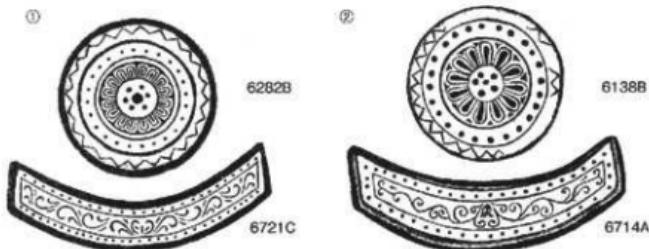
そして、法華寺として本格的に御堂整備が始まるのは天平宝字年間である。まず、「造法華寺付官」の名称が初見されるのは天平宝字二年（758）である（『続日本紀』）。そしてその翌年の天平宝字三年（759）には金堂の造営が開始され、完成するのがその翌年のことである（『造金堂所解』）⁷。他の壇塔については文献に登場しないが、おそらくは順次築造が開始されていったことと想定される。そして天平宝字五年（761）には、その前年に亡くなった光明天皇の追善のために、法華寺の南側に阿弥陀淨土院が建てられる。この段階で、概ね法華寺の伽藍整備も終了していたと考えられよう。

それでは以上を踏まえた上で、法華寺所用瓦の変遷とその特徴について述べておきたい。ただし、本来ならば藤原不比等邸所用瓦から論じるべきであろうが、今回はあくまで寺院所用瓦の分析を主たる目的としているため、平城遷都後の「宮寺」成立以降についてのみ触れることとする⁸。

その「宮寺」所用瓦のセットであるが、6282B-6721Cがその候補としてあげられる（第7図①）。しかし、このセットは平城宮において非常に多用されるセットなのである。これまで触れてきた寺院においては、平城宮式軒瓦が使用されることはあるが、それはあくまで補足用など、主体を占めることは決してなかった。ところが、この「宮寺」の段階では平城宮式軒瓦が主要な所用瓦として用いられているのである。

これは、「宮寺」の成立から法華寺の本格的伽藍整備までの歴史的展開がその背景となっている。まず、「造法華寺司」の初見が天平宝字年間まで降ることを考えると、「宮寺」成立段階に造寺に携わる専属の官営組織は存在しなかったと考えられる。とはいっても、造寺に携わる何らかの組織が存在しない限り、「宮寺」の整備はおこなわれなかつたであろう。そこで考えられるのが、「宮寺」の整備に際して、皇后宮職が主体的な役割を示した可能性である。「宮寺」の前身たる皇后宮の瓦を見ると、いずれも平城宮式軒瓦との強い共通性が見られる⁹。したがって、皇后宮職は平城宮の造瓦体制を一部借用するかたちで瓦を確保しているものと判断できる。これは、平城遷都後も同じ状況であったことだろう。6282B-6721Cを生産していた瓦窯については未だ明らかにされていないが、このセットの平城宮からの出土数を考慮に入れると、基本的には平城宮の造瓦体制によって供給されていたと考えて差し支えない。そして、平城宮の造瓦体制と深い関連をもつ皇后宮職によって「宮寺」の整備がおこなわれたため、その所用瓦は平城宮式軒瓦となったのである。

これが天平宝字年間に入って造法華寺司が成立すると、状況に変化が見られる。法華寺金堂の所用瓦と考えられるのが6137C-6716A、6138B-6714Aのセットであるが（第7図②）、これらが平城宮から出土することはほとんどなく、法華寺独自の瓦と判断できる。また、これらのセットは音如ヶ谷瓦窯（京都府）で生産されたことが明らかになっており、造法華寺司が独自に瓦窯を所管していることが窺える。すなわち、造法華寺司の成立と共に平城宮の造瓦体制とは一線を画し、独自の造瓦体制を営むようになったといえよう。



第7図 法華寺所用瓦 (1:6)

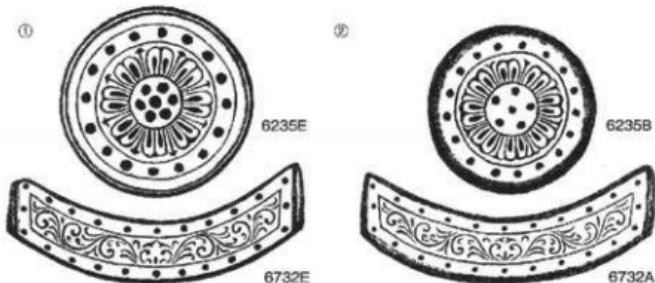
③東大寺との関連で成立する寺院

東大寺 総国分寺たる東大寺は巨大な龕舎那仏で有名であるが、その大仏は天平十七年（745）に造立が開始される。その大仏の巨大さゆえ、その時はまだ伽藍の造営に着手されていない段階である。大仏造立が一段落し、本格的な伽藍整備が開始される契機となるのは、造東大寺司の設置である。その名称が文献に初めて見られるのが天平二十年（748）のことであるから、その頃から東大寺の伽藍整備が開始されたと判断してよい。それと時を同じくして、いわゆる「東大寺式軒瓦」が成立するわけだが、その成立以降、奈良時代後半の造瓦体制に多大な影響を与えていたことがわかっている。以下ではその状況を整理してみたい。

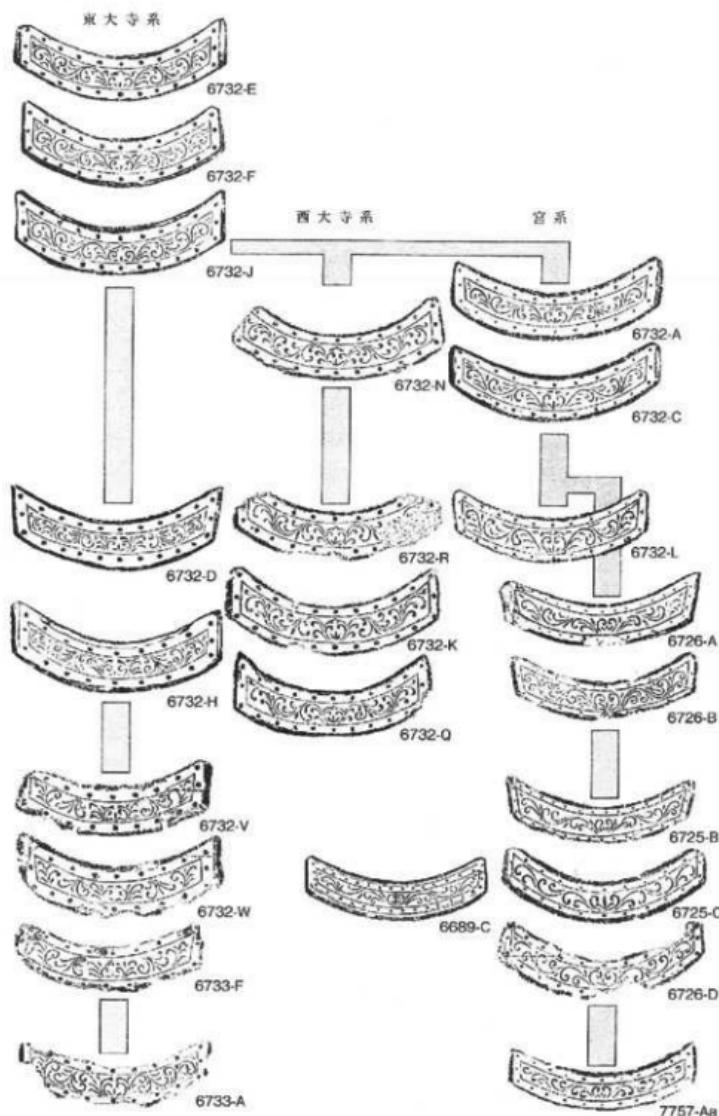
いわゆる東大寺式軒瓦のうち、最も古い相を示すのが6235E-6732Eのセットであり、これらは奈良県荒池瓦窯産と考えられている（第8図①）。そしてこれを端緒として、東大寺式軒瓦は多様な発展を遂げていくわけだが、そのうち6732型式に注目して整理した花谷浩と山崎信二の研究によると、東大寺式軒瓦は文様や製作技法の点において、概ね3つの系統に分かれることが明らかとなった¹⁰。すなわち、「東大寺系」と「平城宮系」、「西大寺系」である（第9図）。

「東大寺系」は東大寺や新薬師寺などで顕著に見られるもので、直接的に造東大寺司と関係を有している一群である。それらの6732型式の製作技法は、粘土塊を用いてそれらを固めながら成形し、凸面には縦方向のヘラケズリを施すという特徴を持つ。そしてこれらの技法を持つ集団は後に平安京の西寺の造瓦にも携わっていたことが明らかとなっている¹¹。

次に平城宮系は、その名の通り平城宮を中心用いられ、称徳天皇の「西宮」所用瓦である6235B-6732Aのセットがその代表例と言えよう（第8図②）。このセットは市坂瓦窯産であることがわかっている。この6732型式は1枚の粘土板から軒平瓦を成形し、凸面には縦縫印きを施すという特徴を持つ。そして、同様の技法を持つ集団はのちに長岡宮の造瓦に携わ



第8図 東大寺（左）と平城宮（右）の瓦（1：6）



第9図 東大寺式軒瓦における3つの系列（毛利光・花谷 1991）

っているようである¹²。

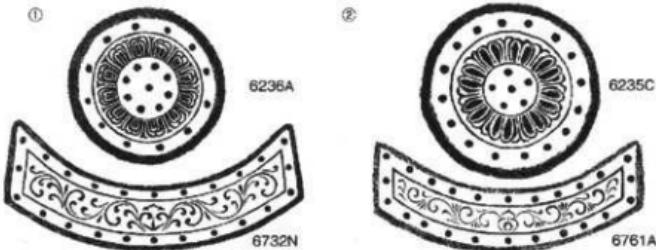
そして最後が「西大寺系」である。これらは西大寺および西隆寺で顕著に見られるものである。両寺の瓦については後に詳述するため、ここではその技法についてのみ触れておく。西大寺系の6732型式は薄い粘土板を重ねることによって成形し、その後、凸面に布目押圧を加えて調整するという特徴を持つ¹³。

このように、造東大寺司の手によって作り出された東大寺式軒瓦であるが、その影響は他の寺院のみならず、平城宮の造瓦体制にも大きな影響を与えていることがわかる。ただし、影響を受ける側の製作技法に関する独自性は保たれており、東大寺式軒瓦という大きな枠組みの中で、各々独自の造瓦体制の展開を見せている点も、奈良時代後半の大きな特徴と言えよう。

西大寺と西隆寺 両寺院はともに称德天皇の庇護のもとに成立した寺院である。東大寺と法華寺は總國分寺と總國分尼寺として対になっているが、西大寺と西隆寺も僧寺と尼寺として対になっていたようで、父親たる聖武天皇の造営した東大寺・法華寺に劣らぬよう、称德天皇が並々ならぬ情熱を傾けて両寺を造営した状況が窺える。

西大寺は天平神護元年（765）に創建され、天平神護三年（767）に設置された造西大寺司によって伽藍の造営がおこなわれたことが明らかとなっている。そして伽藍全体の詳細な記述が記載された『西大寺資材流記帳』が編纂される宝亀十一年（780）頃には、伽藍の整備がほぼ終了していたようである。一方、西隆寺に関しては造西隆寺司が天平神護三年（767）に設置されていることから、西大寺と期を一にして造営が開始されていることがわかる。その後、西隆寺が文献に登場する機会はさほど多くないが、宝亀二年（771）頃には伽藍の整備が終了していたようである。

その西大寺所用瓦と西隆寺所用瓦は、いずれも西大寺系の東大寺式軒瓦である（第10図）。もちろん、今回掲げたセットの他にも、各堂塔において多岐に渡る軒瓦のセットが見受けられるが、いずれも東大寺式軒瓦の系譜を引くものである。ただし、両寺院の瓦を



第10図 西大寺（左）と西隆寺（右）の瓦（1：6）

生産していた瓦窯については未だ明らかにされていない。

これらの瓦に東大寺式の影響が見られる原因の一つに、佐伯今毛人なる人物の活躍が推定される。この佐伯今毛人は初代の造西大寺司長官であるが、実は天平二十年（748）の段階で造東大寺司次官を務め、天平勝宝七年（755）と天平宝字七年（763）には造東大寺司長官に任せられている。このような経歴をもつ人物が西大寺の造営に携わっていたことから、造瓦の面においても東大寺の影響が認められるに至ったと考えられる。もちろん、西隆寺に関しても西大寺と一体として造営が進められていたことから、その影響が及ぶことになったのであろう。ただし、先にも触れたが東大寺系と西大寺系では製作技法が異なることから、両者の独自性も充分に發揮されていた状況が窺える。

（3）小 結

それでは以上で述べてきた奈良時代における各寺院の造瓦体制について、重要な点にしほってまとめておきたい。

まず指摘できるのは、奈良時代の寺院の造営において「造寺司」は欠くことのできない存在だということである。藤原京の時代から官の手によって造られた寺院、すなわち「官寺」は存在しているが、既にこの段階で造高市大寺司（天武天皇二年（673）、高市大寺は後に改名して大官大寺となる）や造薬師寺司（大宝元年（701））などの存在が文献から知られる¹⁴。この造寺司の出現については、円滑な寺院造営をおこなうために比較的独立性の高い専門組織を設けるという点で、純粹に実務的な理由であった可能性が高いが、結果として、造瓦体制においても寺院ごとの個性が強調されることになった。

その独自性がもっともよく現れているのが寺院所用軒瓦の状況である。先にも整理したように、成立期の法華寺のような特殊な例を除くと、基本的に寺院所用軒瓦と平城宮式軒瓦は区別して用いられている。これは、平城宮の造瓦体制と寺院の造瓦体制が基本的には分離して存在していたことを示している。ただし、文様や製作技術に関する交流は存在していたようで、平城宮式軒瓦をモデルとした寺院所用軒瓦や（薬師寺の6304E-6664Oなど）、寺院所用軒瓦の影響を受けた平城宮式軒瓦（6301B-6671B、6235B-6732Aなど）の存在は、その事実を確的に示している。これは寺院問においても同様で、東大寺式軒瓦に見る東大寺系と西大寺系の並立などは、その例証と言えよう。

次に指摘できるのは、造寺司が单一の寺院だけではなく、比較的距離のある複数の寺院の造営に携わっていたという点である。すなわち、藤原京から平城京への遷都にともなって、かつては寺院についても移建されたとのイメージが強かったが、これまでの整理でも明らかなように、純粹に移建されたのは焼失という予想外の事態が生じた大官大寺（=大安寺）だけである。しかも、その大安寺と元興寺の造営に関しては、造大安寺司（=造大官大寺司）と造元興寺（=造法興寺司）が藤原京と平城京の両方で活動するとともに、両

京における寺院造営・整備に一貫して携わっていた状況が窺えるのである。

その中で、造東大寺司の出現は奈良時代後半の寺院造営に計り知れない影響を与えた。そしてそれは平城京内寺院にとどまらず、平城京の造瓦体制のほか、長岡京や平安京の西寺にまで影響を及ぼすにいたる。これは、造東大寺司なる組織が単一の寺院造営組織というだけでなく、他の造寺司（造西大寺司や造内隆寺司など）に対して主導的地位を保つていたことに起因するのであろう¹⁵。

そして、視点を転じて造瓦体制の根幹に関わる瓦窯そのものの焼窯技術に注目した場合、実はここにも造東大寺司の影響が及んでいる可能性がある。それは、有林式平窯の普及の問題についてである。有林式平窯は奈良時代後半以降、平安時代にいたるまで一般的に普及する瓦窯構造であるが、現状で発見されている有林式平窯のうち、出現期のものを見てみると、そこではいずれも東大寺式軒瓦が見られるのである。

まず、造東大寺司所管の荒池瓦窯であるが、これについては奥村茂輝の紹介が詳しい¹⁶。それによると、永承二年（1047）に書かれた「造興福寺記」では、当時の造興福寺司長官であった藤原資仲が荒池瓦窯を一度発掘し、その後その窯を作り直した後にもう一度瓦窯として使ったとの記述がある。永承二年（1047）の段階で最も普遍的であった窯構造は有林式平窯であり、その時期に再利用が可能であった窯構造であることを考慮に入れると、荒池瓦窯も有林式平窯であった可能性が高いのである。

次に、平城山丘陵の瓦窯を見てみると、現状有林式平窯が検出されているのは市坂瓦窯と五領池東瓦窯である¹⁷。このうち、市坂瓦窯は称徳天皇の「西宮」所用瓦である6235B-6732Aを生産していた瓦窯である。また、五領池東瓦窯は阿弥陀淨土院所用瓦を生産していた瓦窯と考えられているが、この壁体には東大寺系の6732F¹⁸が使用されていた。このような点を考慮に入れると、両瓦窯についても造東大寺司の影響が見て取れるのである。したがって、造東大寺司の影響は軒瓦の文様などにとどまらず、その瓦を製作する瓦窯そのものの焼窯技術にまで及んでいる可能性が高い。

このように、奈良時代を通じて寺院の造瓦体制に大きな影響を与えていたのは、その造営を所管する造寺司なる組織の存在だったことがわかる。

3. 慶州地域における寺院の造瓦体制

（1）寺院における瓦の状況

皇龍寺と芬皇寺 皇龍寺は真興王十四年（553）に創建された、新羅地域最大の寺院である。584年に金堂を建立し、645年には百濟の阿非知を招いて、高さが80mにも達する木造九重塔を建立した。かくして皇龍寺の建設は645年に木造の塔が完成するまで4代の王、93年間に及んだことがわかる。伽藍配置は中門・塔・金堂・講堂が南北に配置された一塔式

		수직세 文様
高麗寺 圓頭瓦		
1-1期	가 I Aa	
		가 I Ba-c
		가 I Ba-1a
		가 I Ba-1b
		가 IIb-1
		가 IIb-1
		中
1-2期		
	가 I Ba-2a	
	가 I B-1	
		가 IIb-2
AD 650		
II期		
	가 I Ba-2b	
	가 I Ba-2c	
		가 I Bb-1
		가 I Bb-2
		가 I Bb-3
III期		
	가 I Ba-4d	
	가 I Ba-4e	
	가 I Ba-4f	
	가 I Ba-4g	
	가 I Ba-4h	
三國統一 五代		
	가 IIa-1	
	가 IIa-2	
	가 IIa-3	
IV期		
	가 IIa-3a	
	가 IIa-3b	
	가 IIa-3b	
	中	
		가 IIc
		다 I-1
		다 II-1
		다 II-2
		기 II-2
		
		대 II-3a
		다 II-3b
		가 IIa-2

第 11 図 芬皇寺出土瓦の編年案 (朴 2006)

		新羅式文様				
		기 I B-2	기 IIIa-2c	나 II-1	다 I-2	마 3
IV世 AD 750		기 I C-1	기 IIIa-3a	나 II-2	다 I-3	다 II-4
		기 IIIa-1c	기 IIIa-2d		기 IIIa-4	마 4
V世 AD 850		기 IIIa-3b	기 IIIa-2e	기 IIIa-4a		
			기 IIIa-2f			
VI世 AD 950		기 IIIa-3	기 IIIa-3	나 1	마 2	마 4
		다 I-4	다 II-5	기 IIIa-3	기 IIIa-4	
VII世 AD 1050		기 IIIa-5c	기 IIIa-5d	다 II-6		
		기 IIIa-4b	기 IIIa-4c	기 IIIa-4d		
VIII世 AD 1150		기 I C-2	기 IIIa-4c			

伽藍配置を基本とし、中央の中金堂の左右に東金堂・西金堂が配されている。そして754年頃までには、塔の前方に左右対称に鐘楼と経蔵も配置された。

その皇龍寺の北方に近接して造営されたのが芬皇寺である。芬皇寺の創建年代については文献に記されていないが、完成については『三国史記』に記載があり、それによると、善徳王三年、すなわち仁平元年（634）に完成したことが記されている。また『続高僧伝』の慈藏伝によると、慈藏が貞觀十七年（643）に唐より帰國した時に王命（善徳王か）により大國統に任命され、「王芬寺」に住まさせたとある。『続高僧伝』では、「王芬寺」について、「寺は即ち王の産るところなり」としていることから、芬皇寺のことであると思われ、『三国遺事』でも「命じて芬皇寺に住ましむ〔唐伝に「王芬」となす〕」³⁰とあり、慈藏が帰國後の住居は芬皇寺であったという認識にたち、『続高僧伝』の「王芬寺」は芬皇寺とみて間違いないようである。

芬皇寺の創建期の伽藍配置は、現存する石塔を中心として、その北側に中金堂・東金堂・西金堂を配する一塔三金堂式である。そして、8世紀の中頃には中金堂において建て替えがおこなわれていたことが、発掘調査から明らかとなっている。

この皇龍寺と芬皇寺は、隣接して造営されていることに加え、完成の時期も近接していることから、併行して造営されていたものと考えられる。また、出土する瓦礫類に注目してみると、創建期に用いられたと考えられる高句麗系の7葉素弁蓮華文軒丸瓦が共通して出土していることや、同範と考される軒丸瓦も多数出土していることから、両寺院の造瓦体制は基本的には同一のものであったと想定される。

そして、両寺院の出土瓦の状況に共通して認められる最大の特徴は、その種類の多さである。例えば、皇龍寺においては蓮華文軒丸瓦だけで216種類が確認されている。また、芬皇寺においても蓮華文軒丸瓦は135種類が確認されている。もちろん、これは寺院の存続年数などの問題もあるので、そのままの数字を受け入れるわけにはいかないが、第11図に掲げた芬皇寺の瓦編年案³¹を参考にすると、芬皇寺が完成する650年頃までにおいて、高句麗系の素弁蓮華文軒丸瓦や、百濟系の蓮華文軒丸瓦、そして複弁蓮華文としては極めて初現期にあたる軒丸瓦など、実に多彩な瓦が用いられていたことがわかる。さらには、中金堂の建て替えがおこなわれる750年頃までを見ても、家相拳文を中心とした統一新羅期の流麗な軒丸瓦が多種類にわたって用いられているようである。

また、芬皇寺の発掘調査報告書³²においては、軒丸瓦の各型式がどの地点から出土したかについて、情報が記載されているが、それを見る限りでは、特定の地点に特定の瓦が集中するような状況が確認できないため、おそらくは、1つの建物について複数の種類の軒丸瓦が用いられていると想定せざるをえない。

また、先に述べてきた日本の寺院においては、常に軒丸瓦と軒平瓦を「セット」として

とらえてきたが、皇龍寺や芬皇寺では軒丸瓦・軒平瓦の種類が極めて多岐にわたり、また出土状況等からでもセットを抽出することができない²²。

このように、日本の寺院とは大きく異なる様相を示す両寺院であるが、なぜそのような状況が生まれているのかについては、小結において詳述したい。

四天王寺 四天王寺は、文武王十九年（679）に創建された寺院である。日本にも四天王寺は存在するが、興味深いのは両者共に護國鎮護を目的として造営された寺院という事である。当時の新羅は唐と連合して百濟と高句麗を滅ぼし、三国を統一することになったが、韓半島全体を支配しようという野心をあらわにした唐は、文武王十四年（674）に、50万の大軍を出兵させて新羅を攻撃した。この時、新羅は唐軍の撤退を祈願して四天王寺を建立したのである。「三国史」によると、寺院建立に着手する前に唐軍が攻め寄ってくるという急報が入って来たため、強い神通力を持つと言われる明朗法師が祈願すると、大風が起きて唐の軍船は全部沈没してしまったとある。そして、その5年後に寺院が完成に至り、四天王寺と名づけられたと伝えられている。

四天王寺の伽藍配置は、金堂を中心に、東木塔と西木塔、北に左経樓・右経樓をもつ、いわゆる双塔一金堂式である。現在も発掘調査がおこなわれているため、出土瓦の全貌については報告書の刊行を得たねばならないが、2010年2月、筆者は出土瓦の多くについて実見する機会を得ることができた。そこで、以下ではその際に得た知見について触ることにしたい。

四天王寺においても、日本の寺院に比して軒瓦の種類が多い。ただし、先に述べた皇龍寺や芬皇寺ほど、バリエーションは多くない。これは、四天王寺の成立が統一新羅の成立以降であるため、古新羅系の軒瓦が見られないことがその一因ではあるが、そのような状況をふまえたとしても、種類の数がさほど多くない点は注目すべき事実である。

出土瓦の中で、興味深いのが複弁蓮華文軒丸瓦と忍冬文軒平瓦である（第12図）。この複弁蓮華文軒丸瓦は今回の発掘調査ではかなりの数がまとまって出土しており、皇龍寺や芬皇寺では複弁蓮華文軒丸瓦がさほど出土しないことから、四天王寺における特徴の一つといえる。また、忍冬文軒平瓦についても一定量出土しているが、複弁蓮華文同様、皇龍寺や芬皇寺ではほとんど出土していない瓦である。

そして、この複弁蓮華文軒丸瓦と忍冬文軒平瓦の製作技法について見てみると、瓦当の接合方法について共通する技法が認められるのである。複弁蓮華文軒丸瓦に関しては、瓦当と丸瓦を接合す



第12図 四天王寺出土瓦（約1:6）

る際に、①丸瓦先端を歯車状にギザギザに加工するもの、②瓦当裏面に刻み目を施すものの、③未加工のまま接合するものの3つの技法が認められる。そしてそれぞれの技法の差違が、瓦当文様の細かな差違に対応することから、概ね3つの流派からなるといえよう。このうち、①の技法が忍冬文軒平瓦と共通するのである。朝鮮半島の軒平瓦は、日本とは異なり、瓦当部と平瓦部を別々に成形したのちに接合する技法を採用しているが、この忍冬文軒平瓦に関しては、平瓦先端を歯車状に加工すると共に、瓦当裏面に指頭圧痕を施しているものもある。このことから、忍冬文軒平瓦を製作していた工人は、複弁蓮華文軒丸瓦の1流派を作っていた工人である蓋然性が極めて高いのである²³。

このように、四天王寺においては複弁蓮華文軒丸瓦と忍冬文軒平瓦が同様の技法によって製作されていることから、この軒丸瓦・軒平瓦が「セット」として成立していた可能性が極めて高い。最終的には、報告書の刊行を待つて出土状況の分析をおこなう必要があるが、皇龍寺や芬皇寺では見られなかった事態が生じていることは注目に値しよう。

ただし、このセットが四天王寺創建期のものであるかどうかについては、議論の余地がある。これに関する現状では情報が足りないため、報告書の刊行を待ちたい。

仏国寺 仏国寺の創建は法興王十五年（528）のことであり、その当時は華嚴仏国寺。あるいは法流寺と呼ばれていたようである。その後、景德王十年（751）に当時の宰相、金大城によって実に17年間にわたる伽藍整備がおこなわれた。そしてそれが終了した惠恭王十年（774）、仏国寺という名称がつけられたようである。最盛期の8世紀には約60棟の木造建物が立ち並んでいたようである。

最近の発掘調査としては、慶州大学校博物館によって聖宝博物館建設予定地にておこなわれたものがある²⁴。この発掘によって数多くの瓦が出土しており、筆者もそれを実見する機会に恵まれたため、今回はそれらを中心に紹介することとしたい。

出土瓦としては、複弁を基調とする重弁軒丸瓦と、鬼面唐草文軒平瓦がある（第13図）。



第13図 仏国寺出土瓦（1:6）

これらの時期としては、統一新羅の後半、8世紀後半から9世紀前半頃に属するものと考えられる。これらの瓦の特徴に、軒丸瓦の瓦当側面と軒平瓦の顎面に、花文や唐草文からなる施文が施されている点があげられる。そしてこれらの施文を仔細に見ていくと、軒丸瓦と軒平瓦とで共通の文様を持つことが明らかになった。したがって、これらの重弁軒丸瓦と鬼面唐草文軒平瓦は同一の工人集団によって製作された「セット」と考えることができる。

また、鬼面唐草文軒平瓦に関しては、個体によって文

様に多少の差違はあるものの、基本的にはすべて同じスタイルで統一されていることがわかる。これは、今回の発掘調査で検出された建物のいくつかは、この重弁軒丸瓦と鬼面唐草文軒平瓦という文様で統一された屋根を有していたことを示している。かつて、皇龍寺や芬皇寺などで見られた1つの建物に複数の文様からなる軒瓦を用いていたのに比べると、仏国寺の状況は、日本の寺院における軒瓦のあり方に似通ってきたことが指摘できよう。

(2) 瓦窯の状況

慶州地域ではその周辺部の丘陵地に瓦窯が点々と営まれている。しかし、発掘調査がおこなわれたものは少なく、多くは表面採集で瓦が確認されているのみである。したがって、慶州地域の瓦窯の状況については今後の検討課題であるが、今回は金丈里瓦窯の状況についてのみごく簡単に触れておきたい。

金丈里瓦窯は慶州地域の北西部に位置する瓦窯であるが、1978年に緊急発掘調査がおこなわれ、その際に多数の瓦が出上した。それらは概ね8世紀以降の瓦と考えられることから、瓦窯の操業時期もそれ以降と考えられる。隣接して古新羅の瓦が出土する多慶瓦窯が存在しているが、基本的には同一丘陵上に展開する一連の瓦窯ととらえられるため、時期を経るにしたがって、多慶瓦窯から金丈里瓦窯へと生産の中心地が移ってきたと考えられる。

金丈里瓦窯から出土した瓦は既に『新羅瓦焼』²⁵などで紹介されている。筆者も、その一部を国立慶州博物館において実見することができた。そこで得られた印象としては、文様の多彩さもさることながら、製作技法や使用されている胎土などについても、実に多様性にあふれている²⁶。すなわち、1つの工人集團が多様な瓦を作っているのではなく、複数の工人集團がそれぞれ独自に瓦を作った結果、多様性が見られるようになったと考えられるのである。

また需給関係についても、既に指摘されているように月城や雁鴨池、また一部は皇龍寺や芬皇寺に瓦が供給されている。このように、単一の供給先をもつではなく、複数の供給先、しかも寺院に限らず都城域へも供給していることから、寺院などの専属瓦窯ではなく、瓦生産の中心地として慶州全域に広く瓦の供給をおこなっていたことが窺えよう。

(3) 小結

慶州地域においては、これまでにまとまった発掘調査がおこなわれた寺院が少ないため、全体として寺院所用瓦の情報は乏しい。そのため、今回は筆者が出土瓦を実見できた寺院を中心に述べざるを得なかった。したがって、管見の限りとなってしまうが、以上で述べてきたことを簡単にまとめておきたい。

まず、皇龍寺や芬皇寺のような創建が7世紀に遡る寺院においては、軒丸瓦と軒平瓦の

セット関係は成立しておらず、しかも文様の種類が多岐にわたるため、1つの建物において複数の文様の軒瓦が使用されていたことが想定できる。しかし、これが四天王寺や仏国寺のように、やや時代が降るにつれ、文様のバリエーションは少なくなつていい、建物に用いられる軒瓦の文様が統一される方向に向かっていくようである。また、軒丸瓦と軒平瓦についても、四天王寺で顕著なように同一の工人集団によって製作されていることから、両者の間にセット関係が成立していく状況も見てとれる。すなわち、統一新羅の寺院所用瓦は多様性から統一性へと向かっていく傾向が指摘できるのである。

もちろん、この多様性から統一性への変化は、造瓦体制そのものの変化に結びついているものと考えられる。瓦窯の状況についてはまだまだ不明な部分も多いが、金丈里瓦窯の状況を見る限り、8世紀の段階では寺院専属の瓦窯としては機能しておらず、都城をも含めた複数の供給先をもっている様相が確認できる。そして、供給先である寺院の状況を顧みると、皇龍寺や芬皇寺で見られた多様性は、1つの瓦窯からの供給だけではなく、多数の瓦窯から瓦を人手していたことを示している²⁷。

そしてこれは、亀田修一が百濟・扶余地域の分析で明らかにした「複数瓦窯複数寺院型」²⁸とほぼ同じ様相を示しているのである。亀田はこの複数瓦窯複数寺院型が成立する背景として、扶余のほとんどの寺院の造営において、国家または王家が関わっていたと推定する²⁹。これは、皇龍寺や芬皇寺の成立事情を鑑みると、同様の指摘が可能かもしれない。すなわち、「統高僧伝」に記されているように、「寺は王の造るところ」であり、国家主導によって大規模な寺院造営がおこなわれた結果、複数の瓦窯から瓦が調達され、またそれらの瓦窯が複数の寺院に瓦を供給することによって、結果的に非常に多様な瓦が1つの寺院に用いられる結果になったのである³⁰。

しかし、これが時期を経るにつれて、様相が変化てくる。すなわち、バリエーションの減少とそれにともなう文様の統一性や、セット関係の成立である。これは、むしろ日本の寺院における瓦のあり方に類似していくことが指摘できる。四天王寺や仏国寺に瓦を供給していた瓦窯の状況がまったくわからないため、あくまで想定の域を出ないが、8世紀も後半に入ると、瓦窯と寺院の関係に変化が生じていたのではなかろうか。すなわち、複数の瓦窯から複数の寺院に供給するのではなく、日本同様、寺院専属の瓦窯が成立していた可能性がある。特に仏国寺では複弁を基調とする重弁軒丸瓦が主体であるが、これらは他の慶州地域の寺院では決して主体にはならない。同様の指摘は四天王寺の忍冬文軒平瓦についても可能である。以上のことから、少なくとも8世紀後半以降の寺院においては、複数瓦窯複数寺院型ではなく、1寺院1瓦窯が成立していた可能性を指摘するとともに、今後の瓦窯の研究の進展を待って、改めて論じることにしたい。

4. まとめ

以上、日韓両地域の造瓦体制について、整理をおこなった。すなわち、日本においては「造寺司」なる寺院造営の専属組織を設けることによって、寺院の独自性を保ちつつ、かつ他の造寺司や平城京の造瓦体制とが互いに影響を与えながら展開していった状況を見て取ることができた。一方、慶州地域においては複数瓦窯複数寺院型といった、寺院や都城も一体となった造瓦+供給体制を取っていたため、寺院の独自性はさほどなく、かつ軒丸瓦と軒平瓦のセット関係も不分明なままであった。しかし8世紀後半以降、セット関係が確立していくと共に、寺院の独自性が徐々に表れてくることから、日本のような寺院造営の専属組織が成立しつつあった可能性が指摘できる。

それでは、日本と朝鮮半島でこのような差違が生じた原因は何にあったのであろうか。

1つは、寺院造営に関する組織の成立状況の差違によるものと考えられる。日本においては、6世紀末の飛鳥寺以降、7世紀後半の官寺の成立まで、寺院はすべからく氏寺であり、その造営は各氏族ごとにおこなわれることから、寺院造営組織の個別性が高かったことが窺える。それが、7世紀後半以降においても、寺院造営組織は寺院に専属するものといった伝統を受け継ぎ、その個別性を維持していったと考えられるのである。一方、朝鮮半島においては、慶州地域にとどまらず、その前段階たる百濟地域においても、「基本的に王家や官と関わりを持つ寺院が多かったと考えられる」ため³¹、王宮や寺院に用いられる瓦は王家所管の複数の瓦窯から供給され、結果的に複数瓦窯複数寺院型といった造瓦+供給体制が成立していたと考えられよう。

そしてもう1つ、建物に関する瓦の用い方の伝統の差も影響していたことであろう。先に、日本の寺院ではセット関係が明瞭であると述べたが、それはすなわち、一つの建物の瓦を統一した文様で飾るという意図の現れである³²。そして、それを可能にしたのが当初の寺院が氏族による造営である点と、寺院造営が個別性を持っておこなわれたという2つの要因である。すなわち、建物の瓦を寺院ごとに統一するといった行為は、他の氏族との区別を明らかにすると共に、氏族間関係を明示する手段でもあったのである³³。一方、朝鮮半島の寺院で複数の軒瓦が一つの建物に用いられているのは、やはり寺院ごとの個別性が問われなかつた点が大きかったのであろう。いずれも、王家や官に関わりのある寺院であったため、寺院ごとの独自性が強調される必要もなく、造瓦体制そのものも個別の生産体制ではなかったため、結果として、複数の軒瓦の使用が当然のこととして受け止められてきたのであろう³⁴。それが変化するのが8世紀後半以降のことであり、やはり護国鎮護を契機として造営された四天王寺や、統一新羅後半期において最も隆盛を誇った仏国寺では、他の寺院とは一線を画す必要性が生じたため、独自の文様と独自の寺院造営組織を有する

に至った可能性が指摘できよう。

このように、7～8世紀の日本列島と朝鮮半島において、同じ仏教を基調とする寺院の造営に関しても、その導入や歴史的背景に応じて、それぞれの地域において独自の展開を見せることとなったのである。

5. おわりに

以上、多少雑駁な感はあるが、日本列島と朝鮮半島の寺院造営のあり方において比較検討をおこなった。結果、両地域の共通性と独自性とが明らかになったわけであるが、朝鮮半島において筆者が確認できた瓦は全体のごく一部に過ぎず、まだ発掘調査がおこなわれていない寺院も多数あり、筆者が述べてきた見解の多くは、今後の調査の進展を待って再検討されるべきであろう。

とはいっても、現段階で検討すべき問題点について、本稿では可能な限り整理したつもりである。これが、今後の日本列島と朝鮮半島における瓦研究の一助となることを祈りつつ、今回はこの辺りで筆を置きたい。

註

- 上原真人「初期瓦生産と屯倉制」『京都大学文学部研究紀要』第42号、京都大学文学部、2003年。
- 奥村茂輝「奈良時代の瓦窯」「造瓦体制の変革－畿内－」帝塚山大学考古学研究所、2007年。
- なお、平城宮と寺院の瓦については、既に森郁大の論考がある（森郁大「平城京における宮の瓦と寺の瓦」『古代研究』8、(財)元興寺仏教民俗資料研究所考古学研究室、1976年）。しかし、氏の論考から既に30年が経過し、新たな成果が明らかとなっている部分も多いので、今回改めて再整理するものである。なお、そのうち大安寺と元興寺の箇所については、中井公の論考の多くを参考にさせていただいた（中井公「平城京初期官寺の建立と瓦生産」『古文化論叢・伊達先生古希記念論集、同刊行会、1997年）。
- 中井公「法華寺創建軒瓦と「大安寺式」軒瓦」「地域と古文化」同刊行会、2004年。
- 花谷浩「出土古瓦よりみた本薦師寺塔跡の造営と平城移建について」「『展覧考古学』考古学研究会、1995年など。
- 梅谷瓦窯では奈良時代初頭としては異例の一枚作りの平瓦が生産されている（(財)京都府埋蔵文化財センター「平城山瓦窯跡群」京都府遺跡調査報告第27番、1999年）。これも、興福寺所管瓦窯の特異性を示す一例といえよう。
- この「造金堂所解」の記述がいかなる建物の造作に関する記述なのかについては、見解が分かれるところである。黒田洋子などの文献史学者の中には、法華寺金堂造営文書とする説が主流であるが（黒田洋子「正倉院文書の一研究－天平宝字年間の表裏關係から見た伝來の契機－」「お茶の水史学」第36号、1992年など）、奥村茂輝は瓦窯と文書の比較検討から阿弥陀淨土院の造営文書とする説を唱える（奥村茂輝「法華寺阿弥陀淨土院の造営」「佛教芸術」275号、毎日新聞社、2004年）。筆者は奥村の説にはまだ再検討の余地があると考えるため（註18参照のこと）、この場では法華寺金堂造営文書説の立場をとる。詳細は稿を変えて論じることにしたい。
- 法華寺全体の軒瓦の変遷については別稿を期したい。

- 9 具体的には6285B・6320A-6691Aや、6308A-6663Aがある。前者は生産されていた瓦窯こそ不明なもの、平城宮からもかなりの数が出土している。また、後者については中山瓦窯である。この他、皇后宮職と関連する瓦窯として歌姫瓦窯があげられるが、この瓦窯では平城宮内裏にも瓦の供給をおこなっていたようである。
- 10 毛利光俊彦・花谷清「屋瓦」『平城宮発掘調査報告XIII』奈良国立文化財研究所学報第50巻、奈良国立文化財研究所、1991年。山崎信二「東大寺式軒瓦について」『古代瓦と横穴式石室の研究』、同成社、2003年。
- 11 山崎信二「東大寺式軒瓦について」（前掲註10）。
- 12 上原真人「前期の瓦」『平安京提要』角川書店、1994年。
- 13 小澤 級「西大寺の創建および復興期の瓦」『西大寺防災施設工事・発掘調査報告書』西大寺、1990年。
- 14 造寺司の最古のものとしては、推古四年（596）に設置された法興寺（=飛鳥寺）の「寺司」がある。ただし、この段階では既に「法興寺造り瓦」があるので、法興寺そのものの造営ではなく、周辺の伽藍整備や寺院維持を目的とした組織であった可能性がある。また、弘福寺（=川原寺）の造弘福寺司については、文献の初現が天平十六年（743）と遅れるが、一応存在していたことが知られる。また造薬師寺司については、大宝元年（701）と垂老三年（719）にそれぞれ設置記事があるが、前者が藤原京において、後者が平城京においてそれぞれ設置されたとも解釈できるが、先にも触れたように、基本的には同一組織によって本薬師寺と平城薬師寺がそれぞれで造営されたことを指していると考えておきたい。
- 15 例えば、先に触れたように、造香山薬師寺は造東大寺司の下部組織であったし、興福寺のように造東大寺司に瓦の借用を依頼している寺院もある。
- 16 奥村茂輝「奈良時代の瓦窯」（前掲註2）。
- 17 〈附〉京都府埋蔵文化財センター「平城山瓦窯跡群」（前掲註6）。
- 18 この6732Fは凸面に縦方向の繩叩きが見られる。すなわち、6732F自身は東大寺系とされる軒半瓦であるが、その製作技法は平城宮系と同様である。したがって、奥村の言うように造東大寺司の直接的な関与は考えにくいであろう（奥村茂輝「法華寺阿弥陀淨上院の遺宮」（前掲註7））。
- 19 ここに見る「唐伝」は『続高僧伝』のことである。『続高僧伝』が唐代に近習によって記されたことから、そのように表現されている。
- 20 朴恩辰「芬皇寺」『古瓦 古文 古字 編年研究』『芬皇寺』特別展図録第2編 国立慶州文化財研究所、2006年。
- 21 国立慶州文化財研究所「芬皇寺」2005年。
- 22 特に統一新羅以前の、いわゆる古新羅の段階では軒平瓦そのものがごくわずかしか出土していない。したがって、「セット」なる概念は古新羅の段階には存在していなかったといえる。
- 23 また、四天王寺からは草葉文の軒平瓦も出土しているが、これは複弁蓮華文軒丸瓦の③の技法と共に接合法が用いられている。
- 24 延州大学校博物館『延州 佛國寺 境内 塔寶博物館 建立像定敷地 発掘調査報告書』2006年。
- 25 国立慶州博物館「新羅瓦壇」2000年。
- 26 典型的な例として、瓦缶を取りあげてみよう。金丈里瓦窯からは陶製の瓦缶が出土しているが、出土瓦の多くは明らかに木製の瓦缶を用いている。すなわち、陶製瓦缶を使う人と木製瓦缶を使う人が併存していたことは確実である。
- 27 金丈里瓦窯の多様性を見ていると、金丈里瓦窯そのものが複数の瓦窯を含むものであり、そこに多数の工人組織が活動していた状況が想定できるのではなかろうか。つまり、日本における平城山瓦

- 窓跡群がよりコンパクトにまとまつたものが、金文里瓦窓と推定されるのである。
- 28 亀田修一「熊津・酒波時代の瓦」『日韓古代瓦の研究』古川弘文館、2006年、p.155。
 - 29 亀田修一「熊津・酒波時代の瓦」（前掲註28）。
 - 30 延州と扶余の地域の造瓦供給体制が類似している点は興味深い。延州の瓦生産の開始には百濟地域からの大きな影響があったことであろうから、扶余地域の造瓦供給体制そのものが、延州の造瓦供給体制のモデルになっていた可能性は高い。
 - 31 亀田修一「熊津・酒波時代の瓦」（前掲註28）、p.156。
 - 32 日本でも、6世紀末から7世紀初頭に造営された寺院の中には、1つの建物に複数の文様からなる軒丸瓦や軒平瓦を飾るケースがある。そのような寺院として、大西貴夫は豐浦寺や斑鳩寺をあげている（大西貴夫「軒瓦の出土状況からみる飛鳥時代寺院の造営」『考古学ジャーナル』No.576、ニューサイエンス社、2008年）。大西はその要因として、造営計画や造営者の強い・自性の欠如をあげているが、むしろ百濟の伝統的な発想、すなわち1つの建物を1つの文様で統一しないといった発想が、そのまま移植された結果と考えることもできるのではなかろうか。
 - 33 7世紀によく指摘される山寺式軒瓦や法隆寺式軒瓦の分有関係は、それらを顕著に示すものといえよう。
 - 34 そもそも、1つの建物を1つの文様で飾るといった発想は日本独自のものである可能性が高い。朝鮮半島のみならず、中国においても明確なセット関係や所用瓦を抽出するのは困難なのではなかろうか。中国の状況においては、今後の検討課題としたい。

図版出典

- 第1～8・10図：奈良国立文化財研究所「平城京・藤原京出土軒瓦型式一覧」1996年より抜粋、転載
第11図：朴2006年、表8を転載
第12図：国立延州文化財研究所・国立延州博物館『四天王寺』2009年より抜粋、転載
第13図：慶州大学校博物館2006年より抜粋、転載

韓日 두 지역의 寺院 造瓦체제 비교 연구
-8세기를 중심으로-

林 正憲 (하야시 마사노리)

요지 일본 열도의 寺院은 官寺 성립과 더불어 造守司라는 寺院 造替 신당 조직이 설치되었다. 이 造守司의 활동은 각 寺院의 역사적 배경과 그 전개에 따라 다른데, 대개 平城宮의 造瓦 체제와는 일정한 거리를 두며 독자성을 갖고 전개한 모습을 엿볼 수 있다. 그러나 奈良시대 후반에 造東人寺司가 성립하면서 그 영향은 각 寺院뿐만 아니라 長岡京과 半安京에까지 미쳤던 점이 밝혀졌다. 한편, 한반도 寺院에서는 일본에 비해 다양작색의 기와를 쓰는 것과 더불어, 일본에서는 일반적인 '軒瓦' 세트 관계를 볼 수 없는 상황이 확인된다. 하지만 이것이 8세기 후반이 되면 세트 관계를 볼 수 있는 寺院이 출현하여 造瓦 체제에 어떠한 변화가 생겼던 점을 지적할 수 있다. 그리고 金丈里瓦窯 상황에서도 또한 다양성을 지적할 수 있어 일본 瓦窯 양식과 다른 것을 알 수 있다. 그리고 두 지역의 비교를 통하여 서로의 지역에서 이와 같은 차이가 발생한 원인으로, 일본 열도에서는 官寺 성립 이전 상황에 크게 영향을 주었다는 점, 그리고 경주 지역에서도 그 造瓦 체제의 연원이 되는 맥제의 造瓦 체제 영향이 커다는 점을 지적하였다. 그 결과 전문에서의 軒瓦 분양 통입성 등에 대한 의의에 대해 두 지역에서 크게 달라진 상황에 이르게 된 것이다.

주제어 : 造守司 瓦窯 세트 관계 複數瓦窯複數寺院型

Comparative Study of Production Systems of Roof Tiles for Buddhist Temples in Korea and Japan in the Eighth Century

Hayashi Masanori

Abstract: In Japan, special offices called *zōjishi* were set up to supervise construction whenever state-sponsored temples were established. Although the activities of each office varied with the historical background and development of the temple concerned, on the whole they may be seen as maintaining some independence from the production system for roof tiles for the Nara palace, and to have developed in uniquely differing ways. But once the Tōdaiji Construction Office was established in the latter half of the Nara period, its influence clearly reached not only every other temple but also later work done on the Nagaoka and Heian capitals. For Buddhist temples on the Korean peninsula, however, in comparison with Japan not only was a great variety of styles of roof tiles in use, but the general practice of using specific styles of round and flat eave tiles in sets was also not seen. But in the latter half of the eighth century, temples appeared showing tiles used in sets, and some kind of change in the system for tile production may be indicated. Considerable variety has been pointed out for the Geumjang-ri kiln as well, and differences from the Japanese mode of tile production are visible. From a comparison of the two regions, the considerable effects in Japan still exerted by conditions prior to the establishment of state-sponsored temples, and in the Gyeongju area of Korea, the strong influence on its tile production mode from the Baekje system that was its source, are indicated as reasons why these differences came about. As the result, ways of thinking about standardizing the patterns of eaves tiles came to diverge greatly between the two regions.

Keywords: *Zōjishi* (Temple Construction Office), roof tile kilns, sets of flat and round eave roof tiles, temple roof tile production system (multiple kilns, multiple temples)

新羅における短板叩き平瓦の出現と意味 －弧状叩きと横方向叩きの区分と特徴－

車 順 裕

- I.はじめに
- II.新羅瓦の研究の関心とその変化
- III.新羅短板叩き瓦の特徴
- IV.短板叩き瓦の生産と供給および管理
- V.おわりに

要旨 新羅瓦研究において最も重要な遺物と認定されている「儀鳳四年答土」銘短板叩き瓦は、679年という絶対年代をもつ。この瓦の存在は、我々の前に新羅の発展した姿を浮かび上がらせるが、8世紀に入り当時の東アジア全体を揺さぶる政治的激変と混乱を收拾した唐・新羅・日本の東洋三国が政治・経済・文化全般において全盛期を歴史するようになるという点で、この瓦をひとつの文化的象徴と見ることができる。統一を達成した新羅はそれ以前とは格段に異なる文化発展を達成し、最も華麗な瓦文化をもつようになった。このため、瓦製作の発展の様相によって当代文化の変化と瓦算き跡の増加を分析し、都市機能と坊里内での変化を調べることができる。そこで本論では、既存の新羅王京地域での発掘調査で出土した平瓦と磚のうち、比較的初期の瓦が出土したものと認定されている遺跡を中心に、出土事例と叩き技法そして造瓦技法に対する比較作業を行い、個々の遺物が出現した時期について考察した。また、慶州および地方で出土した平瓦と磚のうち、比較的初期の瓦が出土した遺跡を中心に短板叩き瓦を比較し、慶州と地方の間での瓦の製作時期と特徴の違いを検討した。その結果、慶州地域において短板叩き瓦が製作された時期は679年以前と判断され、少なくとも679年からは短板叩き瓦とともに中板叩き瓦が生産されたことを確認した。また、慶州糸井遺跡から出土した「儀鳳四年答土」銘文瓦と蔚山立岩里遺跡から出土した「井作」銘文瓦は、中板叩きと短板叩きが共に使用された瓦で、679年頃には短板と中板の二種類の叩き板が共存していたと判断した。瓦の製作技法を見ると、無瓦桶あるいは桶を使用する短板叩き瓦が初期に製作された後、次第に無瓦桶式の瓦が消滅し、円筒桶を使用する中板叩き瓦に変化していく。このような瓦の製作法の変化は、瓦桶を利用した造瓦技法の効率性に起因するものと判断される。ただし短板叩き瓦は、中板叩き板で製作された瓦に比べて作業能率の面では劣るが、作りは非常に丁寧である。このような作業工程のあり方は、単純に作業効率だけで説明するのが難しい部分であり、これらの短板叩き瓦の製作は宮城または官庁などに納められる瓦に限定されていた可能性をうかがわせる。よって、短板叩き瓦は一定の目的をもって製作された可能性が提起される。

キーワード 慶州 叩き板 短板 中板 長板 印章

国立慶州文化財研究所

I. はじめに

新羅瓦研究において最も重要な遺物と認定されている「儀鳳四年告上」¹銘短板叩き瓦（第1図）は、679年という絶対年代をもつ。この瓦の存在は、我々の前に新羅の発展した姿を浮かび上がらせるが、8世紀に入りて当時の東アジア全体を描きこむ政治的激変と混乱を收拾した唐・新羅・日本の東洋三国が政治・経済・文化全般において全盛期を謳歌するようになるという点で、この瓦を一つの文化象徴と見ることができる。一種類の瓦が出現したという事実をもって新たな文化が創出されたとするのは飛躍かもしれないが、少なくとも新羅においてこの時期は前代と比べて社会や文化における大きな変化があった。

新羅が、朝鮮半島内の統一を成し遂げ、高句麗と百濟の文化を受容し、新たな文化を発展させることができた原動力は、まさに「一統三韓」の語で示された三国統一の達成であったが、前時期から大きな変化を見せることになった契機と、その産物として登場した様々な措置、そして生活と文化受容に伴う変化などを通じて導出された政治、社会経済および文化の発展は、結局新羅が全盛期を謳歌することのできる基礎となつた²。

古代国家において国王の威儀と治績を広報する手段としては、文章を記して建てる種々の石碑があげられる。こうした金石文資料は、当時の社会で読み書きのできる少数の知識人の間のみで共有されうる記念物であった。一般の人民、すなわち王京内の居住者たちにとっての功徳碑は、意味を伝達する手段よりも視覚的効果を与える象徴物であったと言える。しかし巨大な宮城・城壁・寺院・曇星台などの建築物は、見るだけで容易に人々にその意味と象徴するものを伝え、強い印象を与えることができる。また、外国からの使者に新羅の発展と威儀を示す第一の門門として、これらの建築物が重要な意味をもっていたと言える。それならば、このような記念物としての政治性を帯びた大型建物を建立した目的は、「当時の社会の中で行われた歴史・文化・技術の結合」と言うことができ、「權威建築物」³を建立するために当時の全ての文化的力量を投入したことが知られる。新羅における代表的な權威建築物としては当時の宮城である月城と臨海殿、宗教施設である皇龍寺、公共施設である月精橋、日精橋といった橋などがあげられるが、一般の人たちが見て感じ、体験できる空間は主に宗教施設や交通施設などに限られていた。しかし、王権の象徴を目にすることで、統治の威儀と都市の発展を感じたことであろう。

三国の中でも辺境に位置していた新羅であったが、統一達成後に新羅で生産された瓦に現れた多様な文様は、東アジアの巨大帝国として浮上してきた唐と新羅が、文化の受容において大差なく、互いに同じ文化を享受していたことを物語る⁴。結局、統一新羅時代に製作された各種の軒瓦を装飾した華麗な文様は、新羅と唐の間で行われた活発な交流の産物であると言える。8世紀以後、新羅は統一王朝の威相を表出するために唐の文化を受容し

た。これに伴った官僚体制の整備と行政機構の変化などを根拠にこの時期からを中世とする見解もあるが、強固な骨品制度が維持されていたことは、いまだに新羅が古代国家として存在していたことを示している。このような問題点は高麗の建国まで新羅の発展における障害物として残っていたものの、統一を果たした新羅は以前の時期とは大きく異なる文化発展を達成した。そしてこの発展の中で東洋三国のうちで最も華麗な瓦文化を保有するようになった点は、非常に特徴的な姿である。多様な形の瓦が大量に生産され、様々な需要に対する供給がなされ、新羅王京内の宮城・寺院・一般家屋では特色ある瓦が使用されていた。そしてこのような瓦の需要拡大は、造瓦技術の発展をもたらした。新羅王京にみられる多様な瓦を通じ、我々は新羅王京の規模と坊単内での変化を明らかにすることができます。

よって本論では、既存の新羅王京地域での発掘調査で出土した平瓦と埴のうち、比較的初期の瓦が出土したと認定されている遺跡を中心に、出土事例と叩き板の特徴の変化⁵、そして造瓦技法⁶に対する比較作業によって個々の遺物の出現時期について慎重に接近を試みた。またこれによって、新羅王京内で用いられた初期瓦の性格と造瓦技術の変化のありかたを検討した。

II. 新羅瓦研究の関心とその変化

『三国史記』に収録された様々な記録を調べると、新羅で瓦が使用された様子が書かれている。まず祇摩尼師今11年（122）に「夏4月に大風が東から吹き、木が折れて瓦が飛んだが、夜になって止んだ。」という記録⁷、また助貞尼師今4年（233）には「夏4月に大風が吹き屋根の瓦が飛んだ。」という記録⁸が見られる。この記事の内容についての信頼性はさておき、注目される内容は風で瓦が飛んだという部分である。慶州地域から出土した瓦のうちきわめて薄い瓦がこれに該当するのかは検討を要するが、瓦の薄さは初期瓦の特徴のうちの一つと認定されており、この部分について再考する必要がある。

金誠亀は、新羅瓦の発生について『三国史記』に現れた上記記事の内容に注目し、西暦2～3世紀頃には宮城で瓦が使用されていたものと推定している。しかし実物資料が伝わっていないため、慶州半月城、明活山城、仁旺洞古墳などで出土した軒丸・軒平瓦の年代を5世紀頃と推定し、仏教伝来以前にすでに瓦が使用されていたと見ている⁹。しかし、未だに新羅王京内で確認された古式瓦はおむね5世紀を上限年代としており、追加調査を期待せねばならないようである。

申昌秀は、皇龍寺跡の瓦廐棄土坑で出土した瓦の分析により出土遺物を4期に区分し、時期ごとの瓦の特徴を考察した¹⁰。この区分案によると、第1期（553～569年）=皇龍寺創建期、第2期（6世紀後半～末）=改築期、第3期（7世紀初～中頃）=九重木塔の完

成、第4期（7世紀末～8世紀中葉）＝瓦窯・土坑の下限、と分期されている。特にこの論文では、初期に百濟から新羅に伝來した瓦製作技術がそれ以後、高句麗の影響を受けながら変化し、次第に新羅固有型式が形成されたものと推定している点が注目される。また慶州地域の初期瓦については、月城出土資料を根拠に6世紀前半から製作された軒瓦が宮城などで使用されたものと見ている。

この論文のなかで、新羅瓦の成立問題において重要な位置を占めている高句麗系蓮華文軒丸瓦について、最近批判的な意見が提出されており、筆者も再考の余地があるものと考える。特にその起源に関する問題は、新羅瓦の生産と関連して重要である。

朴洪國は、慶州望星里瓦窯跡から「儀鳳四年皆上」銘のある平瓦と軒平・軒丸瓦についての考察を通じ、当時の瓦の生産および受給関係などについて論証した¹¹。そして慶州望星里新羅瓦窯跡で生産された「儀鳳四年皆上」銘文瓦とともに製作された軒平・軒丸瓦そして宝相華文塊が、望星里から丹城や雁鴨池など複数の遺跡に供給されていたことを明らかにした。その結果、新羅瓦研究において古式と新式瓦の使用時期を区別しうる両期が確定した。

しかし、儀鳳4年に生産された蓮華文軒丸瓦でa～eの5型式、唐草文軒平瓦はA～Gの7型式が確認されている¹²ものの、この型式差の意味するところは様々である。同一文様の瓦の複数箇所での大量生産や、瓦窯の改造または変形を通じた同範瓦系列の生産が考えられる。また、文様が同一でも遺跡によって瓦の用途が異なること、すなわち創建瓦と改修瓦、修理瓦といった違いとも考えられる。このように多様な型式が確認される様相は、築造のために大量の瓦が必要であったため、初期から複数の瓦窯で生産された瓦が供給された可能性が高いことを示す¹³。結論的には、このような差からみると、新羅では、その初期から複数の窯が消費地へと瓦を供給していた可能性が高いと判断される。

崔兌先は、瓦桶および瓦の凸面に打捺された文様についての型式分類を行い、三国～朝鮮時代の平瓦編年案を提示した。これによると漢江以南地域で6～7世紀に短板と中板とともに使用されたが、瓦製作が始まった時期から同時に使用されたのか確認できないものの、7世紀初頭から8世紀初頭までは継続して使用され、その後8世紀中葉～9世紀に長板叩き板が出現して、これに変化したものとみた¹⁴。そして新羅瓦の使用された時期のうち6世紀以前の段階については明確には区分していないが、円筒形瓦桶に短板叩き板を横方向に叩いた瓦（II Ab型式）については6～7世紀頃に使用されたものと見ており、百濟地域とは区別されるとした¹⁵。しかし慶州仁旺洞556番地遺跡で摸骨桶と土器製作技法で作られた瓦が確認された点を考慮するならば、「新羅地域では平瓦製作の開始時期から円筒瓦桶を使用していた。」と見る意見は修正される必要があり、結局三同時代の瓦製作技術は互いに類似した姿で発展したと言える。

また、統一新羅時代に慶州の新羅王京内で長板叩き瓦が製作・使用されたか否かという問題は、新羅瓦研究における重要な問題の一つである。最近、慶州市内での小規模発掘調査が増加する中で、長板叩き瓦の使用時期についての新たな資料が出土しており、これらの遺物に対する比較検討を通じて長板叩き瓦の製作と使用の問題について、さまざまな意見が発表されている。

趙成允は、慶州地域の雁鴨池から出土した平瓦の叩き文様の分析を中心とする一連の研究で、短板叩き平瓦の上限年代を7世紀末、下限年代を9~10世紀頃と推定した¹⁶。また、雁鴨池出土瓦の分類により、古新羅時代の遺構と菟池が築造される674年、建物が完成する679年に区分し、古式蓮華文軒丸瓦と区分される雁鴨池の創建瓦を設定した¹⁷。そして、統一期まで慶州地域では長板叩き瓦が製作されなかった可能性を提起している¹⁸。

これに対し筆者は、東国大学校理文化財研究所が発掘した慶州三朗寺3キロ遺跡の統一新羅時代の瓦窯跡坑から出土した、中板叩き瓦と共に伴った長板叩き平瓦¹⁹を慶州地域の長板叩き瓦のうち最も古い遺物と推定した²⁰（第2図）。この平瓦は円面の文様が長板の太線魚骨文で、高麗時代の瓦に現れる魚骨文の粗型であり、共伴した遺物から見て遅くとも9世紀頃には廃棄されたものと推定される。従って、この瓦により慶州地域で長板叩き瓦の製作と使用が行われたことが知られ、長板叩き瓦の出現時期を推定するのに重要な基準となる。

金基民は、慶州孫谷洞・勿川里瓦窯跡の出土瓦を検討し、合計5段階に区分した。それによると、1段階に慶州地域で初期に製作された瓦は平瓦と丸瓦が区別されない形態で、無瓦桶式により製作され、6世紀前半以前に該当する。2段階は6世紀前半と中頃の間で、百濟から軒丸瓦の製作法が導入されるが、無瓦桶式で作った丸瓦に瓦当を付ける一体型²¹の製作技法である。3段階は模骨槽が導入される時期で、百濟の瓦工人により製作された瓦と在地の固定式瓦桶を利用した製作技法が確認され、6世紀中葉と推定される。4段階は7世紀を前後する時期で、円筒形瓦桶と丸瓦桶が登場し、丸瓦は3枚作りで、平瓦には側面への2次調整が行われる。5段階は新羅瓦が定着する時期で、7世紀中頃から8世紀中葉以前に該当する。円筒瓦桶による平瓦の製作と2枚作りによる丸瓦の製作が行われる²²。

第1表 瓦桶ごとの造瓦技法の特徴（金基民 2001）

特徴 瓦桶	素地形態	胎土	焼成	調整	分割枚数	瓦刀痕	布目有無	瓦接合法
無瓦桶	粘土紐 粘土板	精 粗	軟質 硬質 瓦質	同時期の 土器と同 一	半: 4枚 丸: 4枚	全面二次 調整	無	一体成型
模骨瓦桶	粘土紐 粘土板	精 粗	軟質、硬質、 瓦質	叩き板に よる叩き	半: 4枚 丸: 2枚	全部 一部	有	分割成形 接合
円筒瓦桶	粘土板	粗	瓦質	叩き板に よる叩き	半: 4枚 丸: 2枚	一部	有	分割成形 接合

沈相六は、慶州仁旺洞556番地遺跡で出土した印章瓦について、報告者の意見に同調しつつ百濟の瓦工によって製作されたものと見ている²³。この場合、百濟の瓦製作技術の新羅への伝播過程を推定することができるが、初期に製作された迦陵文軒丸瓦の大多数が百濟系のいわゆる「大通寺様式」である点は、瓦の技術だけでなく瓦缶の伝来²⁴を想定可能にする。印章瓦が主に使用された百濟では、公州公山城・扶余扶蘇山城などで確認されるのに対し、慶州地域は多少遅れる様相を見せる。また、百濟の印章瓦には五部、下支などの文字が確認されのに対し、新羅では符号や記号が表示されている（第3図）。このような差が現れた原因は、印章瓦を製作していた工人集団の性格の違いと推測される。すなわち慶州地域で印章瓦を製作していた工人は百濟から造瓦技術をもたらした工人と考えられ、百濟が滅亡した後に慶州に移住した工人たちが印章瓦を製作した可能性が高い。この推定の根拠は、印章瓦および印章塚に表記されたのが、文字ではなく記号である点である。従って、新羅で印章瓦が製作された時期は679年以後と判断される。そして印象の形をみると、既存の百濟地域で使用していた方式が新羅化しているのを見て取ることができ、その原因是つまるところ、製作環境の変化であると考えられる。

李仁淑は、年号のある銘文瓦を基準に、国内の遺跡から出土した統一新羅から朝鮮時代までの平瓦を属性分析した。これによると、短板叩き板は三國時代から679年前後まで使用され、中板叩き板へと変化したが、短板と中板がともに使用された短い過渡期を経たものと把握し、短板叩き板の使用時期は679年を前後するとみている。そして中板叩き板の使用時期は679年前後から847年以前で、その上限は短板の下限年代と同一であるとし、将島清海鎮遺跡²⁵と水同稽山里遺跡²⁶で確認された中板および長板叩き瓦の共伴関係を根拠に下限年代をとらえている。将島清海鎮遺跡の存続期間が828年から851年であるため、その下限は851年と見ることもできるが、扶余扶蘇山城で出土した「會昌七年（847）」銘以後に製作された銘文瓦のほとんどが長板叩きであるため、847年を下限年代と見ている。そして長板叩き板の出現が、将島清海鎮遺跡が形成された年代である828年まで遡る可能性を考慮しつつも、中板と長板叩き瓦がともに使用される過渡期が設定しうるため、いったん847年以後から使用されたものと推定している²⁷。

筆者は、国立慶州文化財研究所が発掘調査した仁旺洞556番地遺跡の報告書で、建物跡の下層であるⅢ層で確認された根石とともに出土した高坏の年代を考慮し、遅くとも5世紀後半に築造された建物が存在する可能性を提示した。また、共伴して出土した無瓦桶式の平瓦と印章瓦の年代を5世紀末～6世紀初頭と推定した²⁸。そして南北道路路面から出土した「儀鳳四年皆土」銘銘文瓦は道路が補修された下限年代を示し、模骨桶で製作された平瓦が建物基壇層で確認されたことから、新羅において瓦が製作され使用された時期は少なくとも5世紀末以前と判断され、この時期から瓦が幅広く使用されていた可能性があると

見た³⁰。

以上のような様々な研究者たちの成果を見ると、慶州地域で瓦が最初に使用された時期は5世紀後半である可能性が高いが、この時期に該当する建物遺跡や瓦に対する確認が必要である。新羅王京の調査の進展によって、このような問題が解決されるものと期待される。慶州地域では、5世紀末あるいは6世紀初頭から寺院などに丸が彫られるようになったことが明らかになりつつあり³¹、また瓦を製作した瓦窯も複数箇所で発掘調査が行われたことによって受給関係についての接近が可能になった³²。そして、長板叩き瓦の使用問題については、現在までの限られた資料からは、より慎重な検討と接近が必要である。

山崎信二は、日本および朝鮮三国時代の重要遺跡から出土した瓦についての比較検討を通じ、個別の瓦の系統を区分した³³。その結果、法隆寺式瓦は百濟と関係し、湖東式瓦は高句麗系の亡命者たちと関連するものと推定した。そして紀伊上野廃寺、伯耆斎尾廃寺で出土した忍冬文軒平瓦に現れた包み込み式製作技法³⁴を新羅系統と見ると同時に、輕原廃寺式軒丸瓦に見られる迷弁文様の類似性、瓦当裏面の叩き目、粘土素地の糸切り痕跡、軒平瓦頭部の文様などから新羅瓦との関連性を探っている。さらに、仁旺洞556番地遺跡から出土した瓦との比較により、新羅瓦と密接な関係があったことを指摘している。

また山崎は、中国と朝鮮三国の平瓦製作技法についての検討を通じ、瓦桶を使用する以前の段階の平瓦 - 土器製作技法（A型）、円筒桶で粘土紐桶巻作り（B型）、円筒桶で粘土板桶巻作り（C型）、模骨桶で粘土紐桶巻作り（D型）、模骨桶で粘土板桶巻作り（E型）の合計5種類に分類し、中国・韓国・日本の平瓦製作技法と比較した³⁵。

この比較によれば、東アジア地域で初めて出現した瓦製作法は土器製作法と同一であったが、次第に瓦桶の使用と粘土素地の利用方法の変化とともに発展していることが分かる。ただし、新羅では円筒桶で粘土板桶巻作り（C型）が中心をなすとしているが、模骨桶で粘土紐桶巻作り（D型）も存在しており、これについての系統問題を確認する必要がある。

佐川正敏は、中国における瓦製作技術の検討を通じて、地域ごとに差異が確認されることを指摘している³⁶。特に南朝時期に製作された平瓦は粘土板接合法が大多数である点が特徴的であり、円筒形模骨桶の使用、吐首瓦とともに平瓦を軒平瓦として用いる伝統などが南朝から熊津期の百濟へ伝播し、以後倭へと伝えられたものとみている。また中国の有頸式軒平瓦の製作技法にもやはり南北で相違のあることを明らかにした。

そして南朝の齊～梁代の造瓦技法においては、粘土紐巻作りから粘土板巻作りへの転換が急速に進展し、変化した造瓦技術がそのまま熊津期の百濟に伝播して徐々に転換が行われた後、泗沘期に入って6世紀末に日本へと伝播したと推定した。また、統一新羅時代には瓦桶に改良が加えられ、側板を紐でつなぐ可動式の形態から紐でつながない非可動式の形態へと変化しており、この改良された瓦桶は8世紀末に北部九州地域へ伝播し、11

第2表 東アジア地域における平瓦製作法の変化（山崎信二 2009）

国家	時期	地域	平瓦製作法					備考
			A	B	C	D	E	
中国	戰國・秦		○					
	前漢初頭	黄河中流域		○				A→B型に変化
	前漢・後漢				○			非開閉式瓦桶 → 円筒形瓦桶 C型は後漢代には確実に出現 420年頃南朝の宋とつながる
	五胡十六国 (4世紀代)	華北地方				○		様々な瓦の出現、4世紀代に模倣瓦桶が出現
	洛陽				○			
	北朝					○		高句麗のD型と兄弟關係
	南朝	東晉（～420） 宋（420～479） 南齊（479～502）			○			南朝の瓦は五胡十六国時代に発生した大量の流民（漢族）が華北から江南へ移動したことに関連する
	梁（502～557） 陳（557～590）				○	○		梁、陳の平瓦製作法はE型と考えられる 梁から百濟へD・E型が伝播
	隋	南京（揚州）	○		○	○		6世紀頃から平瓦製作法が変化 隋の平瓦製作法 唐長安城 D型、洛陽城 E型
	唐	長安城 洛陽城	○		○	○		唐の平瓦製作法 唐長安城 B型、洛陽城 D型、揚州 E型
韓国	高句麗					○		北朝のD型と兄弟關係 南朝の東晉と交流
	百濟	ソウル（漢城） (371～475)	○		○			石村洞 4号墳、夢村土城で多數確認 5世紀前半頃に風納土城でC型が一部確認
				○	○		○	5世紀後半頃に風納土城の瓦は百濟酒井郡の平瓦（E型）、新羅の平瓦（C型）の祖型がともに存在する点が注目される
		公州（熊津） (475～538)			○	○		大田坪洞にはD型とE型が存在 E型が主流、D型は少量存在
		扶餘（濃此時） (538～663)				○		亭若里瓦窯跡と弥勒寺跡、王宮里遺跡にはE型のみが存在
	新羅	慶州			○		○	南朝（宋）の瓦が新羅瓦の祖型と考えられる C型瓦は、高句麗・百濟とは異なる地域から渡り E型瓦は7世紀初頭に一部存在
日本	奈良					○		588年に百済から瓦博士が渡来、以後E型が伝播 720年以後から一枚づくり技法が出現

世紀末頃まで使用されたと見た。しかし日本では平城宮の造瓦組織で「平瓦一枚作り技法」が開発され、以後粘土板巻き作りは急速に消滅する。

佐川が指摘したように「平瓦一枚作り」は日本独自の製作技法であるが、一部の地域では丸瓦を粘土紙巻き作りで製作し、平瓦を一枚作りで製作する様相も確認されている。し

かし一枚作りは日本だけでなく集安の高句麗瓦でも確認されているため、製作技術の起源問題や特徴についてさらなる検討が必要である²⁶（第4図）。

日本の造瓦技術である一枚作りは、平瓦を製作する際に使用される方法であって特別な技術がなくても誰にでも容易に製作できるという点からみて、大量生産に適した技術である。しかし技術の熟練度によって、厚さや仕上げ調整には差がある。このように日本で新たな造瓦技術が現れた背景には、当時の社会相がある。奈良時代には飛鳥京、藤原京、難波京、平城京など幾度かの遷都をしながら、毎回新たな都城と宮城を作りながら既存の建物を移築した²⁷。このような遷都の過程で少しずつ瓦の需要は増大し、これを解決するためにそれまでとは異なる製作技法が模索され、必要に応じて一枚作りが急速に受け入れられたものと推定される。

以上のような先学による新羅の短板叩き瓦に関する議論によると、三国時代の新羅の造瓦技法は、高句麗・百濟または中国南朝を通じて受け入れられたが、それらと同一というよりは、やや異なる点を持っていった。

1. 粘土素地接合法：粘土紐接合法→粘土板接合法
2. 瓦桶の形態変化：無瓦桶→模骨桶→円筒桶
3. 叩き板の形態と種類：短板・印章・中板→長板
4. 叩き板の特徴：短板叩き文の銘文は官印の性格をもつ
5. 瓦窯の分布：新羅王京周辺の丘陵一円

III. 新羅短板叩き瓦の特徴

三国時代に入り高句麗、百濟そして新羅の造瓦技法はそれぞれ特徴的な様相を見せる。しかし、古代から現在までの様々な変化にも関わらず、基本的な作業工程はそのまま維持されている²⁸。また、瓦製作において基本となる瓦桶使用の有無は、製作技法における重要な区分基準となっている。よって三国時代の造瓦法は「無瓦桶技法」と「桶による製作技法」に区分できるが、一般的に無瓦桶から瓦桶を使用する方式へと製作技法が変化したと考えられている。平瓦製作用の瓦桶は、幅狭で長い木片を紐でつなげて作る模骨桶と丸太を彫って作る円筒桶に区分される。また、丸瓦を作るための瓦桶は木片に孔を開けたのちに紐で巻いて作るものと、瓦の大きさに合わせて丸太を適当な大きさに切って作るもののが知られている²⁹。

素地とは瓦を作るのに使用される土のことである。瓦を成形するために瓦桶に素地を巻く方法の違いにより棒状素地（輪積法、巻上法）と板状素地に分かれるが、新羅の半瓦では棒状素地と板状素地の両方が確認されている³⁰。

叩き板は形態によって短板・中板・長板そして印章に区分される。まず短板は縦横比が

1 : 1程度になるように作ったもので、叩きの単位は4~5回、大きさは6~8cm程度である¹¹。瓦の表面を横方向と縦方向、あるいは無秩序な方向に叩き、瓦内部の空気を排除して、厚さと密度をそろえるのに用いる。慶州地域では、主に月城と伝臨海殿跡（雁鴨池）を中心に近隣地域でも確認される。短板叩き瓦は様々な種類が見られるが、最も知られているのは679年という製作年が刻まれた「儀鳳四年廿七」銘文瓦である。

中板は縦横の比率がおおむね1 : 3になるように作ったもので、叩きの単位は2~3回、大きさは15~20cmである。一般的に瓦の表面を横方向に叩くが、上段と下段にそれぞれ区別され、下段は縦方向、上段はやや斜めの叩きが加えられる。このような叩き方向の差は瓦製作者の作業行動と関連するものと考えられる。

長板は縦横の比率が1 : 6以上になるように作ったもので、叩きの単位は1回で、大きさは30~40cmである。

叩き板の形態が短板から中板へ、そして中板から長板へと変化する過程については、様々な研究者が考察した結果、瓦製作における時間の流れを良く反映するものと理解されている。ただし、一部の研究者は地域差と受容過程の問題を挙げている。慶州地域で出土した新羅の平瓦では主に短板と中板が確認され、長板がきわめて稀少であることが知られている。さらには、長板叩き瓦の製作が行われなかったという意見もある¹²。

この他、最近では平瓦と埠の表面に印章を押した「印章瓦」・「印章埠」の出土事例も次第に増加している。これらの遺物についてはその起源を百濟に求め、関連性を指摘する意見もある。しかし、当時使用されていた印花文土器の表面には、文字が刻まれた印章を押した事例¹³が多く確認されている。そして瓦や埠の表面に押した印章の形態や文字の内容または符号などは、百濟の印章瓦にみられるものとは異なっている。このように、瓦や埠に印章を押すという様相は百濟との関連性が強いものの、異なる形に変容しており新羅化されていると言える。よって「印章瓦」・「印章埠」の系譜については、資料の増加を待つて検討する必要がある。

瓦刀は瓦を製作する際に用いるナイフで、鉄刀子、竹刀、鉄糸¹⁴などがある。瓦桶で成形された瓦を分離したり、表面調整をしたり、蒸地を粘土塊から分離したりする作業に用いられる。粘土円筒を均一な形に切る作業により、平瓦は4枚、丸瓦は2枚が作られるが、初期には3枚に分割する場合も知られている。瓦刀による分離の方向については、精密な観察に基づく報告がなされている¹⁵。特に、短板叩き瓦では粘土円筒から個々の瓦に分離した後、瓦刀で分割した断面を2~3回調整した事例が多く見られるが、これは瓦の二次調整であって大量生産にともなう作業工程の短縮化とは相容れない。よって、短板叩き瓦はその製作工程が一般の瓦とは異なっており、これは瓦の使用先が一般の建物でなかったことを示すと考えられる。

第3表 慶州地域平瓦の属性（崔孟植 2006 を一部改変）

種類	三国	統一朝	代表遺跡	瓦窯跡
瓦桶	無瓦桶	○	月城孩子、草履寺跡、仁旺洞556番地	森谷洞・勿川里瓦窯
	横骨瓦桶	○	○(?) 草履寺跡、仁旺洞556番地	森谷洞・勿川里瓦窯
	円錐瓦桶	○	月城孩子、雁鴨池、皇龍寺跡、芳内里古墳群など	望星里瓦窯、東山里瓦窯、多慶瓦窯、金丈里瓦窯
叩き板	無文	○	月城孩子、仁旺洞556番地	森谷洞・勿川里瓦窯
		○	月城孩子、伝陰海殿跡、皇龍寺跡など	望星里瓦窯
	短板	○(印章)	伝陰海殿跡 国立慶州博物館天衛館敷地 東川洞96-2番地遺跡	
	中板	○	月城孩子、伝陰海殿跡、皇龍寺跡、三郎寺跡、芳内里古墳群など	東山里瓦窯、多慶瓦窯、金丈里瓦窯
素地	縫形	○	月城孩子、仁旺洞556番地、 皇龍寺跡、芳内里古墳群35号など	森谷洞・勿川里瓦窯
	板形	○	月城孩子、伝陰海殿跡、皇龍寺跡、三郎寺跡、芳内里古墳群40号など	望星里瓦窯、 東山里瓦窯、 多慶瓦窯、金丈里瓦窯
	全面	○	月城孩子、伝陰海殿跡	望星里瓦窯
瓦刃	部分	○	月城孩子、伝陰海殿跡、皇龍寺跡など大多数の遺跡	東山里瓦窯、多慶瓦窯
	突起	○(内→外)	皇龍寺跡	
		○(外→内)	慶州御江洞82番地石室遺	
	紐繋ぎ	○	皇龍寺跡、芳内里古墳群	
分割界	箸	○	月城孩子、伝陰海殿跡、皇龍寺跡、芳内里古墳群	
	筒布	麻	月城孩子、伝陰海殿跡、皇龍寺跡、三郎寺跡、芳内里古墳群などの遺跡	望星里瓦窯、東山里瓦窯、 多慶瓦窯、金丈里瓦窯など

一方、粘土円筒の分割を容易にするために、瓦桶の外側には突出した分割界が作られるが、尖った釘や突起などがこれに用いられた。慶州地域で出土した平瓦では「突起型」「断絶型」「箸形」の分割界が確認されている。最近、突起型の変形と考えられる事例が新たに確認されたが、瓦の凸面に鋭い楔を用いて外から内へと押さえつけて溝をつくる事例である¹⁶。この例は瓦の成形が終了した後に分離する箇所を表示したものと考えられ、類例がないため不確実ではあるが、粘土円筒から個別の瓦に切り分けるのを容易にするためと見られる（第5図）。

瓦桶にかぶせる瓦布は、瓦桶で成形した粘土円筒を剥がし易くするために用いられる。筒布の材質には麻布、繩文¹⁷、革¹⁸、竹状模骨¹⁹などが知られているが、慶州地域で製作された瓦は大多数が麻布を利用している²⁰。麻布の種類は布目の粗いものから細かいものまで多

様であり、簡布を補修したりつなぎ合わせたりした痕跡も観察される。

以上の内容をまとめると、慶州地域で出土した新羅平瓦の一般的な様相は、第3表通りである。

IV. 短板叩き瓦の生産と供給および管理

瓦桶の形態と製作技術からみると、新羅の造瓦技術は中国南朝または高句麗や百濟の影響を受けて形成されたものである。しかし、円筒桶の導入と中板線条文を叩きつけた造瓦技術が組み合わさることにより、急速な発展を成し遂げたと考えられる。このような発展の直前段階である6～7世紀頃の新羅瓦は、造瓦技術の発展のための多様な試みがなされたものと考えられるが、多様な瓦桶の型式、多様な瓦の文様の存在はこのような試みの産物であろう。

上器製作技法すなわち無瓦桶式で作られた瓦は、短板叩き瓦と同時期に使用されたと推定されるが、その使用時期は明らかでない。ただし、古式蓮華文軒丸瓦と慶州競馬場予定敷地内蔵谷洞・勿川里遺跡で出土した無瓦桶式瓦からみると、おおむね6世紀前半以前に生産されたものと推定される⁵。従って、無瓦桶あるいは模骨桶を用いて作られた瓦は、短板叩き瓦とともに使用されたと判断される。特に、仁旺洞556番地遺跡では模骨桶を使用した瓦が多数出土したことから、新羅で模骨桶を用いた瓦生産がなされていたことが知られる（第6図）。

短板叩き瓦は中板や長板叩き瓦と異なり、二次調整を加えたものであって、他の瓦よりも厚く、重く、凸面を緻密にナデ調整している。模骨または円筒桶を用いて成形し、凸面を緻密な回転ナデで調整した後、そのまま使用したり、短板で弧状打撻をしたり、あるいは叩き板をスタンプのように使用して横方向の叩きを加えた（第7～9図）。また粘土円筒を分割する際に生じた分割破面を2～3度ケズリ調整してなめらかにしているが、この特徴は他の瓦では見出し難い。また短板叩き瓦の製作に用いられた叩き板の形態により、1型（線文）、2型（幾何学文）、3型（方郭内部に製作地や工人集団と推定される銘文のあるもの）の合計三種類に分類できる。これ以外にも中板叩きを施した後に方形の印章を押した事例もあるが、この場合は短板叩きではなく中板叩きを使用した場合であるため、短板のような形態の印章を使用して3型と同様の意味を付与し、短板叩き瓦には含めない。

また、3型短板叩き瓦では製作年、製作地、使用先そして工人の名前などの内容を記録した文字が印章として押された。文字を表記した銘文瓦は一般の瓦ではなく、特別な用途をもつ専用瓦と見なせるが、出土した遺跡からも、そのことが見て取れる。短板叩き瓦の使用が月城と伝臨海駿跡周辺、そして蘿井⁶といった当時の重要施設でのみ確認された点は、瓦の使用先が限定されていたことを示す。もっとも、新羅王京周辺遺跡である振佛寺

第4表 延州地域平瓦の属性（崔孟植 2006 を一部改変）

型式	叩き方法	叩き板	内容	備考	出土遺跡
1型	弧状	縦文	縦文、無縫文	弧状叩き瓦	専用瓦 月城核子、伝臨海殿跡、 国立慶州博物館美術館敷地など
2型	横方向	幾何字文	複雑な縞と斜線などが結合 幾何字文	横方向叩き瓦	専用瓦 月城核子、伝臨海殿跡、草盧寺跡、 国立慶州博物館美術館敷地など
3型	横方向	鉢文	「留部」、「井」、「井作」、「井桃」、「深」、「萬只」、「南宮之印」、「 ¹ 佐風四年晉上」	横方向叩き瓦	専用瓦 月城核子、伝臨海殿跡、月精橋、 日精桥、草盧寺跡、暮井、 仁旺洞 556 番地遺跡、 国立慶州博物館美術館敷地など

跡⁵³や羅原里寺跡⁵⁴、東川洞696-2番地遺跡55などでも一部短板叩き瓦が出土しているが、これらの遺物はすべて必要に応じて少量が運ばれた交流瓦の事例と考えられる。

以上から短板叩き瓦は生産と消費の両面で一定の制約があったと判断され、出土事例をみても同一の結論を得ることができる⁵⁵。よって新羅で作られた短板叩き瓦は一般の瓦よりも精製で高級な瓦であり、王宮や官庁などに使用するために特別に製作・使用した可能性が高い。一方、慶州地域で初期瓦ないし古式蓮華文軒丸瓦が出土した遺跡を中心に建物の創建および完工年代と瓦の叩き板の形態を基準に区分すると、第5表のようになる。

これによると、短板叩き瓦は無瓦桶式瓦と共に伴する傾向を見せており、中板叩き瓦とは異なる様相が確認される。また、新羅王京内で短板叩き瓦が使用された場所をみると、王宮と一部の大規模寺院に用いられているのみで、多くの場合は使用されていないことが知られる。また慶州以外の地域である慶山と安東、そして蔚山で用いられた初期瓦には、短板叩き瓦が使用されていたことを確認できる。ただし、これらの短板叩き瓦が現地で生産されたのか、慶州地域から運ばれたのかは不明であるが、短板の叩き目と慶州からの移動距離などを考慮すると、現地で製作したと判断される。

これと関連して、蔚山立岩里遺跡と伴鷗洞遺跡では、伝臨海殿跡の出土例と同一の「井作」の銘文が短板に押印された銘文瓦がそれぞれ出土している（第10図）。この銘文について金誠亀は、伝臨海殿で使用された文字瓦で、8世紀中葉頃の改修瓦とし、銘文の内容は製作地と製作集団を同時に意味するものと見た⁵⁶。結局この銘文が、慶州の伝臨海殿（東宮）に瓦を供給した「井作」の瓦工集団が蔚山立岩里に来て瓦を製作した根拠といえる。ただし、慶州では短板叩き瓦で製作されたが、蔚山では中板叩き瓦に方形の短板を追加で押印する様相が確認されるため、慶州と蔚山では瓦製作に使用する叩き板が異なることが分かる。つまり、同じ瓦を作ったとしても地域ごとに相違が存在することを再確認させる。また、蔚山伴鷗洞遺跡で短板叩き瓦とともに出土した古式蓮華文軒丸瓦は慶州月城、

第5表 慶州および地方遺跡出土瓦比較表

番号	地域	遺跡名	創建/完工年代	無瓦種	短板	中板	長板	印象	備考
1	慶州	月城	101/488	○	○	○		○ (埠)	
2		伝臨海城址	674/ 679~680	○	○	○		○ (埠)	
3		墓谷洞・勿川里遺跡 ⁶³	6世紀前半 以前~中葉	○	?	○			6世紀前半末~中盤 初: 無瓦種式 6世紀中盤: 横脊瓦種 の使用
4		望星里新羅瓦窯址	679		○	○			「儀鳳四年皆土」銘文 瓦の生産地
5		仁旺洞556番地遺跡	-	○	○	○		○ (瓦)	
6		華龍寺址	570/643	?	○	○		○ (埠)	
7		蘿井 ⁶⁴	B.C.34 /6世紀		○	○			「儀鳳四年皆土」銘文 瓦(新曲) 中板叩き出現
8		芬皇寺	634	?		○			
9		西天王寺址	670/679			○	○	○ (埠)	最初に出現した長板 叩き瓦 (?)
10		王井谷第1寺址 (伝仁容寺址 ⁶⁵)	-	○	○	○		○ (埠)	
11		三廟寺址 (三廟寺3キル遺跡 ⁶⁶)	597/?			○	○		長板叩き瓦の普及
12	蔚山	林堂遺跡1地区 建物址遺跡 ⁶⁷	6世紀初頭	○					円形當て具
13		林堂遺跡1地区 豊穴遺跡3号 ⁶⁸	6世紀		○				
14		大坪洞遺跡 ⁶⁹	6世紀後半		○				
15	安東	玉洞 佐公アパート敷地 内遺跡3号石室塗 ⁷⁰	6世紀		○				横穴式石室の死床部 上に須枕
16	蔚山	伴浦洞遺跡 ⁷¹	7世紀初頭		○	○			銘文短板叩き瓦 「井作」?
17		立岩里遺跡 ⁷² 679号竖穴	679年以後 /8世紀		○	○			中板叩き瓦に方彌の 印象「井作」を押す。 中板叩き瓦の出現年代 (679年)

雁鷹池、芬皇寺、皇龍寺跡などで出土したものと同型瓦で、6世紀後半から7世紀後半の間に製作されたものと推定されている。これらの瓦が蔚山で使用されるようになった原因として、慶州へとつながる交通の要衝である蔚山に設置された地方官府に使用するために、慶州から派遣された人が直接生産したものと推定している⁷³。つまり、蔚山地域は慶州と密接な関連の中で瓦生産が行われたとみられる。そして蔚山立岩里遺跡で確認された木構施設と鍛冶工房は蔚山倉坪洞遺跡⁷⁴と大邱漆谷3宅地2区域で確認された統一新羅時代の軍事施設と推定される木構施設⁷⁵と同一の造構と判断され、地方に派遣された慶州の官吏

が居住するための施設と推定される。従って蔚山地域の事例からみて、短板叩き瓦が製作された瓦窯は確認できないものの、7世紀後半にはすでに、新羅王京の周辺部、すなわち地方でも短板叩き瓦が生産されていたことが想定できる。

慶山地域でもやはり蔚山と類似した様相を見せるが、林堂遺跡では無瓦桶式で製作した瓦と短板叩き瓦の両方が確認される（第11図）。無瓦桶式の場合、凹面に円形の当て具痕が観察され、短板叩き瓦は格子文と線文が確認される。周辺に建物跡と生活遺跡が立地することから、これらの瓦を直接生産していたものと推定される。瓦の凹面に円形の当て具痕のある無瓦桶式の瓦は、土器を製作していた技術者が瓦を作成するために現れた過渡期な生産様相と判断されている。慶山林堂遺跡I地区で確認されたこれらの瓦は、共伴した土器から6世紀第1四半期～第2四半期に製作されたものと考えられる。よって、同遺跡における瓦の製作時期は、慶州蒜谷洞・勿川里遺跡におけるそれと同時期であることが知られる。

安東の事例は1件しかないが、横口式石室墳に追葬された被葬者の枕に短板叩き瓦を使用した点に特徴がある。短板叩き瓦は弧状叩きによって製作されているが、これは蔚山や慶山に見られる短板叩き瓦と同一である。出土遺物から6世紀中葉～末と推定される（第12図）。

ここで、新羅王京地域と地方で使用された短板叩き瓦にはどのような差があるのか検討する必要がある。慶州で短板叩き瓦が用いられた遺跡としては、月城や臨海殿のような国家的な重要性をもつ建物での使用事例が確認されている。これらの短板叩き瓦は二種類に区分できるが、前者は短板で弧状叩きの瓦、後者は印章とともに方郭の内部に各種の文字や符号などを彫ったものである。前者を「雁鴨池1類（弧状叩き）」、後者を「雁鴨池2類（横方向叩き）」として区分している⁷¹。しかし同一の短板叩き瓦でありながら異なる叩き方で用いる点を考慮すると、少なくともこれら二種類の短板叩き瓦は、使用目的や供給方法からみてその性格が異なるものと考えられる。弧状叩きを施した短板叩き瓦は凸面を叩く製作工程としての短板叩きが中心になるが、横方向叩きの短板叩き瓦は、叩くことを通じて伝達しようとするその意味自体が重要である。すなわち、短板に刻まれた様々な意味をもつ文字が中心となる。従って短板叩き瓦で確認されたこのような相違点を考えると、弧状叩きは一般の瓦で、常に供給の要請に従い生産された瓦である一方、横方向叩きは特別な目的のために使われる瓦で、一度に大量に必要な際に生産され、象徴性を持つ高級な瓦と言える。要約するならば、一般的の瓦と、使用先が指定された「注文型高級瓦」とも言えよう。

新羅文武王19年に行われた大規模な土木工事の実態が、王宮および東宮の建築であったことを考慮すれば、それは王室の権威を高めるためであったろう。このように当代の記念すべき事績を後世に残す目的が託された記念物として製作された瓦が、まさに「儀鳳四年

皆土」銘文瓦であり、当時瓦を供給していた各地の生産集団を区分するために符号や文字を表記したものと見ることができる。また、当時瓦生産において官印が関与した様相を見ると、「習部」、「井」、「井作」、「井桃」、「漢」、「漢只」、「南宮之印」、「儀鳳四年皆土」銘文瓦に表示された内容は全て、新羅六部内部の瓦窯または瓦工の性格と短板叩き瓦の使用先などを表示したものと見れば良いであろう。上で見たように、短板叩き瓦は作業の効率では劣るが、数回の追加調整をしている点で単純に効率性のみでは説明できない部分がある。従ってこれらの短板叩き瓦は、官城あるいは官庁などに納品される瓦に限定して適用される追加作業が行われたものと考えられ、これ以後円筒桶に粘土板を巻付ける方法で製作された中板瓦が大量に生産されるようになると、徐々にその機能が消滅したのであろう。結局、横方向叩きの短板叩き瓦は7世紀末の慶州地域で行われた大規模な建物群の新築によって短期間のうちに大量の瓦を一度に供給するために生産され、使用目的の特殊性が反映されたものと見ることができる⁷²。また、短板叩き瓦に転写された短板の形態が個体間で類似することから、当時瓦の大量生産に際して、同時に作業したために叩き板を共有したり、類似する文様を使用したりしたものと見られる。

これを裏付ける事例としては、地方で製作・使用された短板叩き瓦があげられる。慶山林堂遺跡1地区や安東上洞遺跡3号横口式石室墳から出土した短板叩き瓦は、凸面に線文または格子文が刻まれた短板を使用し、弧状叩きを加えた事例である。このような製作技法は、上で言及した「雁鴨池1類」と同一と見なせると同時に、横方向叩きの短板叩き瓦である「雁鴨池2類」とは截然と区別される。そして慶州以外の地方の生活遺跡と墓で出土した瓦は、無瓦桶式である。弧状叩きの短板叩き瓦（雁鴨池1類）を用いた事例は見られるが、慶州地域で確認される短板叩き瓦のような、使用先が制限されて供給された様相とは異なる。叩き板の形態もやはり異なるが、このような様相は、上で検討したように短板叩き瓦の生産が地方でも行われたためと考えられる。そして地方でも無瓦桶式と円筒桶による短板叩き瓦の生産が行われ、瓦が次第に普及しながら中板叩き瓦の生産へと転換するが、慶州に見られる横方向叩きの短板叩き瓦は製作されなかった。

こうした様相は結局、横方向叩きの短板叩き瓦が一般の瓦ではなかったということを逆説的に示している。従って慶州では、無瓦桶式（6世紀第1四半期以前～第2四半期）→弧状叩き（679年以前）・横方向叩きの短板叩き瓦（679年）→中板叩き瓦（679年前後）→長板叩き瓦（9世紀頃）の順序で変化し、地方では無瓦桶式（6世紀第1四半期～第2四半期）→弧状叩きの短板叩き瓦（6世紀第3四半期～679年以前）→中板叩き瓦（679年以後）→長板叩き瓦（9世紀中葉）⁷³の順序で造瓦技法が変化した。そしてこれらの地域で行われた瓦の生産と消費は、新羅王京で確認された瓦の供給方法と同一であると考えられる。しかし、横方向叩きの技法で製作された短板叩き瓦の生産は行われなかつた。その原因は、瓦

の使用目的と供給関係が異なっていたためと判断される。この点が新羅王京と地方の瓦の生産および消費過程における差である。

また、短板叩き瓦から中板叩き瓦へと製作技術が変化するものの、短期間二つの製作技法が併用されたことも確認された。このような共存現象は、短板叩き板が官印と同一の用途で使用されたこと、つまり瓦製作自体は中板叩き板で行われたが、瓦の使用先や製作者を表示する方法として短板叩きが継続して用いられたことにより、起きたものである。従って、短板叩きと中板叩きが共存する時期には、中板叩き板が主に用いられ、短板叩き板はその形態的特徴により、印章として使用されたと考えられる。このような様相は、以後統一新羅瓦のうち銘文瓦の製作において、瓦の使用先である寺の名称を方邦の中に表記する方法として受け継がれていく⁷⁴。まとめると、新羅は7世紀末、正隆には679年以後、短板叩き瓦から中板叩き瓦へと生産方法が変化⁷⁵するが、これらの製作技術が共存する時期がある。そして短板叩き瓦の痕跡は中板または長板叩き板の中に方形の空間として残ることになる。この方形空間は、瓦の製作日、製作場所、製作者、使用先などの瓦生産と関連した情報がこめられる空間であり、短板叩きの原型とも言える「印章」の機能が受け継がれたものと言える。

新羅で短板叩き瓦が生産された時期について、従来学界では文武王19年、すなわち「儀鳳四年告土」銘短板叩き瓦の生産に合わせて679年という絶対年代を基準に考えてきた。しかしこのような見解は、銘文資料に安住し、慶州と地方で出土した短板叩き瓦の性格を明確に認知できなかった結果と考えられる。特に慶州蘿井で出土した「儀鳳四年告土」銘中板叩き瓦（第13図）と、蔚山立岩里遺跡・伴鴨洞遺跡で出土した「井作」銘中板叩き瓦は、短板および中板叩き瓦が少なくとも679年からは製作されていたことを立証する。つまり、中板叩き瓦の製作が始まっていたと推定される679年に横方向叩きの短板叩き瓦が生産されたと見ることができる。従って、慶州で弧状叩きの短板叩き瓦が製作された時期は679年以前と判断され、慶山と安東そして蔚山など地方で確認された短板叩き瓦の出土事例からみると、少なくとも6世紀後半期の間に新羅にすでに弧状叩きの短板叩き瓦を生産する体系が備わっていたとみなせる。そして金基民の指摘の通り、少なくとも金海府院洞遺跡⁷⁶など一部の地域では遅くとも5世紀初頭から瓦生産が行われており（第14図）、慶山林堂遺跡、慶州蘿谷洞・勿川里遺跡は6世紀後半期以前から無瓦桶式の瓦生産が行われていたと考えられる⁷⁷。

V. おわりに

慶州地域で瓦が製作された時期を明らかにするためには、今後多くの資料が得られることを期待しなくてはならない。無瓦桶作法あるいは横骨桶によって製作された短板叩き瓦

が初期に使用された後、無瓦桶式で成形した瓦はすぐに消滅するが、これは結局瓦桶を利用した瓦製作法の効率性に起因するものと判断される。慶州地域で確認される短板叩き瓦は宮城や官庁などで限定的に使用された可能性が高い。しかし短板叩きで作った瓦は、たとえ中板叩きで製作された瓦よりも生産性と効率的な面で劣っていても、非常に丁寧に作られており、叩きを施さない瓦の背面に対しては緻密なナデを全面に施している。このような作業工程は単純に作業能率だけで説明するのが難しい部分であり、これら短板叩き瓦の製作は宮城あるいは官庁などに納付される瓦に限定されていた可能性がある。すなわち短板叩き瓦は一定の目的をもって製作された可能性が提起される。

慶州地域で印章瓦が使用される時期は、無瓦桶技法や短板叩き瓦が使用された時期よりも新しいものと推定される。特に百濟の印章瓦は主に文字が使用されるのに対し、新羅は符號や記号が多く見られる。このような差は印章瓦を製作していた工人集団の性格差を見る事ができ、新羅で印章瓦が製作される時点は679年以後と推定される。そして印章瓦は慶州地域で一時的に使用された後に消滅したが、その原因としては円筒桶と中板叩きで製作された「新羅瓦」が全国的に普及し、高句麗と百濟の造瓦技術が淘汰されたことが考えられる。

従って、新羅瓦においては無瓦桶と桶を使用した短板叩き瓦が初期に製作されるが、すぐに線条文の中板叩き板が普及して弧状叩き技法の短板叩き瓦は消滅する。また679年に製作された横方向叩きの短板叩き瓦はすでに中板叩き瓦が製作されていた時に作られた瓦であり、製作者と使用先が限定された特殊な瓦で、一般的の建物よりは宮城のような重要な建物にのみ使用されたものと判断される。これは地方で無瓦桶技法の瓦や弧状叩きの短板叩き瓦が生産・消費された点と比較すると、新羅王京での瓦の受給関係の特殊な一面を見せるものと言える。結局このような多様な姿の瓦製作技法は、統一以後円筒桶と中板線文叩きに代わられる「新羅瓦」へと変化するが、このような姿は新羅が達成した三國統一による最終結果であると言える。

註

- 1 「儀鳳四年に皆上した」という意味の文句が刻印されたこの平瓦については多くの先史の意見が提示されているが、その内容は「679年に文武王が大規模土木工事を行ったことを記念したもの」という解釈に集中している。ここで「皆上」は仏典にある「国土」または「全土」という意味の単語であり、「半上皆我国家（この土地の全てのものを我が國が從える。）」という意味に解釈される。つまり、679年に新羅が主導した三國統一を記念するものと考えられる（大坂金太郎「儀鳳四年皆上」在銘新羅古瓦』『朝鮮學報』第53輯、朝鮮學會、1969年）。また周知の通り、唐の年号である儀鳳は元年（676）から3年（678）までの3年間用いられた後に開延元年（679）、永隆元年（680）に変更される。新羅において儀鳳4年（679）まで唐の年号を使用せざるをえなかった原因是、当時進行していた唐との戦争にあると考えられるが、東宮の創建時に永隆年号の施行を知らなかつたの

- かについては再考の余地がある。むしろこれ以後の開基（681）、永淳（682）、弘道（683）と唐高宗の末年になって毎年年号を制定していた唐の内部事情により、新羅が年号をすぐに変更し、適用することが難しかった可能性が高い。
- 2 国立中央博物館『統一新羅』2003年。
 - 3 日本では、「模倣建築物」と同一の意味で「記念的建造物」と呼んでいる（鈴木博之・石山修武・伊藤毅・山岸常人編『記念的建造物の成立』シリーズ都市・建築・歴史1、東京大学出版会、2006年）。
 - 4 例えば、仏国寺跡塔頭で発見された「無垢淨光大陀羅尼經」は704年に中国から譲り受けられた仏典である。經典に「開天文字」が使用されているため、690年から704年の間に刊行された經典と推定されている。仏国寺の創建年代については論争があるが、新羅景德10年（751）金大城が創建したという「三國遺事」の内容を信頼するならば、刊行後ほどなく新羅に伝えられたことが分かる。また黄福寺跡の三重石塔の舍利容器（706）の銘文にも「無垢淨光大陀羅尼經」が奉納されたという記録があることを考慮すれば、この時期に唐と新羅の間で行われた文化交流は、おもむね同時期性をもつと言える。
 - 5 叩き板の形態である短板、中板、長板による叩き方法と、印章の捺印方法について扱う。
 - 6 瓦の素地の加工方法と瓦軸の特徴、そして造瓦工程で確認された焼成方法と特徴について扱う。
 - 7 金官軒『三國史記』卷第一・新羅本紀 第一・紙麻尼師今 11年条。“夏四月 大風東來 折木飛瓦至夕而止”
 - 8 金官軒『三國史記』卷第二・新羅本紀 第二・助實尼師今 4年条。“夏四月 大風飛瓦至”
 - 9 김성구『옛기와』대원사, 1992年, pp.60~61。
 - 10 申昌秀『三國時代 新羅기와의 研究·皇龍寺址 出土 新羅기와를 中心으로』『文化財』第20號, 文化財管理局 文化財研究所, 1987年, pp.1~57。
 - 11 朴洪国『三國末~統一初期 新羅瓦磚에 대한 考察』月城郡 内南面 望星里 瓦窯址斗1 出土 瓦磚各 中心으로』東國大学院美術史学科碩士学位請求論文, 1986年。
 - 朴洪国『月城郡 内南面 望星里 瓦窯址斗 出土 瓦磚에 대한 考察』『嶺南考古学報』5、嶺南考古学会、1988年, pp.57~96。
 - 12 高正龍『第2節 統一新羅時代瓦の編年 - 感恩寺 佛國寺創建瓦の検討 -』『奈良県立歴史高等学校 (旧制歴史中学校) 所蔵考古資料目録 I - 国外之部 -』社団法人慣原考古学協会, 2009年, p.134, 摘図13。
 - 13 高正龍は、仏國寺で出土した丸頭唐草文軒平瓦についての検討を通じ、A型式とB型式の2型式が同一の様相で変化する点に注目し、工人集団や瓦窯の差とみなせるとした（高正龍（前掲註12）、p.144）。
 - 14 崔兌先『平瓦製作法의 發達에 대한 研究』慶北大学校大学院考古人類学科碩士学位論文, 1993年, p.42。
 - 15 崔兌先『平瓦製作法의 發達에 대한 研究』（前掲註14）、p.54。
 - 16 趙成允『慶州 出土 中板 打捺文様 기와의 製作時期에 그 意味』『佛教考古学』第2号、威德大学校博物館、2002年, pp.157~170。
 - 17 趙成允『新羅 瓦로 분 鳳鳴池 建造에 대하여』『佛教考古学』第6号、威德大学校博物館、2006年, pp.57~74。
 - 18 庆州地域において統一新羅時代末まで長板叩き瓦が使用されなかつたとみる見解は、言いかえれば當時地方で先に長板叩き瓦が発生してからほどなく造瓦技術（叩き板）が慶州に入ってきたという見方である。しかしこれは當時新羅王京を除外した地方社会、すなわち九州五小京に該当する地域

- で使用された長板叩き瓦が中心地で選別して普及したという見解であり、容易には理解しがたい〔최성우 「新羅 長板 打捺文様 평기와의 慶州製作與否에 대하여」『梨花史学研究』第30輯、梨花史学研究所、2003年、pp.65~77。〕

19 東亜大学校埋蔵文化財研究所『三朗寺 3巻遺跡』発展史彙考Ⅰ、2000年。

20 車順喆『경주지역 경기와의 타남형태변화에 대한 검토 - 단관 중관 인정 그리고 장관으로』『文化財』第40號、2007年、pp.73~104。

21 軒丸瓦の裏面に円筒形丸瓦を取り付けた後、粘土円筒の半分を切開して軒丸瓦をつくる方法。

22 金基民『新羅기와製作法에 관한 연구 -慶州勿川里出土기와를 중심으로-』東亜大学校大学院史学科硕士学位論文、2002年。

23 沈相六『百濟時代 印刻瓦 附 考査』公州大学校大学院史学科硕士学位論文、2005年、p.20。

24 この時期の瓦はほとんどが本製と推定される。初期蓮華文軒丸瓦と推定される遺物の表面をみると、木目が容易に観察される。

25 国立文化財研究所『將島 清海洞 遺蹟發掘調査報告書 I』2001年。

国立文化財研究所『將島 清海洞 遺蹟發掘調査報告書 II』2002年。

26 忠南大学校百濟研究所『水洞 積山里 遺跡』2002年。

27 李仁淑『統一新羅~朝鮮前期 평기와製作技法의 变遷』慶北大学校大学院考古人類学科硕士学位論文、2004年、pp.99~103。

28 同立慶州文化財研究所『慶州 仁旺洞 556·566番地 遺蹟 發掘 調査報告書』2003年、p.113。

29 車順喆『경주지역 경기와의 타남형태변화에 대한 검토 -단관 중관 인정 그리고 장관으로』(前掲註20)、p.95。

30 仏教寺院での瓦使用問題については別稿で論ずる。しかし新羅法興王14年(527)に起った火災の殉教以後、法興王20年(533)から建設が始まり新羅眞興王5年(544)に完工した興輪寺や眞興王15年(553)に宮殿を建てた後寺院に変わった皇龍寺は眞平王6年(584)に金堂を完工し、善德女王12年(643)に九重木塔が完成した内容からみて、6世紀代には幅広く瓦が使用されていたことが知られる。ただし初期寺院と関連した内容が文献に登場する点から、その始まりは5世紀代の可能性が高い。

31 慶州地域で瓦の寄給関係が確認された遺跡は、ほとんどが遺物が地表採集されたものであったが、最近発掘調査が活発に行われるにつれて以前よりも精密な比較考察がなされている。寄給関係についての議論がなされている論文は、次の通りである。

済田耕作・梅原末治『新羅古瓦の研究』京都帝国大学文学部考古學研究報告 第十三冊、1934年。

金東賛・金周泰・禹炳益・鄭在錦・許萬夏・申榮勳 编著『新羅의 기와』韓国建築史大系V 建築斗文様(上)、東洋文化研究所・東山文化社、1976年。

朴洪団『慶州地方에서出土된 文字銘瓦』『全国大学生学术研究發表論文集』5(人文分野) 고려대학교 학도호국단、1980年、pp.93~120。

朴洪団『月城郡 内南面 望星里 瓦窑址와出土 瓦塊에 對한 考察』(前掲註11)、pp.57~96。

国立中央博物館『井内功寄贈瓦瓶 図録』国立中央博物館所蔵品圖録第7輯、1990年。

国立慶州博物館『新羅瓦塊』2000年。

成德大学校博物館『慶州南山 長倉谷 新羅瓦窯址 地表調査報告書』2001年。

国立慶州文化財研究所『慶州南山 石塔發掘·復元整備 奉告書』2004年。

車順喆『大邱市 漆谷 3地點 建物址遺蹟 發掘調査 縹報』『제9회 양남해강문화재연구원 조사연구 발표회』、영남해강문화재연구원、1998年、pp.92~95。

차순철『慶州地域 평기와受給關係에 대한 일고찰 -석장사지出土 평기와를 중심으로-』『십자

- 학연구』 제4집, 위덕대학교부설 신라학연구소, 2000年, pp.229~252.
- 차승철『慶州地域 城 寺院出土 平瓦의 露胎關係 考察－專用瓦 共用瓦 交流瓦－』 『한국 미술사학』 제5집, 봉도사성보박물관 봉고미술사학회, 2007年, pp.527~551.
- 韓國文化財保護財團『慶州 東川洞 696-2番地 遺蹟－공동주택 신축부지 발굴조사 보고서－』, 2010年。
- 32 山崎信二「7世紀 後半의 기와로 볼 朝鮮三国과 日本의 関係」『韓日文化財論集I』 국립문화재연구소, 2007年, pp.222~274.
- 33 包み込み式製作技法とは、儀鳳四年背土(679) 銘文瓦が製作された時点に生産された統一新羅の無款式冬文軒平瓦に見られる特徴的な製作技法で、軒平瓦の文様面と平瓦を接合した後、上面と下面を粘土で補い、平瓦が軒平瓦の中に包み込まれるような格好にする接合法である。
- 34 山崎信二「平瓦製作法からみた古代東アジア造瓦技術の流れ」『古代東アジアにおける造瓦技術の変遷と伝播』科学研究費補助金(基盤研究A)研究成果報告書, 2009年, p.3.
- 35 佐川正敏「中国における造瓦技術の変遷－「粘土組巻き作り」から「粘土板巻き作り」への転換を中心に…」「古代東アジアにおける造瓦技術の変遷と伝播」科学研究費補助金(基盤研究A)研究成果報告書, 2009年, pp.78~80.
- 36 集安地域に所在する高句麗古墳である臨江墓で出土した平瓦のうち、一枚作りで製作された事例が確認された点は、日本で一枚作りが出現した背景を探る上で重要な意味をもつ。
주총규『集安지역 高句麗기와의 製作技法과 比천·일본 소재 기와를 중심으로－』『韓國上古史學報』第66号, 韓國上古史學會, 2009年, p.91。
- 37 明日香村教育委員会文化財課「飛鳥の宮殿－古代都市“飛鳥”を深める－」飛鳥の考古学図録④, 2005年。
- 38 現在国内で製作されている伝統瓦の製作技法と古代の造瓦技法については、次の文献が参考になる。
장경호「한국 친통기와 製作技法과 그 규격에 관한 고찰」『여우 황수영박사 고외기념 미술사학논총』 第12卷, 1988年。
- 국립문화재연구소『裂瓦匠 (송요무형문화재 제91호)』 1996年。
- 宋應星著·崔桂譯『天工開物』刻本문화사, 1997年。
- 최병식『삼국시대 평기와 연구』『삼국시대 평기와 연구』 주사성, 2006年, pp.45~203.
- 39 최병식『삼국시대 평기와 연구』 주류성, 2006年, p.53.
- 40 최병식『평기와 연구의 최근 동향』, 『예체연구』 제34집, 충남대학교 예체연구소, 2001年。
- 41 砧先瓦は、叩き板の大きさを長さ30~40cm程度の平瓦を基準に、個々の叩きが何回施文されているかを区分した。これに従えば、叩き回数は実際に作業した最大値となる(崔允允「平瓦製作法의 变遷에 대한 研究」(前掲註14)、pp.17~21)。
- 42 趙成允『慶州 出土 中板 打捺文様 평기와의 製作時期와 그 意義』(前掲註16)、pp.157~170。
- 조성윤『新羅 長板 打捺文様 평기와의 慶州製作與否에 대하여』(前掲註18)、pp.65~77。
- 43 国立慶州博物館『文字도본 新羅-新羅人の 紀錄과 生跡-』 2002年, pp.86~87, No. 125~132.
- 44 최병식『삼국시대 평기와 연구』(前掲註39)、p.111.
- 45 최병식『삼국시대 평기와 연구』(前掲註39)、pp.113~120, 図面28~32, 図版23~25。
- 46 国立慶州文化財研究所『경주시 용강동 82번지 석십련 밭골조사보고』『문화遺蹟發掘調査報告 (緊急發掘調査報告IV)』 2009年, p.137, 国版30。
- 47 高句麗の官房遺跡(達川監古里、達川郡堂浦城、峨嵋城など)と、百濟地域(公州艇止山、扶余扶蘇山城、大田月坪洞、鷺足山城、益山王宮里、順天劍丹山城など)に事例がある(최병식『삼국시대 평기와 연구』(前掲註39)、pp.127~131)。
- 48 大田月坪洞山城で確認されている(国立公州博物館『大田月坪洞遺蹟』 1999年)。

- 49 国内では出土事例が知られておらず、主に日本の古代寺院で確認されるという（최병식『삼국시대
정기와 연구』（前掲註39）、pp.134・135）。
- 50 瓦桶に用いられた筒布の材質が異なる点について地域的な特徴を論じているが、大多数は麻布を用
いている。よって山城のような一部の遺跡でのみ葦または他の材料が利用されているのは、一般的
でない現象と判断される。よって筒布に麻以外の材料を利用した場合は、むしろ作業工程の差や材
料選別において造瓦工人の選択が働いた可能性が高いと考えられる。そしてこれ以外にも、材料を
調達するのが難しい劣悪な作業環境、すなわち麻を使用するのが困難な状況もありえたと考える。
- 51 韓国文化財保護財團『慶州 駛馬場 豫定敷地 C-I 地區 發掘調査報告書』1999年。
- 国立慶州文化財研究所『慶州 藤谷洞・勿川里遺跡－慶州駛馬場豫定敷地 A 地區…』2004年。
- 52 中央文化財研究院・慶州市『慶州 藤井』2008年。
- 53 文化財研究所・慶州古蹟發掘調查團『驛佛寺 遺蹟發掘調查報告書』1986年、p.254、圖版62-6。
- 54 朴洪固『慶州 碑原里 五層石塔과 南山 七佛庵慈慶佛의 造成時期… 최근 수습한 銘文瓦片을 중심으로…』『科技考古研究』第4號、아주대학교 박물관、1998年、p.98。
- 55 韓國文化財保護財團『慶州 東川洞 696-2番地 遺蹟－宮室平址 신축부지 발굴조사 보고서－』（前掲
註31）、p.170、No.265。
- 56 慶州市内に位置する新羅工京地域の主要遺跡を除外した状態で短板叩き瓦が出土した事例を調べると、大量に使用されたというよりは個々の瓦が選ばれて使用されたものと判断される。よって短板
叩き瓦は瓦窯で生産された後、一般的な処方に使用されたのではなく、特定の建物の建築に選別され
て供給された可能性が高い。
- 57 韓國文化財保護財團『慶州 駛馬場 豫定敷地 C-I 地區 發掘調査報告書』（前掲註51）。
- 58 藤井遺跡で出土した瓦のうち「儀鳳四年皆土」銘文瓦は、格子文と円弧文が重複した文様を叩きつけた後、銘文が刻まれた短板で叩いたもので、二重の叩きがなされている。先行する叩き板は文様
の長さからみて短板というより中板の叩き板と推定される。よってこのようないくつかの推定が妥当であるなら、短板叩きが使用された時期（679年）にはすでに中板叩き瓦が生産・使用されていたことにな
る。また、報告者は藤井で出土した「儀鳳四年皆土」銘文瓦を伝羅海盤で出土したものより古式と
見ている。叩きの後ナデ調整の有無、文字の形態が古拙である点をその根拠にあげているが、文字
の書体が右書ではなく反転した左書であるため、筆者は同時期に製作された瓦における型式差と見
る。
- 中央文化財研究院・慶州市『慶州 藤井』（前掲註52）、p.464、挿図7参照。
- 59 국립경주문화재연구소 경주사 7전 「容寺址 發掘調査中間報告書」2009年、p.53、圖面9、No.35・
36、およびp.54、圖面10、No.37。
- 60 東国大学校埋蔵文化財研究所『三則寺3窟遺蹟』（前掲註51）、2000年。
- 61 嶺南文化財研究院『경주 임당백지개발사업지구 (T지구) 대 嶺山 林堂洞 建物址 遺蹟』2008年、
p.364、圖面 270。
- 62 嶺南文化財研究院『嶺山林堂洞遺蹟 I-F. H 地區 및 上城…』1999年、p.200、圖面 87、および
p.212、圖面95。
- 63 嶺南文化財研究所『慶州 大坪洞遺蹟 II』2005年、p.409、圖面 242、およびp.410、圖面243。
- 64 東洋大学校博物館『安東 玉洞 住公穴斗笠敷地内 遺蹟』2007年、p.70、圖面 36。
- 65 莖山伴陽洞遺蹟のI-1号、I-2号、I-5号建物跡とⅡ-1号建物跡、I-9号土坑、Ⅲ-44号土坑
から短板叩き瓦の出土が報告されている。
- 충신반진연구원 문화재센터『울산 박구동유적-충구 만구동 303번지 아파트신축부지 발굴조사 보
고서』2009年。

- 66 延山立岩里遺跡で出土した「井作」銘瓦は中板叩き瓦の上に短板印章を押したもので、短板叩き瓦というよりは中板叩き瓦に属する。ただし、銘文を押した印章の形態が短板と同一であることから、中板叩き瓦が製作された後にも短板印章がそのまま使用されていたものと推定される。従って、この遺物は慶州蘿井で確認されたものと同様、中板叩き板と短板印章がともに用いられている時期を示している（蔚山文化財研究所『蔚山立岩里遺跡』2005年、p.240、図版184、No.276）。
- 67 김성구「蔚山의 신라기와」『유적과 유물로 본 충신의 생활과 유풍』유신평역시 한국문화재보체단, 2009年、p.37。
- 68 김성구「蔚山의 신라기와」（前掲註67）、p.38。
- 69 蔚山文化財研究所『蔚山倉坪洞遺跡』2003年、p.5、図版4。
- 70 韓國文化財保護財團『大邱 漆谷3宅地(2·3區域)文化遺蹟發掘調查報告書(II)』2·3區域(本文)、2000年、p.1、図版1。
- 71 趙成允「慶州出土 中板 打捺文様 평기와의 製作時期에 關한 意味」（前掲註16）、p.160。
- 72 すでに指摘されているように、679年に製作された「儀鳳四年告土」銘短板叩き瓦は新羅文武士が三国統一をなし挙げた成果「率土皆我國家（この土地のすべてのものを我が国が得る）」という意味で解釈される）を記念するための記念物と考えられ、これを記念するために文武王19年に行われた大規模土木工事（臨海殿創建）に使用された瓦と考えられる。
- 73 扶餘扶蘇山城で出土した「會昌七年（847）」「卯年永印」銘文瓦と清州興德寺跡で出土した「大中二年（849）」「銘平瓦そして益山強勒寺跡と洪城神衿城で出土した「大中（847~860）」銘文瓦から、少なくとも新羅文聖王代には長板叩き瓦に印章を使用した捺印または叩き板そのものの使用が見られる。長板叩きによる瓦製作がなされていたことが分かる。
- 国立扶餘文化財研究所『扶蘇山城』1999年、pp.393~395。
- 国立扶餘文化財研究所『扶蘇山城：整備에 따른 緊急發掘調査』1999年、p.107。
- 清州大学校博物館『清州 興德寺址 發掘調査報告書』1986年、p.60。
- 国立扶餘文化財研究所『彌勒寺 遺蹟 發掘調査報告書II』（圖版編）、1996年、p.598。
- 李康承・朴淳發・正成闡『神衿城』忠南大学校博物館、1994年。
- 74 このように方郭の内部に寺院名称を表示する例は、慶州四天王寺の銘文瓦に始まり高麗時代まで受け継がれる。特に四天王寺では方郭の内部に多様な書体を用いたが、多様な姿の銘文瓦が統一新羅時代に製作されたものと考えられる。しかし最近このような銘文瓦について、高麗時代以後のものと見る見解が提出された。これに対し筆者の考えは別稿を通して扱うが、寺院の名称が入った銘文瓦をすべて羅末臨初時期（9~13世紀）と見る点については首肯し難い。それは、統一新羅時代にも器物に寺院名を表記した事例が存在する点のためである。九黃洞苑池遺跡では「芬干」銘印が押捺された上器が複数点出土したことから、器物に使用場所を表記したことが知られる。
- 柳煥星「羅末臨初 慶州 出土 寺刹銘 平瓦와 研究」慶州大学校大学院文化財学科碩士学位論文、2007年。
- 国立慶州文化財研究所『신라 Można 1천년 밝은 조사 32권』2006年、p.79。
- 75 趙成允は明確な資料を提示していないが、東川洞干京遺跡で出土した土器から以下の様に述べている。すなわち、7世紀まで遡りうる短脚高杯と9~10世紀まで下がる突脚付上器、平瓶などとともに多くの中板叩き日の平瓦が出土している一方、新羅時代と推定される長板叩き日の平瓦が出土していない点、蔚山芳里遺跡でも長板叩き平瓦が出土していない点からみて、慶州における中板叩き平瓦の上限を7世紀末、下限を9~10世紀ごろとみている。
- 76 東京大学校博物館『金海 府洞 遺蹟』1981年。
- 77 金基民「新羅기와 製作法에 관한 研究－慶州勿川里 出土기와를 중심으로－」（前掲註22）、

pp.32~42。

上記以外の参考文献

- 김유식 「7~8세기新羅기와의 離合」 「기와를 통해 본 고대 東아시아 삼국의 대외교섭」 국립경주박물관, 2000年。
- 東洋大学校博物館『安東 玉洞 住公아파트敷地内 遺蹟』 2007年。
- 蔚山文化財研究所『蔚山立岩里遺蹟』 2005年。
- 주용규「東安지역 高句麗기와의 製作技法과 빈천·일본 소재 기와를 중심으로-」『韓國上古史學報』 第66號, 韓國上古史學會, 2009年。
- 차순철「慶州地域 平瓦 수급관계에 대한 입고찰·석장사지 出土 平瓦를 중심으로-」, 『신라학연구』 제4집, 원지대학교무설 신라학연구소, 2000年。



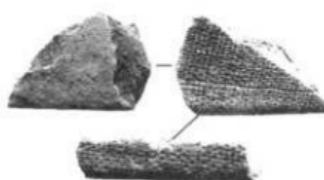
第1図 「儀鳳四年砖土」銘短板叩き瓦



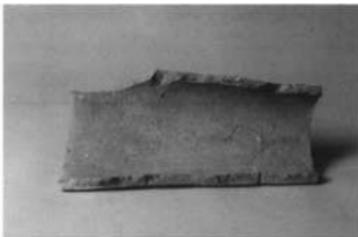
第2図 庶州三朗寺3キル遺跡出土長板叩き瓦



第3図 庶州仁旺洞556番地遺跡出土の印章瓦



第4図 高句麗臨江塚出土の一枚作り平瓦



第5図 庶州龍江洞石室墻出土平瓦にみられる楔形の分割痕跡



第6図 庶州仁旺洞556番地遺跡出土の横骨桶製作の瓦



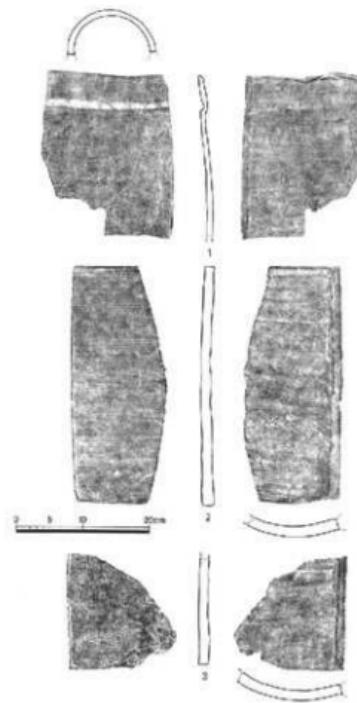
第7図 弧状短板叩き瓦



第8図 横方向短板叩き瓦（幾何学文）

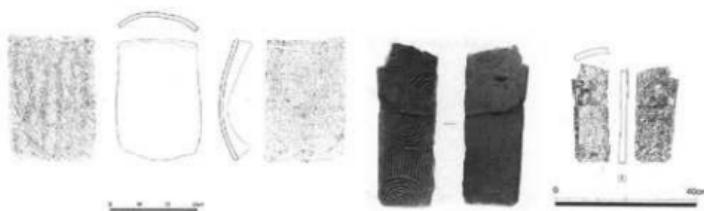


第9図 横方向短板叩き瓦（銘文）



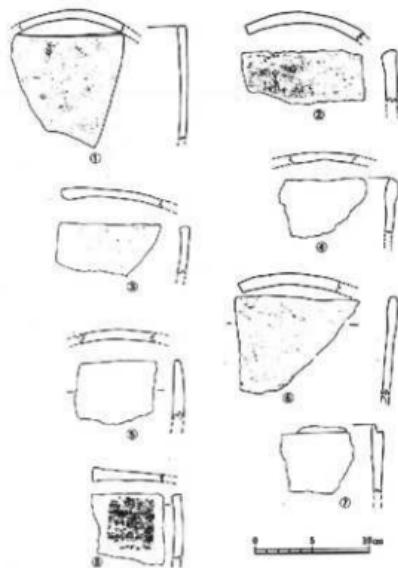
第10図 伝藤海殿出土「井作」銘短板叩き瓦

第11図 慶山林堂遺跡出土瓦



第12図 安東玉洞遺跡出土瓦

第13図 麟州蘿井遺跡出土「儀鳳四年皆土」銘
中板叩き瓦



第14図 金海府觀洞遺跡出土瓦

新羅 短板打捺 牛瓦의 出現과 意味에 對한 檢討
-弧狀打捺斗 橫方向打捺의 區分과 特徵-

차 순 철

요 지 신라기와 연구에 있어서 가장 중요한 유물로 인정되고 있는 '의봉사년개토(儀鳳四年皆土)' 명 단판기와는 679년이라는 절대연대를 가지고 있다. 이 기와의 존재를 통해서 우리는 신라의 발전된 모습을 떠올리지만, 8세기에 들어서면서 당시 동아시아 전체를 위흔든 정치적 격변과 혼란을 수습한 당(唐)과 신라 그리고 일본 등 동양 삼국이 정치, 경제, 문화 전반에 있어서 전성기를 구가하게 된다는 점에서, 하나의 문화적 아이콘으로 볼 수 있다. 통일을 이룬 신라는 이전 시기와 구분되는 문화발전을 이루고, 이를 통해서 가장 화려한 기와문화를 갖추게 되었으므로, 기와의 제작과 발전상을 통해서 당대 문화의 변화와 기와를 사용한 건물의 증가를 통해서 도시기능과 방위 내 변화를 살펴볼 수 있다. 따라서 이 논문에서는 기존의 신라왕경지역에 대한 발굴조사에서 출토된 평기와와 전 중에서 비교적 초기기와가 출토된 것으로 인정되고 있는 유적을 중심으로 출토사례와 타날망법 그리고 제작방법에 대한 비교작업을 통해서 개개 유물이 출현한 시기에 대해 고찰하였다. 또한 경주와 지방에서 출토된 평기와와 전 중에서 비교적 초기 기와가 출보된 유적을 중심으로 단판기와에 대한 비교를 통해서 경주와 지방간의 기와제작시기와 특징을 살펴보았다. 그 결과 경주지역에서 단판기와가 제작된 시기가 679년 이전으로 판단되며, 최소한 679년부터는 단판기와와 함께 중판기와가 생산되었음을 확인하였다. 또한 경주 나침유적에서 출토된 '의봉사년개토(儀鳳四年皆土)' 명 명문와와 육산 입암리 유적에서 출토된 '정자(井作)' 명 명문와는 중판타날과 단판타날이 함께 사용된 기와로 679년 무렵에는 단판과 중판 두 가지의 타날판이 모두 공존했다고 판단된다. 기와의 제작방법을 살펴보면 무와통(無瓦槽) 혹은 와통을 사용한 단판 기와가 초기에 제작되었다가, 점차 무와통식 기와가 소멸하고 원통과통을 사용한 중판 타날기와로 변화하게 된다. 이러한 기와 제작방법의 변화는 결국 와통을 이용한 기와제작법의 효율성에 기인한 것으로 판단된다. 단판 기와 역시 중판 타날판으로 제작된 기와와 비교해 볼 때, 작업능률면에서 뒤떨어지지만 매우 정성을 들여서 제작은 하였다. 이러한 작업공정은 단순히 작업능률만으로 설명하기 어려운 부분으로, 이들 단판 기와의 제작은 궁성 혹은 관청 등으로 납품되는 기와에 한정되었을 가능성을 보여준다. 따라서 단판 기와는 일정한 목적을 가지고 제작되었을 가능성이 제기된다.

주제어： 廣州 打捺板 短板 中板 長板 印章

An Investigation on Appearance and Significance of Silla Short Beating Plain Roof Tiles
- Classification and characteristics of arc-shaped beating and transverse beating -

Cha, Soon-Chul

Abstract: The short beating plate tiles with the inscription of uibongsagaeto (儀鳳四年答土) are considered most important for the study of Silla roof tiles and have an absolute age of 679 years. This study considers the time when earlier tiles appeared by comparing cases of unearthing, beating methods and tile manufacturing methods of tiles excavated from Silla capital area in the course of excavation investigation. Comparing of relics in Gyeongju, Gyeongsan, Andong and Ulsan, where plain roof tiles were excavated, suggest that short beating plate tiles were made before AD679 in Gyeongju area, and medium beating plate tiles were made from AD679 at latest together with short beating plate tiles. Roof tiles with the inscription of uibongsagaeto (儀鳳四年答土) excavated from Najeong ruins, Gyeongju, and roof tiles with the inscription of jeongjan (井津) excavated from Ipamni ruins, Ulsan are roof tiles made using both methods, medium beating and short beating, and this indicates that both short beating and medium beating plates were used for the manufacture of roof tiles in AD 679. Comparing with medium beating plate tiles, short beating plate tiles are inferior to medium beating plate tiles in the aspect of production, but surpass them in the aspect of elaborateness. This difference suggests that short beating plate tiles might have been used only for roofing royal palaces or public buildings, and therefore must have been produced for special purpose different from general purposes.

Keywords: Gyeongju, beating plate, short beating plate, medium beating plate

古代日韓における技術文化の変遷過程 —日韓出土の坩堝を中心に—

田 廉 吾

- I 序 言
- II 坩堝と蓋
- III 坩堝および蓋出土遺跡
- IV 坩堝および蓋の型式分類
- V 坩堝の変遷過程
- VI 坩堝の形態変化にみられる技術文化的意味
- VII 結 語

要旨 坩堝は、金属・ガラス原料に高熱を加え要練または融解し、溶融状態の金属・ガラス原料を鋳型に注ぐために必須の道具である。しかし、日韓において坩堝や坩堝蓋が出土した工房関連跡は、せいぜい30遺跡にすぎない。工房関連の遺物が出土しても、坩堝が確認されない事例も多い。例えば、扶余陵山里寺址の工房では、百济金銅大香炉をはじめとして、華麗な金属・ガラス工芸品とともに、鉄床、鉄槌などの製作道具が多量に発見されたが、坩堝と坩堝蓋は1点も出土しなかった。このような現状においても、坩堝や坩堝蓋は時期的、地域的に多様な様相を示しており、4段階に分けて説明することができる。まず、地域的な特色についてまとめる。

I～II段階は6世紀以前にあたり、坩堝は韓国の大ソウル夢村上城、大田月坪洞、日本の福岡県須恵五反田遺跡や比恵遺跡などで出土している。坩堝出土遺跡は少なく、出土点数も僅かではあるが、地域別に形態的な違いが大きい。日本の九州地域では、取模、ガラス坩堝とともに十製棒など、特殊な用途のガラス製作道具が発見されている。坩堝を製品の種類別に定型化させていく試行がなされたために、地域別に多様な特徴が認められるのであろう。

III段階は6世紀前半～7世紀前半頃にあたり、韓国において坩堝と坩堝蓋が飛躍的に発展した段階である。韓国の大ソウル北東百濟遺跡、双北里遺跡、扶桑山廬寺址、益山王宮里遺跡、同弥勒寺址などで、多様な形態の坩堝と坩堝蓋が製作された。坩堝と坩堝蓋を活用した工房とともに、多彩な金属・ガラス製品が噴幕、寺院、住居址などで確認されている。この時期の坩堝は、製品の種類別に定型化した形態的特徴を見せている。すなわち、全体の大きさや形態、底部形態、注口の有無などによって、金、銀、銅、そしてガラス坩堝に区分することが可能である。金坩堝は、おおむね器高が5cm以下で円錐形の胴部に尖底、銀坩堝は丸みを持つ胴部で底も丸底である。銅坩堝は器高が10～15cmで砲弾形あるいは鉢形

の胴部、底は尖底または中央に突起が付く尖底である。ガラス増堀は器高が15cmで碗盤形の胴部、底はやはり尖底または中央に突起が付く尖底である。そして増堀蓋とセットを成す特徴がある。増堀蓋の多くはガラス増堀の蓋であり、内面の形態、つまみの位置、つまみの成形手法などにおいて多様である。このように、Ⅱ段階には製品の種類によって、増堀の形態に定型化が認められる。このような定型化は、前段階からの増堀の形態的な試行の結果であり、次段階の形態変化を引き起こす契機ともなった。

Ⅳ段階は7世紀中頃以降にあたり、増堀や増堀蓋が扶余、益山などの百濟地域以外でも、慶州や日本で広く製作された時期である。百濟滅亡後に、増堀を活用する百濟の技術文化は、慶州、日本へ伝わり、急速な変容を遂げていく。それまでの百濟地域ではほとんど見られなかった鉢形の銅増堀が、慶州、日本において中心的な位置を占めるようになる。また、増堀を用いた溶解炉の構造も多様なものとなる。日本の飛鳥池遺跡においては、ガラス増堀の器面の調整手法の変化とともに、増堀の規格化および定型化が起こり、新たな手法で注口を作り出す鉢形の銅増堀が製作された。一方で、九州地域の大半のにおいては、鉢形の銅増堀が主体であるが、近畿地域とは異なり百濟の注口成形手法が認められ、多様な形態の銅増堀が製作された。

次に、増堀と増堀蓋の通時的な形態変化についてまとめる。増堀の形態変化を最もよく示す属性は、底部の形態と、注口の成形手法である。金増堀は「尖底」から「平底」へ、銅増堀は「尖底または中央に突起が付いた尖底」から「丸底または平底」へ、そしてガラス増堀は、「尖底または中央に突起が付いた尖底」から「丸底」へ変化する。増堀蓋は内面の形態、つまみの位置や成形手法において、多様な形態が認められる。これまで確認されている増堀蓋は、益山宮里遺跡、日本の飛鳥池遺跡および川原寺を除くと、ほとんどがガラス増堀蓋である。一般的に内面が弓のように緩く内凹するものから扁平なものへと変化する。

ガラス製作において増堀とともに重要な道具であるガラス下鉄造用の土製鋳型は、韓国では1世紀から4世紀にかけて、中部地方の中島遺跡や河南漢沙里遺跡、益山松鶴洞遺跡、南部地方の金堤大木里遺跡、海南郡谷里貝塚などで出土した。一方で、日本においては、3世紀から8世紀にかけて、九州の西新町遺跡、近畿の上之宮遺跡や飛鳥池遺跡、関東の下谷遺跡や魯島馬場遺跡などで出土した。韓国ではガラス下鉄造用の土製鋳型は、増堀が急激に発展する時期に入ると、確認されなくなる。一方で、日本では8世紀に至るまで増堀とともに確認されている。

上述したような増堀の変化の過程は、特定地域において連続的に認められるわけではない。ただし、異なる地域、異なる時期における増堀資料には、相互に関連する属性が看取でき、このような属性を通して増堀の形態的な変化を明らかにできる。よって、ある地域において増堀が確認できない時期があったとしても、その時期を増堀が全く製作されなかった空白期間と見るよりは、外部から伝わった技術文化を内部において変容させていくための試行が成された過渡期と捉える必要があろう。増堀と増堀蓋の地域的、時期的な形態変化は、単に様式の流行という次元を超えて、多様な技術文化的な意味合いも内包している。例えば、増堀の形態変化は増堀が設置される溶解炉の構造とも密接に関連する。溶解炉は増堀と地面との位置関係から見ると、大きく地上式と地下式に区分される。地下式の溶解炉では、増堀を立てて固定するために増堀の底部は尖底か突起が中央に付く尖底である必要がある。一方で、地面上

に粘土を積み上げた地上式溶解炉においては、坩埚が地面上に設置され、炉の熱を均等に坩埚内部の金属やガラス伝えるためには、円底や平底が適している。6～7世紀前半までの扶余、益山においては地下式溶解炉が主流を成すが、7世紀後半～8世紀代の慶州や日本では地上式溶解炉も確認されている。6世紀以前に日韓において確認される特異な形態の坩埚は、効率的な坩埚の形態を試行した結果でもあるし、6世紀以後の溶解炉とは異なる構造の炉と関連するのであろう。このような溶解炉の構造については、今後も真摯な議論が行なわなければならない。

坩埚、坩埚蓋、ガラス玉飾造用の上製錫型のあり方を通じて、古代日韓の技術文化の流れを読み取ることができよう。6世紀代において扶余地域で発達した坩埚製作技術は、泗沘期における新たな工房である益山王宮里遺跡においてさらに発展し、製品の種類によって定型化した坩埚が製作されるようになる。一方で、ある原料に用いる坩埚において、多様な形態の坩埚から理想的な坩埚を見出そうとする試みも認められる。7世紀後半以降、坩埚製作技術も含めた百濟の技術文化が慶州や日本に伝播し、その地において独特的な技術文化が形成されていく。

金属・ガラス製品の生産において坩埚は、原料の不純物を除去し、より精選するために最も重要な道具である。すなわち、原料の採取段階、製錫段階、加工段階を繋げる要素である。そのため、坩埚には古代の技術文化が総合的に投入されていたのであろう。私たちは未だ、坩埚に投入された技術の幹の一部を知るにすぎない。古代の技術文化を完全に復元するためには、坩埚やガラス玉飾造用の上製錫型が出土せず、空白のままとなっている時期、地域のありかたを明らかにするためのより多くの資料が確認されていく必要があろう。そして、すでに確認された資料についての細密な分析も行なわれる必要がある。

キーワード 坩埚 坩埚蓋 工房 取瓶 底部形態 注口 定型化 標準化 形態変化 技術文化
変遷過程 ガラス飾造用の上製錫型 溶解炉 金属製品 ガラス製品 伝播

I. 序 言

人類は、古代から身体を装い他人に誇示したり、農業や戦争の困難を切り抜けるために、多様な金属・ガラス製品を作り、使用してきた。文明史において、金属とガラスの使用は、新たな素材を使い始めたという側面のみならず、それがもたらした政治、社会、経済的な波及効果は、非常に広範囲のものであった。この点において、人類の文化復元という考古学的な課題において、金属・ガラスに関する技術文化の占める位置は大きいと見ることができる。

金・銀・銅・錫・鉛などの非鉄金属やガラスを使用した製品は、主に装身具や威信財として、支配階層が享有するものとされてきた。また、当時の社会の思惟や文化の水準を推し量るための重要な尺度の一つでもある。特に、百濟が古代国家として成立、発展する過程において、金、銀、銅などの金属を素材とした多様な工芸品が官営手工業の形態で生産され、国家間あるいは国家内部の中央と地方間の物資の流れを通じて流通していった。

古代社会における流通とは、物資、人、情報の移動を総称する¹。物資と表現される製品は、一定の圏域内部で移動するのみならず、圏域と圏域の間を移動することもある。また、受け渡しの関係が成立することによって、流通を調節、統制する政治、社会、経済的な機構が作動し、多様な経路が形成される²。

このような側面において、金属工芸品の生産と流通の実態については、製品の比較分析のみならず、製品と生産施設との関係を究明し、圏域間の生産技術の流れを明らかにする作業を通じて接近していく必要がある。このためには、金属・ガラス製品の生産と関連する考古資料である各種の生産施設（工房、廻来場、水場、坩堝・鋳型生産施設、未製品加工場）、付属施設（住居址、廻来場、給水施設、祭祀施設、倉庫、道路など）、そして未製品（金糸、金片、金製棒状品など）についての徹底した分析が必要である。

最近、韓国の扶余宮北里百濟遺跡、益山王宮里遺跡、慶州東川洞遺跡、日本の飛鳥池遺跡などで、坩堝をはじめとする各種の工房関連遺物が大量に出土し、古代の技術文化の発展と変遷過程を探る糸口を得ることができた。これらは、技術文化復元の貴重な資料である。

筆者は日韓古代の技術文化について、坩堝を分析対象の中心として検討しようと思う。両地域において、坩堝がどのように製作・使用され、どのような変化をたどったのかを究明しようと思う。この作業を通じて、日韓における金属・ガラス製品の生産と流通過程を追跡していきたい。

II. 坩堝と蓋

1. 概念

坩堝は生産関連遺物の中で、生産行為を直接的に示す遺物である（第1図）。一般的に坩堝（crucible）は、粘土あるいは他の耐火性を備えた物質で作った容器を指す。古代から、金属を溶かしたり試験する容器として使用されている。その呼称は、十字架や試験を意味するラテン語「crux」に由来する。今日の坩堝は、実験室では高温における化学反応の分析に必要な実験器材として用いられ、工業では金屬や鉱石を溶かし煅焼させる際に用いられる。このような坩堝は、粘土や黒鉛、磁器、あるいは比較的融解温度が高い金属で製作される。

古代において、坩堝は鉱石から鉱物を製錬したり、鉱物を精錬あるいは融解するための容器と見ることができる。韓国では、三国時代の扶余、益山、慶州地域などで、非鉄金属やガラス製品を生産する過程において坩堝は使用された。しかし中国遼寧地域では、春秋戦国時代から鉄器製作に坩堝が使用されている。韓国でも、青銅器時代の平安北道細竹里遺跡で古銅を溶かした坩堝が出土したと報告されている³。細竹里遺跡⁴で出土した坩堝は、粘土に滑石を混ぜて製作したものという⁵。

早くソウル夢村土城でも坩堝が出土し⁶、扶余、益山、慶州地域では三国時代の多様な坩堝が出土した。一方日本では、吉野ケ里遺跡、須玖五反田遺跡、須玖坂本遺跡、須玖永田遺跡B地點などで、弥生時代の坩堝が出土し⁷、7、8世紀代の資料としては、奈良県飛鳥池遺跡・川原寺・平城京跡、福岡県大宰府遺跡などで多様な形態の坩堝と蓋が発見された。また、4世紀前半～中葉頃の千葉県鶴ヶ岡1号墳⁸・下谷遺跡⁹、埼玉県東地絶川遺跡¹⁰などでも銅坩堝が出土した。以後、中世遺跡でも鉢形の銅坩堝は数多く発見された。

現代とは異なり、古代に鉱物を製錬したり、溶解する作業で特異な遺物が坩堝蓋である（第2図）。現代では坩堝蓋はほとんど使用されていないが、古代では多様な形態のガラス坩堝蓋が扶余、益山など韓国と飛鳥池遺跡、川原寺など日本から多く出土した。これに対し金属坩堝蓋は、益山王宮里遺跡、日本の飛鳥池遺跡、川原寺などから少量出土した。坩堝蓋は、金属およびガラス製品の製作過程で溶解された鉱物の温度を一定の水準に保つことや、特定鉱物が空気中に漏れ出すのを防止する機能をもっていると推定できる。

2. 坩堝と取瓶

銅製品の生産と関連した遺跡から坩堝と類似した機能をもつ遺物として出土したものが取瓶である（第1表）。取瓶は韓国では全く出土していないが、日本では弥生時代の比惠遺跡、須玖永田遺跡、那珂遺跡などから出土している¹¹。

一般的に、金属素材を溶解するための容器を坩堝、溶解した素材を鋳型に注ぐための容

器を取瓶と区分する¹²。これは比恵遺跡第40次調査で出土した埴堀と取瓶を通じて知ることができる¹³。ここで出土した埴堀と取瓶は形態および胎土によって2種類に区分できる。1つは精選された胎土で鉢形の坯身部と円筒形の台脚によって構成されており、口縁上端は水平な平底面をもつ。2つ目は軟質の胎土で鉢形を呈しており、口縁上端の器壁側面に注口が備えられている。報告者は1つ目は埴堀、2つ目は取瓶という見解を示しながらも、その逆の可能性も完全に排除できないとする¹⁴。このように、埴堀と取瓶は簡単に区別することが難しい側面をもつ。なぜなら、埴堀そのものも金属およびガラス素材を溶解するために使用されたものや、溶融状態の金属、ガラス素材を鋳型に注ぐために使用されたものがあるためである。したがって、埴堀と取瓶は全く同じ意味で使用することができるが、相対的に深鉢形の土製品は、素材溶解用の埴堀、浅鉢形の土製品は取瓶と区分することができる。

III. 埴堀および蓋出土遺跡

1. 6世紀以前の埴堀および蓋出土遺跡

6世紀以前にも、埴堀とみることのできる遺物が出土している（第1表）。特に日本では、埴堀以外に取瓶と呼ばれる生産関連遺物も多くの遺跡から出土した。

韓国では、4～5世紀代にソウル夢村土城、大田月坪洞遺跡で埴堀が出土した（第1表）。特にソウル夢村土城で出土した埴堀は、6世紀以後の埴堀とは形態的に大きく異なっている。高さが10cm以下で小型に属し、丸底を呈しており、楕円形を平面形態とする口縁の片方に外側に突出する注口をもつものである¹⁵。

一方、日本では3～4世紀代の弥生時代後期から古墳時代前期にかけて、佐賀、福岡、千葉、埼玉地域で埴堀とみられる遺物が出土した（第1表）。特に須玖五反田遺跡、比恵遺跡などでは、ガラス埴堀と土製品、取瓶など金属およびガラス製品の製作と関連する特異な遺物が出土している。

2. 6～8世紀の埴堀および蓋出土遺跡

1) 韓 国

(1) 扶余地域

扶余地域の工房は、泗沘遷都直後に造営された官北里百濟遺跡を中心に運営され、時間の経過とともに専門化された特殊工房が拠点別に改変されていく様相を示す¹⁶。扶余官北里百濟遺跡周辺で工房関連遺物が出土した遺跡としては、扶蘇山城（6世紀前半）、扶蘇山廃守址（6世紀前半）、旧衙里百濟遺跡（6世紀中頃）、宮南池（6世紀前半）、双北里遺跡をあげることができる（第2表）。この中で、双北里遺跡（6世紀後半）を除いた大部分の遺跡は泗沘遷都（538年）の頃に造成され、運営された。したがって扶余官北里百濟

遺跡周辺の工房は、酒波都城体系が完成する時期である6世紀後半期¹⁷に造成および運営されたものとみられる。

(2) 益山地域

7世紀前半～中頃にかけて益山地域では百濟酒波期の新しい中心工房として王宮里遺跡の工房が形成され¹⁸、これを中心として弥勒寺址、帝釈寺址工房が互いに密接に結びつく体系が整備された（第3表）。つまり益山地域では、重要な金属、ガラス製品の生産と流通は王宮里遺跡の工房を中心として行われ、専門化された製品は個別工房で、その性格に合わせて特殊化され個別に生産された。特に弥勒寺址、帝釈寺址の工房において必要不可欠な原料あるいは生産道具は、王宮里遺跡の工房から供給されたものと推定される。

(3) 延岡地域

延岡地域で工房関連の施設は、皇南洞、東川洞を中心には址、豊穴、焼上廃棄場などが確認されている（第4表）。延岡皇南洞376号遺跡は、6世紀後半～9世紀代にかかる生活遺跡であるが、ここから7世紀代のガラスと側工房が確認された¹⁹。特に、口縁の内径が12cm、深さが4cmの銅坩堝には銅鉱石粉末と木炭を入れ、容器の中で炭火を用いて銅を製錬したことが明らかとなった。そして延岡東川洞681-1番地遺跡は、統一新羅時代の王京遺跡とこれにともなう銅工房施設、および高麗時代～朝鮮時代までの生活遺跡で、70×70cmの正方形の豊穴の中に口縁の内径が13cm、炉壁の厚さが3～4cm、高さ15cmの小型の銅製鍊が出土しており、鍊の中に約0.5cmの銅滓が散在していた。

2) 日本

日本では、ガラスと青銅器、鉄器は全て弥生時代に大陸から導入され、高度な工業技術とともに持ち込まれた工芸品である²⁰。弥生時代から銅製品の精錬、溶解と関連する坩堝、鋳型など鋳造関連遺物が、韓半島と近接する北九州の佐賀県島田市安永田遺跡、福岡県春日市大谷遺跡、須玖尾花町遺跡、須玖唐梨遺跡などで出土している。

これらは、弥生時代中期中葉頃に厚葬墓の副葬品として出土する。中期後半にガラス製品が土器の副葬品として用いられ、日本国内でも生産された。後期にはガラス製品が広く普及し、墳墓以外の遺跡でガラス製小玉などが多量に出土している²¹。ガラス製品の生産を直接示すのは鋳型の存在であるが、主に後期以降の遺跡から出土する。ガラス製勾爪の鋳型が出土した弥生時代の遺跡としては、大阪府東奈良遺跡、山口県下七見遺跡、佐賀県中原町原古賀三本曲遺跡、福岡県夜須町ヒルハタ遺跡、福岡市弥永原遺跡、春日市赤井手遺跡、須玖五反田遺跡、須玖坂本遺跡、平若遺跡などがある。この中で中期前半の下七見遺跡を除き、鋳型は後期の遺構から出土した。

7～8世紀代の総合工房遺跡である日本の飛鳥池遺跡では、金属製品の生産および加工と関連する金属用坩堝と蓋をはじめ、鉄・銅滓、送風具、鋳型、砥石、銅・鉄製品などが

出土している（第5表）。

IV. 増堀および蓋の型式分類

1. 増堀の型式分類

これまで韓国で出土した増堀は、形態によって大きく丸底のものと尖底のものとに分類されてきた²³。ところが、益山王宮里遺跡、扶余官北里百濟遺跡などの生産関連遺跡で、既存の増堀の型式とは異なる形態のものが多量に発見された（第3図）。そこで、扶余官北里百濟遺跡、益山王宮里遺跡で出土した増堀を中心とし、他の遺跡出土資料を補完的に用いて再度増堀を分類したい。

増堀は、大まかに用途によって金屬用増堀（I型）、ガラス用増堀（II型）に分類できる。金屬用増堀はまた、金用増堀（IA型）、銅用増堀（IB型）、銀用増堀（IC型）²⁴に細分される（第6～7表）。

1) 金用増堀

日本、韓国で出土する金用増堀は、銀、銅、ガラス用の増堀に比べて器高が5cm未満と小型であるという特徴をもっている。形態は、小さい円形の胴部に平底、あるいは円柱形の胴部に尖底である（第3図）。金の製錬過程で高熱によって表面のガラス質化が進み、透明なガラス膜が形成されている。胎土には、粘土に小さな砂粒が多く含まれており、焼成状態は良好である。扶余官北里百濟遺跡、益山王宮里遺跡で出土した増堀の口縁上面、あるいは内面の黒色をおびた付着物から、金（Au）成分が検出された²⁵。

（1）型式分類

金用増堀（IA）は、底部の形態によって5つの型式に細分できる²⁶。そして口縁の処理方法および形態〔口縁端が平坦なもの（□）、口縁端が尖るもの（△）、口縁端が丸いもの（○）〕、胴体の形態〔円錐形（◎）、丸い円錐形（◎）、角張った円錐形（◎）、円筒形（◎）〕、器壁の特徴〔厚く、厚みが一定のもの（◎）、厚く、厚みが一定でないもの（△）、薄く、厚みが一定のもの（◎）〕、平面形態〔円形、長楕円形〕および平面直径（a）のサイズ〔 $a \leq 5\text{cm}$ （小）、 $5 < a < 10\text{cm}$ （中）、 $a \geq 10\text{cm}$ （大）〕などの属性からなる、非常に多様な形態である。これまでに発見された金用増堀は、これらの属性の組合せによって8種類の型式に細分することができる（第6表）。

（2）官北里百濟遺跡出土の金製品生産関連遺物

金用増堀と関連して注目される遺物としては、扶余官北里百濟遺跡で出土した工房関連遺物で、「官」銘印が押された堀とみられる円筒形の土製品と、石製増堀とみられる石製品をあげることができる（第3図①）。まず、「官」銘増堀は底部が丸く胴体部は長い円筒形を呈している。口縁は消失し、形状は不明である。特に、底部と胴部の接合部に

「官」銘の印が押されていたことが注目される。外面は高熱によってガラス質化が進んでおり、金粒子が多量に付着していることが肉眼観察でも確認された。しかし、内部には熱、あるいは煙の影響を受けた痕跡はみられなかった。したがって、「官」銘印が押された土製品は金製品の生産と関連する道具としてみることはできるが、金鉱物を製錬したり、溶解する道具である堆塙とみることはできない。特に、その内で金を溶解する過程で残存する沈殿物が確認されず、また長い円筒形の構造では、底部に付着した金鉱物の採取が現実的に不可能である。

中央に平面が円形または楕円形で断面が円錐形の溝が刻まれた砂岩材の石製品も、2点出土した（第3図③）。この内部から金（Au）、銀（Ag）、金+銀（Au+Ag）といった成分为検出された²⁵。これまで、この遺物は石製堆塙と考えられていたが、古代から現代に至るまで石製堆塙は発見されておらず、また金属鉱物を製錬、あるいは溶解するために石に熱を加えると、石が割れてしまうことがあるという問題点もある。したがって官北里百濟遺跡で出土した石製品は、純金あるいは金銀合金塊、銀塊を生産するための石製鋳型と推定できる。これと類似する形態の石製鋳型が、日本の飛鳥池遺跡²⁶で出土している。

これ以外に官北里百濟遺跡では、鉢形土器、深鉢形上器の外面に金、銀、銅などの沈殿物が付着しているものもある。このことからみて、土器を工房と関連する作業過程で堆塙に転用し、再使用した可能性がある。こうしたことは慶州地域で確認されており、飛鳥池遺跡でも土器の底部内面に金の微粒子が付着していたことが、肉眼で確認された。

2) 銀用堆塙

(1) 現況

扶余官北里百濟遺跡、益山王宮里遺跡で、銀（Ag）が含まれた合金製品あるいは付着物が確認され、銀用堆塙の存在した可能性が提起された。しかし、自然科学的分析を通じての確実な銀用堆塙は発見されていない。ただし、飛鳥池遺跡で発見された銀用堆塙（第3図④）と全く同じ胎土と類似した形態をもつ堆塙が、益山王宮里遺跡で発見された（第7表）。よって、王宮里遺跡で出土した丸底の金属堆塙は、銀用堆塙とみることができる。また、王宮里遺跡内窓跡5付近では銀塊が発見され、銀堆塙の存在を証明し得る資料といえる²⁷。

(2) 特徴

飛鳥池遺跡で出土した銀用堆塙は、以下のような特徴をもっている。底部は丸く、胴部は底部から口縁部までがなだらかで弓のように湾曲している。口縁は平坦で、口縁端は鋭利に処理されている。器壁は比較的薄く、一定である。外面では垂直集線文状の木理調整痕（ハケメ）とともに、高熱によるガラス質化が観察できる。

これに対して益山王宮里遺跡においても、銀用堆塙とみることのできる遺物が3～4点出土している。王宮里遺跡から出土した銀用堆塙は、丸い胴部で丸底のものである。特に

胎土が、他の金、銅、ガラス用埴堀に比べ非常に精選されているが、胎土に微小な砂粒が少量含まれている。そして、口縁の末端が非常に丁寧に調整されている。表面には、金用埴堀と同様、高熱によるガラス質化した透明な膜が確認できる。

(3) 型式分類

銀用埴堀の型式分類は、日韓で発見された事例が極めて少ないと「金用埴堀の型式分類」を用い、その結果は第7表の通りである。

(4) その他の埴堀と混用の可能性

銀用埴堀の出土事例は、銅や金埴堀にくらべて極めて少ない。しかしながら銀埴堀は、全体の形態と胎土において他の埴堀と大きく異なる特徴をもっている。底部および胴部が全体的に丸みをおび、胎土は粘土に小さな砂粒またはシルトが多く混入されており、金用埴堀の胎土にくらべ非常に精選されている。銀含有量が異なる合金製品を生産するためには、銀に対する純度の調節が要求される。この点から銀を専門的に製鍊および溶解するための埴堀が必要であったものと判断できる。しかし、その数量が極めて少ないとから、銀用埴堀は金用埴堀、または銅用埴堀を兼ねて使用されていた可能性もある。実際、土宮里遺跡で銀埴堀と推定されている埴堀は、形態の上で金用埴堀(IAb型)との類似性が非常に高い。

3) 銅用埴堀

銅用埴堀は、砲弾形、または鉢形の胴部にガラス用・金用埴堀とは異なり、手で両側から押さえつけて作られた注口をもち、大きさはバラエティに富んでいる(第4~5図)。銅埴堀は、胴部の形態によって、砲弾形と鉢形²⁹に、錫(Sn)、鉛(Pb)、亜鉛(Zn)を含有するか否かによって、純銅、青銅(Cu+Sn, or Cu+Sn+Pb)、黄銅(Cu+Zn)用埴堀に分類できる³⁰。

(1) 砲弾形の銅埴堀

砲弾形の銅用埴堀(IIBa~c型)は、底部の形態によって大きく3つの型式³¹に分類される³²(第8表)。そして砲弾形の銅用埴堀は、注口の製作技法および形態[手で押付けて突出させた形態(②)、突出させ、長方形の溝を成した形態(③)、突出せず、丸みをおびた溝を削り出した形態(④)、突出せず長方形の溝を彫った形態(⑤)、手で押さえながら巻き突出させた形態(⑥)、中から抑え付けかすかに突出させた形態(⑦)]、口縁の処理方法および形態[口縁端が平坦で外反するもの(一①)、口縁端が平坦で直立するもの(二②)、口縁端が平坦で内湾するもの(三③)、口縁端が丸みをおび内湾するもの(四④)]、器壁の特徴[厚く、厚みが一定のもの(⑧)、厚く、厚みが一定でないもの(⑨)、薄く、厚みが一定のもの(⑩)]、全体の高さが[5cm以下のもの(小/カ)、5~15cmのもの(中/ナ)、15cm以上のもの(大/タ)]などの属性により多様な形態に分類

できる。これまでに発見された砲弾形の銅用増堀はこれらの属性の組合せにより10種類の型式に細分することができる（第8表）。

（2）鉢形の銅用増堀

鉢形の銅用増堀（IBd～f型）は、底部の形態によって3つの型式に細分できる。そして鉢形の銅用増堀は、注口の製作技法と形態【突出しておらず、丸みをおびた三角形の溝が彫られた形態（①）、突出し、丸みをおびた三角形の溝が彫られた形態（②）、突出し長方形の溝が彫られた形態（③）】、口縁の処理方法および形態【口縁端が平坦なもの（-）、口縁端が尖っているもの（-）、口縁端が丸みをおびたもの（c）】、器壁の特徴【分厚く、厚みが一定のもの（a）、分厚く厚みが一定ではないもの（b）、薄く、厚みが一定のもの（c）】、平面直径【15cm未満のもの（カ）、15cm以上のもの（ナ）】など属性によって、かなり多様な形態を示している。今までに発見された鉢形の銅用増堀は、このような諸属性の組合せによって11種類の型式に細分することができる（第9表）。

4) ガラス用増堀

ガラス用増堀の多くは、砲弾形の胴部に注口が付いておらず、底部は尖っているか突起が付いていたり、丸底³³であり、蓋とともに一組のセットを成している（第6図）。特に内・外面には、緑色あるいは赤色のガラス溶液が付着している。全体的に形態が多様で器壁が分厚く器高が15cm以上となり、金・銅用の増堀に比べて大形である。

王宮里遺跡で出土したガラス用増堀（II型）は、底部の形態によって丸底（IIa型）、尖底（IIb型）突起が付いた尖底（IIc型）に区分することができる（第10表）。そしてガラス用増堀は口縁の形態【外反したもの（①）、直立したもの（②）、内湾したもの（③）】、口縁端部の処理方法【平坦な形態（-）、尖った形態（-）、丸みをおびた形態（c）】、器高が【15cm以上のもの（大）、10～15cmのもの（中）、10cm以下のもの（小）】など多様な形態であるといえる。今までに発見されたガラス用増堀は、これらの属性の組合せによって12種類の型式に細分できる（第10表）。

2. 増堀蓋

増堀の蓋は、円形の薄い粘土板の中央に手づくねで成形した方形、長方形の把手が付いている（第6図）。胎土には粗い石粒と砂粒が多量に混入している。ガラス用増堀の蓋は、底面に緑色あるいは明るい赤色のガラス沈殿物が付着している。

増堀の蓋は、底面の形態、把手の形態と製作技法によって非常に多様な形態的変異を看取することができる。増堀の蓋は、底面の形態によって大きく3つの型式（I～III型式）に分類することができる³⁴。

I型式は、底面が平坦、あるいはわずかに持ち上がっている型式である。このため底面

の高さ（底高）は“ $\neq 0$ ”である。II型式は底面が弓状に曲面をなし、端部にかえりの無い型式である。このため、底面の高さ（器高）は“ $\neq 0$ ”である。III型式は底面がII型のように弓状に曲面をなすが（器高 $\neq 0$ ）、端部に面をもち、かえりのつく型式である。

1) 属性

(1) 端部形態による分類

端部³⁵の側面形態は、短く太いもの（カ）と尖ったもの（ナ）にそれぞれ細分できる。

(2) 把手の位置関係による分類

堀塙蓋の高さ（器高）において、把手と杯身部との位置関係によって大きく3つの属性に細分できる。a属性は、把手が堀塙蓋の高さ（器高）の中間程度に位置している型式である。これを計測値からみると、把手の高さは器高の“1/2”以上である。つまり把手の高さ／器高 $\geq 1/2$ である。b属性は、a属性とc属性の中間型式である。これを計測値でみると、把手の高さは器高の“1/3～1/2”的にある。つまり、1/3<把手の高さ／器高<1/2となる。c属性は、把手が堀塙蓋の高さにおいて非常に低い位置にある型式である。つまり堀塙蓋で身部が非常にぶ厚く、大きなものである。これを計測値でみると把手の高さは器高の“1/3”以下である。つまり把手の高さ／器高 $\leq 1/3$ となる。

(3) 把手の側面形態による分類

堀塙蓋の把手の側面形態によって、3つの属性で細分できる。t属性は、把手の側面の上部が平坦な形態である。l属性は、把手の側面の中央部が平坦で端部にいくにつれ緩慢な傾斜をなしている。n属性は、把手の側面が弓状に丸く曲がっている。

(4) 把手の成形方法による分類

堀塙蓋は、把手の成形においてもいくつかの異なる技法が存在する。1つめは把手を身部に接合した後に竹刀のような道具で削り出して把手を成形する技法（④属性）、2つめは手で2点あるいは4点を強く押してつけて成形する技法（⑤属性）、3つめは把手全体を丸く処理する技法（⑥属性）の3種類の技法が観察できる。

これ以外にも、堀塙蓋は把手の平面形態で差異が確認できる。把手の平面形態は、方形系と長方形系とに分類することができる。しかしながら、堀塙蓋の平面形態はほとんどが長方形で方形は極めて少ない。

2) 型式分類

これまで発見された堀塙蓋は、これらの属性の組合せによって第11表のような12の細分型式に区分することができる。

V. 堀塙の変遷過程

堀塙は、5～6世紀を基点として飛躍的な発展を遂げた。このことは、発掘された遺跡

の頻度数をみても明確に表れている。6世紀以前では坩堝が発見された遺跡が少ないのでなく、全体の形態を復元することのできる遺物はわずか1~2点にすぎない。逆に、6世紀に入ると坩堝は多くの遺跡で発見されている。そして、7世紀中頃以降には各地域で独特な要素が坩堝にみられつつ、定型化・規格化される様相がみられる。

ところで古代日韓地域において、金属およびガラス製品の生産と関連する重要な資料である坩堝の出土数量は、遺跡ごとに大きく異なっている。このような点から、坩堝の変遷過程を検討するためには、坩堝が出土する各遺跡を比較する必要がある。

古代の日韓において坩堝が最も多く出土した遺跡として、飛鳥池遺跡と益山王宮里遺跡をあげることができる。この2遺跡を中心に、古代東アジアにおける坩堝の変遷過程を4段階（第7図）に区分して検討することとした。

1. 坩堝の始原（1段階：3世紀以前）

日韓地域では、坩堝は紀元後3世紀に出現した。これ以前に坩堝が存在していなかったかについては検討する必要がある。中国では春秋戦国時代から坩堝を鉄器製作に使用していたという記録が伝えられており、細竹里遺跡でも坩堝が出土したことが報告されている³⁶。これまで日韓では、確実に3世紀以前に遡る例は発見されていなかった。

しかしながら韓国では、中部、南部地域において紀元後1~4世紀にかけて河南漢沙里遺跡などの原三国時代の住居址でガラス玉鋳造用土製鉢型が出土し（第12表・第9図）、坩堝とみることのできる小型土器類³⁷も発見された。したがって、金属およびガラス生産用坩堝は、紀元後には使用されていたとみられる。

古代にあっても金属およびガラスの生産過程で製錬された金属材料を溶解し、あるいは溶解した材料を移して鉢型に注ぐためには道具が必要である。よって、専門的な用途の坩堝、あるいは異なる用途の土器を坩堝として転用したものと判断でき、このような遺物の発見が期待される。

2. 坩堝の出現（2段階：3~5世紀）

1) 現況

日韓で確実に坩堝と考えられる例は、3世紀から出土する。日本では九州地域、韓国ではソウル夢村土城と大田月坪洞遺跡などで散発的に出土する。この段階において坩堝は出土事例が少ないのでなく、様々な形態が各地でみられる。

坩堝は、金属用坩堝とガラス用坩堝に区別できる。金属用坩堝とみることのできるものは、ソウル風納土城、大田月坪洞、佐賀県吉野ヶ里遺跡、千葉県下谷遺跡と埼玉県東地船田遺跡などで出土した小型坩堝がある（第1表）。ガラス用坩堝とみられるものは、福岡県須恵五反田遺跡と比恵遺跡出土坩堝がある。また、銅製品の生産と関連する取瓶としては、福岡県比恵遺跡と那珂遺跡、奈良県唐古・鍵遺跡出土の取瓶がある。

2) 韓 国

ソウル夢村土城出土の増堀は、丸底で、注口が口縁の一部の外側へ突き出しているため、銅用増堀とみることができる（第1表）。注口の成形方法は、平面形態が梢円形の口縁の一部を、道具を使用して外側に突出するよう押しつけて製作されている。このような方法は、扶余官北里百濟遺跡、益山王宮里遺跡など百濟地域で出土した銅用増堀とは全く異なる。扶余、益山地域出土の銅用増堀は、口縁の片側部分を両側から押しつけて突出させて注口を作った。むしろ、益山王宮里遺跡で寺刹が運営される時に使用された工房関連施設から出土した7世紀中頃の砲弾形の銅用増堀や、慶州地域と日本で出土した鉢形の銅用増堀と類似していた。そして、ほぼ同時期に日本で出土した金属用増堀とは別の方法で注口が作られていた。また、増堀の器高は6.5cmで小型に属すが、胴体の形態は鉢形と鉢形の中間的な形態である。この銅用増堀は、胴部の形態においては伝扶余官北里出土品の鉢形銅用増堀と類似している。したがって、夢村土城出土増堀は一般的な百濟、新羅、日本地域の銅用増堀とは大きく異なる特徴をもつといえる。このことから、夢村土城出土の銅用増堀は、外部の影響を受け製作されたか、完成度の低い初步的な形態と考えられる。これらの特徴が伝扶余官北里出土品に結びつけられたものと推定される。

大田月坪洞遺跡出土増堀（第1表）は、形態上、尖った底部に円錐形の胴部をもっており、6世紀代の扶余官北里百濟遺跡、7世紀代の益山王宮里遺跡出土金用増堀とかなり類似している。また、外面が高熱によってガラス質化した様相や、使用過程で付着した物質によっても両者の間の類似性が確認できる。また、この増堀とともに表採された遺物の中に石製鋳型も含まれていた。増堀と石製鋳型の共伴例は扶余官北里百濟遺跡でも確認された。ところで、大田月坪洞遺跡出土の増堀は表採品であり、5世紀後半～7世紀の間に存在する可能性もあるが、口縁端の処理が非常に尖った形態で、底部が極めて厚いことからみて、扶余官北里百濟遺跡や益山王宮里遺跡の金用増堀よりも形態的に先行するものと推定される。結論的に大田月坪洞遺跡出土の増堀は、5世紀後半～6世紀前半の金属用増堀と推定される。

3) 日 本

日本の関東地方に位置する千葉県の下谷遺跡と埼玉県の東地総田遺跡などで出土した増堀は、内・外面の沈殿物の状態からみて、ガラス用増堀ではなく、むしろ金属用増堀とみることができる。器高が5cm前後で比較的小型に属し、底部は尖底か尖底に突起が付いている形態である。口縁端は丸く処理されている。特に胴部は円錐形や砲弾形を呈している。このような特徴は、益山王宮里遺跡で出土した銅用増堀（第4図⑤）、伝扶余双北里出土の銅用増堀（第4図①）と非常によく似ている。しかし口縁部に注口をもっていない。このような点からみると関東地方の増堀は銅用増堀ではなく、金用増堀である可能性

もある。またこれらの坩堝は7世紀以降の坩堝とは異なり、6世紀代の坩堝と直接結び付けられる形態であるという点から、極めて初期的な坩堝で、いくつもの金属を一つで処理するための坩堝として活用された可能性もある。

一方、日本の佐賀県吉野ヶ里遺跡で出土した坩堝も（第1表）、やはり6～7世紀代の坩堝とは大きく異なる特徴をもっている。器高が5cm以下と非常に低く、底部は中央がわずかに突出しており、器壁が器高に比べて非常に分厚い。胴部が円形に近い形態を呈している。全体的な形態からみると、この坩堝はソウル夢村上城出土の坩堝、伝扶余官北里出土品とよく似ている。ただし、注口をもたない点が異なっている。しかし、伝扶余官北里出土品もやはり注口は確認されておらず、日本の関東地方の金属川坩堝も全体的な形態と内外面に付着した沈殿物の様子から銅用坩堝とみられるが、注口が確認されていない。

4) 金属用坩堝の特徴

このような点からみると、3～5世紀代の坩堝は、6世紀代の坩堝と形態および内外面の状態から関連性が看取されるが、異なる特徴をみせている。全体的に器高が5cm程度の小形でさらに器高に比べ、口径が広い点が最も一般的な特徴であることに対して、器壁が相対的に薄いものと分厚い形態に区分できる。このような地域的な違いがあるということは明らかである。しかし、その違いが金、あるいは銅といった金属材料の違いによるものかどうかは明確ではない。坩堝の形態が多様性をおびている6～7世紀とは異なり、この時期の坩堝の形態が1つの地域内で多様ではないことからみると、金属材料による坩堝の形態的差異が明確ではなかったものと考えられる。もちろん、金属材料を一つで処理したものと推定される。

5) 取瓶

金属用坩堝と関連して、極めて特殊な遺物が取瓶である。取瓶は、日本列島でも弥生時代に特殊な地域でのみ出土する遺物である。一般的に日本では、坩堝は溶解作業のための道具、取瓶は溶解された金属原料を鋳型に注ぐための道具と区分している。弥生時代の取瓶は他の坩堝とは異なり、注ぎ込むことのできる孔が空いているという特徴をもつたため、坩堝とは異なる機能をもっていたものとみられる。

一方、坩堝とは異なる取瓶の重要な特徴に、注口とともに非常に分厚く大きな台脚をもつことがあげられる。また、杯部の内面だけでなく、杯部および台脚の外側も熱を受けた痕跡が目立つ。特に、杯部の内面には、金属原料の沈殿物が付着していた。したがって、比恵遺跡など日本の九州地域で出土した取瓶は、単純に坩堝で溶解された金属原料を鋳型に注ぐための用途だけでなく、製錬あるいは溶解炉に設置され、これを通過した金属原料に含まれる不純物を除去した後、鋳型に注ぎ、使用した可能性もある。特に取瓶は、重量のある台脚をもち、地上式製錬あるいは溶解炉内部に設置することができる。

また、非常に重量のある取瓶を持ち上げ鋳型に材料を注ぐ作業は、それ自体が可能かどうかを考慮しなければならない。日本の比恵遺跡で出土した取瓶は（第1表）、口縁直下に成形過程で生じた溝があり、細い線で繋いで使用することができるよう処理されているが、復元された重量が約2.5kgで杯部の容量280ccまで合わせると²⁵、その重量により鋳型に注ぎ込むことが非常に困難であったものと推定される。そして台脚のサイズに比べ杯部の容量が小さいため、大型青銅器の鋳型に素早く金属原料を注ぐには効率的ではない。

よって取瓶は、弥生時代において代表的な大型青銅器である広形銅矛などを製作する過程で材料を鋳型に注ぎ込む用途よりは、安定性のある台脚を活用して地上式炉の内部に設置され製錬および溶解作業に用いられていたものと判断される。そして、このような取瓶が6～7世紀にほとんど見えていないのは、製錬あるいは溶解炉の構造が変化し、その使用頻度が少なくなったため廃れたものと考えられよう。

6) ガラス用坩埚と製作道具

3～5世紀代の坩埚の中で特異なのは、ガラス用坩埚と製作道具である。韓国ではこの当時のガラス玉鋳造用土製鋳型は出土しているが、確実なガラス用坩埚はいまだ発見されていない。反対に日本では、九州地域でガラス沈殿物が付着したガラス用坩埚片が須玖五反田・須玖永田遺跡などで出土し、比恵遺跡では底部の中央に孔が穿たれた坩埚とガラス製作用の上製模がともに発見された。はたして、この当時韓国でガラス用坩埚が全く使用されていなかったのだろうか。ガラス玉鋳造用の土製鋳型に使用されているガラス原料は、方鉛鉱のようなガラス原石 자체を使用することができず、製錬作業を経て不純物が除去されたガラス原料を粉末にして使用したものと考えられる。このような状態のガラス原料を使用してはじめて、透明できらびやかな色調のガラス玉を作ることができるからである。このような点から、韓国においてもガラス用坩埚を使用していたものと判断できる。

日本の九州地域で出土するガラス用坩埚は、独特な形態を呈している。その多くは口縁あるいは胴部片で、器形全体を復元することのできる遺物は2点ほどである。1点は須玖五反田遺跡で出土したもので（第1表）、6世紀以降のガラス用坩埚だけでなく、他の金属用坩埚と比べても大きく異なっている。ガラス用坩埚であるため注口をもたず、器壁の内・外面に使用過程で残されたガラス沈殿物がそのまま付着し、さらに高熱によってひどく変色・変形している。6世紀以後のガラス用坩埚と最も大きく異なる点は、器高が5cm以下で非常に小さく、底部が平底で器壁が極めて薄いということである。底部と胴部が接する部分の外面はわずかに内側に押付けられており、胴部は底部からほぼ垂直に口縁に伸びていた。特に底部の端部外面には、高熱によって灰黒色の付着物が確認された。胎土は、周辺で出土したガラス勾玉鋳型と砂粒の含有量が相対的に高い点を除いて大きな差異はみられなかった。このような点からみると、須玖五反田遺跡で出土したガラス用坩埚が、融剤および安定剤を入れて

ガラスの溶融温度を700℃まで下げるとしても、高熱に耐えることができるかという問題がある。特に、ガラス用坩埚の底部の厚みは極めて薄く、耐火度が低い。また器高が非常に低く多量のガラス原料を溶解するには小さすぎる。

このような理由により、藤井等³³は須玖五反田・須玖水田遺跡で出土したガラス用坩埚はガラス原料を溶解するために用いられたのではなく、其伴したガラス勾玉などガラス製品の鋳型にガラス原料を入れて移すためのものであるとみて、取瓶と考えた。しかしながら、器壁外面に灰黒色をおび剥離せずに薄く残っている皮状の部分が看取されるため、この坩埚は単純な取瓶ではなく、溶解用に使用された坩埚とみななければならない。初期のガラス用坩埚は6世紀以降、坩埚とは異なる小型のものが製作され使用されたことが知られている。このような様相は、同時期の金属用坩埚でもみられる特徴である。ただし底部が半底のものを見ると、ガラス用坩埚を溶解炉に設置する方式や溶解炉の構造自体が6世紀以降とは異なっていたものと推定できる。

一方、比恵遺跡で出土したガラス用坩埚においても、口縁部周辺で真土という付着物質が水平な皮状に残っている。この物質は、坩埚の外壁を保護するために意図的に重ねて塗られたものであろう。しかしその厚みが非常に薄く、器壁全面に付着していた可能性は低い。したがって、坩埚の使用過程で原料が溢れ出たものや、炉施設に設置する過程で真土を塗りつけた痕跡が残っていたものとみることができる。

3. 坩埚の専門化（3段階：6～7世紀前半）

6世紀になるとともに、坩埚が出土する遺跡は飛躍的に増加する。とはいえる以前とは異なる地域性がみられる。百濟地域の扶余、益山では扶余官北里百濟遺跡、益山王宮里遺跡で様々な形態の坩埚が出土しているのに対して、慶州地域、日本においては坩埚がこの時期にはほとんど出土していない。このような出土傾向は、過去の「実態」をそのまま反映しているということはできない。今後、慶州、日本列島でのこの時期の坩埚が発見される可能性も存在している。上述した出土傾向により、以下ではこの時期における坩埚の変遷を扶余、益山地域出土の百濟の坩埚を通してみていくこととする。

1) 金属用坩埚

(1) 金用坩埚

6～7世紀全般にかけて出土した金属用坩埚のうち、全体の器形を復元することのできる坩埚は、扶余官北里百濟遺跡、益山王宮里遺跡および弥勒寺址で発見された。これ以外に扶余双北里および扶蘇山建物址でも金属用坩埚が出土している³⁴。

金属用坩埚は、金用坩埚と銅用坩埚に分類できる。このうち銀用坩埚とみることができるものもあるが、出土事例が非常に少なく検証が困難である。金用坩埚は、扶余官北里百濟遺跡と益山王宮里遺跡で出土した（第6表・第3図）。扶余官北里百濟遺跡では尖った

底部と尖底形の胴部をもつ埴燒（IAd型）のみが出土しているが、益山王宮里遺跡ではIAd型以外に底部および胴部の形態が異なる銀用埴燒も出土した。

益山王宮里遺跡の工房は大きく3段階に区分できるが⁴¹、このうち金用埴燒は1～2段階から出土した。1段階は宮殿が完成する以前の6世紀末～7世紀第1四半期で、工房が一時的に運営された段階であり、そこには講堂址下部不定形遺構が位置している。1段階では扶余官北里百濟遺跡で出土したIAc型とともに、この型式とほとんど同じながらもII線上帝部の形態が平坦なIAd型式が出土した（第6表）。反対に2段階は宮殿が完成した後の7世紀第1～2四半期で、宮殿内の西北地域で大規模な工房が運営されていた段階である。この段階では、扶余官北里百濟遺跡と益山王宮里遺跡の工房1段階で出土したものと類似した型式の金用埴燒であるIAd型以外に、IAa1型、IAb1型、IAc1型、IAe2型など多様な型式の金用埴燒が出土した（第6表）。

扶余官北里百濟遺跡⁴²は現在、推定扶余王宮地とみられており、百濟酒批期初期に工房の中心地であった。「ナ」「マ」地区において、金属・ガラス用埴燒をはじめとする多様な生産関連資料が出土した。扶余官北里百濟遺跡は泗沘都城の造成⁴³が開始された時に「ナ」地区の工房関連施設が運営され、次に都城の空間区画および建物配置についてのマスター・プランのもとで、東西石積・道路遺構・建物址など各種施設が運営されたものと推定される。扶余官北里百濟遺跡の「ナ」地区工房関連施設は、道路遺構（南北大路・南北小路・東西小路）によって区画された長方形空間の中央よりやや南側に位置していた。そしてこの施設は東西石積および建物址が運営されるのとほぼ同時に破壊された。このような点からみて扶余官北里百濟遺跡の「ナ」地区工房は、泗沘都城体系が完成する以前か都城内部の空間区画および活用方式が変化する以前⁴⁴の短い期間、つまり6世紀第1～2四半期に王室の貴重品を生産した施設であったと考えられる。

そして、扶余官北里百濟遺跡と益山王宮里遺跡で出土した金用埴燒IAd型は、大田月坪洞遺跡で出土した埴燒とほとんど同じ形態である。大田月坪洞遺跡から出土した埴燒の自然科学的成分分析が行われていないため、金用埴燒と断定することはできないが、形態上、両者の間に強い関連性が認められるのは確かである。そして時期差は大きいが日本の比惠遺跡のガラス用埴燒（第1表）とも関連性がある。

このような点から6世紀以降、扶余および益山地域で出土した金用埴燒は、日本の比惠遺跡と大田月坪洞遺跡で製作された円錐形の胴部をもつ小型埴燒をモデルとし、百濟地域で金用埴燒として専門化あるいは特殊化したものと考えられる。また、7世紀前半～中頃にわたり扶余とは異なる新たな工房の中心地として隆盛した益山王宮里遺跡で、再び多様な形の金用埴燒の製作が試みられた。この過程で注目される金用埴燒は、底部が平坦なIAa1型と丸底のIAb1型である。このような埴燒は、底部の形態変化とともに器高が5cm以

上で全体的にやや人形化し、器壁もはるかに厚くなる傾向がある。こうした変化は、扶余官北里百濟遺跡や益山王宮里遺跡の1段階の工房出土金用増堀とは大きく異なる。これは扶余地域とは異なる益山王宮里遺跡の金用増堀のみがもつ、非常に特殊化したありかたでもある。このありかたは後述する銅用増堀、ガラス用増堀とも異なる。なぜなら、平底の銅あるいはガラス用増堀は、慶州地域、日本では多くみられるが益山王宮里遺跡では発見されていないからである。要するに益山王宮里遺跡における2段階の工房で出土した金用増堀の形態変化は、1段階とは異なり金を多量に生産するための措置であったと判断される。また、金用増堀で処理することのできる容量を、最大限大きくするためのものである。

一方、平底や丸底の増堀は6世紀以前にソウル風納土城、佐賀県吉野ヶ里遺跡、福岡県須玖五反田遺跡などで出土した。王宮里遺跡から出土した平底の金用増堀を時間差をもつソウル、日本列島の増堀と直接結びつけることは難しい。しかしながらこの当時、平底の増堀について認識しており、これを製作することのできる技術も十分に持っていたものと判断できる。

(2) 銅用増堀

銅用増堀は、金用あるいは銀用増堀に比べて多くの遺跡から数多く出土している。扶余、益山など百濟地域では、鉢形の銅用増堀はほとんど出土しておらず、ほとんどが砲弾形のものである。このことは、7世紀中頃以後に慶州、日本列島で鉢形の銅用増堀が主流となる状況とは大きく異なる。百濟地域で唯一の鉢形の銅用増堀は、扶余官北里百濟遺跡で出土した。

扶余官北里百濟遺跡で出土した鉢形銅増堀⁵⁵は高さが5cm以下で、口径が15cm未満とかなり小型で注口は欠失しており、その存否を確認することができない。しかし、注口は存在していたものと推定できる（第4図①）。底部は丸く胴部は円形に近く、口縁は直立している。全体的に形態は、ソウル風納土城から出土した銅用増堀と非常によく似ている。ただし注口部が欠失し、正確な形態を比較することは難しい。一方、その形態は7世紀中頃以降の慶州地域、日本列島の典型的な鉢形銅用増堀とは大きく異なる。器高が5cm以下と小型で、底部から口縁に進むにつれ緩やかに聞くのではなく、ほぼ垂直に上がっていく形態である。このような点で、佐賀県吉野ヶ里遺跡から出土した増堀や韓国で増堀と推定されている小形土器と類似した側面をもっている。扶余官北里百濟遺跡の工房関連施設は6世紀前半～中頃とみることができるために、ここで出土した鉢形増堀はかなり初期の鉢形銅用増堀とみることができ、百濟地域ではこれ以上採択されたり、発展することはなかったと考えられる。また他の側面で、この増堀は既存の百濟地域の銅用増堀とは大きく異なるいくつかの特徴をもつため、金、あるいは銀用に兼用されていた可能性も残されて

いる。

扶余地域で出土した砲弾形の銅用埴堀は、大きくIBc1～2型式の小型とIBc3型式の大型に分類できる（第8表）。特に、IBc2型式の伝扶余双北里出土品は出土状況が明らかでなく、その正確な年代を知ることはできないが、器高が7.7cmと非常に小さいものであるため6世紀に遡及させることができよう。これと類似する形態の埴堀が、日本の関東地方の千葉県下谷遺跡から出土している。この埴堀の時期は3世紀後半以後、攪乱を受けた状態で出土し正確な年代を知ることができないが、遡くとも6世紀以前とみることができると考えられる。しかし下谷遺跡で出土した埴堀は、内外面の状態や内面の沈殿物の状態からみると銅用埴堀である可能性が高いが、注口が作られていないという特徴をもっている。ただし、口縁部の若干凹凸がある部分が注口である可能性がある。そして下谷遺跡から出土した他の埴堀と埼玉県東地総田遺跡で出土した銅用埴堀は尖底だが、胴部および口縁部の形態が扶余官北里百濟遺跡や益山王宮里遺跡工房1段階で出土した銅用埴堀（IBc1型）と酷似している。この埴堀も同様に小型でありながら、注口をもたない。

このような点を総合すると、砲弾形の銅用埴堀は最初、器高が10cm以下の小型で注口をもたない形態から注口を作る形態に変化したものと考えられる。7世紀に入ると器高が10cm以上に大型化するが、底部の形態は既存の様式を遵守しながらも多様な形態を呈しながら発展した。この過程で注口の成形方法でも独特な型式が製作されたものとみることができる。

(3) ガラス用埴堀

ガラス用埴堀は6世紀以前にも出土しているが、その形態は完全に異なっている。ガラス用埴堀は、日本列島では3世紀代に九州地域の須玖五反田遺跡、須玖永田遺跡、比恵遺跡で最初に発見された。この遺跡で出土したガラス用埴堀は器高が5cmほどで非常に小さく、底部も平底か尖底であった。反対に6世紀代の扶余地域と7世紀代の益山地域で出土したガラス用埴堀は器高が15cm以上の大型で、底部もほとんどが尖底か中央に突起が付いた尖底である。そしてガラス用埴堀は他の金属用埴堀とは異なり、蓋とセットで出土している。益山王宮里遺跡においても金属用埴堀の蓋1点が出土してはいるが、ほとんどがガラス用埴堀の蓋である。

扶余地域では、6世紀前半～7世紀中頃に該当する官北里百濟遺跡、扶蘇山廐寺址、双北里遺跡、宮南池遺跡などでガラス用埴堀が出土した。しかしながら、全体の器形を復元することのできるガラス用埴堀は扶余双北里遺跡を除いては確認されておらず、益山地域では王宮里遺跡と弥勒寺址で多量に出土した。王宮里遺跡では、工房1段階ではガラス用埴堀は出土しておらず、工房2段階である西北地域でガラス用埴堀および蓋が出土した。

扶余双北里遺跡で出土したガラス用埴堀は、益山王宮里遺跡で出土したものとは異なり

非常に規格化または定型化された形態である（第6図①）。底部は、尖底か中央に突起が付く尖底である。特に胴部が底部から口縁に進むにしたがって緩やかに開いてから垂直に上がる形態で、典型的な砲弾形である。逆に、益山王宮卑遺跡では典型的な砲弾形の胴部をもつガラス用壺（ガラス用壺Ⅱb3型、Ⅱc5型）以外に、内湾あるいは外反する口縁か、尖底に近い丸底をもつ（ガラス用壺Ⅲa2型）など様々な形態である（第10表）。

一方、ガラス用壺の蓋は、扶余扶蘇山廃寺址、益山王宮卑遺跡、および弥勒寺址で出土した。ところで、扶蘇山廃寺址、弥勒寺址で出土したガラス用壺の蓋のうち、全体の器形を復元できるものがわずか1～2点に過ぎない反面、王宮卑遺跡では工房2段階に該当する西北地域から、様々な形態のガラス用壺の蓋が出土した（第6図②・第10表）。扶蘇山廃寺址、弥勒寺址では底部が円状に丸みをおび、かえりがない形態（壺蓋Ⅳ型式）と、平底で把手の高さが蓋のやや上部に位置している形態（壺蓋Ⅰ型式）が主流である。これに対して王宮卑遺跡では、壺蓋の絶対的数において他の遺跡と比べ物にならず、把手の位置関係および成形方法は多様である。

このようにガラス用壺は、3世紀代の日本列島のガラス用壺と比べて形態的な差が大きく、互いの影響関係を考えるのは非常に難しい。特に、全体のサイズにおいて非常に大きな差異がみられる。さらにガラス用壺は蓋と1セットを成しているが、6世紀以前に壺の蓋は全く発見されていない。これらの点を通してみると、6世紀以降のガラス用壺は、これまで日韓で発見された壺製作の伝統とは異なる過程を経て作られたと考えられる。

1. 壺の規格化（4段階：7世紀中頃以後）

7世紀中頃になると、壺がほとんど全ての地域で出土している。特に、慶州、日本列島では多様でありつつも特殊な壺も出現する。そして、百濟地域でも壺の形態的变化が急激に進む。このような出土傾向は、地域的な特殊性とともに形態的な規格化、あるいは定型化の道を歩んだことを意味している。

1) 金属用壺

(1) 金・銀用壺

金または銀用壺は、他の壺に比べ出土事例が少なく、比較検討が難しいのが実情である。7世紀中頃以降では、飛鳥池遺跡を除いてはいまだに金または銀用壺は出土した事例がない。そのため、7世紀中頃以前に金または銀用壺が出土した他の事例と比較する以外に方法はない。

大田月坪洞、扶余官北里百濟遺跡、益山王宮卑遺跡においても同様に円錐形の胴体部に尖底の金用壺が出土した。中でも王宮卑遺跡では円錐形の金用壺以外に、平底の金用壺も出土した。このような形態とは異なり、飛鳥池遺跡では平底でありながら白形の胴

体部をもつ金用埴堀が出土した。特に飛鳥池遺跡で出土した金用埴堀（第3図④）は、器高が5cm以下で小型であるという点は、韓国で出土した埴堀と同じであった。そして底部が平底である点は、益山王宮里遺跡で出土した平底の金用埴堀と全く同じであったが、口縁の平面形態が長椭円形ではなく円形に近いという点で異なっていた。つまり、典型的な円形と類似している。この形態の埴堀は、3世紀代の佐賀県吉野ヶ里遺跡で出土した埴堀と類似する。

銀用埴堀も飛鳥池遺跡から出土したが、丸底に丸みをおびた胴部をもっている。これと類似する形態の埴堀は王宮里遺跡で出土した。しかし王宮里遺跡出土の埴堀は器壁の厚みが非常に薄く、器高が10cm以下で小さいものに属する（第3図⑤）。扶余官北里百濟遺跡、益山王宮里遺跡において金用埴堀から銀成分が検出され、王宮里遺跡からは様々な純度の合金製品が出土した。この状況をみると、百濟地域では金用埴堀と銀用埴堀を専属的に使用していただけでなく、これを混用していた可能性が非常に高い。したがって金用埴堀と銀用埴堀は一括で考えなければならないだろう。

金または銀用埴堀は、形態的に佐賀県吉野ヶ里遺跡、ソウル風納土城など胴部および底部の形態で互いに関連性が認められる要素が非常に多い。これらの点からみても初期に金または銀用埴堀は他の用途の埴堀を混用し、その後7世紀を前後して金製品を専門的に製作する作業場が出現すると同時に、専用の埴堀が製作されたものと考えられる。そして金用埴堀と関連して注目される遺物としては、土製、または石製鉢型とともに金原料や材料を処理するための専門的な道具の出現をあげることができよう。扶余官北里百濟遺跡では丸底で胴部が円筒形の土製品と石製鉢型が出土したが、この内・外面で金・銀成分が検出された⁶。そして益山王宮里遺跡においても、土製・石製鉢型が出土した。最後に飛鳥池遺跡でも土器片の底部内面に金の粒子が残っていたが、これは金製品を製作する過程で用いられた道具であると考えられる。もちろん飛鳥池遺跡でも石製鉢型が出土している。

（2）銅用埴堀

7世紀中頃以降にみられる埴堀の製作および使用の最も大きな変化として、銅用埴堀の地域的拡散と形態的変異をあげることができる。百濟地域では、慶州地域、日本列島よりも多様な形態の銅用埴堀が銅製品生産に用いられた。何よりも既存の百濟地域の砲弾形銅埴堀以外に、鉢形の銅埴堀が製作されたことがあげられる。

① 砲弾形銅埴堀

百濟地域においては、砲弾形の銅用埴堀も変化を遂げる。これは王宮里遺跡の工房3段階の窯跡5付近で確認された⁷。工房3階は、王宮里遺跡で宮殿から寺院へと変化したと同時に寺院と関連する工房が運営された段階に該当する。最も大きな変化は、銅用埴堀の器高が15cm以上に大型化し、器壁の厚みも非常に分厚くなることである。さらに注口を成

形する方法も変化する。これらの変化は、既存の底部の形態による銅用坩堝の分類でも全く同じことがいえる。つまり丸底、尖底、突起が付いた尖底の銅用坩堝は、全てサイズが大型化し、注口の成形方法が異なっている。注口の成形方法では口縁の片側部分に両側から指を押付けて注口を突出させる方法から、口縁の一部分を切り取るか、上下から押付けて注口を突出させて作る方法へ変化した。ただし、器高が15cmに満たない銅用坩堝は注口の成形方法でも既存の方式、つまり指を左右から押付けて突出させる方式が採用されている。また何より器壁の厚みが格段に増し、部位による差異を生じたことが大きな特徴である。特に口縁および胴部の器壁と、底部の厚みの差が非常に大きい。注口を除いて底部および胴部の形態、器壁の厚みの違いだけをみれば、王宮里遺跡工房3段階の銅用坩堝と工房2段階のガラス用坩堝は大差ないものである。加えて、工房2段階の銅用坩堝の胎土には土器破片が混入されていたが、工房3段階の銅用坩堝ではそれが混入されていなかった。また、尖底に近い丸底で直立口縁のIBa型式の銅用坩堝は、坩堝成形以後に使用過程で意図的に口縁の一部を丸く欠き注口を作っていたが（第8表）、この銅用坩堝は形態上ガラス用坩堝と全く同じであった。このような点からみると、7世紀中頃以降に百濟地域では銅用坩堝とガラス用坩堝の優れた点を合わせ、一種類の坩堝を製作し混用した可能性がある。王宮里遺跡の工房3段階では、多彩なガラス袋が多量に出土したにもかかわらず、ガラス用坩堝は出土しなかった。このことから、ガラス用坩堝と銅用坩堝を混用した可能性は非常に高いと考えられる。

慶州地域でも砲弾形の銅用坩堝の出土する遺跡は多いが、なかでも全体の器形を復元することができる事例として慶州東川洞681-1番地遺跡をあげることができる（第4図④）。この遺跡は8世紀前半に推定される青銅生産遺跡であるが、ここでは炉施設とともに砲弾形の銅用坩堝が出土した。しかしながら、東川洞で出土した砲弾形の銅用坩堝は、扶余、益山など百濟地域の6世紀前半～7世紀前半の工房から出土した銅用坩堝（IBc型）と非常によく似ていた。器高も10cm以下の小型で、注口も手で左右両側から押して突出させた形態であった。このような注口は慶州地域の他の遺跡の鉢形銅用坩堝の注口成形方法とは全く異なっている。こうした点からみても、慶州地域の坩堝製作方法は百濟地域との文化交流を通して受容したと考えられる。この過程で鉢形銅用坩堝は主体的に多様な形態を開発した反面、砲弾形の銅用坩堝は百濟様式にそのまま従い、その伝統が比較的長期間続いたのである。

② 鉢形銅用坩堝

日本列島でも慶州地域と同様に、銅用坩堝では砲弾形よりも鉢形が主流である（第5図）。飛鳥池遺跡で砲弾形の銅用坩堝が何点か出土しているが、王宮里遺跡で出土した銅用坩堝IBa1型、IBa4、IBc5型と類似した形態であった（第8表）。ただし、底部が少し丸

底に近く、器壁の厚みが比較的一定である点で異なっている。日本列島でも鉢形の銅用増堀は九州地域、近畿地域から出土するのに対して、砲弾形の銅用増堀は飛鳥池遺跡でのみ出土している。そして、飛鳥池遺跡出土の砲弾形の銅用増堀が特異な点は、銅用増堀の蓋の存在である。銅用増堀の蓋は、底部が平底で把手は両側から手で押付けて成形し製作されている。益山干宮里遺跡で出土した増堀蓋I型と類似していると同時に、直径が10cm以上と非常に大きい点で異なっている。この点からみても、飛鳥池遺跡は鉢形の銅用増堀製作技術においては慶州地域、砲弾形の銅用増堀は百済地域の影響を受け、他地域と比べ、その伝統は比較的長く維持されていたことがわかる。

鉢形の銅用増堀は、扶余官北卑百濟遺跡で1点出土しているが、百済地域では典型的な鉢形の銅用増堀は発見されていなかった。これに対して慶州地域と日本列島では、7世紀中頃以降には鉢形の銅用増堀が中心的位置を占有している形態であることは明らかである。慶州地域では7世紀中頃～8世紀代にかけて、皇南洞376番地遺跡、西部洞19番地遺跡、慶州北門路王京遺跡などで鉢形の銅用増堀が出土した（第4図⑥～⑦）。鉢形の銅用増堀はほとんどが丸底で、外反口縁をもち器壁の厚みが一定のものである。口縁の上部の一方を上下に押して突出させた注口をもっている。この注口の成形方法は、ソウル夢村土城出土の銅用増堀とはほとんど同じであったが、百済地域はもちろん慶州東川洞681-1番地遺跡で出土した砲弾形の銅用増堀とは大きく異なっていた。そして、慶州地域の鉢形の銅用増堀は日本の九州、近畿地域などで出土した鉢形の銅用増堀と大きな違いはみられない。

慶州、日本で出土した鉢形の銅用増堀は、6世紀以前にソウル夢村土城で出土した銅用増堀と注口の成形方法はもちろん底部および胴部の形態が非常に近いものである。この点からみると、慶州と日本列島の鉢形銅用増堀は、百済の影響を受け製作されたことは明らかである。ただし、百済地域で砲弾形の銅用増堀を發展させていく様相とは異なり、鉢形の銅用増堀を積極的に受容し独自の形態へと發展させていったことがわかる。これは口縁の平面直径、器高、器壁の厚みなどの計測的な属性での変化とともに、注口の成形方法や底部および口縁の形態でも確認することができる。

一方、日本列島でもこのような変化には地域差がみられる。つまり地域的な特色がみられるのである。日本の古代文化の中心地である近畿地域の飛鳥池遺跡、川原寺で出土した鉢形の銅用増堀は、慶州西部洞19番地遺跡、北門路王京遺跡で出土した典型的な鉢形銅用増堀に類似する。しかし、飛鳥池遺跡では丸底に近い平底で器壁の厚みが非常に厚い形態の鉢形の銅用増堀が出土している（第5図①）。器壁の厚みだけでみると、砲弾形の銅用増堀とほぼ同程度である。特に注口が外側に大きく突出しており、その先端部分を丸く処理せず、垂直にカットして長方形にしつつ内・外面を成形する。

これに対して川原寺では、飛鳥池遺跡とは異なり砲弾形の銅用埴輪が出土しておらず、鉢形の銅用埴輪は典型的な平底で、底部から口縁部にかけて緩やかに外反するのではなく直線的に外反する口縁である。特に、川原寺出土の鉢形銅用埴輪（第5図②）では、平底の銅用埴輪とセットで埴輪蓋が出土した。この埴輪蓋は、飛鳥池遺跡で出土した砲弾形の銅用埴輪とセットをなす埴輪蓋に比べ底部が平坦な点は同じであるが、平面直径が小さく把手を2箇所ではなく4箇所から手で押しつけて製作した点が異なっている。この埴輪蓋は宮内省遺跡で出土した銅用埴輪蓋と非常によく似ている。

一方、日本の九州地域の大宰府で出土した鉢形の銅用埴輪は、日本の他の地域に比べて最も多様な形態的変異がみられる（第5図）。口縁の平面直径が10cm以下で非常に小さい小型をはじめ、10~15cmの間の中型、15cm以上の大形まで様々なサイズのものがみられる。底部の形態も、王宮内遺跡など百濟地域で出土した金川埴輪のように尖底のものから丸底、平底など多様である。そして胴部が丸くなく角張った形態で、器壁の厚みが日本で最も厚いものも含まれていた。また口縁に丸い粘土帯をめぐらしたものもあった。そして何よりも大宰府で出土した鉢形の銅用埴輪で最も特徴的な点は、注口の成形方法である。近畿地域で出土した銅用埴輪は注口を外側に大きく突出させて製作するのに対し、大宰府で出土した銅用埴輪の中には注口を突出させず、溝を彫る方法で製作したものがある。さらに1つの銅用埴輪には注口が一方にのみ設置されているものが一般的であるが、注口が2ヶ所に作られているものもある。このように注口を突出させず溝を彫る方法は、益山王宮内遺跡の工房3段階で看取される。したがって大宰府は韓半島と最も近接し、百濟と非常に密接な関係におかれていいたため、百濟の影響を最も強く受け、百済的な要素が最も強く反映されていたものと判断できる。この影響が、埴輪の形態変化にそのまま適用されていたものと考えられる。

このように日本で出土した鉢形の銅用埴輪は、韓半島で7世紀中頃以降に最も流行した鉢形の銅用埴輪を受容しつつも、各地域で異なる文化的要素が流入し、独特な埴輪製作方法を発展させていった。特に百済と密接な関係がある大宰府では、百済の埴輪製作の伝統が比較的よく残っていた。

(3) ガラス用埴輪

ガラス用埴輪は、7世紀中頃以降に形態的な定型化と規格化が最も顕著にみられる（第6図・第10表）。韓国では、7世紀後半にガラス用埴輪が慶州地域から出土しているが、ほとんどが破片で、器形全体の復元が非常に難しい。これに対して日本列島では、7世紀後半~8世紀代にかけて飛鳥池遺跡をはじめとし、平城京跡などから多量に出土している。

日本と韓国で出土した工房関連遺物のうち出土事例のみでみると、文化的な断絶が最も顕著なものが、ガラス玉铸造用の土製鋳型（第9~10図・第12~13表）とガラス用埴輪で

ある。韓国では紀元後1世紀以降から韓半島中・南部でガラス玉鋳造用土製鋳型が10点余り出土し、近年も原三國時代の住居址から出土している。しかしながら5世紀以降は、韓国でガラス玉鋳造用の土製鋳型は全く発見されていない。これに対して日本では、3世紀～8世紀まで、九州、近畿、関東地方の遺跡からガラス玉鋳造用の土製鋳型が数多く発見されている。

ところで、ガラス用坩堝は日本の九州地域で3世紀後半に須玖五反田遺跡、須玖水田遺跡、比恵遺跡などで出土したが、4世紀～7世紀中頃までは全く出土していない。しかし韓国では、6世紀以前のガラス用坩堝は全く発見されていないが、6世紀前半～8世紀にかけて扶余、益山、慶州地域で多様なガラス坩堝が出土している。この様相からみて、韓国ではガラス製品を製作する過程で6世紀以前はMolding技法が主流であったが、6世紀代に入りWinding技法とDrawing技法が中心的な製作技法として確立したことがわかる（第11図）。反対に日本では、Winding技法、Drawing技法が試みられたが、ガラス製作技法の主流は引き続きMolding技法であったとみることができる。これと関連して益山王宮里遺跡で出土したガラス用坩堝では、坩堝内面に上部にガラスをかき出した痕跡がはっきりと確認できるが、日本では明確な例がない。韓国では、ガラス用坩堝はガラス原料を製錬、溶解するという用途だけでなく、坩堝に溶解したガラス溶液をそのまま入れたままその場で棒または鉄芯でかき出し、Winding技法とDrawing技法を活用してガラス製品を生産していたことがわかる。一方、日本ではガラス用坩堝を主にガラス原料を製錬、溶解する目的で使用した後、粉状にし、ガラス鋳造用土製鋳型に入れて加熱しガラス製品を比較的長期間生産したことがわかる。つまり、ガラス製品の製作方法の違いが、ガラス生産道具の鋳造用土製鋳型とガラス用坩堝に直接影響を及ぼしたものと考えられる。

一方、7世紀後半～8世紀中頃にかけての日本におけるガラス用坩堝は、7世紀の韓国出土ガラス用坩堝と形態的にほとんど同じでありながらも異なる発展のありかたをみせる。まず、ガラス用坩堝の規格化または定型化が試みられた。一般的にガラス用坩堝は底部が尖底や尖底の中央に突起が付いた形態で、坩堝の蓋と1つのセットをなしている。日本で出土したガラス坩堝および坩堝蓋は韓国とは異なり、外面全体にわたって打捺痕（タキ痕）が観察された。飛鳥池遺跡で出土したガラス用坩堝は、大きく底部の形態によって尖底（ガラス用坩堝II b2型）と突起が付いた尖底（ガラス用坩堝II c2・3・4型）に分類され、さらに突起が付く尖底は全体の器高と口縁の形態によって3種類の型式（ガラス用坩堝II c2・3・4型）に細分できる（第6図・第10表）。一方、胴体部は典型的な砲弾形である。ガラス用坩堝の蓋も底面の形態、把手の成形方法、かえりについてはガラス用坩堝と同様にサイズのみが異なるだけで形態は全く同じである。つまり、飛鳥池遺跡で出土したガラス用坩堝および坩堝蓋は、サイズに違いがみられるだけではほとんど同形なのである。

り、形態的な定型化および規格化がなされているといえる。このあたりからは、益山王宮里遺跡のガラス用増堀および増堀蓋とは全く異なる。

一方、日本において8世紀代の平城京で出土したガラス用増堀は、底部が典型的な丸底に変わり、側面が垂直に立ち上がる円筒形に変化する。そして器壁の厚みは前時期とは異なり口縁、胴部、底部の全てで一定である。ただし、外面全体に打捺痕（タタキ痕）が観察できることは共通している。このように日本では、韓国から尖底または突起が付いた尖底のガラス用増堀の影響を受けたが、外面をタタキで調整し、サイズを異にしながらも形態の定型化したガラス用増堀を製作し、その後、丸底で円筒形の胴部をもつガラス用増堀に統一させた。このことは、ガラス用増堀蓋についても全く同じであった。

VI. 増堀の形態変化にみられる技術文化的意味

これまで、古代日本の増堀を通時の観点から検討した。古代技術文化の発展過程において、増堀は各地域で相互に関係のある点がある一方で、それ自体を独立してみなければならない。以下では増堀の形態変化が古代技術文化においてどのような意味を内包しているかという問題について、いくつかの項目に分けて検討することとした。

1. 増堀の形態変化の方向性

1) サイズの変化

増堀は、初期には器高が5cm前後で非常に小さいものが主流だが、時間の経過により少しづつ大型化する傾向を示す（第7図）。この様相は、金属用とガラス用増堀に共通してみられる。金または銀用増堀は非常に特殊な増堀で、出土する遺跡と出土点数も少ない。つまり、極めて特殊な工房で専門的に作られる増堀である。金用増堀は、器高が5cm以下で小さく円錐形の胴部をもつため、1つの増堀で処理することのできる金原料の容量は非常に少なかった。しかしながら、王宮里遺跡の工房2段階で出土した金用増堀には器高が10cm程度のものもあり、器高は低いが平面形態が長方形で金原料を一度に処理することのできる容量が大きく増加したことがわかる。このような脈絡から飛鳥池遺跡で出土した金用増堀は白形の胴部をもちつつも器壁は厚くなく、一定で円錐形の金用増堀より多量の金を処理することができる。

一方、銅用増堀とガラス用増堀は出土遺跡や数量も多く、時期別、地域別の変化をある程度推論することができる。銅用増堀は、6世紀以前は器高が10cmであったが6世紀代になると10~15cmとなり、7世紀中頃になると15cm以上となる。益山王宮里遺跡の工房2段階の宮殿内西北地域の工房で出土した銅用増堀の器高は、ほとんどが15cm以下で器壁の厚みも比較的薄い。しかしながら工房3段階の窯跡5付近から出土した銅用増堀の器高はガラス用増堀程かそれより高く、器壁も厚くなる。特に底部の厚みが8cm以上のものも

含まれていた。

2) 専門化から規格化へ

初期には多くの材質の原料を一つの増堀で処理したが、材質によって専門的な増堀に細分化し、最終的に最も理想的な増堀に統一される方向性が認められる。しかしながら、初期には数多くの原料を処理しつつも地域的な特殊性を垣間見ることができる。この特殊性は、地域の技術文化の力関係により異なってくる。初期の増堀は、3世紀～5世紀代にかけて韓国のソウル夢村土城、日本の古野ヶ里遺跡、須佐五反田遺跡、比恵遺跡などでみられる。初期の増堀が処理した材料の種類については、内面にみられる沈殿物や形態的な特徴からみて判断することができる。しかし、このような形態を6世紀以降に出土した増堀と結びつけることが非常に難しい事例があった。また形態は全く同じであっても、処理することのできる材料が大きく異なることもある。このことによって、増堀を使用した金属およびガラス製品の生産技術自体が、数多くの地域で自生的に発生したものとみることはできない。なぜなら、古代では金属およびガラス製品の生産には非常に高度な技術力が必要であり、文化交流を通して伝えられ発展したためである。したがって、これまでに発見された初期の増堀はおそらく、多様な材料を処理する過程で地域的に異なる形態を結合しつつあらわれた結果とみななければならない。

これに対して6世紀に入ると、増堀は材質別に確実に形態的、サイズ別に分類できる（第7図）。小型（器高が5cm以下）で円錐形の金用増堀、器高が10cm以下で丸みをおびた胴部の銀用増堀、尖底か突起が付いた尖底に注口が付いた銅用増堀、尖底か突起が付いた尖底に注口のかわりに増堀蓋と一組のセットをなすガラス用増堀に区分される。各増堀は形態的に特殊であり、また主体的な発展を遂げる。しかし8世紀に入ると、金用または銀用増堀は全く発見されておらず、銅用増堀は砲弾形のものは消滅して鉢形のものに収束し、ガラス用増堀は丸底に円筒形の胴部をもつ形態に統一される。

増堀の形態の統一化、規格化が進みつつ、一つの材質以外にも異なる材質の原料を処理したものと推定できる。このようなありかたは、益山王宮里遺跡の工房3段階の銅用増堀からうかがい知れる。王宮里遺跡の工房3段階では金またはガラス製品は発見されるけれども、金またはガラス用増堀は全く出土せず、銅用増堀のみが発見された。しかしながら、この段階での銅用増堀は器高が15cm以上で器壁が厚く、全体の厚みの差が著しい。またガラス用増堀と比べて注口の有無を除くと大きな違いはない。さらに増堀を製作した後に注口を彫り製作する銅用増堀（IBa1型）は、形態上ガラス用増堀と差異が無いため、もともとガラス用増堀として使用した後に注口を作り、銅用増堀に使用した可能性がある。そして飛鳥池遺跡で出土した砲弾形の銅用増堀と増堀蓋は、形態が韓国で出土するガラス用増堀とほとんど同じであった。つまり1、2種類の形態の増堀を金属、ガラス両方を処

理する坩堝へ共通して使用したものと推定される。換言すれば1、2種類の坩堝を多量に製作した後、金、銀、銅、ガラス製品を生産するための坩堝に活用することによって、様々な形態の坩堝を製作する時間を節約することができ、坩堝活用の効率性、利便性、有用性を極大化するための戦略であると考えられる。

しかしながら、様々な種類の金属を溶融、溶解し、処理することができる高度な技術力、すなわち坩堝が壊れたり溶融点を超えないなどの技術力が確保されてはじめて可能となるのである。この問題のために、初期にはそれぞれの材料の特性に合う個別の坩堝を製作したものと推定される。この過程は、益山王宮里遺跡で多様な形態の坩堝の製作が試みられ、その過程を通して技術力を確保した後で共通する坩堝の形態が定型化した。日本では、7世紀後半の飛鳥池遺跡と8世紀代の平城京から出土したガラス用坩堝で看取される。

2. 坩堝製作工房

一般的に、金属、ガラス製品の生産は原料を採取する採鉱段階、原料を製錬し、精錬を行う段階、製錬された原料を溶解し成形する加工段階に沿って行われる。この過程で室内外作業場、炭置場、建物、給水・排水施設、倉庫など様々な作業空間と施設が必要となる。これまで、工房関連遺跡で製錬あるいは溶解作業のための炉施設は破壊され一部分のみが残存したり、炉壁体を通してその存在を確認することができた。しかしながら、工房で最も重要な坩堝とガラス上鋳造用土製鋳型を製作する作業空間が確認された事例はほとんどない。飛鳥池遺跡では、炉施設以外に工房で必要とする用水を供給しつつ排水するための石造施設、作業建物、廐棄場など多様な作業空間および施設が確認されたが¹⁸、実際に製品生産で最も重要な道具である坩堝とガラス鋳造用の上製鋳型を生産する施設は発見されていない。

ところで、益山王宮里遺跡では坩堝の製作と関連する重要な手がかりが確認された。坩堝が、五層石塔東側の瓦窯跡1と東西石積4の中央部の窯跡5の灰丘部で発見された¹⁹。特に窯跡5灰丘部では、銅用坩堝が完形で数多く発見された。窯跡5は東西石築4を部分的に破壊して造成されているが、この南側に建物址28-①が位置していた。一般的に窯跡で灰丘部は、窯から取り出した炭と灰だけでなくここで生産されたものの残骸を廐棄する空間と考えられている。ところで窯跡5の灰丘部で完形の坩堝が数多く出土したという点からは、窯跡5が瓦だけではなく坩堝も生産していた可能性を捨てきれない。王宮里遺跡で宮殿から寺刹へと変化する過程で活用されていた窯跡5で坩堝が発見されたため、7世紀中頃～後半の間に窯跡5は坩堝、あるいは瓦と坩堝の両者を生産するための窯として活用された特殊な用途の遺構であったと考えられる。

この点からみると、窯跡5南側の建物址28-①は工房と関連する建物と考えられる。そして窯跡5の北西側から東側に長い水路が配置されており、その南側末端部には長方形の

深い土坑が設置されているが、この土坑は窓跡5と建物址28-①において工房と関連する作業過程で必要な用水を引入れて集めておくための施設であると考えられる。また、窓跡5の西側では方形窓穴があった。この方形窓穴の東壁に沿って粘土で積上げられたトンネル式排煙施設が発見され、この北東・北西側隅部分はわずかに突出していた。意外にもこのような方形窓穴は、慶州東川洞681-1番地遺跡において溶解炉とみられる施設とほとんど同じものであった。したがって、王宮里遺跡の窓跡5周辺では製錬または溶解炉と推定される空間、坩埚を生産する窯、金属材料を加工する建物、工房に必要な水を貯蔵することができる空間などの存在が看取されるのである。

3. 溶解炉と坩埚の形態変化

1) 溶解炉の構造と機能

工房関連遺跡で最も多く発見される遺物のひとつが、か焼体片である。製錬および溶解施設は工房の存在を直接知らしめる資料であっても、その全貌を復元するのは非常に難しいのも事実である。なぜなら、製錬および溶解炉では、作業を終えた後にかの床に残る金属およびガラス原料を集めるために炉壁を破壊したからである。中国、韓国、日本においてもほとんどの工房関連遺跡では、一部であっても炉施設が確認されている（第8図）。特に、坩埚を活用した溶解炉の形態について、坩埚の設置方法と送風方法、送風方法による様々な型式に分類した研究もあった⁵⁰。しかし、溶解炉に坩埚が設置されたまま発見された事例がほとんどない状況で、溶解炉を細分することができるかは疑問である。また送風管も、原位置でそのまま残っている事例はほとんどない。したがって、製錬または溶解炉の区分は、工房関連遺跡で確実に内容のわかる事例をもって分類することが望ましいと考えられる。このような側面から、坩埚を活用した溶解炉が坩埚が地面に置かれる地点によって地上式と地下式とに区分する⁵¹のが良いようである。そして、製錬および溶解炉と工房関連の建物との位置関係も重要な基準となろう。つまり、製錬および溶解炉が建物の外部に位置するか、内部に位置するか、内部にあるとするとすれば内部のどの地点に位置しているかも重要である。

百濟地域では、製錬および溶解炉がほとんど発見されていないため正確にはわからないが、官北里百濟遺跡では建物外部から円形あるいは楕円形炉施設が密集した状態で発見された。これに対して益山王宮里遺跡では、建物外部に密集して配置された炉施設とともに長方形の窓穴内に製錬あるいは溶解炉が設置された炉施設が発見され注目される。一方、慶州地域では、東川洞681-1番地遺跡などで長方形窓穴内部から炉施設が発見された事例が多い。そして飛鳥池遺跡では、建物外部に炉施設が密集した状態で発見された。

地下式溶解炉は、窓穴を掘り小さい石を1層張き、その上に炭を敷いた後、坩埚を設置しさらに送風管を設置した方式である。扶余官北里百濟遺跡、益山王宮里遺跡、慶州東川

洞681-1番地遺跡の東国大学校博物館調査区、飛鳥池遺跡など大部分の工房関連遺跡がこれに該当する（第8図）。特に、王宮里遺跡の講堂址下部不定形遺構の南東側で長方形の竪穴内部から地山を掘って設置されたが施設が検出されたが、この炉施設の片側部分には焚口部分も発見されており注目される²²。これに対して地上式溶解炉は、坩埚を支える台状施設を作った後、この周間に円形または方形に粘土を積上げるか粘土帯を積上げる方式である。このような方式の炉施設は、中国の河南省登封市王城崗鑄劍遺跡、日本の和歌山県堅田遺跡などで確認されている。地上式溶解炉では、溶解作業が終わった後に炉を取り囲んでいる粘土を除去するため、炉の位置や構造をまったく知ることができないという傾向がある。このような側面から、王宮里遺跡の講堂5西側の方形窓穴も排煙施設の中央部分がわずかに崩れており、この部分に地上式か施設が設置されていた可能性もある。同時に、地上式溶解炉で炉壠の平面形態は円形か方形で、炉壠の構築材によって細分することも可能である。

一方、工房と製錬または溶解炉の間の空間的位置関係は、先史時代における住居址内でのかの位置と関連させて考えることもできる。また、床面を掘って割石を敷く炉施設を活用して、製錬あるいは溶解炉を作ったものと推定できる。住居内の炉に加え、野外用の炉もあることから、工房の製錬または溶解炉が工房建物の内外どちらにも設置することができたと考えられる。特に、工房建物の外部に設置された炉施設は、製錬炉である可能性が非常に高い。なぜなら、金属およびガラス原料において不純物を除去する過程で不要な物質が非常に多く産出するためである。このような産出物は、建物外で作業を行ってこそ効率よく廃棄することができる。工房建物内に位置したが施設は、溶解炉である可能性が高い。金属、ガラス原料を溶解した後に、すぐに鋳型に注ぎ製品を製作するという方式で作業が行われなければならないからである。

2) 溶解炉の構造変化による坩埚の形態変化

坩埚の形態は、坩埚が設置される溶解炉とも密接に関連する。特に、坩埚の底部は坩埚を溶解炉に設置する過程で最も多く接する部分である。したがって、坩埚の底部の形態は溶解炉の構造に直接影響を受けたものと推定される。一般的に坩埚の底部は、「尖底→中央に突起が付く尖底→丸底または平底」と変化する（第7図）。金用坩埚は、6世紀前半～7世紀前半に扶余、益山地域では尖底で円錐形の胴部をもつが、7世紀後半の日本では平底の白形の胴部である。同様に銅用坩埚は、最初は尖底や中央に突起が付く尖底の形態から、丸底や平底へと変化した。特に初期には砲弾形の銅用坩埚が主流であったが、時間の経過にともない鉢形のものがその中心的な位置を占めることになる。そしてガラス用坩埚は、日本では弥生時代後期に平底のものが出土することもあるが、6世紀代からは尖底または中央に突起が付く形態が主流となる。しかし8世紀代の平城京では典型的な丸底に

円筒形の胴部をもつ形態のみが発見されている。

このような坩埚底部の形態を溶解炉と関連させてみると、「地下式溶解炉→地上式溶解炉」という変遷過程と密接に関連するものであることがわかる。地面を掘りか壠体を作り、その上に割石、炭の順に敷いた後、坩埚を設置する場合には、坩埚が割石の間でしっかりと固定されなければならないため、坩埚の底部が尖底や突起が付く尖底が効果的である。しかし坩埚を側面から固定するための構造物、つまり粘土帯が設けられており、下部の片側から焚口や送風管を通して熱を加える場合に最も熱効率がよく、しかも安定して熱を受けるためには底部が丸底か平底でなければならない。さらに、地上式溶解炉は作業完了後に炉壁体を解体する過程で完全に破壊されてしまい、後代に炉施設が発見されない可能性も多い。このような変化は王宮里遺跡の工房でみられる。王宮里遺跡の工房1段階の講堂址下部不定形遺構が位置している地点では、長方形窓穴を掘り、さらにその床面を掘って壁体と焚口を作る地下式が施設が発見された。そして工房2段階の西北側地域では、工房建物外で炉施設と推定される土坑が密集していた。これに対して工房3段階の窓跡5付近では、慶州東川洞681-1番地遺跡での青銅工房の溶解炉と類似した構造物が発見され、地上式溶解炉が設置された可能性が非常に高い。このような溶解炉の構造変化は坩埚の底部の形態変化と連動する。

一方、溶解炉に設置された坩埚の数量も重要な変数である。地下式溶解炉の場合には1つのがんじるを数多く設置することができる。ただし、坩埚の内容物の溶解温度を一定の水準に上げることができる火力が前提となっている。これに対し、地上式溶解炉の場合は1つの坩埚を設置することが一般的で、2~3個までは設置可能である。溶解炉が地下式から地上式へ変化するものと考えると、1個または2~3個の坩埚を設置した地上式溶解炉では、1つの坩埚で処理することができる金属、ガラス溶液の容量が大きくならなくてはならない。実際に、坩埚は時間の経過に従って飛躍的に大型化する傾向がみられる。このような傾向は個別の遺跡だけでなく、扶余、益山、慶州、日本列島地域の工房関連遺跡についての縦年でもよく確認できる。

したがって、坩埚の形態はそれ自体の様式の流行も考えられるが、坩埚が設置された溶解炉の構造と密接に関連していることがわかる。坩埚が、尖底または突起が付く尖底から丸底または平底へ変化することは、坩埚を活用した溶解炉が地下式から地上式の構造へ変化することと無関係ではない。また、溶解炉に設置された坩埚の数量も、坩埚の形態変化に影響を及ぼしたものと考えられる。

4. 坩埚の使用程度による形態変化

坩埚は、使用過程で物理・化学的に変化する。ガラス用坩埚の内面に高温の溶融物質が入っていると、その内面は明るい赤色を帯びることとなる。このような現象は、ガラス用

堆塙の底部においてもほぼ同様に現れる。これに対してガラス用堆塙の胴部および口縁部の外面は、溶解が設置されると同時に高熱だけでなく炭や煉によって黒く焦げ灰黒色を帯びている。また堆塙の胎土に含有されている物質が高熱によってガラス質化し、堆塙の外面にガラス膜を形成することがある。金または銀用堆塙は、銅またはガラス用堆塙に比べサイズが小型でありながら、胎土がガラス質化しガラス膜を形成している傾向が強い。これに対してガラス用堆塙は、金または銅用堆塙にくらべ器壁が非常に厚みをもっているにも関わらず、器壁が割れ、その割れ目からガラス溶液が流れ出る場合もある。これは使用方法での違いとみなければならない。溶解が設置されたガラス用堆塙で、ガラス玉などガラス製品を作るためには、棒でガラス溶液をかき集め、ガラス原料がしばらくの間溶融状態を保つなければならない。この過程で、器壁が厚ければ溶融状態のガラス原料が冷めにくいため、より高熱に耐えることができる。しかしながら、長時間熱を受けるため器壁に亀裂を生じることとなる。

一方、ガラス用堆塙は大概、金属用堆塙とは異なり堆塙蓋とセットをなしている。飛鳥池遺跡、川原寺では砲弾形または鉢形の銅用堆塙とセットの堆塙蓋が発見され、益山王宮里遺跡でも亜鉛成分が検出された銅用堆塙の蓋1点が出土した。しかしながら、ほとんどの堆塙の蓋はガラス用堆塙とセットとなっている。ガラス用堆塙はガラス製品を加工する段階で、堆塙内部のガラス材料の溶融状態を維持しなければならない。この過程で堆塙内部の温度を一定に保つために、堆塙の蓋で覆ったと考えられる。そして、ガラス用堆塙は溶解がにおいて一定の温度で熱が継続して加えられたため、堆塙内部にあるガラス溶液が吹きこぼれる場合もある。これを防ぐためにも、堆塙の蓋が必要であったと考えられる。この過程で堆塙の蓋の底部にガラス溶液が付着することもあり、被熱が著しい場合にはガラス用堆塙の蓋自体が壊れることもある。

このようにガラス用堆塙だけでなく、ガラス用堆塙の蓋も高い熱を受けることによって変化することがある。この過程でガラス用堆塙の底部の末端部の形態が、変形することもある。一般的にガラス堆塙の蓋は、半底のもの（I型式）、底部が弓のように丸く曲がりつつもかえりがないもの（II型式）、底部が弓のように曲がりつつかえりをもつもの（III型式）に分類できる。II型式のガラス堆塙の蓋を長期間使用すると、III型式のガラス堆塙の蓋の形態となる（第11表）。そして王宮里遺跡で出土した金用堆塙のうち底部に突起が付き、全体の器高が10cm以上の金用堆塙（IAb型）は底部の変化が激しく、丸底のIBa4型の銅用堆塙も底部が使用過程で変形した可能性もある。

このように、堆塙や堆塙蓋の中にはもともと独立した型式に設定することができる場合もあるが、使用過程で変形することもある。

5. ガラス用坩堝とガラス玉鋳造用土製鋳型との相関関係

韓国では日本とは異なり、ガラス用坩堝が6世紀代に初めて出現する。このことによって、韓国で6世紀以前にガラス用坩堝が全く製作されていなかったとみるのは難しい。なぜならガラス鋳造用土製鋳型が、韓国では紀元後1～4世紀までみられるからである。ガラス玉鋳造用土製鋳型に用いられるガラス原料は、精練、溶解過程を経て不純物が完全に除去され、純粋な状態になってはじめて、希望する色調のガラス製品を生産することができる。したがって、韓国でガラス玉鋳造用土製鋳型はガラス用坩堝とともに製作されたと考えられる。

ところで、韓国では5世紀代にガラス玉鋳造用土製鋳型とガラス用坩堝が全く発見されていないが、6世紀代に非常に発達した形態のガラス用坩堝が突然出現する。日本では、古墳時代でも4～5世紀にかけて九州、近畿、関東地方でガラス玉鋳造用土製鋳型が出土する（第10図・第14表）、それに対してガラス用坩堝は3世紀の須玖五反田遺跡、比恵遺跡を除くと4～7世紀中頃まで出土していない。現在まで、韓国では4～5世紀、日本では5～7世紀中頃の間の時間的間隔は、ガラス工房関連資料の空白期として考えられている。この時期にガラス製品が全く生産されていないわけではないことは、墳墓や生活遺跡などで出土する多様な色調のガラス玉など、ガラス製品の存在を通じて知ることができる。このような側面で、この時期はガラス生産技術においての空白期、または沈滞期というよりは、ガラス生産技術における過渡期、あるいは変革期とみることができる。この時期韓国では、ガラス鋳造用土製鋳型を用いたMolding技法から溶解用ガラス坩堝を積極的に活用したDrawing技法、Winding技法へと著しい変化がおこっている段階とみることができる。

これに対して日本列島では、主体的にガラスを生産したというよりも、韓国、中国からガラスを輸入したり、新しいガラス製品の製作技法を積極的に受容していた時期であると考えられる。このことは、韓国での7世紀前半～中頃のガラス用坩堝と形態的にはほとんど同じガラス用坩堝が、7世紀後半になってはじめて登場することからわかる。しかし日本では、ガラス用坩堝の製作過程において格子目を刻んだ叩き板によって坩堝の外面を調整する新しい技法を探査し、ガラス用坩堝の規格化または定型化を企図した側面がみられる。さらに、ガラス玉鋳造用土製鋳型を8世紀代まで引き続き使用し、より保守的な伝統を守っていたとも捉えられる。このような側面で、日本列島は東アジアにおいて金属、ガラス技術が最も遅く到達したと同時に、旧時代的な技法の名残が比較的長期間残っていたものと考えられる。

一方中国では、いまだに韓国での坩堝のような金属およびガラス製作技術と関連する工房関連遺物は出土していない。しかし、金属およびガラス製品を通してみると、韓国より

もはるかに発展した段階に到達していたことが推定される。したがって今後、新しい資料の発見が期待される。

6. 増塙を通してみた日韓の文化交流

1) 銅用増塙

慶州、日本列島の銅用増塙と比べ、益山王宮里遺跡で出土した銅用増塙の最も大きな特徴は、「独特な注口成形方法」と「鉢形銅用増塙の不在」にある。口縁の片側部分を、左右方向から手で押しつけたり巻き込んだりして注口を作った。6～7世紀にかけて扶余、論山など百濟地域では、官北里百濟遺跡で出土した鉢形の銅用増塙1点を除くと、慶州地域、日本列島で多く出土する鉢形の銅用増塙がほとんど発見されていない。6世紀前半～中頃と推定される扶余官北里百濟遺跡で出土した鉢形銅用増塙、6世紀以前にソウル夢村土城で出土した銅用増塙は、典型的な鉢形というより非常に初步的で原始的な形態であるといえる。このような形態の鉢形銅用増塙の存在からみると、慶州地域と日本列島の鉢形の銅用増塙は、百濟地域において鉢形の銅用増塙が停滯または消滅する状況から百濟との文化交流をとおして一層発展させた形態として完成させたものと考えられる。

一方、慶州地域と日本列島では砲弾形の銅用増塙はほとんどなく、典型的な鉢形のものが主流である。慶州地域で出土した少量の砲弾形の銅用増塙も、鉢形の銅用増塙よりは百濟地域の砲弾形の銅用増塙における注口の成形方法とまったく同じ方法をとっている。このような例としては、8世紀の慶州東川洞681-1番地遺跡から出土した銅用増塙が該当する。飛鳥池遺跡でも砲弾形の銅用増塙も出土しているが、これは典型的な百濟の銅用増塙ではなく、7世紀中頃に位置づけられる工宮里遺跡の工房3段階から出土するものと類似した形態であった。つまり丸底で器壁が非常に厚いながらも一定の形態をとっていた。

ところで日本列島で出土する鉢形の銅用増塙のうち、益山王宮里遺跡の工房3段階で出土した砲弾形の銅用増塙の注口成形方法と全く同じ形態のものが、九州地域の大宰府で7世紀後半～8世紀代にかけて発見された。大宰府で出土した鉢形の銅用増塙では注口を突出させず口縁の片側部分を上に彫って作られている。また大宰府で出土した鉢形の銅用増塙は、近畿地域の飛鳥池遺跡、川原寺などで出土した鉢形のものとは異なり、底部の形態が尖底、尖底に近い丸底、平底など極めて多様であった。それに対して近畿地域の飛鳥池遺跡、川原寺などで出土した鉢形の銅用増塙は、全体の平面形態や注口の成形方法において慶州西部洞4-1番地遺跡、北門路土京遺跡などで出土した鉢形のものとほとんど同じであった。

2) ガラス用増塙

ガラス用増塙とガラス玉铸造用土製錫型は、銅用増塙とは異なる傾向をみせている。韓国におけるガラス用増塙は、6世紀前半～7世紀中頃にかけて扶余官北里百濟遺跡、双北里遺跡、扶蘇山廃寺址、益山王宮里遺跡および弥勒寺址などから出土したが、日本では弥

牛時代後期の3世紀代に九州地域の須玖五反田遺跡、比恵遺跡で出土例がある。しかし本米的な意味のガラス川増堀は、7世紀後半～8世紀代にかけて飛鳥池遺跡、川原寺、平城京などで出土した。飛鳥池遺跡で出土したガラス用増堀の形態は、基本的に百済地域で出土したものと全く同じであった。ただし外面の調整技法、つまり打捺痕（タタキ痕）が観察され、増堀が4種類に定型化、規格化しているという点に違いがみられた。

これに対しガラス玉鋳造用土製鋳型は、紀元後1世紀～4世紀にかけて韓國の中島遺跡、沃沙里遺跡をはじめ牙山葛梅里遺跡、益山松鶴洞遺跡、金堤大木里遺跡、海南郡谷里貝塚など主に百済地域で発見されている（第9図・第12表）。日本でも3～8世紀にかけて九州地域、近畿地域、関東地域などで出土した。韓國で出土したガラス玉鋳造用土製鋳型は、すべて平面形態が長方形だが、反対に日本では九州地域、関東地域を除いてほとんどが梢円形の平面形態であった。特に九州の西新町遺跡と関東の豊島馬場遺跡、下谷遺跡などで4世紀代の方形ガラス玉鋳造用土製鋳型が出土したが、近畿地域では7～8世紀代の梢円形ガラス玉鋳造用土製鋳型が出土している。

古代の日韓において増堀やガラス玉鋳造用土製鋳型が発見された工房関連遺跡を通してみると、各地域で文化的な交流の影響関係が確認される。ガラス鋳造用土製鋳型は、韓國では紀元後1世紀から発見され、その平面形態は長方形である。日本では九州地域、関東地域で4世紀代まで長方形のガラス鋳造用土製鋳型が出土するのに対して、近畿地域では7～8世紀に梢円形のガラス鋳造用土製鋳型が出土した。したがってガラス玉鋳造用土製鋳型を用いたガラス製作技術が韓國の「中部→南部」地方を経て、日本列島の「九州→近畿→関東」地方へと伝播したことがわかる。ただし韓國では5世紀に入ると同時にガラス玉鋳造用土製鋳型を用いたガラス製作技術が消滅し、6世紀に入るとガラス増堀を用いたガラス製作技術が中心的な役割を担う反面、日本列島では長方形のガラス鋳造用土製鋳型を一層発展させた梢円形のガラス鋳造用土製鋳型が主体的に発達していった。

3) 一般化

6世紀～7世紀中頃にわたって百済地域で発展した増堀を用いた金属、ガラス製作技術は、一方で慶州地域へ影響を与え、また一方では日本列島へも影響を及ぼした。この過程で益山王宮里遺跡は百済地域で7世紀代の最も中心的な工房として位置づけられ、様々な試行の結果、金屬とガラス製作技術を一層発展させていった。特に専門的な用途に合った増堀を様々な形態へと発展させただけでなく、百済地域において最も理想的な銅用増堀を生み出し、他の金属とガラスまでもその処理が可能となった。特に、王宮里遺跡で出土した平成の金用増堀は扶余官北里百済遺跡の鉢形の銅用増堀とともに、慶州地域で完全な形態の鉢形の銅用増堀の発展に大きな影響を及ぼしたものと考えられる。このように様々な試みが、慶州、日本にまで影響を及ぼし、その技術文化的な波及効果は非常に大きかった。

たものと考えられる。

しかし7世紀後半に入り、慶州地域でも三国統一以降に百濟とは異なる独自の培塿技術、つまり鉢形の銅用培塿を一層発展させ、日本列島へと伝えていった。この過程で日本列島では7世紀中頃まで百濟から受けている技術文化と、百濟滅亡以降に7世紀後半から慶州地域より受容した新羅的技術文化が結合し、独特な技術文化を発展させていった。このようなピークは飛鳥池遺跡でみられる。飛鳥池遺跡はガラス用培塿をはじめとする数多くの工房関連遺物で益山王宮里遺跡など百済的な諸要素がみられつつも、鉢形の銅用培塿においては慶州地域の新羅的な要素も看取できる。またガラス用培塿と培塿蓋の外面にタタキを施し調整する方法や、ガラス用培塿が定型化または規格化される様相がみられるだけでなく、精選され整った胎土をもち、流麗な曲線形態の胴部と丸底の銀用培塿が製作され、鉢形の銅用培塿においても独特な注口の成形方法を開発した。

そして九州の大宰府は、近畿地域とは異なる文化的な発展過程を歩んでいる。7世紀以前から九州地域は大陸と近接しているため、先進的な技術文化に日本列島内で最も早く接することができるという場所に位置していた。そのため日本の他の地域、あるいは韓国よりも金属およびガラス製作技術と関連した様々な資料が数多く発見され、ガラス用培塿や様々な形態の取瓶なども製作されていたことが知られている。7世紀後半～8世紀にわたり九州地域で発見された工房関連資料では、日本列島のなかで他のどの地域よりも百済的な要素が多く投影されている。九州地域、特に大宰府は、百済との影響関係については多くの事実を通して知ることができるが、このことは技術文化においても同様に認められる。大宰府で出土した鉢形の銅用培塿は、基本形態においては慶州地域の新羅的な文化要素に従いつつも注口の成形方法、平面形態などでは百済的な技術文化的要素を多く採用している。益山王宮里遺跡の工房3段階において注口は突出させず、小さな溝を彫って成形するが、この方法は日本列島では唯一大宰府で確認されている。

4) 特殊化

一方、培塿によって、古代日本技術文化の停滞期とともに現れた地域的な特殊性も認められる。培塿やガラス玉铸造用土製錫型は、通時的・共時的な出土頻度数の差が非常に大きい。このような側面から古代日本技術文化の流れを見極めるのは難しい。しかしながら、工房関連遺物の空白期を技術文化の変化が進む期間として理解すれば、我々は新しい意味を見出すことができるであろう。韓国では5世紀代になってはじめてソウル夢村上城で培塿が検出された。これを起点に、6世紀代に入ると様々なガラス用培塿が製作されたが、この時期、韓国ではガラス玉铸造用土製錫型は発見されていない。結論的には5世紀～6世紀前半は韓国でガラス玉铸造用土製錫型を用いたガラス製作技術から培塿を用いたガラス製作技術へと変化する過渡期的な時期で、これと関連する多様な試みがなされた

ものと考えられる。そして坩堝の形態変化は、当時流行した様式的な伝統もあるが、坩堝を用いた技術文化的方式とも関係している。坩堝製作技術には、外部との文化交流を通じた変革とともに旧来の技術文化の伝統についての保守性もみられる。このような過程から、様々な地域的な特殊性がみられる。扶余官北里百濟遺跡では「官」銘印が押された円筒形の土製品が発見されたが、その用途は金粒子が多く付着しており金製品の生産と関連した重要な道具であることは間違いない。そして、益山王宮里遺跡では扶余地域の6世紀代の坩堝生産技術を飛躍的に発展させ、専門的な作業に合う金属、ガラス坩堝を作製した。また、すべての金属およびガラス原料を処理できる統合的な坩堝の製作も試みられた。

これに対して日本列島では、坩堝の外側の調整技法の開発、坩堝の規格化および定型化（飛鳥島遺跡、平城京跡）、鉢形の銅用坩堝に合う坩堝蓋の開発（川原寺）、様々な形態の銅用坩堝の試作および百濟的な注口成形方法の導入（大宰府）など多角的な試みが主体的に行われた。

VII. 結語

これまで、古代日韓で坩堝と坩堝蓋が出土した遺跡について整理した。全体の器形を復元することのできる坩堝と坩堝蓋を種類別に型式分類し、坩堝と坩堝蓋が時期別にどのような変遷過程を経て発展してきたのかを検討した。そして、坩堝と坩堝蓋の変遷過程が古代東アジアの技術文化の流れの中でどのような意味をもつのかについて推定してきた。これらを整理すると以下の通りである。

坩堝は、金属およびガラス原料に高熱を加え製錬または溶解し、溶融状態の金属とガラス原料を入れて鋳型に注ぐために必要不可欠な道具である。しかしながら、古代日韓の工房関連遺跡で坩堝と坩堝蓋が発見された事例はせいぜい30点程度である。工房関連遺物が発見されていても、坩堝が発見されない事例もある。例えば扶余陵山里寺址工房では、百濟金銅大香炉をはじめとする華麗な金属、ガラス工芸品とともに鉄砧、棒など生産道具が多量に発見されたにも関わらず、坩堝と坩堝蓋は1点も発見されなかった。このような資料の少ない状況にあっても、坩堝と坩堝蓋は地域的、時期的にバラエティに富んでおり、これを4段階に区分して説明することができる。

1～2段階は6世紀以前で、坩堝は韓国のソウル夢村上城、大田月坪洞、日本の九州地域の須恵瓦反田遺跡と比惠遺跡などで出土した。しかしながら坩堝が出土する遺跡、数量ともに少ないのでなく各地域でその形態的な差異が大きい。その一方で九州地域からは取瓶、ガラス用坩堝とともに土製棒など特殊な用途のガラス製作道具が発見されることもあった。したがって、坩堝が製品の種類別に専門化されるための試みがなされつつ、地域別に様々な形態的特徴をみせているものと考えられる。

Ⅲ段階は、6世紀前半～7世紀前半まで韓国では坩堝と坩堝蓋が飛躍的に発展した段階である。扶余宮北里百濟遺跡、从北里遺跡、扶蘇山庵寺址と益山王宮里遺跡、弥勒寺址などから多様な形態の坩堝と坩堝蓋が製作された。坩堝と坩堝蓋が用いられる工房とともにこれを用い、製作された多種多様な金剛、ガラス製品が墳墓、寺址、住居址などで発見された。この時期において、坩堝は製品の種類別に専門化された形態的特徴をみせている。坩堝は、全体のサイズや底部の形態、注口の有無によって金、銀、銅、ガラス用坩堝に分類できる。大部分の金用坩堝は器高が5cm以下で、円錐形の胴体部に尖底をもち、銀用坩堝は丸底に丸みをもった胴体部となっており、銅用坩堝は器高が10～15cmで、砲弾形または鉢形の胴部に尖底や中央に突起が付く尖底をもち、注口が設けられている。最後にガラス用坩堝は器高15cmで、砲弾形の胴部に尖底か中央に突起が付く尖底となり、しかも坩堝蓋と一緒に組んでいる。一方、坩堝蓋はほとんどがガラス用坩堝蓋で、底部の形態、把手の位置関係、把手の成形方法によって様々な形態を呈している。このようにⅢ段階は、製品の種類によって坩堝の専門化が行われた。このような専門化は、6世紀以前に行われた坩堝の形態的試みの結果であり、次の時期に坩堝の形態変化を引き起こした活性剤でもあった。

Ⅳ段階は7世紀中頃以降で、坩堝と坩堝蓋が扶余、益山など百濟地域以外の慶州、日本列島などで盛んに製作され使用された時期である。百濟が滅亡した後に、坩堝を用いた百濟的な技術文化は、慶州、日本列島に伝播し急激な変化をもたらした。それまでの百濟地域ではほとんど製作されていなかった鉢形の銅用坩堝が、慶州、日本列島では主流を占めることとなった。そして、坩堝を用いた溶解炉の構造が多様化した。飛鳥池遺跡ではガラス用坩堝の調整技法の変化とともに坩堝の規格化と定型化がなされ、新しい注口成形方法による鉢形の銅用坩堝が製作された。これに対して九州地域の大宰府では、鉢形の銅用坩堝が中心となりつつも、近畿地域とは異なり百濟地域の注口成形方法を探るなど多様な形態の銅用坩堝が製作された。

次に、坩堝と坩堝蓋は通時的、共時的な形態変化をみせている。坩堝の形態変化を最もよく表している属性は底部の形態と注口の成形方法である。金用坩堝は「尖底」から「平底」へ、銅用坩堝は「尖底または中央に突起の付く尖底」から「丸底または平底」へ、ガラス用坩堝は「尖底または中央に突起の付く尖底」から「丸底」へと変化した。そして坩堝蓋は、底部の形態、把手の位置関係と成形方法によって様々な形態をなしている。坩堝蓋は、益山王宮里遺跡と飛鳥池遺跡、川原寺を除いてはほとんどガラス用坩堝蓋である。一般的に、底部が丸なりに丸みをおびる丸底から平底に変化する。さらに、ガラス製作において坩堝とともに重要な道具であるガラス下鉢造用上製鉢型も、韓国では紀元後1世紀から4世紀にかけて中部地方の中島遺跡や河南漢沙里遺跡、益山松鶴洞、金堤大木里遺跡、

海南郡谷里貝塚など南部地方で出土した。これに対して日本列島では、3~8世紀までの九州地域の西新町遺跡、關東地方の下谷遺跡、豊島馬場遺跡、近畿地域の上之宮遺跡、飛鳥池遺跡などで出土した。韓國ではガラス玉鋳造用土製錫型は、坩堝が急激に発達した時期から発見されていない。逆に日本列島では、ガラス玉鋳造用土製錫型が坩堝とともに8世紀まで発見されている。しかしながらこの変遷過程は、特定地域で連続的に確認されではない。さらに異なる地域、時期で坩堝について互いに関連づけて検討する事のできる諸要素が存在する。このいくつかの要素を通して、坩堝の形態変化の様相を明らかにすることができる。特定の地域、時期において坩堝が発見されていないことは、坩堝が全く製作されていなかった空白期ではなく、内部での技術文化の変化のために、外部から新しいいくつかの試みが行われる過渡期とみなければならない。

そして、坩堝と坩堝蓋の地域的、時期的形態変化は、単純な様式の流行といった次元を超えて、多様な技術文化的意味を内包している。坩堝の形態変化は、坩堝が設置された溶解炉の構造と密接に関連している。溶解炉は坩堝と地表との位置関係を通してみると、地上式と地下式とに分類される。地下式溶解炉では坩堝を立てて固定しなければならぬため、坩堝の底部形態は尖底や突起が付いた尖底でなければならない。しかしながら地上に粘土を積上げた地上式溶解炉では、坩堝が地上へ位置し、焚口から熱を加える時に熱を坩堝に効率的に加えるためには坩堝の底部は丸底か平底でなければならない。6世紀~7世紀前半まで百濟地域の扶余、益山では地下式溶解炉が主流だが、7世紀後半~8世紀代の慶州、日本列島では地上式溶解炉も発見されている。このような側面から6世紀以前の日本各地域で発見されている特異な形態の坩堝は、効率的な形態を模索しつつも、6世紀以降の溶解炉とは異なる構造の炉と結びつけることができる。この溶解炉の構造についての真摯な論議が行われなければならない。

最後に、坩堝をはじめとして坩堝蓋、ガラス玉鋳造用土製錫型の存在形態および方式を通して、古代日韓地域での技術文化の流れを読みとることができる。扶余地域の発達した坩堝製作技術は、6世紀代から益山王宮里遺跡で一層発展しつつ7世紀に泗沘期の新たな工房の中心として登場した。製品の種類による専門的な坩堝が製作された。また様々な形態の坩堝を通して理想的な坩堝について模索された。7世紀後半からは坩堝製作技術とともに百済的な技術文化は、慶州、益山地域へ伝播しつつ、それぞれの地域で主体的に技術文化が形成された。

坩堝は、金属、ガラス製品の生産において原料を不純物がない精選された状態にするために最も重要な道具である。つまり坩堝は、原料の採鉱段階、製錬段階、加工段階全てを結び付けるものである。このような側面から、坩堝には古代技術文化の総合的な要素が投入されなければならない。我々は、いまだに坩堝に投入された古代技術文化の一部のみを

知ったに過ぎない。古代技術文化を完全に復元するためには、埴堀やガラス玉鋳造用土製鉄型の出土をみない空白期間のありかたを明らかにすることのできる、より多くの資料の発見が期待される。さらに、これまでに発見されている資料についてもより緻密な調査と分析も行われなければならないだろう。

註

- 1 김창석 「백제 왕실수공업의 성립과 생산체계」『백제 생사기술과 유통의 경치 사회적 함의』 한신 대학교학술원 2006년도 국제학술대회 발표논문, 2006년。
- 2 김창석 「백제 왕실수공업의 성립과 생산체계」(前掲註 1), p.59.
- 3 최주 「한국야금사 (6)」「제묘마당」 제13권 7호, 2000年, p.84. 楊寬 (盧泰天·金瑛洙共訳) 「中國古代冶鐵技術發展史」韓國學術振興財團譯叢書 151, 大韓교과서주식회사, 1992年, p.151)。
- 4 細竹里で出土した埴堀は器壁の厚みが1~12cmで、粘土に滑石を混ぜて耐火度を上げた (정관영 「기원 4세기까지의 고구려 제제에 관한 연구」「고고민속총론집」 제5집, 1973年, pp.1~62)。このように粘土に滑石を混ぜる例は、魯里里、上城里の鉄器時代土器でも確認された。
- 5 최주 「한국야금사 (6)」「제묘마당」 제13권 7호, 2000年。정찬영 「기원 4세기까지의 고구려제제에 관한 연구」(前掲註 4), p.58。
- 6 봉촌토성발굴조사단 「정비·복원을 위한 봉촌토성발굴조사보고서-한양대학교D자구」 1984年, p.170。
- 7 春日市教育委員会『須玖五反田遺跡』春日市文化財調査報告書第22集、1994年, pp.65~69。
- 8 酒巻忠史「東国における占城時代の鉄造技術について—鶴ヶ岡1号墳出土のガラス小玉鋳型を中心にして—」『研究紀要』(財)岩津都市文化財センター, 1998年, pp.59~74。
- 9 野口行雄「下谷遺跡」岩津都市文化財センター, 1990年。
- 10 高橋一夫「東地越田遺跡発掘調査報告書」『草加市の文化財』12, 草加市教育委員会, 1987年。
- 11 福岡市教育委員会『比恵遺跡13~比恵遺跡群第40・42・44・48次調査の報告』福岡市埋蔵文化財調査報告書第368集、1994年, pp.21, 39~40, 136~153。
- 12 新村出編『広辞苑』岩波書店, 1981年。
- 13 福岡市教育委員会『比恵遺跡13~比恵遺跡群第40・42・44・48次調査の報告』(前掲註11)。
- 14 福岡市教育委員会『比恵遺跡13~比恵遺跡群第40・42・44・48次調査の報告』(前掲註11)。
- 15 봉촌토성발굴조사단 「정비·복원을 위한 봉촌토성발굴조사보고서-한양대학교D자구」(前掲註 6)。
- 16 전용호 「백제 금속공예품의 생산과 유통-사비기 금속공방의 운영을 중심으로-」『고대 돌아온 아시아의 백제 금속공예』 국립부여미술관 백제금동대향로 발굴 15주년 기념 국제학술심포지엄 발표논문, 2008年, pp.96~131。
- 17 朴淳發「사비도성 연구 현황과 과제」『백제 사비시기 문화의 재조명』 제14회 문화재연구 국제학술대회 발표논문, 2005年。
- 18 전용호 「백제 금속공예품의 생산과 유통-사비기 금속공방의 운영을 중심으로-」(前掲註16)。
- 19 차승천 「청동·생간·유·찌 발굴조사사업」『한국 애장문화재 조사연구방법론 4』 2008年, pp.79~120。
- 20 春日市教育委員会『須玖五反田遺跡』(前掲註 7)。
- 21 春日市教育委員会『須玖五反田遺跡』(前掲註 7)。

- 22 김종만 「사비시대 뼈제트기 연구」 서정문화사, 2004년, pp.109~122.
- 23 金増壠と銅増壠に比べ銀増壠の出土事例は非常に少ないためアルファベット順で金増壠 (IA型) 、銅増壠 (IB型) より後に設定した。
- 24 国立扶余文化財研究所『王宮의 工房 II - 銀增壠』2007年。
- 25 既存の王宮里遺跡についての第5次報告書(国立扶余文化財研究所『益山 王宮里 発掘中間報告V』2006年、p.416)と、企画調査報告書(国立扶余文化財研究所『王宮의 工房 I - 金屬篇』2006年、p.100)においては金増壠を大きく4型式に分類し、頻度数によって型式を順に付与した。今回は既存の研究を若干補完し、金増壠を底部の形態によって大きく「平底 (IAa型) - 丸底 (IAb型) - 丸底に近い尖底 (IAc型) - 尖底 (IAd型) - 突起が付く尖底 (IAe型) 」と分類し、底部以外の部分の特徴によって細分した。
- 26 마장석 「부여 관복리 청계지구 출토 금속관련 유물의 금속학적 분석을 통한 유적지의 성격추정」 『扶餘 官里百濟遺蹟 發掘報告 III - 2001~2007年 調査區域 百濟遺蹟篇 -』 国立扶余文化財研究所編, 2009年, pp.535~566.
- 27 飛鳥資料館『飛鳥島道路』飛鳥資料館叢書第36冊, 2000年。
- 28 国立扶余文化財研究所『王宮里 VI』2008年。
- 29 鉢形は下部は狭く、上部が広く作られた器で高さはおよそ10cmである。
- 30 国立扶余文化財研究所『王宮의 工房 I - 金屬篇』(前掲註25)。
- 31 既存の王宮里遺跡についての第5次報告書(国立扶余文化財研究所『益山 王宮里 発掘中間報告V』(前掲註25)、p.416)と企画調査報告書(国立扶余文化財研究所『王宮의 工房 I - 金屬篇』(前掲註25)、p.100)では銅増壠を3型式に分類し、頻度数によって型式を順に付与した。今回は既存の研究を若干補完し、銀増壠を底部の形態によって大きく「九底 (IBa型) - 尖底 (IBb型) - 突起が付く尖底 (IBc型) 」に分類し、底部以外の部分の特徴によって細分した。
- 32 진용호 「II. 왕궁의 금속공예」「왕궁의 공방 I」 국립무역문화재연구소 편, 2006년, pp.70~112.
진용호 「이산 왕궁리유지 동공방 유적」「선사·고대 수공업 생산 유적」 제50회 전국역사학대회
고고학부 발표자료집, 한국고고학회 편, 2007년。
- 33 扶余扶蘇麻寺跡で出土したガラス増壠片のうち(김종만 「사비시대 뼈제트기 연구」(前掲註22)、p.237)、丸底と推定されるものがある。しかし底部が欠失しているため、尖底または突起が付いた尖底である可能性も残っている。したがって、この型式分類は底部が完全に残っているものに限定して論議しており、この増壠は除外する。
- 34 既存の王宮里遺跡についての第5次報告書(国立扶余文化財研究所『益山 王宮里 発掘中間報告V』(前掲註25)、p.417)と、企画調査報告書(国立扶余文化財研究所『王宮의 工房 I - 金屬篇』(前掲註25)、p.32)ではガラス増壠を大きく3型式に分類した。しかし、ガラス増壠蓋の形態は多様である。したがって、これを少し具体的に分類し説明したい。そして、形態的な多様性を表現するため数字の「1、2、3」型式をローマ字「I、II、III」型式に修正した。また、既存の型式分類(国立扶余文化財研究所『益山 王宮里 発掘中間報告V』(前掲註25)、p.417)を「2型式→III型式」、「3型式→II型式」と置き換えた。なぜなら既存の「2型式」と分類されたガラス増壠蓋のうち、もともとは「3型式」と全く同じであったり、その使用過程で「2型式」に変化したと考えられるものもあるためである。
- 35 増壠蓋において、「菱」とは底面端部の形態を指す。
- 36 최주 「한국야금사 (6)」(前掲註3), 2000年。楊寬(康泰天·金瑛洙共訳)『中國古代冶鐵技術發展史』(前掲註3), pp.93~99。
- 37 龍水禾長洞遺跡で、炉址と推定される住居址内部空間の集石施設から白形の小型土器が出土した。

- この遺物は発見当時、火の影響を受けていない集石施設から出土し、祭祀遺物である可能性が高いと考えられていたが、周辺に焼痕が存在しており、その形態と外面の火を受けた様相が古野ヶ里遺跡で出土した坩埚と非常によく似ていた。したがって、この白形上器は坩埚である可能性もある。これ以外に類似した形態の土器は、他の原三国時代の住居址でも発見された可能性が非常に高い。よって、原三国時代の住居址出土の小型土器について全面的に再検討する必要があろう。
- 38 福岡市教育委員会『比恵遺跡13~比恵遺跡群第40・42・44・48次調査の報告』(前掲註11)。
 - 39 藤田等「弥生時代ガラスの研究－考古学的方法－」名著出版、1994年。
 - 40 김종만「부여지방 출토 도기」『考古學誌』第6輯、韓國考古美術研究所、1994年、pp.109~122。
 - 41 전용호「백제 금속장식품의 생산과 유통－사비기 금속장식품의 운송을 중심으로－」(前掲註16)。
 - 42 전용호「의산 광고리 유적의 공방에 대한 일고찰」『성균관대학교 대학원 석사학위논문』、2009年。
 - 43 国立扶余文化財研究所『扶餘 官北里百濟遺跡 発掘報告Ⅲ-2001~2007年 調査区域 百濟遺跡篇-』2009年。
 - 44 潤此都城の造成時期については、既存の发掘調査と文献記録を参考にすると、熊津期に酒此都城が計画され、538年酒此都以前に扶蘇山城と都城という酒此都城の内・外郭が構築されたものとみられる(朴淳發「酒此都城의構造에 대하여」『百濟研究』第31輯、忠南大学校百濟研究所、2000年。朴淳發「사비도성 연구 한황과 과제」(前掲註17))。そして、酒此都以後は都城内部の上宮・官衙・道路などの施設が造成され、6世紀第3四半期、つまり都城の外部の陵山里守塁や王興寺址が創建された頃には、都城体系が完成していたものと考えられる(朴淳發「사비도성연구 한황과 과제」(前掲註17))。
 - 45 潤此都城で中心軸の移動を通してみた空間活用方式の変化については、以下の文献により提起されたことがあった(이명호「潤此都城의構造와 遷營」『한국의 도성·都城 遷營의傳統』서울시립대학교 꾸설 서울학연구소、2003年。김성남「백제 사비왕궁의 확대와 범모 과정 시론」『백제의 왕궁』제37회 백제 공개 강좌 발표논문、2006年)。これは、酒此都城内で宮殿の位置を決定する過程でみられる。このことについては、より深く掘り下げた論議が行われなければならない。
 - 46 この遺物についての攜帯用XRFを通じた非破壊分析によれば、銅(Cu)成分が検出されず、金坩埚である可能性も完全には否定できない。
 - 47 国立扶余文化財研究所『王宮里VI』(前掲註28)。
 - 48 飛鳥資料館『飛鳥池遺跡』(前掲註27)。
 - 49 国立扶余文化財研究所『王宮里VI』(前掲註28)。
 - 50 차승진『청동 생선 유적 발굴조사』(前掲註19)。
 - 51 炉壁を地上に上げるか、地面を掘って地下に下げるかによって地上式と地下式に区分したい。
 - 52 2つの窓穴は規模や構造がほぼ同じである。右側の窓穴の規模は南北長が3.22m、東西幅が2.36m、深さが1.36mである。窓穴の床面で円形の炉施設が確認されたが、規模は直径50~54cm、深さ43cmである。特に炉施設の右側に格円形の焚口が発見されたが、その規模は長径90cm、短径60cm、深さ23cm、焚口幅10cmとなる。内部で構造が多量出土したため、この窓穴は工場として利用されたものと考えられる。

上記以外の参考文献

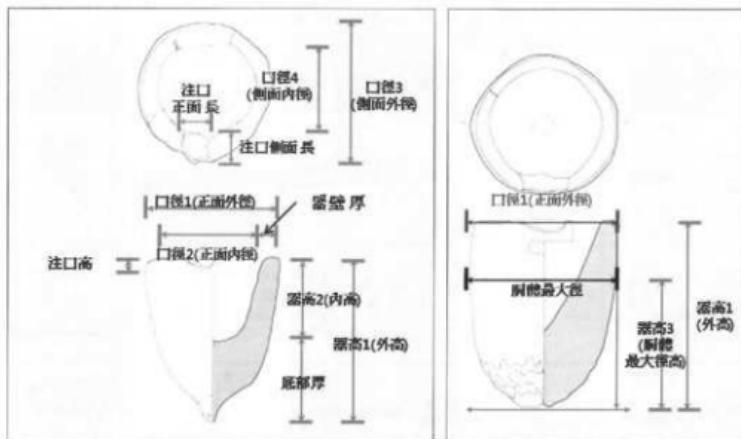
<報告書・図録・単行本>

文化財管理局 文化財研究所『猪勒寺遺跡発掘調査報告書』、1989年。

- 国立扶余文化財研究所『益山 王宮里 發掘中間報告』1992年。
- 国立文化財研究所『慶州 西部洞 19番地 遺蹟 發掘調査報告書(統一新羅 道路・建物址・朝鮮 獄址)』2003年。
- 国立扶余文化財研究所『扶餘 舊商里 百濟遺蹟 發掘調査報告書』1993年。
- 国立扶余文化財研究所『彌勒寺 遺蹟發掘調査報告書Ⅱ』1996年。
- 国立扶余文化財研究所『宮市池-현 궁단지 서쪽천 일대』2001年。
- 国立扶余文化財研究所『扶蘇山城 發掘調査 中間報告Ⅱ』1997年。
- 国立扶余文化財研究所『益山 王宮里 發掘中間報告Ⅳ』2002年。
- 国立扶余文化財研究所『익산 황금리유적의 조사상과의 의의』제18회 문화재연구 국제학술대회 및 익산 왕궁리유적 발굴조사 20주년 기념 국제학술대회 발표논문집, 2009年。
- 国立慶州文化財研究所『新羅工京 發掘調査報告書Ⅰ』2002年。
- 国立慶州文化財研究所『慶州市『慶州 九黃洞 忽慮寺址展示館 建立敷地内 遺蹟·九黃洞 苑池遺蹟·發掘調査報告書』』2008年。
- 국립경주박물관『慶州 陰城洞 遺蹟Ⅰ』2000年。
- 국립중앙박물관『中島 遺蹟報告Ⅰ-附 漢江流域地表調査報告』1980年, pp.32-33。
- 나주시·목포대학교박물관『나주시의 문화유적』1999年, pp.113, 157。
- 동국대학교 경주캠퍼스 박물관『경주 황남동 376번지 동일신라시대 유적』2002年。
- 목포대학교박물관·진나남도·해남군『海南郡谷里貝塚Ⅰ』1987年, pp.58, 127。
- 미서리선사유적발굴조사단·경기도공영개발사업단『미사리·제5권, 고려대학교박물관조사단 편』1994年, p.90。
- 嶺南文化財研究院『慶州 東川洞793番地遺蹟』2004年。
- 嶺南文化財研究院·韓國通信(慶州電話局 新榮豫定地 慶州 城東洞 386-6番地 生活遺蹟』1999年。전부 문화재연구원·전북개발봉사『익산 송학지구 국민임대주택 조성부지내 益山 松鶴洞 遺蹟』2008年。
- 韓國文化財保護財團『慶州 北門路 工京遺蹟 試·發掘調査 報告書』2005年。
- 한성대학교박물관『風納土城群』2004年。
- 국립공주박물관·충남대학교박물관·대전광역시사상수도사업본부『大田 月平洞遺蹟』1999年, p.173。
- 국립부여박물관『백제의 공방』2006年, pp.26-28。
- 国立清州博物館·淸項產業科學研究院『銘川 石儀里 鐵生產遺蹟』2004年。
- (사) 大韓鐵業會『商工部鐵務局編纂·忠南全北篇』1958年, pp.178-181。
- 성균관대학교박물관·여수시『麗水長洞發掘調査金報告書』2006年。
- 全北大学校博物館·韓國道路公社『金堤 大木里·長山里·莊山里 遺蹟』西海岸 高速道路(群山-高敞)間建設區間內 文化遺蹟 發掘調査報告書, 2003年。
- 忠清南道歷史文化院『牙山 蔷柳里(Ⅱ區域) 遺蹟』本文·圖面·圖版, 2007年。
- (財) 忠清文化財研究所『扶餘 雙北里 遺蹟』2005年。
- 奈良文化財研究所『飛鳥·藤原京城』朝日新聞社, 2002年。
- 奈良文化財研究所『川原寺寺域北限の調査 飛鳥藤原第119-5次発掘調査報告』2004年。
- 飛鳥資料館『飛鳥の工房』飛鳥資料館圖錄第26冊, 1992年。
- 福岡市教育委員会『那珂23-那珂遺跡群第9-57次調査報告-』福岡市埋蔵文化財調査報告書第598集, 1999年, pp.21-26。
- 福岡県教育委員会『西新町遺跡Ⅱ-福岡県福岡市早良区西新所在西新町遺跡第12次調査報告1-』福岡県文化財調査報告書第154集, 2000年, pp.258-259。
- 福岡市教育委員会『比恵40-比恵遺跡群第87次調査報告-』福岡市埋蔵文化財調査報告書第857集,

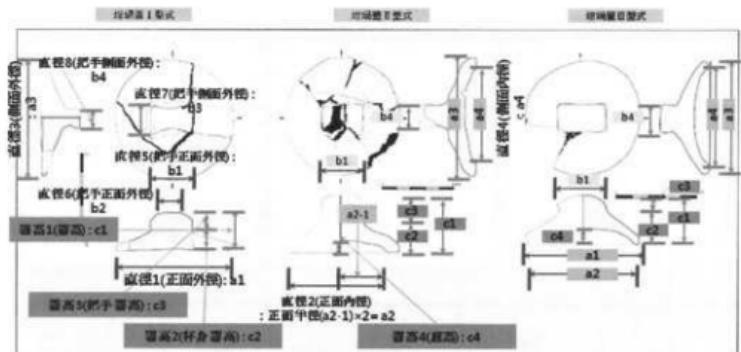
- 2005年、pp.56-60。
- 福岡市教育委員会「井尻B遺跡14 市道御供所井尻線建設に伴う発掘調査報告Ⅲ - 井尻B遺跡第17次調査(B区)の報告-」福岡市埋蔵文化財調査報告書第834集、2005年、pp.28-29。
- 相原嘉之「草津市中畠遺跡出土ガラス培塿をめぐる諸問題」「滋賀文化財だより」№185、(財)滋賀県文化財保護協会、1993年。
- 石川県立埋蔵文化財センター「寺家遺跡発掘調査報告Ⅱ」能登海浜道関係埋蔵文化財調査報告書第1集、1988年。
- 埋蔵文化財天理教調査団「奈良県天理市布留遺跡三島(里中)地区 発掘調査報告書」1995年。
- 春日市教育委員会「青銅器をつくる人々、ガラスをつくる人」1995年。
- 春日市教育委員会「須玖永田△遺跡2-4次調査-」福岡県春日市日の出町所在遺跡の調査、春日市文化調査報告書第40集、2005年。
- 比佐陽一郎「奴岡城(福岡平野)で出土した青銅器製作関連資料について」「九州考古学」第80号、九州考古学会、2005年、pp.85-97。
- 九州歴史資料館「大宰府史跡-平成6年度発掘調査概報-」1995年。
- 九州歴史資料館「発掘が語る遠の朝廷大宰府」1995年。
- 東京都北区教育委員会「荒島馬場遺跡」北区埋蔵文化財調査報告16集、1995年。
- 酒巻忠史「桜ヶ丘遺跡群発掘調査報告書-鶴ヶ岡1号墳、鶴ヶ岡遺跡、俵ヶ谷遺跡-」木更津市教育委員会、1995年。
- 新井和之「川戸下遺跡」「北緯線」東京電力北緯線遺跡調査会、1992年。
- 京嶋 覚「鷺根と玉造」「大阪市文化財情報 来火」85号(Vol.15, No.1)、(財)大阪市文化財協会、2000年、p.8。
- 大阪府教育委員会「都市計画道路西守・黒原線建設工事に伴う譲良郡条里遺跡発掘調査概要」II-寝屋川市出雲町所在-」1991年、pp.40, 71。
- 柏原市教育委員会「大槻南遺跡」「柏原市遺跡群発掘調査概報 1994年度」柏原市文化財概報1994-N、1995年、pp.12-40。
- 奈良国立文化財研究所『平城京左京七条一坊十五・十六坪発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報第56編、1997年、p.111・p.156。
- 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報22』1992年。
- 奈良文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部「石神遺跡の調査」石神遺跡第17次調査現地説明会資料、2004年。
- 佐賀県教育委員会「古野ケ里 神埼工業用地計画に伴う埋蔵文化財発掘調査概要報告書」佐賀県文化財調査報告書第113集、1992年、岡版編、PL.227-1。
- 山王不動産・(財)君津郡市文化財センター「下谷古墳・下谷遺跡」1990年、pp.32-33。
- <論文>
- 강형태, 정용용, 허우영, 김성배, 조남철 「익산 왕궁리 유적 남유미의 성분·조성과 남동위원소미」『한국고사학보』 제45호, 2004년, pp.31-48。
- 김규호, 안순현 「우리나라 고대 유리의 과학적 분석 고찰」『고고과학회지』 Vol.2, 2000년, pp.70-76。
- 文煥哲, 黄振周, 韩政洙 「익산 왕궁리 유적 광방지 출토 유물의 재질분석 연구」『益山 王宮里 發掘中間報告書』 2002년, pp.493-517。
- 박광哲 「익산 왕궁리 속도 금속관련 유물의 금속학적 분석을 통한 유적의 성격추정」『益山 王宮里 發掘中間報告書』 2002년。
- 이인수 「한국 고대 유리의 고고학적 연구」 한양대학교대학원 박사학위논문, 1990년。

- 선용호 「고대 한인의 금속·유리제품 생산관련 연구의 현황과 과제」『韓日文化財論集 I』 국립문화재 연구소 편, 2007년, pp.335~402.
- 한도석 「慶州 東川洞 青銅生産 造営 一考」『科技考古研究』第7号, 2001年, pp.145~161。
- 신봉수 「I. 배다석등입상 주변 발굴조사」『文化遺蹟發掘調査報告』(緊急發掘調査報告 1), 慶州文化財研究所, 1992年, pp.13~70。
- 山下啓之「鏽型を用いたガラス玉生産について『古代東アジアにおけるガラスの生産と流通 1』」発表要旨, 2000年。
- 松村忠司「飛鳥池工房遺跡の調査と成果」『 새 生産기술과 유통의 정치사회적 함의』한신대학교학회원 2006년도 국제학술대회 발표논문, 2006年, pp.23~58。
- 酒谷忠史「関東地方における古墳時代のガラス製作について『古代東アジアにおけるガラスの生産と流通 1』」発表要旨, 2000年。
- 川越俊一・「7、8世紀におけるガラスの生産」『古代東アジアにおけるガラスの生産と流通 1』発表要旨, 2000年, pp.1~9。
- 花谷 浩「飛鳥池工房の発掘調査成果とその意義」『日本考古学』第8号, 日本考古学協会, 1999年。
- 山内紀嗣「ガラス玉の鏽型」『天理参考館報』第1号, 天理大学附属天理参考館, 1991年。
- 清水真一「上之宮遺跡第五次調査概報」(財)接井市文化財協会, 1990年。
- 清水真一「接井市山谷遺跡ショブ地区発掘調査概報」(財)接井市文化財協会, 1990年。
- 齊藤明彦・今尾文昭「四條大田中遺跡」「大和を握る 1988年度発掘調査述報展」、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館, 1989年。
- 玉田芳英「平城京左京一条三坊出土のガラス小玉鏽型」『奈良国立文化財研究所年報1991』奈良国立文化財研究所, 1992年。
- 藤丸裕八郎「弥生時代の後期小形彷彿鏡の製作技術について」「弥生時代青銅器鋳造に関する日韓比較実験考古学的研究」北九州鋳金研究会, 2005年, pp.87~88。
- Insook Lee, James W. Lankton, 「SEM-EDS and XRF compositional analysis of glass and stone beads from the Pungnap Castle site」『風納十城Ⅵ - 慶堂地區上層墓地場遺構에 대한發掘報告 -』 한신대학교博物館 편, 2006年, pp.187~201。



注 増幅は、上から見た平面形では注口を下部中央に、また、長さを上下においていた断面図を基準として用いる。

第1図 埋堀の計測属性模式図



注 1. 増幅は、把手の長軸方向を左右に、短軸方向を上下においていた断面図を基準とする。

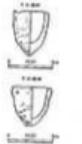
2. 増幅は、底面および蓋の形状によって、3種式に大別される。

I型式：底面が扁平である（底高=0）。II型式：底面が円板に凸面をなし（底高>0）。

III型式：底面が凹面をなし（底高<0）、蓋に面をもちかえりのつくるもの。

第2図 埋堀蓋の計測属性模式図

第1表 6世紀以前の坩埚関連遺物1

遺跡名	遺物名	点数	規格	出土 遺構	年代	特徴	参考文献	図面 および 写真
韓国 ソウル 夢村土城	銅坩埚	完形 1点	器高 6.5cm、 口径 9.0cm	?	紀元後 3C後半 ~5C	外面に黒褐色物 質が付着	한국도성박물 조사단 1984	
韓国 大田 月坪洞遺跡	金屬 坩埚 (金 or 銅)	完形 1点	器高 5.1cm、 厚さ 1.0cm	表採	紀元後 5C後半 ~7C	外面高温のため ガラス質化 表採 石製鋸型 2点も 採集	국립공주박물 관·충남대학 교박물관· 대전광역시상 수도사업본부 1999	
日本 佐賀県 吉野ヶ里 遺跡	坩埚	半欠 1点	器高 4.5cm、 口径 4.7cm、 厚さ 1.0cm	TDN SD001 下層	紀元後 2C~3C	内、外面に黒く焼 けた部分を確認 粘土に小さい石 粒混入 周辺で青銅器鑄 造関連遺物出土	佐賀県 教育委員会 1992	
韓国 麗水 木長洞	坩埚 (?)	完形 1点	器高 4.5cm、 口径 6.0cm、 厚さ 1.5cm	13-③号 集石施 設	紀元後 3C~4C	内、外面が黒く焼 けた部分を確認 周辺住居址でガ ラス勾玉出土 特殊	성균관대학박 물관· 여수시 2006	
日本 千葉県 下谷遺跡	坩埚 (銅)	完形 2点、 破片 2点	器高 5.2cm、 口径 4.0cm	遺構 外 出土	紀元後 3C以後 ~	搅乱された状態 で出土 重さ 19.2g 内、外面は高温の 熱を受け付着物 が確認	山王不動産・ (財)若津都市 文化財センター 1990	
日本 埼玉県 東地鶴田 遺跡	坩埚 (銅)	完形 1点	器高 4.4cm、 口径 5.2cm	溝	紀元後 4C前半 ~中葉	外面のガラス質 化、高温による消 解過程で付着物	高橋一夫 1987	
日本 千葉県 鶴ヶ岡 1号墳	坩埚	底部片 1点	残存長 3.2cm、 残存幅 2.5cm、 厚さ 0.65cm	近世の 溝出土、 埴丘構 築土内 に包含 か	紀元後 4C前半 ~中葉	外底高温による 硬化および変色、 内面沈殿物付着	酒巻忠史 1995	

第1表 6世紀以前の埴輪関連遺物2

遺跡名	遺物名	点数	規格	出土 遺構	年代	特徴	参考文献	図面 および 写真
日本 福岡県 須恵 五反田 遺跡	ガラス 埴輪	器高 復元 1点 含む 9点	器高 2.7cm、 口径 4.2cm、 底径 3.2cm、 厚さ 0.4~0.5cm	1号 住居址、 1号 土塁	紀元後 3C (弥生時 代後期)	内面にガラス沈 殿物付着外面ガ ラス質化、底部 端に埋め跡	春日市 教育委員会 1994	
日本 福岡県 比恵遺跡	ガラス 埴輪	完形 1点	器高 4.2cm、 口径 5.8cm、 底径 5.2cm、 厚さ 0.6~0.9cm	SE07	紀元後 3C (弥生時 代後期)	口縁内、外面ガ ラス沈殿物付着 内面にガラス物 質が付着した土 製輪が底盤の中 央の穴にあり	福岡市 教育委員会 2005	
日本 福岡県 比恵遺跡	取瓶	破片 15点	器高 16cm、 口径 24.7cm、 杯身器高 10.2cm、 台脚直径 15cm、 台脚高 14.5cm	溝 SD01 48	紀元後 3C (弥生時 代後期)	杯身内面に櫛細 な真土を貼る 内面に沈殿物付 着	福岡市 教育委員会 1994	
日本 福岡県 那珂遺跡	取瓶		15×13×14 cm、 厚さ 2.5~3cm	方形周 溝轍と 溝内	紀元後 3C (弥生時 代後期)	内面櫛細な粘土 を擦り重ねる 逆三角形の突出 した注口	比佐陽一郎 2005	
日本 奈良県 唐古・龜 遺跡	取瓶	完形 1点	-	炉址状 遺構	紀元後 3C	高杯形	藤丸詔八郎 2005	

第2表 扶余地域の坩埚および蓋出土遺跡

遺跡名	所在地	坩埚関連遺跡 の年代	坩埚関連構	坩埚および蓋 (細部型式)	その他	参考文献
官北里百濟 遺跡	韓国 扶余	6C1/4分期 ~2/4分期	製址、工房 廃棄地など	・金 (I Acl) ・銅 (I Bcl, I Bf4) ・ガラス坩埚 ・坩埚蓋	鋳型、砥 石、「官」 銘上製品 など	国立扶余文化 財研究所2009
双北里遺跡	韓国 扶余	6C後半～ 7C前半	工房建物	・ガラス坩埚 (II b3, II c5)	金銅菩薩 立像など	（財）忠清文 化財研究所 2005
宮南池	韓国 扶余	6C前半	工房廃棄地	・銅 ・ガラス坩埚	金糸など	国立扶余文化 財研究所2001
扶蘇山 廢寺址	韓国 扶余	6C前半	工房廃棄地	・銅 ・ガラス坩埚	-	김종만 1994
扶蘇山城	韓国 扶余	6C前半	西門址周辺 建物址	・銅坩埚 (I Bc2)	金銅光背 など	김종만 1994
旧衙里 井戸跡	韓国 扶余	6C中頃	井戸跡周辺	・銅 ・ガラス坩埚	「一斤」 鋳型	国立扶余文化 財研究所1993
伝難宮地	韓国 扶余	6C中頃	表採	・銅坩埚	-	김종만 1994

第3表 益山地域の坩埚および蓋出土遺跡

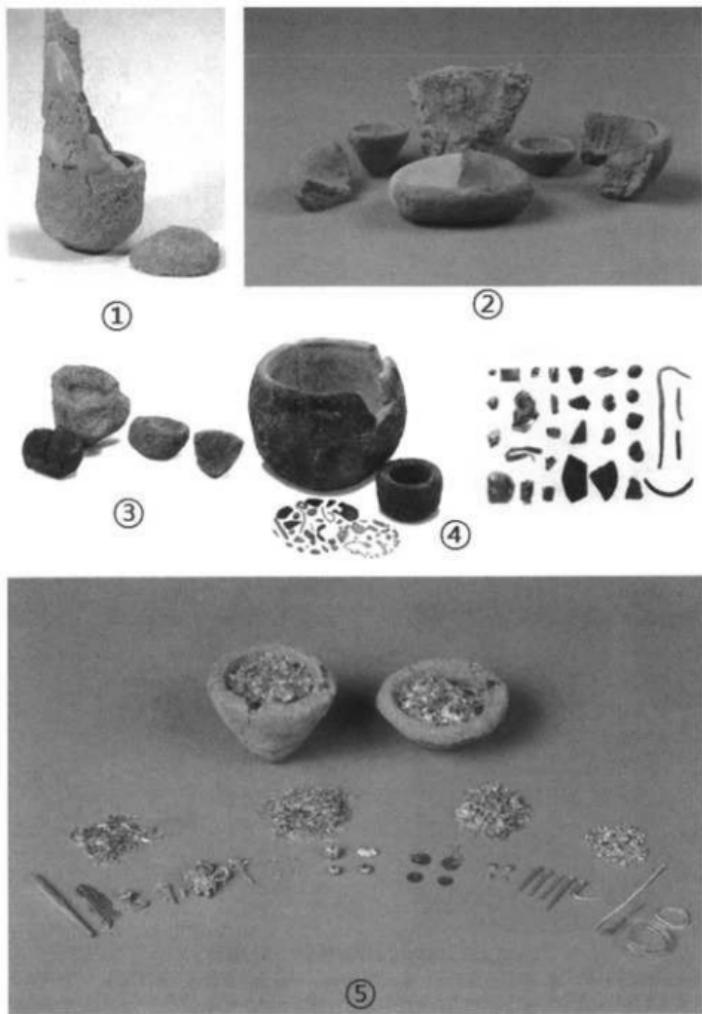
遺跡名	所在地	坩埚関連遺跡 の年代	坩埚関連構	坩埚および蓋 (細部型式)	その他	参考文献
王宮里遺跡	韓国 益山	7C前半～中頃	工房建物、製 址、工房廃棄 地、窯跡など	・金 (I A1, I Ab1, I Ac1, I Ad1, I Ae1～2) ・銀 (I Bc2～3) ・銅 (I Ba1, I Ba4, I Bb1～4, I Bc1～5) ・ガラス坩埚 (II a2, II b1, II b3～4, II c2, II c4～5) ・坩埚蓋 (I ～ III)	鋳型、 砥石など	国立扶余文化 財研究所、 2002・2006・ 2008
弥勒寺址	韓国 益山	7C前半～中頃	東・北僧房、 西蓮池址、 東院 東伽藍址	・銅 (I Ba1) ・ガラス坩埚 (II a2, II b4) ・坩埚蓋 (I, II)	砥石など	扶余文化財研 究所 1992; 国立扶余文化 財研究所 1996

第4表 慶州地域の坩堝および蓋出土遺跡

遺跡名	所在地	坩堝関連遺跡の年代	坩堝関連遺構	坩堝および蓋(細部型式)	その他	参考文献
伝臨海殿址	韓国慶州	7C中頃～後半	干涸	・銅坩堝片	金種など	차순철 2008
新羅王京SIE1地区	韓国慶州	7C後半～8C	第1・3・4・7～9・18家屋、南側東西道路など	・銅、ガラス坩堝片 ・坩堝蓋片	鋳型、石鑄、鍛など	国立慶州文化財研究所 2002
九黃洞苑池遺跡	韓国慶州	7C中頃	1・4・5号堅穴、廢棄場	・銅坩堝片	スラッグなど	国立慶州文化財研究所・慶州市 2008
泉南洞376番地遺跡	韓国慶州	6C後半～7C前半	1～4号堅穴、2号井戸など	・銅坩堝 (I Be5) ・ガラス坩堝片	ガラス鋳造用土製鋳型、石鑄、砥石など	동국대학교 강주캠퍼스 박물관 2002
東川洞681-1番地遺跡	韓国慶州	8C	青銅工房	・銅坩堝 (I Bb1)	鋳型片、スラッグ、土器	한도석 2001
東川洞793番地遺跡	韓国慶州	8C	南北排水路、1号建物址	・銅、ガラス坩堝片	鋳型、青銅片	嶺南文化財研究院 2004
西部洞19番地遺跡	韓国慶州	8C	堅穴 34	・銅坩堝 (I Be3) ・坩堝蓋片	鋳型など	国立文化財研究所 2003
城東洞城東洞386-6番地遺跡	韓国慶州	8C後半～9C	5号堅穴、34号堅穴	・坩堝片	鋳型片、スラッグなど	嶺南文化財研究院・韓国通信 1999
北門路王京遺跡	韓国慶州	8C後半～9C	4号建物址、86号堅穴	・銅坩堝 (I Bb3)	鋳型	韓國文化財保護財團 2005
拌洞伝禪房寺址	韓国慶州	9C	-	・銅坩堝片	-	신창수 1992

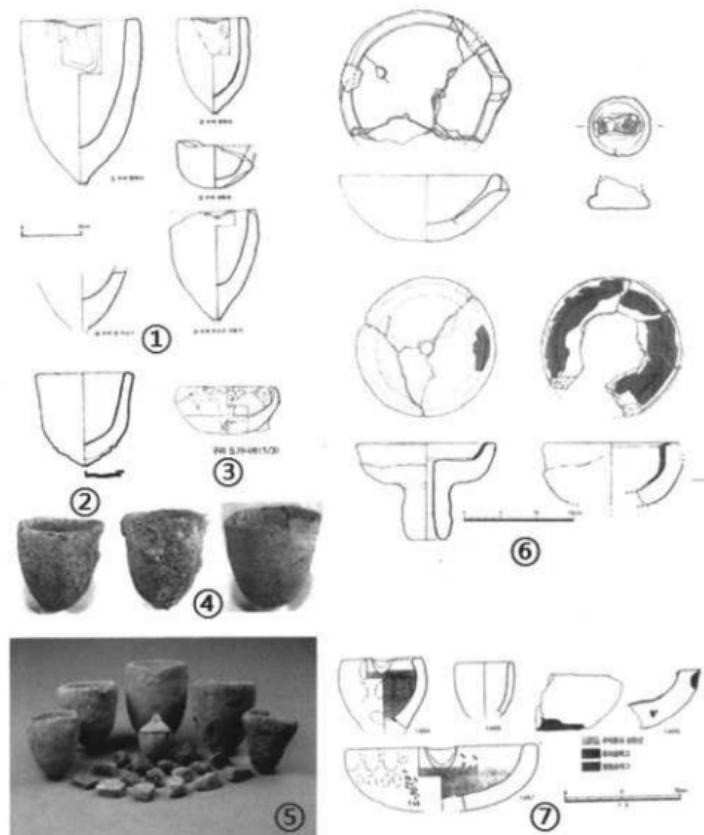
第5表 日本の坩埚および蓋出土遺跡

遺跡名	所在地	坩埚関連遺跡の年代	坩埚関連遺構	坩埚および蓋(断面型式)	その他	参考文献
飛鳥池遺跡	日本奈良県	7C後半～8C	工房建物、炉址	・金坩埚(I A2) ・銀坩埚(I Cb1) ・銅坩埚(I Bd2～3、I Be4、I Bf2～3) ・ガラス坩埚(II b2、II c1、II c3～4) ・坩埚蓋(1)	鋳型、 砥石など	松村恵司 2006
石神遺跡/山田寺跡/藤原京右京・一条二坊	日本奈良県桜井市/橿原市	7C後半～8C	-	・ガラス坩埚片 ・ガラス坩埚蓋(1)	ガラス鋳造用土製 鋳型など	奈良文化財研究所 1993、 2002、2004
平城京跡	日本奈良市/大和郡山市	8C	-	・ガラス坩埚(II a1) ・ガラス坩埚蓋(1)	送風具、 スラッグ、 砥石など	川越俊一 2000
中畠遺跡	滋賀県草津市	8C	-	・ガラス坩埚(II a1)		相原嘉之 1993
守家遺跡	石川県羽咋市	8C	-	・ガラス坩埚(II a1) -		石川県立埋蔵文化財センター1988
川原寺跡	日本奈良県	7C後半～8C	鐵冶関連工房	・銅坩埚(I Bd2～3、I Be1～2) ・銅坩埚蓋(1)	ガラス鋳造用土製 鋳型、鐵釜鋳型、 送風具、 砥石など	奈良文化財研究所2004
大宰府史跡	日本太宰府市	8C	鋳造遺構	・銅坩埚(I Bd1、I Be1～2・4、I Bf1～2)	送風具、 鋳型、 砥石など	九州歴史資料館1995



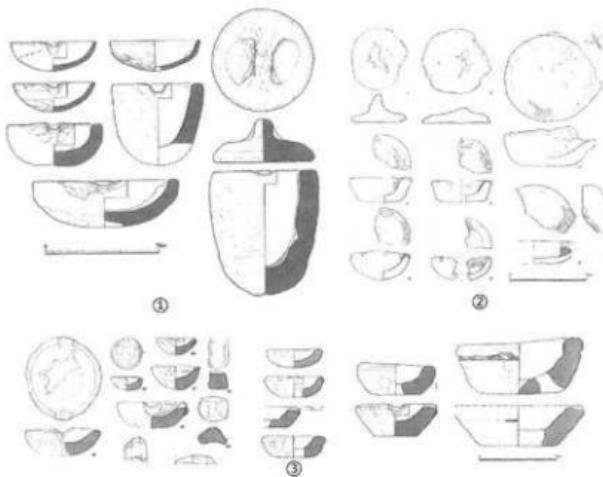
第3図 日韓出土金・銀用培塿および関連遺物

①扶余官北里百濟遺跡出土「官」銘土製品、②益山王宮里遺跡出土金用培塿、③扶余官北里百濟遺跡出土金用培塿および鋳型、④飛鳥池遺跡出土金・銀用培塿および関連遺物、⑤益山王宮里遺跡出土金製品生産関連遺物



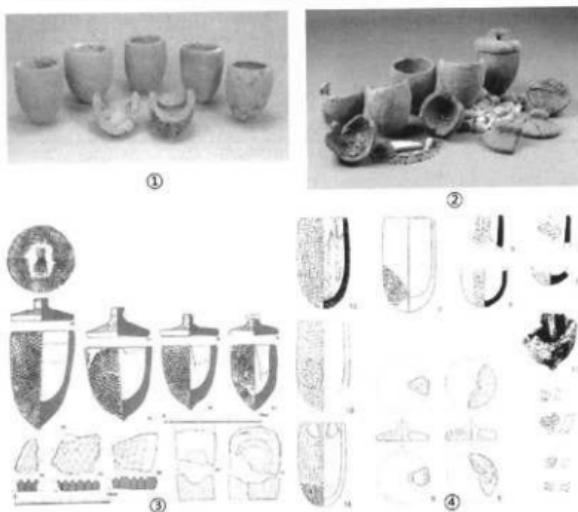
第4図 韓国出土銅用坩堝および関連遺物

- ①扶余地域出土銅用坩堝、②益山弥勒寺址出土銅用坩堝、③慶州皇南洞出土銅用坩堝、④慶州東川洞681-1番地遺跡出土銅用坩堝、⑤益王宮里遺跡出土銅製品生產関連遺物、⑥慶州西部洞19番地遺跡出土銅製品生產関連遺物、⑦慶州北門路王京遺跡出土銅用坩堝



第5図 日本出土銅用坩堝および関連遺物

①飛鳥池遺跡出土銅用坩堝、②川原寺出土銅用坩堝、③大宰府史跡出土銅用坩堝



第6図 日韓出土ガラス用坩堝および関連遺物

①扶余双北里遺跡出土ガラス用坩堝、②益山王宮里遺跡出土ガラス生産関連遺物、③飛鳥池遺跡出土ガラス用坩堝および蓋、④平城京跡出土ガラス用坩堝および蓋

第6表 金用坩埚の型式分類表

特徴	型式	底部	口縁	胴体	器壁の特徴	平面形態および直徑(a)	図面および写真
IAa	IAa1 (IAa-①② ④ナ)	平底 (a)	口縁端は尖る、外反外反口縁 (-①)	角張った円錐形 (⑤)	薄く(最大厚2cm未満)、厚さが一定ではない (⑥)	長楕円形、中 (5< a < 10cm) [ナ]	
	IAa2 (IAa-②③ ⑤ナ)		口縁上は平坦、直立口縁 (-②)	円筒形 (⑦)	厚く、厚さが一定 (⑧)	円形、中 (5< a < 10cm) [ナ]	
1Ab	1Ab1 (1Ab-③④ ⑤ナ)	丸底 (b)	口縁端は尖る、内湾口縁 (-③)	丸い円錐形 (⑨)	厚く(最大厚さ2cm以上)、厚さが一定ではない (⑩)	円形、中 (5< a < 10cm) [ナ]	
1Ac	1Ac1 (1Ac-①② ③カ)	丸底に近い 尖底 (c)	口縁端は尖る、外反口縁 (-①)	円錐形 (⑪)	薄く、厚さが一定 (⑫)	円形、小 (5cm ≤ a) [カ]	
1Ad	1Ad1 (1Ad-①② ③カ)	尖底 (d)	口縁上は平坦、外反口縁 (-①)	円錐形 (⑬)	厚く、厚さ一定ではない (⑭)	円形、小 (5cm ≤ a) [カ]	
1Ae	1Ae1 (1Ae-①② ③ナ)	尖底に突起 (e)	口縁上平坦、外反口縁 (-①)	円錐形 (⑯)	厚く、厚さが一定 (⑮)	円形、中 (5< a < 10cm) [ナ]	
	1Ae2 (1Ae-③④ ⑤タ)		口縁端は尖る、内湾口縁 (-③)	円錐形 (⑰)	厚く、厚さが一定ではない (⑯)	円形、大 (10cm ≥ a) [タ]	

第7表 銀用坩埚の型式分類表

特徴	型式	底部	口縁	胴体	器壁の特徴	平面形態および直徑(a)	図面および写真
ICb	ICb1 (ICb-③④ ⑤タ)	丸底 (b)	口縁上は平坦、内湾口縁 (-③)	丸い円錐形 (⑮)	薄く、厚さが一定 (⑯)	円形、大 (10cm ≥ a) [タ]	
	ICb2(?)	丸底 (b)	口縁端は丸みをおびる、直立口縁 (-②)	丸い円錐形 (⑯)	厚く(最大厚2cm以上)、厚さが一定 (⑭)	円形、中 (5< a < 10cm) [ナ]	
	ICb3(?)	丸底 (b)	口縁端は丸みをおびる、直立口縁 (-②)	丸い円錐形 (⑯)	厚く(最大厚2cm以上)、厚さが一定ではない (⑯)	円形、中 (5< a < 10cm) [ナ]	

第8表 碳彈形銅用壺の型式分類表

特徴	型式	底部	口縁	胴体	器盤の特徴	口縁平面形態	径高 (器高 = β cm)	図面および 写真
I Ba	I Ba1 (I Ba④-②⑤⑦ タ)	尖底 アガ カキ 丸底 (a)	突出せず、丸い構造形 だされた形態 (④)	口縁上は平坦、 直立口縁 (-②)	厚く、厚さ が一定で はない (⑨)	円形 (⑦)	大 ($\beta \geq 15$) (タ)	
	I Ba2 (I Ba③-②⑥⑦ タ)		突出し、長方形 形の構をもつ 形態 (③)					
	I Ba3 (I Ba⑤-①⑥⑦ タ)		口縁上は平坦、 外反口縁 (-①)	厚く、厚さ が一定 (⑩)	椭円形 (⑧)	大 ($\beta \geq 15$) (タ)		
	I Ba4 (I Ba②-①⑦⑦ タ)						手で押付け 突出させた 形態 (②)	
I Bb	I Bb1 (I Bb②-③⑥⑦ タ)	尖底 (b)	手で押付け 突出させた 形態 (②)	口縁上は凸 平坦、内凹口縁 (-③)	薄く、厚さ が一定 (⑩)	椭円形 (⑧)	大 ($\beta \geq 15$) (タ)	
	I Bb2 (I Bb①-③⑥⑦ タ)							
	I Bb3 (I Bb⑥-①⑦⑦ カ)		手で押しつけ 巻き突出さ せた形態 (⑥)	口縁上は平坦、 外反口縁 (-①)	厚く、厚さ が一定で はない (⑨)	椭円形 (⑧)	小 ($\beta \leq 10$) (カ)	
	I Bb4 (I Bb⑤-①⑦⑦ タ)		突出せず、 長方形の構 をもつ形態 (⑤)					
I Bc	I Bc1 (I Bc②-①⑦⑦ カ)	尖底 アガ 突起 (c)	手で押付け 突出させた 形態 (②)	口縁上は平坦、 外反口縁 (-①)	薄く、厚さ が一定 (⑩)	椭円形 (⑧)	小 ($\beta \leq 10$) (カ)	
	I Bc2 (I Bc②-②⑦⑦ カ)							
	I Bc3 (I Bc②-②⑦⑦ ナ)			口縁上は平坦、 直立口縁 (-②)	薄く、一定 (⑩)	椭円形 (⑧)	中 ($10 < \beta < 15$) [ナ]	
	I Bc4 (I Bc⑦-①⑦⑦ タ)		中から押し つけながら突 出させた形態 (⑦)					
	I Bc5 (I Bc①-①⑦⑦ タ)		突出させ、長 方形の構をも つ形態 (①)	口縁上は平坦、 外反口縁 (-①)	厚く、厚さ が一定で はない (⑨)	円形 (⑨)	大 ($\beta \geq 15$) (タ)	

第9表 鉢形銅用埴塗の型式分類表

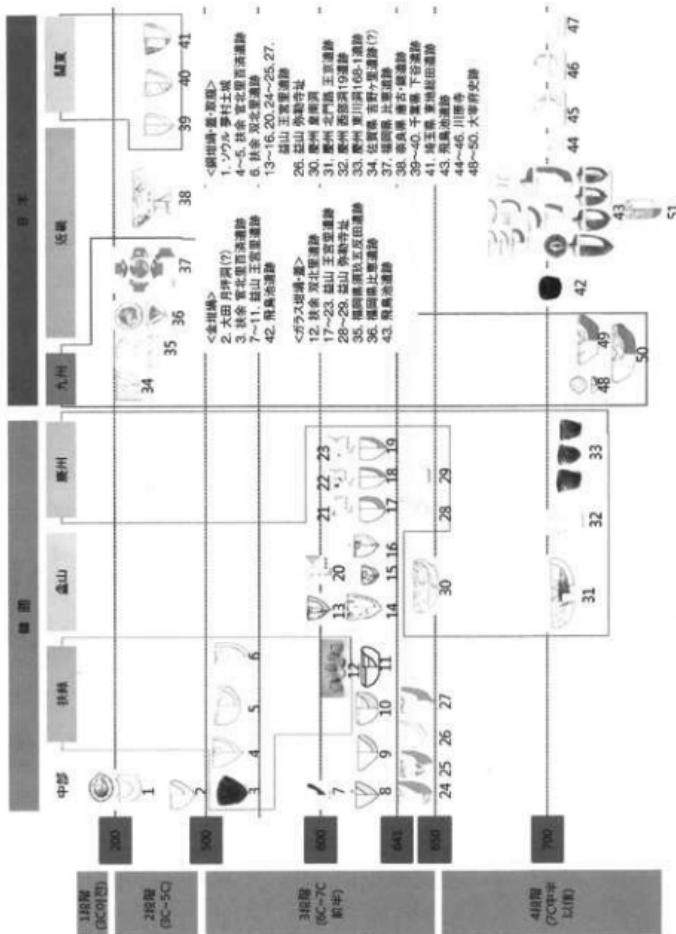
特徴／型式		底部	注口	口縁	器盤の特徴	平面直徑	図面および写真
I Bd	I Bd1 (I Bd①→⑧ナ)	平底 (e)	突出させず、丸みを帯びた三角形の溝が彫られた形態 (①)	口縁上は平坦 (-)	厚く、厚さが一定 (⑤)	15cm以上 (ナ)	
	I Bd2 (I Bd②→⑧ナ)						
	I Bd3 (I Bd②→⑨ナ)						
I Be	I Be1 (I Bd①→⑩ナ)	先底に近い平底 (d)	突出させず、丸みを帯びた三角形の溝が彫られた形態 (①)	口縁端は尖る (+)	厚く、厚さが一定ではない (⑥)	15cm以上 (ナ)	
	I Be2 (I Bd①→⑪ナ)			口縁端は丸い (-)	厚く、厚さが一定 (⑦)	15cm未満 (ナ)	
	I Be3 (I Bd②→⑫ナ)		突出させ、丸みを帯びた三角形の溝が彫られた形態 (②)	口縁上は平坦、外反口縁 (+①)	15cm以上 (ナ)		
	I Be4 (I Bd③→⑬ナ)		突出させ、長方形の溝が彫られた形態 (③)	口縁上は平坦、直立口縁 (+②)			
	I Be5 (I Bd④→⑭ナ)		口縁上は平坦、内反口縁 (+③)	厚く、厚さが一定 (⑧)	15cm未満 (カ)		
I Bf	I Bf1 (I Be①→⑮カ)	尖底に近い丸底 (e)	突出させず、丸みをおびた三角形溝が彫られた形態 (①)	口縁端は尖る、外反口縁 (+①)	厚く、厚さが一定ではない (⑥)	15cm未満 (カ)	
	I Bf2 (I Be①→⑯ナ)						
	I Bf3 (I Be②→⑰カ)		突出させ、丸みをおびた三角形溝が彫られた形態 (②)	口縁上は平坦、直立口縁 (+②)	薄く、厚さが一定 (⑦)	15cm未満 (カ)	
	I Bf4 (I Be②→⑱カ)						

第10表 ガラス用坩埚の型式分類表

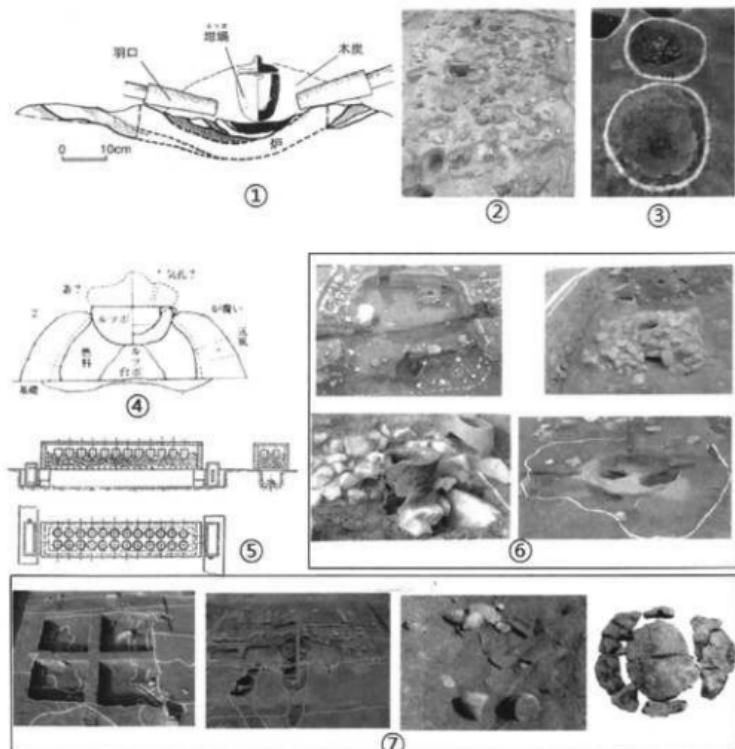
特徴／型式	底部	口縁	口縁端	器高 $=\beta$ 、cm	その他	図面および写真	
IIa	IIa1 (IIa①-タ)	典型的な丸底 (a)	直立 (②)	平坦 (~)	大 ($\beta \geq 15$) (タ)	外面打捺痕、左右対称、典型的な鐘形胴体	 
	IIa2 (IIa②-タ)	尖底又ガラス 丸底 (a)	内湾 (③)	平坦 (~)	大 ($\beta \geq 15$) (タ)	厚い器壁、丸い胴体	 
IIb	IIb1 (IIb①-タ)	尖底 (a)	外反 (①)	丸みをおびる (~)	大 ($\beta \geq 15$) (タ)	厚い器壁、弓なりに曲がる胴体	 
	IIb2 (IIb②-ナ)			平坦 (~)	中 ($10 < \alpha < 15$) (ナ)	外面打捺痕、左対称の胴体	 
	IIb3 (IIb③-タ)		直立 (②)	平坦 (~)	大 ($\beta \geq 15$) (タ)	厚い器壁、左右対称の胴体	 
	IIb4 (IIb④-タ)		内湾 (③)	尖る (~)	大 ($\beta \geq 15$) (タ)	左右非対称の胴体	 
IIc	IIc1 (IIc①-ナ)	突起が付く尖底 (c)	外反 (①)	平坦 (~)	中 ($10 < \alpha < 15$) (ナ)	外面打捺痕、三角形の胴体	 
	IIc2 (IIc②-タ)			尖る (~)	大 ($\beta \geq 15$) (タ)	三角形の胴体	 
	IIc3 (IIc③-ナ)		直立 (②)	平坦 (~)	中 ($10 < \alpha < 15$) (ナ)	外面打捺痕、部分的に外反する口縁	 
	IIc4 (IIc④-タ)				大 ($\beta \geq 15$) (タ)	外面打捺痕、部分的に外反する口縁	 
	IIc5 (IIc⑤-タ)			丸みをおびる (~)	大 ($\beta \geq 15$) (タ)	左右対称の胴体	 
	IIc6 (IIc⑥-タ)		内湾 (③)	丸みをおびる (~)	大 ($\beta \geq 15$) (タ)	丸く曲がる胴体	 

第 11 表 坂塙蓋の型式分類表

特徴／型式	底部形態	菱形底	把手の位置関係 (器高／把手高 = γ)	把手の側面形態	把手成形方法	図面および写真
I I 1 (I カ a-①)	平坦かわずかに持ち上がった形態 (I)	丸い (カ)	把手が器高で中ほどに位置する (γ ≈ 1/2) [a]	丸く曲がる (ニ)	手で強く押付け成形 (⑤), 小型	
I 2 (I カ a-②)					手で強く押付け成形 (⑤), 大型	
I 3 (I ナ a-①)			A 属性と c 属性の中間 (1/3 < γ ≈ 1/2) [b]	丸く凸がる (ニ)	丸く処理 (⑥)	
I 4 (I ナ b-②)					手で強く押付け成形 (⑤)	
II II 1 (II カ b-②)	弓なりに曲がっている底部、かえりがない姿 (II)	丸い (カ)	把手が器高の中間程度に位置 (γ ≈ 1/2) [a]	平坦 (一)	手で強く押付け成形 (⑤)	
II 2 (II カ a-②)					手で強く押付け成形 (⑤)	
II 3 (II カ b-②)			A 属性と c 属性の中間 (1/3 < γ ≈ 1/2) [b]	丸く曲がる (ニ)	手で強く押付け成形 (⑤)	
II 4 (II カ c-②)					削り出して成形 (⑧)	
III III 1 (III カ a-②)	弓なりに曲がっている底部、平坦なかえりがある姿 (III)	丸い (カ)	把手が器高で中間程度に位置 (γ ≈ 1/2) [a]	平坦な中央から両側へ傾斜 (一)	削り出して成形 (⑧)	
III 2 (III カ b-②)					手で強く押付け成形 (⑤)	
III 3 (III カ b-②)			把手が器高で中間程度に位置 (γ ≈ 1/2) [b]	丸く曲がる (ニ)	削り出して成形 (⑧)	
III 4 (III カ b-②)					手で強く押付け成形 (⑤)	
III 5 (III カ c-②)			把手が器高で非常に低い位置 (γ ≈ 1/3) [c]			



第7回 日韓の技術変遷過程模式図

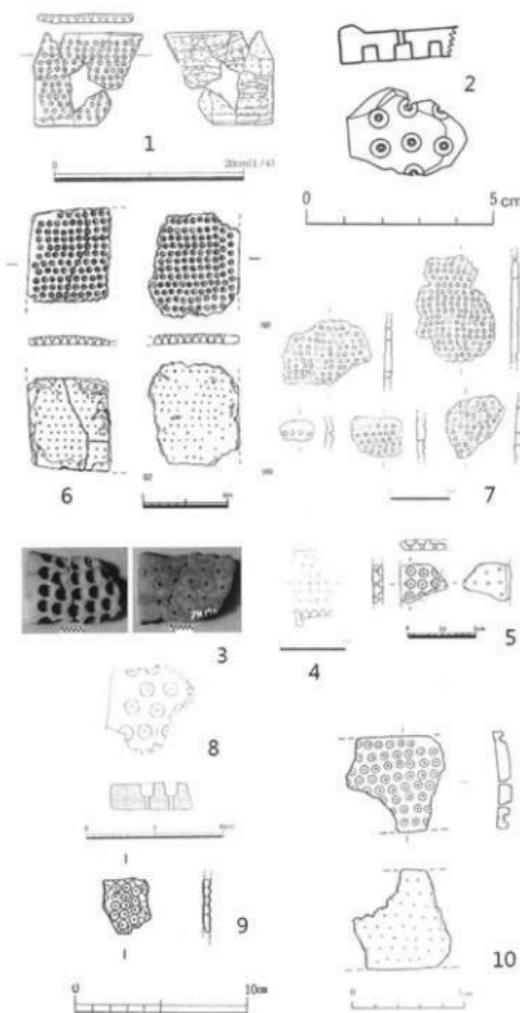


第8図 増湯炉復元図および関連資料

①日本列島の増湯炉の復元図（地下式）、②飛鳥池遺跡炉址、③扶余官北里百濟道跡炉址、④和歌山県
堅田道跡の増湯炉復元図（地上式）、⑤中国の増湯炉復元図、⑥慶州東川洞681-1番地遺跡溶解炉、
⑦益山王宮里遺跡溶解炉、窯跡灰丘部出土増湯の出土状態、西北側地点に炉片

第12表 韓国のガラス玉鋳造用土製鉄型出土遺跡

遺跡名	所在地	出土遺構	長さ×幅×厚さ (mm)	孔 直径 (mm)	小孔 直径 (mm)	孔の 状態	平面 形態	年代	参考文献	参照
漢沙里 遺跡	韓国 河南市	住居址	95.0×101.0× 7.5~9.0	5.0	1.5	貫通		1世紀?	미사리선사유적발굴 조사단·경기도청· 개발사업단 1994	図 9-1
中島 遺跡	韓国 春川市	C Trench	32.0×25.0×9.0	5.0	1.0	貫通	方形 (?)	1~3世紀	국립중앙박물관 1980	図 9-2
ソウル 風納土城	韓国 ソウル市	経立地区 170号 遺構	42.0×31.0	5.0~ 5.5	12~15	貫通	方形	2世紀 ~5世紀	InsookLee· JamesLankton 2006	図 9-3
牙山葛椽 里遺跡	韓国 牙山市	V地域 溝状遺構	79.0×57.0×25.0	8.0	1.5~2	貫通	方形	3世紀後半 ~4世紀後半	忠清南道歴史文化院 2007	図 9-4
鎮川石張 里遺跡	韓国 鎮川郡	A区	33×28.5×7	7	2	貫通	方形 (?)	4世紀	国立清州博物館· 浦項産業科学研究院 2004	図 9-5
益山松鶴 洞遺跡	韓国 益山市	6-1号 住居址	55~60×47~50× 5	3	1.0	貫通	方形	3世紀 ~4世紀	전북문화재연구원 진주개방공사 2008	図 9-6
金堤大木 里遺跡	韓国 金堤市	1号住居 址	91.5×68.0×8.0	4.0	1.0	貫通	方形 (?)	2世紀後半 ~5世紀後半	全北大学校博物館· 韓国道路公社 2003	図 9-7
慶州隨城 洞遺跡	韓国 慶州市	表探	50.0×46.0×14.5	8.0	2.0	貫通	方形	3世紀中頃 ~後半	국립경주박물관 2000	図 9-8
海南郡谷 里遺跡	韓国 海南郡	D ピット V期層 (2層)	43.0×43.0×5.0	3.0	1.0	貫通	方形	3世紀後半 ~4世紀後半	목포대학교박물관· 전라남도·해남군 1987	図 9-10
羅州玉谷 甲堤防遺跡 物散布地	韓国 羅州市	表探	31.5×27.0×5.0	6.0	1.0	貫通	方形 (?)	?	나주시· 목포대학교박물관 1999	図 9-9

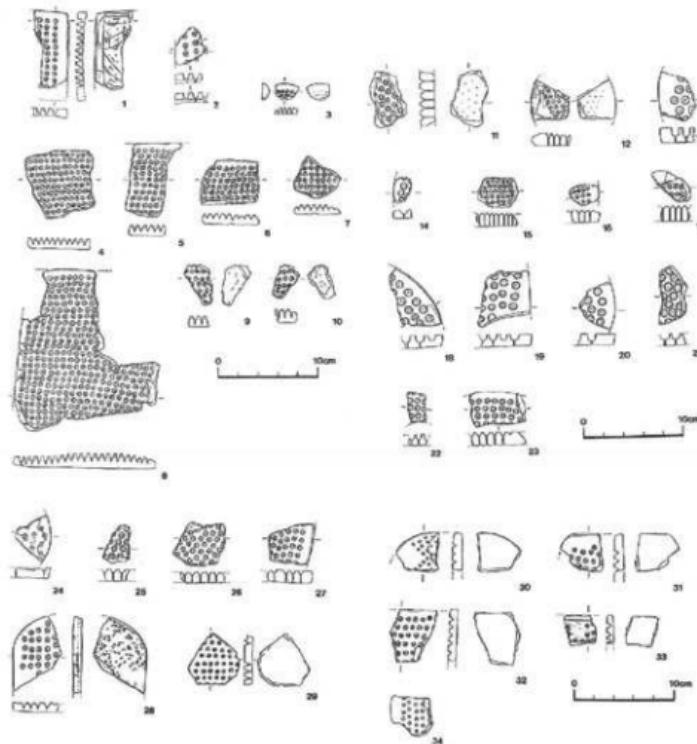


第9図 韓国出土ガラス玉铸造用土製鑄型

①河内漢沙里遺跡、②春川中島遺跡、③ソウル麻浦土城、④牙山墓梅里遺跡、⑤鎮川石板里遺跡、⑥益山
松鶴洞遺跡、⑦金堤大木里遺跡、⑧慶州陬城洞遺跡、⑨羅州玉谷里堤防遺物散布地、⑩海南郡谷里遺跡

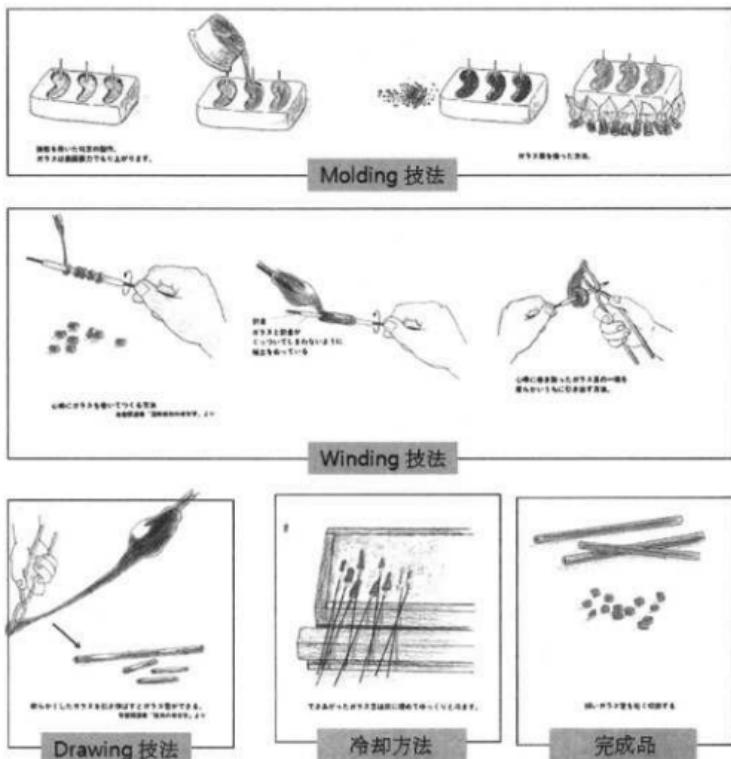
第13表 日本のガラス玉鋳造用土製鉢型出土遺跡

遺跡名	所在地	出土 遺構	長さ×幅×厚さ (mm)	孔直径 (mm)	小孔直径 (mm)	孔の 形態	平面 形態	年代	参考文献	参照
西新町 遺跡	福岡県 福岡市	114号 住居址	12.0×5.0×3.5	1.0		貫通	方形	3世紀 末～4 世紀	福岡県 教育委員会 2000	図 10-1
川戸下 遺跡	千葉県 四街道市	住居址	163.0×143.0×8.0 ～15.0	4.0	1.0	貫通し ていない	方形	4世紀	新井和之 1992	図 10-8
鶴ヶ岡 1号墳	千葉県 木更津市	古墳 墳丘内	53.0×35.0×15.0	4.0	1.0	貫通し ていない		4世紀 前半	酒巻忠史 1995	図 10-9 ～10
豊島馬場 遺跡	東京都 北区	方形 周溝墓	46.0×57.0×10.5	3.5	1.0	貫通し ていない	方形	4世紀 前半	東京都北区 教育委員会 1995	図 10-4 ～7
		グリッド	17.0×16.0×8.0	3.0	1.0	貫通し ていない		々		
布留遺跡 袖之内 地区	奈良県 天理市	溝	24.0×31.0×13.0	3.5～4.0	0.5	貫通	方形	5世紀 後半	埋蔵文化財 天理教調査團 1995	図 10-15 ～17
上之宮 遺跡	奈良県 桜井市	園池 遺構	58.0×38.0×10.0	7.0～8.0	1.0	貫通	円形	6世紀 末～7 世紀	清水真一 1990	図 10-18 ～21
		々	49.0×48.0×10.0	7.0～8.0	1.0	貫通	方形	々		
瀬良郡 里遺跡	大阪府 寝屋川市	不明	43.0×38.5×15.0	8.0	1.0	貫通	円形	6世紀?	大阪府 教育委員会 1991	図 10-13
谷遺跡 ショブ 地区	奈良県 桜井市	レンチ 包含層	31.0×18.0×11.0	5.0	1.0	貫通		7世紀	清水真一 1990	図 10-22
飛鳥池 遺跡	高市郡 明日香村	ガラス 製作工 房遺構	42.5×47.0×12.0	4.0	1.0	貫通	円形	7世紀末	飛鳥資料館 1992	図 10-25 ～27
四条 大田中 遺跡	奈良県 桜原市	金属工 房遺構	45.0×39.0×10.0	3.0	1.0	貫通し ていない	円形	8世紀	齊藤明彦・ 今尾文昭 1989	図 10-24
平城京 左京一條 三坊	奈良市	溝	57.5×52.0×7.0 ～9.0	5.0	1.0	貫通し ていない	円形	8世紀 前半	玉田秀英 1992	図 10-28
平城京 左京七条 一坊十五 ・十六坪	奈良市	溝	38.0×44.0×8.0 ～10.0	3.0	1.0	貫通し ていない	円形	8世紀 前半	奈良国立 文化財研究所 1997	図 10-30 ～33



第10図 日本出土ガラス玉鉄造用土製鉄型

1～2 西新町遺跡、3 松月院境内遺跡、4～7 鳥島馬場遺跡、8 川戸下遺跡、9～10 鶴ヶ岡1号墳、11～12 大県南遺跡、13 謙良郡条里遺跡、14 南郷遺跡群佐田遺跡、15～17 布留遺跡柏之内地区、18～21 谷遺跡シロブ地区、22 砂代遺跡群、24 四条大田中遺跡、25～27 飛鳥池遺跡、28 平城京左京一条三坊、29 平城京左京三条二坊、30～33 平城京左京七条一坊十五・十六坪、34 平城京左京三条一坊十一・十四坪



第 11 図 日本のガラス製作技法模式図

고대 한일의 기술문화의 변천과정에 대한 일고찰
- 한국과 일본 출토 도가니를 중심으로 -

전 용 호

요 지 도가니는 금속 및 유리 원료를 제련 혹은 용해하고, 용융상태의 금속 및 유리 원료를 탑아서 주조틀에 부어 넣기 위해서는 반드시 필요하면서도 중요한 도구이다. 하지만 고대 한일의 공방 관련 유적에서 도가니와 도가니뚜껑이 발견된 사례는 고작 해서 30개 이준다. 공방 관련 유물이 발견되어도 도가니가 발견되지 않은 사례도 있다. 예를 들어 부여 농산리 사지 공방에서는 벼재 금동대량보를 비롯하여 화려한 금속 및 유리공예품과 함께 철제 모루, 방망이 등 생산 도구가 다양 발견되었음에도 불구하고 도가니와 도가니뚜껑은 한 침도 발견되지 않았다. 이런 상황에서도 도가니와 도가니뚜껑은 지역적, 시기적으로 다양한 양상을 보이고 있다. 이를 4단계로 구분하여 설명할 수 있다.

I-Ⅱ 단계는 기원후 6세기 이전으로 도가니는 한국의 서울·봉촌토성, 대전 월평동, 일본의九州의 須佐·五反田遺蹟과 比惠遺蹟 등에서 소량 출보 되는 단계이다. 하지만 도가니가 출보되는 유적과 수량은 적을 뿐만 아니라 지역별로 그 형태와 차이가 크게 나타난다. 그러면서도 일본 九州地域에서 유명, 유리도가니와 함께 토제봉·봉 특수한 용도의 유리제작도구가 발견되기도 하였다. 따라서 도가니가 제품의 종류별로 전문화되기 위한 시도가 이루어지면서 지역별로 다양한 형태적 특징을 보이고 있는 것으로 볼 수 있다.

Ⅲ 단계는 기원후 6세기 전반-7세기 전반까지로 도가니와 도가니뚜껑이 한국에서 비약적으로 발전한 단계이다. 한국의 무역 관복리 벼재유적-방무리유적-부소산 캐사지와 익산의 왕궁리유적-미륵사지 등에서 다양한 형태의 도가니와 도가니뚜껑이 세작되었다. 도가니와 도가니뚜껑이 활용되는 공방과 함께 이를 사용하여 만들어진 재료로운 금속 및 유리제품이 무년, 절터, 주거지 등에서 발견되었다. 이 시기에서 도가니는 제품의 종류별로 전문화된 형태적 특징을 보이고 있다. 도가니는 전체 브기나 저부의 형태, 주구의 존재 유무에 따라 금, 은, 동, 유리도가니로 구분된다. 금도가니는 대체로 전체 높이가 5cm 이하로 원추형의 문제에 뾰족한 바닥을 하고 있고, 은도가니는 둥근 바닥에 등근 몸체를 하고 있다. 동도가니는 전체 높이가 10~15cm이고, 포탄형 혹은 사발형의 문제에 뾰족한 바닥이거나 송장에 둘기가 달린 뾰족한 바닥을 하고 있으면서 주구가 달려 있다. 마지막으로 유리 도가니는 전체 높이가 15cm이고, 포탄형의 몸체에 뾰족한 바닥이거나 중앙에 둘기가 달린 뾰족한 바닥을 하고 있으면서 도가니 뚜껑과 한 세트를 이루고 있다. 한번, 도가니뚜껑은 대부분 유리도가니뚜껑으로 바닥면의 형태, 손잡이의 위치관계, 손잡이의 상형방식에 따라 다양한 형태를 하고 있다. 이처럼 Ⅲ 단계에는 환제품의 종류에 따른 도가니의 전문화가

이루어졌다. 이런 전문화는 6세기 이전에 이루어진 도가니의 형태적 시도의 결과물이자 다음 시기에 도가니의 형태 변화를 야기한 촉매제이기도 하다.

IV단계는 기원후 7세기 중반 이후로 도가니와 도가니무경이 부여, 익산 등 백제지역을 빗이나 경주, 일본 등에서 활발하게 제작되어 사용된 시기이다. 백제가 멸망한 후에 도가니를 활용한 백제 기술 문화는 경주, 일본으로 전파되어 규격화 변화를 겪는다. 기존에 백제 지역에서 거의 제작되지 않았던 사방형의 동도가니가 경주, 일본에서는 중심적인 위치를 점유하게 된다. 그리고 도가니를 활용한 용해로의 구조가 다양해진다. 일본의 飛鳥池遺跡에서는 유리도가니의 경면 처리기법의 변화와 함께 도가니의 규격화 및 정형화가 이루어지고, 새로운 주구 성형방식의 사방형의 동도가니가 제작되었다. 반면에 九州地域의 大宰府에서는 사방형의 동도가니가 중심을 이루면서 도 近畿地域과 달리 백제지역의 주구성형방식을 취하면서 다양한 형태의 동도가니가 만들어졌다.

다음으로 도가니와 도가니무경은 통시적, 공시적인 형태 변화를 보인다. 도가니의 형태 변화를 가장 잘 보여주는 속성으로는 바닥의 형태와 주구의 성형방식을 들 수 있다. 규도가니는 '첨지'에서 '평지'로, 동도가니는 '첨지 혹은 중앙에 둘기가 달린 첨저'에서 '원저 혹은 평지'로, 유리도가니는 '첨지 혹은 중앙에 둘기가 달린 첨저'에서 '원저'로 변화한다. 그리고 도가니무경은 바닥면의 형태, 손잡이의 위치관계와 성형방식에 따라 다양한 형태를 하고 있다. 도가니무경은 예산 왕궁리유적과 일본의 飛鳥池遺跡 및 川原寺를 제외하고 대부분 유리도가니무경이다. 일반적으로 바닥면이 활처럼 휘어진 형태에서 평평한 형태로 변화된다. 아울러 유리제작에서 도가니와 함께 중요한 도구인 유리구슬 주조용 친흙틀도 한국에서 기원후 1C에서부터 4C에 걸쳐 한국 중부지방인 桂山 유적이나 하남 미사리유적에서부터 익산 송학동, 김제 대목리유적, 해남 군락리 폐총 등 남부지방에서 출토되었다. 반면에 일본에서는 기원후 3C에서부터 8C까지 九州地域의 西新町遺跡,關東地方인 下谷遺跡, 豊島馬場遺跡, 近畿地帶인 上之宮遺跡, 飛鳥池遺跡 등에서 출토되었다. 한반도에서는 유리구슬 주조용 친흙틀은 도가니가 급격하게 발전한 시기부터 발견되지 않은 반면에 일본에서는 기원후 8C까지도 도가니와 함께 발견되었다. 그런데 이런 변화과정은 북경 지역에서 연속적으로 확인되지 않는다. 하지만 다른 지역, 시기에서 도가니는 서로 연결하여 살펴볼 수 있는 요소들도 존재한다. 이와 요소들을 통하여 도가니의 형태변화의 양상을 밝힐 수 있다. 북경 지역, 시기에서 도가니가 발전되지 않은 점은 도가니가 전혀 세워지지 않았다는 공백기가 아니라 외부로부터, 내부에서의 기술문화의 변화를 위하여 세워온 시도들이 이루어지는 과정으로 보아야 한다.

그리고 도가니와 도가니무경의 지역적, 시기적 형태 변화는 단순한 양식의 유행의 차원을 넘어 다양한 기술문화적 의미를 내포하고 있다. 도가니의 형태 변화는 도가니가 설치된 용해로의 구조와 밀접하게 관련되어 있다. 용해로는 도가니와 지면과의 위치 관계를 통하여 볼 때, 지상식과 지하식으로 구분된다. 지하식 용해로에서는 도가니를 세워 고장시키야 하기 때문에 도가니의 바닥

형태는 첨자이거나 눈기가 달린 첨자를 하고 있어야 한다. 하지만 지면 위에 침보를 끌어 올린 지
상식 용해로에서는 도가니가 지면 위로 올라가고 아궁이에서 열을 가하는 경우에 도가니에 열을
끌고온 가하기 위해지는 도가니의 바닥은 둥글거나 평평해야 한다. 기원후 6C~7C 전반까지 백
제지역인 부여, 이산에서는 주로 지하식 용해로가 주를 이루고 있으나 7C 후반~8C대에 경주, 일
본 지역에서는 지상식 용해로도 발견된다. 이런 측면에서 6C이전에 한일에서 발견되는 특이한
형태의 도가니는 효용적인 도가니 형태를 위한 시도이면서도 6C이후의 용해로와는 다른 구조와
관련될 수 있다. 이런 용해로의 구조에 대한 진지한 논의가 이루어져야 한다.

마지막으로 도가니를 비롯하여 도가니뚜껑, 유리구슬 주조용 진흙틀의 존재양상 및 방식을 통하여 고대 한일에서의 기술 문화의 흐름을 읽을 수 있다. 기원후 6C대부터 부여지역의 발달된 도
가니 제작기술은 이산 왕궁리유적에서 한층 발전하면서 7C 사비기 새로운 공방 중심으로 등장한
다. 완제품의 종류에 따른 진문적인 도가니가 제작된다. 또한 한 종류의 도가니에서도 다양한 형
태의 도가니를 통하여 이상적인 도가니에 대한 시도가 이루어진다. 7C 후반부터는 도가니 제작
기술과 함께 백제 기술 문화는 경주, 악산지역으로 전파되면서도 나름 자세적인 기술문화가 형성
된다.

도가니는 금속 및 유리제품의 생산에서 원료를 불수들이 없이 정선된 상태로 만드는데 가장 중요
한 요소이다. 즉 도가니는 원료의 재활단계, 재련단계, 가공단계를 연결하여 준다. 이런 측면에서
도가니는 고대 기술문화의 종합적인 요소가 투입되는 산물이라 할 수 있다. 아직까지 우리는 도
가니에 투입된 고대 기술문화의 일부만을 알고 있다. 고대 기술문화를 완전하게 복원하기 위해서
는 도가니나 유리구슬 주조용 진흙틀이 출토되지 않아 공백으로 남아 있는 시기를 밟혀볼 수 있
는 보다 많은 자료가 발견되어야 한다. 아울러 기존에 발견된 자료에 대한 보다 넓밀한 조사와 분
석도 이루어져야 한다.

주제어 : 도가니 도가니뚜껑 공방 취명 저무 형태 주구(注口) 전문화 규식화 형태변화
기술문화 변천과정 유리구슬 주조용 진흙틀 용해로 금속제품 유리제품 전파

A Study on the Process of Technological Change
in Ancient Korea and Japan
- Based on melting pots uncovered in Korea and Japan -

Jeon, Yong-ho

Abstract: Melting pots are important implements that smelt metal and glass and infuse melted metal and glass into casts. However, the number of excavated melting pots is few; only around 30 melting pots have been identified in ancient Korean and Japanese workplace sites in Korea and Japan. In some cases, melting pots are not associated with manufacturing tools. For example, a variety of manufacturing implements including iron anvils and chisels and extravagant metal and glass craftsworks represented by a giltbronze incense burner are identified in workplaces located in the Rungsan-ri temple site in Buyeo, but no melting pots and covers of melting pot are discovered in this site. In spite of the deficiency of excavated data, the style and type of melting pots and covers of melting pots show the regional and chronological variations. It could be classified into four stages. Melting pots estimated in Stages 1 and 2 dated to c.6th century AD, have been discovered at the Mongchon earthen wall site, Seoul, and at the Wolpyeong-dong site, Daejeon, in Korean peninsula and the 須玖丘古墳群 and the 比志遺跡, Kyushu in Japanese archipelago. Although the number of melting pots and sites containing melting pots are limited in these stages, typologically, these shows considerable regional diversifications. For example, specialised glass manufacturing tools, such as terra-cotta bat, are associated with glass melting pots and 取瓶. In Stage 3 dated from the late 6th century AD to the early 7th century AD, the melting pots and covers of melting pot technology dramatically developed in Korean peninsula. Various types of melting pots and covers of melting pots were produced in the Gwanbuk-ri Baekjae site and the Ssangbuk-ri site and the Busan deserted temple site s in Buyeo and the Wanggung-ri site and the Miruk temple site in Iksan. Accompanying with workplaces yielding melting pots and covers of melting pots, various metal and glass goods are uncovered in burials, temples and settlements in these sites. In this phase, the typological characteristics of melting pots were specialised in accordance with material. Melting pots are classified into gold, silver, bronze and glass melting pots according to size, the shape of bottom and spout. In general, gold melting pots are cone shape with pointed bottom and below 5cm high. Silver melting pots are rounded body and bottom. Bronze melting pots that the height is ranged between 10 and 15 cm are shell-shaped or bowl-shaped body with pointed bottom or pointed bottom with a bump in the centre of bottom. Spout is identified in bronze melting pots. Glass melting pots that the height is around 15 cm are shell-shaped body with pointed bottom or pointed bottom with a bump in the centre of bottom. Glass melting pots are associated with covers of melting pot. Most of covers of melting pot are for glass, this shows various shape-types in accordance with the location of handle and the shape of bottom and handle. In this sense, the melting pot making technology was specialised in this phase, and this specialisation was the result of the attempting to make melting pots in terms of material that exercised in Stages 1 and 2, and triggered the typological change that will be carried out in the next stage. In Stage 4 dated after the mid 7th century AD, melting pots and covers of melting pot were extensively adopted in Gyeongju and Japan besides the Baekjae area.

such as Buyeo and Iksan. After the collapse of Baekjae, the technological culture of Baekjae that diffused into Gyeonggi and Japan underwent sudden change. Bowl-shaped bronze melting pots that were rarely manufactured in the Baekjae area are occupied the majorities in these areas. Moreover, the type of melting pot is diversified in these areas. Accompanying with the change of face handling technique, melting pots were standardised, and bowl-shaped melting pots with new styles of sprout were produced in the Asuka-ike site in Japan. On the other hand, in 大宰府, Kyushu, although bowl-shaped melting pots occupied the majorities, various types of bronze melting pots with the Baekjae-style sprouts were produced. Both melting pots and covers with melting pot indicate the diachronic and synchronic typological changes simultaneously. The style of the bottoms of melting pots and the shape of sprouts well exhibit the typological change of melting pots. With respect to the pattern of the bottoms of melting pot, firstly, gold melting pots changed from concshaped to flat-shaped bottoms; secondly, bronze melting pots transferred from coneshaped bottom or cone-shaped bottom with bump in the centre of bottom to roundedshaped or flat-shaped bottom; and thirdly, glass melting pots changed from cone-shaped bottom or cone-shaped bottom with bump in the centre of bottom to rounded-shaped bottom. In addition, most of the covers of melting pots are for glass besides the Wanggung-ri site in Iksan and the 飛鳥池遺跡 and 川原寺 in Japan. Clay moulds for glass casting have been extensively identified in several sites including the Jungdo site and the Misa-ri site located in midland of Korean peninsula and the Songhak-dong site in Iksan, the Daemok-ri site in Gimje and the Gunggok-ri shell-mound site in Hanam in southern Peninsula dated between the 1st and 4th century AD. In Japanese archipelago, clay moulds for glass casting have been yielded in the 西新町遺跡 in Kyushu, the 下谷遺跡 and the 豊島馬場遺跡 in Kanjo and the 上之宮遺跡 and the 飛鳥池遺跡 in Kinki dated from the 3rd century AD to the 8th century AD. Whereas clay moulds for glass casting are not accompanied with melting pots, these artefacts are co-existed in the sites located in Japan dated by the late 8th century AD. In some areas, this successive change has not been identified; but it could be detected the successive elements of melting pots in specific areas and phases. In this context, the fact that melting pots have not been discovered in specific areas and phases is not demonstrating the production of melting pots were interrupted in specific phases, but this period was the transitional era that attempted to change the technological culture. The regional and diachronic changes of the shape-type of melting pots and covers of melting pots entail the various technological cultures. The change of shape-type of melting pots is closely related to the structure of melting furnaces that melting pots are installed. With respect to the location between melting pots and floor, melting furnaces could be classified into the overground and underground types. In the underground type melting furnace, the bottom of melting pots should be shaped in cone-shape of coneshape with a bump in the centre of bottom since melting pots stand on the ground to be fixed. However, in the overground type melting furnace, the bottom of melting pots should be flat or rounded to heat evenly from furnace to melting pots. In the Baekjae area including Buyeo and Iksan, the sites dated from the late 6th century AD to the early 7th century AD mainly yields the underground type melting furnaces. Accompanying with the underground type melting furnace, the overground type melting furnaces have been identified in the sites located in Gyeonggi and Japan that date are estimated between the late 7th century AD and the 8th century AD. In this respect, the unusual-shaped melting pots dated before the 6th century AD is the products to attempt to make efficient melting pot-shape, and these might be closely related to the structure of melting furnaces.

installed after the 6th century AD. In this context, it could be elucidate the transition of technological culture in terms of the existence patterns and the producing method of melting pots, covers of melting pots and clay moulds of glass beads. As succeeding the well-developed melting pot producing methods in Buyeo in the 6th century AD, the Wanggung-ri site in Iksan was advent the new centre of workplaces of the Sebi phase of Baekjae. In this place, craftsmen attempted to make the ideal style of melting pot and produce the specialised melting pots in accordance with the finished products. From the late 7th century AD, the Baekjae's technological cultures and the melting pot producing methods diffused into Gyeongju and Japan. Gyeongju and Japan established the individual technological culture by selecting the Backjae's technological culture. Melting pots are the most important tool to produce metal and glass goods as eliminating impurities from raw material. Melting pots connects smelting with processing. In this aspect, the complex elements of the ancient technological culture should be input to manufacture melting pots. Until now, with respect to the producing method of melting pots, the small parts of the ancient technological culture are revealed. In order to reconstruct the ancient technological culture, it requires much more data to the some phase that no melting pots and clay cast of glass beads are uncovered as well as more elaborated investigation and analysis to the existing material.

Keywords: melting pot, cover of melting pot, workplace, 取締, pattern of bottom, spout, specialisation, standardisation, change of style, technological culture, process of change, clay mould of glass bead, melting furnace, metal good, glass good, diffusion

6～7世紀 遺跡出土ガラス玉の特徴 －扶余王興寺址、公州武寧王陵出土ガラス玉の分析資料を中心に－

韓 松 伊

- 1.はじめに
- 2.王興寺址、武寧王陵出土ガラス玉
- 3.色調別ガラス玉の特徴
- 4.おわりに

要旨 ガラスは古代から装飾品、装身具、日常容器など多様な用途に用いられ、韓国では古墳の副葬品として出土するガラス玉が大部分を占める。最近になって、古代ガラスに対する考古学的研究とともに、成分分析を通じた自然科学的研究成果が蓄積されたことで、韓国古代ガラスの時間的・空間的变化の特性を探ることが可能となった。本稿では、6～7世紀の遺跡から出土したガラス玉の成分分析結果を再検討し、当時の文化の一面对して推測を試みた。対象は当時の最高権力層と関係があり、かつ使用時期の推定が比較的明確な、扶余王興寺址と公州武寧王陵で出土したガラス玉である。これらの特定階層に限定して用いられた遺物とみられるガラス玉の化学的特性を比較し、6～7世紀の百濟の中心地域で使用されたガラス玉の特徴を明らかにした。

キーワード 王興寺址 武寧王陵 ガラス玉 ソーダガラス カリウムガラス

1. はじめに

ガラスは、古代より装身具、装飾品、日常用器など多様な用途に長い間使用されてきた。ガラスを作る技術は昔も今も大きく変化することなく続いている。韓国で出土するガラスは、慶州皇尚人塚などから出土した容器類、益山陈勒寺址や王宮里跡から出土した塊状形態を除けば、ほとんどが玉類である。これらの玉類は糸を通して首飾りとして用いたり、服に取り付けて装飾に使用されたものとみられる。出土のありかたも古墳副葬品が最も多く、文献記録もこれを後押しし、ガラス玉は装飾、とりわけ服飾と関連し、一部の特定階層にのみ用いられた高級素材とみられる。

最近、ガラスに対する考古学的研究とともに、成分分析を通じた科学的な研究成果が増えてきている。韓国では紀元前3世紀以前の遺跡から出土し、三国時代、3~5世紀に最も多く確認されている。成分もアルカリ系のソーダガラスが最も多く、アルカリ系カリウムガラスと鉛ガラスが特定地域に限ってみられることが知られている¹。これらの研究成果を通じて、韓国古代ガラスの時間的な変化と空間的な特性を探ることが可能となった。

日本においても韓国と同じく、主として古墳副葬品の一部にガラス製品が確認され、被葬者の階層ごとに多様な色調と形態が確認されている。日本のガラス研究も韓国とよく似た傾向がみられるが、ガラス玉の製作と関連した土製鋳型が幅広い時期と地域から確認されている点が異なる。

ガラスは金、銀、銅の貴金属と同様に、一部の階層の身分を反映する代表的な遺物であることから、当時の政治、社会的変化を探る格好の遺物の一つである。とりわけ装飾性の強いガラス玉は、出土のありかただけでなく、科学的分析によって用いられた材料の特性を知ることができ、技術的な変化も探ることが可能である。

本稿では、いま述べたようなガラスの特性を考慮したうえで、扶余王興寺址と公州武寧王陵から出土したガラス玉を再検討してみたい。両遺跡は出土遺物の絶対年代が押さえられ、当時の最高権力層と関連した遺跡であるという共通点をもっている。また、分析の技術的な面において同一の分析方法が用いられているため、分析時に発生しうる機械的な誤差を減少できるという長所がある²。これらを通じて、当時の文化の一面を推定してみたい。

2. 王興寺址、武寧王陵出土ガラス玉

本稿の検討対象は、扶余王興寺址と公州武寧王陵から出土したガラス玉である。

これらの遺跡から出土したガラス玉は、共伴遺物によって製作時期を絞り込めることが特徴で、それゆえにガラス玉製作技術の変化を探るために端緒を提供しうる。また、寺址

と古墳という遺跡の性格の違いにもかかわらず、ガラス玉の色調分布や形態面に共通点がある。

扶余王興寺址は、2000年から国立扶余文化財研究所によって発掘調査された遺跡で、2007年本塔址心礎石とその周辺から合利器、合利供養品が出土した³。ガラス玉は10,000点余りにのぼり、緑青色、碧色、黄色、緑色、紫色、黒色、赤褐色、無色等多様な色調のものと、連珠玉、猪ガラス、二重ガラスなどの特異なガラスが多数確認された。

公州武寧王陵は、百濟第25代武寧王と王妃の墓として知られている⁴。ここから出土したガラス玉は、大きさが1mm~2.5cmで、色調も朱黄色、黄色、緑色、碧色、緑青色、紫色、赤色など多様である。

これらの両遺跡から出土したガラス玉を、形態と色調別に区分すると第1表のとおりである。

本稿では、古代遺跡から多く出土する緑青色、黄色のガラス玉にくわえて、碧色、緑色、紫色の計五つの色調のガラス玉に対する非破壊分析結果を土台に、それぞれの共通点と差異点を明らかにする。第2表にみられるように、両遺跡から出土したガラス玉は同じ分析機器を使用して、同じ方法で分析をおこなっている。発表された資料の中でも、両遺跡で共通して確認される五つの色調に限定した。もちろん連珠玉や、猪ガラス、そのほかの鉱物を含めて、共通して出土するガラスは他にも多数あるが、非破壊分析法がもつ機械的な限界を考慮して、分析結果を同じ基準で比較できない資料は排除した。

第1表 ガラス玉の区分

区分	王興寺址 ⁵	武寧王陵 ⁶
色調 ⁷	緑青色、碧色、黄色、赤褐色、朱黄色、緑色、紫色、黒色、無色（透明）	緑青色、碧色、黄色、紫色、黒色、緑色、赤褐色、朱黄色、紅色（風化）
形態 ⁸	環玉、小玉、連珠玉、猪ガラス	環玉、小玉、連珠玉、猪ガラス

第2表 ガラス玉の分析方法

区分	王興寺址	武寧王陵
分析装置	X線蛍光分析装置 (XRF : X-ray Fluorescence Spectrometer) ⁹ Model: Seiko Instruments Inc. SXA2220A, Japan	
分析条件	壓 壓 電 流 電 壓 測定面積 測定時間	
	真空	
	自動電流	
	15kV, 50kV	
	3 mm	3 mm, 10 mm
	300 秒	300 秒, 100 秒

3. 色調別ガラス玉の特徴¹⁰（巻頭カラー、第1図）

（1）紺青色ガラス玉（Cobalt-Blue glass）（第2～5図）

紺青色ガラス玉は、王興寺址から37点、武寧王陵から55点が出土し、王興寺址から出土したガラス玉中、大きさが3mm以下のものは検討対象から除外した。

紺青色ガラス玉の分析結果、最も大きな差異点は王興寺址から確認されたカリウムガラス（potash glass）の存在である。カリウムガラスは融剤と作用する成分中、K₂Oの含量が5%以上のガラスを指し、これまで韓国で古代ガラスの組成にはほとんどみられなかったガラスである。このようなカリウムガラスが王興寺址分析資料中から7点も確認されたことは注目すべき事実である。

このような理由のためか、王興寺址の紺青色ガラス中、カリウムガラスと区分されたA、G型は安定剤成分分布においてはLCA系、着色剤に関わる元素はMnとFeの影響を受けたもので、ほかのガラス玉とは異なる傾向を示す。王興寺址から出土したほかの玉はいずれもソーダガラスで、安定剤相関度においてはHCA系とHCLA系にわかれられるものの、ソーダ原料の材料を推定することのできるK₂O-MgO相関図をみると、王興寺址のガラスはいずれも植物の灰から得たソーダ原料を用いていた。

これとは異なり武寧王陵のガラス玉は、いずれの分析試料もソーダガラスに分類され、安定剤とソーダ成分の分類によって、LCA-B&HCLA系-LMK&LMHK型とLCHA系-LMHK型が混在した様相を示す。着色成分は主にFeの影響がみられ、Mn、Cuも関連があると判断される。

（2）碧色ガラス玉（Copper-Blue glass）（第6～9図）

碧色ガラス玉は、王興寺址15点、武寧王陵21点を分析した。この中で王興寺址の碧色ガラス中、大きさが2mm以下の5点を除外した。

碧色ガラス玉は、いずれもソーダガラスに区分される融剤成分を示している。Fig 6、Fig 7から安定剤とソーダ原料成分の相関関係をみてみると、一部の玉を除いて、大部分LCHA系-LMHK型が確認される。これは、韓国で確認された碧色ガラスの成分分布と大きく異なる結果である。着色剤の分布から、主にFe、Cuの影響によって碧色の効果を出したことがわかる。

（3）黄色ガラス玉（Yellow glass）（第10～13図）

黄色ガラス玉は、王興寺址から28点、武寧王陵から20点を分析した。この中で王興寺址から出土している大きさが2mm以下の玉10点は分析対象から除外した。

黄色ガラス玉も、やはりNa₂O含量が高いソーダガラスである。黄色ガラスは安定剤とソーダ原料成分の傾向性において共通点が確認され、安定剤がLCHA系列であれば、ソーダ原

料も大部分LMHK系列であるという特徴をもっている。着色成分からはPbの影響が最も高いとみられ、FeとSnの寄与度もさらに研究する必要がある¹¹⁾。

(4) 緑色ガラス玉 (Green glass) (第14～17図)

緑色ガラス玉は、王興寺址から12点、武寧王陵から20点が出土しており、王興寺址から出土したものの中で大きさが2mm以下の5点は検討対象から除外した。

緑色ガラスにも、融剤中のNa₂Oが10%以上検出されたソーダガラスに区分される。しかし、他の色調のソーダガラスに比べて、安定剤とソーダ原料の分布が反対の傾向性を示している。王興寺址のガラス玉は安定剤の区分からはHCLA系、ソーダ原料は植物の灰を用いたHMK型で、一般的な緑色ガラスの系列区分とは差異がある。一方、武寧王陵のガラス玉は、安定剤からはLCA系、ソーダ原料は鉱物材料を利用したLMK型で、韓国の緑色ガラスの一般的な類型に分類される。着色剤はFe、Pbが主元素であるが、細部的な色調と透明度によって発色効果は異なるものとみられる。

(5) 紫色ガラス (Purple glass) (第18～21図)

紫色ガラス玉は、王興寺址から12点、武寧王陵から18点が出土し、王興寺址出土資料中、大きさが2mm以下の5点は分析対象から外している。

紫色ガラス玉は、武寧王陵出土資料18点中、融剤の区分が明確でない3点を除いていずれもK₂O含量が5%以上であるカリウムガラスに区分される。一方、王興寺址出土資料はソーダガラスである。

王興寺址の紫色ガラス玉は安定剤の区分によって、第18図A、Bにみえるように2系列にわかれ、これはソーダ原料の区分とも対応する。すなわち、王興寺址のガラスはLCHA系-LMIK型とHCLA系-HMK型の二つに区分することができる。このような融剤と安定剤の違いによって着色元素に差異がみられ、CaOとMgOが高いガラス玉は、Mn>Feで、Mnによる発色の影響が高くみられる一方で、CaOとMgOが高いガラス玉はMn<Feと反対の傾向を示す。

これとは別に、武寧王陵のガラス玉の中にカリウムガラスに分類できないものが3点あり、融剤からLCHA系の安定剤分布を示すことも特徴である。

4. おわりに

ここまで、扶余王興寺址と公州武寧王陵から出土した紺青色、碧色、黄色、緑色、紫色ガラス玉に対する分析資料を再構成し、データを提示した。

王興寺址と武寧王陵から出土したガラスは、金石文資料を通じて50年ほどの時期差があることがわかっている。にもかかわらず、王興寺址舍利供養品と武寧王陵副券品は、出土した遺物の材質と工芸品的な側面における形態をさほど考慮しなければ、よく似た様相を

是しており、最も大きな共通点は大部分が装身具として用いられたという点である。装身具の中でもガラス玉は卓越した数量が出土しており、多様な形態と色調はほかに類をみない¹²。本稿では製作方法についての言及は省略したが、ほとんどのガラス玉は棒にガラス液をつけた後、押し切る方法 (drawn bead) でつくったとみられ、これはガラス玉を大量に生産するための方法で、6世紀以降の遺跡からは玉製作に用いられた鋳型が出土していないことはこれと同じ脈絡で理解できるだろう¹³。

五つの色調を中心にみた両遺跡のガラス玉の化学的な特性の大きな違いは、カリウムガラスの色調分布が王興寺址では紺青色、武寧王陵では紫色のガラス玉に確認されたことである。カリウムガラスは三国時代に百濟文化圏であった湖西、湖南地域では出土事例が稀で、新羅・加耶文化圏を基盤とする嶺南地域で多数出土している。また時期的にもカリウムガラスは主に3~5世紀の遺跡から出土するため、6~7世紀の遺跡である王興寺址と武寧王陵から出土したことは注目すべき事実である¹⁴。また混在した様相を示す一部の試料を除けば、安定剤とソーダ原料によって明確に区分され、ガラス玉をつくるための材料の混合比と原料の由来を推定する端緒を得たところにも意味がある。

ガラス玉に対する研究は、多くの試料を対象として一次的な特性を把握した後に、精密な分析をおこなうことによってはじめて、当時の技術変化や材料の特性を明確に判断できるようになるであろう。王興寺址と武寧王陵出土ガラス玉に対する研究は、そのような目的をもってなされた分析作業の一環であり、これまでの知見よりも正確な分析資料が提示できたのならば、遺跡の解釈や当時の文化を理解するための重要な端緒を提供し得たのではないかと思う。ただ、日本では王興寺址と武寧王陵のように性格の明確な单一遺跡から出土した大量の分析事例がまだなく、ガラス玉（ガラス製品を含む）を活用した技術交流や文化的な影響関係について、比較するための基盤が整っていないことが惜しまれる。

註

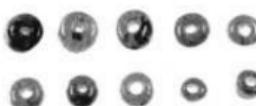
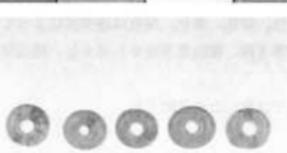
- 1 김규호 「한국에서 출토된 고고화학적 연구」中央大学校大学院博士論文, 2002年。
- 2 박슬기 「삼국시대 구슬장식에 관한 연구」成均館大学校大学院硕士学位論文, 2007年。
- 3 김슬기 「마한·백제 영역 구슬 출토 양상에 관한 고고학적 연구」仁荷大学校大学院硕士学位論文, 2010年。
- 4 分析対象を2遺跡に限定した理由は、古代王権の安定期である6~7世紀代の遺跡出土ガラス玉の中で同一の分析方法で得られた資料をほかに探ししがたいためである。なお日本の資料も、王興寺址と武寧王陵のような多量の非破壊分析事例が発表されたことがないため、本稿では扱わない。
- 5 王興寺址の木塔址から出土した舍利器に書かれた鉢文から、「丁酉年」は577年とみられる。
- 6 武寧王は523年に死亡し、525年に安葬され、王妃は526年に死亡し、529年に安葬されたという墓誌の記録を通じて、武寧王陵内部から出土した遺物の上限は529年になる。

- 5 김규호·진나영 「유리제 사리공양품의 특성 분석」 「正興寺址 - 木塔址、金堂址発掘調査報告書」 国立扶余文化財研究所, 2009年, pp.182-243。
- 6 유허선·강정태 「무령왕릉 출토 유리의 과학적 분석」 「재제 사마왕·무령왕릉 발굴, 그 후 30년의 발자취」 国立公州博物馆, 2001年, pp.209-214。
김규호·강정태·이윤희 「유리제품의 특성분석 (I)」 「武寧王陵出土遺物分析報告書 (I)」 国立公州博物馆, 2005年, pp.61-124。
김규호·강정태·이윤희 「무령왕릉 유리제품의 특성분석 (II)」 「武寧王陵出土遺物分析報告書 (III)」 国立公州博物馆, 2007年, pp.104-131。
- 7 色調区分は分析者の内眼観察によるもので、紺青色、碧色、紫色、黒色は透明度によって区分が曖昧になりうる。朱黄色のガラス玉は干興寺址、武寧王陵、陵山里寺址から出土し、陵山里寺址ほかの二遺跡と同様に土と同様した遺跡である。
- 8 勾玉も共通して出土しているが、本稿の比較対象ではないため省略する。
<用語整理>
 - 球玉：直徑が長さより大きな玉、普通中心に孔がある
 - 小玉：直徑が2mm以下の小さな玉
 - 連珠玉：2個以上のガラス玉がつながった形態
 - 落ガラス：内ガラスと外ガラスの間に金、銀からなる薄い層があるガラス
- 9 XRFを利用した非破壊分析は資料を変形させずに化学的特性を確認できる方法だが、主剤、融剤、安定剤、ソーダ原料を検出するためには、原子番号20以下の軽元素を主に分析しなければならないために、金属材質を分析するよりは、定量性が多少落ちる。特にNa、K、Ca、Alなどの元素は埋蔵環境において土が風化すれば、風化していない内部の新鮮な部分と実際に分析される表面の成分の差異が発生し、このような理由からガラス成分の正確な分析のためには破壊分析法を並行しておこなう必要がある。
- 10 本稿で用いた形態区分は、既存資料で発表された分類基準をそのまま使用しており、図表は一部修正して作成したものである。また正興寺址のガラスは形態と大きさ、武寧王陵のガラスは色調と透明度などを中心に区分し、記号を付与しているために、本稿で用いる試料の区分記号は無意味である。
- 11 分析試料中、高いPbOが検出されるガラス玉は、少量ではあるもののSnも検出されており、PbSnO₃化合物によって黄色に発色した可能性が高いといえる。
- 12 東南アジアとの交易を推定できる朱黄色ガラス玉が兩遺跡から出土していることも特徴である。
- 13 土興寺址と武寧王陵からは直徑1mmほどの小さなガラス玉も相当量出土している。これらの長さが一定でなく、また棒に巻いて切る方法をとれば、小さくてもおおよその長さを揃えることができるのに、そうでないものが大部分であることから、これらの小さなガラス玉を大量につくるために、鉄型を使用してガラス液を上から注ぐ方式を取ったのではないかと考えられる。
- 14 日本にはカリウムガラスと判明した資料がほとんどないため、6~7世紀のガラス玉成分の特性を比較するには限界がある。

1



2



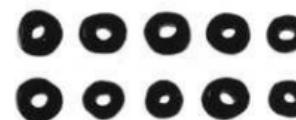
3



4



5

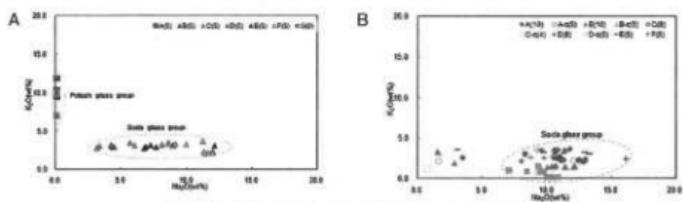
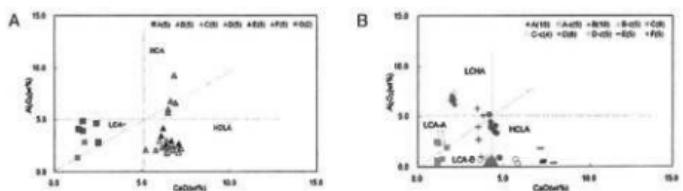
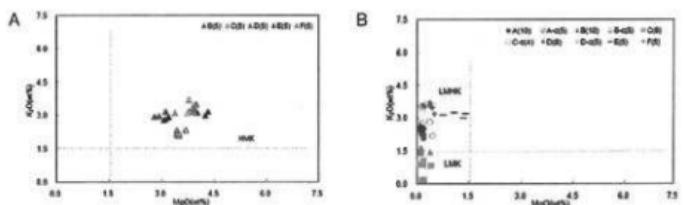
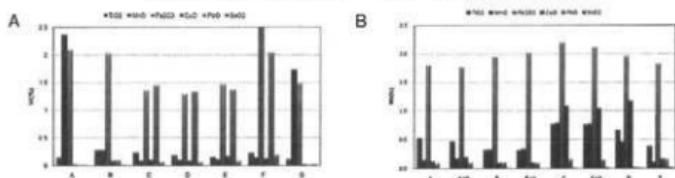


A

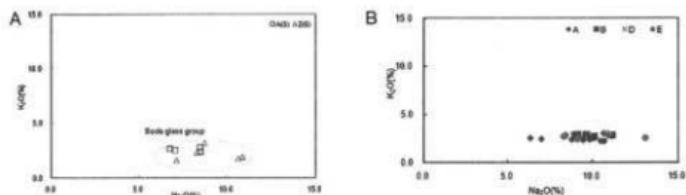
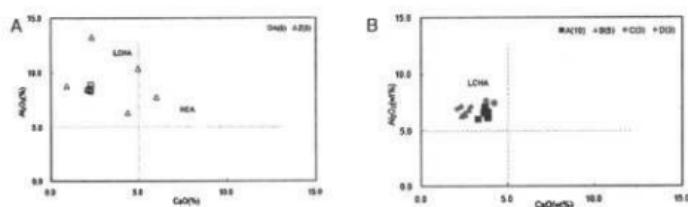
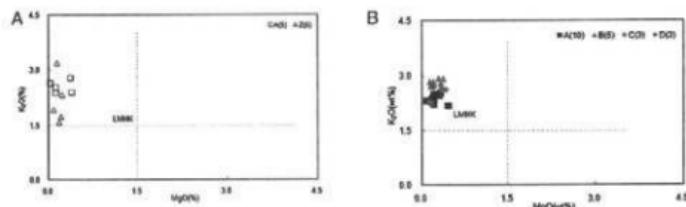
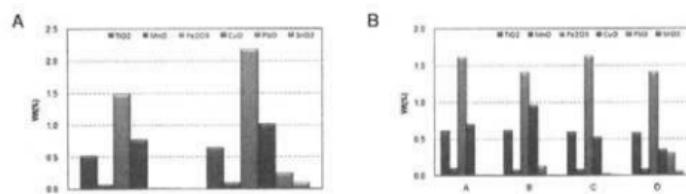
B

第1図 各色のガラス玉 (1.紺青色、2.碧色、3.黄色、4.緑色、5.紫色、巻頭カラー参照)

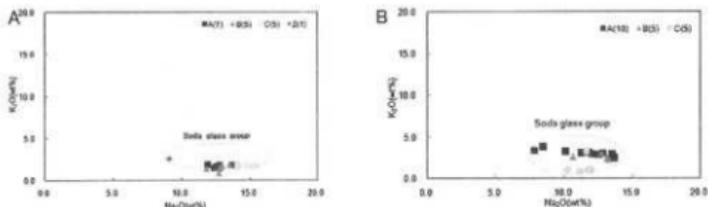
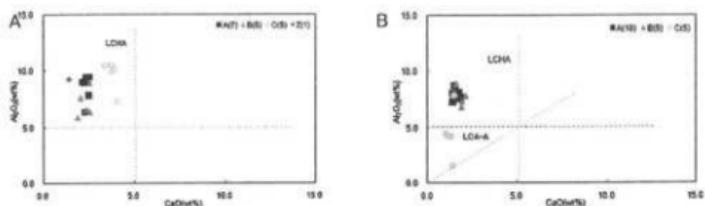
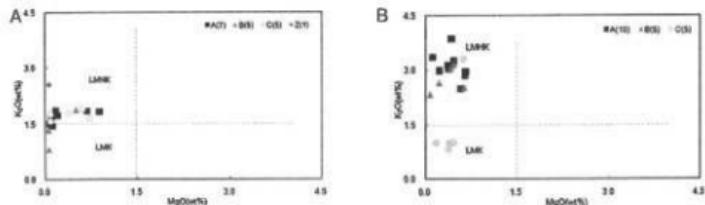
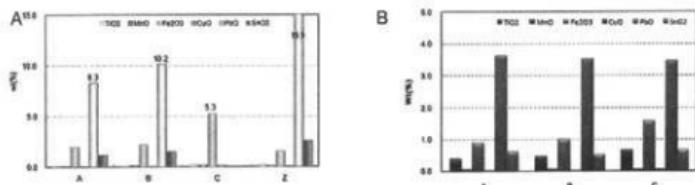
< A : 王興寺址、B : 武寧王陵、以下同じ >

第2図 緑青色ガラス玉の融剤(Na₂O、K₂O)相関図第3図 藍青色ガラス玉の安定剤(CaO、Al₂O₃)相関図第4図 緑青色ガラス玉のソーダ原料(K₂O、MgO)相関図

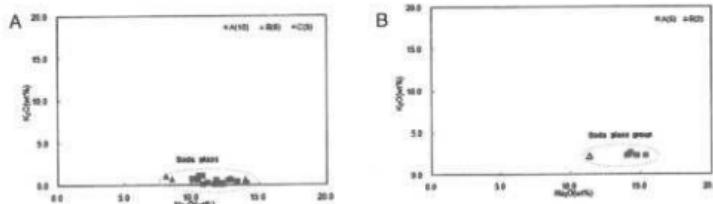
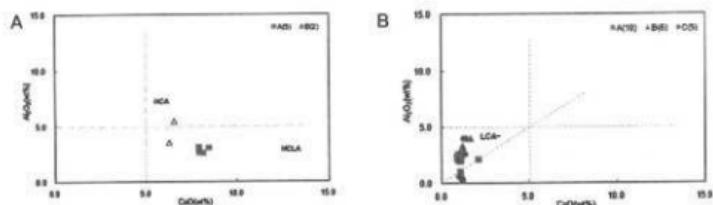
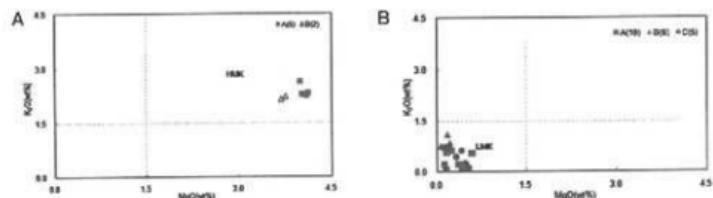
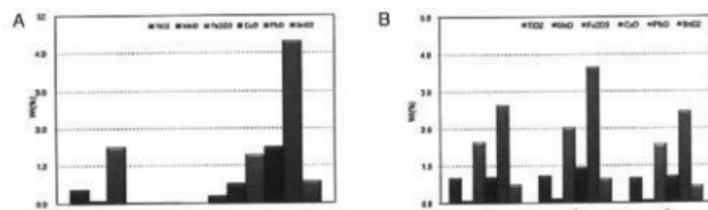
第5図 緑青色ガラス玉の着色成分分布図

第6図 碧色ガラス玉の融剤（Na₂O、K₂O）相関図第7図 碧色ガラス玉の安定剤（CaO、Al₂O₃）相関図第8図 碧色ガラス玉のソーダ原料（K₂O、MgO）相関図

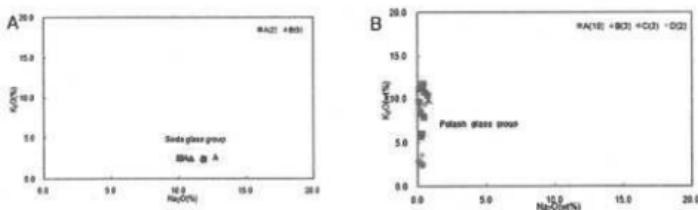
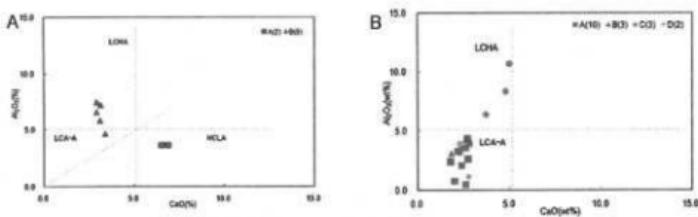
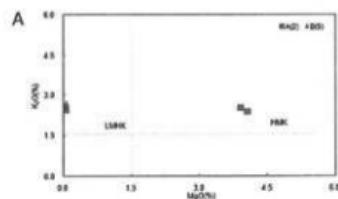
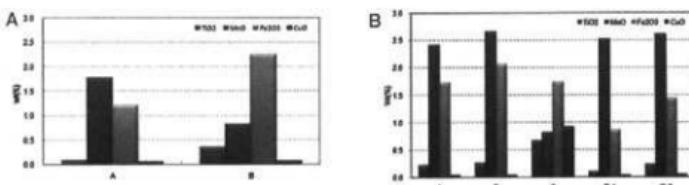
第9図 碧色ガラス玉の着色成分分布図

第10図 黄色ガラス玉の融剤 (Na_2O 、 K_2O) 相関図第11図 黄色ガラス玉の安定剤 (CaO 、 Al_2O_3) 相関図第12図 黄色ガラス玉のソーダ原料 (K_2O 、 MgO) 相関図

第13図 黄色ガラス玉の着色成分分布図

第14図 緑色ガラス玉の融剤 (Na_2O 、 K_2O) 相関図第15図 緑色ガラス玉の安定剤 (CaO、 Al_2O_3) 相関図第16図 緑色ガラス玉のソーダ原料 (K_2O 、MgO) 相関図

第17図 緑色ガラス玉の着色成分分布図

第18図 紫色ガラス玉の融剤 (Na₂O、K₂O) 相関図第19図 紫色ガラス玉の安定剤 (CaO、Al₂O₃) 相関図第20図 紫色ガラス玉のソーダ原料 (K₂O、MgO) 相関図

第21図 紫色ガラス玉の着色成分分布図

6~7세기 유적 출토 유리구슬의 특징
-부여 왕흥사지, 공주 무령왕릉 출토 유리구슬 분석 자료를 중심으로-

한 송 이

요 지 유리는 고대부터 장식품, 장신구, 일상용기 등 다양한 용도로 사용되고 있는데, 우리나라에서는 고분 무장품으로 출토되는 유리구슬이 대부분을 차지한다. 최근 들어 고대 유리에 대한 고고학적 연구와 함께 성분분석을 통한 자연과학적인 연구 성과가 알려지면서 우리나라 고대 유리의 시-공간적인 변화의 특성을 살펴볼 수 있게 되었다. 이 글에서는 6~7세기 유적에서 출토된 유리구슬의 성분 분석 결과를 다시 검토하여 당시의 문화 일면을 추정해 보고자 했다. 대상은 부여 왕흥사지와 공주 무령왕릉에서 출토된 유리구슬로 당시의 최고 권력층과 관계가 있으면서, 사용했던 시기의 추정이 비교적 분명한 것을 포함하였다. 이를 통해 특성 계층의 표지 유물로 볼 수 있는 유리구슬의 화학적 특성을 비교하여 6~7세기 백제의 중심 지역에서 사용된 유리구슬의 특징을 알아보았다.

주제어 : 왕흥사지 무령왕릉 유리구슬 소다유리 포타슘유리

A Characteristics of the excavated glass beads in 6th ~ 7th centuries

- Focusing on analysis data of the excavated glass beads
from Wangheungsaji and Muryeongwangreung -

Han, Song-I

Abstract: Since ancient times, glass has been used to make a wide variety of objects, including ornaments, accessories and household goods. In Korea, glass beads are frequently excavated from ancient tombs as artifacts buried alongside their occupants. Recently, archaeological studies of glass artifacts dating back to ancient times were carried out, along with an analysis of their ingredients from a natural science perspective, making it possible to determine the characteristics of temporal and spatial changes in ancient glass products made in Korea. This article intends to study the culture of the relevant periods by reviewing the results of the analyses of the ingredients of glass beads excavated from historic sites dating back to the 6th ~ 7th centuries. The objects covered by the study are glass beads excavated from the Tomb of King Muryeong in Gongju and the Wangheungs Temple Site in Buyeo. The glass beads were chosen for analysis because we can trace when they were used rather accurately, and because they are associated with the ruling class of those times. In addition, an attempt was made to identify the chemical characteristics of the glass beads, which are thought to be relics that signify specific classes of people, with the focus on those used by the people of the central areas of Baekje during the 6th ~ 7th centuries.

Keywords: Wangheungs Temple, the Tomb of King Muryeong, Glass beads, Soda glass, Potash glass

韓日における古代都城の高級織物生産と使用 －服飾制度成立期を中心に－

安 宝 蓮

1. 序論
2. 韓日古代服飾制度の成立と展開
3. 服飾制度にあらわれた織物名称と遺物
4. 高級織物の製造、および拡散
5. 結論

要旨 古代東アジア文化圏において、服飾制度は今によって定められるものであり、都城の成立と密接な関係にある。一般的に、服飾は衣服の種類によるシルエット、色彩、材質の組合せによって完成されるため、服飾制度は三種類の要素に対する規定をその内容とする。制度面として考える際に、衣服の種類や色彩に制限をおくことは、非常に明確であり、かつ効果的な方法とみられる。これに比べ、織物はその種類が多様で、位階等分を基準にする可能性が高い。服飾制度のなかで織物に対する項目は過度に省略されたり、あるいは複雑になっていたりする。それほど服飾制度において織物の種類を厳格に区分することは、高次元の諸要素だといえるだろう。韓国と日本の古代都城では、多くの種類の織物遺物が確認される。大部分は麻織物で、服飾はもちろんのこと、生活用品さらに産業用にと全般的に使用された普遍的な織物である。一方、武寧王陵、水村里古墳、王興寺址、陵山里、天馬塚、仏國寺帆遊塔のような遺跡では、錦、絹、羅、紗、および刺繍片（繡）のような高級織物が集中的に確認される。日本の場合でも、正倉院に加え平城京や古墳から類似した織物が出土する。これらは麻織物と対照的に、冠帽、飾履、鉢帯、環頭大刀のような高級服飾威儀財や、舍利莊嚴から発見される点は注目に値する。と同時に、これらは文献に登場する服飾制度の織物名称でもある。本研究は、韓国と日本の古代都城遺跡から確認された遺物と文献を検討することで、服飾制度の成立と都城内の高級織物生産、および使用に関する関係性を見出そうとするものであると同時に、古代都城研究の一面向を明らかにしようとす るものである。

キーワード 古代織物 服飾制度

前 国立扶余文化研究所

1. 序論

古代東アジア文化圏において、服制は令によって定められるものであり、都城の成立と密接な関係にある。衣服令の制定は、ほかの制度と別個に存在するのではなく、政治制度の一部分として存在するためである。古代国家において、律令が国家を体系的に運営するための核心的な規範であるということは、文献を通じてすでに知られている事実である。しかし、文献史料もやはり断片的であるため、古墳や都城といった建築史的資料や、土器、瓦、金属製装身具などの考古遺物に対する研究によって裏付けされなければならない。

古墳副葬品と寺院から発見される舍利社載具には、服飾と関連する遺物が散見されるが、その出土品目が概して一致することは注目に値する。このような様相から推測して、それは古代国家が徹底的な都市計画によって都城を整えながら、葬制風俗が変化する過程で発生する現象と考えられる。古墳や寺院遺跡自体は、高い地位を有する者の専有物であるために、出土品には威信財として用いられるような服飾遺物を含むのである。それらは、金属、ガラス、玉製装身具が大部分であるが、埋蔵環境によっては織物が出土することもある。そのため、古墳や寺院から出土する装身具や出土織物は、古代都城の服飾制度を研究するための具体的な研究資料となるのである。

一般的に服飾は、個人的な嗜好によって選択される場合が多い。しかし、服飾が制度化された際には法にもとづくことになるため、強制力をもつ。服飾着用を法として定めるのは、服飾制度の目的が、身分秩序を視覚的に明示することにあることによる。服飾は、衣服の種類によるシルエット、色彩、材質の組合せから完成されるため、これら三種類の要素によって服飾制度の内容が決まることがある。身分や官等によって、許容、禁止される衣服の種類、色彩、材質を詳細に区分して明示し、身分ごとに制限することが制度の基本原則である。身分の高い者には、許容される衣服の種類、色彩、材質があり、身分の低い者には法により着用を禁止するといった差別化を行うのである。

制度面から詳細に検討すると、衣服の種類や色彩に制限をおくことは、非常に効果的な方法とみられる。一方、織物文様や製織技法は、近距離でも容易に区分することができないほど微妙な差異であり、服飾制度として定めるには困難があったと考えられる。それにもかかわらず、服飾制度に織物に対する項目が必ず含まれる理由は、織物自体が有する生產的価値のためである。生产的価値とは、すなわち貨幣的価値につながる。言いかえれば、身分が高い者であればあるほど高級織物を好み、それによって身分と権威、富を誇示する心理を充足させる。そのために、織物の使用に制限をおくのである。

本研究では、古代服飾制度の核となる織物に対する実質的な研究を試みる。服飾制度上の織物名称と、日韓古代都城遺跡と隣近の寺院遺跡から出土した、あるいは伝世した織物資料

を比較検討することにより、服飾制度と織物生産に関する関係性を見出すものである。

2. 韓日古代服飾制度の成立と展開

一般的に、韓半島における品階別服飾制度の制定は、律令体制とともに中國から流入したとされている。實際中國の場合、身分による服飾制度は、隋の大業6年（610）の段階ですでに成立している。北周の外戚である楊堅が全國を統一したのち、隋の文帝は律令と制度改革を実行した。隋は、魏晉南北朝の諸文化を継承したことから、制度の改革は隋代以前にすでに存在していたとみられる。韓半島三国の服飾制度の制定時期は、遙くとも6世紀以前であるが、衣服の色調および材料による身分区別は、すいぶん以前に始まっていたのである。このような点から、三国時代の服飾制度が中國の魏晉南北朝、特に5～6世紀の服飾制度と密接に関連していることが推定できる。

『三国史記』に伝わる高句麗、百濟、新羅の律令制定時期をよくみれば、高句麗は小獸林王3年（373）¹⁾、新羅では法興王7年（520）²⁾である。百濟は、武寧王陵出土誌石に刻まれた「不從律令」以外に、「律令」の記録がない。ただ、律令の存在と施行時期に対する法制史的研究結果を参考にすれば、おおよそ古爾王代、近肖古王代、あるいは5世紀後半から6世紀前半とみている³⁾。一方、服飾制度が整えられたのは、百濟の古爾王27年（260）、新羅の法興王7年（520）で、高句麗の場合、官等に関する記録のみであり、服飾制度に関する記録はない。ただ、『旧唐書』、『新唐書』の記録に、身分によって冠帽の色に差異などを設けたという内容が参照されるが、正確な時期は不明である。

日本の場合、韓半島三国に比べて服飾制も制定時期が遅れるが、短期間に急速な変化をみせる。日本が古代国家の形態を整えはじめたのは、6世紀末葉の大和政権からである。日本は4～6世紀から中國はもちろん、百濟とも緊密な接觸を通じて文化と社会におおきな変化を受けながら、特に百濟と新羅、中國の隋、唐の文化的な影響を受けた。5世紀頃、百濟王仁の漢字教育と五經博士によって、儒教、医学、易学などが伝わった。また、仏教の伝授も特記するに値する事項である。そして6世紀後半、聖德太子が政権を掌握して隋と新羅から積極的に制度を受け入れるようになった。定期的な施行をとおして先進文明と制度を受容するようになったのである。

短期間の文物受容のなかでも、服飾制度は数回にわたる衣服令をとおして変化していく。推古天皇11年（603）の位冠12階⁴⁾、大化の7色13階⁵⁾・19階⁶⁾、天武朝の朝服の色による位階表示、奈良時代の衣服令などである。特に、日本最初の服飾制度といえる603年の冠位十二階の制定は、韓半島の服飾制度を積極的に反映したものと考えられる。

11世紀末に記された『扶桑略記』には、「飛鳥に法興寺を建て、仏寺刹を奉安する際にも、大臣蘇我馬子をはじめとした100余人すべてが百濟服を着た」という内容が記録されて

いる⁷。法興寺（飛鳥寺）は、588年から596年に竣工された寺刹で、6世紀末の倭人が百濟服を着用していたものと推測される。続く603年には、衣服制定があったが、形式的な衣服令であり百濟の服飾の風が一度に消えることはなかったはずである。むしろ、三國統一を図った新羅に吸収されなかつた人々が韓半島から日本へ渡来し、大化と天武の服飾制度にまで影響を及ぼしたのであろう。

そこで、日本の服飾制度に影響を及ぼした百濟と新羅の服飾制度の内容がどうであったのか、現存する文献の内容をまず検討することとする。百濟は比較的簡略で、百濟の衣服は高句麗と類似するが、朝拜祭祀の際には冠両側に羽毛のような装飾があったことを知ることができる。身分、および地位による服飾の差異としては、帯の色、冠飾の材質をあげることができる。

其飲食衣服、與高麗略同。若朝拜祭祀、其冠両廻加翅、戒事則不。

官有十六品（中略）奈卒、六品。己上冠飾銀華。將德、七品、紫帶。施德、八品、皂帶。

固德、九品、赤帶。季德、十品、青帶。対德、十一品、文督、十二品、皆黃帶。武督、

十三品、（中略）蕙虞、十六品、皆白帶。 『北史』卷九十四 列傳第八十二

新羅の服飾に関する記録は百済より詳細である。先述のように、法興王代の律令頒布と同時に百官公服制の施行があり、朱、紫によって身分序列を区分したことがわかる。『三国史記』色服条には、法興王代の服飾制度が記されているが、衣服はもちろん、笏の材質、冠の色によって区分したことを知ることができる。また、「猶是夷俗」とし、法興王代の服飾制度が中国的ではないことを明確に記している。中国式服飾制度が導入されたのは、真徳王3年（649）と後代のことであり、それ以前までは高句麗や百済の服飾制度の影響が大きかったと考えられる。

法興王七年春正月。頒示律令。始制百官公服、朱紫之秩。

『三国史記』卷四 新羅本紀第四

色 服 新羅之初。衣服之制。不可考色。至第二十三葉法興王。始定六部人眼色。尊卑之制。猶是夷俗。至真徳在位二年。金春秋入唐。請襲齊儀。玄（太）宗皇帝詔可之。兼賜 衣帶。遂還來施行。以夷易華。文武王在位四年。又革婦人之服。自此已後。衣冠同於中國。

『三国史記』卷三十三 雜志第二

日本では、638年の冠位制の廢止以後、韓半島からの北方文化の流入が途絶え、大陸と直接交渉した結果、華麗な染織物の製織法が流入したという記録がある。しかし、日本は668

年から882年の間に新羅に36回の使臣を派遣したのに比べ、中国へは同期間に7回の使臣を派遣したにすぎない⁸。なかでも大宋律令が制定された701年には、日本の使臣はもっぱら新羅にのみ派遣され、唐には使臣をただの一度も派遣しなかった。日本国内における7世紀中頃の唐風の流行は、中国との直接通交によって形成されたとされるが、使臣の派遣状況を考えれば、韓半島を経由して受け入れられた可能性は排除できない。特に奈良時代の民俗、生活風習が韓半島三国のそれと非常に類似する点で、服飾・織物文化についても古代韓半島から日本へ、その流行が伝播した可能性が高い。

文献上の記録に差があるが、日韓服飾制度はその構成と服飾面において類似点が見出される。また、服飾制度の内容および服飾品の規定が簡略である。おおよそ官位ごとに服飾に違いをもたせている。衣服の種類のなかで最も多く登場するのは、冠と帶である。色調については、団ごとに色の秩序の順序は異なるが、色調による区分が存在するという点は明確な事実である。最後に、織物の種類に言及した記述がないため、身分によって制限される織物の種類を把握することは難しい。

参考として、統一新羅の興徳王の服飾禁制（834）をよくみると、官等の代わりに骨品によって表衣、袴、内裳、表裳、内衣、半臂、褙襦のような衣服の種類、紫・誇・青・黄の色調区分、そして、それぞれの衣服に必要な織物の使用に制限を設けている。統一新羅は、三国時代の諸文化を継承したため、興徳王の服飾禁制に登場する織物の名称が、百濟や統一以前の新羅でも生産されていた織物であった可能性は排除できない。

3. 服飾制度にあらわれた織物名称と遺物

織物は服飾制度を規定する際、最も核となる要素である。衣服の種類、シルエット、色調が直接的でありながらも単純な基準であるとすれば、織物の種類で区分することは複雑で、高次元的な諸要素となる。

織物は、原料によって、植物性繊維である麻織物と綿織物、動物性繊維である絹織物と毛織物の四種類に大きく区分することができる。しかし、文献に記録された織物の名称を羅列してみると、「布、麻、綿、絹、緋、錦、帛、羅、綾、紗、紬、絶、絶、段、彩（采）、舖、罽、褐、毛布、氍毹、氍毹、障口」など多様である。織物名称の多様さは、原料だけではなく、製織時の組立て構造、精練過程、組織の厚薄、密度などによって区分され織られていたことを意味する。

実際、文献記録を証明するような織物遺物の出土事例は多くない。最大の理由は、たいへん古いために現在まで遺存する可能性が低い点にあり、発見されたとしても有機質の特性上、外気への露出と同時に容易に劣化することにある。したがって、現在までに発見された大部分の織物は、実物がそのまま完全に出土⁹したというよりは、金属や土器などの遺

物に錫着¹⁰した織物痕跡（布痕）として確認される場合がおおい。錫で覆われた織物は金属錫によって変色して固くなり、事实上織維固有の物性は、ほとんど消失しているとみられる。

百济と新羅の遺跡から実物がそのまま出土した例は、武寧王陵と陵アングル古墳、陵山里寺址、天馬塚、仏国寺観音塔など、非常に限定的である。これらは古墳や舍利装置という、外部の空気から遮断された埋蔵環境内で保存されていたという共通点を有する。出土当時には鮮明なものもあるが、大部分が空気中に露出したことで脱色や金属錫によって変色し、本来の色を推定することは困難である。ただ、顕微鏡による調査をとおして材質、および組織、用途や付着状況を知ることができる。

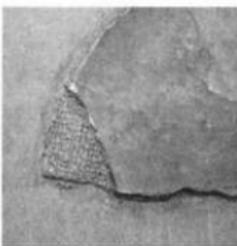
調査をとおして明らかとなった古代織物は、麻と平綱が大部分である。特に、麻織物は衣服材料以外に生活用品など、さまざまな用途に活用された。袋や風呂敷のような用途として、物を包んだ状態で出土した例が多い。例えば、羅州伏岩里3号墳5号石室墓出土刀子の刃部には、織物で数回くるんだ痕跡が確認されている。

産業用織物として最もよく見られる例は、瓦を製作する際に用いられる瓦桶を麻布のような荒い布で包むもので、瓦内面にその織物痕跡を容易にみることができる。このように、産業用の織物は細かい織糸なものよりは、強くて丈夫でなければならぬために、粗織物よりは麻織物が適当である。一方、日本の場合、漆を精製する際に鉄分と微細なほこりを除去するための達し布として使用した織物が多量に確認されている¹¹。それだけでなく、高松塚古墳、キトラ古墳から出土した漆片内側には、板材が歪まないように麻織物を付着させた様子¹²も観察されている。また、刀子の袋や鞘からも発見されるが、これは織物を緩衝材として活用したり、接着力を高めるための充填、および塑形剤として活用したものとみられる。平澤大秋里遺跡では、土器片を接合する際に麻織物を使用した例も確認されている¹³。

つまり、麻織物は古代社会において最も普遍的で実用的な織物であり、衣服材料だけでは



第1図 平城京出土漆漉しの
麻織物



第2図 高松塚古墳漆棺の麻織物



第3図 平澤大秋里2号清状塚
出土大型織片付縫麻織物

なく各種道具、および生活用品を製作するのに活用されていたとみることができよう。一方、麻織物と対照的に、冠帽、節服、鉢帶、環頭大刀などの服飾遺物から確認される織物もある。紗、羅、錦、綾、緞のような組織の織物であるが、大部分が絹糸を使用して製織し、威信財とともに発見されていることが注目される。文献記録をみても、上述の織物は、王または富貴の者の衣服、公会の参加や出使時の衣服材料であることから、高級織物に分類される。

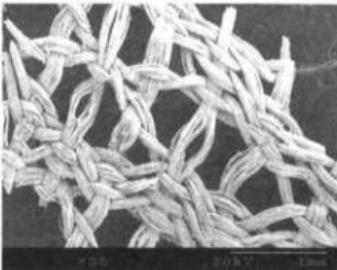
本章では、服飾制度において紗、羅、錦、綾のような高級織物に関する文献記録を詳細に検討し、実際の出土遺物に対する調査内容と比較検討してみることとする。

1) 羅織物と紗織物

高級織物の中でも、特に薄くて軽いものとして羅織物がある。中国の『説文』に、「羅は鳥網のようだ」¹⁴とあり、『积名』には、「文様があり、密度が疎なもの」¹⁵とある。通常の織物は絹糸を平行に配列しながら縫糸と織っていくが、羅織物は絹糸を互い違いに織るために自然と空間がおおく生じ、半透明の織物となるのである。

羅織物は、交差する絹糸を2糸、4糸、6糸、8糸ずつ交互に1条に纏り上げ、縫糸と撚りながら文様をつくる。8糸が1条をなし、縫糸と撚りながら文様をつくるが、縫糸は4糸の組み糸で太くつくり、絹糸の太さに違いをもたせる。網のような4絹撚りをつくるためには、縫長方向に4糸の絹糸が一組となり撚りをつくる際、その撚りの穴の間に横長方向から縫糸が通るように精密に撚ることで独特の質感と隙間を有するようになる。羅の外見は、一見すると編織物（網縫・籠縫）やかご（籠織）にみえるが、羅織物は本質的に絹糸の区分をなして製織するため、編織物とみることはできない。

古代における羅織物の実物は、2～3世紀に編年される平壌近郊の樂浪王貢墓出土の菱文羅¹⁶、4世紀初頭の加耶の福泉84号墳から1点、5世紀の玉田古墳群から4点、6世紀前半の道項里古墳群から1点¹⁷とともに、仏国寺積迦塔から羅織物の風呂敷のほかにも数点の残片¹⁸が発見されている。そして、百濟文化圏の遺跡において羅織物が初めて確認されたのは、陵アングル36号古墳出土の4絹撚りの羅¹⁹であり、発掘調査時には確認できなかつたが、武寧王陵でも用途未詳の羅織物²⁰が最近報告された。近年では、王興寺址舍利莊嚴具と弥勒寺址西塔から出土した舍利莊嚴具にも羅織物が含まれていた。また、文献にあらわされる「羅冠」を端緒として逆三角形冠飾枠を調査した結果、数点の羅が追加で確認された。しかし、逆三角形冠飾枠を



第4図 武寧王陵出土の羅織物

文献記録上の羅冠としてみることは難しい。ただし、羅冠に使用された羅織物の参考とすることのできる資料であると考えられる。

中国では漢代以後、多くの種類の冠が発達し、高匂麗と百濟で羅冠²¹を用いたという記録が登場する。冠は地位、または身分を象徴する格調高い頭飾り（首飾）であり、羅は古代はもちろん朝鮮干朝時代にいたるまで、冠の材料²²として使用されるほど高級織物であったため、その使用は比較的身分が高い者だけに許された。

冠の材質となる羅は、三国時代から使用された。特に高匂麗では、白羅、青羅、緑羅、および紫羅²³でつくった冠を使用し、百濟の王は烏羅でつくった冠（烏羅冠）²⁴を使用した。統一時代になると、羅は纏羅、越羅、布紗羅、野草羅など、より細分される。また、羅の使用も六頭品と六頭品の横頭だけに許され²⁵、上述の各種織物でつくられた服飾の使用は、貞骨から四頭品にいたるまですべて禁止された。後代の記録ではあるが、『増補文献備考』にも高匂麗東明王10年（27）に「庶民の文彩紗羅衣を禁ずる」という記録がある。他の織物に比べて製織上の労力を多く必要とする羅は、上流層だけが使用することのできる高級織物であった。服を作る際にも使用されたが、服飾制度の中でも特に冠帽を作る際に使用した織物であったことを知ることができる。

羅冠については名称だけが残っており、具体的な形態と材質、着用方法については正確にわからない。ところで、高匂麗古墳の壁画や定林寺址出土の塑像のような発掘資料に、羅冠と推定し得るいくつかの遺物がある。それは、高匂麗安岳3号墳や徳興里古墳壁画の墓主像に表された羅冠と、定林寺址出土例にみられる龍冠である。

まず、高匂麗壁画の羅冠は文献に登場する王、または百官の冠帽として認識されている。また、これは漢代から隋唐代までの中国の羅冠と類似するものとして把握され、羅も網羅、または龍綾²⁶とも呼ばれたように、材質上の類似点が看取される。

中国の龍冠は、まばらに編んだ織物の上に漆を塗り高く立てて固め、内側が透けて見えることが特徴である。徳興里古墳壁画の墓主が着用した冠もやはり、内冠として輪を着用して内側が透けるようにしている。ところが、漢代から唐代までの中国の文献記録には、龍冠、輪龍がよく記録されているのに比べて、羅冠の記録をみつけることは困難である。反対に、三國に関する文献では龍冠を着用したという記録をみつけることができない。ただ、龍冠と類似した羅冠が、高匂麗と百濟の王と官吏を中心に着用された可能性が高い。

龍冠は、忠文冠ともいう。「忠」はヒグラシを意味するが、冠の材質が繊細で軽く、蝶の羽のようであるためである²⁷。また、忠は細くてきめが粗い織物を意味することもあり、齊では涼しいことを称えて忠と呼び、軽くて細い麻布のものを着ることもやはり忠といった²⁸という。一方、後代の龍冠は普遍的に着用されるため、羅²⁹のような材質を使用したと伝える。これと対照的に、高匂麗と百濟の羅冠は網羅に比べて高級織物である羅を使

用した点が、中国の龍冠との最も大きな相違ということができる。羅は、綿や籠織よりも多くの製織労力が必要で、さらに独特の質感であるため、龍織に比べて相当高級な織物であるといえる。籠織と同様、冠の材料として羅織物の短所を補うとともに、中国風冠の流行で羅織物の上に漆を塗ったと考えられる。このような点で、羅冠は当時の国際性と固有性を反映しているとみることができるのである。

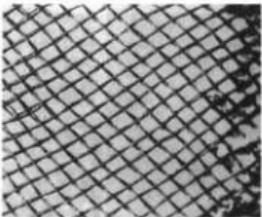
一方、日本の場合、漆紗冠または漆紗笠冠といい、「紗」という薄くて粗い織物で冠帽を作り、その表面に漆を塗ったという文献記録と实物が残っている。古代の紗は、絹糸と綿糸の密度をまばらにさせて平織りで編んだ絹織物で、薄くて軽く、製織の特性上、蚊帳のように透けてみえるのが特徴である。このような特徴のため、方空紗、または方目紗ともいう。絹糸または綿糸2列ごとに、空間をおいて織機したりする。中国の場合は2糸織り織物を紗羅と呼ぶことがあり、平織りの紗を平紗として区分することもある。

平城京から出土した漆紗冠の实物が現存しているが、非常に粗く編んだ平織りである。「冠帽図会」図説に武礼冠が描かれている。これは紗蝶と蝶文の金瑠を付けた中国の紗蝶冠、すなわち籠冠の形態とたいへん類似する。冠の材質も、やはり平織りの紗である。朝鮮半島では、平壤石巖里212号墳から出土した紗織物があり、平織りの紗織物とみたりもするが、絹糸だけでなく綿糸にも2糸を用いて製織した、たいへん特異な形態の織物である。

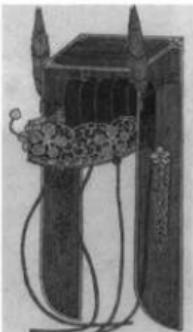
羅は、武寧王陵出土の織物片と天安龍院里9号石槨墓出土の心葉形金具表面の2糸燃りの羅³⁰を除けば、後期百濟の逆三角形冠節枠とともに発見されている³¹。すべて6世紀後半に比定される遺物である。韓国において、古代織物自体が残存していることが稀であるため連断することはできないが、羅織物が付着した冠節枠は銀製冠節とともに発見され



第5図 平城京出土の漆紗冠



第6図 平壤石巖里古墳出土の紗織物



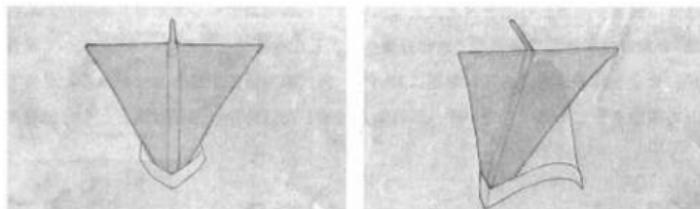
第7図 「冠帽図会」の武礼冠

ており、羅は上流層のなかでも王族と六品の冠に使用されたと推定される。また、これらはすべて撚りのないことからみて麻糸や毛糸ではなく絹糸を利用したことを知ることができます²²。

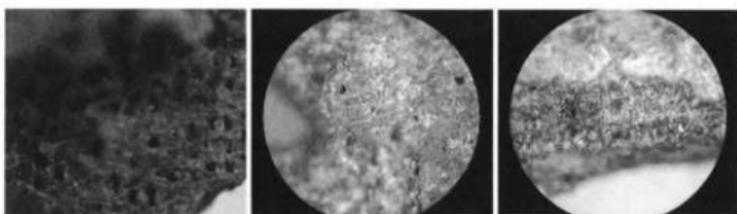
具体的な飾りは不明であるが、逆三角形冠飾枠をなす鉄枠の表裏面から数重の織物を巻いた痕跡が発見されている。特に、逆三角形の隅部分には、羅織物の他に数種類の織物も確認される。羅織物は非常に薄くて軽いだけでなく、伸縮性がよく、冠飾枠を作りやすい織物である。

扶余陵アンゴル古墳出土²³の逆三角形冠飾枠中央の突出部分には、麻布3重、左右両側に平絹2重ずつ、総7重の織物が挟まれている。その下にも数重の織物層（5×1.4cm）が敷かれているが、この位置でのみ数重の織物層が付着している。針穴が一定の間隔であり、冠飾枠の最も内側には細密な平絹織物と麻織物、最も外側に粗い糸とともに羅織物が幾重にも付着している。4重1条で織った羅である。扶余王興寺址出土例も、織物の種類はほぼ一致しており、特にこれは王子が着用した可能性が高い。

最後に、弥勒寺址西塔舍利莊嚴具²⁴から発見された糸、羅織物がある。これは4経撚りの羅織物の下地に練金糸1列を枠で囲んでさし縫いで固定させ、その内側は赤色糸で縫いとりを均した方向を維持し繰り返しながら面をまばらにふさいだ平繡である。唐代の法門寺地宮中室（708）出土舍利莊嚴具のなかには、紅色羅織物の下地に練金糸で刺繡を入れた半



第8図 後期百濟の逆三角形冠の推定図（前面、側面）



第9図 扶余陵アンゴル古墳出土
逆三角形冠飾枠の羅織物

第10図 扶余王興寺址出土の逆三角形冠飾枠の羅織物（×63）、
紗織物（×63）

脛、案指、スカート（裙）、製姿がある。一方、仏国寺観音塔からも羅織物が多量に確認された。古代東アジア地域で生産される羅織物は当時の最高級織物であり、舍利莊嚴の形式を備える品¹¹であったことが推測される。

2) 錦織物と綾織物

古代の錦は、絹糸や絲糸に二種類以上の色糸を使用して多彩な文様を重組織で織ったもの¹²をいい、比較的厚みのある高級紡物の一種類である。「説文」に、錦は「廣邑に御む文様がある絹で帛と金に准ずるもの」¹³とあり、後漢末の劉熙が記した「集名」には、錦は「金のような重量で交換するほど高貴なもの」¹⁴とある。

韓国において、錦織物は3世紀にすでに製織された。すなわち、三韓時代から公会のある時や出使時に身に付ける衣服の材料として使用されていたのである。高句麗でも扶余と同様で、公事に集まる際や有職者の衣服として錦織物が使用された。百濟では王の錦織物のズボン（錦袴）を、新羅では富貴者のために錦織物に各種の刺繡と色糸（錦繡雜采）を加えて帽子を作ったという記録¹⁵がある。

錦織物の製織方法や文様に関する記録はない。しかし、出土遺物をとおして古代には絹錦が最初に発達し、さらに7世紀頃には西アジアから緯錦製織方式を受容しながら発展する過程がわかる。また、錦織物の下地組織は、半組織や綾組織でつくられる。

『三国史記』には、新羅神德王4年（651）に王は自ら太平歌をつくり、錦を織って唐の皇帝に捧げたという記録¹⁶がある。また、聖德王22年（723）と忠恭王9年（773）には、唐に朝霞紬、魚牙紬を、景文王9年（869）にも朝霞錦、大花魚牙錦、小花魚牙錦、四十分白疊布40匹、三十升絣衫段40匹を送った。朝霞紬、魚牙紬、韓錦の記録は、「新唐書」や「日本書紀」にもみられる¹⁷。錦織物は、高級織物として唐や日本への朝貢、および贈与品として活用されていたのである。

特に朝霞錦と朝霞紬は、新羅の特産物としてみられる。「説文」に、朝霞は「赤雲氣也」と記録されているが、これは「赤い機運、赤い雲氣」を意味するものである。朝霞は赤色系統を象徴し、朝霞錦はまるで朝霞を連想させる一種の絞文様の織物（Ikat）と考えられる。一方、大花、小花は具体的な花文様ではなく、大型文様と小型文様を示す。東アジアにおいて大型文様の使用は、主に錦織物や綾織物に認められる。

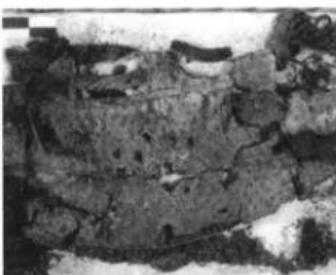
百濟の錦織物は、水村里古墳群と武寧王陵、弥勒寺址から確認されている。水村里古墳群は、440年代に推定される百濟の古墳群で、織物は大部分が金銅や鉄器遺物に伴って確認された。そこでは絹と麻を含み文様をもつ綾織物（絞綾）、織織物、錦織物など、上位階層で使用される織物が多数発見されている。武寧王陵出土織物の大部分は、数種類の織物が付着している固まりの状態や、小さな切れ端の状態であり、小さな織物片が正確にどの遺物に属したもののかわからないものなどが多い¹⁸。

武寧王陵出土金銅飾履内から分離した織物で、大きさが金銅飾履の半分程度のものがある⁴²。色調は、金属が銷びて織物に吸着したため青色を帯びており、固まった状態である。外側は錦織物で覆われており、内側に数枚の麻織物が重なり、端は結び目飾りとなっている。これは、金銅飾履の内側に覆いた錦履物である可能性が推定される。経錦片の裏面には、平組織物と苧麻織物が5~6重程度で幾重にも重なっている。これは、経錦の裏面に平組織物とともに苧麻織物を重ねて貼り合わせることで、履物の底を作る際に使用したものであろう。

経錦織物の前面にはZ捻りの撚り糸を使用して、V字に連続的に刺繡が施されている。すぐ裏面にも3列の目を粗く縫っているが、ここに使用された糸は太さと色調を異にする。おそらく、目を粗く縫うことで数重の布を固定した後、撚り糸を使用して輪郭線を縫いとりで飾ったものである。本返し縫いのように、後ろから針をさす方法で、上下二重線総4列を表現した。これ以外にも、濃茶色の平組織物片からかがり縫い(Button hole stitch) 技法と鎖縫い(Chain stitch) の刺繡跡も確認された。

新羅の天馬塚からも、下地が紫色、下地の裏面は赤色で、文様表面は赤色、文様裏面は紫色の経錦が発見された。錦は、経糸に染色した色糸と2糸や3糸の経糸を重ねて配し、表面にあらわれる経糸をかえながら文様を織った経錦と、緯糸にさまざまな色の糸を数重重ねて配した後、緯糸で文様をつくる緯錦に分類されるが、出土遺物からみて、緯錦が盛行した時期は7世紀中葉以後である。このような錦織物の服飾としての遺存例はないが、高句麗東岩里壁画残片には、スカート(襦)やズボン(袴)に多彩な色調の格子文様を見ることができる。

一方、古代の綾は綾組織で織られた織物を意味する。綾線が規則的にあらわれるのが特徴で、組織に変化を与えるながら文様をつくり上げることもできる。古くから中国の機織物⁴³では、平組織の織り目に綾調織や浮織から文様をつくり上げるものを見ますが、日本ではこれを綾織物に含め、平地綾文綾として分類している。日本では、平組織錦に綾組織で文様を織った錦織物のように文様を織ることができるという点は共通するが、錦織物が相当厚いのに対して、綾織ははるかに薄い。したがって、綾織が錦織物の替わりに生じたわけではない。しかし、6~7世紀を前後して華麗な緯錦織物が登場するとともに、錦織物を補助したり、ほのかな質感によって緯錦織物の華麗さをやわらげる高級素材として、綾織物



第11図 金銅飾履内側に付着した織物



第12図 天馬塚出土の経錦



第13図 平安南道順川東岩里壁画残片

を使用したのではないかと考える。

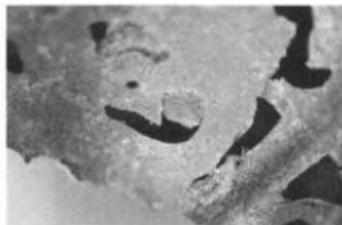
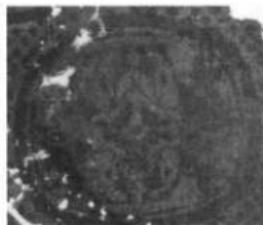
綾織物に対する文献記録は、高句麗と百濟には伝わっておらず、統一新羅の興徳王の服飾禁制にみることができる。記録には、男性の内衣・半臂・襪、女性の表衣・内衣・袴・半臂・情襦・袍・襪など、数種類の衣服材料として綾織物が使用されたことを教えてくれる。綾織物は、錦織物に比べて多様な用途で使用され、錦織物よりは簡単な製織技法で文様も表現することができる。

ここでは、現存する綾織物遺物をとおして当時の綾織物を検討することとする。

ソウル歴史博物館に所蔵される金銅飾履は百濟時代のものとみられるが、正確な出土地と年代は不明である。この金銅飾履の内側から、粗織が粗い麻織物とともに撚りのない $2 \times 2\text{ cm}$ の $2/1$ の3枚綾組織織物が確認された。綾織物の位置は、履物足元部分の鳳凰紋を透影した穴の間にある。履物の外見を考慮して、綾織物を使用したと考えられる。瑞山富長里から出土した透影金銅冠帽の織物もこれと類似した用途である。

$2/1$ の3枚綾織物は、新羅の天馬塚出土遺物でもみられる。天馬塚出土織物は腐食が著しく、破片であるために全体文様を確認することができないが、銀製帯金具、飾履などに付着していたという点で、百濟の金銅飾履と用途面で類似するとみることができる。仏国寺観迦塔舍利荘嚴具のなかにも数点の綾織物が発見された。大部分は $2/1$ 、 $3/1$ の経綾織であり、文様部分は $1/5 \sim 1/7$ の縦綾織として表されている。

仏国寺観迦塔舍利荘嚴具には、金銅製舍利外盒の鳳呂敷として使用されたと推定される横 33cm 、縦 28cm 大の綾織物がある。この綾織物は、経綾織で織った散点文様の織り目に、直径約 11.5cm 枠のなかに主題文様が対称をなして配され、中央に菱文を継綾織で織った綾組織連珠文のそれと同じである。したがって、シルクロードから出土する織物や、日本正倉院に所蔵された織物と比較しうる重要な資料と考えられる。これと類似する織物が服飾

第14図 ソウル歴史博物館所蔵金銅飾器
内側の綾織物

第15図 仏国寺駅道塔出土の綾織物

に使用された例を、北齊徐顯秀墓（571）出土品にみることができ、単位文様の大きさが20～30cm位の連珠文が、袍、鞍の縁装飾に用いられている。そして、唐代の閻立本（601？～673？）が描いた『步輦図』のなかの、吐蕃使臣禄東贊の赤色袍にもある。駅道塔出土綾織物の文様の配置および構図は、連珠環が連なった連珠文ではない。しかし、枠内に主題文様を配置する窠紋の形式は、古代シルクロードを中心に発見される錦織物や絹織物の文様配置および構図と類似している。

一方、日本の服飾制度で織物名称が確認されるのは、681年の「王子以下庶民にいたるまで、すべての服に使用する錦、繡、綾など、その他にさまざまなものをして着用するが、それぞれの身分によって使用しなさい」という内容が唯一である。そして、聖武天皇と光明皇后が752年、東大寺本尊の盧舎那仏開眼式に参加する際、王后礼服として白綾袍1領を着用したという記録と、正倉院綾綾袍がある。

3) 平綾織物

先に挙げた多様な綿物の名称のなかで、「帛」と「綾」は綿物の総称として使用される。特に、綿の場合には平織りに製織された綿織物を意味する。平織りの綿織物は、綿以外にも「絹」と「紬」をあげることができるが、主に綿を紡いだ短纖維（Staple）の綿を意味する。一般的に綿、絹、紬が、平綾織物を代表するといえる。

興徳王の服飾禁制を参考にすれば、錦、綾、羅の次に、絹、綿、紬という順に記録されており、平綾織物は錦、綾、羅よりは価値が落ちることがわかる。また、絹、綿、紬にも質的な差異があったとみられる。同じ平綾織物にあっても細分して名称を区別したということは、織物自体が有する貨幣的な価値のためである。無条件に綿くて美しいといっても、良いものとは限らない。一例として絹と綿の差異をよくみると、綿は織細なのに比べ、絹は荒くて太い糸で製織されたものをいう。ところで、興徳王の服飾令をみると、綿より絹がさらに高級であったことがわかる。特に、古代日本の絹織物は、朝貢、進上品として活用され、絹は荒いが独特の肌触りをもった平綾織物の一類類であったと考えられる。

平絹織物は、麻織物を除いて最も広範囲に使用された衣服材料と考えられる。平絹は、高級服飾の最も基本となる織物で、使用範囲が広いだけに生産量も多かったであろう。錦と綾織物のような華麗な織物は表地用であり、裏地に用いるには適さないためである。このように平絹は、裏地をはじめとして各種の上・下衣や帽子、足袋をつくる際にも使用されたであろう。6世紀中頃の百濟使臣が描かれている『染職貢図』や、平城京から出土した木簡の絵にも、文様のない織物の上着（袍）とズボン（袴）、帽の着用が認められる。

基本的に、袍と袴は平絹織物であるために柄がない。その代わりに、夾纏、蠶纏（腰纏）の方法で纏染して文様をつくり上げたりする。このことは、日本の正倉院に所蔵される施織物から製作された袍、袴などの服飾遺物から確認することができる。夾纏は、防染による染色技法のひとつで、織物を一定に折り、文様を彫り出した版木に密着させた後、版木間に染料を注入して染色する技法である。施織物の荒い肌触りは、纏染する際に他の織物よりもさらに防染が容易で、染料もよく浸透する。古代の日本では、製織によって文様を織り出す錦と綾織生産は、技術的な面において限界があったため、施織物のような平絹織物に文様を染色することによって高級織物を生産したと考えられる。日本の古文書に施織物がよく登場することも、これを裏付ける。

正倉院所蔵の施織物でつくられた袍は、大歌袍、紫紺袍、白紺單袍、紅紺單袍残欠などがある。基本的に丸い盤領襟に筒袖、右衽形態である。従来、袍は最も外側に着る衣服であるが、朝服として袍を着用したことから推測して、朝服の意味も有している⁴⁴。正倉院所蔵の袍は衆人が着用したものであるが、当時の粗服を推測することができる資料である。とくに大歌袍の場合には、表地は緑綾織、裏地に白色紺織物を用い、それを重ねて製織したものである。表地と裏地はすべて織幅1尺9寸であり、今日の約56cmを活用して製作された。これは布衫に使用された麻織物の直幅2尺5寸より狭いものである⁴⁵。

施織物のような平絹織物でつくった服飾を確認することのできる視覚資料は、きわめて少ない。遺存する絵画資料としては、中国梁の武帝（502～557）の在位40年を祝うために訪問した外国使節の姿を描いた『染職貢図』と、日本平城京から出土した木簡の



第16図 「染職貢図」(541～542) 第17図 平城京出土木簡
年) (中国国家博物館所蔵)

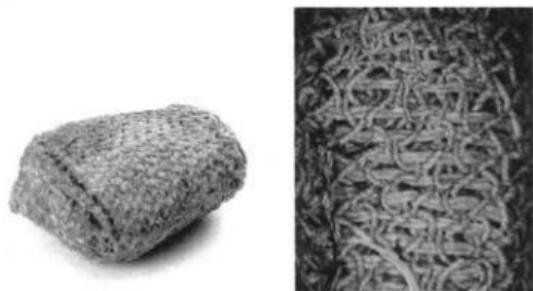


絵をあげることができる。

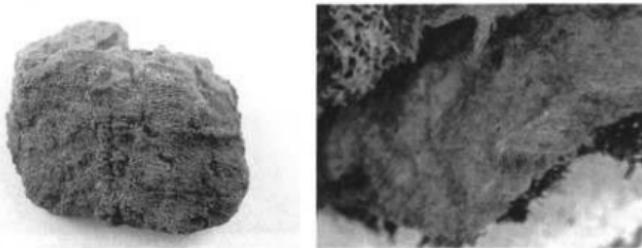
4) その他：麻織物、綿織物、真綿⁴⁶

文献記録において綿織物と判断されるものは、「輪苑」、「三国史記」、「晋書元龟」に表れた「白麁布」がある。文献上の白麁布は、韓半島で生産されたものではなく輸入された綿織物⁴⁷である。よって、当時の綿織物は高級織物であったと考えられる。古代の綿織物は、木綿ではなく草綿から採取したという。文献上の白麁布は、最近、扶余陵アンゴル古墳から出土した遺物において確認され、高句麗をはじめとして、百濟と新羅で綿織物を使用していたことがわかる。また、出土綿織物は白色ではなく黄褐色を帯びており、短い種子毛を使用する草綿から作られた綿織物である可能性が高い。

『通典』、「後漢書」、「三国史記」には、「綿」と「絹」の記録が残っている。これは蘭から産出された絹である。蘭から纖維を紡ぎ取る綿織物は長纖維へとつななるが、この古代の絹は短い糸を撚ってつくった綿織物の一種類で、木花からつんだ綿織物ではない。綿は、後代に登場する真綿（雪綿子）である。「三国史記」の「安勝に綿十五称を送った」という記録においても、称が秤を意味する漢字語で、綿の重さの単位名称と考えられる。



第18図 扶余陵寺出土の綿織物



第19図 武寧王陵出土の雪綿子の塊

公州武寧王陵出土遺物のなかには、茶色を呈するおおきな固まりがある。これは絹糸、緯糸の交差による織立点がみられないことから、織造されたものではない。細い繊維が練られており、繊維弾性(Resilience)が残っている。繊維を分析した結果、綿糸であることが明らかとなった⁴⁵。

4. 高級織物の製織、および拡散

韓国および日本を含む東アジアの機織文化は、おおむね中国を起源としているため、現在日本に残っている織物と織機は中国から韓半島を経由して発展した可能性が高い。考古学による出土織物だけでは資料の保存状態が良好ではなく、織物本来の色や文様を研究するには限界がある。しかし、文献史料に残っている古代韓國の織物に関する記述をよく検討すれば、絣織物を含む多様な織物が登場することから、常識的に、当時の韓半島においても高機を用いて製織していたと推定できる。

韓半島ではいちはやく3世紀以前に錦織が製織されたが、特に雲布錦、五色錦、紫地綿文錦などの記録⁴⁶が伝わる。三国時代には絞織染などの高級染織技術の水準を有していたことから、押し染めや浸染の歴史は、はるかに遡及するものと考えられる。また、染色だけでなく刺繍や金銀箔による作業も可能であったため、実際、織物の色彩は華麗であったことだろう。

古代国家では、織物生産を国家的次元で奨励した。『三国史記』の記録に、百濟蓋面王は472年、北魏顯祖に錦織物を送り、北魏王から礼状を受けたという内容⁴⁷がある。これは百濟文化圏の公州水村里、武寧王陵、弥勒寺址から出土した錦織物が、国内、特に都城内で製作された可能性を裏付ける重要な史料と考えられる。

高句麗においても、紫地綿文錦、五色錦、雲布錦など、錦織物が生産されたことを知ることができる。新羅では真德女王が太平歌をつくり、これを文様として織った錦を製作して唐に捧げたという記録⁴⁸があることからも裏づけられる。特に統一新羅時代に至り、瑞文錦、大花魚牙錦、小花魚牙錦、朝霞錦を唐に貢物として送ったという記録⁴⁹がある。

一方、新羅では嘉偉（宮中で陰暦8月15日に行われた遊戯）に機織り競争をしたという記録をとおして、国家的な次元で織物生産を奨励したことを見ることができる。また、景德王（742~765年位在位）以前から、朝霞房、染宮、紅典、蘇房典、錦典、綺典、麻典、暉典、毛典のような官が存在し、高級織物の生産に国家が直接的に関与していたということは、たいへん重要な事実である。官衙は染色と製織、織物の種類によって分けられ、毛や皮の場合にも各工程別に編成された官衙は、比較的体系的な運営方式だといえる。こうした官衙では、宮中で所用される服飾一揃とその他の生活用品を含めて、国家次元で賜与される品目を生産したのであろう。官衙には「母」をはじめとする6名から23名が置かれた

が、母は首長級職人として、母の下にはまた数名の技術者が存在したのであろう。

古代日本の染織文化は、中国から直接影響を受けたのではなく、主に韓半島から影響を受けて発展したと考えられる。当時、中国ではなく韓半島から伝来した日本の重要な染織文化に対する文献記録をみると、次のとおりである。

まず、「日本書紀」によれば、2世紀後半、百濟の肖占王が日本の使臣である岡波移に彩絣などを下賜したという記録がある。「古事記」には、「百濟は呉服、西素の二人を送ったが、かれらは奈製織の先祖」と記している。「日本書紀」には、応神天皇14年(283)に「百濟王が縫衣工女を送った」という明確な記録とともに、雄略天皇7年(463)には、百濟から錦部定安那錦などの一派が河内国錦部方に定住したという記録がある。同14年(470)には、漢織、真織³²、衣綻する姉妹が日本へ来朝して大和国桧隈野に定着し織縫を伝授した、これらが後に飛鳥、伊勢の衣縫部となつた³³という。

日本は、2世紀後半から3世紀、そして5世紀にかけて、韓半島から染織と製織技術を輸入した。552年の仏教の公式的な伝来、6世紀末の聖德太子による摄政により、少なくとも推古天皇時代までは、韓半島の染織文化が日本に直接的な影響を及ぼしたと考えられる。当時の直接的な文物交流が、日本でも高級織物を生産する契機となつたであろう。

百濟と新羅の高い水準の製織技術は、「冊府元龟」、「日本書紀」、「三四史記」、「唐会要」、「正倉院古文書」をとおしても証明される。統一新羅で生産された織物は、中国や日本以外に西域にまで輸出された。このようななか、679年、681年、685年、688年、752年などにわたって日本が輸入したのは、錦、綾羅、錦綻、彩絣、紺、綵錦、霞錦、毬錦、毬のようないい織物であった。天武天皇10年(682)にも霞錦を送った記録があり、日本ではこれ以後、製織技術を習得して窠子錦を織るまでに発達したという記録がある。「窠子錦」は梓文様を施す錦織物で、当時最も流行した連珠文錦もこれに属する。このように、統一新羅の高い水準の染織物の輸入によって、日本の高級織物製織技術が高まつたのであろう。

「源氏物語」には「高麗人の赫錦綺共」という記録があるが、これは天武天皇、持統天皇代の霞錦と考えられる。韓半島をとおして伝来されたもので、遺物としては法隆寺伝來の広東錦、正倉院の東大寺鉢墨書をもつ腰袋などに秘錦がある。

錦織物の他に、羅織物も大陸から伝わってきたと想定される。中国の場合、はやく漢代から製織されたが、日本にいつ伝来されたかについては明確ではない。ただ、仲哀天皇9年(200)に新羅よりもたらされた齋にみえる「金銀彩色及絞羅縫綉」³⁴の記録が最も古い。羅の製織技術³⁵に関しては、応神天皇14年(413)以来、中国から羅と紗の織法が伝来したとみられる。

日本が近隣諸国に送った織物の内容をとおして、製織技術の水準を知ることができる。主に貢物を送る際に日本で生産された織物を送り、その種類は絲・綿・絹・綿の範囲を超

えるものではなかった⁵⁷。

709年、美濃絹30匹⁵⁶を新羅へ、734年には美濃絹と手織絹各200匹を中国に朝貢した記録⁵⁷がある。絹は一般的な平組織物のひとつであり、荒く太く製織されるが、繊細な絹よりも高級品とみることができる。美濃絹は、美濃地方の特産品として把握される。当時、日本では質物として使用されるほど、高級織物の一種として絹を生産したことを知ることができる。

日本の平城京長屋王（676～729）邸北宮区域から出土した木簡にも、施の生産記録がみられる。木簡には総180字が墨書きされているが、主要な内容は日本の伊勢地方でどんぐりを用いて染色した絹織物を運上し、これらが大御服、御下裳、鞞の材料として需給されたことを物語っている。

伊勢地方は、「日本書紀」雄略天皇14年(470)の記録から、百濟からの渡来人によって織物製織が始まった所である。したがって、木簡にあらわれた伊勢地方の絨織物製織や、どんぐり染色法は百濟の製織技術と無関係ではなかったと考えられる。

美濃と伊勢地方は、奈良の東北方に位置する地域で、今まで織物生産地として有名である。また、川と海に接しているという点から、織物生産地である扶余や公州と共に見出せる。これらの地域は、服飾法律にともなって都城内で需給される高級織物を生産する供給地として、国家的な次元で発展した可能性が高い。正倉院に現存する平織りの絹が縮と分類されることや、平城京内から出土した縮織物の残片をとおして、都城内でよく用いられた絹織物の一種であったことを知ることができる。

5. 結論

以上、古代服飾制度成立期に出現する古代都城の織物名称と、現存する遺物を詳細に検討してきた。服飾制度の一要素として、織物は翌機特性上の微妙な差異を有し、上下の区

平城京出土木簡に記録された伊勢地方の絶生産

515 • JGIM

分が容易ではない。また、文献にあらわれる織物の名称は多様である。なかでも、服飾制度に関する文献記録と現存する遺物を通じ、高級織物として分類することのできるものには、紗、羅、錦、絶、織、白疊布などがあり、各々の内容は以下のとおりである。

紗、羅織物は、高級織物で薄くて透ける素材である。服飾制度のなかでは、冠帽を製作する際に必ず使用されたことを知ることができる。薄くて透けるだけでなく、伸縮性が良いためである。広くみれば、東アジアの服飾制度成立期前後に流行した古代漆紗冠、漆紗能冠の発達と流行とも密接に関わる高級織物であるといえる。

錦、絶織物もある。特に錦の製織は相当に古く、公会や出使時に着用される公式的な衣服の素材である。文献をとおして、錦織物でつくったズボン、帽子など衣服の種類を知ることができる。また、現存する遺物から、袍、裳、履物などの素材として使用されたことがわかる。製織方法が相当に複雑であるにもかかわらず活用度が高いということは、それだけ多く生産されていたことを意味する。特に錦織物の製織技術は、中国への輸出をおこない、製織技術を日本に伝えるほど優秀であったとみられる。統一新羅時代に至り、特産品として発展し西城にまで輸出するほどであった。

一方、絶織物はいち早く幾何学的文様構図の機織物として出現したが、絶織物に関する文献記録が登場するのは比較的遅い。遺物をみても、その上限は6世紀後半頃である。絶織物の遺物をよくみると、窠文型式のように錦織物との類似性が発見され、華麗で高価な錦織物を補完して発展したのではないかと考えられる。

服飾制度からは確認されないが、文様のない絶織物のような半組織物もまた、高級織物として各種衣服の表地と裏地に使用された。また、絶織物に炎蠍、蠍蠍（蠍蠍）の方法で纏染して文様を染め上げたりした。このことは、正倉院に残る絶織物である袍、袴などの服飾遺物をとおして確認することができる。古代の日本国内では、絶織物に文様を染色することによって高級織物を生産したと考えられる。これ以外にも、各種刺繡などを加えて織物の価値を高めたり、一部上流層では白疊布のようなインド産輸入織物を使用したりした。

高級織物は服飾制度成立以前から生産されたが、服飾制度の成立をとおして高級織物としての価値を確立させ、これを契機として都城内での需要が増加するようになったと考えられる。また、制度上は登場しないが、実際の生産において織物をつくる原糸の重さ、染料の量、織物の幅などの生産体系もまた、徹底的に整理・規格化していたであろう。

織物を織る機織の技術は、古代から現代にいたるまで中枢技術であったということができる。特に高級織物の生産および製織は都城隣近で行われたとみられ、製織技術と生産量もやはり国家的な次元において直接統制していたと考えられる。

註

- 『三国史記』卷十八 小獸林王三年「三年 始領律令」。
- 『三国史記』卷四 法興王七年「七年 春正月 頒示律令 始制百官公服 朱紫之秩」。
- 山本孝文『三国時代 律令의 考古学的 研究』서울, 서정원社, 2006年, pp.40~41。
- 『日本書紀』推古十一年十二月五日、「十二月戊申朔壬申 始行官位 大體・小德・大仁・小仁・大礼・小礼・大信・小信・大義・小義・大智・小智・并以空色施綺之 顛撲紛如要 而着綠焉 唯元日着華花 十二年 春正月 戊戌朔 始顯官位於諸臣各有差」。
- 『日本書紀』大化三年 是年条。
- 『日本書紀』大化五年二月条。
- 『扶桑略記』第三 推古天皇上条。
- 최재석「고대 한일관계 연구의 기초시작」(『服饰』제24호, 한국복식학회, 1995年), p.9表3の日本の対外使節派遣回数と派遣回数を参考にした。
- 完全な状態の織物とは、本来の顎縫性と弾性(Resilience)を維持しているものを意味する。
- 鏡によって覆われている(錦着)織物とは、金属に付着している織物をいい、金属の鋸がしっかりと付着しており容易に分離しない。
- 奈良国立文化財研究所『平城京石室八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報第46輯, 1989年, p.78。
- 板材の端部や結合を補完するため、麻織物を貼って漆を塗る。
- 안보연·박윤미·한승이『백제문화원 유적 출토자물 고찰』『考古遺物Ⅱ-백제의 작품』국립부여문화재연구소, 2008年, p.64。
- 『説文』「羅以絲織鳥也。从网从緝。古者芒氏初作羅」。
- 『釋名』「积帛帛」「羅 文羅疋也」。
- 성현우『한국복식오천년』고대직물연구소출판부, 2002年, p.162。
- 박윤미『加耶古墳의 錦着織物에 관한 연구』경상대학교 박사학위논문, 2002年, p.56, 67, 93, 95。
- 전영숙·신경철·장원주『한국 고대 織物의 유형과 특성』『服饰』제51권 제1호, 한국복식학회, 2001年, p.24。
- 대한불교조계종 불교중앙박물관 편저『불국사 석가탑 사리장입구』불교중앙박물관, 2010年, pp.76~85。
- 国立扶余文化財研究所『陵山里』1998年, pp.388~392。
- 조호숙·김동건·이은진·전현실『직물의 종류와 세지 특성』『武寧王陵-毫도 유물 분석보고서(1)』국립공주박물관, 2005年, p.143。
- 『新唐書』卷二十二列伝 百濟「王服大袖紫袍 青錦袴 素皮帶 烏革履 烏羅冠飾以金以金齒。翠匣飾衣 飾冠以銀齒。翠胸冠以銀齒。禁民衣絳紫。有文籍紀時月如華人」。
- 『西朝統志』卷三十五 五禮儀。儀補。
- 『新唐書』卷二十二列伝 第一四五 東夷 高麗「工服五采 以白羅製冠;…(中略)…大臣青羅冠次絳羅;…(下略)」。
- 『難書』卷八十一列伝 東夷 高麗「貴者冠用紫羅」。
- 『北史』卷九十四列伝 第八三 高麗「貴者其冠曰蘇脣多用紫羅為之」。
- 『新唐書』卷二十二列伝 百濟「王服大襲紫袍 青錦袴 素皮帶 烏革履 烏羅冠飾以金以金齒。翠匣飾冠以銀齒。禁民衣絳紫。有文籍紀時月如華人」。
- 『三国史記』卷三十三雜志 第二 色服「六頭品 標頭用緹羅綿布…(中略)…五頭品 標頭用羅

- 絹紬布」、「半臂禁錮錦羅野草綴 荷然闊縫錦羅絕羅野草綴金厄…（中略）…短衣禁闊縫錦野草羅布紬羅緞羅金銀尼羅…（下略）」。
- 26 川島織物研究所『羅技私考』川島織物研究所報告第4報、1960年、p.2。
- 27 『晉書』卷二五 志十五 墓服「武冠一名武弁 一名大冠 一名螭冠 一名建冠 一名範冠 卽吉之惠文冠或曰趙惠文士所造 因以為名亦云 惠者德也 其冠文鮮細如蠻罵 故名惠文。」
- 28 孫機『進賢冠与武弁大冠』『中國歷史博物館刊』総13・14期、1980年。
- 孫機『中國古美術論叢』文物出版社、2001年。
- 29 『宋史』輿服志。駕輶冠またの名を龍巾というが、蘿で編んで漆を塗っており、その模様は長方形で平山横のようであり、前面には銀花垂飾がある。
- 30 안보연·박승미·한승이『백제문화원 유적 출토지 복고 참』（前掲註13）、p.27。
- 31 逆三角形冠飾は、最も古いもので射川城洞里遺跡から出土した遺物があるが、單一遺跡では扶余豊倉里遺跡から13点が確認されている。現在までに発見された26点のうち、注目すべきは銀製冠飾とともに発見された扶余陵アンゴル古墳出土遺物と、呂工銘銅鏡合利盒とともに出土した扶余王興寺址出土遺物である。
- 32 織織物のなかには、絹以外に綿織、布織織、苧尤羅など、麻織物を使用したものもある。
- 33 被葬者は、陵アンゴル古墳群において品階が高い貴族であったと推定される。
- 34 국립민족학연구소『미술사자서집 사리강장』워킹선행회 자료집 및 파워포인트 자료집、2009年。
- 35 路雨祥編著『中國伝統工芸全集：絲綢織染』鄭州、大象出版社、2005年、p.269。
- 36 許慎『說文解字』第八、吊部「錦：夷邑織文 徒從金声。」
- 37 劍熙『枳名』觀練帛「錦 金也。」
- 38 『南史』卷七九 列伝 第六九 簡陌下 新羅「富貴者以錦織雜采為帽 似中國胡公頭」。
- 39 『三国史記』卷一 奇異一 「貞德王 真德女王即位 自製太平歌 織錦為紋 命使往唐獻之」。
- 40 『新唐書』卷二十二 列伝 第一四五 東夷 新羅。
- 41 文化財管理局『武寧王陵』、1974年、p.99。1974年に発行された武寧王陵発掘報告書では、棺材表面に残存していた織織組織についてのみ言及されている。
- 42 王立命·김동건·이은진·전현식『직물의 종류와 제작 특성』（前掲註20）。
- 43 中国では漢代に使用された名称で、唐代以後では綿織物といい、明清代には「綿」といった。
- 44 이승개『正倉院의 복식과 그 새작곡』서울、인신사、1995年、p.72。
- 45 이승개『正倉院의 복식과 그 새작곡』（前掲註44）、p.84。
- 46 高級毛織物の種類には、ケ(幟)、クニ(子弁)、タブ(簪)などもあるが文献にのみ伝わっているため、本稿では除外することとする。
- 47 高麗末に流入した綿花は、朝鮮前期に三南地方(嶺南、湖西、湖南地方をさす)を中心として栽培に成功したが、綿花栽培が一般化したのは17世紀中後半としてみている。
- 48 王立命·김동건·이은진·전현식『직물의 종류와 제작 특성』（前掲註20）。
- 49 『韓苑』卷二 蕃夷部 高麗「魏後羅害東夷伝曰...而男子衣紬錦以金組...高麗記云 其人亦造錦紫地綾文者為上 次有五色錦 次有雲布錦」。
- 50 『三国史記』卷二五 百濟本紀三「十八年、遣使朝覲…（中略）…所獻錦布海物」。
- 51 『三国史記』卷一 奇異一 「貞德王 真德女王即位 自製太平歌 織錦為紋 命使往唐獻之」。
- 52 『三国史記』卷十一 新羅本紀十一 景文王九年。
- 53 泰、漢織、吳織が中国人ではなく韓半島出身であることを指摘しているが、「新撰姓氏錄」にやはり泰は波多公として記されており、波多は『三国史記』に記録された海曲縣の旧名である波口に由来があり、漢(あま)の本来の意味は韓國南部の六加郡のひとつである阿羅加郡にあり、吳織にお

- ける點（くれ）は、高句麗に由来する言葉として説明している。吉生和「韓国からのルーツに関する琉球絣の研究」『国際服飾学会誌』no.25、国際服飾学会、2004年、p.41。
- 54 「日本書紀」卷十 広神天皇十四年（238）「百濟王貢綾衣工女 日真毛律 是今來目衣綾之始祖也」。
- 55 「日本書紀」神功紀 仲哀帝九年。
- 56 「黒川真頼全集 工芸史料編」卷二の内容を再引用。縦と紗・あるいはこれらは段絞ともいう。
- 57 10世紀以降には、織物品目がなくなったことも注目に値する。
- 58 「続日本紀」元明天皇二年。
- 59 「備府元龜」九七一、外臣部 朝貢。

参考文献

- 국립부여박물관『百濟人과 服飾』2005年。
- 국립부여박물관『백제증옹을 꿈꾸다 長安리사기』2010年。
- 대한불교조계종 증고중앙박물관 編著『불국사 석가탑 사리장엄구』 불교중앙박물관, 2010年。
- 심연숙『한국의 물오천년』 고대적분연구소출판부, 2002年。
- 전경수編『사밀위기의 문화유산』 민속원, 2009年。
- 出海新記 (完記) 日本書紀』일지사, 2006年。
- 今泉定介編集『冠帽図会』故実叢書編集部、吉川弘文館、1930年。
- 奈良国立博物館『正倉院展』便利堂、1967~2006年。
- 松本包夫『正倉院製と飛鳥天平の染織』紫虹社、1984年。
- 권준희『신라복식의 변천 연구』 서울대학교 대학원 박사학위논문, 2001年。
- 김윤자『삼국시대 관모 및 관식 유물 감정을 위한 기준 설정』『服飾』제58권 제5호, 한국복식학회, 2008年。
- 박승발『百濟‘龍冠袖’研究』『百濟研究』第48集, 충남대학교 백제연구소, 2008年。
- 안명완·이경자『금동신발 보존처리』『보존과학연구』제1집, 서울역사박물관, 2004年。
- 안보언『東伝 앤주문의 변천과정 연구』『문화재』국립문화재연구소, 2007年。
- 안보언『백제시대 유적출토 적분의 고고학적 고찰』『百濟學報』제2호, 백제학회, 2009年。
- 정봉용·이수희·김경배『서산 부장비 백제 금동관모의 제작기법 연구』『文化財』제39호, 국립문화재연구소, 2006年。
- 조희승『평양학당유적에서 드러난 고대비단에 대하여』『조선고고연구』제1호, 사과과학원 고고학연구소, 1996年。

한일 고대 도성의 고급 직물 생산과 사용
- 복식제도 성립기를 중심으로 -

안 보 연

요. 저 고대 동아시아 문화권에서 복식제도는 명(命)으로 정해지는 것으로, 도성의 성립과 밀접해있다. 일반적으로 복식은 의복 종류에 따른 실루엣, 색체, 재질의 조합으로 완성되므로, 복식제도는 세 가지 요소에 대한 규정을 내용으로 한다. 제도면에서 살펴볼 때, 의복의 종류나 색채에 재한을 두는 것은 매우 명확하면서도 효과적인 방법으로 보인다. 이에 비해 직물은 그 종류가 다양하여 위계의 등분율을 무난하게 한 가능성이 높다. 복식제도 중에서 직물에 대한 항목은 지나치게 생략되거나 혹은 부잡하게 다루고 있기도 하다. 그만큼 복식제도로서 직물의 종류를 엄격히 구분하는 것은 고차원적인 제제요소라고 할 수 있겠다. 한국과 일본에는 고대 도성 유적에서 확인된 여러 종류의 직물 유물이 전한다. 대부분은 마직물로, 복식은 물론 생활용품은 물론 산업용도에 걸쳐 전반적으로 사용된 보편적인 직물이다. 반면 무령왕릉, 수촌리 고분, 왕흥사지, 능산리, 천마총, 불국사 석가탑과 같은 유적에서는 금(錦), 농(綾), 라(羅), 사(紗) 및 자수련(繡)과 같은 고급 직물이 집중적으로 확인된다. 일본의 경우에도 소소인을 비롯하여 헤이조쿄, 고분유적에서 유사한 직물이 있다. 마직물과 대조적으로 판모, 쇠리, 과대, 환두대도와 같은 고급의 복식 위생품이나 사리장엄에서 발견되는 유물이라는 점은 주목할 만하다. 동시에 문헌에 등장하는 복식제도의 직물 명칭이기도 하다. 따라서 본 연구를 통해 한국과 일본의 고대 도성유적에서 확인된 유물과 문헌을 검토함으로써 복식제도의 성립과 도성 내 고급 직물 생산 및 사용에 관한 연관성을 찾고자 한다. 동시에 고대 도성 연구의 일면(一面)을 밝히고자 한다.

주제어 : 고대직물 복식제도.

**Production and Development of High Quality Textiles
of Ancient Capital Cities of Korea and Japan
- Focusing on the Costume System Establishing Time -**

An, Bo-Yeon

Abstract: The costume system in the ancient East Asian cultural sphere was determined by decree, and it was closely related to the establishment of the capital city. In general, costume is completed by the combination of silhouette, color, and quality of the textile material. So the contents of the costume system is determined based on these three factors. From the viewpoint of the system, it is considered a very clear and effective way to give limitations to the kinds of dress and its colors. In comparison, there are various kinds in textiles, so this fact is more likely to disturb the division of high and low than the kinds of dress and color do. The items regarding textiles in the costume system have been omitted too much or dealt with in a too complex manner. It is a very sensitive part in the costume system, and it can be said to be a highly restricting factor to strictly classify the kinds of textile as a system. In Korea and Japan, there are many kind of relics that were found in ancient capital cities. Most of them are hemp cloth, which is a common cloth generally used for costume, daily living articles, and also goods of industrial use. In contrast, high-quality textiles such as compound weaves, twilled fabrics, fine gauze, and embroidery cloth are concentrated in the remains such as the royal tomb of King Muyeol, Suchonli Ancient Tomb, Wangheung Temple Site, Neungsanli, Cheonma Tomb, Bulguk Temple Seokgatap. Also in Japan, similar textiles were found in ancient tomb remains such as Shosoin and Heijokyo. It is noteworthy that these are the relics found in high quality authority costumes or Buddhist Relic Reliquaries such as official hats, shoes, belts, and swords with a ring pommel. These are also the textiles' names of costume system, which appeared in the literatures. This research is to explore the correlations of the costume system and the production of high-quality textiles of Korea and Japan, by examining the relics found in the remains of ancient capital cities of both countries and related literatures. And at the same time it is to clarify an aspect of researches on ancient capital cities.

Keywords: Ancient textile, the Costume System

百濟の地方制度と日本

浅野 啓介

1. はじめに
2. 二点の百濟木簡
3. 百濟の年齢区分制
4. 百濟の田制・税制
5. 百濟の制度と日本令との比較
6. おわりに

要　旨　百濟木簡のうち、扶余宮南池出土木簡と羅州伏岩里遺跡出土木簡の二点を検討した。二点の木簡の検討から、年齢区分、戸籍の記述、税制における免除規定、麦の栽培規定などについて、百濟の制度があることを推定した。またそれらの百濟の規定が、丁よりも若い年齢区分である中丁や小丁が丁に含まれていない点、戸籍に土地の記載があると考えられる点、その年の作物の豊凶によって税を段階的に免除する点、麦を耕作する田種が規定されている点などで、中国唐の規定と類似していると考えられる。また、それらの規定が日本の規定とは異なっていることも述べた。つまり、日本では年齢区分の少にあたる人々が丁に含まれている点、戸籍に土地に関する記述があまり見られない点、作物の豊作不作の報告が律令で規定されていない点、麦田の規定がない点などである。7世紀後半における百濟と日本の関係は極めて密接であると考えられているが、それよりも百濟と日本がそれぞれ個別に中国の律令法の影響を行っていることがより鮮明になったと思われる。

キーワード　百濟　日本　唐令　伏岩里　宮南池　年齢区分　戸籍　税制　麦

1. はじめに

百済と日本の制度に関しては、7世紀を中心に多くの百済人が日本に来日したことにより、大きな関わりがあることはいろいろなところで指摘されている¹。また、百済と中国との関係では、井上秀雄氏が、5世紀後半から6世紀前半にかけて、祭祀制・服制について中同風の制度を採用したことを明らかにしている²。ただ、これまで百済の地方制度自体の性格を示す具体的史料がほとんどなかったので、その推測には限界があった。しかし近年韓国で本簡の出土が相次ぎ、新羅・百済の地方制度が少しずつ明らかになる可能性が出てきた。したがって本稿では木簡の内容とそこから推測できる百済の地方制度について検討する。その際に、百済の地方制度のもとになったと考えられる中国の律令（特に、時代は後のものになってしまふが、全体像が明らかになっている唐令）を参考にして考えたい。その後、百済と日本の制度の若干の比較を行うことにする。

2. 二点の百済木簡

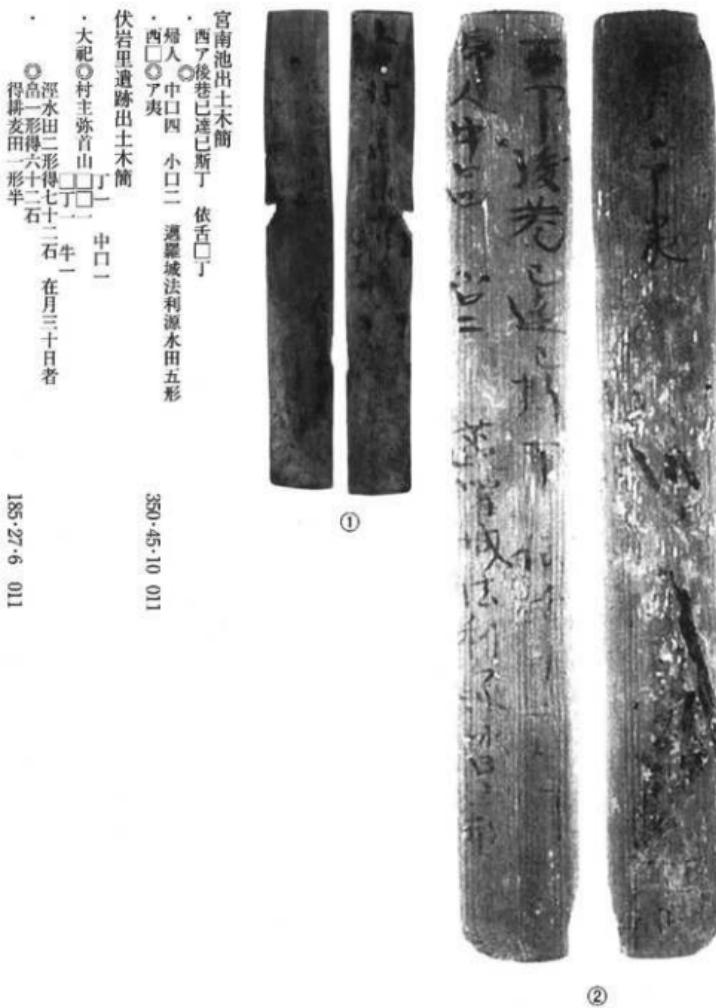
まず検討したいのは雄州伏岩里遺跡出土木簡である。この遺跡は伏岩里古墳群のすぐそばにある遺跡で、製鉄に関する遺構がすでに見つかっている。木簡は、広さ6m、深さ4.8mの土坑から6世紀後半の酒呑時代の遺物とともに出土した。本遺跡出土の木簡5の釈文を第1図に掲げた³。

この木簡は、大祀村の弥首山の家かあるいは戸（以下、便宜上戸と呼ぶことにする）の人数と田畠の面積を記したものである。表の弥首山は唐などでいう戸主にあたるのだろう。そして、その戸の人数は「丁一」・「中口一」・「□口一」・「□丁一」などを足した4人程度と考えられる。その中には中口1人も含まれていた。さらに牛の数も記録されている。裏にはその戸の管理する田・水田の面積、及びそこから収穫された量が記されている。

続いて扶餘宮南池出土木簡⁴を検討する。この木簡は木造貯水槽から40cm離れた、水路の護岸から、百済時代の席・土器片・糸巻と考えられる木製品などとともに出土した。釈文を第1図に掲げた。

この木簡は、西部後邑所属の丁2人と帰入6人らが管理する水田が遁羅城法利源に5形存在すると書かれたものであると考えられる。帰人は帰属もしくは帰化人と考えられている。裏面の意味ははっきりとは分かっていない。遁羅城の比定地は忠清南道保寧が有力であり⁵、扶餘からは30km弱離れている。しかし、首都に居住する人々の田が離れたところに存在することは、唐令でも規定されていて⁶、ありうることと思われる。

どちらの木簡にも1桁の人数と田の面積が記されている。また、これらの木簡は上部に孔が開けられており、まだ見つかってはいないが同種の木簡がそれぞれの遺跡に存在した



第1図 羅州伏岩里遺跡出土木簡・扶餘宮南池出土木簡（2：5）

可能性が高い。また尹善泰氏が指摘しているように、1つの戸の人数が1桁で、戸のことが記載されている点で唐や新羅の戸籍と類似している⁷。このように考へると、百濟の戸籍に書かれている内容としては、戸主の名前、戸の人数、年齢区分、彼らが管理する田地の区画数（場合によっては収穫高）が挙げられ、唐の戸籍と記載内容が類似している。

3. 百濟の年齢区分制

先にかかげた2つの百濟木簡には「丁・中口一・二口一・三口」や「中口四・小口二」という記載があった。これらの記載によって百濟には丁・中・小の年齢区分があることが明らかである。また、中口・小口であることから中・小の年齢区分にあたる人々は丁ではないことが分かる。これは次に挙げる唐戸令（武德令・開元七年令）の規定（『隋書』拾遺）復原）と同様である。

諸男女始生為「黃」、四歲為「小」、十六為「中」、二十一為「丁」、六十為「老」。

これによると、唐では男女は生まれてからは黄で、4歳になると小となり、16歳になると中、21歳になると丁、そして60歳になると老となる。ただし百濟の場合、それぞれの年齢区分が何歳から何歳までなのかは、木簡を見ただけでは不明である。そこで、参考となる史料として『三国史記』にみえる年齢区分を以下に掲げる。

發_漢水東北諸部落人年十五歲以上_修_營慰禮城_。

(卷二三 百濟本紀 始祖溫祚王四年二月)

發_國內人年十五歲已上_設_閭防_自_青木嶺_北距_八坤城_西至_於海_。

(卷二五 百濟本紀 展斯王二年春)

徵_東北二部人年十五歲已上_築_沙口城_使_兵官佐平解丘監役_。

(卷二五 百濟本紀 賴文王三年七月)

徵_北部人年十五歲已上_築_沙覗_耳山二城_。

(卷二六 百濟本紀 東城王一二年(四九〇)秋七月)

王幸_漢城_命_佐平因友・達率沙邑等_發_漢北州郡民年十五歲已上_築_雙峴城_。

(卷二六 百濟本紀 武寧王二三年(五二三)春二月)

このように、年齢が記載されるのはすべて15才である。しかし、城を築かせるなどの通常にかりだす時には年齢が出てこないのが普通だと思われる。例えば卷二六でいえば、

修_葦大豆山城_移_漢北民戸_。 (文周王二年(476)春二月)

重修_宮室_。 (文周王三年(477)春二月)

重修_宮室_築_牛頭城_。 (東城王八年(486)七月)

築_沙井城_以_汗率駕鹿_鎮之。 (東城王二十年(498)七月)

設_柵於炭峴_以備_新羅_。 (東城王二三年(501)七月)

築・加林城・以・衛士佐平苗加・鎮之。 (同年八月)

立・二櫓於高木城南・又築・長嶺城・以備・靺鞨。 (武寧十七年(507)五月)

修・葦熊津城・立・沙井櫓。 (聖王四年(526)十月)

とあるように年齢を記さない造営記事の方が多い。これは普段は15才までは使役しないことを意味していると考えられる。すると普段は丁のみの使役で、場合によって中口まで使役していたのではなかろうか。

ここで、中国唐の年齢区分と税負担の関係について簡単に触れておきたい。唐では税を負担する年齢については、「男年二十以下」は不課とされ租・調・収役は賦課されなかった⁸。ただし、雜徭は大宝3載(744)以前では16才以上に賦課された⁹。唐における雜徭は民に各自在貢の地方における土木事業、或は行幸出使等臨時の事件に際して必要となる労力を提供させるもの、すなわち労働奉仕の地方的なものであった¹⁰。

このようにみると、百濟の丁と中口の関係が唐の不課や雜徭の不課年齢と類似していることがわかる。つまり、百濟では15才以上が中口で、唐でいう雜徭のみが賦課され、丁になって雜徭以外の諸税が賦課されていたと考えられる。年齢区分については唐と百濟は密接な関係があることが分かる。

4. 百濟の田制・税制

百濟の田制・税制の一端を明らかにするために、ここでは先述した伏岩里遺跡出土木簡の裏面の意味を考えていきたい。涇水田2形の収穫が72石、畠1形の収穫が62石で、得耕麦田の面積が1形半と記されている。「在月三十日者」の意味は現在のところ不明である。水田と畠については収穫量が記されている。これに対して得耕麦田の収穫量だけ記されていないのは、麦が収穫前だったからだと考えられる。例えば「店令拾遺」復旧唐令34条には、

諸職分限田、限・三月三十日、稻田限・四月三十日、以前上者並人・後人。以後上者、入・前人。其麥田以・九月三十日為・限。 (後略)

とあり、職に付随する田について、陸田では3月30日、稻田では4月30日以前にその職が解かれて都に戻ったならば、その田の収穫は後に就任した人のものになると記されているが、麦田についてはその期限が9月30日となっており、唐では毎年この時季以前に麦の栽培が始まっていたことが分かる。従って、この木簡の作成された季節は一年のうちでも秋以降であろう。ちなみに、「三国史記」卷二六百濟本紀東城王二三年(501)三月条には「降・霜害・麥」とあり、当時の百濟で麦が栽培されていたことが知られる。また得耕麦田とは、戸が管理している田のうちの麦を植えて耕すことができた田のことであろう。

次に、税制について考えたい。「周書」卷四九異域上百濟には百濟の租税について

賦税以_レ布綿絲麻及米等_レ。量_レ歲豐儉_レ差等輸之。

とあり、毎年の豊作不作をはかったうえで差を付けて税を收取していた。豊儉は「大漢和辞典」などによると「ゆたかなこととづまやかなこと」という意味が載せられているが、「旧唐書」卷四十三載官志屯田郎中に「凡當_レ屯之中、地有_レ良薄_レ、歲有_レ豐儉_レ、各定為_レ三等_レ。」とあるようにその年の作柄を示すこともあり、百濟伝の豊儉も同様に豊作不作のことを示す。豊儉に関しては天聖賦役令宋令4条に

諸州豊儉及損免、並毎年附遞申。

とあり、これが参考にされて府令でも「諸州豊儉及損免、並毎年申_レ省。」と復原されている¹¹。関連史料として挙げられている『慶元條法事類』卷第四職制門一上事奏事の田令には宋令として

諸州縣農熟災傷転運司約_レ分数_レ奏聞。其未_レ枚_レ（取カ）成_レ監司・知州不_レ許_レ預矣_レ豊熟_レ。

という規定があった。州県の農作凶作や災害について、損害分の割合を計算して奏聞せよ。収穫前なのに監司・知州が前もって農作凶作を奏聞してはいけない、という内容である。これらの中古史料と該当木簡を総合して考えてみると、百済では、各戸の収穫量を記載した木簡が地方官司に進上され、それが地方官司でまとめられ、これを元に中央で税額の決定がなされる、という過程が想定できる。

また、天聖賦役令不行府令八条に

諸田有_レ水旱蟲霜不熟之處_レ、撫_レ見營之田_レ、州縣檢_レ實、具_レ帳申_レ省。十分損四以上、免_レ租。損六、免_レ租調_レ。損七以上、課役俱免。若桑麻損尽者、各免_レ調。其已役已輸者、聽_レ折_レ來年_レ。經_レ兩年_レ後、不_レ在_レ折限_レ。其廳_レ損免_レ者、通_レ計麥田_レ為_レ分数_レ。¹²とあり、税を免ずる時は田と麦田の分の両方の損を合計して計算すると規定されている。おそらく百済でも同様なことが行われ、水田や畠、麦田をあわせた免除をしていた可能性がある。

5. 百済の制度と日本令との比較

百済の制度が日本令にどのような影響を与えたかについてはかねてから議論があったが、最後にこの議論について考えていく。まず、日本の年齢区分の継承過程についての従来の説をみてみると、例えば吉田孝氏は、正倉院藏の新羅国民政文書断簡にみえる丁中制が晋制に近似しているとする虎尾俊哉氏の指摘¹³を踏まえて、

（日本の律令が）課口の範囲を、正丁だけでなく、正丁・老丁（次丁）・少丁の三者としたのは、隋唐の丁中制（唐令拾遺、戸令八）よりも、むしろ晋の戸調式（「男女、年十六已上至_レ六十_レ為_レ正丁_レ。十五已下至_レ十三_レ、六十一已上至_レ六十五_レ為_レ次丁_レ。十二已下_レ六十六

已上為…老小…、不レ事」(晋書二六)に近い。晋の制度は南朝に継承されたので、あるいは朝鮮を媒介とした南朝の制の影響があるかも知れない¹⁴。

と述べているように、朝鮮半島と日本の関係が想定されている。また、この記述を受けて井上光貞氏は「おそらく、わが国が中国文明をうけいれる窓としての役割を果たしていた百济は南朝との交流が密であったが、百济からのいわゆる帰化人を用いて経営された屯倉などでは、南朝の戸調制の影響を受けた税制がおこなわれていたのであり、大化の詔は、これをその新税制の一部に位置づけたのではなかろうか」¹⁵と推測し、7世紀中頃における百济と日本の法制度での繼受関係を推測している。

しかし、本論で検討した木簡の内容からは、年齢区分、特に小・中が丁に含まれるか含まれないかということについて、百济では小・中が丁に含まれておらず、唐と類似していたことがわかる。これに対して日本では『続日本紀』養老元年(717)五月丙辰条に「少丁」と記されていることからも分かるように、少は丁として認識されていた。百济と日本はこの点で異なっている。

次に戸籍についてであるが、戸籍に保有している土地についての記載がある点についていうと、百济は唐と類似していて、戸籍に土地についての記載があると考えられる。これに対して日本の古代戸籍の多くは土地に関する記載がない。

そして税制については、百济と唐が毎年の豊作不作を調べ、それを上級官司に報告するという規定があったと考えられるのに対し、日本ではそれに対応する条文が削除されている。さらに田制では、唐令に存在し、百济にも存在するとと思われる麦田についての規定が日本では削除されている。

以上のように、百济の制度は唐と類似した点が多く見られるのに対し、日本の制度と類似している点があまり見られない。

6. おわりに

2つの百済木簡を検討して、百済の地方制度に関わる規定を抽出した。百済には年齢区分、農作不作の報告、麦の栽培に関する規定が存在し、これらが戸籍の記載内容と合わせて、唐令と類似していることを指摘した。また、その百済の規定は日本令とは異なった内容を持つことも指摘した。7世紀後半における日本の方針が百済の影響を受けて成立したことはすでに論じられているが¹⁶、それとは別に、百済と日本がそれぞれ中国と関係を持ち、律令の繼受を行っていることが、より鮮明になったと思われる。今後も朝鮮半島と中国、日本の制度の関連に注視していきたいと考える。

註

- 井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」『律令』日本思想大系3 岩波書店、1976年。鬼頭清明「日本の律令官制の成立と百済の官制」楠永貢二先生還暦記念会編『日本古代の社会と経済』上、吉川弘文館、1978年。
- 井上秀雄「百済の律令体制への変遷－祭祀志・色服志を通じて－」唐代史研究会編『律令制－中国朝鮮の法と国家』汲古書院、1986年、p.158。
- 金泰範「羅州 伏岩里 木簡判讀斗釋讀」『木簡斗文字』第5号、付弓号 간학기、2010年。
- 国立扶余文化財研究所『吉南池発掘調査報告書』学術研究叢書第21輯、1999年、p.78。叢文は国立扶余博物館『百済木簡』2008年、pp.8・9によった。
- 國立扶余博物館『百済木簡』（前掲註4）、p.9。
- 天聖田令不行府令二二条「諸給口分田、務從便近、不得除越。若因州縣改隸、地入他境、及大牙相接者、聽依旧受。其城居之人、本縣無田者、聽隔縣受。」。同二五条「（前略）其退戸内、有合進受者、雖不課役、先聽自取、有餘收授。鄉有餘、授比鄰。縣有餘、申州給比鄰。州有餘、附帳申省、量給比鄰之州。」『天一閣藏 明鈔本 大聖田令校證』下、中華書局、2006年、p.387。
- 尹善泰「木簡からみた百済泗沘都域の内と外」『朝鮮文化研究所編『韓国出土木簡の世界』アジア地域文化学叢書、雄山閣、2007年、p.101）では、これらの木簡を百済ノ籍から抜粋したものを見ている。
- 『唐令拾遺補』復原戸令七（開元二五年令）。
- 淡口重蔵「唐に於ける徭役の開始年齢」『秦漢隋唐史の研究』上、東京大学出版会、1966年（初出1935年）、p.566。
- 淡口重蔵「唐に於ける兩稅法以前の徭役労働」『秦漢隋唐史の研究』上、東京大学出版会、1966年（初出1933年）、p.518。
- 『天一閣藏 明鈔本天聖令校證』下（前掲註6）、pp.390・463。
- 『天一閣藏 明鈔本天聖令校證』下（前掲註6）、p.392。
- 虎尾俊哉「ミヤケの土地制度に関する一試論」『日本古代土地法史論』吉川弘文館、1981年（初出1974年）。
- 古田 孝「補注（8戸令）6 三歳以下条の沿革」『律令』日本思想大系3 岩波書店、1976年、p.551。
- 井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」（前掲註1）、p.749。
- 鬼頭清明「日本の律令官制の成立と百済の官制」（前掲註1）。

擇図出典

- 第1回 1 国立羅州文化財研究所「羅州 伏岩里遺跡出土木簡」リーフレット、木簡5。
2 国立扶余文化財研究所『吉南池発掘調査報告書』学術研究叢書第21輯、1999年、p.265。

付 記 2010年10月28・29日に韓国の羅州で行われた、国立羅州文化財研究所開所5周年記念国際学术大会において、平川南氏が「日本古代の地方木簡と羅州木簡」という題で講演された。その中で、本稿で取り上げた羅州 伏岩里 遺跡出土木簡に触れ、本木簡が稻と麥の二毛作を示す初めての史料である、と位置づけられた。同じ土地で稻と麥を耕作していたかどうかはさらなる議論が必要であると思うが、ここに付記しておきたい。

백제의 지방制度와 일본

淺野啓介 (아사노 케스케)

요지 백제本道 충扶余 宮南池出土木簡과 繩州 伏岩里遺跡出土木簡 2점을 검토하였다. 이 2점의 木簡을 검토함에 따라 年齡區分, 戶籍의 기준, 稅制에 관한 免除規定, 妻의 재배규정 등에 대하여 백제의 制度가 어느 정도 추정되었다. 또한 이러한 백제의 규정이 丁보다 절은 연령구분인 中口나 小口가 丁에 포함되지 않는 점, 戶籍에 보지의 기재가 있다고 생각되는 점, 그 해 작물의 풍흉에 따라 세를 단계적으로 변세하는 점, 麥을 경작하는 밭의 종류가 규정되었다는 점 등에서 중추 당의 규정과 매우 유사하다고 생각되었다. 또한 그러한 규정이 일본의 규정과 다른 점도 기술하였다. 즉, 일본에서는 연령구분에서 적은 나이의 사람들이 丁에 포함되는 점, 戶籍에 토지에 관한 기술이 보이지 않는 점, 작물의 豊作과 不作의 보고가 律令에 규정되지 않은 점, 麥 밭의 규정이 없는 점 등이다. 7세기 후반에 있어서 백제와 일본의 관계는 매우 민첩하게 이루어졌다고 생각되지만, 백제와 일본이 개별적으로 중국의 律令法의 계승하였다는 사실이 더 선명해졌다고 생각된다.

주제어 : 백제 일본 唐 습 伏岩里 宮南池 연령구분 戶籍 稅制 麥

Local Administrative Systems in Baekje and Japan

Asano Keisuke

Abstract: Among *mokkan* (wooden documents) of Baekje, two examples recovered from the Gungnamji site in Buyeo and the Bogam-ri site in Naju were examined. From an analysis of these two items, it was inferred that Baekje had systems for age classes and the contents of household registers, and regulations such as for exemption from taxation and for the cultivation of wheat. Moreover, these Baekje rules are thought to be similar to those of Tang China, based on the exclusion from the age class *tei* (丁) of younger categories (中口 and 小口), the presumed notation of land in the household registers, the exemption from tax by degrees based on harvest conditions for that year, and the specification of the types of fields to be used for cultivating wheat. Differences between these rules and those of Japan are also noted. Namely, in the Japanese age system the category *shō*(少) is subsumed under the age class of *tei*, notations of land are not often seen in household registers, there were no regulations in the *ritsuryō* system for reporting on harvest conditions, nor regarding fields planted in wheat, and so forth. While relations between Baekje and Japan are thought to have been very close in the latter half of the seventh century, it nevertheless seems very clear that Baekje and Japan were adopting *ritsuryō* codes from China independently from each other.

Keywords: Baekje, Japan, Chinese administrative system, Gungnamji site, Bogam-ri site, age class system, household registers, taxation, wheat

木簡の作法と100年の理由

馬場 基

- I. はじめに
- II. 多面体・棒状木簡の再検討
- III. 韓国古代木簡文化と日本古代木簡
- IV. おわりに

要旨　韓国古代木簡で特徴的とされる多角柱・棒状木簡について検討した。木簡の形状・加工と文字記載の方法を観察すると、通常は文字を書写するために「面」を作り出しが、面を作り出さない木簡が存在すること、それらの円柱状木簡で、文字記載行数が多い木簡には共通した加工や形状の特徴が見られる（円柱状で節を有し、長さが20cm強で比較的太い）ことが指摘できる。出土情報や記載内容から、こうした節を有する円柱状木簡木簡が、新羅王の身辺間近で用いられた木簡であり、音声が文化化されるような場面での利用が想定できることを指摘した。さて、このような多角柱・棒状木簡の中における使い分けから、新羅木簡文化の存在を想定し、また対比されるものとして百済木簡文化の存在も想定した。古代韓国に、こうした成熟した木簡文化が存在することを指摘した上で、日本古代木簡との比較を行った。木簡は、行政・支配・収取システムの一環・あるいは道具として機能するものであり、単独で使われるわけではない。木簡の使用は、そうしたシステム運用のノウハウがあって初めて可能になる。日本古代木簡の本格的展開が、韓国よりも大きく遅れるのは、こうしたシステム・制度の整備状況や、ノウハウの蓄積差によるものであると考えた。

キーワード　木簡　新羅　百済　日本　木簡文化

I. はじめに

近年、出土点数が急激に増加し、研究の進捗も著しい韓国古代木簡は、日本古代木簡を考える上でも欠かせない材料となっている。形態や文字遣いなど、両者の差異や共通性は、多くの研究者が注目しており、日本古代木簡の源流を韓国古代木簡に求める議論が多く出されている¹。

ただ、これらの議論で比較的扱われていない視点があるよう感じられる。それは「木簡文化」という発想である²。どのような場面でどのような木簡が選択されるのか。どのように作成され、使用されるのか。そして、それはその場面のどのような部分を形成するのか。端的な例を言えば、紙と木の使い分けの問題であり、支配制度・行政体系や徵収システムなどへのどの部分を担うのか、という様な問題である。

古代木簡は、支配体制の一端を担っていた。徵収をスムーズにかつ確実に行ったり、行政処理や連絡を確実に効率よく行うための「道具」として、木簡は存在していた。木簡は個別に存在するのではなく、木簡を作成し使用する作法とともに存在していたはずである。例えば、口頭の言語で処理をするのか、文字を使うのか。文字を使う場合には、紙を使うのか、木簡を使うのか。文字を使った場合でも、口頭での補足は行うのか。書式はどうするのか。必要な記載内容はなにか。ある目的を達した後に処分するのか、保管するのか。一つの木簡が作成された背後には、こうした選択と決定、それを文えた制度や慣習、つまり木簡作成の作法が広大に存在するのである³。

したがって、単に「形態が似ている」とどまらず、その背後にある作法の差異や共通性に着目することで、木簡の意義や、古代社会はより深く理解することができるようになるであろう。本稿では、こうした問題意識から、日韓の古代木簡を比較することを試みたいと思う。

なお、筆者の語学力不足のため、主として日本語で公表されている研究成果のみ参照しており、本来博識すべき韓国語での研究成果について十分に取り入れることができなかつた。あるいは、本稿で述べることの中には、すでに韓国語での研究が公表されている見解があるかもしれない。この点、あらかじめお詫び申し上げ、御寛恕賜ることをお願いする次第である。

II. 多面体・棒状木簡の再検討

1 多面体・棒状の尙札木簡

韓国古代木簡を日本古代木簡と比較した際、両者の違いとしていくつかの点が指摘されてきている。それらの中でも、韓国古代木簡に存在し、日本古代木簡では例外的な「多面

体」「棒状」木簡と称される木簡について確認をしていきたい。

日本古代木簡は、板状が基本である。文字は板の裏面に記載される。板の側面に文字が書かれた木簡も存在するが、板の側面が当初から筆記面と意識されたとは考えがたい。また、角柱状の木簡=軸も出土しているが、日本古代木簡の中ではあくまでも例外的存在に止まっている。

一方、韓国木簡には軸が多数確認されている。また、荷札木簡も棒状を呈する例があり、文書木簡や典籍にも棒状・柱状の材の例が存在する。こうした点から、板状が基本である日本古代木簡に対し、韓国古代木簡では、棒状の材を用いた木簡の世界の広がりが存在する、と指摘されている⁴。たしかに、棒状を呈する多面体の木簡は、日本古代木簡と比べ韓国古代木簡の際だった特徴ということができる。

しかし、韓国古代木簡の棒状木簡も、必ずしも全て同じ性格ということはできないようを感じられる。韓国の多面体・棒状の木簡は、木の軸の部分を有する棒状という点で共通する形態的特徴を持つものの、その形状が選択された理由、本稿でいうところの作法は必ずしも共通しないのではないだろうか。棒状の木簡がどのような場面で使用されているか、その場合どのような理由で棒状が選択されているのかを考えてみたい。

多面体・棒状木簡の内容を検討すると、①典籍、②文書・書状（案文らしきもの含む）、③荷札に分類できる。このうち、①典籍については、論語木簡のように軸の形状をとる。日本で発見されている数少ない軸も、典籍の木簡であり、関連性をうかがうことができよう⁵。

①典籍と②文書・書状は、比較的字数が多いという点で共通する。筆記面の確保という点からも、多面体を採用した可能性を考えることもできよう。しかし、③荷札に記載される文字数はさほど多くはない。そこでまず、棒状の荷札について考えたい。

棒状を呈する荷札は、成安城山山城出土木簡中に見られる⁶。しかし、これらの木簡の筆記面は1面もしくは2面である。棒状の形状によって筆記面を多く確保しているわけではなく、板状の木簡と、筆記面は同じである。こうした点から考えると、棒状の荷札は積極的に棒状という形態を選択したのではなく、板状を基本とする体系の中で板状への加工が不徹底だったもの、と理解し得る可能性が指摘できよう。

日本国内にも、棒状を呈する荷札が存在する。福岡県大宰府出土の、「大宰府史跡出土木簡（二）」二一三号木簡である⁷。この木簡は、木筒を幹とする枝が生えていた木本も残っているという珍しい木簡である。使用場面は他の板状木簡と同じである。紫根に付けられた荷札だが、その分量が多いためか、比較的大型の木簡で、こうした大型のものを作る際に、長い板を確保するよりも長い枝を確保し、皮を剥いて筆記面を削り出す方が容易だったので、こうした形状の木簡が作成されたと考えられる。

この大宰府の例も勘案すると、城山山城出土の棒状荷札は、積極的に棒状を選択したと

いうより、板状の代用として棒状の材に筆記面を削りだしたもの、と判断すべきであろう。慶州出土木簡でも、付札で棒状に近い形態をもつものがあるが（173号など）、これも向を作つており基本的には板状の付札の延長にあると捉えることができる。

じつは、こうした棒状の木簡について、韓国の研究者はしばしば「韻のある木簡」という表現を用いている。これは極めて適切な表現ということができよう。日本側で、「韻がある」という材の用い方・形状の特徴を端的に表現したものを、多面体の木簡という内容に読み替えてしまったふしがあるように思われる。この際、板状を志向しつつ「韻がある」付札も多面体木簡と捉えられてしまったのではないだろうか。あくまでも、目指した形態としては板材（厚さは問わない）であり、用いた材が棒であった、という点を確認しておきたい。

2 面を作り出さない木簡

一方、①典籍・②文書・書状は、すべて同じような性格と捉えることができるだろうか。

確かに、大型の板材を用いず、多くの文字を記すための工夫という点で、共通する部分も多い。しかし、詳細に観察していくと、すこし気になる点が見つかる。それは、面の有無である。

軸の形狀を取る木簡は、4面を確保するために明瞭に面を作り出す。また、3面の木簡でも、面は明瞭に作られる。つまり、木簡は角柱状を呈する。しかし、写真で観察する限り、明瞭な面の形成が見られない木簡が存在する。そのうち、148・152・153号（『月城核子』10~12号）木簡について、慶州文化財研究所で実見の機会をうけられた。以下、その観察成果を示す（第1図）。

148号木簡は、上端部は半分ほどは材に垂直に加工が認められるが、もう半分は材に対して斜めに切断されたような状態で、下端部は各方向から刃物を入れて整形している。下端部の加工に比べ、上端部の加工が雑な印象を受けるが、本来は平面状に加工されていたと考えられ、斜めの面は欠損とみることができる。上下両端で、極端に加工が異なる事になるが、一応完形品と考えておく。下部に筋があり、盛り上がっている。

152号木簡は、上下端とも、韻が飛び出したようになっている。各方向から刃を入れてキリオリしてから、一定の整形を加えたのであろう。上端部分はキリオリ後の整形が粗く、木の繊維が荒れた状況が残るが、下端部は丁寧に加工する。下端部の加工の状況は、148号下端部によく似ている。この木簡も下部に筋が存在する。なお、写真では、一見筆記面を平坦に作り出しているように見える部分がある。だが現物観察の結果、筆記後に面取り状に加工されて形成された平坦面の可能性が高いと判断した。

153号木簡は、上下両端とも各方向から刃を入れて整形する。特に上端の整形は特徴的である。円錐状ではなく、角錐状に整形する。なお、角錐の各面は、木簡本体の筆記面とは



第1図 慶州月城塙子出土木簡 (1:2)

1:148号 2:152号 3:153号

3

は対応している。下端部は円錐状を志向した加工となっている。これは148号・152号と共通する形状である。また、下部に節があることも共通する。

以上の観察からこの3点の木簡に共通することは、

- ① 文字を書くための面を作り出していない
 - ② 下端は各方向から刃を入れて調整する
 - ③ 下部に節があり、下部の形状がいびつである
 - ④ 全長が20cm強（153号が最大で24cm。ただし筆記面の長さは3点ともほぼ同じになる）
- であり、国立慶州文化財研究所『月城塙子 発掘調査報告書II』（国立慶州文化財研究所、2004-2006年）の内容を含めると、さらに、
- ⑤ 出土地点が近接する
- という点も指摘できる。

①～④の特徴は、韓国木簡でも他には例が見あたらず、この3点の大きな特徴ということができる。もう少し、この特徴について考えてみたい。

柱状の部分に文字を記している。筆記用の面をもたず、円柱という形状を選択している。多くの文字を記すためには面が多く必要で、その結果円柱状になったという可能性も皆無ではない。だが、典籍も文字数が多いという点では共通するのに、典籍では筆記面を明瞭に作り出している。筆記面の確保であれば、例えば六角柱などの形態も考えられるのに、書写が難しいであろう円柱状を採用している。文章の行数が多くなった結果、円柱状になったという説明はそれだけでは不十分であろう。また、この3点の木簡は全長も比較的短い。もし、記載文字数を増やすことが目的ならば、全長を長くするという方法もあるが、それを採用していない。この点からも、記載文字数を増やすために円柱になってしまった、という見方も不十分であろう。むしろ、この木簡を作成する際に、別の何らかの理由によって円柱状の形態が積極的に選択されている可能性が高い。

すると、円柱の形状とともに、下部に節を有することについても一定の意義がある可能性が想定できよう。また大きさも比較的近い。この3点は、同じような木の使い方によつて作成され、同じような形態の木簡として使用されたわけであり、さらに出土地が近接することも合わせて考えると、ごく近接するか、同一の役所で使用されて廃棄された可能性が想定できる。つまり、ある特定の役所で、こうした木簡の使い方・作法（材の選択・形状の選択・使用・廃棄）に基づいて使われたのがこの3点だったと考えるのである。

さて、その役所の特定はなかなか難しい。周辺の官司群の調査の進展をまち、合わせて考えるべき課題である。ただし、記載内容から、官司の特定には至らなくても、使用の場面について一定の見通しを持てるようと思われる。

153号木簡では、「典太等教事」の語が訛読されている。典太等という役職は国王に直属する秘書官的な役職であり、「教」という語も国王の意思を示す文言としてふさわしい。この木簡で示されている内容は、典太等に対する「教」というとらえ方と、典太等が「教」を受けて伝える（日本でいえば奉勅宣のようなイメージ）というとらえ方の二通りがあると考えるが、いずれにせよ国王の意思と、それを受けて実現する秘書官が登場する王権中枢部に密着したものと捉えることができるであろう。文中に見える「白」=申すも、こうした国王の意思とその側近による文字化・伝達という世界を思わせる。148号も、「敬白」等の文言がみえ、153号に近い内容と捉えることができるであろう。

やや様相が異なるのが152号で、薬の名前が読まれている。全体に墨痕の残りが特に悪く、文意がつかめない。どのような文脈で薬品名が登場するかによって評価がわかるが、形状その他の特徴から、他の3点と共に通する場面で用いられた木簡と考えておくことにしたい。

ただし、慶州以外での出土木簡で、すこし問題になる木簡も存在するので、これについて触れておきたい。河南二聖山城出土の119号木簡である。

実物は実見していないが、写真で見る限り円柱状の形状を持つ。一行文字を記し、「九十三」という数字を割書風に右寄せで書く。帳簿もしくは考證木簡のような雰囲気の書きぶりであり、王權中権部とは直接結びつきそうにはない。

この木簡は、上下が折損もしくは非常に乱雑な加工と見られること、節を有さないこと、が慶州出土の3点とは大きく異なる。全長は18.5cmとされているので、もし慶州タイプの円柱木簡であれば、節の一部でも見あたる可能性が高いが、写真では確認できない。全統が今ひとつ良く分からぬので、何とも言えない。非常に丁寧に円柱状の形状を作っている様であり、あたかも文書軸にメモをしたような印象もなくはない。ともあれ、都城出土ではないことも併せると、慶州の3点とは異なる作法によって作成された可能性が高いであろう。だが一方、こうした形状が他にまだ見あたらぬことも合わせると、独自の作法に基づくものとも言い難い。一応、その存在は確認し留意しつつ、今回の考察からははずすことにしておきたい。

さて、前述の仮説に基づけば、この3点の円柱状木簡は、国王や王權の身辺にちかい場所で、彼等の音声による意思のやりとりを文字化し、伝達する木簡と位置づけることができる。場面や使用方法などが限定された、独特的の木簡の作法の可能性が見いだせると考える。

なお、148・152・153号木簡は、おそらくは典太等ら國王に近侍する役職によって作成されたものであろう。また、153号に見える「勺」も「芮」の草冠を省略した字形の可能性があるとすれば樂品に関連するものの可能性があり、内廷における薬品を中心とした管理部局が廢棄元という想定ができるのではないかと思う。

さて、以上韓國の棒状木簡を整理し、以下の見通しを得た。

- ① 荷札は単に材の都合によってその形態になったものである。表裏を有し、形態と使用法の観点からみると板状木簡と同じである。
 - ② 典籍・文書などの場合、円柱状の木簡が注目される。書写面を平面で作り出さないこの木簡のうち、慶州で発見された3点は王權の中権に関連する文書で使用されている。
- これを踏まえて、章を改め、韓國での木簡の作法と、日本木簡との関わりを考えることにする。

III. 韓國古代木簡文化と日本古代木簡

1 新羅木簡文化と百濟木簡文化

さて、前章での仮説に一定の蓋然性が認められるとして、この円柱状木簡は現在のところ新羅でのみ確認されている。つまり、円柱状の材を使用する作法は、新羅独特の木簡

使用法、新羅木簡文化の可能性がある、ということができるであろう。そして新羅木簡文化が存在するとすれば、百濟木簡文化も存在すると考えることができる。

改めて百濟・新羅の木簡を通覧すると、共通したり似ている点が多い。謹を有する木簡は、百濟・新羅を通じて多く見られる。文字の書きぶりも、材の雰囲気も、両者で似ているものが多い。そういう観点からすると、百濟・新羅がそれぞれ固有の木簡文化をもっていた、とは言えないようにも見える。

また、注意しなければならないのが、いつ頃の、どのような場面で用いられた、どのような性格の木簡が出土しているか、という点である。新羅木簡でまとまった出土がみられる鶴雁池・月城垓子・城山山城の三者をとっても、鶴雁池は8世紀に降る官廷内部で使用された物品札を中心とする木簡群⁸、月城垓子は7世紀を中心とする都の木簡、城山山城は6世紀代の山城に遊び込まれた荷札である。官司闘で使用された木簡群や、都城の荷札などはあまり見られない。一方、百濟木簡は、扶余出土木簡は主として官司で用いられた木簡、陵寺跡出土木簡は境界域の木簡である。扶余出土木簡と月城出土木簡にはある程度性格の共通性も見られる様に思うが、基本的には百濟・新羅を容易に横断的に比較できるような、性格が共通する木簡群が存在していない。

だが、それでも新羅・百濟はどうも木簡の作法に若干の違いがあった様に感じられる。例えば、羅州伏岩里遺跡出土木簡は、材の様相も文字の書きぶり・雰囲気も、新羅木簡とは大きく異なり、日本の木簡に非常によく似ている。八世紀代の慶州出土新羅木簡は、時代も、都城という出土地の性格も日本の平城宮木簡と共通するが、文字の書風や木の使い方など、大きく異なる。しかし、時代も異なり、また遺跡の性格も異なるはずの羅州伏岩里木簡と平城宮出土木簡は、材の雰囲気も、文字の様相も、共通する点が多く見られるようを感じられる。

尹善泰氏は、「中国漢代の「編織文化」、古代日本の「板状木簡文化」に対比される韓国古代の「多面木簡文化」を提倡したい」と述べる⁹。また、多面体木簡は、八世紀以降紙に取って代わられるという見通しも示した。これまでの検討を踏まえてさらに踏み込んで、多面木簡とはすこし様子の違う「円柱木簡」も存在していたらしいことを軸に考えると、韓国古代の木簡文化にもいくつかバリエーションがあり、新羅と百濟では共通する面と異なる面があったということができよう。なお、出土木簡群の性格の偏りからすると、八世紀に文書作成の場面で木簡が利用されなくなったという点は、可能性としては十分考えられるが、まだ検討の余地も残されているように思う。鶴雁池出土木簡と、月城垓子出土木簡では時期のみならず性格も異なるのである。

さて、新羅と百濟では、それぞれ独自の木簡文化を展開していた、と考えることができるとして、こうした木簡文化の存在は、非常に重要な示唆を与える。現在、韓国での古代木

簡の出土は1,000点に満たない。日本の古代木簡が20万点を優に超えていることと、大きな違いがある。その理由について、① 発掘調査の進展状況（低湿地の調査を行っているか、など）、② 木簡に利用された材や土壤などの自然的要因、③ 紙の普及による木簡使用数の差、というような可能性が想定できる。

このうち、①の理由の部分は今後の調査の進展によって解消されていくものだが、②と③の理由はいかんともしがたいものであり、もしこれらの理由で韓国での木簡出土が少ないとすれば、今後もそれほど多くの出土は見込めない、ということになってしまふ。

②については、筆者の知識ではその当否は判断できない。たしかに、韓国出土木簡には材の状態が良くないように見られるものが多く、松材の多用なども含めて木簡が土中で残りにくい要件もあるようには感じられる。しかし、状態の良い木簡もあることを考えると、②の理由も想定できるが、それでも土中で一定以上の割合で保存されていると思われる。

だが、③の理由であるとすると、点数の増加は絶望的なものとなる。そもそも木簡が利用されていなければ、捨てられる木簡も少なくなり、土中で保存されて残り、発掘調査で発見される木簡はさらに少なくなる。

しかし、もし百濟・新羅にそれぞれ固有の特徴があるような木簡文化が存在しているとすれば、その背景には多くの木簡使用が想定されるであろう。木簡をたくさん作成し、使用するからこそ、それぞれ独自の使用法や作成法=作法が成立すると考えられるからである。また、特に百濟木簡でみられる帳簿木簡や伝票に近似するような木簡の存在は、日常的な木簡利用の可能性を示しているであろう。百濟では日常的な木簡利用が想定されるから、当然今後の出土も期待される。一方、新羅では百濟とは異なる木簡文化をもつほど木簡利用が盛んであったから、こちらでもまたさらなる木簡の出土が期待される。たとえば、これまで、慶州では荷札木簡（貢進物付）が発見されていない。城山山城木簡の荷札から考えると、慶州に運び込まれた物資に荷札が付けられていなかったとは考えがたい。

なお、この点に関連して、少し補足しておく。三上喜孝氏は城山山城木簡について地方の山城出土の木簡であり、「城山山城木簡もまた、（宮都とは異なる）地方木簡として考える必要がある」という指摘をする¹⁰。しかし、橋本繁氏が明らかにしたように、城山山城木簡は非常に体系的な収取制度に則って作成された木簡であり¹¹、「定型化される前の木簡」ではなく、定型化されて消費地へと運び込まれた木簡である。三上氏が典型的な宮都木簡の類型としていると想定される平城宮出土の荷札も、通覧すると城山山城と同様の書式や形状の多様性は存在する。こうした点から考えても、城山山城木簡は単純に「地方木簡」という括りにはできないであろう。

さて、百濟・新羅の木簡文化が存在するとすれば、それらと日本古代木簡との関係もまた存在する筈である。節をあらためて検討したい。

2 韓国木簡文化と古代日本木簡

すでに、韓国木簡と日本木簡の比較研究が多い。その中では、日本木簡でも、都城出土ではなく地方出土木簡に韓国木簡との共通性が多い点などが指摘されている。

本稿で着目したいのは、韓国最南端の地域にあたる城山山城出土木簡が6世紀半ばなのに対し、対岸の日本で木簡が本格的に利用されるようになるのが7世紀半ばで、その差が100年にも及ぶという点である。対馬海峡を渡るのに、なぜ100年もの時間が必要だったのであろうか¹²。

この問い合わせに対しても、いくつかの回答の方向性が考えられる。まず、日本列島にも、現在発見されていない、6世紀代、あるいは7世紀前半の木簡がある、と想定するか、それともやはりそのころには木簡は利用されていなかった、あるいは利用されていてもそれはどれくはなかつた、と考えるか、という二つの方向がある。つまり、発見されたものに100年の差がある、というだけなのか、利用の実態に100年の差がある、と考えるか、ということである。

このどちらか、にわかには判断しがたい。前者の立場をとる東野治之氏は、仏教の伝来に伴い国内に文字文化が急速に広まり水準も高まると考えられること、寺院の運営や経営は単純な個々の技術の積み上げではなく、それらを全体として管理・運営する体制が必要であること、そして実際に法隆寺本尊台座墨書きなどから、上宮干家周辺で後代の律令的行政運営に適じる機能的な家政運営が行われていたことを指摘し、当該期の日本でも木簡が盛んに利用されていたことを想定する¹³。

ただし、今日に至るまで日本で6世紀代の木簡は出土していない。また、日本で出土している最も古い時期に属する木簡と、城山山城木簡の間には決定的な差が存在している。それは、東野氏が注目した一つの要素である、運営体制・システムの存在である。

城山山城木簡は、よくに整った書式を持つ。また記載内容も、負担者の個人名記載が見られるなど、詳細である。また、そこに記された地名は洛東江流域の地域であり、そうした地域から最前線の城山山城へと物資が運ばれたことに対応している。遠隔地間での物資の移動や集積に際して、統一的な書式に基づく詳細な記載をもった荷札が添付されている状況から、その背後に帳簿を軸として体系化された取扱・支配体制が存在していたことは想像に難くない。城山山城木簡から頃聞見られるのは、新羅全土（フロンティアは別としても）を覆う帳簿などを背景とした統一的な支配体制と、その構成要素としての木簡使用、という状況である¹⁴。

一方、日本木簡の最古期と目される木簡のうち、例えば難波宮出土木簡をみると¹⁵、整った書式は確認できず、人名や品目のみを記した「付札」などが主体である。城山山城木簡が背景にもつような体制・システムは見て取れない。日本木簡の最古期に属するものは、いず

れも単発的な木簡としての様相が強く、大きなシステムの一環としての位置づけがなかなか見えてこない様に思われる。

翻って、8世紀代の木簡を考えると、それらはいずれも律令制支配という大きなシステムの一部を構成するものである。荷札木簡も帳簿を軸として行われる支配体制の手段として使用されるものであるし、宮内で用いられる文書・帳簿もまた律令文書行政の一環に組み込まれていることは言うまでもない。単に、物品名称を示せば良いような木簡とは異なる、大きなシステムの構成要素という特徴こそ、古代木簡が他の時代の木簡よりも歴史的資料としての魅力に富む理由の一つであろう。こうした観点から見れば、日本木簡の最古期に属する木簡は、まだこの特徴を身につけていない。一方、城山山城木簡は、すでにそうした特徴が色濃い。

すくなくとも、出土例から見る限り、確かに100年の差は歴然として存在する。そしてそれは、帳簿の利用なども含めた支配体制が新羅と日本で大きく異なっていた、ということを意味するように思われる。確かに、東野氏の折摘の様に、上宮王家などではそうした管理運営体制が成立し、運用されつつあった可能性は十分に考えられる。すこし時代が降るが、「日本書紀」大化元年（645）七月戊辰条で、任那の調と百濟の調を区別するために「可具題国与所出調」という記載が見られる。これなどは、日本側に任那の調とすべき範囲のリストがあつて成り立つ得るとも考えられるので、帳簿を軸とした支配体制と見られないこともない。ただ、こうしたシステムの成立と運用は先進的な経営形態をとる一部の王家やミヤケ、寺院にとどまっていたのではないだろうか。全国規模でなかったからこそ、日本では6世紀に遡る城山山城のようなタイプの木簡の出土が見られないのではないかと思う。

では、日本で7世紀後半以降、爆発的に木簡が増大するのはなぜか。律令的支配の発展が背後にあることは、明らかであるが、もう一つ大きな条件があったと考える。支配制度・システムは、運用されてこそ意味がある。制度だけが制定されても、運用されなければ行政機構は活動できないし、軍事的行動も不可能である。当然取扱も行えない。制度を背景に、それをしっかりと運用して実社会での効力を發揮させるという能力が必要である。

特に、木簡は、紙の帳簿よりも「動いた情報」を扱う傾向にある。例えば、日常的な伝票は、まだ確定して帳簿に記載されない段階の情報の伝達に用いられるものである。こうした木簡の運用には、より現実に対応しながら機能する必要があるから、さまざまな「ノウハウ」が必要である。つまり、木簡を使いこなすには、文字が書けるだけでも、木が削れるだけでも、律令法を知っているだけでも不十分で、そのシステムの運用に関する実際的なノウハウが、必要不可欠なのである。だから、城山山城の木簡を、かりに古代日本人が知っていても、すぐに真似はできない。ノウハウを持つ人間が少なければ、こうした制

度やシステムの実際的な運用は、一部の王家や寺院などにとどまらざるを得ない。

実際的なノウハウの、大量の移入契機として考えられるのは、やはり百濟滅亡であろう。百濟遺民が日本古代国家成立に果たした役割は、つとに説かれているが、木簡を利用した実態的な支配体制構築という観点からも彼等の存在は無視できないと考える。扶余出土木簡に見られる運営状況と日本古代の支配体制の類似、さらには百濟末期に属する伏岩里遺跡出土木簡と日本木簡の加工法や字形に至るまでの近似性は、行政システムの一端たる日本古代木簡成立に果たした百濟遺民の役割を語って余りある。そして、日本古代木簡が、こうした成り立ちを持つからこそ、百濟木簡文化とは別の文化をはぐくんだ新羅木簡とは、様々な面で違いが生じたのではないだろうか。

IV. おわりに

以上、雑駁ではあったが、百濟・新羅のそれぞれの木簡文化の存在を想定し、古代韓国で木簡が盛んに利用されていたであろうことを述べた。また、日本古代木簡はそうした木簡文化のうち百濟の系譜を引くこと、また木簡の体系的運営には帳簿をはじめさまざまなノウハウが必要であり、こうしたノウハウや支配体制・システムの成立の遅れが日本木簡の遅れであり、またその成立の契機が百濟滅亡である可能性を述べた。最後に、木簡の形態をめぐって少し補足しておきたい。

韓国で、體を有する木簡が多いのは、やはり用材による理由が大きいのではないだろうか。百濟木簡の系譜を引く日本木簡では、體を有する木簡がほとんど見られないことからも推測できるように思う。あえて多角形の木簡を多用したというより、木材の事情で多角形にせざるを得なかった場合が多かった可能性を想定しておきたい¹⁶。

日韓の古代木簡の共通点と差異は、支配体制の段階、システムの違い、さらには用材にまつわる条件＝自然条件など多くの点にまたがる。日本の地方木簡と韓国木簡が類似する、という指摘についての検討など、実力不足で行えなかつたが、これも単純に両者が似ているというような見方ではなく、もうすこし様々な要素・角度から観察する必要があるようを感じる。研究を進めていきたいと思っている。

謝 辞 本稿は、訪韓中多くの方々にお世話をなった成果に依っている。朴威鎮氏・車順喆氏をはじめとする大韓民国国立文化財研究所の先生方に心より御礼申し上げ、また成果を十分に咀嚼しきれていない点をお詫び申し上げます。

註

- 1 近年の日本における韓國木簡の研究成果がまとめられたものとしては、朝鮮文化研究所編『韓國出土木簡の世界』雄山閣、2007年、工藤元男・李成市編『東アジア古代出土文字資料の研究』雄山閣、2009年などがあげられる。
- 2 木簡文化という語を使っての議論としては、尹善泰氏が多面体木簡を特徴とする「韓國木簡文化」を提唱されてる。氏の見解については後に触れる。
- 3 こうした木簡の作法を考える上で、例えば佐藤信氏が提唱する「書写の場」というような視点は有効で、重要であろう。また、日本古代の荷札作成の作法を検討し、支配制度の中での役割を論じた、拙稿「荷札と荷物のかたるもの」（『木簡研究』第29号、木簡学会、2008年）がある。
- 4 尹氏の指摘など。
- 5 桥本 繁「金海出土の論語木簡」朝鮮文化研究所編『韓國出土木簡の世界』雄山閣、2007年、など。
- 6 国立昌原文化財研究所編『韓國의 古代木簡』国立昌原文化財研究所、2006年、15・18・40・48など。なお、以下韓國出土木簡については、原則として同報告書の番号による。
- 7 酒井芳司・馬場英「木片の調達環境と木簡」『木簡研究』第26号、木簡学会、2001年)。
- 8 桥本 繁「慶州鶴鹿池木簡と新羅内廷」朝鮮文化研究所編『韓國出土木簡の世界』雄山閣、2007年。
- 9 尹善泰「木簡からみた漢字文化の受容と変容」工藤元男・李成市編『東アジア古代出土文字資料の研究』雄山閣、2009年。
- 10 三上喜豊「韓國出土木簡と日本古代木簡－比較研究の可能性をめぐって－」朝鮮文化研究所編『韓國出土木簡の世界』雄山閣、2007年。
- 11 桥本 繁「城山山城出土木簡と六世紀新羅地方支配」工藤元男・李成市編『東アジア古代出土文字資料の研究』雄山閣、2009年。
- 12 捷稿「百年の理由」（『木簡研究』第31号、木簡学会、2009年）で、見通しを若干の見通しを述べた。
- 13 東野治之「古代日本の文字文化－空白の六世紀を考える」国立歴史民俗博物館・平川南編『古代日本 文字の来た道』大修館書店、2005年。
- 14 桥本 繁「城山山城出土木簡と六世紀新羅地方支配」（前掲注11）。
- 15 江浦 洋「大阪・難波宮」（『木簡研究』第22号、木簡学会、2000年）で紹介されている内容に基づいて検討した。
- 16 東野治之「巻頭言－情報化と松と椿－」『木簡研究』第24号、木簡学会、2002年。

挿図出典

- 第1図 1 国立昌原文化財研究所「韓國의 古代木簡」2004年、p. 152。
 2 同、p. 172
 3 同、p. 174

木簡 作法과 100년의 理由

馬場 基 (바바 허지미)

요 지 한글 고대 木簡의 특징으로 보고 있는 多角柱·棒狀 木簡에 대하여 짐작하였다. 木簡의 形狀·加工과 문자의 기재 방법을 관찰하면, 통상적으로는 문자를 書寫하기 위해 '面'을 만들어 내는데, 면을 만들지 않는 木簡이 존재하는 점, 그러한 凸柱狀 木簡에서 문자 기재 행수가 많은 木簡에는 공봉된 加工이나 形狀적 특징을 볼 수 있는 점(円柱狀으로 바다를 지닌, 길이 20cm이상으로 비교적 길다)을 지적할 수 있다. 출토 정보나 기재 내용으로부터 이러한 나디를 가진 圓柱狀 木簡이 신라 왕의 신민 가까이에서 쓰였던 木簡으로, 음성이 문자화되는 장면에서의 이용되었음을 가정할 수 있는 것도 지적하였다. 그렇다면 이러한 多角柱·棒狀 木簡 가운데, 가려 쓰는 것으로부터 신라 木簡 문화의 존재를 상정하고, 또 대비되는 점으로서 백제 木簡 문화의 존재도 상정하였다. 고대 한국에 이와 같은 성숙된 木簡 문화가 존재했다는 것을 지적하고 나서, 일본 고대 木簡과 비교하였다. 木簡은 行政·支配·收取 시스템의 일환, 또는 도구로 기능하는 것이며 단독으로 쓰이는 것은 아니다. 木簡의 사용은 그러한 시스템 운용의 노하우가 있고서야 가능하게 된다. 일본 고대 木簡의 본적적 선개가 한국보다는 크게 늦은 점은 이와 같은 시스템·制度의 정비 상황이나 노하우의 속적 차이에 의한 것이라고 생각해 보았다.

주제어： 木簡 신라 백제 일본 木簡文化

Uses of *Mokkan*, and a Lag of 100 Years

Baba Hajime

Abstract: Round and polyhedral columnar *mokkan* (wooden documents), forms held to be characteristic of ancient Korean *mokkan*, were examined. From observations of the shapes and woodworking, and the methods of inscription of these items, it can be pointed out that while flat surfaces were ordinarily prepared for writing characters, there are some lacking such surfaces, being the cylindrical *mokkan*, and that among the latter are items bearing many lines of text which share characteristics of shape and woodworking (being cylindrical in form but bearing natural knots in the wood, slightly more than 20cm in length, and relatively thick). From the archaeological contexts and the content of the inscriptions, these knot-bearing cylindrical *mokkan* may be inferred to have been used near the person of the Silla king, when transcriptions were made of oral statements. From the differential utilization among these polyhedral and round columnar *mokkan*, the existence of a Silla *mokkan* tradition may be presumed, along with a Baekje tradition in contrast to this. After pointing out the presence of these mature *mokkan* traditions in ancient Korea, comparison was made with *mokkan* of ancient Japan. *Mokkan* functioned as vital parts or tools of the systems of administration, governance, and taxation, and were not items used in isolation. The use of *mokkan* becomes possible only with knowledge of how to operate these systems. That full-scale development of *mokkan* in ancient Japan lagged greatly behind Korea is thought to be due to different conditions in the implementation of these systems, and the accumulation of knowledge they required.

Keywords: *Mokkan* (wooden documents), Silla, Baekje, Japan, *mokkan* traditions

日本からみた韓半島の古代木塔址

箱崎和久

- 1.はじめに
- 2.方形木塔址の規模と柱間寸法
- 3.望德寺木塔の規模と形態
- 4.帝釈寺木塔の基壇
- 5.八角塔の規模と構造
- 6.おわりに

要旨 韓国における古代寺院址の盛んな発掘調査によって明らかになった成果をもとに、日本建築史の観点から木塔址を比較・検討し、その上部構造について考察した。日本と韓国の方形木塔は、基壇規模や柱配置はほぼ共通するが、百濟の木塔址については柱間寸法が不明である。日本の法隆寺建築の源流が百濟にあるとすれば、柱間寸法が等間でない木塔址が今後発見されるだろう。『三国史記』に「高十三層」と現れる慶州の望德寺木塔については、規模が小さいために否定的な見解もあったが、これより規模の小さな日本の談山神社十三重塔が存在することを勘案すれば、積極的に十三重木塔とみて復元考察する必要がある。金正守による復元案は、構造的・意匠的にただちに受け入れがたく、古代十三重木塔の復元にあたっては、十三重木塔の特質を明確する必要がある。基壇の高大な益山の帝釈寺木塔については、日本の多賀城魔寺が類例になりうると考えられるものの、その目的が明らかでない。高句麗を中心とする八角木塔は、基壇の実面積は大きい。ただし建物規模を想定すると、方形木塔の一辺と同程度と推定される。現存する八角木塔は中国の応県木塔と日本の安楽寺八角三重塔のみだが、安楽寺は比較的小さな八角塔に用いられた構造と考えられるのにに対し、応県木塔の構造は規模の大きな木塔に適した構造で、高句麗の木塔址はほぼ安楽寺の構造で復元が可能と考えられる。日本の法勝寺八角九重塔は応県木塔の構造と考えられ、実現しなかった西大寺八角七重塔は、時代的・規模的にみてその判断がむずかしい。

キーワード 方形木塔 望德寺 十三重塔 帝釈寺 八角塔

1. はじめに

近年、韓国では古代寺院址の発掘調査が盛んで、次つぎに新たな成果が上がっている。そのなかで2009年度には、「韓中日古代寺址比較研究（1）－木塔址編－」¹（以下「資料集」と略す）が完成し、韓国・北朝鮮の木塔址16箇所、中国2箇所、日本が7世紀を中心とする40箇所について、基壇規模や建物規模、基壇構造法、心礎などについてデータが収集・整理された。また、卷末には3国の遺構を概観した考察が加えられていて、7世紀までの東アジアの木塔史を素描できる、たいへん有意義な成果である。この考察部分については、2009年5月8日に韓國伝統文化学校伝統文化研究院で開催された、「韓中日古代寺址比較研究－木塔編－」学術セミナーにおいて、鄭子永・趙恩慶・李京柏・磯旭「韓・中・日 古代木塔基壇築造技法比較研究－5～7世紀古代木塔を中心に－」²でも触れられており、この元データが先の資料集ということになるらしい³。

ここでは、これらの成果によりながら、方形木塔址の規模と柱間寸法、望徳寺木塔の規模と形態、帝釈寺塔の基壇、八角塔の規模と構造について、日本建築史からみた問題点について私考を披瀝し、今後の調査・研究への備えとしたい。

2. 方形木塔址の規模と柱間寸法

まず、韓国で発掘された方形木塔址について概観しよう。百濟では扶余地域の軍守里寺址、陵山里寺址、王興寺址、金剛寺址、扶蘇山庵寺址、龍井里寺址、益山地域の帝釈寺址、弥勒寺址がある（以上を百濟地区と仮称する）。新羅・統一新羅では慶州の阜龍寺址、四天王寺址、望徳寺址がある（これらを新羅地区と仮称する）。第1表は、資料集に基づいて韓国の方形木塔址の概要をまとめ、本稿に関係する日本の現存木塔の情報を加えたものである（以下、寺址の「址」を略する）。

よく知られているように、新羅地区的木塔の遺構は残存状況がきわめてよく、心礎のほか礎石、基壇外装などを残すが、百濟地区では、基壇上の礎石は失われて建物規模が明確にわかるものはない。

基壇と建物の規模 基壇規模は、第1表からわかるように阜龍寺が破格に大きく、帝釈寺と弥勒寺が続く。このうち阜龍寺と弥勒寺は広大な寺地をもつ別格寺院で、帝釈寺はやや特殊な遺構であるため除外すれば、最小は扶蘇山庵寺の約8.0m、最大は金剛寺の14.2mとなる。

日本において破格の規模をもつ寺院は百濟大寺（吉備池庵寺）で、塔の基壇規模は32m程度を測り、新羅皇龍寺と同規模と想定される。皇龍寺九重塔は、方7間・総柱式の平面をもち、東アジアの古代木塔で7間であることが確実な唯一の事例であるが、金堂の柱間

寸法が最外周を除けば4.8m程度であるにもかかわらず、木塔の柱間寸法は3.2m弱と小さいのが特徴である。日本の大官大寺でも、金堂の廊部分が4.5mでもっとも柱間寸法が小さいものの、九重塔は一辺15mの規模をもちながらも、方5間のため、柱間寸法は3.0m程度と小さい。その他の寺院でも、7世紀代の塔で3m以上の柱間寸法をとる例はなく、大勢として木塔の柱間寸法は金堂に比して小さい。柱間寸法は別格寺院で3m程度と共通し、これ以上の柱間寸法をとらず、規模を大きくする場合は柱間を増やしたと考えられる。

8世紀になると、大安寺の東西七重塔が方3間で一辺約12mの規模をもち、中央間の柱間寸法が4.2mに達しており、各回の同分寺の木塔でも3mを超える柱間寸法をもつものが出現する。しかし柱間は方3間であり、規模を大きくするには柱間数を変えずに柱間寸法を大きくすることで対応したらしい⁴。これらを勘案すると基壇規模しかわからない弥勒寺の木塔(18.56m)は、側柱からの基壇の出を4.5m程度とすれば塔身が9.6mほどとなり、方3間で3.2m程度の柱間寸法をもつ木塔ではなかったかと推定される。

一方、規模の小さい扶蘇山庵寺は山岳寺院であり、日本の室生寺(基壇一辺5.6m、方3間)や龍門寺(基壇一辺約7.0m、方3間四天柱なし)など、日本にも山岳寺院には規模の小さな木塔があることと符合する。龍門寺は四天柱の礎石がなく、扶蘇山庵寺が基壇規模しかわからないのは残念だが、四天柱がない可能性もあるだろう。基壇規模が8.3mの望徳寺については節を変えて述べたい。

その他の木塔は陵山里寺の11.8mから金剛寺の14.2mのあいだに5塔あって、日本の7世紀代の木塔の基壇規模が12m前後であることと符合する⁵。このなかでは柱間寸法が判明している造構は四天工寺だけだが、いずれも方3間とみてよいだろう。

柱間寸法と隅一組物の問題 上述のように、新羅地区の3塔は柱間寸法が等間である。その他はわからないのは残念だが、皇龍寺九重塔の造営に百濟の名匠・阿非智を招請しているという『三国遺事』の記事から、百济地区的木塔の柱配置推定に新羅地区的木塔の柱配置を適用し、柱間寸法を等間と推定すると、日本の法隆寺建築を考える上で難点が生じる。

それは、現存する法隆寺にみられる様式の源流が朝鮮半島にあると考えられていることによる。木塔に限らず、法隆寺金堂を中心とする細部様式は、高句麗古墳壁画や中国漢~唐代における文物の検討から、中国の漢・魏代といった古い様式や、北齊~初唐代といった同時代に近い様式が混在し、これらは高句麗古墳壁画でも認められるものがあることから、朝鮮半島で醸成された様式が日本に伝えられたと考えられている⁶。

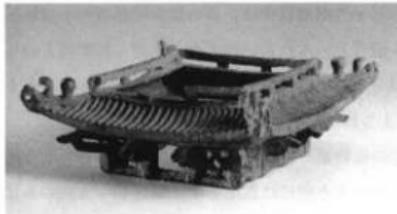
このうち本稿で問題となるのは、法隆寺の建物隅の組物と平面との関係である。すなわち法隆寺の建物隅の組物は、建物各辺と直交する方向には挺出せず、隅行45°方向のみに挺出する。これを隅一組物と呼んでいるが⁷(第1図)、このため金堂や五重塔では正側面端間の柱間寸法が小さくなる。木塔に限れば、中央間が広く両脇間が狭い平面となるので

第1表 方形木塔の概要

国	寺名	年代	構造地盤	基座外縁	基底高さ
百濟	革新寺	6世紀中期	なし。	海面	11.1m
	陝山寺	667年	あり（詳細不明）。	成正積二重基壇	11.8m
	不興寺	677年	12m四方、深さ80cm。	成正積	12.2m
	金剛寺	7世紀後半	岩盤まで盛り込む。	成正積二重基壇	14.5m
	扶羅山寺	7世紀後期～中期	池山削り出し。	石造基壇	8.0m前後
	龍井寺	7世紀後期～中期	上面18.5m四方、深さ2.3m。	不明	不明
	世教寺	7世紀後半	あり。深さ76cm。	二重基壇	21.2m
新羅	弘化寺	7世紀後半	21.5mほど。深さ3.4m。	成正積二重基壇	18.56m
	立藏寺	645年	平均21.5m。深さ平均1.9m。	成正積二重基壇	29.5m
統一朝鮮	西天王寺	679年	16m四方。深さ1.1m。	終心替月二重基壇	12.9m
	望德寺	7世紀後半	なし（推定）	成正積二重基壇	8.2m
日本	吉備泡庭寺	839年	なし	不明（木質？）	推定22m
	山田寺	676年完成	平均15m四方、中央で深さ0.8m	切石積三階	12.8m
	川原寺	7世紀後期	基礎地盤を0.3m盛り込む	無構造不明	11.7m
	多賀城寺	7世紀後期	なし	不明	11m程度
	法隆寺	7世紀後期	不明	安石積二重基壇	13.8m
	大宮大寺	8世紀初頭	なし	なし（油工前後）	24m?
	龍門寺	8世紀前半	不明	瓦石壇	6.97m
	大安寺	8世紀後期	なし	成正積	29.7m
	東大寺	8世紀後期	不明	成正積	24m
	聖生寺	800年頃	不明	石積み	5.6m
旗山社十三重塔 1537年				漆石積二重基壇	3.1m



第1図 法隆寺五重塔の組物（筆者撮影）

第2図 国立扶余博物館青銅製小塔片
(国立扶余博物館団録 日本語版 1998年より)

ある。

隅一組物の実例は、中国には法隆寺と同時期の7世紀の例があるようだが⁸、朝鮮半島における古代の例は、国立扶余博物館蔵の青銅製小塔片（第2図）に見える。ここでは挿肘木による隅一組物としており、大斗上の組物を隅一組物とする法隆寺の様式とはやや異なる可能性もあるが、現在のところ、朝鮮半島における類例はこれだけで、百濟との関係が注目されるのである。

以上から、新羅地区の木塔に見える各柱間同寸の平面は法隆寺様式の源流とはなりえず、高句麗において八角平面の木塔しか発見されていない現在、隅一組物の源流たり得るのは百济しか

柱配置（柱間寸法）	心壁	角柱	備考
正面柱横石板跡か	地下式（基礎下1.6m），西方にあり	南北2面	
不記	地下式（基礎下1.6m）	南北2面	
不記	地下式（基礎下0.5m），東方に斜め	東方	
不記	心壁なし。西側に壁1.2mの穴。西方に歩道	不明	
不規、推定3×3。	推定半地下式。	南北2面	
不明	地下式地上式。地下式ではない	不明	
不明、支承付5葉か。	地上式	四面	
不明	地下式ではない	北北西面	
7×7（5.176m等間）	地上式	南面3葉目、他の3面1葉目	
3×3（2.10m等間）	地上式	四面	
3×3（1.60m等間）	地上式（八角心壁）	六面（塔頂幅1.34m）	
不明	地上式	八面	
3×3（中央間2.7m、東西間2.1m）	地下式（1.3m下）	四面	
3×3（2.0m等間）	地下式（1.1m下）	前後時間の把頭小塔	主上に次辺
3×3（2.1m等間）	地上式	四面	
3×3（中央間2.7m、東西間1.9m）	地下式（約2.0m下）	四面	
5×5（3.2m等間）	地上式	不明	塔身中に祭失
3×3（柱距一込3.3m）	地下式	半盤のみ	山岳寺院
3×3（中央間4.2m、東西間3.9m）	地下式	四面	
不明	地下式	四面	
3×3（中央間0.9m、東西間0.9m）	地下式	南面	山岳寺院
3×3（中央間1.2m、東西間0.9m）	地下式	なし	

* 今名ゴシック体は現存遺跡

ない。したがって百濟における木塔の柱配置も、法隆寺五重塔などと同様、中央間を広く、脇間を狭くした平面をとるものがあると考えられる。心壁の設置位置が、大勢からみれば新羅と百濟とは異なるとの同様、柱間寸法も新羅との相違点があると考えたい。ただし、これは木塔だけでなく金堂の発掘成果を含めて検討すべき課題である。

逆に柱間が等間なのは、日本の木塔の場合、本薬師寺・崇禪寺の東西両塔があり、これらは双塔式の伽藍配置をもつ。双塔式の伽藍配置は統一新羅の寺院に特徴的であり、とりわけ薬師寺と同様、回廊が横長の平面をもつ感恩寺との類似性が指摘されているが⁹、木塔の柱間寸法でも、新羅寺院との類似性を指摘することができる。

3. 望德寺木塔の規模と形態

遺構の概要 望德寺東塔は、舍利孔をもつ地上式心壁とともに四天柱の礎石4基と隅柱の礎石10基を残す。基壇地覆石等の遺存状態もよく、規模は基壇が一辺8.3m、建物が一辺4.95m、柱間寸法が1.65m等間である（第1表）。「三國史記」巻第9、新羅本紀第9の景德王14年（755）春条に「（前後略）兩塔相對、高十三層」とあり、十三重塔と考えられているが、遺構の規模が小さいことから、藤島玄治郎は三重塔程度を想定し¹⁰、米田美代治は五重塔あるいは七重塔に裳階が付いたもの¹¹、と考えている。

金正守の復原案について 一方、金正守は浄恵寺址十三層石塔（慶尚北道慶州郡、9世紀、第3図）などを参考に第4図のような復元案を提示した¹²。浄恵寺址十三層石塔の比例から塔身部の高さを求めたためと推定されるが、初重がやや高く、二重目を屏口と連子窓を備えて樓閣式に、三重以上を密檐式にしており、浄恵寺址十三層石塔とも異なる特異な形態となっている。また通減が大きく、最上重は初重の17%程度、実寸法は85cm程度であり、十二重より上を2間に割りながらも組物をもつて、組物の部材寸法がきわめて小さくなっている。

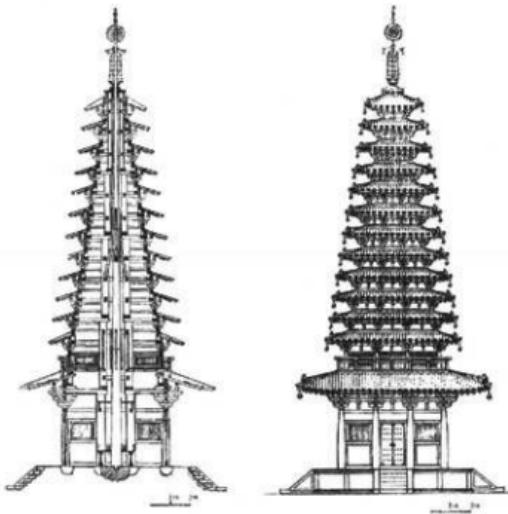
初重平面が2.4mほどしかない日本の室生寺五重塔では、五重の平面が1.5m弱で、初重に対する通減率は59%である。これは五重を三間に割って隣り合う組物がぶつからないよう、五重の納まりに合わせて部材を規格化したと考えられており¹³、軒の出の実寸法も初重から五重までほとんど変えないため、塔身の通減率はほど上層が小さく感じない。すなわち、石造の通減を木造にも単純に適用させることの妥当性を検証し、また全体の形態だけ



第3図 浄恵寺十三層石塔（筆者撮影）

でなく部材の寸法を考慮する必要があると考える。

ただし、「三国史記」に「望徳寺二塔相撲」や「望徳寺二塔戦」とあるのは、塔身部と心柱とが地震や風によって揺れ方が異なったり、露盤部分で生じたりする摩擦のためにギシギシとたてる音が、両塔が争うように感じられた様子を表現したものと思われ、塔身部が細くてやや不安定だったことを暗示するものと考えられる。



第4図 金正守による望徳寺十三重塔復元図（註12より）

一方、金正守による断面復元案に関しては、後述するように、古代における十三重塔の構造自体が明確でないものの、日本の談山神社十三重塔や現存する古代の木塔、あるいは日本の木塔の構造的変遷を勘案すれば、第4図のような通柱構造とは考えにくいと思う。

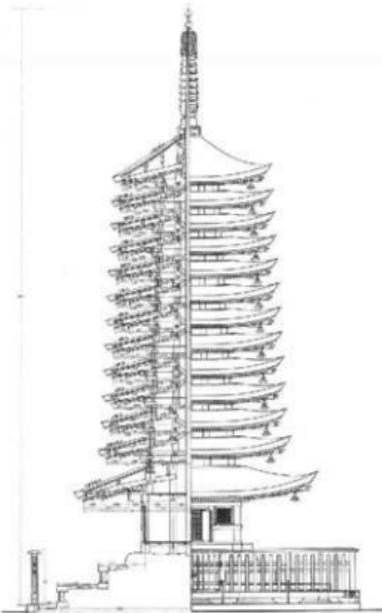
談山神社十三重塔の構造 現存する純木造の十三重塔である談山神社十三重塔（奈良県桜井市、第5図）は、明確ではないものの7世紀の創建と考えられ、その後、焼失と復興をくり返して1532年に再建されたもので、壇正積の二重基壇は、型式と材質からみて1532年以前の形態を踏襲している可能性が指摘されている¹⁴。初重平面は方3間で、中央間1.18m、両脇間0.85mと櫻閣式の木塔と平面形式は変わらない。側柱は土台上に立ち、内部には床を張るが、修理工事報告書掲載の修理前写真を見ると、四天柱が礎石位置とずれており、礎石は創建当初の位置を保つかもしれない。心柱を基壇上から立てる点、二重基壇とする点も時代的にみると異例で、筆者も古式を踏襲した可能性が大きいと思う。

構造をみると（第6図）、側柱は垂木の上に置いた柱盤から立つものの、初重の四天柱は通柱として二重の横架材を受け、それ以上上の四天柱は2層ごとの通柱としている。

複雑な組物を設けず、横架材の先端を柱上に出すとともに内部に引き込んで、四天柱の切れる層では対辺の柱上の横架材として引き通し、四天柱に当たる層では四天柱の



第5図 談山神社十三重塔（筆者撮影）



第6図 談山神社十三重塔断面図（註14より）

側面に挙している。紙幅の関係で詳述できないが、濱島正士による塔の構造の変遷¹⁵から見れば、日本の中世の長柱構法と近世の構構法を合わせたような構造であり、時代相応といえそうである。

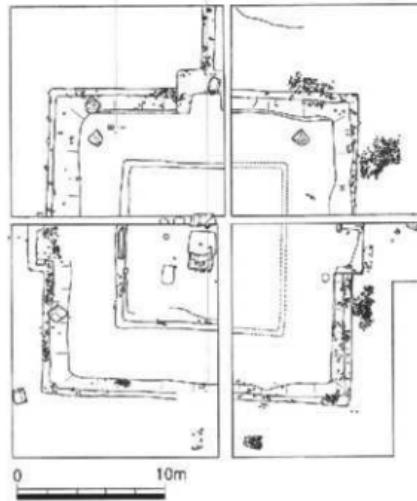
望徳寺木塔の復元のために 談山神社十三重塔は、年代が降るもの、望徳寺木塔の平面よりも小さな十三重塔が現存するのであって、藤島亥治郎や米田美代治が十三重塔を否定ぎみに述べているのはあたらず、金正守のように積極的に十三重塔ととらえるべきである。

望徳寺十三重塔の造形と構造の復元には、密檐式とするか樓閣式とするかが大きな判断の分かれ目になると思われるが、これはすなわち組物を備えるかどうかの判断になるだろう。中国遼代の密檐塔では、たとえば北京市の天寧寺十三重磚塔のように組物を備える事例もあるが、規模が大きな塔は組物を備えても密檐式の造形をとることができるものの、規模が小さいと組物の積み上げ高さだけで各重の軒が離れてしまい、樓閣式に見えることになると思われる。組物を用いた樓閣式とするのであれば、日本に現存する三重塔や五重塔の構造を十三重塔に応用できるかどうかが課題となる。組物を用いない密檐式とすれば、談山神社十三重塔の構造を参考に、古代の十三重塔の構造と意匠を検討する作業が必要となると考えられる。組物をもたない談山神社十三重塔の造形も、密檐式の意匠とすることを優先させたため、と解釈することも可能かもしれない。

4. 帝釈寺木塔の基壇

遺構の概要 帝釈寺の木塔は、高大な二重基壇をもつ。第1表のように、下成基壇の一辺が21.2m、高さ1.9m、上成基壇が一辺19m

(資料集の記述による。ただし資料集掲載図面：第7図だと11.6m程度である)、高さ0.5mの規模をもつ。北面の下成基壇上に14m離れて検出した礎石を当初位置を保つと解釈し、また頂部には2つに削れた心礎が残存していることから、上成基壇上に地上式心礎をもつ方3間の木塔が建ち、下成基壇上には5間等間(柱間寸法2.8m)の裳階柱が立つと推定している。



第7図 帝釈寺木塔遺構図(資料集より)

上成基壇の規模は標準的な木塔と同等で、下成基壇に表附柱を立てるのは、塔においては高句麗清岩里寺が確認されているのみだが、慶州の泉龍寺や四天王寺では金堂に例がある。したがってここに建つ木塔の規模や構造は標準的なものと考えられる¹⁶。特異なのはこれらを2m近く下成基壇によってかさ上げしている点である。

階段と基壇外装 階段は下成基壇の高さが1.9mあるにも関わらず、下成基壇からの出は66cm程度との資料集の報告であり、とすれば、下成基壇内部に入り込む形式の階段になるだろう。上成基壇西面で検出した細長い石材が階段地覆石とすれば、これに接続する痕跡が平面方形に廻って階段の突出がないことから、上成基壇も内側に切り込む形式の階段となる。

また資料集では下成基壇から上成基壇まで階段が連続すると述べているが、階段幅が3.4mあり、柱間寸法を2.8mと推定しているから、階段の途中に中央間の礎石や柱が立つ部分が現れてしまう。下成基壇上の礎石がほぼ完全に露出している状況を鑑みれば、相当の削平を受けていることは確実である。資料集で想定しているように下成基壇が石製壇正積とすれば、羽目石の高さが1.5m程度必要となり、それを支持する地覆石も相応に大きくなるとみられる。したがって、遺構図に見える基壇地覆石抜取溝の規模が適当かどうか検証する必要がある。また資料集によると階段状の基壇構成を想定しているが、北面で検出した礎石が当初位置と高さを保つとすれば、これらが露出しない基壇形式を考えなければならない。いずれにしても特異な形態の基壇であり、どのような発想あるいは目的に基づいて造られたのか明確でない。わずかではあるが類例を挙げて今後の検討を待ちたいと思う。

多賀城廃寺 日本における類例は宮城県多賀市の多賀城廃寺にある。多賀城は古代の東北地方における政治的・軍事的中心地であり、多賀城廃寺はこれに付属する寺院として8世紀前期に創建されたと考えられている。多賀城廃寺の塔跡は、一辺30m、高さ約2.4mの四角錐の頂部を水平に切り落とした土壇の上に、方3間、2.1m等間の礎石16個と地上式心礎が完存する遺構で、1962年の発掘調査によって、高さ約1mの人工土壇の上に、高さ1.36mの基壇を築いたものであることが判明した。基壇は凝灰岩製の切石積で、一辺11m程度、四面に階段をも

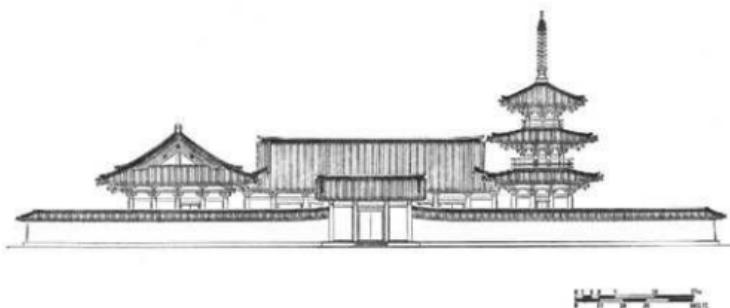


第8図 多賀城廃寺塔跡基壇整備後（註17より）

つ。羽目石の頂部を葛石で押さえず、上面に羽目石の木口を見せる構造だったため、羽目石が外側に傾きやすかったらしく、補修時に羽目石を埋めて基壇高をほほ解消し、埋めた土盛り上面の基壇すぐ外側に大走りや雨落溝を造っている。その後もこの補修の土盛りの外側に切石列を設けるなどの改修が施されている¹⁷。第8図は整備後の状況で、基壇は保存のために埋められて全体が土壇に見えるが、階段を登りきった縁石部分が基壇縁で、ここから下に基壇羽目石が落ちて、高さ1.36mの段差になり、その下がマウンド状の土壇となる。帝釈寺の木塔と異なる点は、帝釈寺が上成基壇が低く、下成基壇が高いのに対して、多賀城廃寺はその逆である点であろう。

何のために土壇上に基壇を築くのか、報告書にも詳しく触れられていない。地形や地盤などの立地条件も検討しなければならないが、土壇の効果として期待されるのは、回廊などで囲まれた外側からみると、木塔がやや高く見えるという点くらいしか思い浮かばない（第9図）。木塔の塔身規模が小さければ小さいほどこの効果は大きいだろうが、多賀城廃寺の塔は、時代的にみて標準的な規模である。

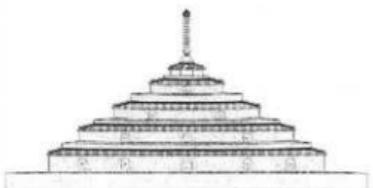
いっぽう、帝釈寺のように下成基壇上に礎石を配しているかどうか、すなわち土壇上の基壇際に礎石を配しているかどうかは、基壇地覆石を検出したのが南北の深掘りトレーナー部分のみであって、後世の補修を破壊しないという発掘時の配慮のために、その有無は不明である。仮にあったとしても基壇規模（11m）と塔本体の規模（6.2m）を勘案すれば、側柱筋から最低でも2.5mは必要となり、初重塔身の柱間寸法と同じ2.1m（7尺）等間とはならない。基壇際に表階の柱が立ち、基壇上に十分な空間を確保しようとすれば、基壇の高さを考慮すると多賀城廃寺の場合は表階柱が相当長くなってしまう。帝釈寺の場合は、上成基壇が低いので表階柱に関する問題点はある程度解消される。



第9図 多賀城廃寺復元立面図（註17より）



第10図 復元整備後の土塔（註19より）



第11図 上層頭塔復元立面図（註20より）

土塔と頭塔 発想を変えて、帝釈寺木塔の版築全体を塔の本体とみることができるとすれば、日本の土塔（大阪府堺市）や頭塔（奈良市）も類例に加えることができる。土塔は神亀4年（727）もしくは同5年の銘のある瓦が出土することから、この頃の創建と考えられている。一辺53.1m、高さ12mの瓦積基壇をもち、その上にさらに土を盛って四角錐形の13の段とし、頂部を水平にしたもので、高さは8.6m以上に達する。各層をなす段の高さは0.3m程度で、その上に瓦を葺き、頂部（13層目）には平面円形もしくは八角形の構築物を据えたと考えられる径5.9mの粘土ブロック環がある。礎石等は検出されておらず、頂部にあったとみられる構築物の具体的な様相は不明である。土壇全体が塔の本体であり、ここに登るための階段などは備えていない¹⁹（第10図）。

これと似た構造で、表面に石仏を配した石組ピラミッド状の遺構が頭塔である。上下2層の遺構が確認されており、基壇一辺は32m程度、上層の初重塔身が24.5m前後、高さ8mの規模をもつ（第11図）。760年創建の遺構で、頂部では地下式心礎が検出されているが、やはり構築物の礎石や土壇に登るための階段ではなく、土壇が塔本体という認識である²⁰。

5. 八角塔の規模と構造

八角塔の遺構 東アジアで発見されている6～7世紀の八角塔址には、資料集にのせる、高句麗の土城里寺址、上五里寺址、定陵寺址、清岩里寺址と、新羅の靈廟寺址、日本の櫛原庵寺がある（この節では、塔址と現存塔とを区別しやすくするために、「址」を省かずに記す）。これらの基壇規模を比較するため、資料集をもとに作成したのが第2表である。ここには、発掘遺構で明らかになっている中国の雷峰塔遺址²¹（浙江省杭州、977年）とともに、日本の西大寺八角塔址²²（奈良市、8世紀後半）と、法勝寺八角九重塔址²³（京都市、1083年供養）の発掘成果を加えてみた。日本で八角塔が発掘された事例は、櫛原庵寺

第2表 東アジアの八角木塔の発掘遺構

国	寺名	年代	基礎規模		心柱	基礎外装	雨落もしくは伏せり
			対辺間	一边			
高句麗	上坡里寺	4世紀後半	18.2	(7.6)	不明	不明	基壇外1.15m離れて 幅70cmの雨落溝
高句麗	上五馬寺	5世紀後半	(19.3)	8	不明(少なくとも 地下式でない)	石造(推定)	基壇外に幅80cmの水 落き
高句麗	安陵寺	5世紀	17.6	(7.3)	不明	不明	基壇外から80cm離れ て幅60cmの雨落溝
高句麗	濟州里寺	5世紀後半	(24.6)	10.2	不明(少なくとも 地下式でない)	切石地覆石を検出	雨落石工石・幅70cm
新羅	崇廟寺塔	8世紀	19	(7.9)	不明	石造二重基壇	不明
新羅	崇廟寺東塔	8世紀	10.5	(4.3)	不明	石造基壇	不明
宋	雷峰塔遺址	977年	25.0	10.4	不明	石造系盤	基壇外に放水
日本	極原寺	7世紀中頃	12.3	5.1	地下式	瓦積み基壇	不明
日本	西大寺	8世紀後半	27	(11.2)	不明	—	—
日本	法勝寺	1063年	32	(13.3)	未調査	不明	掘込地盤外に別の地 盤あり

第3表 現存八角塔等の規模

国	時代	地 埼	遺構名	年 代	塔身規模		心 杆
					対辺間	一边	
中国	北魏	河南省登封縣	嵩岳寺塔	523年	10.6		
中国	遼	遼寧省北鎮	崇興寺双塔	937年	(15.6)	7.3	
中国	宋	江蘇省蘇州	雲閣寺塔	961年	13.7	(5.7)	五重より立つ
中国	宋	江蘇省蘇州	羅漢院双塔	982年	5.3	(2.2)	五重より立つ
中国	宋	江蘇省蘇州	瑞光塔	1020年頃	11.3	(4.7)	六重より立つ
中国	宋	河南省開封	祐因寺鐵塔	1045年頃	10	(4.1)	
中国	宋	河北省定縣	開元寺塔	1055年	(23.7)	9.8	中央部塔心柱
中国	遼	山西省忻州	仏宮寺秋遊塔(志縣木塔)	1056年	(26.1)	10.8	最上層天井上
中国	遼	内蒙占慶州	我迦佛舍利塔	1049年	(24.1)	10	
中国	遼	内蒙占寧城	中京大明塔	1050年頃	(30.6)	14.3	不明
中国	遼	山西省臨丘縣	覺山寺塔	1089年	9.2	(3.8)	中央部塔心柱
日本	聖會	長野県	安樂寺八角三重塔	1289年	6.2	2.7	鉢附天井上

*「中国考古学史 第2版」(中国建築工業出版社、1984年)および

*「中国考古学史 第3卷」(中国建築工業出版社、2003年)より作成

*高さは上記文献の記述による。ただし、基壇を含む場合とそうでない場合があり、参考程度とされたい。

*表中の()内の数値は()のない長さからの計算による。()のないものは上記文献の記載による。

址を含めてこの3例である²⁶。

都道府県の有無	路政	備考
不明	不明	
地山切り出し	南北2箇所(推定)	八角基壇に建つ 方形木塔か
深さ2mの掘込地 業、上面に石敷き	西面	
地山切り出し	西面	基礎下に跡有
不明	不明	
不明	不明	
不明	東西南	
不明	南北2箇所(推 定)。市面のみ確認	側柱間2.2m
掘込地業のみ検出	不明	
掘込地業のみ検出	不明	

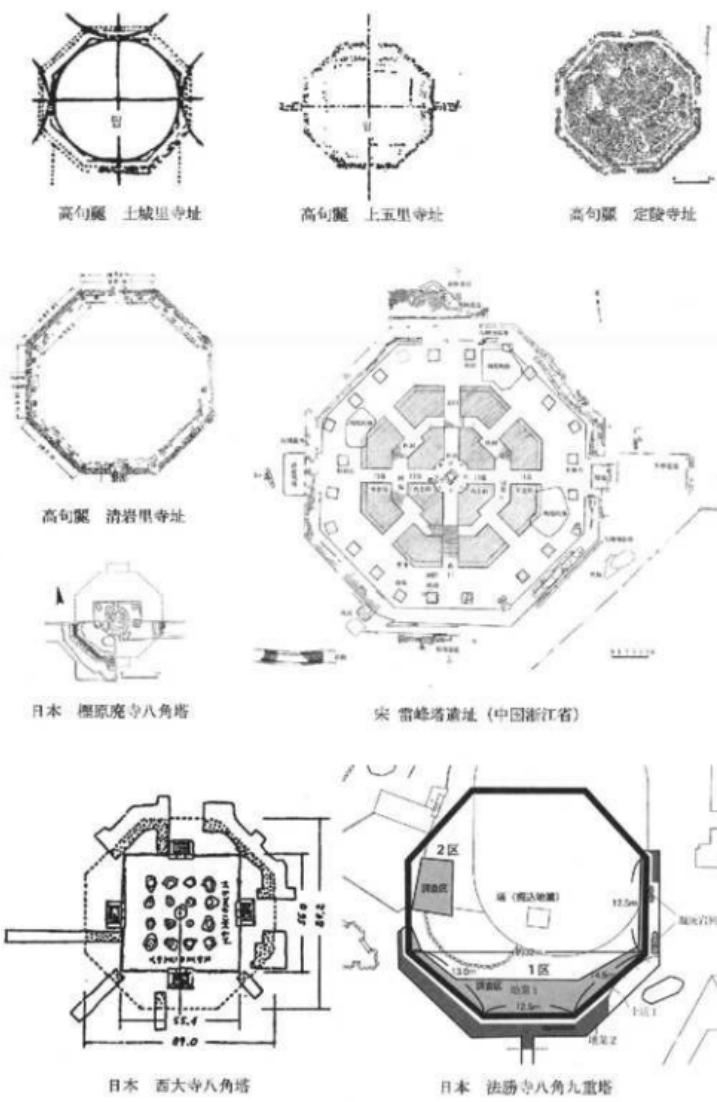
*表中()内の数値は計算による

また第3表は、現存する八角木塔である、中国山西省の仏宮寺釈迦塔（通称「応県木塔」）。以下この通称で記す。1056年）と日本長野県の安楽寺八角三重塔（13世紀後期）、および中国に現存する比較的古い宋代・遼代にかかる平面八角の磚塔、磚身木檼塔²⁷などの初重平面の規模（磚塔・磚身木檼塔の場合は対向する辺の外壁間）をまとめたものである。また、第12図に発掘遺構を、第13図に現存遺構の1/800の平面図を掲げて、その規模を視覚的に比較できるようにしてみた。このうち、高句麗の上五里寺址は八角基壇上に一辺約12mの方形塔が建つと推定されている。

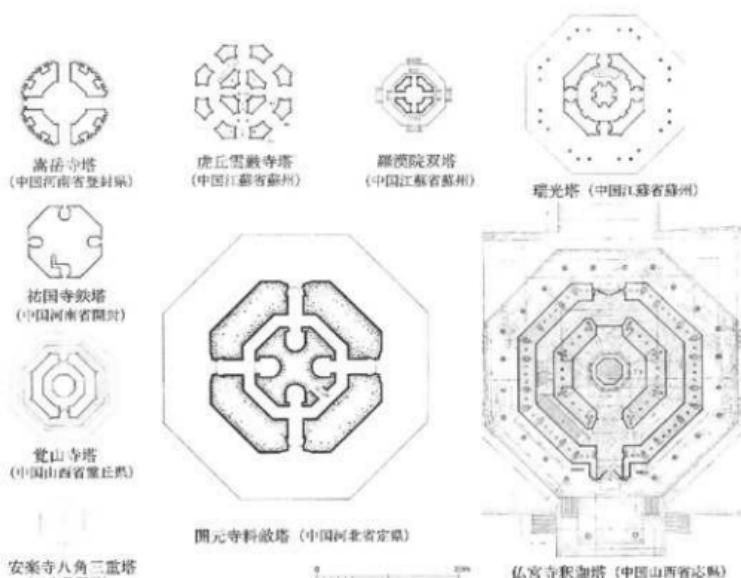
これらの発掘遺構で柱配置のわかるものは、清岩里寺址の下成基壇上で検出した礎石だけであり、発掘遺構間にみえる礎石位置は東西南北面（周囲の建物に接続する面）を5間に、その他の面を各面4間に割る位置にあり、建物の上部構造と密接に関わる柱の礎石とは考えにくく、後世の移動の可能性を含めて再検討する余地がある。したがって発掘された八角塔址を比較するには、基壇規模しか手がかりがない。

基壇と建物の規模 第2表からわかるように、高句麗の塔址の基壇規模は、一辺が7.3m、対辺間距離17.6mの定陵寺址が最も小さく、一辺が10.2m、対辺間距離が24.6mの清岩里寺址²⁸が最も大きい。第1節で述べたように、この時期の方形塔址の平均的な基壇規模が12m程度であり、これがこのなかにはほぼ納まってしまう²⁹ことを考えれ

形 式	高さ	備考
十二角十六重密巻塔	39.5m	
八角十二重密巻塔	48.7m	
八角七重櫛閣塔	48m	
八角七重櫛閣塔	30mほど	
八角七重櫛閣塔	53m(復元)	
八角十三重櫛閣塔	54.7m	
八角十一重櫛閣塔	64m	
八角九層五重密巻塔	67.3m	初重磚身外側板模
八角七重櫛閣塔	73.3m	
八角十三重密巻塔	73.1m	
八角十二重密巻塔	43.1m	
八角三重櫛閣塔	18.5m	実際平面規模



第12図 東アジアの八角木塔の発掘遺構 1:800



第13図 現存八角塔等の平面規模 1:800

ば、総じて規模は大きいと言えるのかもしれない。しかし、そう断するには建物規模を検討しておく必要がある。

判明する基壇規模から、基壇の出、すなわち柱から基壇縁までの距離、これは軒の出に近いと考えられるが、この基壇の出をたとえば法隆寺五重塔などと合わせて約3.70m程度と想定する。これを先述の高句麗の八角塔址に一律に当てはめてみると、定陵寺址の初層の平面規模は、対辺間距離が10.2m、一辺長が4.7m、清岩里寺址では対辺間距離が17.2m、一辺長が8.0m程度となる。当時の八角塔の基壇規模と初層平面規模の相関関係が明瞭でないため、この数値の有効性が明らかでない。しかし、上記の成果は、法隆寺五重塔と同程度の基壇の出、すなわち組物による軒の出を想定すれば、初層平面の一辺長は最低で4.7m程度、最大でも8.0m程度となることを示している。基壇の大きさは確定しているため、建物規模が大きくなれば軒の出も大きくなつて塔身の規模は小さめになるし、建物規模が小さな木塔であれば、軒の出は小さくなり、そのぶん塔身が大きめになるので、この数値は傾向をうかがうには十分とみられる。

これを方形木塔と比べると、たとえば法隆寺五重塔の初層平面一辺が6.4mであり、先述した八角塔の初層一辺の推定規模4.7~8.0mのほぼ平均を示すことを勘案すれば、八角塔

の一辺長は、この時期の方形木塔の一辺長と同程度と考えて大過ないと思われる。すなわち、八角塔と方形塔とは初層平面一辺長を同程度とする関係にあり、先述したように発掘された八角塔址の基壇の実面積は大きいが、一辺長という視点から比較すると、必ずしも大きいとは言えないということになる。

さらに、この建物規模を中国に現存する比較的古い代表的な八角平面の磚塔・磚身木櫓塔などと比較してみよう（第2・3表・第12・13図）。先述したように、発掘遺構の建物初層の一辺長が4.7~8.0m程度と推定されるとすれば、江蘇省を中心とする磚身木櫓塔（第14図）と同程度もしくはそれより若干大きい程度であり、山西省応県の應県木塔はきわめて大きいことがわかる。河北省定県の開元寺料敵塔（第15図）と内蒙古慶州の万部華嚴經塔（通称、慶州白塔、第16図）は樓閣式の磚塔で、また内蒙古寧城県の中京大明塔（第17図）や遼寧省北鎮の崇興寺双塔といった遼代の密檐式の磚塔は、初重塔身を高く二重以上を密檐式にするもので、いずれも軒の出が小さいため、初重の規模が大きくなると考えられる。ここから高句麗の八角塔のボリュームは、およそ中国江南地域に建つ比較的規模の大きな宋代の磚身木櫓塔などからうかがうことができると言えよう。

心礎の有無 ところで、これらの朝鮮半島における発掘調査成果では、八角塔の遺構と推定しているものの、心礎あるいはその痕跡などを一切発見していない。清岩里寺址では地山を削りだして基壇を造っており、地下式であればその痕跡などを認識することはできた



第14図 瑞光塔（江蘇省蘇州、筆者撮影）



第15図 開元寺料敵塔（河北省定県、筆者撮影）



第16図 万部華嚴經塔（内蒙古慶州、筆者撮影）



第17図 中京大明塔（内蒙古寧城県、筆者撮影）

と思われる。基壇上面が削平されていて柱配置も不明であり、少なくとも地下式ではないと推定できるものの、地上式の心礎である可能性、地上付近に心礎がない形式である可能性、発見基壇が塔でない可能性、の3通りを推定できる。塔でない可能性の検討は八角建物全般を検討しなければならなくなるため、ここでは他の2点を確認しよう。

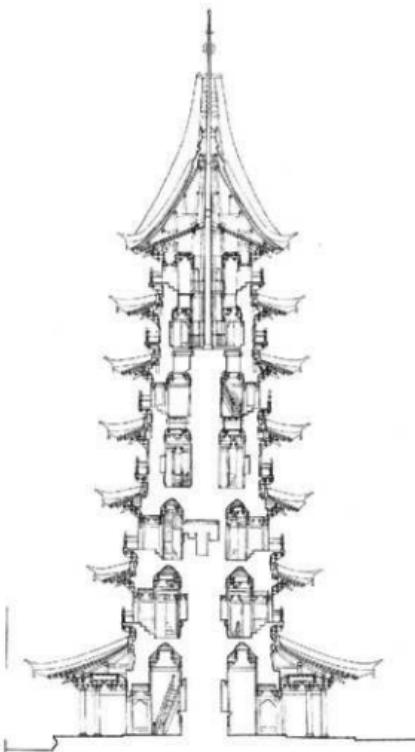
各八角塔址が地上式の心礎だったと推定しても、心礎の規模は相応に大きく、したがってその掘方も深く大きいと考えられ、何らかの痕跡を留めてよさそうであるが、その他の礎石の痕跡も含めてまったく失われている。削平が激しいということと同時に、基壇が高いことがわかる。

いっぽう、同時期の方形木塔址をみると、中国河北省の趙彭城仏寺や百濟の王興寺址などでは、地下に心礎を置いて舍利を納めており、日本の例を含めても、地下式心礎から地上式心礎へと変遷する傾向があると言える。しかし八角塔では、これらと様相が異なると考えざるを得ない。

ところで、中国に現存する八角平面の磚塔や磚身木擔塔では、初重の床面に心礎を置く例がない。たとえば江蘇省蘇州の瑞光塔は、七重のうち、六重の床面に八角平面の各頂点から対角線に材を渡してその中心に



第18図 瑞光塔六重の心柱設置状況（筆者撮影）



第19図 瑞光塔西面図（註28より）

心柱を立てている（第18・19図）。このような地上より上に心柱を立てる構造を、発掘遺構でも想定することは不可能でない。

平面形状と心礎の設置位置に大きな相関関係があるとは考えにくいと思うが、これらの遺構が木塔なのであれば、上重に心柱を立てた可能性の方が大きいのかもしれない。すると方形木塔では、なぜ地中あるいは地表に近い位置に心柱を据えるのかが逆に問題となる。

日本の八角塔址の位置づけ 以上のような特徴をもつ高句麗を中心とする八角塔址に対し、先述のように日本では桜原廃寺址（7世紀中頃）、西大寺八角塔址（8世紀後半）、法勝寺八角塔址（1083年）の3つが発掘遺構として知られている（第2表・第12図）。

桜原廃寺址は規模が小さく、八角塔址としては東西を問わず地下式の心礎を確認した唯一の遺構である。八角平面の隅柱（柱間1.2m）と内部の四天柱（柱間2.2m）からなる平面をもち、高句麗などの八角塔址と比較しても、現在のところ規模・柱配置の観点から特異な塔址であり、その源流を大陸に求めてよいのか、日本人による創作なのかわからない。

西大寺八角塔址は掘込地業のみ検出



第20図 安楽寺八角三重塔（註29）



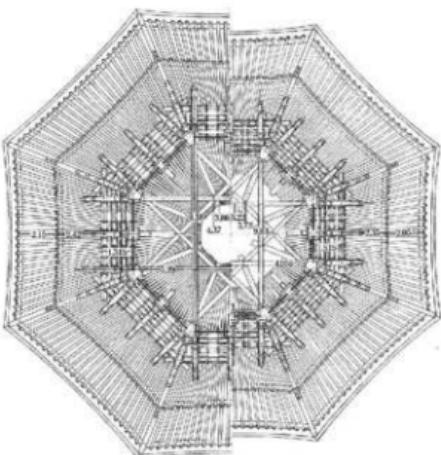
第21図 安楽寺八角三重塔立断面図
(註30掲載図を調整)

したもので、その一辺が11.2m前後に達し、高句麗などの八角塔址をしのぐ規模をもつ。方形木塔址も日本では8世紀になると規模が一まわりも二まわりも大きなものが現れるが、それと軌を一にすると考えてよいだろう。

法勝寺八角塔址は、年代も降るが、これらよりも格段に規模が大きい。これも掘込地業のみ検出したもので柱配置などは不明だが、中国華北・東北地方を治めた遼王朝の時代には、山西省の応県木塔や内蒙古慶州の万部華嚴塔といった八角塔が多数建てられており、当時、日本は大陸とのあいだに正式な国交はないが、突如として現れるこの塔に、大陸の影響を排除して考えることはできないと思われる。

安楽寺八角三重塔の構造 日本に現存する唯一の八角塔である安楽寺八角三重塔（第20・21図）は、初重を裳階とし、裳階天井上から心柱を立てている。近年の年輪年代測定で1289年の伐採木で建てられていることが知られた³¹。この時期の日本の三重塔は、心柱を初重天井上から建てるのが通例で、安楽寺八角三重塔もこの系譜にのると考えられる。またこの塔は日本で禪宗様と呼ぶ様式を用いた典型的な遺構である。禪宗様の特徴の一つは、細い木割の材を精緻に組み上げることで、現存遺構では柱も細く建物規模が小さいものが多い。安楽寺八角三重塔も裳階部分の平面が一辺2.6mであり、全体的に規模が小さいのは、禪宗様を用いることもその要因の一つであろう。

裳階部分を除く安楽寺八角三重塔の構造は、一言で言えば、方一間の木塔を心柱を中心に45°回転させて合体させた構造である（第22図）。方形木塔では、側まわりから挺出する組物の横架材を内部に引き込んで対辺の組物と接続し、その組物の横架材を構成するという構造が基本である³²。安楽寺八角三重塔の初重以上は各辺1間であり、方1間の塔で直交する0°・90°の構造体を造り、これを45°回転させた45°と135°の構造体を合体させて側まわりを繋いだ形態である。紙幅の関係で詳述できないが、各方向から部材が集まって断面欠損が大きくなると考えられる部分も、対辺と連結する水平材が3段程度重なることを利用して、巧みに組み合わせている。これを安楽寺型と呼ぼう。



第22図 安楽寺八角三重塔二重・三重見上図（註30より）

この形式は古代以来の方形木塔の構造を応用したものととらえることができる。したがって、日本の木塔が現存する7世紀まで遡らせることができると考えられ、さらには日本の木塔址と共通点が多い韓国の木塔址の復原にもこの構造を適用できるだろう。これより規模が大きくなつて、各面の柱間が3間となる場合も想定できるが、この場合、木組みがさらに複雑になる。後述するように対辺間距離が大きくなると、材料の問題も出てくる。このような問題点を整理・改善したのが応県木塔の構造と考えられる。

応県木塔の構造 応県木塔は初重に裳階をもつ内部9層、外観五重の塔で、1056年の建築である（第23・24図）。第3表のように、塔身初重磚壁外側の規模は各辺10.8m、基壇の規模は各辺14.6mにおよぶ。建物側まわりは各面3間、内部入側柱筋は1間として、側柱と入側柱上に組んだ水平材で緊結し、またその上に立てた暗層（天井）の柱と水平材とに筋違を渡して緊密な構造としている³¹（第25図）。側柱と入側柱間の横架材で建物の周囲を緊結し、中央部に大きな構造的意味をもたないこの形式を、私は八角環状構造体と呼んでいる。

つづいて具体的な組物の様相をみてみよう（第26図）。隅の組物は、建物の各辺と直交

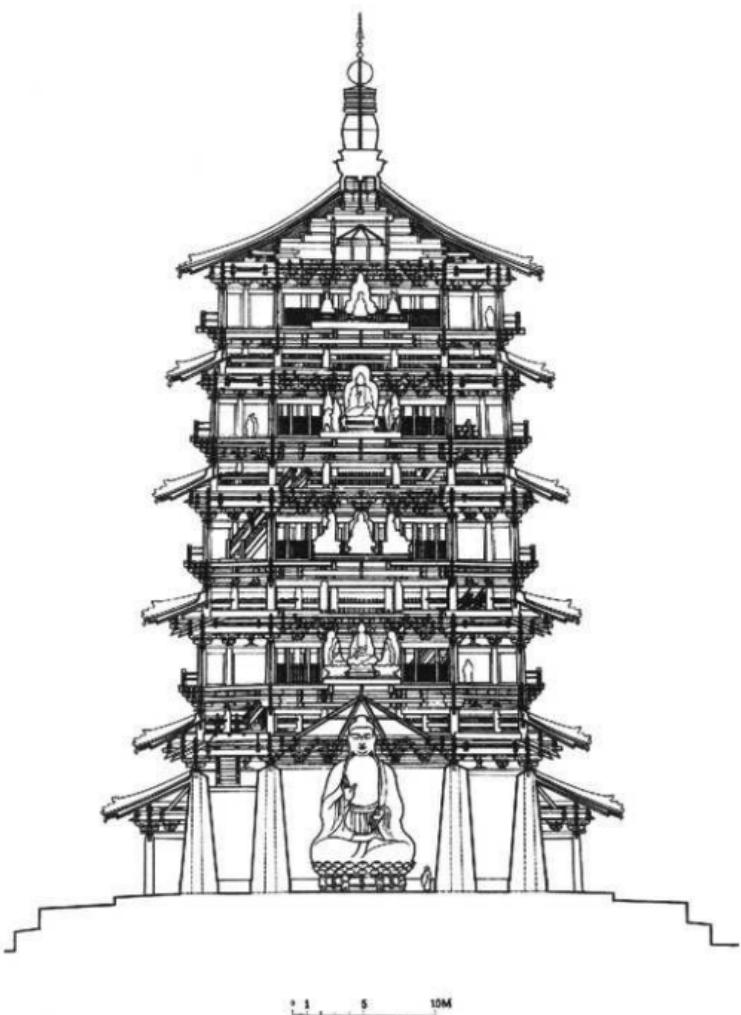


第23図 応県木塔（筆者撮影）

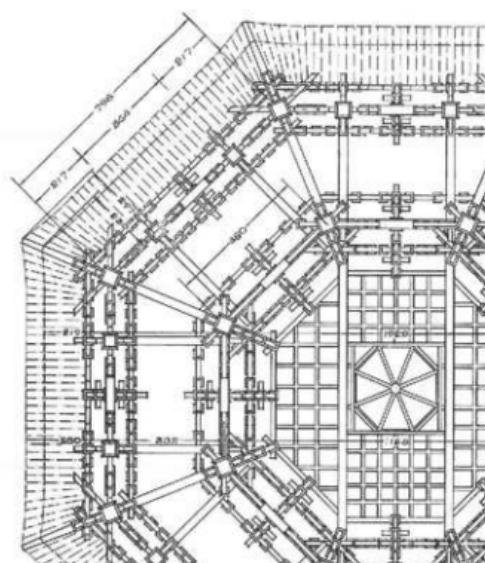


第25図 応県木塔の八角環状構造体（註34より）

第26図 応県木塔の二重を中心とする組物
（筆者撮影）第27図 応県木塔の二重内部の構造
（筆者撮影）



第24図 応県木塔断面図（註33より）



第28図 応県木塔の五重見上図（註34より）

するものが主とならず、隅行方向のはか各辺と平行する方向を中心に挺出する。側まわりは柱間3間に割り、中央2本の柱上は各辺に直交する方向に組物を挺出させて内部に引き込み、入側柱の組物と連結する（第27・28図）。このため中央間がやや広く、中備に詰組の組物を置く。入側柱上の組物で挺出するのは、隅行方向と各辺と平行する方向を基本とし、入側内部でも組物を組むものの、対辺あるいは対角線の組物とは連結しない。

このように、側まわりを3間、入側を1間として、側

柱上は隅行方向の組物を中心として各辺と直交する方向の組物を備えず、側まわり中央2組の組物を内方に引き込んで入側の組物と緊結させる方法は、応県木塔のように規模の大きな八角塔には有効であろう。側柱と入側柱を横架材で緊結して八角環状構造体を形成し、対辺との関係が希薄なのは、安樂寺型や日本に現存する古代以来の木塔の構造と異なる点である。これを応県木塔型と呼ぼう。応県木塔型は、規模の小さな塔でも採用できると思われるが、規模の大きな塔の場合により効果を發揮するだろう。ただし、この型が5～8世紀まで遡るかどうかは明らかでない。

中国の磚塔などから推定される木部構造 第3表に掲げた現存する樓閣式の磚塔や磚身木檐塔の構造について、上記の安樂寺型と応県木塔型の構造を勘案して考察してみよう。まず、江南地域の八角塔を蘇州瑞光塔を例にみると、塔身各面の中央を扉口（火灯窓）、その両脇を連子窓や壁等とすることによって、3区に分けるのが一般的である（第29図）。ただし、各隅のような円柱あるいは八角柱で区分けすることは稀で、方形の方立等を用いて分けられており、当然のことながら方立は頭貫の下で止まるから、各面一間と解釈するほうが自然である。

組物は詰組で頭貫上に配される。江蘇省・蘇州雲巖寺塔では詰組によって各重の各面を

3区に分け、蘇州瑞光塔では、初重から三重を各面3区、四重から七重を各面2区に分けている。瑞光塔では方立の直上に組物が配されておらず、方立と組物の関係は希薄であって、やはり基本は各面1間で詰組を用いていると考えることができる。

また、江南地域の磚身木櫓塔では、八角隅の組物を、隅行方向すなわち八角の中心から放射状に伸びる方向と、各辺から直交する方向の計3方に挺出させるのが一般的である（第29図）。この隅で挺出した肘木は、日本の安樂寺八角塔の裳階のように、内部では隅方向のみに引き込まれているが、木造に忠実な構法とするならば、安樂寺八角三重塔の初重～三重のように、対向する面の組物まで通す構造と考えるのが自然だろう。いっぽう、各面詰組の挺出した肘木は、対辺の組物まで通すという考え方と、内部も詰組部分で完結するという考え方の2通りがある。これは各面を3間と解するか、1間と解するかによるが、上述のように方立と組物の関係が希薄で、各面1間と解釈できることから、安樂寺型の構造を想定できるだろう。したがって、安樂寺型の構造は、江南の磚身木櫓塔に共通すると解釈できる。

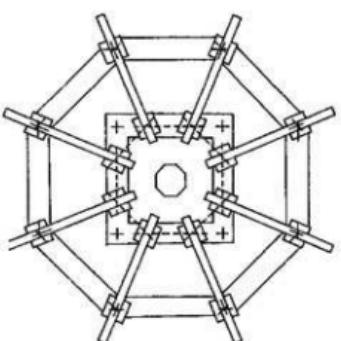
いっぽう華北・東北地域の八角櫻閣式の磚塔をみると、塔身各面は柱形を刻んで中央間の広い3間に割り、柱上には組物を置いて、中央間の中央に詰組の組物を置く、というのが一般的である（第30図）。各重隅の組物は、隅行方向に挺出させるほか、横と平行する肘木は挺出させるものの、各壁面と直交する方向には肘木を挺出させないことで一貫している。これは応県木塔でみられる構造であり、応県木塔の側まわりで内部に引き込むのは、各隅の隅行方向と各面柱上の肘木であって、各面中央の詰組の組物は内部構造との関係が希薄である。

以上から、江南地方の八角塔は各面1間で、組物の構成も安樂寺型と共通し、華北・東北地方の八角塔は各面3間で、応県木塔型の構造と共通していると考えることが可能である。ただし、これは建物規模に対応した構造でなく、地域差の可能性を否定できず、さらなる検討が必要である。



第29図 瑞光塔の初重（筆者撮影）

第30図 万部草巻經塔の初重と二重の組物
(筆者撮影)



第31図 内部四本柱の八角塔構造概念図
(註36より)

であって、雲階をもたない樓閣式の単純な通減をもつ八角塔の構造の検討は、平面的に最大規模の構造を検討するに等しく、雲階以上でさらに規模が小さくなれば、より構造を考えやすくなる。なお、密権式か樓閣式かも基壇規模だけでは判断できない。ここでは樓閣式を前提として考えてみたい。

規模の小さな櫻原寺では、第31図のように、四天柱をつなぐ横架材上に八角を造り、そこから側柱に隅木を架け渡し、それを支持するために隅行方向のみに組物を挺出する構造が想定されている³⁶。現存する木塔にはないが、同様の柱配置をもつ栄山寺八角堂を参考にすれば、規模が小さい八角塔には考え得る構造であろう。

高句麗を中心とする古代の八角塔のうち、比較的規模の小さなものは、安楽寺型の構造を適用できるだろう。すなわち方形木塔と同様に、八角形の対辺どうしをつなぐ組物の横架材を相互に緊結する構造である。どの程度まで大きさまでならこの構造を考えうるか、という点に関しては、部材の長さを考慮する必要がある。村田健一の研究によれば、現存する日本の古代建築に用いられている一木材の最大長は10m前半代であり、それが建物の規模を規定する要因の一つだという³⁷。これを勘案すれば、部材が最も長くなるのは、八角の対辺どうしを緊結する横架材であり、およそ初重の対辺間距離に置き換えて考えることが可能だろう。つまり初重の対辺間距離が10m前半の八角塔であれば、安楽寺型の構造を想定できるということになる。興味深いことに、中国江南地方に現存する宋代の磚身木権塔がこの程度の規模であり、高句麗を中心とする八角塔も、先の検討から同程度の規模になるとみられ、この構造を応用できると考えられる。中国江南地方にみられる磚身木権塔が、基本的には各面柱間一間に解釈できる点も、これを補強するものだろう。

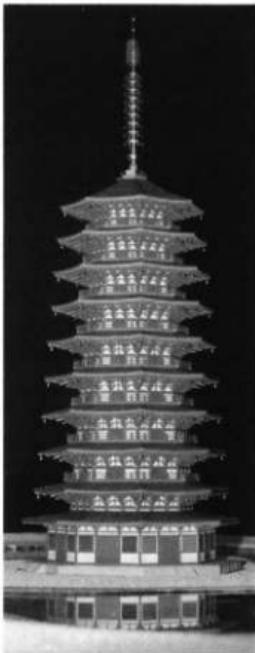
これよりも規模の大きい場合は、応県木塔型の構造を想定しうる。みかたを変えれば、

古代八角塔の構造推定 以上から、高句麗などで発見された古代の八角塔の建物を中心として、日本の西大寺八角塔や法勝寺八角九重塔の構造を推定してみたい。ただし、いずれも根拠となる素材は基壇規模のみであり、たとえば中国蘇州瑞光塔のように、雲階の出が大きいために基壇規模は大きいものの、塔身自体はやや小さめの塔が古代にも存在したとすれば、それを勘案した形態の推定は不可能である。しかしこの場合、塔身の規模は基壇規模に比してさらに小さくなるの

応県木塔の八角環状構造体は、規模が大きいために對辺と緊結することができない構造であり、その代わりに組物を構成する横架材を内部に引き込んで側柱筋と入側柱筋とを緊結することによって建物周囲を固め、對辺と緊結する必要性から開放された構造ととらえることもできる。

日本の法勝寺八角塔は年代的にみてもこの構造を用いていただろう。基壇規模が第2表のように、對辺間距離32m、一辺13mほどになるから、軒の出を約5mと想定すれば、初重塔身対辺間距離は22m、一辺9mほどとなり、側まわりは各辺3間で3m等間程度の柱間寸法を想定できる。応県木塔の場合は最上重まで同様の八角環状構造体を用いるが、上重で規模が次第に小さくなれば、ある層から上を安楽寺八角三重塔の構造とし、各面1間としても不可能でないだろう。現在、京都市のみやこメッセに展示されている1/100の模型（第32図）では裳階つきとして裳階の平面を初重平面より大きく造っている。裳階の出がどの程度か、通減をどの程度と考えるかによって、構造自体も変わってくる可能性がある。

西大寺の八角塔も同様に考えると、軒の出を約4.5m（15尺程度）と想定すれば、初重塔身対辺間距離は17.9m、一辺7.4mほどとなり、側まわりは中央間2.7m、両脇間2.4m程度の柱間寸法を想定できる。これはこの基壇内部に建てられた四角五重塔の遺跡の一辺（中央間10尺、両脇間9尺）より一まわり小さな規模であり、逆にこの一辺の規模の八角塔を想定すると、基壇の出が2.2m（10.7尺）ほどとなる。若干小さいが、成立しない規模でなく、「日本書紀」のいう八角七重塔から四角五重塔に変更するにあたって、一辺の規模を同じくしたと考える余地を残す。この場合は応県木塔型の構造を採用することになるであろうが、通減の程度が問題になるものの、初重規模からみてこの構造を七重まで積み上げるには無理があり、何重目かで安楽寺型の構造に切り替える必要があると思われる。また応県木塔の構造が年代的に8世紀後期の西大寺の時期まで遡らせることができるかどうかとも検討が必要である。これが不可能であれば、安楽寺型を採用したと考えざるを得ず、この場合は初重対辺間規模が10m後半となってしまう。これを一辺3間でおこなうには、先述したようにかなり複雑な木組みにな



第32図 法勝寺八角三重塔の模型
(註38より)

ると考えられ、八角七重塔から四角五重塔への変更が、八角塔の構造自体に問題があったとすれば、初重の規模から安樂寺型をとりにくかった可能性、これをクリアしたとしても横架材どうしの組み合わせがかなり複雑となった可能性、応県木塔型を採用できた場合、上重の遞減によって構造体の変更をおこなわなければならなかつた可能性、などと考えられる。

6. おわりに

以上、資料集にみえる塔址について、日本建築史から見た考察を加えた。韓国建築史および中国建築史への造詣が浅いなかで、また基壇規模しかわからない発掘遺構から建物の形態や構造へ踏み込んだため、とくに八角塔の構造については、まさに屢々屢を重ねた木塔の論考になつたとの説をまぬがれないが、大方のご叱正を賜りたい。

韓国には木塔の現存遺構がきわめて少ないが、古代の木塔址に関しては近年の精力的な発掘調査によって、次つぎに新たな成果が上がっている。その上部構造を考えるには、やはり日本や中国における木塔や佛塔などの発掘遺構および現存遺構についての研究成果を検討することは不可避であろう。もちろん韓国国内の石塔に木塔の構造・意匠がどれくらい反映されているか、といった検討も必要だが、その比較対照をおこなうためにも、日本や中国における現存遺構を検証しなければなるまい。したがってやはり東アジア全体を対象として比較検討する必要があり、冒頭で述べた資料集はそれを見据えた仕事の一部として高く評価できると思う。私自身も以上のようないくつかの視点を忘れず、日本国内の遺構に対して、韓国や中国の例をふまえた検討ができるよう、今後も研鑽を積みたいと考えている。

さいごに東京大学に留学中の韓志暉氏、奈良文化財研究所に研究生として在籍している申羅州氏のお二人には資料集の翻訳、ならびに韓国における論文について多大な教示を得た。記して感謝の意を表したい。

註

- 1 国立扶余文化財研究所編『한중인 고대사지 비교연구 (1) - 무탑지진 -』 国立扶余文化財研究所
学術研究叢書第49輯、2009年
- 2 정자영·조은경·최경백·한우·궁·인 고대 무탑 기단 축조기법 비교연구 - 5~7세기 고대
무탑을 중심으로 - 『한·궁·인 고대사지 비교연구 - 무탑지진』 学術セミナー予稿集、国立文化
財研究所、国立扶余文化財研究所、2009年。
- 3 ただし、残念ながら日本の事例においては、塔の年代（建立時期）を寺の創建に当ててしまつて
いる場合が數見する。たとえば西天王寺の塔の創建は、資料集では寺の創建と同じ593年とするが、
近年の瓦の研究から6世紀中葉に降ると指摘されており（古市亮「西天王寺」『歴史考古学事典』
吉川弘文館、2007年）、また資料集で606年の創建とする橘寺の塔は、『橘寺』（奈良県文化財調査報
告書第80集、奈良県立橿原考古学研究所、1999年）p. 102において、7世紀第一四半期の金堂に遡

- れ、8世紀の講堂までの間とされており、やはり寺の創建を塔の創建にあててしまったものである。日本の古代寺院においては、金堂よりも塔や講堂の創建が遅れるのが一般的であることは、出土瓦の年代統などから認められてきている。以上のような誤解によって、たとえば資料集の考察（p. 244）で、塔の柱間寸法のうち中央間を広くとる初例に593年の西天王寺を挙げているが、西天王寺塔の創建が6世紀中葉まで遡ると、これが変わってくるとみられ、論旨に影響が出る部分もあり、資料集の年代の扱いには再吟味が必要である。
- 4 この考え方は、基壇規模が24m程度と判明している東大寺七重塔について、方3間で、柱間寸法を3.3m等間と推定した私案に不利である。ただし、理論の骨子は変わらないので、方3間であれ、天沼案のような外観にはなり得ないと考えている（拙稿「東大寺七重塔考」「東大寺創建前後」ザ・クレートブッダシンボジウム論集第2号、東大寺、2004年）。
 - 5 これは、資料集巻末の考察（p. 244）でも述べられているが、私も同書で指摘した（拙稿「日本古代木塔の平面配置および復原的研究」（前掲註1））。
 - 6 村田治郎「中国建築史より見たる法隆寺系建築様式の年代」「法隆寺建築様式論叢」村田治郎著作集、中央公論美術出版、1986年。岡口欣也「朝鮮三国時代建築と法隆寺金堂の様式的系統」「日本建築の特質」中央公論美術出版、1976年。
 - 7 上野邦一「隅一組物の建物について」「建築史学」第8号、1987年。
 - 8 岡口欣也「朝鮮三国時代建築と法隆寺金堂の様式的系統」（前掲註5）p. 53に紹介されている。
 - 9 奈良国立文化財研究所「薬師寺発掘調査報告」奈良国立文化財研究所学報第45冊、1987年、pp. 223-225。
 - 10 藤島寅治郎「朝鮮建築史論 其一」「建築雑誌」530号、1930年、p. 66。ただし藤島はこのあとに続く文章で、淨惠寺址十三層石塔や談山神社十三重塔のような形式であったかもしれない、と述べている。
 - 11 米田英代治「増補版 朝鮮上代建築の研究」歴文社、2007年、p. 129。
 - 12 金正守「聖德寺 13層木塔の形態推定と造作研究」「建築」第28卷第119号、大韓建築学会、1984年。この論文の抄録が中西草によって日本建築学会の『建築雑誌』1231号（1985年3月）に紹介されている。
 - 13 「藤井草「室生寺五重塔」「日本建築史基礎資料集成 塔婆！」」中央公論美術出版、1984年。
 - 14 奈良県教育委員会「重要文化財談山神社塔婆（十三重塔）修理工事報告書」、1966年。
 - 15 漢島正土「日本仏塔集成」中央公論美術出版、2001年。
 - 16 下成基壇上に雨を落とさない構造とするには、下成基壇の規模が21.2m、雲階柱間総長14mであるから、少なくとも3.6m以上必要となり、手先のない組物は不可能である。古代における日本の裳階は、通常、手先を出さない組物を用いるので、それにしたがえば、この部分は裳階でなく建物本体とみるべきかもしれない。
 - 17 宮城県教育委員会・多賀城町「多賀城跡調査報告」-多賀城庵寺跡-」吉川弘文館、1970年。
 - 18 堺市教育委員会「史跡 上塔 一進構築-」、2007年。
 - 19 堺市長公室文化部文化財課編「史跡土塔整備事業報告書」堺市、2009年。
 - 20 奈良国立文化財研究所「史跡頭塔発掘調査報告」奈良国立文化財研究所学報62冊、2001年。なお、この報告書では頭塔の類例として、韓国の慶尚北道安東安石塔洞、慶尚北道義城石塔洞、慶尚北道慶州慶旨塔、慶尚南道山清伝仇衛干屓、日本岡山県の熊山遺跡、大阪府堺市の土塔を挙げている。
 - 21 浙江省文物考古研究所「雷峰塔遺址」文物出版社、2005年。
 - 22 「日本書紀記」という9世紀前期編纂の仏教説話集に、時の太政大臣である藤原永手が、西大寺の八角七重塔を四角五重に減じた罪のため地獄へ墮ちた逸話がある。1955-56年の発掘調査によつ

- て、方形の塔基壇の下に八角形の掘込地業のあることが確認された。大岡實・浅野清「西大寺東西兩塔」『日本建築学会論文報告集』第54号、1956年。浅野清「西大寺東西兩塔跡の発掘」『仏教藝術』1966年。
- 23 (財) 京都市埋蔵文化財研究所「法勝寺八角九重塔跡発掘調査現地説明会資料」、2010年6月。
- 24 塔に限らない八角建物の発掘遺構であれば、高句麗丸都山城(342年焼失)、新羅麻井(新羅~統一新羅代)、百濟二聖山城(6世紀後半以降)、日本の前期難波宮東西八角殿(7世紀中期)、熊本の鞠智城(7世紀後期)、京都の桓森八角堂(1155年)などがある。丸都山城と麻井の八角建物平面と構造に関しては、李陽浩「古代의 八角形建物에 關する 2種의 平面形態에 대하여」(『嶺南文化財研究』17号、嶺南文化財研究所、2004年)がある。このほか日本には法隆寺東院夢殿(739年)、崇山寺八角堂(760年頃)の古代の遺構のほか、中世の建物も比較的多い。
- 25 塔身を磚造として、各重の組物と屢根部分を木造とする塔を指す。中国江南地方で一般的な塔の形式である。
- 26 清岩里寺址の墓壇規模について、資料集では墓壇一辺を9.5mとするが、この原典である小泉顯大「平墳清岩里墓寺址の調査(真報)」(『昭和十三年度古蹟調査報告』朝鮮古蹟調査研究会、1940年)をみると、この9.5mは下成墓壇上に置かれた磚石間距離であり、資料集で雨落部分の一辺長としている10.1~10.4mというのが墓壇規模に相当すると考えられる。ここでは第2表を含め、この平均的な規模の10.2mを一辺長と想定した。
- 27 対辯間距離17.6mの定陵寺址のなかに収まる正方形の一辺は最大で12.4mとなる。
- 28 郭熙炳主編「中国古代建築史 第3巻」中国建築工業出版社、2003年。
- 29 関口欣也「五山と桙院」新編名宝日本の美術15、小学館、1991年。
- 30 「日本建築史基礎資料集成十二 塔號Ⅱ」中央公論美術出版、1999年。
- 31 加藤修治「長野県 国家安楽寺八角三重塔 - 年輪年代調査の記録 - 」『文建協通信』93号、(財) 文化財建造物保存技術協会、2008年。
- 32 安楽寺八角三重塔の姿階以上の構造について、詳細を記した報告書等はなく、筆者の現地調査による。調査にあたっては文化財建造物保存技術協会・加藤修治氏および安楽寺住職・若林恭英氏の多大な協力を得た。記して謝意を表したい。
- 33 猪教植主編「中国古代建築史 第2版」中国建築工業出版社、1984年。
- 34 陳明達「応県木塔」文物出版社、2001年(第2版3刷)。
- 35 陳明達「応県木塔」(猪扱註34) p. 46では、内部から見える組物の構造を「八辺形圓柱体」と呼んでいる。
- 36 四田英男「八角圓堂の平面と構造」『日本建築の構造と技法』下、思文閣出版、2005年(初出は「杉山信二先生米寿記念論集 平安京歴史研究」同刊行会、1993年)。この復元案では、八角形の対辯と組物どうしを繋がないため、各辯と直交する組物はない。手先で各辯と平行方向の組物を出す方法は考えられるが、こうすると規模の小ささのわりに組物が複雑になりすぎるくらいがある。京都府京都文化博物館に展示されている桙原磨寺三重塔の復元模型では、隣行方向のみの組物とする法隆寺五重塔や法起寺三重塔に倣って雲斗雲肘木の様式としている。
- 37 村田健一「古代建築における建物規模・構造と部材長」『奈良国立文化財研究所年報1999-1』奈良国立文化財研究所、1999年、pp. 20-21。同「古代建築にみられる10mモジュール-材料としての木材と建築構造・規模の関係-」『文化財論叢』奈良文化財研究所創立50周年記念論文集、奈良文化財研究所学報第65号、奈良文化財研究所、2002年。
- 38 村井康彦編「よみがえる平安京」淡文社、1995年。

일본에서 본 한반도 고대 목탑지

箱崎和久 (하코자키 카즈히사)

요. 지 한국 古代 宗廟址의 왕성한 발굴 조사로 밝혀진 성과를 근거로 일본 건축사 관점에서 木塔址를 비교·진료하고, 그 상부 구조에 대해 고찰하였다. 일본과 한국의 方形 木塔은 基壇 규모나 기둥 배치는 대체로 공통되는데, 배제의 木塔址에 대해서는 柱間寸法가 불분명하다. 일본의 法隆寺 건축의 원류가 백제에 있다고 한다면, 앞으로 柱間寸法가 등간계이 아닌 木塔址가 발견될 것이다.『三國史記』에 '高十三層'으로 나타나는 성주 望德寺 木塔에 대해서는 규모가 작기 때문에 부정적인 견해도 있는데, 이보다 규모가 작은 일본의 錦山神社 13층탑이 존재하는 것을 감안한다면 적극적으로 13층으로 간주하고 복원·고찰할 필요가 있다. 金正守에 의한 復原案은 구조적·의장적으로 바로 받아들이기는 어려운데, 古代 13층 木塔의 복원에 있어서는 13층 木塔의 복질을 구명할 필요가 있다. 基壇이 높고 큰 익선의 帝釋寺 木塔에 대해서는 일본의 多賀城 突厥가 유래가 될 수 있다고 생각되는데 그 목적이 분명치 않다. 고구려를 중심으로 하는 八角木塔은 基壇의 실면적은 한데 전면 규모를 상정하면 方形 木塔의 한 번과 같은 정도라 추정된다. 현존하는 八角木塔은 중국의 慶縣木塔과 일본의 安樂寺 八角三層塔뿐인데, 安樂寺는 비교적 규모가 작은 八角塔에 쓰었던 구조라 생각되는 것에 비해, 慶縣木塔의 구조는 규모가 큰 木塔에 적합한 구조고 고구려의 木塔址는 거의 安樂寺 구조로 복원 가능하다고 생각할 수 있다. 일본의 法勝寺 八角9층타은 慶縣木塔 구조라 생각되며, 실현되지 않았던 西大寺 八角7층타은 시대적·규모적으로 보아 그 판단이 어렵다.

주제어： 方形木塔 望德寺 13重塔 帝釋寺 八角塔

Ancient Wooden Pagodas of the Korean Peninsula: A View from Japan

Hakozaki Kazuhisa

Abstract: Based on results brought to light by the many archaeological investigations of ancient temple sites in Korea, this contribution makes a comparative analysis of the remains of wooden pagodas from the perspective of Japanese architectural history, and considers their superstructure. Square wooden pagodas of Japan and Korea share the same basic podium size and pillar arrangements, although the length of spans between pillars for wooden pagodas of Baekje is unclear. If the architectural source for Japan's Hōryūji temple is Baekje, a pagoda for which the pillar spans are not uniform will likely be found in the future. While there are doubts, due to its small size, about the wooden pagoda at Mangdeoksa temple in Gyeongju, which appears in the *Samguk sagi* as a thirteen-story structure, taking into consideration the existence of the thirteen-story pagoda at Japan's Tanzan shrine, it is necessary to think positively about reconstruction as a thirteen-story wooden pagoda. The reconstruction proposed by Kim Jeong Su is difficult to accept outright in terms of its structure and design, but the characteristics of thirteen-story wooden pagodas need further investigation, in order to reconstruct ancient examples. For the large and high podium of a wooden pagoda at the Jeseoksa temple in Iksan, there is a possible parallel at the abandoned temple site at Taga castle in Japan, although the purpose of the latter is still unclear. Octagonal wooden pagodas centering on Goguryeo had podiums that were large in area, but envisioning the dimensions of the building, they are inferred to have been roughly the same as one side of a square wooden pagoda. At present, the only surviving octagonal examples are the Yingxian wooden pagoda in China and the three-story pagoda at Anrakuji temple in Japan, but whereas the latter is thought to have a structure used for relatively small octagonal pagodas, the Yingxian example has a structure suited for a very large-scaled wooden pagoda, so it is thought that the Goguryeo wooden pagoda sites can mostly be reconstructed based on the Anrakuji structure. The nine-story octagonal pagoda of Japan's Hōshōji is thought to have the same structure as the Yingxian wooden pagoda, but for the seven-story octagonal pagoda of Saidaiji temple, which was never completed, judgment is difficult given the age and its scale.

Keywords: Square wooden pagodas, Mangdeoksa temple, thirteen-story pagodas, Jeseoksa temple, octagonal pagodas

日本の木塔における地垂木の支持構造について

卓 京 柏

1. 序 論
2. 用語の定義
3. 地垂木の支持構造
4. 地垂木の支持構造の変化
5. 韓国木塔との比較
6. 結 論

要 旨 本稿では、多宝塔を除いた日本の現存する木塔128基のうち、白鳳～南北朝時代の木塔21基（五重塔6基、三重塔18基）と、韓国の木塔2基を対象として、地垂木の支持構造について検討した。地垂木の支持構造について、支えの位置（支持点）と支えに用いられる部材について考察を加え、韓国の木塔との関連性について言及した。まず、支えの位置を地垂木の下面と上面に分けて検討した。白鳳時代の木塔では、傾斜をつけて架けられる地垂木の落下を防ぐために、下面3ヶ所、上面1ヶ所という坂小根の支持点で地垂木を支えていたことを確認した。奈良時代に入ると、上面の支持点の数が増加し、平安時代には下面の支持点の数も増加するようになり、平安時代に最も多くの支持点が準備されることを確認した。しかし、同時に一部の木塔では、地垂木を固定する部材がない現象が認められる。鎌倉時代以後になると、桔木の設置に伴い、地垂木の支持点が上・下面それぞれ2、3ヶ所となり、その位置に対応関係が認められ、地垂木の支持構造の定型化が進む様相も確認した。地垂木の支持に用いられる部材について、新たな部材が採用される際には複雑な支持構造が見られるが、再び単純化し、より効率的に安定させていく傾向を見ることができる。地垂木の下面を支える部材としては10種類が確認できる。そのうち軒析と四天柱の2種類が多く用いられ、上面では5種類が確認でき、そのうち2重目側柱の柱頭が最も多く用いられる。これは、地垂木の支持には地垂木の下面で2ヶ所、上面で1ヶ所が必要であり、また適切な位置にある部材を支持材として用いる必要があったことを示している。このような検討結果を韓国の木塔と比較すると、構造の違いから荷重を受ける方式が異なっているため、地垂木上面の支持点の位置や部材に違いが認められる。ただ、地垂木下面の支持法については、平安時代の木塔と類似している。日本の木塔における地垂木の支持構造は、白鳳、奈良時代にやや多様性が認められるが、平安時代に入ると定型化が進み、それが鎌倉、南北朝時代まで連續と続いている様相がうかがえる。韓国の木塔についても、地垂木下面の支持法については、類似する様相を確認した。

キーワード 日本 木塔 地垂木 尾垂木 桔木

国立文化財研究所

1. 序論

1-1. 研究の意義と目的

原始より建物内部の環境を維持するものは壁と屋根であり、また、壁と屋根を支える柱とそれに付随する様々な構成部材であった。無論、時代を遡れば、その構成は単純なものにすぎなかつたが、徐々にその機能や用途に合わせた構造や格式が生みだされていった¹。壁穴を削る半地下の生活もまた、徐々に環境などの様々な要因から、地上式への生活へと発展していった。そして、軍事的な目的や様々な生活における必要性から、望楼や櫓閣など、高台に建物を設けたり、多層建物が築かれるようになっていく。以後、仏教が中国へ伝わると、仏教の教理やそれに基づく生活に合うような建築物が具現化されるようになり、少なくとも2~3世紀には、木造の多層建物である木塔が築かれるようになった²。中國から始まる木塔は韓國を経て日本に伝播し、東アジア独特の建物として今に残されている。

特に、日本においては、最古の木塔である法隆寺五重塔のみならず、時代ごとに多様な木塔が現存しており、木塔研究の大きな助けとなっている。一方、韓国では残念なことはあるが、朝鮮時代に築造されたと推定される法住寺塔相殿と、火災による焼失の後に復元された雙峰寺大雄殿が、現存するのみである。ただ、干興寺址や弥勒寺址、皇龍寺址などに残された木塔跡の発掘調査を通して、当時の上部構造についての推定復元の研究が持続的に行われている³。近年、百濟歴史再現園地内における百濟陵山里寺址の建物復元や正興寺址の継続的な発掘調査、さらには弥勒寺址西石塔の整備工事とそれに伴う百濟時代舍利容器の発見によって、百濟時代の建築遺構についての論議は、より一層活発なものとなっている⁴。

このような論議の中心となるのは、木造建築の幹ともいえる木塔の復元研究である。基壇、組物、屋根の構造、各層の連絡など、塔の復元には多様な課題があるが、現存する塔が非常に少ない韓国においては、復元研究は非常に難しい。

幸いにも、日本には百濟の文化と技術が伝来し、その影響を多く受けた仏教文化財が残っている。その中でも、飛鳥寺や四天王寺などは、百濟の建築技術の影響を色濃く受けたものであったことは周知の事実であり、直接的あるいは間接的に関連があるものと判断される⁵。よって、これまで百濟の木塔について議論する際、常に言及されていたのは日本の木塔であった。しかし、それは飛鳥・白鳳・奈良時代の木塔に限定されていた。議論の俎上に挙げられた木塔が、百濟の木塔と技術的に関係があるという点は疑いないが、奈良時代以降、平安京に遷都した後も木塔は建てられ、少数ではあるが現存している。その後、鎌倉・南北朝・室町・桃山・江戸時代にかけて多くの木塔が建てられ、現存するものも多

い。時代ごとにその構造や形態に様々な特徴があったものと推測されるが、これまで韓国に紹介された事例は少ない⁶。

本稿では、百済木塔研究の一環として、日本の木塔の様々な構成要素の中で、初重の地垂木の支持について検討しようと思う。地垂木は屋根の傾斜に沿って棟木、母屋、桁の上に架けられる建築部材で、その上に木舞を敷くなどして屋根が構成される⁷。原始の建物においては、そのまま屋根を構成する構造的な部材であったが、徐々に棟木、母屋、梁、桁そして組物などを備えた構造へ発達していくにつれて、構造材というよりも、装饰材としての性格に変化していく。特に、組物の変化によって壁よりも外側へ突出するようになり、その突出の長さによって軒の出や屋根の深さが決定され、また屋根の四隅にある隅木との結合の仕方で、屋根の形態が決定される。日本の木塔においては、上部構造の漸層的な構成が可能なように、上層の荷重を受ける役割も担った。こうした点を考慮する時、初重の地垂木が担う構造的な役割と機能を検討することは、当時の木組みがどのようなものであったのかを推測するための糸口になると判断される。このような、地垂木の構成についての考察を通して、初期に百済の影響を受けた日本木塔の技術的な変遷と、日本において自生した技術的な特徴を読み取ることができるであろう。そして、日本の木塔の原形となつた百済木塔の地垂木の構成などについての探求も可能となろうし、ひいては、塔の復元研究も一歩推し進めることになると判断する。

1-2. 研究の対象

現存する日本の木塔は、五重塔が23基、三重塔が105基確認されている⁸。時代別にみると⁹、第1表のようになる。特に、室町時代と江戸時代の木塔が多く残っていることがわかる。

検討対象とする時代的な範囲は、朝鮮半島との交流が活発な時代を中心とする。日本においては、鎌倉時代から幕府による政治が行なわれるようになり、その段階ではまだ高麗と友好的な関係を維持していた。ただし、交流の頻度はそれ以前よりは少なくなっていた。その後、高麗が元の支配を受けるようになると、元と高麗の連合軍が日本を攻撃しようとしたことや高麗後期に増加した倭寇によって、相互の交流はほとんど行われなくなってしまうようである。以後、1393年に朝鮮半島においては朝鮮王朝の幕が開き、日本では南北朝の時期が終焉を迎える。よって、本稿では、日本の南北朝以前の資料を検討対象

第1表 時代別にみた日本の木塔

	白鳳 (615-709)	奈良 (710-783)	平安 (784-1185)	鎌倉 (1186-1333)	南北朝 (1334-1392)	室町 (1393-1572)	桃山 (1573-1614)	江戸 (1615-1867)	計
五重塔	1	1	1	1	2	4	1	12	23
三重塔	1	2	3	8	5	25	3	58	105

第2表 研究対象目録

時代	名 称	造営時期	所在地
白鳳	法隆寺 五重塔	8世紀 前	奈良県
	法起寺 二重塔	706	奈良県
奈良	聖林寺 東三重塔	730	奈良県
	当麻寺 東三重塔	8世紀 中	奈良県
	室生寺 五重塔	781～805	奈良県
平安	当麻寺 西三重塔	8世紀 末	奈良県
	醍醐寺 五重塔	952	京都府
	乗寺 三重塔	1171	兵庫県
	淨瑠璃寺 三重塔	1178	京都府
鎌倉	奥福寺 三重塔	12世紀	奈良県
	海住山寺 五重塔	1214	京都府
	明通寺 三重塔	1270	福井県
	宝山寺 二重塔	1283	奈良県
	長福寺 三重塔	1285	岡山県
	西明寺 三重塔	13世紀	滋賀県
	石手寺 三重塔	1317～1318	愛媛県
	大法寺 三重塔	1333	長野県
	百濟寺 三重塔	14世紀	奈良県
	明土院 五重塔	1348	広島県
南北朝	安樂寺 八角三重塔	14世紀	長野県
	圓城寺 三重塔	14世紀	滋賀県
	羽黒山 五重塔	1372	山形県
	宝福寺 三重塔	1376	岡山県
	如意寺 三重塔	1385	兵庫県

に定めた。南北朝期以前の木塔は、五重塔が6基、三重塔が19基であるが、その中で実際に現地へ赴き、図面を確保しその内部構造の把握が可能な資料に限定して検討を加えることにした。よって、残念ではあるが、南北朝期の天寧寺三重塔は検討対象から除外し、計24基の塔についての分析を行った¹⁰。

2. 用語の定義

韓国と日本の木造建築物は一見類似しているが、細かい木組みや部材の使用方法は大きく異なっており、同じ機能を有する部材であっても、名称に違いがある。また、同じ漢字を使用した名称であっても、その読み方は異なる。

日本の木造建築は、6世紀中葉頃に仏教を受容しながら百濟の影響、また高句麗や新羅の影響も受けつつ発展したようである¹¹。奈良時代に入ってからは、唐との直接的な交流を重ねながら、徐々に自らの木造建築文化を形成するようになる。その後、鎌倉時代になると、中国の様式を受容することで、禅宗様と大仏様が確立し、それ以前の伝統的な様式は和様として区分されるようになった。このように、多様な建築文化を吸収しつつ成立した

日本の木造建築を理解するためには、その部材の用語を的確に理解する必要があるのは当然のことである。

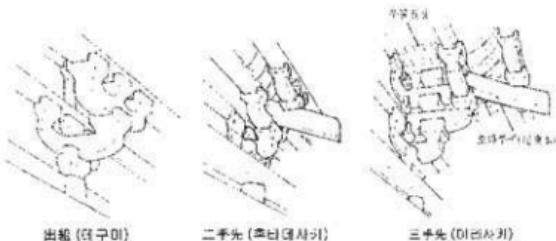
ここでは、日本の木塔に使用される部材の中で、分析の際に言及する部材に焦点を当てて説明しようと思う¹²。なお、本稿では、日本の木塔について説明する際に、部材名をなるべく漢字で記述することとし、「漢字（日本語の発音をハングル表記）」のように併記した。漢字で表記できない部材は「ひらがな（日本語の発音をハングル表記）」のように併記した。

2-1. 柱

現存する日本の木塔の初重は、全て方3間で構成されている。法隆寺五重塔や藥師寺東塔は方5間のように見えるが、実際は方3間で、その外側に雲階¹³が設けられている。よって、日本の木塔における柱は、韓国の外陣柱に相当する側柱と心柱、心柱の周辺に設置される四天柱によって構成される。また、日本の木塔の場合、通常二重目からは、地垂木の上に柱盤¹⁴が設置され、上層の柱を受ける役割を担っている。柱盤は必ず地垂木の上に設置されるわけではないが、本稿の分析対象の資料では、全て地垂木の上に柱盤が独立した状態で設置されている。

2-2. 組物

韓国の「包作（포작）」に該当する組物は、軒の出を大きくするための構造物である。韓国の「柱頭（주두）」にあたる大斗、大斗の上に置かれる肘木は桁行・梁行方向に伸びて桁を支え¹⁵、より外側へ突出させる際には、巻斗や方斗を用いて肘木を重ねあげて配置する。このように、壁体から外側へ突出させる度合いやその方法、また各部材の連結方法によって、組物を出組、二手先、三手先などと区分している¹⁶。ここでひとつ重要な点は、韓国の伝統建築においては、上記の肘木を何回か重ねあげることで外側へ突出させている半面、日本の木塔の場合、韓国の「下仰（하仰）」にあたる尾垂木を用いて、これを解決し



第1図 組物の事例
(西和夫・藤橋和夫 / 이구비·이두선·이삼선『日本建築史』世選社、1995年、p.56を再構成)

ている。このような部材の採用は、韓国よりも屋根の軽量化が図られていたために可能な方法であったと判断される。現存する木塔の中で最古である法隆寺五重塔の場合、大斗の上に、外側を雲形に仕上げ、室内側の端部下半に倒り込みを入れた雲肘木を置き、その上に直線的な力肘木¹⁷が置かれる。この力肘木が尾垂木を受けるのである。尾垂木の先の上にさらに方斗と雲肘木を置き、軒の出をさらに大きくし、屋根も深くする。また、尾垂木の内側には通肘木を置き、その上に地垂木を配置することで、屋根の荷重に対応できるようしている。このような方法は、出三斗の変形した方式であり、壁と直交する肘木が尾垂木に変形したものと判断される。以後、薬師寺東塔にみられる三手先の方式が一般的に採用される。三手先は、組物が壁から外側に3段突出するもので、最後の組物は尾垂木の上部に設置される。この時、力肘木が内部へ伸び、反対側にある組物に連結するが、これを枠肘木繋ぎと呼ぶ。これは軒を支えるための井桁式の交差構造のように見える¹⁸。対応する側柱の間や、隅肘木も互いに連結しており、これによって上部の格天井の骨組が築かれる。最上部の組物と軒との空間を塞ぐために軒天井が設けられるが、これは後の支輪の原形と思われる。1400年に建てられた常楽寺三重塔では、下から3番目の組物の巻斗3つの幅と地垂木6本の幅が同じになるように、地垂木が配置されている。このような方法は六枝掛と呼ばれ、以後、組物と地垂木の配列に影響を与えるようになる。

2-3. 柱・梁

柱と梁の区分は、一般的に棟木に並行するものを柱、直交するものを梁とするが、その構造原理や目的は同一と判断される¹⁹。木塔の場合、棟木となる部材は存在せず、またどの面を正面とするかは決定できないので、日本では梁という用語はほとんど用いられない。ただ、後代の木塔においては丸桁を出桁とも呼び、初重の四天柱上部に心柱を支えるために設置されたものを、心柱受梁と呼ぶ。

桁は、韓国の伝統建築における「道里（豆利）」に該当する部材で、その位置によって、軒桁²⁰、出桁、柱心道里に該当する側桁、丸桁、中道里に該当する中桁、母屋桁、そして宗道里に該当する棟桁、棟木などに分類される。ただ、木塔においては、中道里や宗道里に該当する部材は存在せず、側柱と四天柱の間で尾垂木上部に通肘木が設置され、その上に軒桁や出桁に対応する入側桁が設置され、地垂木を受けることもある。

丸桁はおおむね断面円形に仕上げられており、その形による分類名とみることもできるが、実際の塔においては、断面方形の場合も丸桁と呼ばれている。また、柱心道里がない場合にも用いられているので、柱心道里としての機能がより強かったものとみられる²¹。すなわち、側柱がない場合には、丸桁が側桁になり得た。日本の木塔は平面正方形なので、桁と梁の区別は難しく、すべて桁と呼ばれている。また、側桁の上に地垂木が置かれ、さらその上に枯木が設置されることがあるが、その場合は地垂木と枯木の間に土居桁が置か

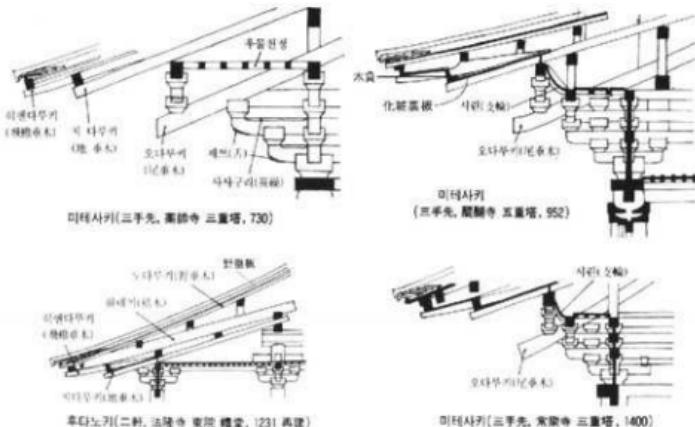
れ、荷重を分散している。また、時期が下るにつれて、組物の最上部に置かれた側桁のすぐ下に、まるで側桁のように見える部材が配置されるが、これは組物押さえである。母屋桁は、母屋の空間の上部に設置される桁であり、韓国の伝統建築における中道里とは、機能に違いがあり、野垂木を受ける部材にも使用される名称でもある。そして、中世の木塔では、丸桁桔が設置されることもある。

2-4. 垂木²²

韓国の伝統建築において、「ソッカレ(서까래)」と呼ばれる部材が垂木である。この垂木も位置と構造によって呼び分けられている。最も基本的な垂木は地垂木であり、その上段に韓国の「婦椽(부연)」に当たる飛櫓垂木が設置される。地垂木の上面には化粧裏板が敷かれる。その上には、軒の出をより大きくするために桔木が置かれ、桔木の上に屋根材料を設置するための野垂木と野地板が置かれる。韓国の「春舌(춘설)」は、日本の隅木にあたる。

地垂木のみ設置される場合は、一軒、飛櫓垂木が敷設される場合は二軒と呼ばれる。飛櫓垂木と地垂木を固定するために互いが接する箇所に木負が渡される。

桔木は法隆寺五重塔の五重目の小屋組において確認され、中世以降になると、各層に設置されるようになる。桔木によって屋根の荷重が相当に分散されるようになり、多様な屋根部分の木組みが現れるようになる。桔木と地垂木、あるいは野垂木との間の部材としては、東、飼物、母屋桁が用いられ、軒先には、野垂木との間を塞ぐ茅負や野垂木の端面を



第2図 垂木の事例

(西和夫・穂積和夫 / 이우교·정경문訳『日本建築史』世進社、1995年、p.56を再構成)

塞ぐ布裏甲、切裏甲などが置かれる。

三手先の場合、地垂木の一部や飛檻垂木を外側に露出させることがあるが、これを特に化粧垂木と呼ぶ。

3. 地垂木の支持構造

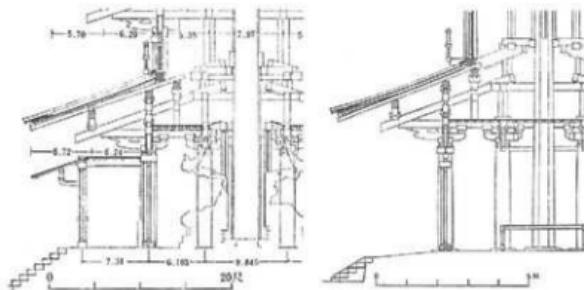
3-1. 白鳳時代

現存する白鳳時代の木塔は、法起寺三重塔や法隆寺五重塔で、最古の事例である。特に、法隆寺の木塔は、いわゆる「再建・非再建論争」を経て、その創建年代については諸説あるが⁶²、一般的には8世紀初め頃には建てられたとみられる。

法隆寺五重塔の地垂木は、側柱中心線上にある組物上端の軒桁、尾垂木先端にある通肘木が受けている軒桁、そして建物内部において、尾垂木の上部に置かれた小屋束が受けている入側桁のそれぞれと結合している。

側柱の中心から軒桁までの長さは、入側桁までの長さの約2倍である。一方で、四天柱上部に設置された四天枠と地垂木は連結していない。これは平行垂木として構成された地垂木が隅木に差し込まれており、その隅木が四天枠の上に位置する柱盤よりも上方に配置されたことと関連があると考えられる。建物内部の小屋束と初重の側柱の間に、二重目の側柱を置くための柱盤が設置されており、これも地垂木が滑り落ちるのを防止していると判断される。

法起寺三重塔も、法隆寺五重塔と類似した構造であるが、二重目の四天柱柱盤の下で隅木が組み合う点や、二重目の側柱柱盤が初重の入側桁上に置かれる点に違いが認められる。ただし、法隆寺五重塔の場合は、三重目の柱盤が初重の入側桁上に位置しているの



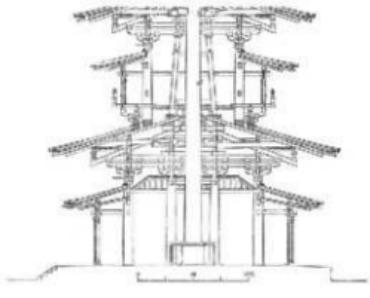
第3図 法隆寺五重塔と法起寺三重塔の初重地垂木支持
（『日本建築史基礎資料集成十一塔婆1』図面p.114、p.173を再構成）

で、法隆寺五重塔と法起寺三重塔の全体の意匠を見ると、互いに類似する感覚を覚える。また、側柱の中心線上から外側へ突出する尾垂木の長さが、側柱と四天柱との距離に類似している。これを法隆寺五重塔と比較すると、尾垂木の外側への突出が建物全体の比率から見ると短くなっていることがわかる。以上の点から、現存する白鳳時代木塔における初重の地垂木は、下面の軒桁-側桁-入側桁の3ヶ所で、上面は二重目の側柱柱盤の1ヶ所（法起寺の場合）で結合されていることがわかる。

3-2. 奈良時代

現存する奈良時代の木塔としては、薬師寺東塔（三重塔）、当麻寺東塔（三重塔）、室生寺五重塔の3基がある。薬師寺東塔において最初に三手先が採用され、白鳳時代木塔にはなかった尾垂木と地垂木の間を密ぐための若干の傾斜をもつた格天井（軒小天井）が設置され、内部には内側に傾きをもつて四天柱が設置された。薬師寺東塔は672～684年頃に造営が着手された藤原京に位置する本薬師寺にあった木塔を移建したとも推定されている。ただ、本薬師寺の造営が、680年に天武天皇の発願によって始まったことを考慮すると、法隆寺や法起寺の木塔とは、その構造に相当の違いがある。この違いは、平城京が造営される頃の中国との直接的な交流を通して、木造建築物の構造的な技術・情報を受容した結果のように受けられる。薬師寺東塔の構造的な特異性はこのような変化の反映と判断される。

初重の地垂木の構成は、上部に化粧裏板があり、端部付近に飛檐垂木が設置されている。また、内部に4つの飼物を設置して野垂木が結合されている。側柱中心線上に位置する組物上端の側桁、そして尾垂木端部に渡された軒桁が地垂木を受けている。白鳳時代の木塔と比較すると、尾垂木の長さが短くなり、ほぼ先端に軒桁が位置し、やや不安定な感を受ける。塔内部においては、初重の四天柱の上に造られた四天柱の上端に尾垂木の端が



第4図 薬師寺東塔初重地垂木支持
〔日本建築史基礎資料集成十一塔婆I〕
図面 p.179 を再構成)



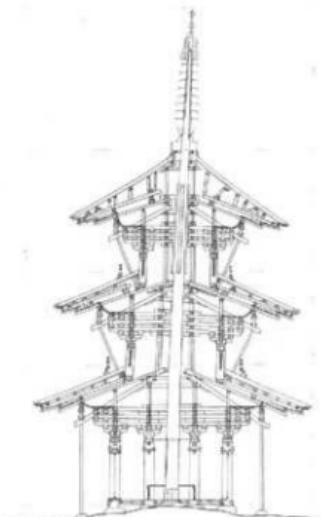
第5図 薬師寺東塔西面

結合され、その上に二重目の四天枠が構成されている。この四天枠が地垂木尻を受けている。地垂木上面に設置された部材としては、側桁の中心線よりも若干内側に入り二重目の蓑階を受ける腰組盤と、二重目の側柱を受ける柱盤があり、地垂木尻の上面には二重目の内側に傾く四天柱を受けるための四天柱盤が設置されている。したがって、地垂木は、下面においては軒桁-側桁-四天枠の3ヶ所、上面においては一つの腰組盤と二つの柱盤（側板と四天柱）によって結合されている。前代の木塔よりもはるかに多くの個所で結合されていることがわかる。

8世紀中頃に建てられた当麻寺東塔は、1932~33年にかけて解体修理が実施され、修理前の構造と現在の構造には若干の違いがある。修理前には、尾垂木を支える韓国「活柱（軒足）」のような部材が認められ、二重目より上の四天柱も傾斜を持たずほぼ垂直に伸びている。地垂木を受ける様相にもやや違いがあり、本稿では修理前の構造を説明しようと思う。

初重の屋根部分には、やや細長ではあるが枯木が認められる。野屋根の構造の中に隠された尾垂木のように見え、実際の機能としては屋根構造の荷重を分散させ、軒の出を大きくすることにある²⁴⁾。しかし、修理前の当麻寺の枯木は細長で、枯木尻も二重目の側柱柱盤と相接している。このような構造は、初重の屋根に設けられた枯木の初期的なものと推定される。

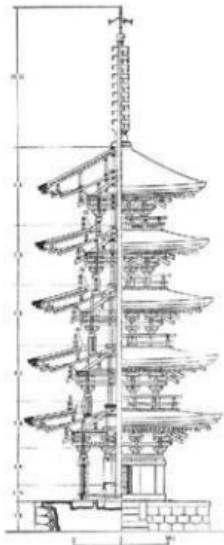
そして、当麻寺の段階で本格的な支輪が認められるようになる。薬師寺東塔で確認されたやや傾斜をもった軒小天井は、当麻寺では完全に水平面に造られて支輪と連結し、地垂木の下部を寄いでいる。地垂木の下面における支持法は、側柱よりも外側で尾垂木の先端にわたされた軒桁と、建物内側で側柱の中心線上に置かれた小屋束の上に渡された母屋桁が担っている。そして、四天柱の上部に設置された四天枠の上に、尾垂木尻がまず架けられ、その上に再度四天枠が設けられ、その四天枠に地垂木尻が架けられている。地垂木の上面は、飛檐垂木尻に枯木を受けるための比較的細長い上居桁が丸桁の中心線上に置かれ、二重目の側柱柱盤が初重側柱と四天柱筋



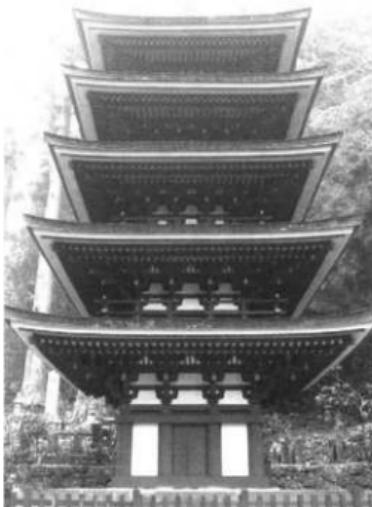
第6図 当麻寺東塔断面図
(飛鳥資料館「A0の記憶」p3)

上より若干内側に位置して押さえている。地垂木尻を支持する部材はない。したがって、地垂木の支持点は、下面では軒桁－母屋桁－四天枠の3ヶ所で認められ、上面では土居桁－二重目の側柱柱盤の2ヶ所でのみ結合している。

奈良時代から平安時代に移る頃に建てられたと推定される室生寺五重塔は、それ以前の木塔とは異なり、比較的小規模である。屋根の材料も檜皮で²⁵、比較的軽量であったと推定される。地垂木の下面は、側柱筋上に置かれた小屋束の上の母屋桁、尾垂木先端に置かれた軒桁、側柱と四天柱の間にある母屋桁、そして四天柱上に設けられた四天枠で支えられている。屋根全体の荷重が軽く、塔が全体的に小規模であるために、建物内部に枯木はない。上面は、外縁に露出した一番日の力肘木の上の巻斗の線上で野垂木を受ける土居桁と、初重側柱筋上より少し内側に設置された二重目の側柱柱盤が押さえており、最後に初重四天柱筋上に設置された二重目柱盤が、尾垂木、地垂木、隅木の尻をすべて押さえている。すなわち、地垂木の下面を軒桁－母屋桁－母屋桁－四天枠の4ヶ所が、地垂木の上面を土居桁－二重目の側柱柱盤－四天柱柱盤の3ヶ所がそれぞれ支えている状況が見て取れる。



第7図 室生寺五重塔初重地垂木支持
〔『日本建築史基礎資料集成十一塔婆I』
図面 p.130 を再構成〕



第8図 室生寺五重塔南側全景

3-3. 平安時代

平安時代には中国から密教が伝わり、山岳伽藍を中心とした密教建築が始まる。また、遣唐使が廃止され、日本固有の文化が発展し貴族的な文化が主流をなしていく。これによって、既存の法隆寺式や四天王寺式の伽藍配置のように伽藍の中心軸線を意識した木塔の配置から、地形に合ったより自然な配置が見られるようになる。また、日本独特の塔型式である多宝塔が出現するのもこの時期からである。

これまで奈良時代の建築物と見られていた当麻寺西塔（三重塔）は、最近の研究によつて平安時代の木塔と認識されている²⁵。1911～13年に大規模な修理が実施されている。上述の東塔と同様に修理以前の意匠を説明しようと思う。地垂木の支持点については、東塔と類似するが、桔木が二重、三重において側柱内側に入り込んで置かれており、桔木の支持位置についての検索が若干行なわれていたと判断される。地垂木の下面は、尾垂木先端に渡された軒桁、側柱上の小屋束上に渡された母屋桁が支えている。また、四天柱上に通肘木と小屋束が置かれ、その上部に四天枠が設けられるが、この四天枠が尾垂木と地垂木の尻を受けている。そのすぐ内側には、四天柱柱盤を受けるまた別の小屋束が用意されている。地垂木の上面については、飛檐垂木尻に桔木を支えるために置かれた土居桁、初重の側柱筋上のやや内側に置かれた二重目の側柱柱盤、そして垂木尻については四天柱柱盤が組み合っている。すなわち、地垂木の下面を軒桁－母屋桁－四天枠の3ヶ所が、上面を土居桁－二重目の側柱柱盤－二重目の四天柱柱盤の3ヶ所が、それぞれ支えている状況を見て取れる。

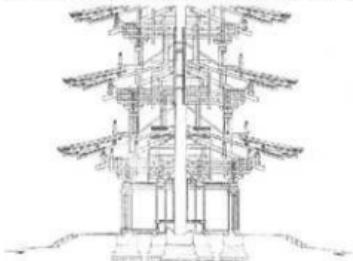


952年に建てられた醍醐寺五重塔は、金堂の中軸線よりも金堂に向かって右側に偏って配置されている。この塔では奈良時代の木塔で認められる構造が、基本的に継続して認められる。地垂木の下面は、尾垂木の先端に渡された軒桁、三手先における二手目の巻斗上に渡された母屋桁によって支えられている。母屋桁による支えの位置は、側柱よりも外側となる。それ以前の塔と異なる点は、側柱

第9図 当麻寺西塔初重地垂木支持
〔「日本建築史基礎資料集成」「塔築工」
解説 p.101 摘図を再構成〕

筋上に地垂木を受ける部材が存在しない点である。また、側柱と四天柱の間に渡された力肘木上の小屋束に母屋桁がかけられ、これも地垂木の下面を支えている。さらに初重の四天柱上に設置された四天枠が地垂木尻を支えている。この四天枠は尾垂木をも押さえている。次に、地垂木上面の支持点についてみると。屋根は桔木が存在しない構造で、地垂木上にそのまま野垂木が渡され、また、飛檐垂木上に設置された2つの飼物と二重目の高欄を受ける腰組盤が、地垂木上面を押さえている。その位置は、初重の側柱外側に渡された母屋桁の上部にある。以前の木塔では二重目の側柱柱盤が地垂木上に設置されたのに対し、醍醐寺五重塔では、各層において上層の側柱柱盤が尾垂木上に置かれた小屋束によって受けている。一方で、地垂木尻については四天柱柱盤が押されており、事实上、この地垂木尻のみが荷重を支えていることになる。ちなみに、初重と二重目において側柱と四天柱の間に設置され、地垂木の下面を受けている母屋桁は、三～五重目においては側柱筋上に移動している。初重と二重目の規模が大きく、側柱の前後で分けて支えていた部材を三重目以降は一つの部材としてまとめている。以上のように、地垂木の下面を軒桁－母屋桁－母屋桁－四天枠の4ヶ所が、上面を野垂木の飼物2つ－腰組盤－二重目の四天柱柱盤が支えている状況を見て取れる。

12世紀に入ると、再び木塔に新たな構造が確認されるようになる。それまで木塔の心柱の設置には礎石が用いられ、その礎石は地下式から徐々に地上式へと変わっていたが、この時期になると、木塔の内部空間を確保するための方策²⁷の結果として、心柱が初重の内部空間から姿を消す。その代わりに、初重の側柱上に置かれた組物の肘木が通肘木となって互いに組み合い、四天柱上部の位置においてこの通肘木の上に心柱受梁を設置し、その上に心柱を立てるという構造を取る。このような様相は、醍醐寺五重塔の二番目の肘木から見られはじめ、それ以後の木塔においては全ての肘木は建物内部へと伸び、相互に連結する構造を見せる。心柱受梁から丸桁桔が伸びており、これによって一部の地垂木、軒



第10図 醍醐寺五重塔初重地垂木支持
〔日本建築史基礎資料集成十一塔婆1〕
図面 p.137 を再構成)



第11図 醍醐寺五重塔西面初重屋根

桁、支輪が互いに連結されている。尾垂木尻は、四天柱柱盤や四天枠によって支えられている。また、初重の外側を取り巻く縁が設けられる点も、内部空間を確保しようという意図によるものと思われる。

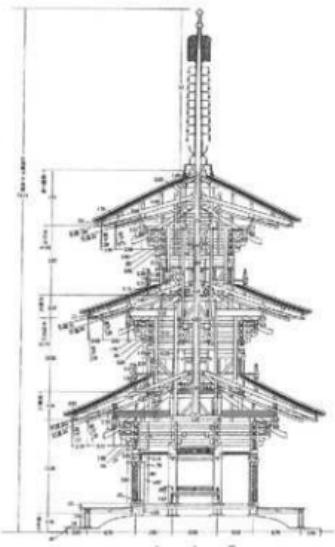
1171年に建立された一乗寺三重塔は、上述の特徴を見せてくれる木塔である。地垂木下面は、尾垂木上部に設置された軒桁、一部に丸桁桔、側柱筋上に設置された小屋束の上に渡された母屋桁などが受けている。また、初重の側柱上の組物を連結する通肘木上に小屋束、尾垂木が置かれ、その上部の母屋桁も地垂木を受けている。この母屋桁は、若干傾斜をつけて配置されており、独特である。建物内側においては、四天柱上の小屋束が四天枠を受け、その上に地垂木尻が架けられている。屋根の構造を見ると、桔木尻が心柱のすぐ近くに設置されている。尾垂木上部には軒桁、飛檐垂木尻、桔木を受ける土居桁と設置されるが、この土居桁が地垂木を押さえている。また、内部においては二重目の側柱柱盤が地垂木を押さえているが、重木尻を支える部材は存在しない。全体的にみると、地垂木の下面は、軒桁 - (丸桁桔) - 母屋桁 - 母屋桁 - 四天枠の5ヶ所において、上面は土居桁 - 二重目の側柱柱盤の2ヶ所において支えられている。

一乗寺三重塔とは同時期の1178年に建てられた淨瑠璃寺三重塔は小型の塔であり、その内部構造も比較的簡潔である。地垂木の下面は、尾垂木の先端に渡された軒桁、一部については丸桁桔が支持している。丸桁桔は四天柱上部には及んでおらず、長大な部材でなくとも、効率的に利用していた可能性がある。側柱中心線上では、丸桁桔の上に置かれた母屋桁が、地垂木を支えており、尾垂木尻に渡された母屋桁も地垂木を受けている。屋根構造を見ると、やはり桔木がある。飛檐垂木尻に置かれて桔木を受ける土居桁が、丸桁の中心線上に置かれ、これが地垂木の上面を押さえている。また、二重目の側柱柱盤も地垂木上面を押さえている。土居桁は丸桁よりもはるかに太い部材となっており、桔木をささえ構造物のように見える。よって、外側から見ると、地垂木は水平の部材の上に差し込まれているような感を受ける。地垂木尻に結合する部材は存在しない。したがって、一乗寺三重塔よりもさらに単純に地垂木が支持されるが、その下面是軒桁 - (丸桁桔) - 母屋桁 - 母屋桁の4ヶ所において、上面は土居桁 - 二重目の側柱柱盤の2ヶ所において支えられていることがわかる。

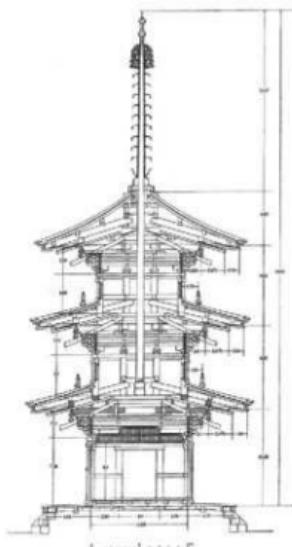
3-4. 鎌倉時代

鎌倉時代は、鎌倉に幕府が成立し、鎌倉が天皇の居る京都とともに政治の中心となる時期である。特に、武士と庶民のために、理解が容易な文化が生みだされ、経済も安定する時期である。仏教においても、誰もが極楽に往生できるという淨土宗が大きな支持を受けた。建築様式においても、中国から伝わった禅宗様と東大寺復興のために採用された大仏様という様式が新たに導入された。

鎌倉時代に建てられた興福寺三重塔の組物は、尾垂木を用いない出組型式であり、支輪が採用され、心柱は初重の屋根より高い位置から伸びている。桔木尻が心柱受梁を受け、そこに心柱が立てられ、以前の木塔とは異なる構造となっている。地垂木の下面是、側柱上に組まれた出組の上部に渡された丸桁²⁸が支えている。また、側柱と四天柱の間に渡され



第12図 一乗寺三重塔初重地垂木支持
 (「日本建築史基礎資料集成十二塔要Ⅱ」
 図面 p.131 を再構成)



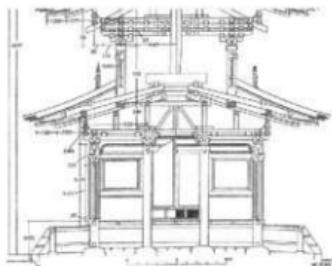
第14図 浄瑞璃寺三重塔初重地垂木支持
 (「日本建築史基礎資料集成十二塔要Ⅱ」
 図面 p.137 を再構成)



第13図 一乗寺三重塔初重東面



第15図 浄瑞璃寺三重塔初重東面



第16図 興福寺三重塔初重地垂木支持
〔『日本建築史基礎資料集成十二塔築』
図面 p.142 を再構成〕



第17図 興福寺三重塔初重屋根内の地垂木支持

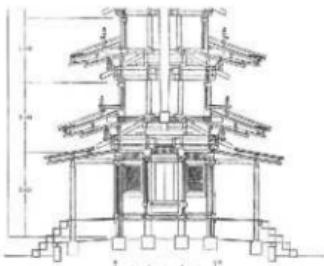
た通肘木の上に小屋束、母屋桁が置かれ、この母屋桁も地垂木を支える。そして、四天柱の上部に小屋束、四天枠が設けられ、地垂木尻がこの四天枠に架けられている。

地垂木の上面については、丸桁状の桔木を受けかつ飛揚垂木を支える土居桁と、中間付近の二重目の側柱柱盤がそれぞれ押さえている。桔木は隅木を支える四天枠に架けられており、その上にまた四天枠が置かれ、さらに心柱受梁が設けられるという構造である。したがって、地垂木の下面を丸桁－母屋桁－四天枠の3ヶ所において、上面を土居桁－2重目の側柱柱盤の2ヶ所において支えている状況が見て取れる。

1214年に建てられた海住山寺の木塔は、平面が方3mと小型であるが五重塔である。初重には縁が設けられ、裳階があり、心柱は、初重組物上部の四天枠上に置かれた心柱受梁に立てられている。組物は、尾垂木を用いた二手先である。このような組物の方式は、同時代の他の塔には求められず、試行的な要素とも考えられる。地垂木の下面は、尾垂木上に渡された丸桁、側柱の中心線上に設置された母屋桁が支えている。また、四天柱上部の四天枠に尾垂木が架けられ、その上にさらに幅広の角材で構成された四天枠が設けられ、そこに地垂木尻が架けられている。この四天枠は二重目の側柱柱盤にまで伸びており、韓国伝統建築の「外機（외기）」と類似する構造のように見える。

韓国伝統建築において、外機とは屋根を構成する枠組みのことである。両脇間へと張り出した中ドリ（母屋桁）の両端に、梁行方向の別の部材を留め接いで枠組みを構成する。下部の繫梁がこれを支えることで、より安定した構造体を造り出すことができる。梁行方向の部材には建物側面の地垂木が架けられ、梁と桁が留め接ぎされる隅部分には隅木が架けられる。また、中ドリの突出の度合いが、破風の位置を決める重要な要因となる²²。

海住山寺五重塔においては、尾垂木が受けている上の四天枠が四方へと延びている。四天枠を構成する部材が最初に組み合う部分（内側）において地垂木尻を受け、外側の組み



第18図 海住山寺五重塔初重地垂木支持

〔『日本建築史基礎資料集成十二塔卷』〕

図面 p.144 を再構成

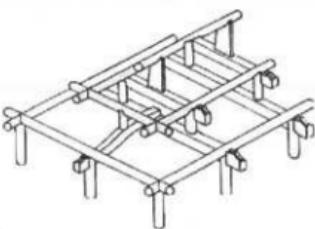


第19図 海住山寺五重塔東面

合う部分において二重目の側柱を受けている。この時、尾垂木がまるで繁栄のような役割を担っており、最初の組み合う部分と外側の組み合う部分が、外機のような構成になっている。屋根構造を見ると、枯木は用いられていないが、二重目の側柱柱盤が長く外側に伸びて野垂木を支えている構造であり、実質的に枯木の役割も兼ねていたと判断できる。地垂木上面には飛檐垂木が置かれ、丸桁の位置よりも外側に、野垂木を支えるための小型の土居桁が東の上に渡されており、これが地垂木の上面を押さえている。また、上述の二重目側柱柱盤も地垂木の上面を押さえている。この側柱柱盤は初重側柱の中心線上よりもやや内側に入り込んでいる。地垂木の全体的な支持点は、下面においては丸桁－母屋桁－四天枠の3ヶ所、上面においては土居桁－二重目側柱柱盤の2ヶ所となる。

明通寺三重塔は1270年に建てられた木塔で、1957年に行われた修理の過程で瓦葺屋根から檜皮葺屋根へと変更された。組物の方式は三手先が採用されている。修理前後の全体的な構造は同じであるが、屋根内部に枯木が新たにつけ加えられている。ここでは、修理以前の構造について説明する。地垂木下面是尾垂木上部の軒桁、初重側柱の中心線上の小屋東に渡された通肘木によって支えられている。また、初重四天柱上部に設置された四天枠に尾垂木が架けられ、その上にさらに四天枠が設けられ、これも地垂木尻を支えている。

地垂木の上面については、飛檐垂木尻に野垂木を支持するための、土居桁－小屋東－母屋桁と重ねて配置され、これが支えている。また、二重目の側柱と四天柱を設置するための柱盤も地垂木の上面を押さえている。海住山寺五重塔で見られた外機に類似した構成のよう



第20図 外機概念図

〔金亨哲『암기 쉬운 한국건축 용어사전』p.179〕

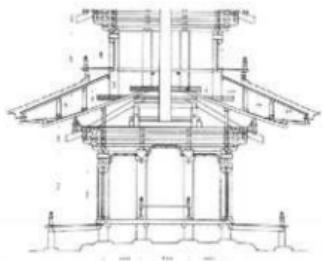
に、四天枠が外側へと伸び、二重目の側柱柱盤が設けられている。全体的にみれば、地垂木の下面が軒桁 - 母屋桁 - 四天枠の3ヶ所で支えられており、上面については、2ヶ所の土居桁と2ヶ所の二重目柱盤の計4ヶ所で結合されている。

1283年に建てられた雲山寺三重塔は、「八」字状の補強部材が二重目側柱柱盤から心柱にかけて設置されている。これは、上述の醍醐寺五重塔でも確認できる。全体の構造は簡潔であるが、屋根に桔木が設置されている。この桔木が二重目の四天柱柱盤の下部と連結し、これを支えている。地垂木の下面は、尾垂木上の軒桁、初重の四天柱上部に設けられた3つの四天枠の中間のものによって支えられている。最下部の四天枠には尾垂木が、最上部の四天枠には桔木が取り付き、その上に二重目の四天柱を支えるための柱盤が設置されている。地垂木の上面については、まず軒桁の上に取り付けられた土居桁が支えている。この土居桁は飛檐垂木も押さえており、同時に桔木をも受けている。また、四天枠よりもやや外側に置かれた二重目側柱を受けるための柱盤も、進垂木の上面を押さえる。地垂木尻については、上述のように、二重目の四天柱柱盤から桔木 - 四天枠の順序で支えている。まとめると、地垂木の下面については軒桁 - 四天枠の2ヶ所において支え、上面は土居桁 - 二重目側柱柱盤 - 四天枠（二重目四天柱柱盤）の3ヶ所において支えている。

1285年に建てられた長福寺三重塔は、岡山県下における最古の木造建築物で、1928年に現在の位置に移され、1951年に解体修理が行なわれた。修理の際に、側柱上に母屋桁が設置され、桔木をより太いものにするなど一部に変更があった。二、三重目に確認できる柱の上下を支える「X」字形の補強部材は、「八」字形の補強部材よりも堅牢な印象を与える。このような補強部材の使用は、木塔の内部構造をより簡潔なものにしようという意図からであったと推定されるが、実際には内部構造に大きな変化は認められない。

地垂木の支えについても簡素なもののように見受けられる。まず、地垂木の下面は尾垂木上の軒桁が支えている。また、尾垂木尻を支える四天枠が四方へと伸びられ、外側の枠組みが形成されており、この部分が地垂木尻を支えている。この四天枠の構造は、上述の海住山寺五重塔と類似するが、尾垂木と地垂木が同一平面上で支えられている点において異なる。地垂木の上面については、軒桁上部に置かれ比較的細長の桔木を受ける土居桁と、四天枠の上部におかれた二重目側柱柱盤が押さえている。すなわち、地垂木の上面と下面で、それぞれ2ヶ所ずつの支持点が認められる。

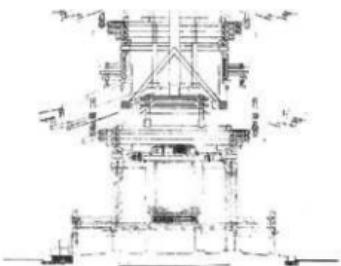
14世紀に建てられたと推定される西明寺三重塔は、琵琶湖を見渡すように位置している。屋根に桔木が二重に配置されている点を除けば、比較的簡潔な構造である。地垂木の下面は尾垂木上に渡された軒桁が支持している。また、地垂木尻は比較的太い部材で作られた四天枠の上に架けられている。飛檐垂木を固定し桔木を受ける2ヶ所の土居桁が、地垂木の上面を支えている。岡面上では初重組物上の方肘木に土居桁 - 小屋束が置かれ、地



第21図 明通寺三重塔初重地垂木支持
〔国宝明通寺本堂・三重塔修理工事報告書〕
19図を再構成)



第22図 明通寺三重塔初重北面



第23図 雪山寺三重塔初重地垂木支持
〔国宝・重要文化財（建造物）実測図集〕
奈良250を再構成）



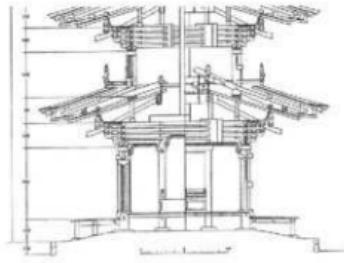
第24図 雪山寺三重塔初重北面



第25図 長福寺三重塔初重地垂木支持
〔長福寺三重塔修理工事報告書〕
図11を再構成）



第26図 長福寺三重塔初重西面



第27図 西明寺三重塔初重地垂木支持
 (『日本建築史基礎資料集成十二塔婆』
 図面p.151を再構成)



第28図 西明寺三重塔初重西面

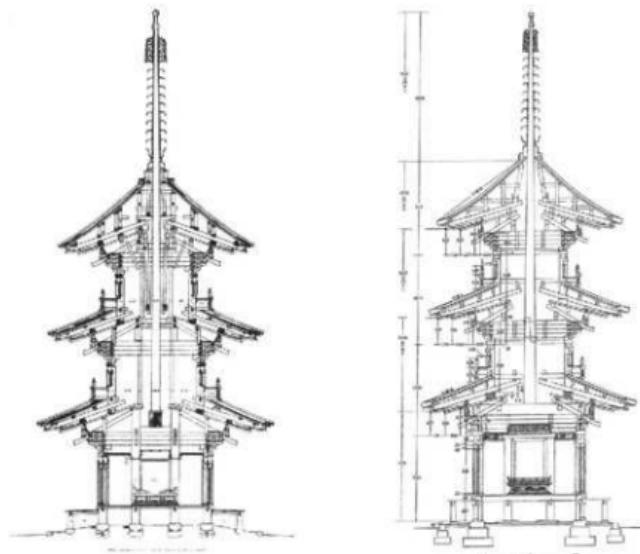
垂木と共に二重目側柱柱盤を受けている。地垂木尻を支える部材はないが、尾垂木－四天枠－地垂木－隅木をまとめて固定する補強部材が用いられていると判断される。まとめると、地垂木の下面を軒桁－四天枠の2ヶ所で支え、地垂木の上面を2ヶ所の土居桁－二重目側柱柱盤によって固定している。地垂木尻については、四天枠上の部材をまとめて固定し補強しており、特徴的である。

1317～18年に建てられたとされる石手寺三重塔は、初重の四天柱上に四天柱程の太さの東が置かれ、初重組物の力肘木と連結し、四天柱郭の上部構造を構成している（四天柱の積木構造）。この東が、尾垂木と地垂木の尻を支えている。さらに細長い東がたてられ、上層組物の力肘木と連結している。後世に修理が一度行われ、この時に桔木とともに桔木を支えるための四天枠が別途設置されている。地垂木の下面は、尾垂木上に設置された軒桁、側柱筋上の小屋東に渡された母屋桁が支える。四天柱上の東に四天枠が連結し、これは地垂木尻を受けている。また、尾垂木を受けるための別の四天枠に、地垂木尻が当たっている。地垂木の上面については、軒桁上部で桔木を受ける土居桁と、二重目側柱柱盤が押えている。まとめると、地垂木の下面を軒桁－母屋桁－四天枠の3ヶ所で支え、上面を土居桁－二重目側柱柱盤の2ヶ所で支えている。

1333年に建てられた大法寺三重塔は1920年に解体修理が行なわれたが、特に構造上の変更点はなかったようである³⁰。組物は尾垂木を備えた二手先で、地垂木の下面是、尾垂木上の丸桁と、側柱中心線上の小屋東に渡された通肘木が支えている。この木塔の心柱受梁は非常に大型で、初重側柱筋上にまで及んでおり³¹、尾垂木が架けられている。尾垂木を受ける横架材は心柱受梁の側面に差し込まれ、小屋東によって支えられているようである。この尾垂木の上にも母屋桁が渡され、地垂木尻を受けている。地垂木の上面は、桔木を受ける土居桁と二重目側柱柱盤によって押さえられている。まとめると、地垂木の下面を丸桁

-母屋桁-母屋桁の3ヶ所で支え、上面を枯木と関係のある土居桁-二重目側柱柱盤の2ヶ所で押えている。

鎌倉時代末期に建てられた百濟寺三重塔では、構造的にはやや異なるが、薬師寺東塔でも認められたやや内側に傾斜する四天柱が二、三重目に設置されている。ただし、四天柱



第29図 石手寺三重塔初重地垂木支持
（「国宝・重要文化財（建造物）実測図集」愛媛県73）

第31図 大法寺三重塔初重地垂木支持
（「日本建築史基礎資料集成十二塔婆II」
図面p.157を再構成）



第30図 石手寺三重塔初重西面



第32図 大法寺三重塔初重南面

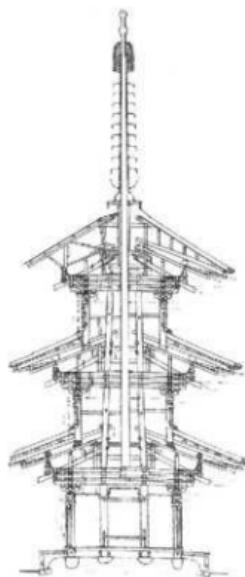
柱盤は備えておらず、通肘木上に直接立てられている点において、前代の構造とは相異がある。四天柱上に設置された四天枠は二重で、下段は尾垂木を、上段は地垂木を受けている。注目されるのは、比較的細長の桔木尻を支える部材が存在せず、尻が単に架けられているだけという点である。むしろ、地垂木が屋根構造全体の上台となっていると見ることができる。このような構造は、初期の木塔の屋根構造と類似するが、四天柱に貫通させて隅木と尾垂木を固定している点は、以前の木塔には確認できない新しい要素である。

地垂木の下面は、尾垂木上部に渡された軒桁、側柱筋上の小屋束に渡された母屋桁が支えている。また、四天柱の柱間よりも広めに設置された四天枠上に、尾垂木尻が架けられている。屋根は桔木を有する構造である。地垂木の上面については、軒桁よりも大きく突出させて設置された桔木を支えるための土居桁と、二重目側柱柱盤が押さえている。二重目側柱柱盤は初重の母屋桁間に位置し、それよりも上部に設置されている。地垂木の下面を、軒桁－母屋桁－四天枠の3ヶ所で支え、上面を土居桁－二重目側柱柱盤の2ヶ所で支えている。

3-5. 南北朝時代

1333年に鎌倉幕府が滅亡し、南北朝時代が始まる。この時代は室町時代の前半期と見ることもあるが、日本において南北朝時代が終わりを迎えた1392年に、朝鮮半島では朝鮮王朝が成立していることもあり、両者の関係性から本稿では一つの時代として把握する。南北朝時代は、鎌倉時代からの庶民的な文化がさらに発展した時代である。

1348年に建てられた明王院五重塔は、上述の大法寺三重塔と基本的に同じ構造で心柱を立てている。また、二重目以上の柱間を連結する脇差を、各層ごとに90°ずつずらしながら



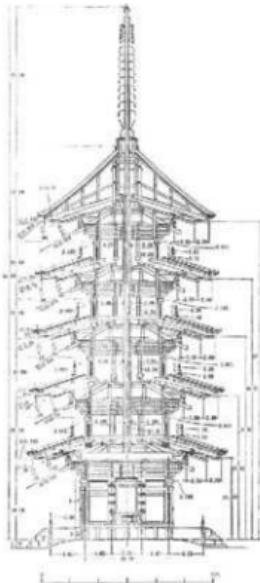
第33図 百済寺三重塔初重地垂木支持
〔国宝・重要文化財(建造物)実測図集〕
奈良743年再構成)



第34図 百済寺三重塔初重東面

ら配置している。地垂木の下面是、尾垂木先端付近の上部に渡された軒桁、支輪などと連結した細長の丸桁桔によって支えられている。さらに、尾垂木尻近くに渡された母屋桁によっても支えられている。尾垂木は四天柱で受けており、その上に二重目の四天柱を支える胴差が渡されている点が特徴的である。以前まで、それぞれの柱は柱盤によって支えられていたが、加えて胴差によって支えられている点は構造的な変化として認められる。地垂木の上面は、飛檐垂木を押さえ桔木を受ける土居桁や、二重目側柱を受ける柱盤によって押さえられている。土居桁を受ける部材は丸桁よりもやや外側に配置されている。以上のように、地垂木の下面是軒桁（丸桁桔）-母屋桁の2ヶ所によって支えられ、上面は土居桁-二重目側柱柱盤の2ヶ所によって押さえられている。一つ特異な点は、これまでの木塔においては、二重目以降の地垂木の支持構造は初重とは同じであったが、明王院五重塔においては、下層の側柱位置よりもやや内側から上層の側柱柱盤の直下まで束を伸ばし、地垂木と交差する位置に通肘木を渡し、地垂木を支える構造を取っている。すなわち、二重目以降は地垂木の下面の支えが3ヶ所に増えている。

14世紀に建てられた安楽寺八角三重塔は、日本に現存する唯一の八角木塔である。現在は、初重の周辺をめぐる屋根構造を表階と判断し、三重塔と分類されている²²。初重は、表階の内側に設置されている側柱が、下側の長柱と上側の短柱の間を尾垂木のない二手先で連結し、実際の初重側柱の組物は、短柱の上にある擬似尾垂木をもつ三手先である。この擬似尾垂木は一見、韓国伝統建築の多包系建築物に見られる「スウェソ（쇠서 牛舌）」と類似するように見えるが、建物内部においては通肘木によって対応するもの同上が相互に連結している。心柱は、比較的太めの短柱の頭貫と連結する心柱受

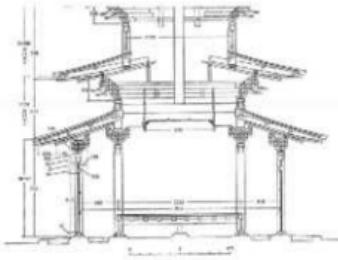


第35図 明王院五重塔初重地垂木支持
（『日本建築史基礎資料集成十一 塔婆』）
図版p.149を再構成

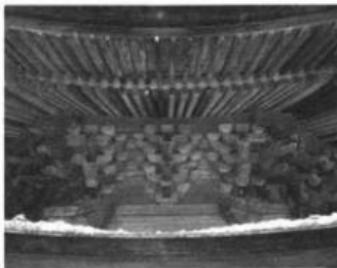


第36図 明王院五重塔初重北面

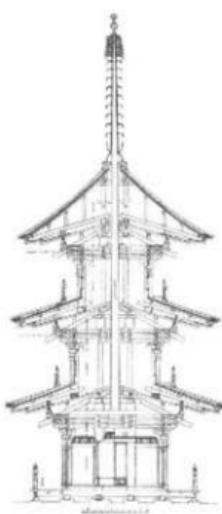
梁によって受けられている。地垂木の下面是、尾垂木の上部に渡された軒桁と、初重組物から伸びる通肘木上の小屋束に渡された母屋桁が支持している。上面は桔木を受けるための土居桁、二重目側柱柱盤が押さえている。土居桁は軒桁の直上に渡され、二重目側柱柱盤は軒桁と地垂木下面を支える母屋桁の中間に配置されている。地垂木の下面、上面はそれぞれ 2ヶ所の位置でのみ支えられることになる。



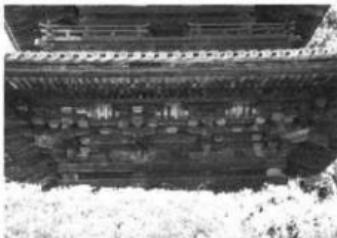
第37図 安楽寺八角三重塔初重地垂木支持
〔日本建築史基礎資料集成十二塔臺II〕
図面p.162を再構成)



第38図 安楽寺八角三重塔初重屋根



第39図 圓城寺三重塔初重地垂木支持
〔国宝・重要文化財(建造物)実測図集〕
滋賀117を再構成)



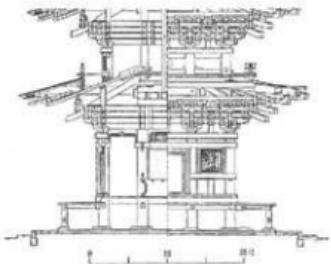
第40図 圓城寺三重塔初重屋根



第41図 比曾寺東塔跡 南西方向から

圓城寺三重塔は、現在の三井寺に位置しており、寺域内の大部分の建物は豊臣秀吉と徳川家康の助力によって再建されたり、移建されたという。木塔についても比曾寺東塔（奈良県吉野町）を移建したものである。比曾寺の東塔は聖徳太子が建てたと伝えられているが、1597年に豊臣秀吉が伏見城へ移建し、その後1601年に徳川家康が再度現在の三井寺へ移建したとされる。そのため、本来の姿は古式であったと考えられるが、二度にわたる移建によって、その構造は相当に変容し、現在の木塔の意匠は14世紀頃のものと推定される。地垂木の下面は、地垂木と金物で連結された尾垂木上の軒桁、初重側柱筋上の小屋束に渡された母屋桁が支えている。また、四天柱上部に設置された四天枠に尾垂木尻が架けられ、その上面にさらに細長の部材を用いて四天枠が設置され、これが地垂木尻を受けている。心柱については、四天枠よりも低い位置の初重組物を連結する通肘木の上に心柱受梁を設け、そこに立てられている。地垂木の上面は、軒桁中心線上の上居桁と、初重側柱筋よりもやや内側に位置する二重目側柱柱盤によって、押さえられている。地垂木尻の上面を押さえる部材は特に準備されていない。したがって、地垂木の下面は軒桁－初重側柱筋上の母屋桁－四天枠の3ヶ所で、上面は土居桁－二重目側柱柱盤の2ヶ所で支えられることになる。

1372年に建てられた出羽神社¹²羽黒山五重塔は、1608年に大修理が行なわれた。上述の明王院五重塔とは異なり、地垂木は各層において同じ構造で支えられている。桔木と同様の役割を担う部材が塔内部に水平方向に渡されており、その先端は屋根の傾斜に合わせて切り出され、屋根構造を支えている。このような屋根構造においては、他の部材が、屋根を構成するための必須の部材ではなくなってしまったことを示している。地垂木の下面については、まず尾垂木上部の軒桁が支えている。また、側柱筋上に位置する組物の通肘木上部に小屋束が置かれ、そこに母屋桁が渡されるが、この母屋桁も地垂木の下面を支えて



第42図 羽黒山五重塔初重地垂木支持

〔日本建築史基礎資料集成十一基盤〕

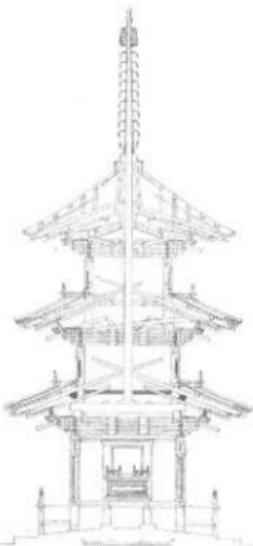
図面p.154を再構成)



第43図 羽黒山五重塔初重（趙賈貞提供）

いる。地垂木尻については、尾垂木尻を押さえている四天柱の上に架けられている。地垂木の上面については、初重の軒桁よりもやや内側に位置する二重目高欄を受けるための腰組盤と、二重目側柱柱盤が押さえている。地垂木尻の上面は特に押さえられてはいない。一つ特徴的な点は、側柱の上部に設置された小屋束の先端が、内から外へと傾斜をつけて切り出されており、その上の母屋桁が地垂木の傾斜に合うように傾いて渡されている点である。このような造作は初重にのみ認められ、二重目以降は母屋桁自体を地垂木の傾斜に合せて切り出して処理している。全体的に見ると、地垂木の支えは下面において軒桁－母屋桁－四天柱の3ヶ所で、上面においては腰組盤－二重目側柱柱盤の2ヶ所で行われている。

1967年の解体修理の際に、永和12年（1376）の墨書きが確認された宝福寺三重塔は、寺域の最も北側に位置している。修理以前の構造では、二重目と三重目には四天柱が省略されており、各層の桔木が相当に長く内部へと伸びている。尾垂木も細長で内部へと長く伸びており、これまで述べてきた木塔の尾垂木とは異なる構造で、四天柱を設げずにそれぞれの部材が設置されている。地垂木についても化粧裏板が設置される部分が、一段低くな



第44図 宝福寺三重塔初重地垂木支持
（『重要文化財宝福寺三重塔修理工事報告書』
p.68図を再構成）



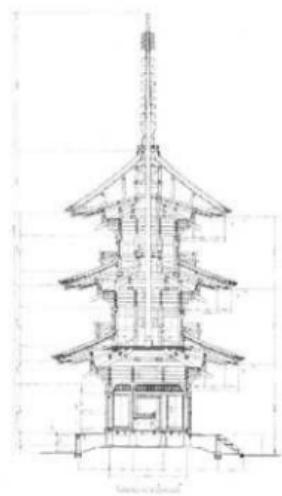
第45図 宝福寺三重塔初重東面



第46図 宝福寺三重塔初重地垂木の状態
（『重要文化財宝福寺三重塔修理工事報告書』p.16）

っている。全体的にやや特異な外観と内部構造の木塔である。地垂木も簡潔に支えられている。まず、下面については、軒桁が支え、二重目側柱を連結する脇差も地垂木尻を支持している。上面については、飛檻垂木尻から化粧裏板、地垂木、軒桁と金物によって連結されている。また、枯木を受けるために側柱筋上に設置された土居桁が、地垂木の上面を押さえている。修理前の図面を見ると、土居桁の形状が左右で異なるが、おそらく、維持して行われた修理によって、形状が変わっていったと推定される。結局のところ、上面は土居桁のみによって押さえられていることになるが、二重目では2つの土居桁が三重目では軒桁上に土居桁1つが設置されており、各層ごとに異なる。初重地垂木の支持点は、下面で軒桁と脇差の2ヶ所、上面で土居桁の1ヶ所となる。

最後に検討する如意寺三重塔は、1388年に建てられた。数度の修理が行なわれており、最近では1994～97年に実施されている。その際に一部の構造が変更されているが、修理前の図面を入手できなかったので、竣工後の図面を用いて検討する。地垂木の下面は尾垂木上部の軒桁が受けている。また、図面では初重側柱筋上において地垂木の下部に渡された母屋桁が確認でき、これも地垂木の下面を受けている。この母屋桁が、組物上に小屋束が



第47図 如意寺三重塔初重地垂木支持
〔重要文化財如意寺三重塔保存修理工事報告書〕
図面5を再構成)



第48図 如意寺三重塔初重西面



第49図 如意寺三重塔西面全景

置かれその上に渡されているのか、それとも塔内部に伸びる通財木と連結し外機のような構成になるのかは、肉面上では知りえない。ただ、部材の位置が水平方向の通財木よりもやや高く、上述の長福寺三重塔のように初重側柱の中心線上よりも内側ではないため、おそらくは小屋束が設置されていたのである。地垂木尻は、四天柱上の尾垂木に渡された母屋桁に架けられている。地垂木の上面については、軒桁の直上に飛権垂木尻があり、その上に桔木を受けるために設置された土居桁が押さえている。また、二重目側柱柱盤と母屋桁の間に地垂木尻が位置しており、二重目側柱柱盤も地垂木の上面を押さえていることになる。まとめると、地垂木の下面を軒桁 - 2ヶ所の母屋桁の計3ヶ所で、上面を土居桁 - 二重目側柱柱盤（地垂木の下部に通財木）の2ヶ所で支持していることになる。

4. 地垂木の支持構造の変化

前節で検討してきたように、白鳳時代から南北朝時代にかけて、木塔における地垂木の取り付けは、時代ごとに少しずつ違いがある。本節では、塔における地垂木の支持法について、支持点の位置と支持部材別に分類し、時代的な特徴と変化の様相について考察しようと思う。

この問題は、木塔自身の構造的な変化にも起因することである。支持点の位置は、地垂木下面において6ヶ所、上面において4ヶ所に区別することができる。支持部材としては、下面においては軒桁を含め10種類、上面においては5種類ある。

4-1. 支持点の位置についての分析

木塔の地垂木の下面を支えるためには、1ヶ所以上の支持点が必要である。地垂木は下方へと傾斜する部材であり、キャンティレバー（片持ち梁）のように、下面を1ヶ所支持すれば、上方の内端側に荷重をかけることで支えることができるためである。しかし、このような構造で地垂木を支えようとすれば、高度な荷重計算を行う必要があり、さらには重層構造ということになれば、事実上不可能に近い構造といえよう。したがって、地垂木の支持点は最低、下面に2ヶ所の支持点、上面に1ヶ所の支持点によって構成される必要がある。

最も時期が遅る白鳳時代の木塔をみると、下面においては地垂木の先端から全体の1/3の地点から支持が始まり、計3ヶ所において支えられている。しかし、上面については滑り落ちるのを防止するために、おおむね地垂木尻の1ヶ所を押さえて支えている。以後、奈良時代の木塔においても、おおむね下面を3ヶ所で支えているが、平安時代に入ると、支持点が1、2ヶ所増加するようになる。このような変化は、側柱がなくなり、その位置に母屋桁が渡されるようになり、その後前をそれぞれ異なる部材によって支えるようになったために起こったと考えられる。特に、丸桁桔によってこのような支持点の増加が起こ

第3表 地垂木上・下面支持分析表

時代	名称	造営時期	地垂木 下面				地垂木 上面			
			軒桁 (丸桁)	丸桁替 軒柱 通財木	軒桁 (側柱上 通財木)	(入側桁) 側柱- 四天柱 通財木	四天柱 (通財木)	土居桁 (倒物、 束)	腰組盤	2重目 側柱 柱盤
白鳳	法隆寺 五重塔	708~714	1			1	(1)			1
	法起寺 三重塔	706	1			1	(1)			1
奈良	興福寺 東三重塔	730	1			1		1	1	1
	高野寺 東三重塔	8世紀 中	1			(1)		1		1
平安	空生寺 五重塔	781~805	1			(1)	1	1		1
	雷音寺 西三重塔	8世紀 後	1			(1)		1	1	1
平安	深澤寺 五重塔	952	1		1		1	1	(2)	1
	一乗寺 三重塔	1171	1	1		(1)	1	1		1
鎌倉	淨瑠璃寺 三重塔	1178	1	1		(1)	1		1	1
	興福寺 三重塔	12世紀	(1)				1		1	1
鎌倉	海住山寺 五重塔	1214	(1)			(1)		1	(1)	1
	明通寺 三重塔	1270	1			(1)		1	2	1
鎌倉	雷山寺 三重塔	1283	1					1	1	1
	長福寺 三重塔	1285	1					1	1	1
南北朝	西明寺 三重塔	13世紀	1					1	2	1
	石手寺 三重塔	1317~1318	1			(1)		1	1	1
南北朝	人法寺 三重塔	1333	1			(1)		1	1	1
	百濟寺 三重塔	14世紀	1			(1)		1	1	1
南北朝	明王院 五重塔	1348	1					(1)	1	1
	安樂寺八角 三重塔	14世紀	1				1		1	1
	圓城寺 三重塔	14世紀	1			(1)		1	1	1
	羽根山 五重塔	1372	1			(1)		1		1
	宝相寺 三重塔	1376	1				(1) (脇差)	1		
	如意寺 三重塔	1385	1			(1)	1		1	1
位置による支持点の小計			22 (2)	2	1	3 (13)	(2) 7	16 (2)	18 (2)	3 22
										5

っている。このように平安時代までは、地垂木の下面是3、4ヶ所によって支えられている。上面については、白鳳時代の木塔では1ヶ所の支持点であったが、その後は増加し、

第4表 時代別にみた地垂木上・下面の平均支持点箇所

	白鳳	奈良	平安	鎌倉	南北朝
上面	1	2.6	2.5	2.3	1.8
下面	3	3.3	4	2.5	3

薬師寺東塔、室生寺五重塔では支持点が3ヶ所となる。通時的に見ると、上面の支持点が最も多い時代は、奈良時代と判断される。その後、上面の支持点が2ヶ所に変化する状況については、当時の中国との直接的な交流を通して、新たな建築様式が導入され、構造的な変化が起ったのではないかと推測される。

そのような事例が多く残る鎌倉時代の木塔では、地垂木下面はおおむね2、3ヶ所、上面も2~3ヶ所と、ある程度定型化していた状況がうかがえる。上・下面の支持点が互いに対応関係をなし、支持点の数が同じになるようである。このような現象は、枯木の出現との関連をうかがわせる。すなわち、枯木が屋根構造の全体的な荷重を担うようになると、可能となったのではないかと推測できる。以上のような支持点の様相は、南北朝時代の木塔においてもそのまま維持される。興福寺三重塔と海住山寺五重塔の場合は三手先ではなく別の組物型式が採用され、変容した姿を見せるが、以後の木塔についてはすべて三手先組物が採用される。木塔の構造に三手先組物が適していたことがうかがえる。

結果的に、全体的な支持点の数は奈良時代が最も多く、徐々に上面と下面の支持点が対応するようになり、定型化していく。このような変化は、新たな構造への適応によるものと、日本における自発的な現象の二つがあり、室町（南北朝以後）、江戸時代の木塔にも影響を及ぼした。

4-2. 支持部材の分析

上述のように、地垂木の支持部材は下面で10種類、上面で5種類である。まず、下面を支持する部材として最も多くみられる部材は軒桁である。軒桁は、韓国伝統建築の「外目道里（외목 도리）」のような役割を担っている。尾垂木先端の上部に位置し、地垂木下面をまず最初に支持している。白鳳、奈良時代の木塔においては、その形態は比較的よく明瞭であったが、徐々に部材が小さくなり、鎌倉、南北朝時代においては通肘木と類似する断面になったり、土居桁よりも小さくなってしまう場合もある。興福寺三重塔や海住山寺三重塔では、組物の型式によって九桁が地垂木の下面を受けることになるが、実際は軒桁と同一の機能を有している。九桁柱は一乗寺三重塔と淨瑠璃寺三重塔においてのみ、地垂木を支える部材として確認できるが、実際には地垂木と重なり合う部分のみ支えていることになるので、それほど大きな役割を果たしてはいなかったと判断される。

醍醐寺五重塔は三手先の下から2番目の巻斗上に通肘木が渡され、地垂木下面を支えて

おり、大規模な五重塔における構造的な解決策がどのようなものであったのかを垣間見ることができる。すなわち、側柱の直上に支持点を設けるのではなく、その前後に分けて支持点を準備している点は、大型木塔における技術的な試行の結果と理解される。しかし、以後、明王院・羽黒山の各五重塔などでは、このような構造は認められない。

側桁は、「柱心道渠（すいし道）」のような役割を担う。初期の木塔においては側桁が設置され、直接地垂木を受けていたが、奈良時代に入ると、側柱筋上に設置された母屋桁が、その役割に取って代わる。無論、この母屋桁を設置するためには、その下部の部材が必要である。このような変化は、組物を構成する肘木が通肘木に代わり、建物内部において「井」字状に互いに連結し、また屋根構造が支輪によって遮蔽されるようになったことで、側桁を設置する必要性がなくなったことに起因すると理解される。このように、母屋桁が地垂木の下面を支える事例は、本稿の研究対象の中で13基にのぼる。

人側桁による地垂木の支持は、白鳳時代の木塔においてのみ認められ、その後、入側桁の（設置されるべき）位置では地垂木の支持が行なわれなかったが、平安時代に入ると、母屋桁が渡されるようになり、この位置での地垂木の支持が再び見られるようになる。しかし、鎌倉・南北朝時代に入ると、このような構造は全体の15基中、3基にしか確認できなくなる。このような変化の理由としては、より塔の内側で地垂木尻が架けられる四天枠が、上層の四天柱を受ける柱盤、隅木などを支えるための必須的な部材であったに対し、四天枠と位置が近接せざるを得ない入側桁や同位置の母屋桁は、必ずしも必須の部材ではなくなってしまったためと判断される。（人側桁と同位置の）母屋桁が四天枠とともに地垂木を支持する事例は、平安時代の4基の木塔のうち、3基において確認される。これは、平安時代に入ってから木塔の構造的な側面に関して多様な試行がなされていたことを意味するのであろう。

四天枠は奈良時代の木塔において認められ、短柱の四天柱上部に方形の枠を組む構造である。尾垂木、地垂木、隅木、上層四天柱柱盤を受ける役割を担う。特に、組物の肘木が塔内部で互いに連結するようになり、このような構造を設けることが容易になったようである。一部の四天枠には、韓国伝統建築の外機のような構造のものもある。

上面を支えた部材としては、上居桁、腰組盤、二重目柱の柱盤などがある。まず、土居桁は桔木が設けられる時、地垂木上面に設置され桔木を受けた部材であり、当麻寺東塔において時期的に初めて認められ、以後、ほぼすべての木塔で確認される。一部に飼物が土居桁を受けている事例もあり、一方で羽黒山五重塔のように、桔木の役割を果たす水平部材が塔内部を横切るような形で設置され、土居桁が用いられない事例もある。また、雲山寺三重塔の注目すべき点は、それ以前の木塔では上居桁の位置が軒桁よりも外側であったのに対して、軒桁の直上に土居桁が設置されているという点である。土居桁の位置が外側

に突出する分だけ、軒の出が大きくなるという利点はあるが、一方で屋根が下方へ落ちようとする荷重は大きくなる。この荷重を内部構造によって処理するための様々な問題を考えすれば、地垂木の上面と下面において支持点の位置が一致することが、構造的に安定するという側面もある。

腰組盤も一種の柱盤であり、二重目以降に設置された高欄の柱を受ける部材である。使用例はそれほど多くなく、薬師寺東塔、醍醐寺五重塔、羽黒山五重塔などがある。

醍醐寺五重塔と宝福寺三重塔を除く全ての木塔において、地垂木の中間部分を押さえている部材が、二重目側柱柱盤である。上述したように、地垂木は傾斜をつけて架けられる部材であり、下方へ滑り落ちようとする力が働く。木塔において荷重を支える中心的な部材が柱であることは当然であるが、その柱を受ける柱盤を地垂木の中間部分に据えることで、地垂木の支持を効率的に行っている。一方で、醍醐寺五重塔において、二重目側柱柱盤が地垂木の上面を押さえていないのは、中央部からの荷重は各部材によって分散されて初重へと伝達されていることや、屋根を構成する各部材が地垂木の上方で組合いで、高欄までの荷重を全て四天柱柱盤で支えられるようにして解決していることなどによるのであろう。無論、各層ごとに「八」字形の部材が補強していることもあるが、このような構造への

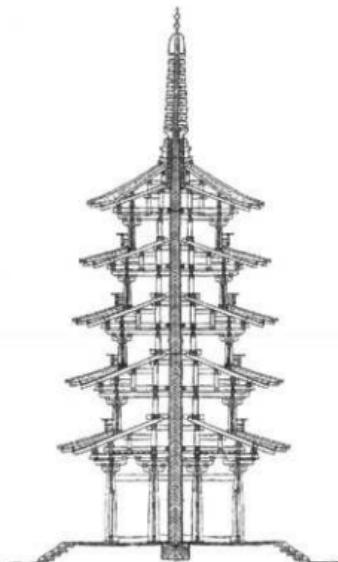
の転換は、平安時代における新たな構造への試行の結果と見ることもできよう。

地垂木が四天柱柱盤の直下まで伸びる場合には、二重目四天柱柱盤も地垂木尻を押さえることができる。ただし、このような構造は奈良、平安時代を中心とした木塔に認められるのであり、その後、桔木の出現によって、地垂木の長さは徐々に短くなる。鎌倉、南北朝時代において、四天柱柱盤まで地垂木が伸びる事例は、明通寺三重塔が唯一である。

5. 韓国木塔との比較

5-1. 法住寺捌相殿

法住寺捌相殿は、辺柱（最も外側の柱）から塔の内側に向かうにつれて、より上層にまで達する一本の柱を用いるという特徴がある。すなわち、心柱は5層目まで、四



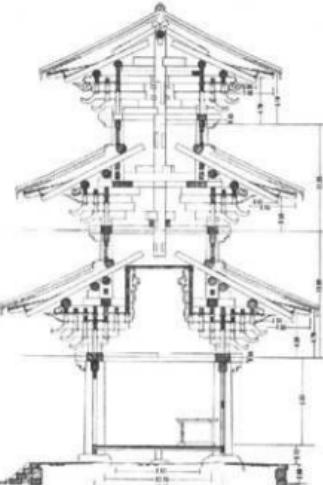
第50図 法住寺五重塔推定復元図
(全東賢「木塔の発生と東洋3箇木塔の比較」p.99)

天柱は4層目まで、そして内陣柱は3層目まで至る。また、内陣柱と初層目の他の柱が梁によって連結し、その上に2層目の柱が設置されるという構造を取っており、全体的に連続構造型式をなしている³¹。

しかし、1968~69年に行われた解体修理によって、初層外陣の礎石と内陣礎石の間に、明らかに時代差が認められ、本来の捌相殿は方3間の木塔であったと推定された。この推定に基づく復元図³²によれば、初層と2層目の組物は二出目（二手先と類似）で、外目道里（軒桁）、柱心道里（側桁）、四天柱と外陣柱の間に位置する中道里（下段の四天柱）が渡された。また、中道里を渡るために、童子柱（동자주 東柱）と昌榜（창방 柱貫）が設置された。また四天柱の上部に井桁構造（上段の四天柱）が設けられる。また、柱心道里と中道里の間の位置には2層目外陣柱の柱盤が置かれ、井桁構造の上部に、さらに井桁構造をとる上層四天柱柱盤が設置される。このような構造が反復して5層目に至るが、3層目からは柱心ドリが角材のように簡略に表現されている。地垂木の先は、飛櫓垂木が取り付く。地垂木の下面是4ヶ所の道里（桁）によって支えられている。地垂木の上面には、韓国伝統建築の屋根構造である蓋板-ヌリゲ（누리개 地垂木尻を押さえる部材）・チョクシム（竹柵 蓋板の上に雜木などを敷き詰め屋根の勾配を調整する造作）-ボト（보토 屋根上）が順に設置される。地垂木の上面は、それらとともに二重目外陣柱柱盤や四天柱柱盤によって支えられている³³。

5-2. 雙峰寺大雄殿

1984年、火災による焼失の後に再建された雙峰寺大雄殿は、方1間の平面に空間包を有する多包式の建物である。初層の組物は、内外ともに三出目で、中に2組の空間包を有し、二層目は外二出目で中に二組の空間包を有し、三層目も外三出目で中に1組の空間包を配置している。二、三層目の柱においては、内目道里（入側桁に類似）の上に、クイットウルモク（引掛等部材を井桁上に重ねる造作）が設置されている。心柱は図面上では空中に浮いているように見えるが、実際には二、三層の隅木尻が心柱に差し込まれており、その荷重を受けている³⁴。屋根の構造は法住寺捌相殿の復元図と同様であるが、初層の地垂木の



第51図 双峰寺大雄殿縦断面図
(張慶浩「韓國의傳統建築」p.254)

下面を支える部材には外目道里、柱心道里があり、そして内目道里の直上に位置するモンエチャンバン（門営昌榜 地垂木の内端部を支えるために通された部材）が通される。また、内部の大井で連結する部材によって、地垂木尻が受けられている。地垂木の上面については下引防（柱と柱の間を差し渡す部材、その位置によって、上・中・下引防がある。柱貫、地貫などに類似）のみが押えている。このような構造は、基本的には法住寺塔相殿復元図の地垂木の支持構造と同様であったといえる。

5-3. 地垂木の支持法についての比較

上述の韓国における地垂木の支持法は、日本の木塔とは相当な違いがある。すなわち、屋根構造において、蟻椽（飛櫓瓦木）を付け加える点は同じであるが、韓国の伝統的な屋根が地垂木の上に全面的に土を塗付するために大きな荷重が生じ、それを下面で支える部材の数量が多くなり、部材の太さも太くなるのに対し、日本の伝統的な屋根は瓦を葺くのに必要な土以外は基本的に屋根を木材でのみ構成し、荷重が相対的に小さいという違いがある。日本の木塔との時期的な違いを考慮したとしても、地垂木の上面を下引防でのみ簡潔に支えている点からも、屋根の荷重がそれだけ大きかったことを示している。ただ、地垂木下面の支持点が復元された法住寺塔相殿や雙峰寺大雄殿においてそれぞれイケ所確認でき、この点については日本の平安時代の木塔と類似している。

したがって、韓国と日本の地垂木の支持法については、上面においては違いが認められるが、下面については類似する様相も認められる。大きくは、屋根の構成方法や木組みの違いによって、地垂木の支持法にも差異があることがわかる。

6. 結論

以上のように、多宝塔以外の現存する日本の木塔128基のうち、白鳳～南北朝時代の木塔21基（五重塔6基、三重塔18基）、それと韓国の木塔2基を対象として、地垂木の支持構造について検討した。日本の木塔は、初期には百濟をはじめとする朝鮮三国の技術と文化の影響を受けていたが、その後は、中国との交流を通して、あるいは独自にその構造や形態を発展させていった。この日本の木塔を時代ごとに分析することが、百濟木塔の姿を推定するための糸口になるのではないかと判断し、研究を始めた。

中国で最初に出現し、朝鮮半島を経て日本に伝わった木塔は、垂直的な建物であり、その構造は単層、あるいは二層建物よりも複雑であり、それを変容させるのはなかなか難しい。特に、木塔の屋根は、木塔を美しく見せることと同時に、柱とともに上層の荷重を受ける役割も担う。この役割を担う部材は、時代ごとの変化はあるが、基本的には地垂木であった。よって、地垂木が荷重を受けるための支持点が必要であった。本稿ではこのような観点から、地垂木の支持点とどのような部材に支えられていたのかを中心に検討し、以

下のような結論を得ることができた。

まず、支持点については地垂木の下面と上面に区別して検討した。白鳳時代の木塔では、下面を3ヶ所で支え、上面は1ヶ所でのみ押さえられていた。これは、地垂木の落下を防止する最小限の支持構造と見受けられる。

しかし、奈良時代の木塔では上面の支持点の数が増加し、平安時代に入ると、下面の支持点の数も増加するようになる。このような様相は中国との直接的な交流を通して、新たな建築技術が受容され、新たな部材が用いられることに伴う変化と判断される。したがって、日本においては中世の始まりである平安時代の木塔に最も多くの地垂木の支持点が確認される。

しかし、一乗寺三重塔をみると、地垂木尻を固定する部材が存在していない。このような様相は、屋根構造の中心が地垂木から桔木へと代わり、その他の屋根を構成する部材が桔木の上・下面に設置されるようになり、地垂木の構造材としての役割が縮小していく過程において現れたものとみられる。鎌倉時代に入ると、おおむね桔木が設置され、地垂木の下面と上面において、2、3ヶ所程度の支持点が対応関係をなす定型化が果たされたと判断される。

次に、地垂木の支持部材については、時代ごとに若干異なる様相が見受けられるが、大きくは木塔を効率的に安定させる方向へ変化したものと判断される。無論、新たな部材が採用される際には、やや複雑でそれ以前にはなかった適用方式が認められるが、これが再び単純化され、より安定的な構造へと適用していく傾向を見て取ることができる。支持部材は、地垂木の下面においては10種類、上面においては5種類が確認できる。最も多く使用された部材は、下面では軒桁と四天柱であり、上面では二重目側柱柱頭である。地垂木が傾斜をつけて架けられる部材であるとともに、屋根の荷重を受ける役割も担っていたことを考慮するならば、下面で2ヶ所、上面で1ヶ所という最も適切な支持点に上述の部材が位置していることがわかる。

鎌倉時代の興福寺三重塔と海住山寺五重塔でみられる出組や尾垂木が用いられた二手先という組物は、三手先とは異なる組物方式を採用しようという試行であったと判断される。なぜならば、鎌倉時代の他の木塔では、このような型式の異なる組物は採用されず、結局は、尾垂木を用いた三手先が採用されているからである。ただ、この2基の塔における地垂木の支持部材は、鎌倉時代で全般的に認められる様相と大きく異なることはなく、構造的な側面については、大きく変容させることができない保守性を垣間見せている。また、興福寺三重塔の組物は韓国の包作の形態と類似し、その関連性が注目される。

最後に韓国の木塔と比較するならば、屋根構造が大きく異なり、荷重を受ける方式自体に大きな違いがある。韓国の屋根は、その構造を安定させるために相当量の土を屋根内部

に敷くため、相当な荷重が発生する。そのため、地垂木上面をみると、その支持点の位置や用いられる部材に違いがある。ただ、地垂木下面の支持法については、平安時代の木塔と類似する様相である。

このように、日本の木塔における地垂木の支持構造は、白鳳、奈良時代にやや多様であるが、平安時代に入ると定型化し、鎌倉、南北朝時代へと統していくことがわかる。

白鳳時代の木塔において確認された、地垂木を下面3ヶ所、上面1ヶ所で支えるという構造は、今は失われた百濟木塔における建築技術の一部分であったと見ることができよう。また、日本で確認された地垂木の支持点の数や位置、用いられる部材の変化は、木塔の構造的な変化を把握する資料として、韓国の大塔復元図の作成においても、助けになると考える。

今後、日本において現存する木塔の80%を占める室町（南北朝以後）、江戸時代の木塔についても、それぞれの部材別に多様な分析を加えていきたい。韓国における木塔の復元研究が、より活発になることを期待する。

註

- 李康民『동아시아 목조건축의 구조원리와 지붕구조의 유행』 서울대학교 박사논문, 2009년.
- 김인강『重疊形(重層形) 암파(塔婆)의 기원』『大韓建築學會論文集』計画系 21권10호, 2005년, pp.180~181.
- 金東賢『皇龍寺9層木塔의 5개 復元案에 대한 비교』『계간미술』 22장 양일보사, 1982년.
金正守『望德寺13層木塔의 形態推定에 관한 研究』『建築』 제28권제119호 대한신학회, 1984년.
張慶濟『百濟寺禪建築』藝耕出版社, 1990년.
- 慶州市『皇龍寺 復元 整備 基本 計劃 報告書』 등남건축종합사무소, 1995년.
- 權鍾滿『韓國 古代 木塔의 構造 및 意匠에 관한 研究: 皇龍寺 木塔의 復元의 考察을 중심으로』 성균관대학교 박사논문, 1998년.
- 김경표『王興寺址 木塔의 復元 研究』『扶餘 王興寺址 出土 舍利器의 意味-國際學術大會 자료집』 國立扶餘文化財研究所, 2008년, pp.229~259.
- 呂成暉『公州 公山城 내 遺物址 검토』 광주대학교 석사논문, 2008년.
- 임대성『고대 고층건물의 복원 가능성에 대한 고찰』『목조건축연구포럼』 2009년 54 (사) 한국목조건축연구포럼, 2009년, pp.1~16.
- 배명선『왕궁리유지 백제 건물지의 구조분석 -부여지역 백제건물지와 비교검토-』『이산 왕궁리 유적의 조사상과 의의』 국제학술대회 자료집 국립부여문화재연구소, 2009년, pp.94~110.
- 국립부여문화재연구소『한중일 고대사지 비교연구 (II)』 지멘스, 2009년.
- 국립문화재연구소『진축문화재연구실 「부여성립사지 청비부원고증 기본조사」 고증연구원·자료집』 금강이재사, 2009년.
- 배명선『미투사의 배치와 경축유구를 통한 본 백제 조영기술』『백제 불교문화의 貢獻 미투사』 국제학술심포지움 자료집, 2010년, pp.296~313.
- 조원창『百濟 建築技術의 對日傳播』 서경, 2004년.
- 金東賢『木塔의 發生과 東洋 3國 木塔의 比較』『法住寺 振相殿 修理工事報告書』 國立文化財研究所

- 所、1998年) pp.92-96では、比較的多様な時期にわたって日本の木塔を紹介している。
- 7 張起仁『新編 韓國建築辭典』제4판 普成閣、1998年、p.101。
 - 8 漢南正士『日本仏塔集成』(中央公論美術出版、2001年) pp.261-277の表を参考に、筆者が収集した資料と対照させて、一部の木塔については修正を加えている。また、中西亨『日本の塔總観』下・東日本補遺總括篇(文華堂書店、1969年) p.226では、現存する木塔を147基と紹介しているが、これは近世以後の木塔や異形木塔などを含んでいるためと判断される。
 - 9 木塔の時代区分については、中西亨『日本の塔總観』中・西日本篇(文華堂書店、1967年)を参考にした。ただし、吉野時代については、一般的に用いられる南北朝時代として表記した。
 - 10 宋朝時代以後の木塔については、後に発表しようと思う。
 - 11 한언호『정통사에 대하여』『조선고고연구』제3호 사회과학원고고학연구소、1986年。
 - 김도경『일본 범종사 건축의 고구려적 성격』『한국건축역사학회 추례학술발표대회 논문집』한국건축역사학회、2004年。
 - 梁添鉉『法隆寺に見られる新羅の要素』『帝塚山大学考古学研究所研究報告X』帝塚山大学考古学研究所、2008年。
 - 12 本節の記述については、以下の著書、論文を参考にしたが、それぞれに部材名や説明に若干の違いがある。
 - 西岡常一ほか『蘇る崇禪寺西塔』草思社、1981年。
 - 西和夫・穂積和夫(이우희·진경돈訳)『日本建築史』世界文化社、1995年。
 - 深谷恭弘・鈴木純子『圖解 木造建築伝統技法事典』彩図社、2001年。
 - 綜芸舍編集部編『日本古建築細部語彙 社寺篇』綜芸舎、1970年。
 - 최장순『한일간 선종 목구조의 부재 명칭과 가구법에 관한 비교연구』『大韓建築學會支會聯合論文集』10권1호(登記33호)、2008年。
 - 김성경『사진으로 풀어본 한일전통건축』도서출판 고리、2000年。
 - 渋谷五郎・長尾勝馬・妻木靖延『新訂 日本建築』学芸出版社、2009年。
 - 13 韓国における遮陽(チャヤンカン)を意味し、韓国の現存する伝統建物には認められない。ただし、慶州四天王寺の発掘調査によって、その遺構が確認された。
 - 14 韩国の龍峰寺大雄殿の上層の柱の基部に、このような部材とみられるケルドリ(길드리 断面円形の柱)が確認されるが、軒や屋根棟と連結しており、明確に柱盤と見ることは難しい。
 - 15 韩国では、これをさらに山彌撫進(산미부진)と行工撫進(행구부진)に区分する。
 - 16 西和夫・穂積和夫(이우희·진경돈訳)『日本建築史』(前掲註12) p.55では、この他にも舟肘木、人斗肘木、平斗斗、出三斗、尾垂木を用いない二手先などを紹介している。
 - 17 この部材は出桁とも呼ばれるが、後代の木塔では丸桁の別の名前で呼ばれるようになる。
 - 18 李廉民『동아시아 목조건축의 구조원리와 지붕구조의 유형』(前掲註11) p.110。
 - 19 李廉民『동아시아 목조건축의 구조원리와 지붕구조의 유형』(前掲註11) p.59。
 - 20 棚桁がない場合、軒桁を丸桁と呼ぶ。ただし、木筋では位置における区分を重視して統一して用いる。
 - 21 최장순『한일간 전통 목구조의 부재 명칭과 가구법에 관한 비교연구』(前掲註12) p.95では、その形状によってのみ分類している。
 - 22 総芸舍編集部編『日本古建築細部語彙 社寺篇』(前掲註12)では、垂木を「様」としている。
 - 23 김도경『일본 범종사 건축의 고구려적 성격』(前掲註11) pp.115-117。
 - 24 최장순『한일간 전통 목구조의 부재 명칭과 가구법에 관한 비교연구』(前掲註12) p.96。
 - 25 檜の皮を屋根の材料として利用した日本の伝統的な方法で、「檜皮葺」という。薄く剥いだ檜皮を

- 少しづつずらしながら、屋根の外から内、下から上へ向かって敷きつめて、野地板に竹釘で固定する。
- 26 両田英男「当麻寺西塔」『日本建築史基礎資料集成十一 塔婆Ⅰ』中央公論美術出版、1984年、pp.101-107。
- 27 四天柱の間に須弥壇が置かれ、その上に仏像が安置される。
- 28 本稿では、三手先の場合に尾垂木上に置かれた最上部の部材を軒桁と表記した。一方で、三手先以外の場合は、丸桁と表記したことを明らかにしておく。
- 29 김왕직『알기 쉬운 한국건축 용어사전』봉님、2007年、p.179。
- 30 古澤政己「大法寺三重塔」『日本建築史基礎資料集成十二 塔婆Ⅱ』中央公論美術出版、1999年、pp.47-50。
- 31 このような型式は、室町（南北朝以後）時代の木塔においても、常楽寺三重塔、石峯寺三重塔、西明寺三重塔など多数確認できる。
- 32 初重の側柱が長柱と短柱に分かれ、それそれが結合され通柱のように二重目まで達している。裳階の側柱は長柱よりもやや短く、初重の側柱と薄毛虹梁と連結されている。よって、韓国の重層建物の一つであるオンカン（은간）通層型と類似している。あるいは裳階を初重として見ることも可能であろう。
- 33 田辺三郎助「神仏習合と修驗」（新潮社、1989年）p.349によると、日本では神社と仏寺が一つとして運営される場合が多かったが、明治時代になり、これを分離する政策が施行されたという。よって、現在でも神社に仏塔が残っている場合がある。
- 34 張慶濟『韓國의傳統建築』문예출판사、1992年、pp.251-256。
- 35 金東賢「木塔의發生과 東洋 3國 木塔의 比較」(前掲註6)、pp.98-99。
- 36 摂相殿の創建が1626年であることを考慮すれば、外陣柱の荷重が柱壁を経て中ドリへ伝わることは、合理的であると判断される。
- 37 金東賢「木塔의發生과 東洋 3國 木塔의 比較」(前掲註6)、p.100。

参考文献

- 家永三郎・이영 역『일본문화사』, 카치글방, 1982年。
- 國立文化財研究所『法住寺 摂相殿 修理工事報告書』1998年。
- 國立扶桑文化財研究所『扶桑 王興寺址 山十 舍利器의 意味』國際學術大會 자료집, 2008年。
- 국립부여문화재연구소,『이익 왕궁리유적의 조사성과와 의의』 국제학술대회 자료집, 2009年。
- 국립문화재연구소,『경주문화재연구소』『백제·고구려문화의 豊盛 이화사』 국제학술심포지엄 자료집, 2010年。
- 国宝明通寺本堂・三重塔修理工事委員会『国宝明通寺本堂・三重塔修理工事報告書』1957年。
- 中西 亨『日本の塔総観』上・近畿地方編、文華堂書店、1966年。
- 重要文化財寶福寺三重塔修理工事委員会、『重要文化財寶福寺三重塔修理工事報告書』1969年。
- 岡山県教育委員会『長福寺三重塔修理工事報告書』1982年。
- 太田博太郎『日本建築史基礎資料集成十一 塔婆Ⅰ』中央公論美術出版、1984年。
- 太田博太郎『日本建築史基礎資料集成十二 塔婆Ⅱ』中央公論美術出版、1999年。
- 財團法人文化財建造物保存技術協会『重要文化財如意寺三重塔保存修理工事報告書』1997年。
- 飛鳥資料館『AOの記憶』飛鳥資料館同様第39冊、2002年。
- 文化庁『国宝・重要文化財(建造物)実測圖集』奈良文化財研究所所蔵。

日本木塔 地垂木(서까래) 支持에 관한 研究

탁 경 배

요지: 본 논문은 다보탑을 제외한 일본 목탑 128기 중 白鳳~南北朝시대 목탑 24기(오층목탑 6기, 삼층목탑 18기)와 한·국 목탑 2기에 대한 地垂木(서까래)의 지지에 대한 연구결과이다. 地垂木의 지지는 지지 개소와 부재로 나누어 고찰하였으며 한국 목탑과의 연관성을 비교하였다. 먼저 지지 개소는 하면과 상면으로 구분하여 살펴보았는데 白鳳시대의 목탑에서는 경사진 부재로써 미끄러짐을 방지하기 위한 최소한의 지지가 이루어져 하면은 3개소, 상면은 1개소로 확인되었다. 이후 奈良시대의 목탑에서는 상면에서만 지지 개소가 증가하다가 平安시대로 들어가면서 하면에서도 증가하기 시작하여 결과적으로 平安시대의 목탑에서 가장 많은 지지 개소가 확인되었다. 그러나 일부 목탑에서 墓垂木 끝부분을 고정하는 부재가 없는 현상이 이 시기에서 나타나기 시작하고 鎌倉시대 이후부터는 桟木이 설치되어 地垂木 하면과 상면이 2~3개소로 지지점이 서로 대응관계로 이루어지는 진형화된 모습이 확인되었다. 지지 부재는 새로운 부재가 적용될 때에는 복잡한 구조방식이 보이지만, 다시 단순화되면서 보다 흐름적으로 적용되어 안정되는 경향을 볼 수 있다. 하면에서는 10개 부재 중 軒桁과 四天柱가, 상면에서는 5개 부재 중 2층 館柱柱盤이 가장 많이 사용되었다. 이러한 점은 地垂木이 정사부재로써 하면에서 2개소, 상면에서 1개소의 최소 지지점과 적절한 위치의 부재가 필요했음을 보여주는 결과이다. 이러한 결과를 한국 목탑과 비교해보면 지붕 구조의 차이로 인하여 하중 전달 개봉이 차이 때문에 상면에서는 지지 개소나 부재의 차이가 있지만 하면에서는 平安시대 목탑과 유사한 점을 알 수 있다. 결과적으로 일본 목탑의 地垂木 지지는 白鳳시대에서 奈良시대에 변화된 모습을 보이다가 平安시대에 정형화된 모습이 鎌倉·南北朝시대 까지 연길되어 활용을 알 수 있으며, 한국 목탑에서도 하면의 지지 모습은 유사한 양상을 확인하였다.

주제어: 日本 木塔 地垂木 尾垂木 桟木

The Study of the Supporting Design of the Rafter in Japanese Wooden Pagodas

Tahk, Kyung-Baek

Abstract: This study investigates the supporting design of the rafter in 24 Japanese wooden pagodas from A.D.645 to A.D.1392 and 2 Korean pagodas. The main process may be divided into 3 branches. One is the numbers and the other is the members of the supporting design of the rafter. And the last is the comparing with the supporting design of the rafter of wooden pagodas in Korea and Japan. In first, the study about number is divided into lower level and upper level by the rafter level. Wooden pagodas constructing in 'Age of Baekbong(A.D.645-A.D.709)' have 3 points of lower level and 1 point of upper level. This is the minimal supporting design to prevent sliding of the inclined member, rafter. After this time, the numbers in upper level were increased in wooden pagodas constructing in 'Age of Nara(A.D.710-A.D.783)'. This status stood up in some times. In ones of 'Age of Heian(A.D.784-A.D.1185)', the numbers in lower level were increased, too. I found the numbers of the supporting design were the most in wooden pagodas constructing in 'Age of Heian'. But some pagodas had not the supporting point at the end of the rafter in this age. In 'Age of Kamakura(A.D.1186-A.D.1333)', the new member called 'Haneki' instead of rafter was appeared to make stronger for pagodas. And in the lower and upper level, the points were matched about 2 or 3 points. I think this condition is the prototype about wooden pagodas in the Middle Ages in Japan. The adaption of new member of the rafter's supporting design was revealed the very confused conditions. But in shortly, they were adapted to stability with efficiency. There are 10 members using in lower level and 5 members using in upper level. In most of all, the beam situated on the column called 'Nokigeta' and the 'Four sky frames' were adapted the most in lower level and 2nd column pillar panel in upper level. Because the rafter is the inclined member, two points in lower level and one point in upper were needed to prevent sliding. Therefore two members in lower level and one member were very right position. Comparing this conclusion to the wooden pagoda building in Korea, the similarity and the differences are existed at the same time. The differences of the roof-structure gives the similarity in lower level about the supporting number, especially in pagodas bulding in 'Age of Heian'. But the cross-sectional area of members are larger in wooden pagoda building in Korea. And the design of the upper level has the different one about the numbers and members of supporting of the rafter. The conclusion is the supporting design about the numbers and members is showed different situation by changing times and some points are very similar with Korean wooden pagodas.

Keywords: Japan, wooden pagodas, base rafter, tail rafter, cantilever

日韓遺跡整備の現状 －特に建物復元と施設配置について－

栗野 隆

- I はじめに
- II 日韓の遺跡整備の歴史
- III 遺跡整備における建物復元の特徴
- IV 史跡指定地と施設配置
- V おわりに

要旨　日本の遺跡整備は、昭和40年代以降、埋蔵文化財保護行政の進展とともに環境整備という概念が導入され、遺構の平面表示、露出展示、建物復元など、多様な遺跡展示手法のもとに整備事業がすすめられていった。こうした遺跡は、来訪者への憩いの場を提供しつつも、歴史的遺産の教育・学習、遺産保護に対する普及・啓発機能を兼ねた遺跡博物館（サイトミュージアム）という考え方で計画されることが多い。ただし日本の遺跡整備の現状は、建物復元の在り方や遺跡の活用方法、管理・収益施設の設置方法などの諸点については基本的な方針が共有されておらず、一定程度の規範となる考え方は整理しておくことが望まれる。以上の日本の文化財保護行政の抱える諸問題を検討していくため、本稿では韓国の遺跡整備の現状、特に建物復元の在り方と各種施設の設置がいかなる考え方によっておこなわれているのかを把握し、日本と韓国との状況を比較するものとした。調査は主に、日本および韓国の文化財関係部局へのインタビューによった。

キーワード　史跡　遺跡整備　建物復元　施設整備　保護区域

I はじめに

日本の文化財保護行政では、史跡は現状にできるだけ手を加えず、そのままの状態で維持していこうとする「現状凍結保存」が昭和30年代までの一般的な考え方であった。これは世界的にみて普遍的な遺跡保存の考え方であるが、日本の遺跡は西洋で一般的な石造の建造物等を主体とした遺跡とは異なり、木造文化により構成された建造物等がほとんどである。そのため、地上部には遺構が残っていない場合が多く、柱の穴や溝などといった地表面下の遺構となる場合が多い。したがって一般の来訪者にとってみれば、現状凍結保存として保護された史跡の姿は郷愁の対象になったとしても、具体的にいかなる空間・風景が存在していたかは想像しがたいものであり、遺跡の本来的な姿・状況を理解するには困難な状況であった。ただし昭和40年代以降、埋蔵文化財保護行政の進展とともに、上記の経緯も加わって、環境整備という考え方が史跡の保護行政に導入され始めた。これは発掘調査で検出された地下遺構を、その地上部に造園的手法によってあらわす平面表示と称される遺構の象徴的表現や、史跡指定地内での散策・休養といったレクリエーション機能も担う緑地整備をはじめとしたものである。その後、実物大模型展示に位置づけられる復元建物の建設・設置に至るまで、多様な整備メニューのもとに史跡整備事業が実施されていった。こうした日本の史跡整備は、利用者の想いの場の提供を企図しつつも、教育・学習や普及・啓発機能を具備した遺跡博物館（サイトミュージアム）という考え方で計画されることが多い。

以上は文化庁や地方自治体の教育委員会の主導による史跡整備の特徴であるが、国土交通省をはじめ各地の公園部局主導により、都市公園として整備がなされた史跡も多数存在する。敷地内に史跡を含む公園は、日本の都市公園の分類では特殊公園のうちの歴史公園に該当する。歴史公園とは、歴史的・学術的な史跡を保存し、その一帯をレクリエーション利用に供することを目的としたものであり、史跡の立地状況に応じて公園の位置・規模などを定めるが、原則的には史跡の3倍以上の園地を設けることが規定されている。

ただし文化財部局や公園部局により整備された史跡は、建物復元のあり方や遺跡の活用方法、管理・便益施設の設置方法などの諸点については、基本的な考え方が共有されておらず（各史跡の個別の問題として考慮すべきことはもちろんであるが）、一定程度の規範となる考え方や方針は整理しておくことが必要かと思われる。

いっぽう韓国では、文化財庁や国立文化財研究所により、古代寺院や宮殿・官衙などの整備がおこなわれている。特に近年では、「ソウル歴史的都市造成計画」（文化財庁、2006年発表）にもとづく、景福宮の人規模復元事業が注目を集めている¹。ただし韓国では、明確な概念にもとづいた整備がおこなわれていないという指摘も存在し、本来の遺跡の性格

があいまいになり、文化遺産の保護という観点から遺跡の整備を再検討することが必要とされている²。

以上から本稿では、まずは日韓両国の遺跡整備を比較してその現状整理をおこない、今後の日本と韓国の遺跡整備の方向性を検討するための基礎資料をまとめることを目的とした。なお、研究方法については、かつて筆者がおこなった日本の文化財部局および公團部局へのインタビューの再検討、そして今回の日韓共同研究事業で実施した韓国の文化財庁、国立文化財研究所へのインタビューによるものとし、また日韓両国の各種遺跡の現地調査によるものとした。

II 日韓の遺跡整備の歴史

II-1. 日本の遺跡整備

日本の遺跡整備の歴史は、史跡等整備の在り方にに関する調査研究会編集による「史跡等整備のてびき」（2004）³で体系的に整理され、具体的に事例についても詳述されている。以下の記述も、特段の注記のない限り、上記文献の記述内容にもとづいたものである。

遺跡整備の黎明 まず、日本における今日の史跡的な性格を具備した歴史的空间の保護と整備は江戸時代からおこなわれていたようであり、その起源は元禄5年（1692）に橋本県那須郡に所在する上侍塚古墳および下侍塚古墳の発掘調査と保存整備がおこなわれたこととされる⁴。これは水戸藩主の徳川光圀の命により、大金重貢が両古墳の発掘調査をおこなったものであり、出土遺物は図化されたのちに再び石室に戻され、墳丘の整備として、アカマツの植栽が施された。

明治時代以降では、わが国最初の公園制度である明治6年（1873）の太政官布達第16号が史跡的空间の保存整備の制度的役割を担っていたことが結果的に指摘できる。本通達は太政官から府県に対して、群衆遊観の場所で、高外除地、すなわち社寺の境内地あるいは地域の公共的用途に供されている土地など所有権が存在せず、免稅（無税）になっている土地を公園として定めるので調査を実施する旨の下達であり、これによって大名の城跡や別邸跡の公園化による修景整備がなされたからである⁵。

大正8年（1919）に制定された史蹟名勝天然紀念物保存法では、若干ながら整備についての考え方方が示されている。具体的には第5条のなかで、指定した史蹟名勝天然紀念物を保存するために管理が必要であることを述べ、管理に関する必要な施設の設置を命ずることができるとされている。この規定によって実際の史蹟名勝天然紀念物の保存事業では、指定物件を周知するための標識や説明板、あるいは指定地内の注意事項を記した注意札、境界を明示するための境界標、管理を確実にする圍欄など「保存・管理のための施設」の設置が実施されることとなった。ただし史蹟名勝天然紀念物保存法によるこういった行為

は、今日的な意味での「整備」ではなく、現状凍結保存を前提とする「保存・管理」としての意味合いが強いものであった。しかし、大正11年（1922）に史蹟に指定された平城宮跡（奈良県奈良市）は、近代において国庫補助による整備が実施された顕著な事例ということができる。そもそも本遺跡は棚田嘉十郎を中心とした「奈良大極殿址保存会」によって、第二次大極殿・東区朝堂院・朝集殿院の外周に石積みの堀と道路をめぐらせるという、遺跡の顕彰という観点からの整備をおこなっていたが、史蹟指定によって内務省は「史蹟名勝天然紀念物保存費」を奈良県に交付し、県は大正13~14年（1924-1925）にかけて「平城宮大極殿及朝堂付近保存工事」を実施した。本整備の基本方針は、当地が平城宮であることを明示し、指定区域の顕在化を図ろうとするものであった。具体的な整備として、「史蹟平城宮址」（朝集殿院前面）、「大極殿址」（大極殿前面）と刻んだ巨大石碑の建立、指定範囲を示した説明板の設置、指定地四隅および四辺諸処への境界石埋設、指定地境界への200m間隔でのイチヨウの植栽、一条通りから大極殿および朝堂院各堂跡に通ずる道路新設、遺存土壤裾部への「地形現状標石」と刻した石柱の埋設などがなされた。

発掘調査成果にもとづいた遺跡整備 昭和10年代末から昭和20年代に至ると、発掘調査で明らかとなった遺跡を整備して一般に公開するといった考え方方が芽生えたことを、高瀬要一⁶が指摘している。具体的には、登呂遺跡（静岡県静岡市）と尖石・与助尾根遺跡（長野県茅野市）である。登呂遺跡は昭和22年（1947）から本格的な発掘調査が実施されたが、昭和27年（1952）までに、住居や土堤の造構がその形状に沿って薄く覆上された状態での展示、弥生時代の植生を考慮した植栽の実施、竪穴住居・高床倉庫といった建物の原寸大模型の展示がおこなわれている。尖石・与助尾根遺跡では、昭和29年（1954）までに竪穴住居の実物大推定模型が数棟設置されている。

このような戦後の発掘調査にもとづいた遺跡整備と時期を相前後して、日本では文化財保護法が昭和25年（1950）に制定された。本法は、史蹟名勝天然紀念物保存法、国宝保存法（旧古社寺保存法）、重要美術品等の保存に関する法律を一本化したものである。史蹟名勝天然紀念物保存法と文化財保護法との明確な違いは、第1条で文化財を保存するだけ



第1図 近代の平城宮跡の整備状況



第2図 史蹟指定の説明板

ではなく、「活用を図る」ということが明記された点と、史跡等の保存のために「管理」とともに「復旧」が必要であることを定めた点にある（第71条第2項、現行法上では第113条）。後述する昭和40年代からの環境整備の導入以降、日本各地でおこなわれている遺跡整備については、本法の条文には明確な規定はないものの、上記の「復旧」の拡大解釈によりおこなわれていると見るのが通例である。

遺跡整備の展開 昭和30年代になると、日本では高度経済成長にともなって鉄道・道路・市街地開発など、マシンスケールでの国土開発がすすめられていくことになった。このことによって遺跡の発掘調査件数も増加の一途をたどるとともに、埋蔵文化財の破壊が深刻な状況を呈していった。このような状況を受けて、文化庁では救済策として史跡指定とともに自治体による土地の買い上げを推進し、行政的措置による史跡の保存に踏み切ったのである。公有化によって保存が担保されたものについては、整備を図って公開していくこうとする「環境整備」という考え方が昭和40年（1965）に導入された。この環境整備は百濟寺跡（大阪府枚方市）、五色塚古墳（兵庫県神戸市）、太宰府跡（福岡県太宰府市）、一乗谷朝倉氏遺跡（福井県福井市）などの遺跡で次々とすすめられていった。

また昭和41年（1966）には風土記の丘整備事業が開始された。本事業は資料館建設を核として、広範囲に点在する古墳群などの遺跡を保存するために、土地の買い上げから環境整備までを含む面的な保存整備事業であり、西都原古墳群（宮崎県西都市）や埼玉古墳群（埼玉県行田市）など、これまで日本各地の13か所で実施されている。

建物復元をメニューとした遺跡整備へ 日本では平成に入り、遺跡の総合的な復元整備を目的とする事業が国庫補助事業に加えられていった。それらの国庫補助事業のうち、時期的に一番早いのは平成元年度にスタートした史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場事業）である。本事業は従来の遺構の保存・環境整備や遺構露出展示施設の設置に加え、地形模型・遺構模型の設置、ガイダンス施設の設置、歴史的建造物の復元という3つの新機軸を加えたものである。また平成4年（1992）からは歴史的建造物の実物大復元施設の設置



第3回 日本の遺跡整備事例1
太宰府跡・福岡県太宰府市



第4回 日本の遺跡整備事例2
三内丸山遺跡・青森県青森市

と管理運営施設の設置を主要メニューとした地域中核史跡等整備特別事業が実施され、秋田城跡（秋田県秋田市）の東門、赤穂城跡（兵庫県赤穂市）の本丸門などが復元されている。平成7年（1995）からは復元施設や屋内展示施設の建設を含めた補助事業として大規模遺跡等総合整備事業がはじまり、池上曾根遺跡（大阪府和泉市・泉大津市）、半塚川添遺跡（福岡県朝倉市）などで採択、整備事業が実施されている。以上のように、日本では平成に入って建物の実物大復元事業が各地でおこなわれるようになったが、このような流れを汲むもっとも大規模な復元事業としての到達点は、平成22年（2010）に完成した平城宮跡第一次大極殿ということができよう。

II - 2. 韓国の遺跡整備

韓国の遺跡整備は、その概要が金哲主・卓京柏の先行研究²によって整理されている。また、法令の分析を軸とした韓国における文化財保護システムの歴史的検討については、大橋敏博の詳細な考察がある³。ここでは、上記研究の成果をふまえつつ、筆者が実施した韓国文化財庁へのヒアリングによる知見を加えながら、韓国の遺跡整備の歴史をたどる。

朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令 韓国では、1907年の朝鮮総督府による崇禮門（ソウル）の修理工事以降、普通門（平壠）、石窟庵、仏国寺（慶州）など一部の遺跡が修理という名目で整備されたことを端緒としている。そして1933年には、「朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令」（制令第6号）が総督府制令の形式によって定められている。ここでは、「貝塚古墳寺址城址廢址其ノ他ノ遺跡、景勝ノ地又ハ動物植物地質鉱物其ノ他學術研究ノ資料ト為ルベキ物ニシテ保存ノ必要アリト認ムルモノハ朝鮮総督之ヲ古蹟、名勝又ハ天然記念物トシテ指定スルコトヲ得」（第1条）と記されており、日本の史蹟名勝天然紀念物保存法を範としたものであったことが分かる。

本法令でも、日本の史蹟名勝天然紀念物保存法と同様、条文に示されている「整備」の考え方とは「保存・管理」の考え方を基調としている。具体的には、「朝鮮総督ハ宝物、古蹟、名勝又ハ天然記念物ノ保存ニ關シ必要アリト認ムルトキハ・定ノ行為ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得」（第6条、下線部筆者）という個所である。「必要ナル施設」の詳細は不明であるが、おそらく史蹟名勝天然紀念物保存法のように標識、説明板、囲欄であったと考えられ、「施設ニ要スル費用ニ對シテハ國庫ヨリ予算ノ範囲内ニ於テ其ノ一部ヲ補助スルコトヲ得」とあるように、国庫補助の考え方も盛り込まれていた。

発掘調査から整備への展開 韓国では1962年に文化財保護法が制定された。この法律は、大橋が指摘するように、指定、管理、保護、公開、調査など文化財保護の体系が日本と酷似しているとともに、第1条の目的規定においても、「本法は、文化財を保存し、活用することにより国民の文化的向上を図り、同時に人類文化の発展に寄与することを目的とす



第5図 韓国の遺跡整備事例1
定林寺址・扶余



第6図 韓国の遺跡整備事例2
皇龍寺址・慶州

る」とあり、日本の文化財保護法に範をとったものであった。また、日本の文化財保護法によって指定された史跡の保護の考え方方が「現状凍結保存」を基本としていたことと同じように、韓国の史跡についても「原形保存」を基調とするものであった。

ただし1969年の仏国寺の整備事業を契機として、発掘調査から整備までの一貫した事業が、1972年に策定された総合開発計画において実施され、1980年代には、より実体的な遺跡の表現方法として建物復元を組み込んだ事例が登場した。その早い事例は昌慶宮（ソウル）であろう。本宮殿では1983年から1986年にかけて事業が実施されているが、文政殿、春塘池といった建造物や苑池の復元がおこなわれている。この昌慶宮の復元事業を契機として、ソウルに現存する景福宮、昌徳宮、德寿宮といった宮殿については、復元を含めた整備を基本とする考え方が確立され、現在に至っている。

また1990年代以降は、弥勒寺址東塔（益山）の復元（1993年）などの遺跡復元事例の実績や、地方自治制の導入（1995年）による文化遺産に対する観光資源化事業の活発化によって、皇龍寺木塔、月精橋（慶州）、定林寺址（扶余）などの復元事業がおこなわれているところである。

III 遺跡整備における建物復元の枠組み

III-1. 復元建物の取り扱い

日本の建物復元の基準 日本の遺跡整備における建物復元は、遺跡の「本質的価値の保存」のみならず、「本質的価値の顕在化」をも企図して、発掘調査成果および史資料の分析にもとづいて実施してきた³。文化庁では、建物遺構等を地上部に復元する行為を、「復元展示」と呼んでいる。復元展示の基本的な考え方としては、復元しようとする建物等がその根拠となる物証や精緻な調査研究によって精度の高さを保たれていることを根底に置くものである。こういった復元建物の取り扱いについては、日本では平成3年（1991）2月に文化審議会文化財分科会第三専門調査会の関係部会での審議に資すること目的とした「史跡等に

おける歴史的建造物等の復元の取扱いに関する専門委員会」が設置された。本専門委員会では、日本各地の史跡等で実施される建物復元について、現状変更等の許可申請がおこなわれる前に、個々の建物復元の内容が妥当かどうかといった点について審査がなされているのである。

上記の専門委員会による審議をへて、文化庁では「史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱い基準」（1991）という建物復元にあたってのガイドラインを定めた（第1表）。これによって、史跡における建物復元の審査を客観的におこなうこととなっている。上記の取扱い基準には、復元を「史跡等の構成要素である建造物その他の工作物のうち、現存していないものを、当時の規模・構造・形式で、現位置に再現しようとする行為である」と定義されている。

審査指針としては、「基本事項」として7項目、「技術的事項」として3項目、「その他」のものに4項目が定められている。「基本事項」では、①史跡の正しい理解にとって支障となるものではないこと、②遺跡を損傷することとなるないものであること、③史跡にとて建物復元が最も適した方法であること、④当該建物を復元することが史跡を理解するうえで最も適切であると認められること、⑤復元建物が史跡の歴史的・自然的な風致・景観と整合するものであること、⑥建物復元が史跡の全体的な保存・整備の在り方と整合するものであること、⑦史跡の保存・管理・活用に関する総合的計画が策定され、復元建物の保存・管理方針が整っていること、が定められている。

「技術的事項」としては、①位置・規模・構造・形式などについて根拠となるべき十分な資料があること、②復元設計が類例調査にももとづいた高い蓋然性を有するものであること、③復元に用いる材料・工法が同時代のものを踏襲し、史跡の所在する地方の特性などを反映したものであること、というものである。「その他」は建物復元を許容するための確認事項という位置づけで定められたものであり、①復元建物の構造および設置後の管理の観点からの安全性の確保、②復元完了後の史跡の管理についての十分な行政上の



第7図 日本の建物復元事例1
首里城跡・沖縄県那覇市



第8図 日本の建物復元事例2
吉野ヶ里遺跡・佐賀県神埼町他

第1表 史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱い基準

復元の意義

ここにいう歴史的建造物等の復元とは、史跡等の構成要素である建造物その他の工作物のうち、現存していないものを、当時の規模・構造・形式で、原位置に再現しようとする行為である。史跡等の構成要素でない建造物、客観的な根拠によって存在を証明することができない建造物等を新たに設けようとする行為は、この基準における復元には該当しない。

審査指針

歴史的建造物等の復元を許容するか否かは、具体的な復元の計画について、次の各項目に簡し、総合的に判断し、決定するものとする。

●基本的事項

- ① 歴史的建造物等の復元が、当該史跡等の正しい理解にとって支障となるものではないこと。例えば、存古・形態等に関する根拠が薄弱なもの、当該史跡等の有する歴史的意義との係わりが薄いものの等の復元は許容しない。
- ② 歴史的建造物等の復元及びその上工によって、保存すべき遺跡等を損傷することとなるものであることを。
- ③ 当該史跡等の活用にとって、歴史的建造物等の復元が最も適した方法であると考えられること。例えば遺構の保存状況が極めて良好であり、その遺構自体を公開することが、国民による当該史跡等の理解・活用にとって最も適切であると認められる場合は、その遺構に係わる歴史的建造物等の復元は許容しない。
- ④ 当該史跡等が現在までの時代的変遷のなかで有している全ての歴史的意義等に鑑み、その建造物等を復元することができ、その史跡等を理解する上で最も適切なものと認められるものであること。例えば、当該建造物等が存在しなくなつた過程に特有の歴史的な意義が認められる場合は、その復元は許容しない。
- ⑤ 歴史的建造物等の復元が、当該史跡等の歴史的・自然的な性質・景観と総合として統合するものであることを。
- ⑥ 歴史的建造物等の復元が、当該史跡等の全体的な保存・整備の在り方と整合するものであることを。
- ⑦ 保存管理計画・整備計画等当該史跡等の保存・管理・活用に関する総合的計画が策定されており、歴史的建造物等の復元に関する上記各事項についての方針及び復元後の建造物等の保存・管理方針が載っていること。

●技術的事項

- ① 復元しようとする歴史的建造物等について、その位置・規模・構造・形式等につき、次のアビイ等による十分な根拠があること。
 - ア、次のいずれかの資料等

「中正以前の建造物等の場合」

- a、復元の対象とする歴史的建造物等が別位置に移築され現存している場合における、当該建造物等の調査資料。
- b、歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等。
- c、復元しようとする歴史的建造物等又はこれと同時期・同種の建造物等の指図・絵画・写真・模型・記録等の史料。
- d、現存する同時期・同種の建造物等。

「近世・近代の建造物等の場合」

- a、復元の対象とする歴史的建造物等が別位置に移築され現存している場合における、当該建造物等の調査資料。
- b、歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等。
- c、復元しようとする歴史的建造物等又はこれと同時期・同種の建造物等の指図・絵画・写真・模型・記録等の史料で精度が高く、良質のもの。

イ、発掘調査結果（明確な遺構が確認され、出土した建築部材等により当該建造物等の位置・規模・構造等に関する知見が広く学界において承認されている場合に限る。）その他の復元の現地を確定するのに必要な資料等。

- ⑨ 復元の設計は、上記①の根拠又は同時期・同種の建造物等の設備又は建築部材その他の遺物に基づいて、規模（断行・梁間等）・構造（基礎・屋根形式等）・形式等について極めて高い歴史性を持つものであることを。
- ⑩ 復元して用いる材料・工法は、原則として、同時代のものを踏襲しかつ、当該史跡等の所在する地方の特性等を反映しているものであることを。

その他

歴史的建造物等の復元を許容する場合にあつては、次の事項を承認するものとする。

- ⑪ 復元する歴史的建造物等について、その構造及び設置後の管理の観点からの安全性が確保されていること。
- ⑫ 復元完了後の史跡等の管理について、十分な行政上の措置が確保されていること。
- ⑬ 復元された歴史的建造物等を施設として活用する場合にあつては、その活用の内容は当該史跡等の保存・活用と係わりがあり、かつ、当該史跡等にふさわしいものであること。
- ⑭ 復元のための調査の内容、復元の根拠、復元の内容に複数の案があった場合における他の案の内容・複数案の取扱選択の検討内容、復元の工事内容等を記録にとどめるとともに、それらの概要を復元建物等の所在場所に掲出する等の措置を取り、史跡等の正しい理解に支障が生じないようにすること。

措置の確保、③史跡の性格にふさわしい復元建物の活用、④復元検討や復元過程の記録作成、という4項目が掲げられている。

韓国の建物復元の基準 いっぽう、韓国の史跡における建物復元については、日本における「史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱い基準」というような明文化されたガイドラインは存在していない。しかし韓国の文化財保護法第3条の規定にもとづいて1970年に文化財委員会が設置され、韓国各地の史跡の復元事業において文化財委員会第3分科委員会が、復元事業における基本計画、基本・実施設計、施工など各段階で建物復元の在り方や方法等について指導・助言をおこなっている。

また、特に韓国では、文化財保護法施行規則第11条に、文化財修理業者が保有しなければならない修理技術者および修理技能者の登録を定めており、各地の史跡における建物復元においても、文化財保護法施行規則に則って登録された技術者が設計と施工に関与している。まず文化財修理技術者は建造物や記念物など全部で12号の項目にわたるが、これらのうち史跡での建物復元にかかるものとして、文化財修理技術者には補修技術者（建造物修理）、丹青技術者（建造物の丹青や壁画などの修理）、実測・設計技術者（文化財の修理のための実測調査）などが存在する。文化財修理技能者には韓国式木工、韓国式石工、画工、屋根と瓦の技能工、金物工など合計18項目が定められている。以上のように、韓国の建物復元においては、明確な復元の精度を規定する基準は明確には存在しないものの、文化財建造物の修理と同様の技術を生かすという観点から、文化財修理技術者と文化財修理技能者が建物復元に携わっており、復元の精度を担保しているといえるのである。

III-2. 復元建物の法的な位置づけ

日本および韓国でも、復元建物については、日本では「建築基準法」、韓国では「建築法」での位置づけが重要となってくる。それは復元建物の活用の在り方、すなわち建物内部に不特定多数の人間を滞留させることができるかどうかという点と、密接に関係しているからである。



第9図 韓国の建物復元事例（景福宮文泰殿）



第10図 復元工事中の南漢山城（ソウル）の状況

まず日本国内では、平城宮朱雀門、志波城跡外郭南門（岩手県盛岡市）、鬼ノ城跡西門（岡山県総社市）など、官殿・官衙や城柵などの遺跡で復元事例が多いものに門があるが、筆者がこれまで関係部局へのヒアリング調査や文献調査で把握した限りでは、すべて建築基準法上は「屋外工作物」あるいは「展示物」と規定されており、建築基準法における建築物とはなっていない。これは不特定多数の遺跡の来訪者が、基本的には門という施設は通過するという利用を想定したものであることによる。ただし、門とは異なるある程度の規模を持つ建物遺構を復元する場合、建築基準法における建築物と規定すると、消防法との関係から、建物内部には不燃材あるいはこれに準じる建築材料を用いることや排煙設備などを設けることなど、内装制限に関する規制が生じる。この内装制限によって、さまざまな現代的な設備・機器類を建物内部に付加することとなり、「史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱い基準」に定められた「技術的事項の③」と齟齬が生じてくる可能性が発生する。したがって、一乘谷朝倉氏遺跡の復元町並みのように、建築基準法上では屋外工作物として内部には実物大の人形を配して建物外部から往時の利用状況を見学させる手法が採られている事例も存在する。ただし建築基準法第3条には、文化財保護法により指定された国宝、重要文化財以外であっても、現状変更の規制および保存のための措置等が講じられている土地での旧来の姿を復元する建物であり、特定行政庁の建築審査会での審査に通過すれば、同法の適用を除外する特例的な制度が規定されている。この適用除外の規定で復元されたものには、熊本城跡（熊本県熊本市）の数奇屋丸二階大広間、未申櫓、戊亥矢倉などを挙げることができる。なお、復元建物の内部空間を博物館的に利用する場合には、建築基準法の適用除外を講じることは困難な趨勢にあるが、復元建物に博物館機能を具備しつつも、復元忠実度の段階設定と博物館としての展示公開機能とのレベル設定をおこない、根拠となる資料の分析と客観的な考証にもとづいた復元によって、建築基準法適用除外となった佐賀城本丸御殿（佐賀県佐賀市）は稀有な事例ということができる。

韓国でも同様に、建築法第3条に「適用除外」に関する規定が存在する。ここでは、文

第2表 建築基準法第3条（抜粋）

第3条【適用の除外】

この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

二 国宝重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品等として認定された建築物

三 文化財保護法第182条第2項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

化財保護法による指定・仮指定文化財としての建造物、伝統建造物保存法による伝統建造物は適用除外とされることが明記されている。さらに韓国の文化財庁へのヒアリング調査から、法律の条文には明記されていないが、復元建物についても建築法の適用除外が認められているということが分かった。したがって韓国では復元建物は建築法における建築物ではないため、消防法の各種規制も発生しないのである。ただし、韓国の国宝第1号である南大門（ソウル）の火災（2008年）を締結として、火災予防の措置が復元建物についても重点的におこなわれる傾向が強くなり、復元建物等を利用した行燈事には、消防車が待機のうえ実施したことがあったようである。なお、博物館施設として復元した建物については、建築法による建築物と規定され、消防法による内装制限も発生する。

IV 史跡指定地と施設配置

IV-1. 日本の現状

史跡の管理運営、公開活用を推進するにあたっては、各種の遺跡の展示のみならず、展示施設、ガイダンス施設、管理運営施設、サービス施設、便益施設（駐車場も含む）といった機能を有する施設も、適正に配置していくことが必要とされる。文化庁では、これらの施設配置について、「原則として史跡等の指定地外に建設する」³ことを基本的な考え方としており、「史跡等指定地の隣接地にこれらの施設を建設する場合には、施設が指定地内からの眺望景観や史跡等整備における全体の空間構成を著しく損傷することのないよう十分注意することが必要」³だとしている。この考え方は、地下構造の保護や史跡指定地内の景観保全に配慮した考え方であると思われる。

そこで以前筆者は、日本国内の史跡の施設配置上の特徴を明らかにするため、各県の教育委員会を主体として事業がすすめられた文化財部局整備主導型史跡と、国土交通省や各県の都市公園部局によって

第3表 日本における史跡指定地と施設配置

整備主体	遺跡名称	展示	ガイダンス	管理運営	サービス	駐車場
文化財部局 整備主導型史跡のふた つに区分して各部局へのヒ アリング調査や整備計画図 等の調査により、各施設の 配置分析をおこなった。具 体的な分析対象は、文化財 部局整備主導型史跡は多賀 城跡（宮城県多賀城市）、 一乗谷朝倉氏遺跡、彦根跡	多賀城跡	●→○	●			▲
	山越城跡		●	●		▲
	一乗谷朝倉氏遺跡	●→○	●	●	●	●/▲
	彦根跡	●	●	●	●	●
	鬼ノ城跡	○	○	○		○
公園部局 古跡・近世跡 古都・近世跡 古都原古跡群 吉良城跡	大字町跡	●/○	●	●		▲
	山内丸山遺跡	●/○	○	○	○	○
	吉良・近世跡	○	○	○	○	○
	古都原古跡群	○	○	○	○	○
	吉良城跡	●	○	○	●/○	○

注：●は史跡指定地内に配置されているもの、○は指定地外に配置されているものを示す。

●→○は最初は史跡指定地内に配置されたが、後に指定地外に移転されたものを示す。

●/○は史跡指定地および指定地外に配置されているものを示す。

▲は多目的施設という位置づけで史跡指定地内に配置された駐車場を示す。

(三重県多気郡明和町)など計6例、公園部局整備主導型史跡は三内丸山遺跡(青森県青森市)、吉野ヶ里遺跡(佐賀県神埼市・吉野ヶ里町)など計4例のみであったが、大きな傾向は把握することができた。その結果は、文化庁が「原則的に史跡指定地外に設置すること」としている展示施設、ガイダンス施設、管理運営施設、サービス施設、便益施設(駐車場も含む)は、文化財部局整備主導型史跡はことごとく史跡指定地内に設置しており、公園部局整備主導型史跡では文化庁の指導通りに、ほぼすべてが史跡指定地外に設置しているという点であった(第3表)⁸⁾。

日本で文化財保護行政に携わるものの中には、「公園」になれば過剰な施設整備によって遺跡の保存が危ぶまれる、という意見がよく聞かれるが、調査をおこなった事例に着目するかぎり、復元建物以外の施設整備を史跡指定地内でおこなっているのは、都市公園以外の史跡である。また、遺跡の社会還元という観点からも、各種施設内容の充実度は、明らかに史跡の周辺を公園として確保した公園部局整備主導型史跡の方が高い傾向にある。

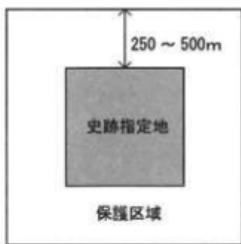
文化庁の史跡整備に関する指導方針は、史跡の「活用」を重視しつつも、指定地内には活用を目的とした施設を設けることは原則的には不可とするという一見相反した考え方があるように感じられる。ただし各地域に所在する文化財部局整備主導型史跡は、そういう厳しい制約のなかでいろいろの工夫を考案し、苦肉の策としての整備を実施して遺跡の社会的の向上のためにさまざまな活用事業をおこなっているのが現状である。

IV-2. 韓国における「保護区域」の導入

それでは、韓国ではどのようにになっているのかについて、次にみていくこととする。

韓国の史跡整備はすべてが文化財庁の主導のもとにおこなわれている。したがって日本のように、公園部局が関与して史跡地周囲を公園として公有地化した事例はない。それでは展示施設、ガイダンス施設、管理運営施設、サービス施設、便益施設(駐車場も含む)はすべて史跡指定地に設置されているのかというと、史跡周辺を「保護区域」と定め、その区域に各種施設を配置しているのである。

韓国の文化財保護法第9条には、「保護物又は保護区域の指定」が定められており、文化財庁へのヒアリング調査の結果、史跡の外周部から250~500mの範囲が、標準的な保護区域として指定されるようである(第11図)。特に駐車場は地形造成をともなうため、すべて保護区域内に設置されるのが一般的である。筆者が調査をおこなった王宮里遺跡(益山)、百濟王陵苑、定林寺址(扶余)などでは、展示、ガイダンス、駐車場等の施設はすべて史跡指定地外に



第11図 保護区域の模式図



第12図 保護区域の管理運営施設
百済王陵苑・扶余



第13図 保護区域の駐車場
聖堂寺址・昌原

設置されている。

このような保護区域の導入による遺跡整備は、日本の公園部局整備主導型史跡と考え方としても共通する方法であると指摘できる。

V おわりに

以上本稿では、日韓の遺跡整備について、その歴史をたどりつつ、特に建物復元の考え方や施設配置の方法について述べてきた。

文化財保護システムの歴史的展開については、日本の史跡名勝天然紀念物保存法と朝鮮宝物古跡保存令との関係、日本の文化財保護法と韓国の文化財保護法との関係を見てとれるように、基本的には日本の文化財保護の考え方を韓国でも基調としつつ、遺跡の現状凍結保存（原形保存）からその整備復元へと、日韓両国とも共通した保護動向を辿ってきた。建物復元の考え方については、韓国では明文化された基準等が存在しないものの、復元にかかる技術者等は法令において基準を設けていることが判明した。また、展示・管理・便益等各種施設の設置については、韓国では史跡の周辺に「保護区域」を設定し、史跡指定地内における遺跡の保護を担保しつつ、史跡指定地外の保護区域を管理・利用を支援する地区と位置付け、明確に区分した土地利用をおこなっていることが明らかとなった。

韓国での調査に多大なご協力をいただき、現地でのさまざまな便宜を図っていただいた韓国文化財庁・金哲主氏、韓国国立文化財研究所・卓京柏氏に、心よりお礼申し上げます。

註

- 栗野 隆「景福宮における遺跡復元の現在形」『遺跡学研究』第3号、2006年、pp. 156–157。
- 金哲主・卓京柏「韓日古代寺院の整備方法研究－6～8世紀の寺院を中心に－」『日韓文化財論集Ⅰ』奈良文化財研究所学報第77巻 奈良文化財研究所、2008年、pp. 363–396。
- 史跡等整備の在り方に関する調査検討会『史跡等整備のてびき』文化庁文化財部記念物課、2004年。
- 青木 直「史跡整備と博物館」雄山閣、2000年。
- 高橋理喜男「太政官公園の成立とその実態」『造園雑誌』第38巻第4号、1975年、pp. 2–8。
- 高瀬要・「遺跡復原論」「文化財論叢Ⅱ」奈良国立文化財研究所創立40周年記念論文集 同朋舎出版、1995年、pp. 911–927。
- 大橋敏博「韓国における文化財保護システムの成立と展開－閔野貞調査（1902年）から韓国文化財保護法制定（1962年）まで」『総合政策論集』第8号 岩波県立大学、2004年。
- 栗野 隆「史跡整備と施設配置」「遺跡整備調査報告」奈良文化財研究所、2008年、pp. 110–114。

挿図出典

- 第1図 上田三平編「平城宮跡調査報告」史蹟精査報告第一 内務大臣官房地理課、1926年、挿入図版 第一。
- 第2図 同、図版第一。

한·일 유적 정비의 現狀
- 건물 복원과 시설 배치에 관하여 -

栗野 隆 (아와노 타카시)

요. 지 일본의 유적 정비는 昭和 40년(1965년)대대 이래로 맥장 문화재 보호 행정의 전개와 더불어 환경 정비라는 개념이 도입되어 유구의 경면 표시, 노출 진시, 전문 복원 등 다양한 유적 처리 방법을 바탕으로 정비사업이 진행되었다. 이러한 유적은 방문자에게는 휴식의 장소를 제공하면서 역사적 유산의 교육·학습, 유산 보호에 대한 보급·개발 기능을 갖춘 유적 박물관(사이트 유저인)이라는 관점에서 계획된 것이 많다. 그러나 일본의 유적 정비 현상은 전문 복원의 현황이나 유적 활용 방법, 관리·편의 시설의 설치 방법 등 보존 측면에서는 기본적인 방침이 공유되어 있지 않아 일정 정도의 규범이 될 수 있는 개념을 정리해 놓을 요구가 있어 왔다. 이러한 일본 문화재 보호 행정이 알고 있는 여러 문제를 검토하기 위해서 본고에서는 한국의 유적 정비 현황, 특히 건물 복원의 현황과 각종 시설의 설치가 어떠한 관점에 따라 행해지고 있는지를 파악하고 일본과 한국과의 상황을 비교하였다. 조사는 주로 일본 및 한국의 문화재 관계 부처의 인터뷰에 의한 것이다.

주제어 : 유적 정비 건물 복원 시설 정비 보호 구역

Archaeological Site Presentation in Japan and Korea: Focusing on Reconstructed Buildings and Layouts of Facilities

Awano Takashi

Abstract: In Japan, archaeological site presentation has been developing since the mid-1960s, along with advances in the administration of buried cultural properties protection and the introduction of the concept of environmental management, and utilizing a variety of means for site display such as indicating the horizontal outlines of archaeological features, making open air displays, and reconstructing buildings. While offering visitors a place for recreation, plans are frequently based on the idea of having a site museum equipped for educating and learning about the historic heritage, as well as promoting the functions of enlightenment and acceptance with regard to heritage protection. But actual conditions of site management in Japan lack basic common principles with regard to various aspects, such as how buildings should be reconstructed or methods for utilizing sites, or the manner for setting up facilities for management or visitors' convenience, so it is desirable to review our thinking about certain basic standards. In order to analyze these problems in Japan's administration of cultural properties protection, this contribution assesses the current conditions of site presentation in Korea, and in particular what kinds of approaches are taken in reconstructing buildings and setting up various types of facilities, making a comparison of the situations of Japan and Korea. Investigation was made mainly through interviews with departments related to cultural properties in Japan and Korea.

Keywords: Historic sites, site presentation, reconstructing buildings, setting up of facilities, protection zones

韓日における文化財政策の変化と史跡整備に関する研究

金 哲 主

- 1 はじめに
- 2 研究の範囲と方法
- 3 韓・日における文化財保護法の流れ
- 4 韓・日の史跡関連指針
- 5 結論

要旨 現在、文化財分野における主な关心は保存から活用へと変化してきており、これは社会の変化や要求に従った流れである。このような社会的変化と要求は文化財保護法などの改定に反映され、文化財政策の方向を提示することになり、それを具体化するために指針が整備される。この指針は実際に史跡に適用され、整備という結果で現れ、国民が史跡を通して学べる場、憩いの場として享受することになる。このように、文化財の保存と活用においては政策による方向設定が重要な要素として適用され、史跡整備においては指針による具体的な範囲設定が重要であることを詳細に検討した。

キーワード 韓・日 文化財 政策 指針 史跡 整備

1. はじめに

現在の史跡に対する関心は、活用に主眼を置く考え方へと変化している。これは、社会的な変化と要求によるもので、このような社会的変化や要求は文化財保護法などの改定に反映され、文化財政策の方向を提示することになり、それを具体化するために指針が作られる。このような指針はその体系上、自治体の文化財行政を通じて現場で実現され、具体的な結果として現れる。

こうした政策の変化と指針は時間の流れとともにその時代の価値観を代弁することもあり、その時代を表す指標ともなる。本稿は、社会的な要求による文化財保護法の改定内容、そしてこれを実践するための指針という枠組みの中での史跡について検討する。

また、これを通じて史跡にどのような変化が現れたのかを明らかにしようとする研究でもある。中でも、歴史的に日本と類似する文化財保護法の体系で出発した韓国と日本¹を対象に政策の変化と史跡整備の変化を比較検討し、時代ごとの要求による政策の変化、指針を通じて史跡にどのような変化があったのかを整理し、まとめとする。

2. 研究の範囲と方法

研究の範囲としては、韓・日の文化財保護法の制定過程から現在に至るまでの文化財保護法改定過程を対象に検討する。韓国については、文化財保護法が制定される以前の1933年に制定された「朝鮮宝物古跡名勝天然記念物保存令」以後、文化財保存関連改定事項と文化財保護法、日本については「古器旧物保存方」布告以後の、文化財保護法の改定内容を見ていくこととし、この期間に発表された史跡関連の指針に関する内容を検討する。この検討を通じて、文化財保護法の改定において目指された文化財行政の方向性を明らかにし、これと関連して史跡関連指針の韓・日間の比較を試みる。

3. 韓・日における文化財保護法の流れ

(1) 韓国の文化財保護法の沿革

韓国で最初に書かれた「史跡」の概念は、帝国主義日本による植民地時代に朝鮮總督府が指定した「古跡」に見出すことができる。日本において1919年に制定した「史跡名勝天然記念物保存法」を、植民地支配政策にあわせて修正・転用した、1933年制定の「朝鮮宝物古跡名勝天然記念物保存令」にその概念がみられる²。「朝鮮宝物古跡名勝天然記念物保存令」では、「指定」という概念が導入されましたが、指定保存することのできる保存種目としては、宝物、古跡、名勝、天然記念物などの4種であった。

「記念物」の概念で指定される文化財は、貝塚、古墳、寺跡、城跡、窯跡、その他遺

跡、景勝または動植物、地質鉱物その他学術研究の資料となるものを保存する必要がある際に、朝鮮総督が古跡、名勝または天然記念物として指定することができ、指定文化財は現状変更が禁止され移転が制限され、史跡地内の発掘などの変更事項に対するすべての事項は朝鮮総督の許可を受けるようになっていた。また毀損および変更範囲については罰則条項が設けられた。

指定および調査に必要な朝鮮総督の諮問機関として朝鮮総督府「宝物古跡名勝記念物保存会」を置いて指定および解除時に諮問を行い、「宝物古跡名勝天然記念物保存要目」³で定めた基準に従って指定対象を審議した。

「要目」で定めた「古跡」の分類は、有史以前の遺跡、住居に関するもの、祭祀や信仰に関するもの、軍事国防に関するもの、産業交通土木に関するもの、墳墓、重要な建築物跡などで、歴史の証拠となるに値するものを選定して指定することができ、その種類を見ると城郭、古墳群、寺址、宮殿跡などが大多数を占める。その他、龜石亭跡や貝塚、史跡などが一部含まれている。

以後、韓国は1945年8月15日に主権を回復するが、文化財保存に関する法律を制定する時期までは帝國主義日本が作成した「朝鮮宝物古跡名勝天然記念物保存令」の効力を、憲法第100条の規定によって維持させていた。その後1952年12月19日に、「国宝古跡名勝天然記念物臨時保存委員会」が大韓民国政府文教部長官によって初めて構成された。

この臨時委員会は、1955年6月28日に文教部長官によって「国宝古跡名勝天然記念物保存会」として正式に発足し、この保存会は1957年5月31日第11次総会の際に「文化財保存」に対する法規制定を政府に建議した。そして1960年11月10日国务院令第92号として「文化財保存委員会規定」が公布された。

そして1962年1月10日、法律第961号として「文化財保護法」が制定・公布され、韓国において文化遺産全般を保護・管理する最初の基本法となった。

(2) 韓国における文化財保護法の改定

韓国における文化財保護法の変化の推移⁴は、次のように整理できる。

1962年度に制定された文化財保護法は、7章73条付則3条で構成されており、主権回復以後最初の文化財保存・管理についての統一的かつ総合的な立法であったという点に大きな意味を求めることができる⁵。文化財保護法が制定された1962年以後、他法制定を除外した20余回にわたる大小の改定があったが、主要な内容を見ると、1963年には指定または仮指定文化財を文化財とする概念整理を行い、宝物の概念が追加され、何よりも重要なことは文化財管理特別会計が設置されたことと言えるであろう。これにより旧皇室財産法が廃止され、旧皇室財産の一部を文化財管理特別会計に転入させた。

1970年の改定は、海外展示など文化財の国際的交流を目的とする他には、文化財の国外

第1表 韓国における文化財保護法改定の内容⁶⁾

区分	年月日	主な改定内容	備考
1	施行 1962. 1. 10 法律 第961号	○文化財保護法制定 ○分科委員会委嘱部長 ○重要民俗資料の概念追加 ○危機文化財に付随する処理 ○指定または仮指定文化財を文化財とする概念定立 ○宝物の概念追加 ○文化財管理特別会計の設置 ○日本国財産法廃止 ○日本国財産の一部を文化財管理特別会計に転入	
2	施行 1963. 2. 9 法律 第1265号	○憲法の改定に先立ち整法に応じる「同窓会議の審議を」の条項追加	
3	施行 1963. 12. 17 法律 第1583号、1963. 12.	○既存の国有財産処理臨時特例法廃止に伴う文化財管理局所管権限財團区分などに開拓する事実整備	
4	施行 1965. 7. 1 法律 第1701号、 1965. 6.	○火災、盗難および破損などの被害予防上、必要な場合は固定、宝物として指定または仮指定された文化財を国家で直接管理できるようにする ○海外展示など文化財の国際的交流を目的とする以外には文化財の国外輸出や搬出をできないようにする ○権限文化財以外の文化財のうち郷土文化保存上必要なものは地方文化財として確定できるようにし、所要経費は国家または当該地方自治体が負担あるいは助成する ○文化財の海外輸出、窃取、延滞、毀損その他の犯法者に対する罰刑を強化 ○戦時、事変またはこれに準ずる国家非常時の文化財保護に対する特別規定を新設	
5	施行 1970. 9. 10 法律 第2233号、 1970. 8. 10	○観覧料の徵収管理が不適切な場合は、指定する地方公共団体またはその他の法人に徵収管理させる ○木その他の建設工事による発掘や破損、滅失などの憂慮のため移転または保存する場合の所要経費は建設工事施行者が負担することとする ○文化財所有者の登録制を許可間ににする ○犯法者に関する情報提供者または逮捕者に対する報償金支給制度を新設 ○指定文化財の保護区域内にある土地の収用や使用には土地収用法を準用する ○企画改定 ○動産文化財の登録制度廃止	
6	施行 1973. 2. 5 法律 第2468号、 1973. 2. 5. 一部改定	○文化財所有者の登録制を許可間ににする ○犯法者に関する情報提供者または逮捕者に対する報償金支給制度を新設 ○指定文化財の保護区域内にある土地の収用や使用には土地収用法を準用する	
7	施行 1983. 7. 1 法律 第3644号、 1982. 12. 31、 全面改定	○文化財を国家確定文化財、市・道指定文化財および文化財資料に区分 ○天然記念物に関する保護を強化するために植物の生息地、繁殖地、移来地と、植物の自生地自体も天然記念物に指定できるようにする ○史跡・重要民俗資料などその他の同窓会議文化財に対してても文化庁長官が滅失などの予備措置をできるようにする ○古宝、宝物の括号、構造および重要無形文化財の差額、古本製作行為などを許可事項から削除し、自由にできるようにする ○重要無形文化財の保持者が伝授教育を実施できるようにし、伝授教育を受ける者に対しては奨学金を支給できるようにする ○文化財所有者の資格、欠格事由、遵守事項および許可中止に関する事項を規定する	
8	施行 1984. 12. 31 法律 第3787号、 1984. 12. 31. 一部改定	○非現実的な登録制度を廃止し、簡便された文化財を活用し展示公開するように説明するとともに文化財の実態を把握	
9	施行 1989. 1. 1 法律 第4031号、 1988. 12. 26. 他法改定	○文化財の保護、管理のための文化財管理特別会計を設置・運営してきたが、同窓会議の収入が縮めて不足しているためこれを廢止し、文化財の保護、管理事業を一般会計が引き継ぐ	
10	【施行 1995. 1. 1】法律 第 4884号、1995. 1. 5. 一部 改定】	○埋蔵文化財を建設工事の施工者に強制する場合、その文化財の無害必要と認めた際には文化体育部長官が直接交付するかこれが指定する者に先づさせられるようする ○埋蔵文化財の保護は工事施工者が負担することを原則とするが、大統領令が定める埋蔵工事に際しては国家または地方公共団体が負担する	

		○文化財修理工事の専門性および組織性を高めるための文化財修理業務に長期間従事する公務員には、文化財修理技術者資格試験の一環を免除
11	施行 1996. 7. 1 法律 第5073号、 1996. 12. 29. 一部改定	○文化財の鑑賞料はその所有者などが自ら的に決定 ○文化財完買業の許可に関する文化体育部長官の権限を地方自治体の長に移譲
12	施行 1999. 7. 1 法律 第5719号、 1999. 1. 29. 一部改定	○各種譲り受け事務による文化財の毀損を事前に予防することのできる体制を整備 ○文化財事務の標準を強化するため運送行為に対する罰金の額を上方調整 ○国民に不快を与える行政規制緩和のための各権限中古および報告義務などの廃止
13	施行 2000. 7. 1 法律 第6133号、 2000. 1. 12. 一部改定	○文化財保護区域の指定による財産権行使の制限減少のために文化財保護区域観察制度を設置 ○文化財修理技術者の資格試験および登録の行政規制を緩和 ○文化財保護のための文化財公開の制度化
14	施行 2001. 7. 1 法律 第6443号、 2001. 3. 28. 一部改定	○重要無形文化財所有者認定制度を改善 ○文化財修理工事の評価制度を導入 ○近代文化遺産などの保護のために保存する価値がある卓造物および記念物を登録
15	施行 2003. 7. 1 法律 第6840号、 2002. 12. 30. 一部改定	○文化財修理技術者・文化財修理業者などの業務処理基準を整備 ○文化財修理工事に対する瑕疵担保責任に関する規定強化 ○文化財の審査・審査防止およびその不正な流通の遮断強化
16	施行 2006. 7. 28 法律 第7365号、 2005. 1. 27. 一部改定	○文化財修理技術者および技能者の身分証を文化財市から市・道へ移転 ○重要文化財の申請対象を拡大 ○免責範囲などの不注意に対する制裁手段を整備
17	施行 2006. 6. 24 法律 第7734号、 2005. 12. 23. 一部改定	○指定文化財に対する定期監査と再調査の実施 ○市・道知事が市・道指定文化財を修復した時には文化財長に報告 ○文化財行政または市・道知事に指定文化財の火災予防および防火設備など役職のための必要な施設を設立・施行
18	施行 2007. 7. 27 法律 第8278号、 2007. 1. 26. 一部改定	○文化財の既存対象を文部省と国際文化財まで拡大 ○慶尚文化財が発見・申告された場合、所有権の主張期間は30日から90日までに延長 ○文化財完買法を要件強化
19	施行 2008. 9. 29 法律 第9002号、 2008. 3. 28. 一部改定	○文化財委員会運営の公正性、手続きの透明性および委員の責任性を高める ○文化財が文化財と関連して改築を樹立・執行する際に剥離になるよう、較動産文化財の現状、管轄などを調査できる法的機能を整備
20	施行 2008. 12. 14 法律 第9116号、 2008. 6. 13. 一部改定	○天然記念物動物治療所の届出・解説権限を市・道知事に付与 ○国家指定文化財の中古事務、並び文化財の中古自由および市・道知事の文化財行政専門性を含める
21	施行 2011. 2. 5 法律 第10000号、2010. 2. 4. 全面改定	○文化財保護法全面改定 ○複雑な立法体系改善、文化財保存・管理環境変化による立法需要に対応 ○体系的な文化財修理制度の整備 ○複雑な文化財の保存・管理などに万全を期す ○国外に所在する韓國文化財に対する保護、収集および活用のための政策推進の推進を整備 ○多様な形態の文化財保存・管理および活用のための実効性確保

輸出や搬出をできないように制限するもので、地方文化財の概念新設、戦時、事変やこれに準ずる国家非常時の文化財保護に対する特別規定を新設したのが特徴である。

1983年には文化財保護法の全面改定が実施されたが、文化財を国家指定文化財、市・道指定文化財および文化財資料に区分し、遺跡地の発掘許可を大統領令で定め、厳格に制限し、国際条約によって保護される外国文化財に対する保護制度を明文化するなどの大幅な改定が行われた。これは第5共和国憲法に提示した文化国家の理念を提示し、日本の文化

財保護法改定内容の一部を参考に改定されたものである⁷。

1989年には特別会計が一般会計に転換され、1999年には開発にともなう埋蔵文化財の保護のための地表調査実施と文化財府長との事前協議、埋蔵文化財周辺の景観保護を強化した。また2001年には登録文化財制度を新設し、文化財の範囲を拡大した。

そして、2010年には文化財保護法が全面改定され、「文化財保護法」、「埋蔵文化財法」、「修理技術法」の3種類に分けて関連法制度間の関係を明確にするなど文化財保存・管理、環境変化による需要に応じた体系的な文化財修理制度の整備と埋蔵文化財の保存・管理などに万全を期し、国外に所在する韓国の文化財に対する保護・還取および活用のための政策推進の根柢を整備するなど、多様な類型の文化財保存・管理および活用のための実質的な文化財保護法が推進されている。

現在、文化財保護法によって指定管理する「史跡」は490件であり、それにともなう指定保護区域の面積は156,958,000m²である⁸。

(3) 日本における文化財保護法の沿革

日本では、明治維新以後西欧化に伴って起きた伝統を軽視する風潮に対する自覚から、古器物保存方が太政官⁹によって布告された。この時点が日本における文化財保護の始まりとみられている¹⁰。以後1880年から1894年まで、古社寺保存金によって寺社の修理を支援し、文化財保護を目的とする近代最初の法律として1897年に「古社寺保存法」が公布され¹¹、「古社寺保存法」公布以後は保存金による修理は全て府と県に執行委託する形態で進められた。しかし、このような文化財保存に対する動きは建築物と宝物に限定されたものであった¹²。

文化財保護に関する本格的かつ総合的な観点から制定された法は、1919年に制定された「史蹟名勝天然紀念物保存法」¹³である。1897年以後、日本で急速に進行した近代化資本主義によって鉄道と工場が各地に建設され、土地開発による史跡、名勝、天然紀念物など、主に土地を対象にした文化財の破壊が頻繁に起こったことによる、「紀念物」¹⁴の保存運動のためであった。この法によって、史蹟603件、名勝206件、天然紀念物781件が指定された¹⁵。

1929年には国宝保存法が古社寺保存法を拡大する概念として制定され、既存の指定対象が建造物および宝物類であったのを、「特別保護建造物」または「国宝」として指定し¹⁶、国有、公有、私有のものまでも「国宝」の指定対象に含めた。

1933（昭和8）年には「重要美術品等ノ保存ニ關スル法律」が制定された。「文化財保護法」は、上述した「史蹟名勝天然紀念物保存法」と「国宝保存法」、「重要美術品等ノ保存ニ關スル法律」など三つの法律が一つに合わさり、1950年に「文化財保護法」として制定された¹⁷。

(4) 日本における文化財保護法の改定

第2表 日本における文化財保護法改定の内容¹⁸⁾

区分	年月日	主な改定内容	備考
1	1951年 昭和26年12月24日 法律第318号	○研究所を「文化財研究所」と名称変更 ○文化財所有者開拓権に附する規定追加 ○各都道府県の教育委員会に文化財専門委員設置についての規定追加	
2	1952年 昭和27年7月31日 法律第272号	○文化財委員を非常勤とする規定	
3	1964年 昭和29年5月29日 法律第131号	○民俗資料、記念物の概念を明確にする ○文化財研究所の名称を同立文化財研究所に変更 ○重要文化財の管理団体による管理規定 ○管理団体の概念追加 ○無形文化財の中に重要無形文化財指定を追加 ○民俗資料の中に重要民俗資料指定を追加 ○埋蔵文化財保護制度強化 ○記念物の中の史跡、名勝、天然記念物に特別史跡、特別名勝、特別天然記念物の概念追加 ○重要民俗資料の概念追加	
4	1975年 昭和50年7月1日 法律第49号	○民俗資料を民俗文化財に変更 ○現状変更の強化 ○無形文化財保有者団体認定 ○重要民俗資料を重要民俗文化財に変更 ○埋蔵文化財登録、手前に文化庁長官に通知 ○伝統建造物保存地区に追加 ○文化財保存技術の保護 ○民俗資料を手前の民俗文化財に変更 ○重要民俗資料を重要民俗文化財に変更 ○都道府県の文化財保護審議会に非常勤文化財保護指導委員を置く	
5	1996年 平成8年6月12日 法律第86号	○重複文化財以外の有形文化財のうち建造物を保存および活用が特に必要なものは登録有形文化財として登録	
6	2002年 平成14年7月3日 法律第82号	○特許すべき事項なし	
7	2004年 平成16年5月28日 法律第61号	○民俗技術に対する項目追加 ○文化的景観の項目新設 ○重要文化的景観の管理強化 ○登録有形民俗文化財、登録記念物追加	

1949年1月26日、法隆寺金堂の火災によって壁画が焼失した。これを契機に文化財保護に関する総合的な法律として「文化財保護法」が制定され、文化財保護法の前身である「史蹟名勝天然紀念物保存法」、「国家保存法」、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」は廃止された。

制定された文化財保護法は計13章におよび、既存の文化財関連法を骨格に、無形文化財、民俗資料、埋蔵文化財などを保護対象に含め、文化財保護の概念をさらに拡大させたものであった。これによって美術工芸品5,824件、建造物1,059件が指定された。

以後、日本の文化財保護法は2004年まで大きく7度にわたって改定が行われたが、特に1954年、1975年、1996年、2004年には大きな改定があった。

1954年の改定では、重要無形文化財の指定、重要無形文化財保有者認定制度が導入され、民俗資料については重要民俗資料の指定と無形の民俗資料の記録保存制度が実施された。埋蔵文化財については土木工事の規制が適用され、地方公共団体の役割を明確にするために文化財保護に関する条例が新設された。

1975年の改定では、民俗資料を民俗文化財と名称変更し、重要民俗資料は重要有形民俗

文化財に改称され、新たに無形の民俗文化財については重要無形民俗文化財制度を設けた。伝統的建造物群に関しては、重要伝統的建造物群保存地区の制度が新設され、建造物群によって形成された伝統的景観が文化財として設定された。また文化財修理工のために必要な伝統的技術を選定保存技術として選定し、保有者を認定する制度が新設された。

1996年には、日本の近代化に貢献した産業・交通・土木に関する文化遺産について、近代化遺産としての実態調査が行われ、建造物に関する登録有形文化財が新設された。

2004年には、文化的景観を文化財の一つと見て、新たに重要文化的景観制度を設置し、民俗技術を民俗文化財に変更して保護の対象に含めるとともに、登録制度の対象を登録有形民俗文化財、登録記念物に拡大した。

現在、日本では、文化財周辺の総合的保存・活用について地域活性化のための歴史文化保存活用地域に関する検討を行っている。

(5) 小 緒

韓・日の文化財保護法は、上で見てきたように單一法の体系で構成され、文化財全般に関する規定を置いている¹⁹。前述のとおり韓国は日本の影響を受けていたため、開始段階の文化財保護法には大差はないが、文化財保護法の改定による変化を見るとそれぞれの時代ごとの状況と要求による差が見られる。

韓国の場合、解放以後の混乱と朝鮮戦争という混乱期を経たために、その間は文化財に関する政策を展開する余力がなかった。それ以後、韓・日両国の文化財保護法には、経済的な開発状況を反映した共通の埋蔵文化財の保護体制が目につくようになるが、日本では50年代、韓国では70年代の文化財保護法がこれに該当する。

90年代に入って日本は経済開発が加速化する中で、文化財の対象を近代文化財にまで拡大して登録文化財を新設したが、韓国でも2001年度に登録文化財制度を新設してその対象文化財の幅を広げるようになる。

しかし、90年代の韓国では埋蔵文化財を中心とした周辺景観の保存をより早く文化財保護法に導入し、日本よりも強化された行政規制を維持してきたために、文化財による行政規制の緩和が保護法改定に導入されたという点は、韓・日間の差と言えるであろう。

また、2000年代に入ってからの韓・日両国は、ユネスコ世界遺産と関連して競争的な関係にあり、これを通じて国際的な基準に合う文化財保存管理に力を注いでいる。そして2000年代後半になり、最も大きな差が現れる。日本では、文化的景観を文化財のひとつとして対象文化財と景観を一括して保存しようとするなど、いまだに文化財保護法の單一体系下で領域を広げている反面、韓国では2010年に文化財保護法の全面改定をおこない「文化財保護法」「埋蔵文化財法」「修理技術法」の3つに分かれて関連法制度間の関係を明確にするとともに、文化財保存・管理環境の変化による需要に応える体系的な文化財修理

第3表 史跡総合整備計画樹立の現況（489件中157件）²⁷

区分	合計	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	濟州
計	157(0)	17	3	1(1)	7			2	24(0)	7	7	24	14(1)	19(1)	14(2)	18	157
城郭	55	4	1	(1)	6			2	11(2)	2	4	6	3(1)	8	3	0	
陵廟	11	3							5(1)			1	2				
古墳	14		1	1								1			2(1)	9	
寺跡	18								2	1	1	3	2	1	5	1	
生活道路	12									1	3	6		1		1	
陶器路	2											2					
近代紡織 (麻糸、絹糸、苧綿など)	1	1															
祭祀道路	8	3							1		1	1	1	1			
官道	5	2			1				2					(1)			
首邑	6								1	1		2	1(1)		1		
寺跡・佛塔	2												1	1			
吸水、訓練地	3											1		2			
聚落	2	1										1					
貝塚	1		1														
先祖・庭園	3	1							1		1						
文石墓	2											1	1				
個人遺跡	3										1		2				
住居跡	2	1											1				
石碑	2	1												1			
山	1													1			
油井池	2									1				1			
堤防施設	1											1					
日韓伝承地	1														1		

制度の整備と埋蔵文化財の保存・管理などに万全を期し、国外に所在する韓国文化財に対する保護・還収および活用のための政策推進の根柢を整備している。日本と韓国の文化財保護法は、その変化の方向を全く異にした動きを見せていているのである。

4. 韓・日の史跡関連指針

(1) 韓国の史跡関連指針

文化財保護法（1962年）の制定された60年代は混乱の時期で、文化政策においても無為放任の時期と表現される。文化財事業としてあげられるのは、帝國主義日本による植民地時代に指定された文化財に対する再指定と文化財の海外展示程度に過ぎなかった²⁸。

1970年代に入って大統領によりセマウル運動が提唱され²⁹、この後ろ盾として1969年11月に農漁村近代化促進法が発表された。しかしこれは、伝統から脱皮しようとする西欧化や経済成長の急速な進行をもたらし、政治・社会・文化・制度および精神面の均衡ある発展

を阻害する要因となつた²²。「慶州総合開発計画」²³など、文化財を観光資源化しようとする政策的努力も展開されたが、1972年から始まつた経済開発5カ年計画²⁴による全国土の開発と工業化による限界を克服することはできなかつた。

1980年代は、第5共和国憲法に提示した文化国家の理念に従い、過去の単位文化財中心の保存次元から、その周辺地域までを含む、文化財景観と環境までもともに保存する方向に政策を転換する時期であった。伝統寺院の文化財区域拡大指定と民俗村の指定、伝統造物保存地区の指定などの後継処置が続けられた。また、多くの国際行事とともに文化財開発国際協約の加入²⁵など、文化財の国際交流が本格化した時期でもあった。1990年代には、ユネスコ世界遺産への登録²⁶とあいまつて開発にともなう文化遺産の享受と埋蔵文化財を保護するための制度が強化された。

2000年代に入ってからは、1999年に文化財管理局が文化財庁に昇格して文化財庁長が次官級に格上げされ、文化財研究・行政に必要な人員が多様な分野において数的な膨張を成し遂げた。2000年代後半からは、文化財庁の本来の力量を強化するための政策開発に力点が置かれた。

2008年度には『城郭整備および保存管理活用方案』、2009年度には「歴史的建築物と遺跡の修理復元および管理について的一般原則」、同年の「史跡総合整備計画の樹立および施行に関する指針」などを通じて史跡の整備に関する概念が定立した。史跡総合整備計画などに盛り込むべき具体的な内容、史跡整備において目指すべきもの、整備・復元にともなう基準を明確に提示することで、各遺跡の特性を生かした史跡整備となるように誘導している。

(2) 日本の史跡関連指針

日本は50年代～60年代の高度成長期を経て、都市化による集落の変化、農村の急激な変化によって文化財の毀損をともなう開発が進められた。この時すでに、史跡の大多数は史跡名勝天然記念物保護法改定当時に指定されたものであり、遺跡を破壊から守る必要性が高まっていた。

これにより、毎年20件程度の指定が行われ、1967年には5カ年計画で天然記念物緊急調査が実施された。埋蔵文化財に關しても50年代の開発事業にともなう発掘が急増し、1960年から埋蔵文化財包蔵地分布調査が行われ、1万箇所が調査されて1964～1967年にわたって全国遺跡分布地図が作成された。

このような社会的な雰囲気の中で埋蔵文化財と資料を一体的に保存するために1966年、「風土記の丘設置要綱」が発表された。これは全国の古墳、城跡などの遺跡を広く保存し、歴史資料等を所蔵展示する展示館を設置することにより、遺跡と資料の一体的な保存活用を目的としたものであった。その対象は可能な限り自然環境を維持している地域で、

最小面積は16万5千m²、土地は全て国家が買取ることを原則とした。これにより、1966年の西都原風土記の丘を皮切りに2007年までに16箇所が選定され、該当遺跡の整備と展示館の設立が行われた。

70年代から80年代にかけて農漁村の経済的発展と高齢化が進行するに従い、伝統的な民俗芸能と無形民俗が減少し、文化に対する日本国民の関心が高まって、地域の文化遺産を活用した地域活性化の試みが始まった。その流れは90年代にも続き、文化財を活用して観光収入を高め、文化産業を発展させようとする試みと、文化庁が1989年に実施した「ふるさと歴史の広場（史跡等活用特別事業）」²⁸という事業が組み合わさり、史跡整備の概念が広がった。この事業は、国民が地域の歴史と文化に親しみ、学習と憩いの場として積極的に活用できるよう視覚的・立体的に分かりやすい史跡整備を行うため、遺構の実物大の復元や遺跡の模型の設置、体験学習施設などの建設に必要な経費について自治体に補助をするものであった。これが全国の史跡の積極的な復元と活用を模索する契機となり、以後全国で復元整備される史跡が増加することとなった²⁹。

5. 結 論

以上のように、韓・日間の文化財保護法と史跡関連指針などを見てきた。両国における文化財保護法の変化を見ると、初期には開発を背景として文化財保護のための政策中心に変化していたと言える。こうした中、社会的な要求に合わせた活用のための指針と原則が整備³⁰されたが、日本では文化庁の主導下に早くから指定された史跡を活用するために展示館との一体化を企図した史跡の整備が試みられ、豊富な財政的支援が行われた。また、1989年度の指針でも財政的支援は無論のこと、その史跡活用の範囲を復元にまで果敢にも許容するなどの試みが際立っている。しかし韓国の場合、指針に従った財政的な支援についての具体的な項目ではなく、包括的な史跡整備に関する基本的な概念定立と各史跡がもつ特徴を生かせるような指針を提供することに重点を置いている。

これらをまとめると、次の様に結論できるであろう。日本では、文化財保護法の單一法のもと文化財の範囲を包括的に広げており、指針は文化庁の主導下に財政的支援と対象が決められ史跡に適用されている。また、その流れは保存から積極的な活用へと移っており、果敢な史跡整備がなされている。

これに対し韓国では、2000年代初めまでは文化財保護法が時間差を置いて日本と類似した変化を見せたが、2010年度の文化財保護法改定で果敢にも文化財保護法の特性を分離し、文化財庁の政策的な役割を強調するとともに、指針においても自治体の力量強化に焦点を合わせて自治体の文化財庁からの独立性を強調しようとする傾向が見られる。韓国も日本と同様に、主眼を保存から活用へと移しているが、その動きにおいては直接的で積極

第4表 風土記の丘事業対象一覧

文化財名	事業名	事業内容	備考
1 丹波古墳群	山形県立うきたむ馬上記の丘	考古資料館 に向道墓整備	
2 下野國分寺跡、下野國分尼寺跡	I.もつけ馬上記の丘	資料館 下野國分寺跡、下野國分尼寺跡整備	
3 伊豫云氣、鷹形大塚古墳	なす風土記の丘	資料館 伊豫云氣、鷹形大塚古墳整備	
4 岩上古墳群	さきたま馬上記の丘	博物館 岩上古墳群整備	
5 石子留院跡等科正室、石子留子神宝印室	千葉県立房地馬上記の丘	資料館 千葉古直道、日学留院跡等科正室、 石子留子神宝印室整備	
6 雄山神社	立山馬上記の丘	博物館 雄山神社	
7 銀子塚古墳附丸山坂古墳	甲斐風土記の丘	考古博物館 銀子塚古墳附丸山坂古墳	
8 安土城跡、櫛貫や城跡、瓢箪山古墳、大中瀬空堀跡	近江里十記の丘	考古博物館 安土城跡、櫛貫や城跡、瓢箪山古墳、 大中瀬空堀跡	
9 一ノ瀬賀古墳群	大阪府立近づけ馬上記の丘	博物館 一ノ瀬賀古墳群	
10 桐橋千家古墳群	和歌県立紀伊馬上記の丘	資料館 桐橋千家古墳群	
11 出雲御所跡、眞田山古墳群	八戸立つ馬上記の丘	資料館 出雲御所跡、眞田山古墳群	
12 佛中間分寺	青僧路風土記の丘	博物館 佛中間分寺	
13 清美寺・七ヶ塚古墳群、旧高野家住宅	広島県立みよし馬上記の丘	歴史民俗資料館 清美寺・七ヶ塚古墳群、 旧高野家住宅	
14 老原古墳群	肥後古代の森	装飾古道具館 老原古墳群	
15 川部・高龜古墳群	宇佐馬上記の丘	歴史博物館 川部・高龜古墳群	
16 西都原古墳群	西都原馬上記の丘	考古博物館 西都原古墳群	

的というよりは、原則を立てて接近しようとする点に差がある。

以上のように、本稿では韓・日間の文化財保護法の変化と史跡関連指針などを検討し、社会的な変化と要求が時間的な差を置いて政策に反映され、また指針として作られて具現化する過程を見てきた。これを通じて文化財保存と活用において政策の方向設定が重要な要素として適用され、指針で具体的な範囲を設定することが重要であることが明らかになった。今後はこのような政策と指針に対する客観的な評価が必要であるが、現在評価を下すには研究が未だ開始段階にすぎないため難しい。これから研究結果に期待する。

註

- 1 김영규 「한국과 일본의 문화재 보호정책 비교연구」 문화재보호법 및 관리방식을 중심으로 「한국 지역색상논집」 제4권제2호 (2009년) で、「日本の文化財保護法を採用し、韓国の文化財保護法を制定し」と記述している。
- 2 日本国の国内法では「国宝」「史跡」を使用したが、同じ内容を朝鮮に適用しつつ「宝物」「古跡」などの異なる用語を使用したのは、おそらく等級を下げようとする意図があったのであろう。

- 3 史料は、国家知識ポータルの原文資料より引用。
<https://search.i815.or.kr/ImageViewer/ImageViewer.jsp?tid=co&id=3-004851-000>
- 4 法制処文化財保護法
<http://law.go.kr/LSW/lInfoP.do?lSeq=91421#0000>
- 5 金양순 「정부의 문화재 보호보존 정책에 관한 연구」 연세대학교 행정대학원 석사학위논문, 2005년, p. 9。
- 6 法制処ホームページ発令情報文化財保護法に、他法改定を除外した文化財保護法改定内容がある。
<http://www.law.go.kr/LSW/lSc.do?menuId=0&p1=&subMenu=1&searchName=LicLs%2C0&query=%EB%AC%B8%ED%99%94%EC%9E%AC%EB%B3%B4%ED%98%B8%EB%B2%95#lBgcotor0>
- 7 金양순 「정부의 문화재 보호보존 정책에 관한 연구」 (前掲註 5)。
- 8 史跡指定番号では2009年12月21日付で指定された海南大興寺が史跡第508号となっているが、その間に解除されたものを除くと全件数は490件である。史跡指定が解除されたのは、倭城が10件、「史跡」から「名勝」へと種目を変えて指定されたのが5件、その他3件がある。
- 9 太政官：日本の明治維新政府に設置された官衙名で、当時の日本の最高国家機関。
- 10 장호수『문화재학 개론』 백산자료원, 2002年, p. 46。
- 11 広義での最初の近代的な文化財保護法の前身を、1919年の「史蹟名勝天然紀念物保存法」に求める見解もある。
- 12 古社寺保存法の第1条には「建造物及宝物類ヲ維持修理工事コト」と明記されており、その対象が建造物と宝物に限定されていることが分かる。
- 13 その分類法は日本の現在の文化財保護法の分類体系と類似し、指定、現状変更許可、行為規制、諮問機関の設置などについての内容を含んでいる。
- 14 これによって史蹟名勝天然紀念物保存要目「抄」が1920年に作成され、史跡についての概念を明確にしている。その内容は次の通りである。

史 跡

- 一、都城跡、宮跡、行宮跡其の他の皇室に關係深き史跡
- 二、社寺の跡及び祭祀信仰に関する史跡にして重要なもの
- 三、古墳及著名なる人物の墓並碑
- 四、古城跡、城壁、防堤、古戦場、國都府跡其の他の政治軍事に關係深き史跡
- 五、壇廟、鄉学、藩学、文庫又は是等の跡其の他の教育学芸に關係深き史跡
- 六、豪園跡、悲田院跡其の他の社会事業に關係ある史跡
- 七、古跡、一里塚、空跡、市場跡其の他の産業交通土木等に関する重要な史跡
- 八、山嶽ある川宅、危池、井泉、樹石の類
- 九、貝塚、遺物包含地、神龍石其の他の人類学及考古学上重要な遺跡
- 十、外國及外国人に關係ある重要な史跡
- 十一、重要な伝説地

- 15 장호수『문화재학 개론』 백산자료원, 2002年, p. 47。
- 16 国家保存法 第1条
 「建造物、宝物其の他ノ物件ニシテ特ニ歴史ノ証據又ハ美術ノ模範ト為ルベキモノハ主務大臣國宝保存会ニ諮問シ之ヲ國宝トシテ指定スルコトヲ得。」
- 17 金양순『문화재보호법 원론』 도서출판 주부성, 2005年, p. 29。
- 18 日本国国会図書館日本法令索引から引用。

- <http://houre.indi.go.jp/SearchSys/viewEinkaku.do?i=Wfvv7TnXxos2cORWgZLXAQ%3d%3d>
- 19 김영규 「한국과 일본의 문화재 보호정책 비교연구」, 문화재보호법 및 관리방식을 중심으로 |한국 지역혁신논집| 제4권제2호, 2009년, p. 8.
 - 20 강호수 「문화재학 개론」, 백산자료원, 2002년, p. 98.
 - 21 1970年4月22日に朴正熙大統領によって提出され、韓国固有の地方自治である締約と契、結、相互扶助がその基本精神である。民衆を中心とした自発的な共同体系を組織し、社会改革をしようとした運動。
 - 22 전유철 「한국근대화촉진법제설」 |『法制月報』, 1970年, p. 43.
 - 23 国家記録院「慶州観光総合計画樹立および推進」、以下を参照。
<http://contents.archives.go.kr/next/content/listSubjectDescription.do?id=005705>
 - 24 韓国で、1962年から経済発展のために5年単位で実施している経済開発計画で、1962年から1996年にかけて7次の計画が実施され、韓国の経済成長を牽引する役割を果たした。
 - 25 國際文化財保存復旧研究センター規約（1968. 07. 22加入）、文化財の不法搬出入および所有権の譲渡の禁止と予防手段に関する協約（1983. 02. 14加入）、世界文化遺産および自然遺産の保護に関する協約（1988.09.14加入）などに加入しており、他にも世界各国と協約を結んでいる。
 - 26 1990年代に登録された世界文化遺産としては宗廟（1996）、海印寺藏經板殿（1996）、仏国寺・石窟庵（1995）、昌德宮（1997）、水原華城（1997）、慶州歴史遺跡地区（2000）、高敞・和順・江華支石墓遺跡（2000）などがある。
 - 27 文化財行保存政策課内部資料、2009年。
 - 28 文部科学省白書『我が国の文教施策（平成元年度）』第Ⅱ部、第9章、第7節 3史跡等の保存・整備、1989年。
 - 29 この時期に復元的に整備された史跡は吉野ヶ里（1989～）、出島和蘭商館遺跡（1998～2000）、平城宮朱雀門（1993～1998）、平城宮大極殿（2001～2010）などを挙げることができ、ふるさと歴史の広場（史跡等活用特別事業）が、全国で復元を積極的に検討する契機となった。
 - 30 日本では史跡整備マニュアルが2006年度に発刊され、全国の自治体がこれを基礎に史跡整備を行っている。一方韓国では、2008年度の『城郭整備および保存管理活用方案』を皮切りに各遺跡の特性にあった指針が整備されている。韓国文化財庁では、これらを融合した史跡整備マニュアルT-Fが進行している。

한·일 문화재 정책에 변화에 따른 사적 정비에 관한 연구

김 철 주

요지: 현재 문화재분야는 보존에서 활용으로 변화되어가고 있으며, 이는 사회적인 변화와 요구에 따른 흐름으로서, 이러한 사회적인 변화와 요구는 문화재보호법 등의 개정에 반영되어 문화재 정책의 방향을 제시하게 되며, 이를 구체화하기 위해서는 지침이 마련된다. 이러한 지침들은 실제로 사적에 적용되어 정비의 결과로 나타나고, 국민들이 사적을 학습의 장소로, 휴식의 장소로서 향유하게 되는 것이다. 이렇듯 문화재 보존과 활용에 있어서 정책의 방향설정이 중요한 요소로 작용하며, 지침에서 구체적인 법위를 설정하는 것이 사적 정비에 있어서 중요한 것임을 살펴보고자 하였다.

주제어: 한·일 문화재 정책 지침 사적 정비

**A Study on the maintenance site,
due to the change in cultural heritage policy in Korea and Japan**

Kim, Chul-Ju

Abstract: Currently used in preserving the cultural sector to be analyzed, and this requires a social change and is based on the flow. These social changes and demands, such as the Cultural Properties Protection Law revision is reflected in the cultural policy is to provide direction, in order to refine this guidance is prepared. These guidelines are actually applied to the maintenance of historical sites will appear as a result, people learn the history of the place, that is to be enjoyed as a place of rest. Thus, conservation and utilization of cultural properties in the direction of policy will serve as an important factor, but also set guidelines for the specific range will be important in the maintenance history was investigated.

Keywords: Korea and Japan, Cultural properties, Policies, Guidelines, Historical sites, Site maintenance

목 차

卷頭圖版

인사말	i
일러두기	iv
복자	v
7세기 일본 도성과 백제·신라 왕경	小澤 豪 (오가와 쇼호시) 1
新羅 王京 整備의 基準線과 尺度	黃仁鋪 23
한일 고대火葬墓의 비교연구 -일본 고대火葬墓의 系體를 본려하고-	小出裕樹 (오다 유키) 53
고대 한반도에서의 横代腰帶 受容	中川あや (나카가와 애야) 101
古代 木製 食器의 組成과 特徵에 대한 檢討	정수옥 125
한일 6~7세기 기와의 관련성 검토 -평기화를 중심으로-	이인숙 147
韓日 두 지역의 寺院 造瓦체제 비교 연구 -8기사를 중심으로-	林正憲 (리아지 마사노리) 183
新羅 短板打捺 半瓦의 出現과 意味에 對한 檢討 -弧狀打捺과 橫方向打捺의 區分과 特徵-	차순철 209
고대 한일의 기술문화의 변천과정에 대한 일고찰 -한국과 일본 출도 도가니를 중심으로-	진용호 239
6~7세기 유적 출토 유리구슬의 특징 -부여 왕릉사지, 공주 무령왕릉 출토 유리구슬 분석 자료를 중심으로-	한송이 313
한일 고대 도성의 고급 지물 생산과 사용 -복식제도 성밖기를 중심으로-	안보연 329
백제의 지방制度와 일본	淺野啓介 (아시노 케스케) 355
木簡 作法과 100년의 理山	馬場 葦 (마바 하지에) 365
일본에서 본 한반도 고대 옥탑지	船崎和久 (하코자키 히즈히사) 381
日本 木塔 地垂本(시가래) 支持에 관한 研究	탁경백 411
한·일 유적 징비의 現狀 -전통 복원과 시설 배치에 관하여-	栗野 降 (아와노 미카시) 451
한·일 문화재 정책에 변화에 따른 사서 징비에 관한 연구	김천주 469
한국어 목차	485
영문 목차	486

MEMOIRS OF CULTURAL HERITAGE STUDIES IN KOREA AND JAPAN II

CONTENTS

Walled Cities of Baekje, Silla and Japan in the Seventh Century	<i>Ozawa Tsyoshi</i>	1
Basic Line and Measure of The Silla Capital's Road Maintenance	<i>Hwang, In-Ho</i>	23
Comparative Study of Cremation Burials in Ancient Korea and Japan: A Search for the Origins of Cremation in Japan	<i>Oda Yuki</i>	53
The Acceptance of Buckled Belts from Tang China on the Ancient Korean Peninsula	<i>Nakagawa Aya</i>	101
Examination of assemblage and features of ancient wooden dishes	<i>Jung, Su-Ock</i>	125
A study on relations of roof tiles between Korean peninsular and Japanese archipelago in the 6th - 7th century	<i>Yi In-suk</i>	147
Comparative Study of Production Systems of Roof Tiles for Buddhist Temples in Korea and Japan in the Eighth Century	<i>Hayashi Masanori</i>	183
An Investigation on Appearance and Significance of Silla Short Beating Plain Roof Tiles - Classification and characteristics of arc-shaped beating and transverse beating	<i>Cha, Soon-Chul</i>	209
A Study on the Process of Technological Change in Ancient Korea and Japan - Based on melting pots uncovered in Korea and Japan-	<i>Jeon, Yong-ho</i>	239
A Characteristics of the excavated glass beads in 6th - 7th centuries - Focusing on analysis data of the excavated glass beads from Wangheungsagi and Muryeongwangreung -	<i>Han, Song-I</i>	313
Production and Development of High Quality Textiles of Ancient Capital Cities of Korea and Japan - Focusing on the Costume System Establishing Time -	<i>An, Bo-Yeon</i>	329
Local Administrative Systems in Baekje and Japan	<i>Asano Keisuke</i>	355
Uses of <i>Mokkan</i> , and a Lag of 100 Years	<i>Baba Hajime</i>	365
Ancient Wooden Pagodas of the Korcan Peninsula: A View from Japan	<i>Hakozaki Kazuhisa</i>	381
The Study of the Supporting Design of the Rafter in Japanese Wooden Pagodas	<i>Tahk, Kyung-Bae</i>	411
Archaeological Site Presentation in Japan and Korca: Focusing on Reconstructed Buildings and Layouts of Facilities	<i>Awano Takashi</i>	451
A Study on the maintenance site, due to the change in cultural heritage policy in Korea and Japan	<i>Kim, Chul-Ju</i>	469

RESEARCH REPORT OF
NARA NATIONAL CULTURAL
PROPERTIES RESEARCH INSTITUTE No. 87

2011

Independent Administratotive Institution
Nara National Research Institute for Cultural Properties, Japan
National Research Institute of Cultural Heritage, Korea

2011年3月20日 印刷
2011年3月30日 発行

日韓文化財論集Ⅱ
奈良文化財研究所学報 第87冊

著作権 独立行政法人 国立文化財機構
所 有 者 奈良文化財研究所

発行者 独立行政法人 国立文化財機構
奈良文化財研究所
奈良市二条町2丁目9番1号
TEL 0742-30-6751(迷惑電話)

印刷者 奈良市南京終町3丁目464番地
株式会社 明新社

ISBN 978-4-902010-93-0

